

平成22年度

内部評価実施結果報告書

～ 21年度実績を振り返って～

平成22年7月

新宿区

はじめに

新宿区では、区が行っている「施策」及び「事業」が区民や地域社会にもたらす成果や実態を客観的に評価し、評価結果を区の政策形成の基礎とすることを目的として、行政評価を実施しています。

区は、平成 19 年度に新宿区の新しい時代の羅針盤となる新宿区基本構想と新宿区総合計画（平成 20 年度～平成 29 年度）を策定するとともに、平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間に計画的・優先的に推進していく事業を中心に、新宿区第一次実行計画（平成 20 年度～平成 23 年度）を策定しました。

そして両計画を進行管理するための仕組みとして「新宿区外部評価委員会」を設置し、区が実施する「内部評価」に加え、外部評価の仕組みを行政評価に取り入れることで、評価の客観性・透明性をより高めることとしました。

平成 22 年度の評価は、昨年と同様に計画の施策の体系にある「個別目標」を対象に評価を行うとともに、第一次実行計画で掲げた「計画事業」の評価も行いました。

さらに、区が単独で実施している補助事業については、平成 20 年度から行政評価の中に取り込み評価を行ってきましたが、今年度は、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間の実績を踏まえて、総合的に評価を行いました。

効率的で質の高い行政サービスを実現していくためには、限られた行政資源を有効に活用し、公共サービスのあり方を見直していくことが必要です。そのためには、計画の適切な進行管理を図るため、行政活動を「計画」・「実行」・「評価」・「見直し」といったサイクルの中で捉え、継続的に評価を行い、評価結果を公表していくことが大切です。

この報告書は、平成 22 年度の内外部評価結果をとりまとめたものですが、今後は、この評価結果を踏まえ、外部評価委員会による外部評価を経て、行政評価の客観性・透明性をより一層高め、これからの区政運営に活かしてまいります。

平成 22 年 7 月

新宿区長 中山 弘子

目 次

1	新宿区の行政評価制度	1
1.1	制度の目的	1
1.2	制度導入からの経過	1
1.3	制度の概要	2
1.4	評価の対象	4
1.5	補助事業評価の概要	4
1.6	計画の構成	5
2	平成22年度の行政評価	6
2.1.1	評価シートの構成	6
2.1.2	補助事業評価シートの構成	7
2.2	評価結果	9
2.2.1	個別目標の評価	9
2.2.2	計画事業の評価	11
2.2.3	補助事業の評価	12
3	今後の課題	14
4	個別目標評価一覧表	17
5	個別目標評価シートの見方	18
6	個別目標評価シート	20
7	事業評価一覧表	73
8	事業評価シートの見方	78
9	事業評価シート	80
10	補助事業評価一覧表	348
11	新宿区補助金等審査委員会答申と補助事業評価の対照表	351
12	補助事業評価シートの見方	344
13	補助事業評価シート	356

1 新宿区の行政評価制度

1.1 制度の目的

新宿区では、区が行っている施策及び事業が区民や地域社会にもたらす成果や実態を客観的に評価し、評価結果を区の政策形成の基礎とすることを目的として、行政評価を実施しています。

また、この行政評価を実施することで、具体的には、次の四つの事項を達成することを目指しています。

(1) 行政運営の意思決定サイクル(P D C A () サイクル) の下に、行政評価制度を組み込み、常に評価結果を施策と事業の見直しに反映していきます。
(行政評価を活用した意思決定サイクルの確立)

(行政運営の意思決定サイクルと行政評価の流れは、3ページの図1をご覧ください。)

(2) 成果に対する厳正な評価を通じて、行政としての関与の妥当性を検証し、これからの公共サービスのあり方を見直すとともに、費用対効果に優れた効率的な区政運営を実現します。

(公共サービスのあり方を見直し・効率的な区政運営の実現)

(3) 誰の目にもわかりやすい評価制度とし、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性を向上させます。

(説明責任の確保・透明性の向上)

(4) 評価の過程を通じて、職員の意識改革と組織としての経営意識を涵養し、画一的・硬直的・閉鎖的・縦割りといわれる行政の体質改善を図ります。

(行政の体質改善)

P D C A : Plan (計画) ・ Do (実行) ・ Check (評価) ・ Action (見直し)

1.2 制度導入からの経過

新宿区の行政評価制度は、平成 11 年度の事務事業評価の試行にはじまり、平成 13 年度には、施策評価・事業評価を行い、評価結果を新宿区後期基本計画・第三次実施計画の策定に反映させてきました。また、平成 14 年度は、区民との協働や補助金といった 5 つのテーマ別評価を試み、協働の視点からの事業の見直しや補助金の見直しへと評価結果を反映しています。

平成 15 年度は、財務会計・文書管理等システムの開発にあわせて行政評価システムの開発に取り組んできたため、行政評価そのものを中止としました。また、平成 16 年度は、開発中の評価システムを部分的に活用することで、第四次実施計画の策定に評価結果を反映させまし

た。そして、平成 17 年度からは、本格的に行政評価システムを導入し、行政評価を再始動させました。

平成 18 年度は、平成 17 年度に実施した施策と事業を対象に評価を行うとともに、第四次実施計画で掲げた 21 の重点項目の視点からも評価を行いました。また、平成 15 年度から 3 か年取り組んだ事業別行政コスト計算書の成果を踏まえ、主に施設整備を行った 9 事業について、発生主義の考え方を取り入れ、トータルコストに減価償却費を組み入れて、行政評価を実施しました。

平成 19 年度は、新宿区基本構想審議会答申における、区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案を受け、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）を設置し、行政評価の客観性・透明性を一層高めました。

平成 20 年度は、新宿区基本計画と第四次実施計画の最終年度を評価したので、単年度の振り返りだけではなく、それぞれの計画期間（10 年間・3 年間）の主な取り組みをまとめて評価をしました。

また、区が単独で実施している補助事業（以下「補助事業」という。）についても評価を行い、透明性を高めました。

平成 21 年度は、平成 20 年度から新たにスタートした、新宿区基本構想（以下「基本構想」という。）と新宿区総合計画（以下「総合計画」という。）（平成 20 年度～平成 29 年度）の施策体系にある個別目標と、平成 23 年度までの 4 年間に計画的・優先的に推進していく、新宿区第一次実行計画（以下「第一次実行計画」という。）（平成 20 年度～平成 23 年度）の事業及び補助事業の評価を行いました。

1. 3 制度の概要

行政評価は、1 ページの目的のとおり、行政運営の意思決定サイクルの下に、組み込まれています。（3 ページの図 1 をご覧ください。）

また、行政評価には、各部経営会議からなる評価委員会が実施する内部評価と外部評価委員会が実施する外部評価があります。行政評価全体の流れは、3 ページの図 2 のとおりです。

平成 22 年度の内部評価は、昨年と同様に平成 20 年度から始まった総合計画における 25 の個別目標と、21 年度から新たに実施している事業も含めた、第一次実行計画における 133 事業の計画事業を対象に実施しました。

さらに、行政評価のしくみの中で補助事業の評価も行いました。

評価結果を踏まえて、第一次実行計画及び補助事業について必要な見直しを行うとともに、予算見積もりに活用することで、予算との連動を深めることを目指します。

図 1 : 行政運営の意思決定サイクルと行政評価の流れ

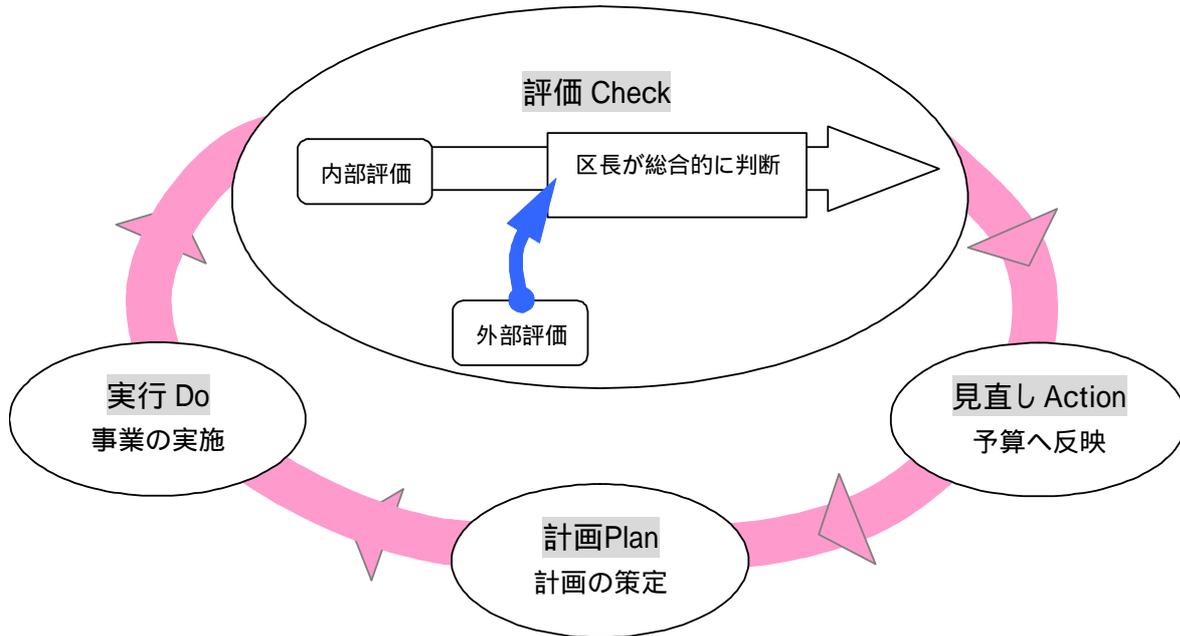
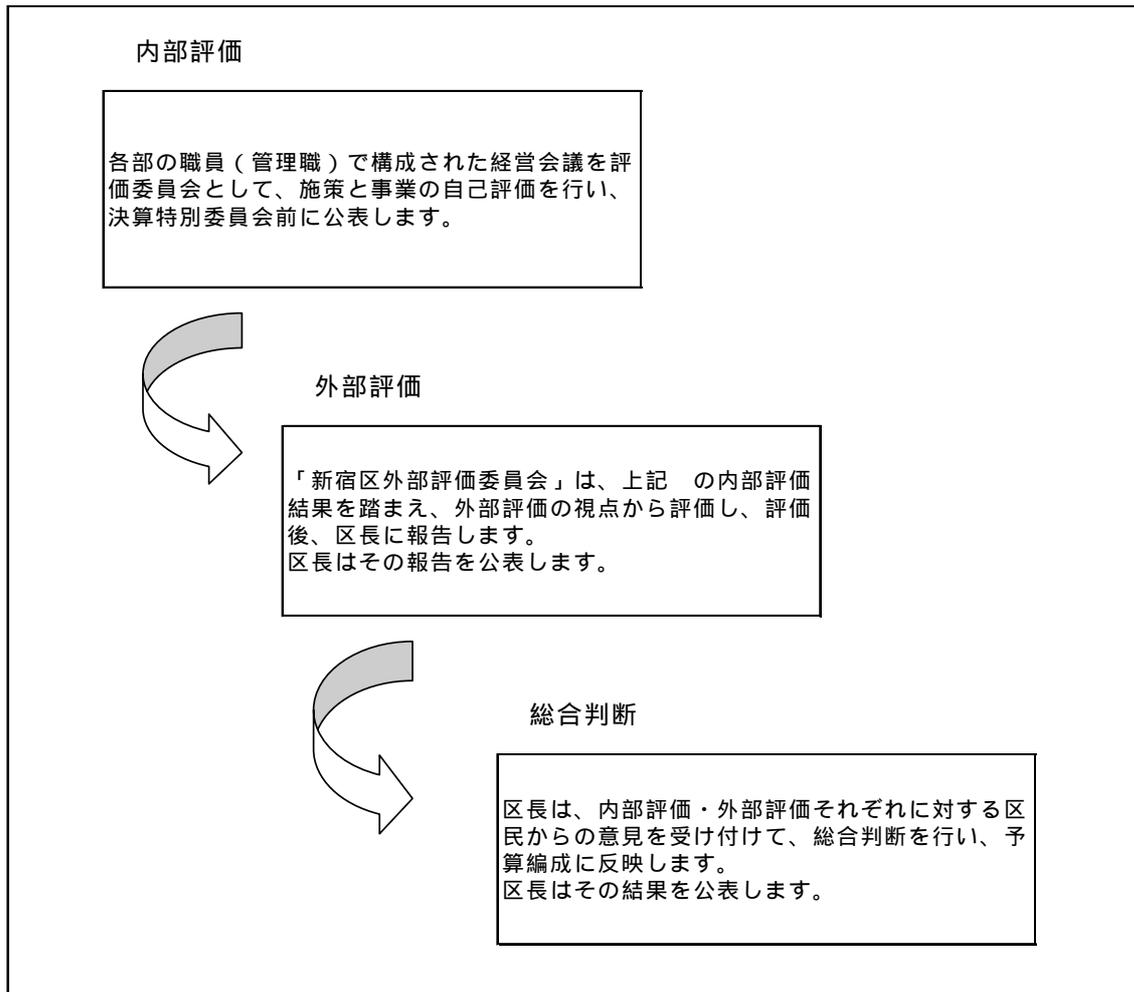


図 2 行政評価全体の流れ



1.4 評価の対象

平成 20 年度から新たに基本構想、総合計画及び第一次実行計画がスタートしました。

基本構想は、新宿区がめざすまちの姿を実現するための、六つの「まちづくりの基本目標」と六つの区政運営の基本姿勢からなるまちづくりの基本指針です。

総合計画は、基本構想を受けた区の最上位計画であり、基本構想のめざすまちの姿の実現に向け、平成 29 年度までの 10 年を計画期間として、まちづくりの方向性を明らかにしたまちづくり編と、区政運営の基本姿勢を受け、まちづくり編を推進し、下支えする区政運営の方向性を示す区政運営編で構成されています。また、施策の体系として、平成 29 年度の目標を定めた個別目標と基本的な考えに基づく基本施策からなっています。

第一次実行計画は、総合計画を受けて平成 23 年度までに計画的・重点的に進める事業です。総合計画と同様、まちづくり編と区政運営編で構成されており、所要経費を見込んだ計画事業の体系で構築されています。

行政評価は、計画期間の目標を定めた個別目標と計画事業のそれぞれについて、目標の達成状況等の評価を実施していきます。

計画事業の評価は、個々の事業について、事業の意図する成果の達成度、目的・手段の妥当性や実施の効率性等といった観点から評価を行い、今後の方向性を見直しや改革方針を整理しています。

また、個別目標の評価は、計画事業の評価を行った後に、個別目標を構成する個々の計画事業の評価内容を分析的に捉えるとともに、個別目標の目的や方向性に対する達成度といった点からの評価を行い、今後の方向性を見直しや改革方針を整理しています。

1.5 補助事業評価の概要

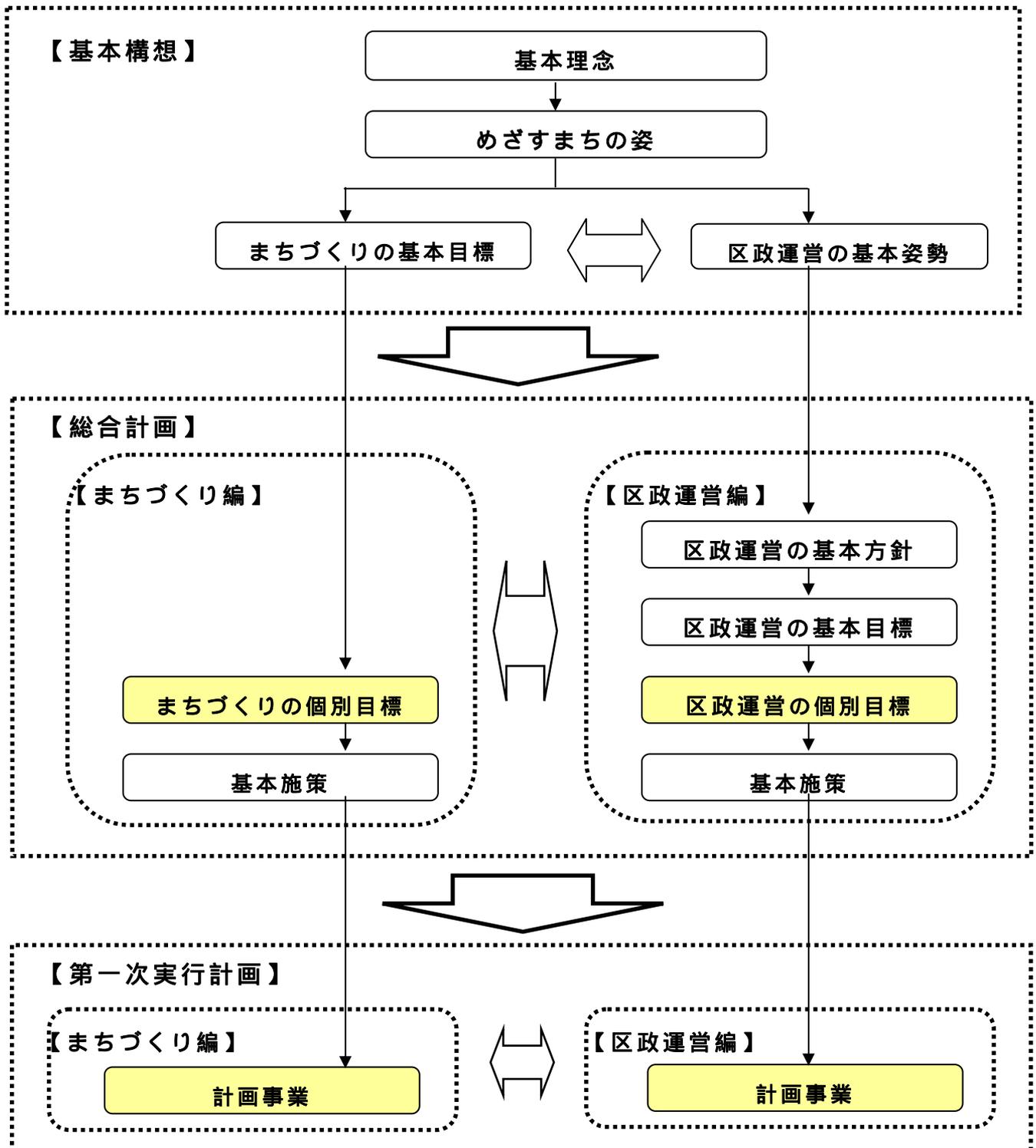
補助事業については、平成 17 年 3 月に、新宿区補助金等審査委員会から、「区民参加による「協働」型補助金制度の実現にむけて」の答申を受けて、平成 17 年度・平成 18 年度の 2 年間で補助事業の見直しを行いました。平成 19 年度分からは、行政評価の仕組みの中で評価を行ってきました。補助事業は、目的に対する妥当性や補助の存続について、3 年程度を基本に見直しをすることとしています。

今年度は、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間の実績を踏まえて総合的に評価することとし、評価シートを改めました。

補助事業の評価は、個々の補助事業について、平成 21 年度の評価だけでなく、平成 19 年度から平成 21 年度における各年度の評価と、3 年間を通しての評価を区と補助対象者との役割分担、目的の妥当性、

代替手段・効率性、目標の達成度、総合評価といった観点から評価を行い、今後の課題や改革方針を整理しています。

1.6 計画の構成



2 平成22年度の行政評価

2.1.1 評価シートの構成

「1.4 評価の対象」でもふれましたが、行政評価は個別目標の評価と計画事業の評価とで実施しています。

ここでは、計画事業の評価を中心に評価のしくみを説明します。

まず、各主管部では、9ページの図3に示す評価シート1に目的、手段を記入します。その上で、事業の主な実施内容、事業の指標、その指標に対する達成状況を達成水準に記入します。

なお、昨年外部評価委員会からの指摘を受けて、計画事業の指標を変更又は追加を行った事業があります。また、達成水準欄の記載方法についても、原則的に年度単位に変更したものがありません。

次に、評価シート2にコスト情報等を記入し、評価の視点に示す「サービスの負担と担い手」「適切な目標設定」「効果的・効率的な視点」「目的（目標水準）の達成度」の四つの点から評価を行い、これらの結果を踏まえて「総合評価」欄の記入を行います。

この四つの評価の視点は、外部評価の視点と同じになるよう見直しました。

進捗状況・今後の取組み方針では、事業のPDCAサイクルの流れが明確になるように次のような見直しを行いました。

「21年度状況」の「状況認識（課題）」欄及び「改革方針」欄には、当該事業を実施する上での課題及びその課題に対する改革方針を記入します。

原則として、昨年の内部評価（進捗状況・今後の取組み方針の下段の「21年度評価」欄の課題・改革方針）で記載した内容を記入しています。新たに計画事業としたものは、事業化した時点の状況認識と取組方針を記入します。

「22年度評価」の「21年度実績」の「改革方針への対応状況」欄及び「課題」欄には、「21年度状況」の改革方針への取組み状況、その取組みを踏まえて分析した今後の課題を記入します。

改革方針欄には、課題に対する今後の方向性と改革方針内容についての記入を行います。次回内部評価を実施するときには、この課題と改革方針内容を、状況認識（課題）と改革方針に記入することになります。

四つの視点に基づく評価、総合評価、進捗状況・今後の取組み方針については、各部経営会議からなる評価委員会と行政評価制度を所管する総合政策部とで、評価内容が適切かどうかのチェックを繰り返し、評価の精度を上げています。

個別目標の評価についても、同様の方法で評価を行っています。

また、平成15年度から3か年取り組んだ事業別行政コスト計算書の効果を生かし、発生主義の考え方として、主に施設整備を行った5事

業（ ）について、トータルコストに減価償却費を組み入れて、内部評価を実施しています。

発生主義の考え方では、経費が発生する原因が生じた時点をもって費用と認識する「現金の支出を伴わない経費」があります。建物は、鉛筆や紙のような消耗品と異なり、購入した直後に利用しきってしまうものではなく、数十年にわたって利用可能なものです。

建物の建設費は、建物が完成した時点で一括して支払われるのが一般的ですが、発生主義では、長期にわたって建物を利用しているという実態に着目し、建物の施設としての価値を毎年少しずつ利用することで、事業を運営しているという事実を重視して、費用は施設として利用した段階で発生していると考えます。このように、毎年利用している費用額を算出する方法が「減価償却」です。

具体的には、建物の取得価格を施設の利用価値総額とし、施設としての利用ができなくなった時点での建物の価値相当額（残存価値）を差し引いた価格を利用可能年数（耐用年数）で割った金額を、各年度の費用額（償却費）と考えます。

このような発生主義の考え方を行政評価に取り組むことにより、それぞれの事業に要した正確なコストの把握とその評価に努めていきます。

発生主義の考え方を取り入れた計画事業

- 6 地域センターの整備（戸塚地区）
- 10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備
- 17 学校適正配置の推進
- 36 高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備
- 69 人にやさしい道路の整備

2.1.2 補助事業評価シートの構成

「1.5 補助事業評価の概要」でもふれましたが、平成21年度は補助事業の見直し時期に当たります。昨年までの補助事業評価は年度単位で評価を実施していましたが、今回の評価では3年間の実績を踏まえ総合的に評価するように評価シートも改正したうえで、補助事業の評価を実施しています。

ここでは、今年度の補助事業評価のしくみを説明します。

まず、各主管部では、9ページの図3に示す補助事業評価シート1に目的、概要、補助対象（者）、対象費用、支出方法等を記入します。

さらに、補助金の申請手続きや清算／実績報告の書類状況や審査方法等の内容について記入します。

次に、評価シート 2 に 19 年度から 21 年度の予算・決算を記入し、各年度における年度評価の欄を記入します。

19 年度から 21 年度 3 年間を通しての評価は、「役割分担」「目的の妥当性」「効率性・代替手段」「目的の達成状況」の四つの点から評価を行い、これらの結果を踏まえて「総合評価」「課題」及び「改革方針」欄の記入を行います。

「役割分担」欄には、区と補助対象者との補助事業を実施するうえでの役割や分担の考え方を記入します。

「目的の妥当性」欄には、補助をすることで達成しようとしている区の目的や、団体（者）に対する直接の助成目的の妥当性を記入します。

「効率性・代替手段」欄には、効率的か、補助金以外の代替手段があるかを記入します。

「目的の達成状況」欄には、計画事業や経常事業の目的も踏まえ、区の目的は達成されたかを記入します。

「総合評価」欄には、計画事業や経常事業の目的も踏まえ、その目的に照らして補助事業が効果を発揮しているか判断し、その理由を記入します。

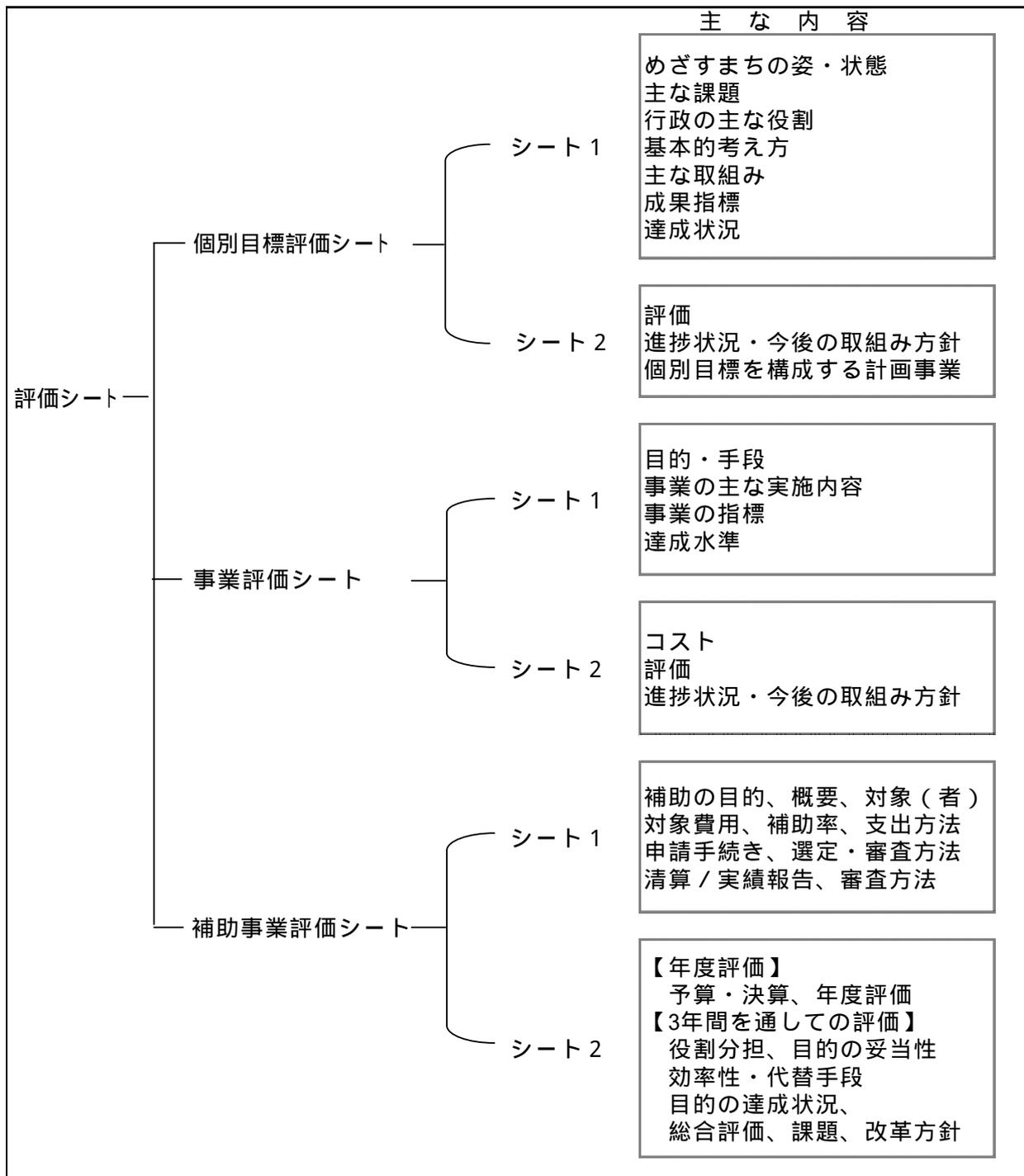
なお、年度評価の評価区分は、「A：目標以上の成果」、「B：目標どおりの成果」、「C：目標を下回った」、「改正：制度改正等により見直しを要する」の 4 区分としていますが、3 年間を通しての総合評価では「：効果を十分発揮している」、「：効果を発揮している」、「：効果が十分でない」の 3 区分としています。

「課題」欄には、当該事業における実績や取組み状況などを踏まえて分析した今後の課題を記入します。

「改革方針」欄には、課題に対する今後の改革方針内容についての記入を行います。

四つの視点に基づく評価、総合評価、課題、改革方針については、各部経営会議からなる評価委員会で、評価内容が適切かどうかのチェックをしています。

図 3 : 評価シートの構成



2.2 評価結果

2.2.1 個別目標の評価

個別目標の評価結果は、以下のとおりです。

まちづくり編で A 評価（計画以上に進んでいる）となったものは、

- 1 「歴史と自然を継承した美しいまち」(P48) です。

C 評価（計画どおりに進んでいない）となったものは、 - 2 「地域の個性を活かした愛着をもてるまち」(P50) です。

区政運営編の個別目標の評価結果で、C評価（計画どおりに進んでいない）となったものは、2「区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行」(P62)です。

各個別目標の評価については、個別目標評価シート(20ページ以降)をご覧ください。

【評価結果】

A：計画以上に進んでいる B：計画どおりに進んでいる
C：計画どおりに進んでいない

【今後の方向性】

継続：現状のまま継続 改善：手段改善 縮小：事業縮小
拡大：事業拡大 統合：事業統合 休廃止：休廃止
その他：その他（制度改正等により今後の事業のあり方を検討など）

[まちづくり編]

評価	今後の方向性							計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	休廃止	その他	
計画以上に進んでいる=A	1	0	0	0	0	0	0	1
計画どおりに進んでいる=B	12	5	0	1	0	0	0	18
計画どおりに進んでいない=C	1	0	0	0	0	0	0	1
計	14	5	0	1	0	0	0	20

[区政運営編]

評価	今後の方向性							計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	休廃止	その他	
計画以上に進んでいる=A	0	0	0	0	0	0	0	0
計画どおりに進んでいる=B	1	2	0	1	0	0	0	4
計画どおりに進んでいない=C	0	1	0	0	0	0	0	1
計	1	3	0	1	0	0	0	5

2.2.2 計画事業の評価

計画事業の評価結果は、以下のとおりです。

まちづくり編でA評価（計画以上に進んでいる）となったものは、「清潔できれいなトイレづくり」（P188）、「樹木、樹林等の保護」（P202）、「景観に配慮したまちづくりの推進」（P228）の3事業です。

C評価（計画どおりに進んでいない）となったものは、「特別区の見直しと自治権の拡充」（P82）、「地域を担う人材の育成と活用」（P88）、「学校適正配置の推進」（P112）、「介護保険サービスの基盤整備」（P142）、「障害者の福祉サービス基盤整備」（P150）、「区営住宅の再編整備」（P164）、「新宿らしい都市緑化の推進」（P200）、「地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進」（P230）の8事業です。

なお、「文化創造産業の誘致」事業は、「文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援」事業と統合しました。

区政運営編でA評価（計画以上に進んでいる）となったものは、「証明書自動交付機の導入」（P264）事業です。

C評価（計画どおりに進んでいない）となったものは、「区民意見の分析と施策への有効活用」（P270）、「区政の効率性を高めるためのIT利活用の推進」（P272）の2事業です。

なお、「信濃町児童館等の整備と機能転換」及び「西落合児童館等の整備と西落合ことぶき館廃止後の活用」の計画事業は事業終了となりました。

各計画事業の評価については、事業評価シート（80ページ以降）をご覧ください。

【評価結果】

A：計画以上に進んでいる

B：計画どおりに進んでいる

C：計画どおりに進んでいない

【今後の方向性】

継続：現状のまま継続

改善：手段改善

縮小：事業縮小

拡大：事業拡大

統合：事業統合

休廃止：休廃止

その他：その他（制度改正等により今後の事業のあり方を検討など）

[まちづくり編]

評価	今後の方向性							計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	休廃止	その他	
計画以上に 進んでいる=A	3	0	0	0	0	0	0	3
計画どおりに 進んでいる=B	55	10	1	8	1	2	1	78
計画どおりに 進んでいない=C	2	4	0	0	0	0	2	8
計	60	14	1	8	1	2	3	89

[区政運営編]

評価	今後の方向性							計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	休廃止	その他	
計画以上に 進んでいる=A	1	0	0	0	0	0	0	1
計画どおりに 進んでいる=B	32	4	0	3	0	2	0	41
計画どおりに 進んでいない=C	0	2	0	0	0	0	0	2
計	33	6	0	3	0	2	0	44

2.2.3 補助事業の評価

平成 21 年度の補助事業評価結果は、以下のとおりです。

A 評価(目標以上の成果)となったものは、「妊婦健康診査費助成(里帰り等)」(P382)と「新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金」(P450)の 2 事業です。

C 評価(目標水準を下回ったもの)の補助事業は、「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」(P426)、「新宿区 ISO14001 等認証取得費補助金」(P448)、「生垣・植樹帯の新設助成ブロック塀等撤去助成」(P454)、「屋上緑化、壁面緑化の新設助成」(P456)、「融資資金等の貸付等(魅力ある商店街づくり資金利子補給)」(P506)の 5 事業です。

なお、「公衆浴場改築改修費助成」の補助事業については、平成 21 年度は実施していません。

20年度分から評価区分を見直しました。20年度分以降の評価区分は以下のとおりです。

- 「 A 」: 目的に対して、目標以上の成果をあげたもの。
- 「 B 」: 目的どおりに実施し、予定していた成果をあげたもの。
- 「 C 」: 目標水準を下回り、見直しが必要なもの。
- 「 改正 」: 制度改正等により見直しが必要なもの。

19年度分までの評価区分は以下のとおりです。

- 「 A 」: 意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの。
- 「 B 」: 「予定どおり」又は「概ね予定どおり」に推進し、成果をあげたもの。
- 「 C 」: 法律・制度の改正等により見直しを求められるもの。
- 「 D 」: 目標水準を下回り、見直しを求められるもの。

[21年度評価]

補助事業評価	A	B	C	改正	計
	2	70	5	4	81

補助事業評価の3年間を通しての評価結果は、以下のとおりです。

評価(効果を十分発揮している)の補助事業は、「新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金」(P450)です。

評価(効果が十分でない)の補助事業は、「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」(P426)、「住宅建設資金融資あっ旋利子補給」(P428)、「がけ等整備資金融資あっ旋利子補給」(P438)、「新宿区ISO14001等認証取得費補助金」(P448)、「生垣・植樹帯の新設助成ブロック塀等撤去助成」(P454)、「屋上緑化、壁面緑化の新設助成」(P456)の6事業です。

- 「 A 」: 目的に照らして、効果を十分発揮しているもの。
- 「 B 」: 目的に照らして、効果を発揮しているもの。
- 「 C 」: 目的に照らして、効果が十分でないもの。

[3年間を通しての評価]

補助事業評価	A	B	C	計
	1	75	6	82

各補助事業の評価については、補助事業評価シート（356 ページ以降）をご覧ください。

3 今後の課題

計画の適切な進行管理

平成 11 年度からスタートした新宿区の行政評価は、実施の規模や評価の対象を毎年変えてきましたが、行政評価のしくみを行政運営の意思決定サイクル（P D C A のサイクル）の中に定着させることで、予算との連動を深めています。

新宿区の行政評価は、内部評価と外部評価から構成されていますが、両評価とも限られた期間での評価が必要となります。加えて、今年度は 82 事業の補助事業について 3 年間を通しての評価も実施したため、これまで以上に厳しい日程での評価となりました。

今後は、P D C A サイクルにおける行政評価の日程を工夫することで、より一層、計画の適切な進行管理に活かしていきます。

なお、内部評価の実施結果を踏まえた外部評価の実施結果は 10 月に報告される予定です。

評価対象事業の検討

昨年 of 行政評価からは、平成 20 年度から新たにスタートした、基本構想と総合計画の施策体系にある個別目標と第一次実行計画の事業及び補助事業を対象に評価を実施することで、予算との連動を深めています。

一方で、厳しい経済状況を反映し、今後はさらに財政状況の逼迫が見込まれており、事務事業の見直しは避けられない状況にあります。

こうしたことから、今後は、経常事業も評価の対象とした行政評価の仕組みについて、外部評価委員会での議論も踏まえて検討していきます。

経営分析手法を活用した行政評価制度のあり方の見直し

新宿区は平成 23 年度から新公会計制度の導入を予定しています。

そのため、新公会計制度導入に合わせて、経営分析手法を活かした、これまで以上に客観的なデータに基づく行政評価制度のあり方を検討していきます。

個別目標の評価

4 個別目標評価一覧表

【まちづくり編】

基本目標		個別目標	前年度の 評価	評価 結果	今後の 方向性	ページ
区民が自治の主角として、考え、行動していただけるまち	自治のまち 新宿	1 参画と協働により自治を切り拓くまち	B	B	改善	20
		2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	B	B	改善	22
だれもが人として尊重され、自分らしく成長していただけるまち	一人ひとりを大切に するまち 新宿	1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	B	B	継続	24
		2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	B	B	拡大	26
		3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	B	B	継続	28
		4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち	B	B	改善	30
		5 心身ともに健やかにらせるまち	B	B	継続	32
安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち	安全・安心な 共生のまち 新宿	1 だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち	B	B	継続	34
		2 だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち	B	B	継続	36
		3 災害に備えるまち	B	B	継続	38
		4 日常生活の安全・安心を高めるまち	B	B	継続	40
持続可能な都市と環境を創造するまち	人と環境にやさしい潤いのあるまち 新宿	1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	B	B	継続	42
		2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	B	B	継続	44
		3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	B	B	継続	46
まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	景観と地域の個性を創造するまち 新宿	1 歴史と自然を継承した美しいまち	A	A	継続	48
		2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち	B	C	継続	50
		3 ぶらりと道草したくなるまち	B	B	継続	52
多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	文化芸術創造のまち 新宿	1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	B	B	改善	54
		2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	B	B	継続	56
		3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	B	B	改善	58

【区政運営編】

好感度一番の区役所の実現		1 窓口サービスの利便性の向上	B	B	拡大	60
		2 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行	B	C	改善	62
		3 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し	B	B	改善	64
公共サービスのあり方の見直し		1 公共サービスの提供体制の見直し	B	B	改善	66
		2 施設のあり方の見直し	B	B	継続	68

個別目標評価シート一覧表の見方

A : 計画以上に進んでいる B: 計画どおりに進んでいる C: 計画どおりに進んでいない

今後の方向性は7種類

継続: 現状のまま継続 改善: 手段改善 縮小: 事業縮小 拡大: 事業拡大 統合: 事業統合 休廃止: 休廃止
その他: その他(制度改正等)

5 個別目標評価シートの見方

(まちづくり編)

基本目標	I	区民が自治の主体として、考え、行動していけるまち
個別目標	2	コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

めざすまちの姿・状態

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合い、区民が地域において安心した生活を送ることができるまちの実現をめざします。また、区民や地域団体、NPO、事業者などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取り組む、個人の自主性・自律性と相互の信頼に基づく、開かれた地域コミュニティの実現をめざします。さらに、地区協議会が中心的役割を担いながら、自らの創意工夫により地域課題を解決し、地域コミュニティが多くの公共的役割を果たす「地域自治のまち」をめざします。

主な課題

- ・ 都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。一方、少子高齢化の急速な進行により、地域課題や区民の需要は多様化・複雑化しており、行政だけで対応することが困難になっています。地域における課題はできる限り地域で解決していくためのしくみづくりが一層求められています。
- ・ 区政への参画と自らの力で地域課題を解決する地域自治を展開していくために創られた地区協議会に対して、十分な活動ができるように支援していくことが求められています。
- ・ 町会・自治会や地区協議会といったコミュニティ活動、地域の見守りや環境改善といった社会貢献活動、生き生きとした生涯を送るための生涯学習活動、といった地域における活動を活発にするためには、これを支える人材の育成が重要です。
- ・ 地域団体の活動・交流が一層盛んになるように、地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの機能強化が求められています。

行政の主な役割

コミュニティ活動への意識啓発　コミュニティ活動の担い手となる人材の育成支援　コミュニティ活動拠点の整備と利用促進
町会・自治会、NPO団体等の連携支援　地区協議会の条例設置化　地区協議会への権限および財源の付与

基本的考え方

- ・ 地域における人々の交流や連携を深め、地区協議会を中心に、地域の様々な課題を地域自らの力で解決していけるよう、地区協議会の一層の充実を支援します。そのため、条例により地区協議会の位置づけを明確化するとともに、地域の実情を踏まえて課題解決に取り組めるように、その権限を明確にして、地域課題に柔軟に対応できる財源が付与できるしくみを検討していきます。
- ・ 地域の個性や特色を活かしたコミュニティづくりを進め、地域コミュニティに参加する楽しさや魅力を高めていきます。また、コミュニティ活動の中心を担っていく人材の育成を図っていきます。
- ・ 地域活動に参加したいと考えている団塊の世代等のシニア層に対し、多様な地域活動への円滑な参加やこれまでの知識や経験を活かして活躍するためのきっかけをつくります。また、生涯学習活動を支える、指導者・コーディネーターなどを育成していきます。
- ・ 地域におけるコミュニティ活動の拠点として、地域センターの利用促進を図るとともに、地域の活動団体等の交流支援を強化します。さらに、図書館や学校などを新たなコミュニティ活動の拠点としてその充実を図ります。

主な取組み

「町会・自治会活性化への支援」「地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」「地区協議会活動への助成」「地域活動を支える担い手の発掘と人材の育成」「生涯現役塾」「生涯学習指導者・支援者バンクの充実」

成果指標

成果指標
成果を計る測定
可能な指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 町会・自治会の加入率	町会・自治会の加入世帯率	46.18% (平成18年度)	60%
2 地域コミュニティ活動への参加率	地域の中でコミュニティ活動を行っている人の割合	46.0%	60%
3 地域センターの利用率	地域センター利用の割合	64.5% (平成18年度8地域センター平均利用率)	80%

達成状況

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1①	48.38	50.58	52.78	55	55	
	実績1②	46.45	49.92				
	③=②/①	96.0	98.7				
指標2	目標値1①	47.5	49.0	50.5	52.0	52.0	
	実績1②	45.4	51.7				
	③=②/①	95.6	105.6				
指標3	目標値1①	66.5	68.0	69.5	71.0	71.0	
	実績1②	61.8	62.8				
	③=②/①	92.9	92.4				

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善が必要である	サービスの担い手である区が、活動経費を負担し、庶務機能を支援することで、地域自治活動を支える環境を整備しており適切です。
②適切な目標設定	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善が必要である	地域コミュニティ活動参加の指標となるアンケート項目を見直し、活動内容を具体的に列記するなど、的確に達成状況を把握する工夫を行いました。町会・自治会の加入率と地域センターの利用率は、地域活動への参加と見做す視点から、適切です。
③効果的・効率的な視点	<input checked="" type="checkbox"/> 効果的・効率的である <input type="checkbox"/> 改善が必要である	町会・自治会をはじめとするコミュニティ活動は、ボランティアによって地域の公共的役割を担い、住民自治を実践しているため、効果的・効率的です。
④目的(目標水準)の達成度	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度が高い <input type="checkbox"/> 達成度が低い	すべての目標の達成が90%を越え、地域におけるコミュニティの活性化が図られたといえます。
総合評価	<input type="checkbox"/> 計画以上に進んでいる <input checked="" type="checkbox"/> 計画どおりに進んでいる <input type="checkbox"/> 計画どおりに進んでいない	町会・自治会の加入率と地域コミュニティ活動への参加率は100%に近い達成率で、区民のほぼ半数がコミュニティ活動に参加しています。また、活動の拠点である地域センターの利用も増加しており、地域自治を推進するまちづくりが計画どおり進んでいるといえます。

サービスの負担と担い手の観点から分類し、適正な対応がとられているか

適切な目標設定(区民ニーズを踏まえた目的・目標になっているか・指標は適切か

費用対効果という面から効果的・効率的に行われているか

目的や意図する成果に対してそれが達成できているか

事業の目的や意図する成果に対して達成できているか

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	区民意識調査では、周知活動を行う前の調査ではありますが、地区協議会の認知度は1割台半ばとなっており、更なる周知が必要です。(仮称)自治基本条例で地区協議会の位置づけを規定し、権限及び財源の付与をどのように行うかなどの議論を支援していくことが求められています。
	改革方針	多様化・複雑化する区民ニーズへの対応や、地域活動の拠点整備など地域コミュニティの基盤づくりを推進してきました。今後も、活動の中心となる町会・自治会をはじめとする団体等や地区協議会の位置づけの明確化等住民の自治意識の高揚を図り地域コミュニティの活性化を推進していきます。
22年度評価	21年度実績	戸塚地域センターの建設が終了し、全10地区に地域コミュニティの拠点が整いました。町会・自治会の活性化に向けた取り組みや地区協議会を周知するタブロイド紙の発行、パネル展の開催など支援を行うとともに、地域人材の発掘、育成についても、講座の参加者数において実績をあげることができました。また、地区協議会の位置づけについて、地区協議会連絡会の中で意見交換を行いました。
	課題	区民の地域のコミュニティ活動参加については、目標どおり成果をあげていますが、活動を支える地域自治組織については、(仮称)自治基本条例の規定を踏まえた検討が求められています。また、地域の人材の育成は進んでいますが、その人材を活用する仕組みづくりが必要です。そのためには、人材の登録・照会窓口を一本化した総合的な制度を作ることが求められています。
	改革方針	<input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 手段改善 <input type="checkbox"/> 事業縮小 <input type="checkbox"/> 事業拡大 <input type="checkbox"/> 事業統合 <input type="checkbox"/> 休廃止 <input type="checkbox"/> その他(制度改正等)
	内容	地区協議会の位置づけについては、(仮称)自治基本条例制定の経過を見ながら引き続き検討していきます。地域活動に参加するために育成した人材を活用するには、既存の地域団体との連携や社会貢献活動の場である施設を利用する仕組みを作り、さらに育成した人材を登録・照会する総合的な人材バンク制度の創設に向けて検討します。

状況認識
前々年度実績を踏まえた昨年度の課題

改革方針
前々年度実績を踏まえた、昨年度の改革方針

達成状況
昨年度の取組み実績・成果

事業に関する検討課題
昨年度の実績を踏まえた翌年度の課題

改革方針
事業に関する検討課題を踏まえた事業の方向性と、翌年度事業へのつながり(組織目標と関連)

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
4 町会・自治会及び地区協議会活動への支援	計画どおり	継続	86	6 地域センターの整備(戸塚地区)	計画どおり	休廃止	90
5 地域を担う人材の育成と活用	計画どおりでない	改善	88				

【計画以上】
計画以上に進んでいる
【計画どおり】
計画どおりに進んでいる
【計画どおりでない】
計画どおりに進んでいない

【継続】現状のまま継続
【改善】手段改善
【縮小】事業縮小
【拡大】事業拡大
【統合】事業統合
【休廃止】休廃止
【その他】その他(制度改正等)

個別目標評価シート

(まちづくり編)

基本目標		区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち
個別目標	1	参画と協働により自治を切り拓くまち

めざすまちの姿・状態

まちづくりの主役は区民です。区民が暮らしの基盤である自分たちの住む地域のあり方を、地域の持つ個性や資源を活かしながら、自ら考え、自分たちで責任を持って決めることができる「参画と協働による、区民の知恵と力が活きる地域社会」の実現をめざします。

主な課題

- ・ 自分たちのまち(地域社会)をどのように築いていくかを考えたり、決めたりする場合、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定めたルールが明確ではありません。
- ・ 区政の企画立案・実施・評価・改善というそれぞれの段階へ区民が参画するための制度が十分に確立されていません。
- ・ 協働の担い手づくりやまちづくりのリーダーとなる区民や地域団体の育成に関する取組が十分に行われていません。
- ・ 区民が区政に参画していくために必要な区政情報は、十分に区と共有されていません。
- ・ 少子高齢化が続き、「人口減少社会」に入った今日、これまでの社会制度の支え手が減少する中では、国も自治体もこのままでは持続することができません。地域の実情にあったサービスを展開し、住民自治の確立を図るためには、住民に最も近い立場にある基礎自治体の権能を充実していく必要があります。

行政の主な役割

参画と協働によるまちづくりルールの確立 (仮称)自治基本条例の制定 計画推進に関するチェック機能の充実
 協働の担い手となる人材、団体の育成支援と連携化支援 区政情報及び地域情報の充実
 特別区のあり方の見直しと自治権の拡充

基本的考え方

- ・ 自治体と区民との関係や、それぞれの役割を明確にし、どのように自治を進めていくのかという、自治の基本理念、基本原則を明らかにします。その一環として、まちづくりへの区民の参画や協働のしくみ、区の責務、区政運営の原則など、これからの新宿区におけるまちづくりの基本ルールである(仮称)自治基本条例を、区民、議会及び区が一体となって制定します。
- ・ 区民のより一層の区政参画を実現していくためには、政策の立案と決定、施策の実施とその評価の各段階で、区民と区とがともに責任ある主体として協力し合っていけるしくみづくりを進めます。
- ・ まちづくりに積極的に参画する、区民・地域団体・NPO・事業者等間の連携を推進するとともに、様々な学習機会の提供等により、積極的に地域活動に参画できるような環境をつくり、まちづくりの新たな担い手の発掘・育成を行います。
- ・ 区民の目線での区政情報の提供や公開を充実します。また、区民が知りたい情報をより早く、簡単に入手することができるしくみをつくり、区民が区政に参画していくための基本となる情報の共有化を推進します。
- ・ 基礎自治体である新宿区の権能を拡充し、国や都との適切な役割分担に基づいた地方分権型の行政システムを構築していきます。

主な取組み

「(仮称)自治基本条例の制定」「特別区のあり方の見直しと自治権の拡充」「協働事業提案制度の実施」「協働支援会議によるNPO活動資金・協働事業提案の審査、協働事業の評価、協働推進のあり方の検討」「協働推進基金の趣旨普及とNPO活動資金の助成」「NPOネットワーク協議会との連携による地域における社会貢献活動団体のネットワークのづくり」「区民活動支援サイト「キラミラネット」を活用した地域活動情報の収集と発信」

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 区政への関心度	区政に関心がある区民の割合	69.4% (18年度区民意識調査)	73%
2 協働事業提案制度による協働事業の提案数及び事業実施数	協働事業提案制度の公募により提案及び選定され事業を実施した数	提案件数 17件 事業実施数 2 事業	提案件数 40件 事業実施数 10 事業
3 区に登録しているNPOの数	区のNPO活動団体登録制度における登録団体の数	55団体	100団体

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標 1	目標値1	%	73.0	73.0	73.0	73.0	73.0	
	実績1		68.9	67.9				
	= /		94.4	93.0				
指標 2	目標値1	事業	6	10	10	10	10/年	
	実績1		5	6				
	= /		83.3	60.0				
指標 3	目標値1	団体	71	75	79	83	83	
	実績1		71	87				
	= /		100.0	116.0				

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区民参画の下、一体となり自治の拡充を図ることは、実態に即した行政サービスの提供が可能になります。また、協働支援会議等の第三者や区民の視点を取り入れて行政が具体的な協働の仕組みづくりを進めていくことは、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区政への関心度は自治を育むための前提として必要なことであり、区民の区政への参画を計る指標として適切です。また、協働事業提案制度の事業実施数及び区への登録NPO数は、多様な主体との協働を推進するうえでの認知度を測る指標として適切です。一方、事業実施内容を反映できる指標を検討を行う必要があります。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	区民参画の下、区民・議会・行政が一体となり、自治基本条例制定に取り組むとともに、地方分権改革に関する様々な機会を通じて意見表明を行い、効果的に実施しています。また、協働推進事業についても、支援会議・NPO・区等が経験や能力を生かして連携しながら効果的・効率的に実施しています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	自治基本条例に関する会議の時間や回数を増やし、十分な議論を行いました。都区の事務配分については未検討項目が残りました。また、協働推進事業については周知等を積極的に行った結果、目標値に達した事業もありますが、さらに趣旨普及に努めていく必要があります。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	自治基本条例の制定に向けて、区民・議会・行政で一体となって進めることができました。都区の事務配分については、未検討項目がありました。一定項目の方向性をまとめました。また、協働推進事業については、支援会議・NPO・区等が、連携して協働を推進し、一定の成果が得られました。このため、事業全体を通して計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	自治基本条例の制定にあたっては区民をはじめ地域において十分な合意形成を図ることが重要です。今後さらに、基礎自治体として区が担うべき役割を果たすため区の自治権の拡充に努め、大都市基礎自治体としての新宿区あり方についても区の考え方を検討する必要があります。また、協働推進事業については、課題を整理し協働事業のあり方について検討していく必要があり、社会貢献活動団体のネットワークづくりの拠点設置についても、引続き検討を行っていく必要があります。									
	改革方針	自治基本条例制定に向けて広範な区民意見を集約していく取組みとして、区民アンケートの実施や区民から無作為抽出した参加者による区民討議会の開催などを行います。また、大都市基礎自治体としての新宿区のあり方について新宿自治創造研究所と連携しながら検討を行うとともに、全庁的に議論を深めながら区としての考え方をまとめ、発信していきます。協働推進事業については、これまでの取組みによって見えてきた課題を整理し、協働事業のあり方について検討を行います。なお、社会貢献活動団体のネットワークづくりの拠点設置についても、引続き検討します。									
22年度評価	21年度実績	自治基本条例の制定に向け、多様な区民の意見を収集するための方法を検討しました。都区の事務配分については、都区のあり方検討会において区の考え方を主張するとともに、大都市基礎自治体としての新宿区のあり方について発信しました。また、協働推進事業については、協働のあり方について課題を整理して検討し、一部の事業は22年度実施に反映させる手続を行いました。また、社会貢献活動団体のネットワークづくりの拠点についても検討を行い、(仮称)NPOふれあいひろばの設置に先がけ場所を持たない形で実施する「NPO活動交流・支援事業」の準備を行いました。									
	課題	区民討議会や区民アンケートなどを実施し、骨子案策定の議論を踏まえ、多様な区民の意見を反映し、自治基本条例素案をまとめていく必要があります。また、都区の事務配分の未検討項目について、区の基本的な考え方をまとめていく必要があります。協働推進事業については、引続き、協働事業のあり方について実績の検証等を行いながら検討し、さらに、社会貢献活動団体のネットワークづくりの拠点設置についても検討を行いつつ、NPO活動交流・支援事業を計画どおりに進めていく必要があります。									
	改革方針	<table border="1"> <thead> <tr> <th>方向性</th> <th>現状のまま継続</th> <th>手段改善</th> <th>事業縮小</th> <th>事業拡大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>事業統合</td> <td>休廃止</td> <td>その他(制度改正等)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>多様な区民の意見を幅広く収集するため、無作為抽出による区民討議会や区民アンケートなどを実施し、そこで得た意見等も尊重し、自治基本条例素案としてまとめていきます。都区の事務配分については、未検討項目の区の考え方をまとめるとともに、区に移管する方向で都区の認識が一致した事務の移管について課題整理を行います。協働推進事業については、協働事業提案及びNPO活動資金助成をよりよい制度としていくために、引続き検討・改善を行っていきます。なお、社会貢献活動のネットワークづくりを進めるため、NPO活動交流・支援事業を、NPOネットワーク協議会との協働によりNPOが持っている柔軟な発想を取り入れて行っていきます。</p>	方向性	現状のまま継続	手段改善	事業縮小	事業拡大		事業統合	休廃止	その他(制度改正等)
方向性	現状のまま継続	手段改善	事業縮小	事業拡大							
	事業統合	休廃止	その他(制度改正等)								

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
1 (仮称)自治基本条例の制定	計画どおり	継続	80				
2 特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	計画どおりでない	改善	82				
3 NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進	計画どおり	改善	84				

基本目標	I	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち
個別目標	2	コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

めざすまちの姿・状態

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合い、区民が地域において安心した生活を送ることができるまちの実現をめざします。また、区民や地域団体、NPO、事業者などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取り組む、個人の自主性・自律性と相互の信頼に基づく、開かれた地域コミュニティの実現をめざします。さらに、地区協議会が中心的役割を担いながら、自らの創意工夫により地域課題を解決し、地域コミュニティが多くの公共的役割を果たす「地域自治のまち」をめざします。

主な課題

- ・ 都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。一方、少子高齢化の急速な進行により、地域課題や区民の需要は多様化・複雑化しており、行政だけで対応することが困難になっています。地域における課題はできる限り地域で解決していくためのしくみづくりが一層求められています。
- ・ 区政への参画と自らの力で地域課題を解決する地域自治を展開していくために創られた地区協議会に対して、十分な活動ができるように支援していくことが求められています。
- ・ 町会・自治会や地区協議会といったコミュニティ活動、地域の見守りや環境改善といった社会貢献活動、生き生きとした生涯を送るための生涯学習活動、といった地域における活動を活発にするためには、これを支える人材の育成が重要です。
- ・ 地域団体の活動・交流が一層盛んになるように、地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの機能強化が求められています。

行政の主な役割

コミュニティ活動への意識啓発 コミュニティ活動の担い手となる人材の育成支援 コミュニティ活動拠点の整備と利用促進
町会・自治会、NPO団体等の連携支援 地区協議会の条例設置化 地区協議会への権限および財源の付与

基本的考え方

- ・ 地域における人々の交流や連携を深め、地区協議会を中心に、地域の様々な課題を地域自らの力で解決していけるよう、地区協議会の一層の充実を支援します。そのため、条例により地区協議会の位置づけを明確化するとともに、地域の実情を踏まえて課題解決に取り組めるように、その権限を明確にして、地域課題に柔軟に対応できる財源が付与できるしくみを検討していきます。
- ・ 地域の個性や特色を活かしたコミュニティづくりを進め、地域コミュニティに参加する楽しさや魅力を高めていきます。また、コミュニティ活動の中心を担っていく人材の育成を図っていきます。
- ・ 地域活動に参加したいと考えている団塊の世代等のシニア層に対し、多様な地域活動への円滑な参加やこれまでの知識や経験を活かして活躍するためのきっかけをつくります。また、生涯学習活動を支える、指導者・コーディネーターなどを育成していきます。
- ・ 地域におけるコミュニティ活動の拠点として、地域センターの利用促進を図るとともに、地域の活動団体等の交流支援を強化します。さらに、図書館や学校などを新たなコミュニティ活動の拠点としてその充実を図ります。

主な取り組み

「町会・自治会活性化への支援」「地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」「地区協議会活動への助成」「地域活動を支える担い手の発掘と人材の育成」「生涯現役塾」「生涯学習指導者・支援者バンクの充実」

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 町会・自治会の加入率	町会・自治会の加入世帯率	46.18% (平成18年度)	60%
2 地域コミュニティ活動への参加率	地域の中でコミュニティ活動を行っている人の割合	46.0%	60%
3 地域センターの利用率	地域センター利用の割合	64.5% (平成18年度8地域センター平均利用率)	80%

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	48.38	50.58	52.78	55	55	
	実績1②		46.45	49.92				
	③=②/①		96.0	98.7				
指標2	目標値1①	%	47.5	49.0	50.5	52.0	52.0	
	実績1②		45.4	51.7				
	③=②/①		95.6	105.6				
指標3	目標値1①	%	66.5	68.0	69.5	71.0	71.0	
	実績1②		61.8	62.8				
	③=②/①		92.9	92.4				

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善が必要である	サービスの担い手である区が、活動経費を負担し、庶務機能を支援することで、地域自治活動を支える環境を整備しており適切です。
②適切な目標設定	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善が必要である	地域コミュニティ活動参加の指標となるアンケート項目を見直し、活動内容を具体的に列記するなど、的確に達成状況を把握する工夫を行いました。町会・自治会の加入率と地域センターの利用率は、地域活動への参加という視点から、適切です。
③効果的・効率的な視点	<input checked="" type="checkbox"/> 効果的・効率的である <input type="checkbox"/> 改善が必要である	町会・自治会をはじめとするコミュニティ活動は、ボランティアによって地域の公共的役割を担い、住民自治を実践しているため、効果的・効率的です。
④目的(目標水準)の達成度	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度が高い <input type="checkbox"/> 達成度が低い	すべての目標の達成が90%を越え、地域におけるコミュニティの活性化が図られたといえます。
総合評価	<input type="checkbox"/> 計画以上に進んでいる <input checked="" type="checkbox"/> 計画どおりに進んでいる <input type="checkbox"/> 計画どおりに進んでいない	町会・自治会の加入率と地域コミュニティ活動への参加率は100%に近い達成率で、区民のほぼ半数がコミュニティ活動に参加しています。また、活動の拠点である地域センターの利用も増加しており、地域自治を推進するまちづくりが計画どおり進んでいるといえます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	区民意識調査では、周知活動を行う前の調査ではありますが、地区協議会の認知度は1割台半ばとなっており、更なる周知が必要です。(仮称)自治基本条例で地区協議会の位置づけを規定し、権限及び財源の付与をどのように行うかなどの議論を支援していくことが求められています。
	改革方針	多様化・複雑化する区民ニーズへの対応や、地域活動の拠点整備など地域コミュニティの基盤づくりを推進してきました。今後も、活動の中心となる町会・自治会をはじめとする団体等や地区協議会の位置づけの明確化等住民の自治意識の高揚を図り地域コミュニティの活性化を推進していきます。
22年度評価	21年度実績	戸塚地域センターの建設が終了し、全10地区に地域コミュニティの拠点が整いました。町会・自治会の活性化に向けた取り組みや地区協議会を周知するタブロイド紙の発行、パネル展の開催など支援を行うとともに、地域人材の発掘、育成についても、講座の参加者数において実績をあげることができました。また、地区協議会の位置づけについて、地区協議会連絡会の中で意見交換を行いました。
	課題	区民の地域のコミュニティ活動参加については、目標どおり成果をあげていますが、活動を支える地域自治組織については、(仮称)自治基本条例の規定を踏まえた検討が求められています。また、地域の人材の育成は進んでいますが、その人材を活用する仕組みづくりが必要です。そのためには、人材の登録・照会窓口を一本化した総合的な制度を作ることが求められています。
	改革方針	<input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 手段改善 <input type="checkbox"/> 事業縮小 <input type="checkbox"/> 事業拡大 <input type="checkbox"/> 事業統合 <input type="checkbox"/> 休廃止 <input type="checkbox"/> その他(制度改正等)
	内容	地区協議会の位置づけについては、(仮称)自治基本条例制定の経過を見ながら引き続き検討していきます。地域活動に参加するために育成した人材を活用するには、既存の地域団体との連携や社会貢献活動の場である施設を利用する仕組みを作り、さらに育成した人材を登録・照会する総合的な人材バンク制度の創設に向けて検討します。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
4 町会・自治会及び地区協議会活動への支援	計画どおり	継続	86	6 地域センターの整備(戸塚地区)	計画どおり	休廃止	90
5 地域を担う人材の育成と活用	計画どおりでない	改善	88				

基本目標	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

めざすまちの姿・状態

日々の暮らしの中で、誰もが人として尊重され、性別にかかわらず、職場、家庭、地域などあらゆる分野に、公平に参画できるまちを実現します。また、子どもたちが地域の人々との豊かなつながりの中で、いじめや虐待から守られ、安心してのびのびと成長できるまちをめざします。さらに、高齢者も障害のある人も、尊厳を持っていきいきと地域社会の一員として生活できるよう、物理的なバリアや心のバリアのない地域社会の実現をめざします。

主な課題

- ・人は生まれながらにして、等しく自分らしく幸せに生きる権利を持っています。しかし、現実には、年齢、性別、国籍、障害等による偏見やいじめ、差別といった人権に関する様々な問題が起こっており、人権意識を育む取組は、まだ十分とはいえません。
- ・認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、その人の意思を尊重し、その人らしい生活を送ることができることが重要です。
- ・子どもたちの間の陰湿で執拗ないじめ、親による虐待、国内外での児童の買春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる状況は大変深刻になっています。
- ・家庭や職場、地域社会などあらゆる分野において、男女が個人として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることは大変重要です。しかし、依然として男女の固定的な役割分担意識が根強く残されています。このため、セクシュアル・ハラスメント、配偶者やパートナーからの暴力、職場での性別や雇用形態により生じている格差が深刻な問題となっています。
- ・男女共同参画の視点から、男女とも仕事と子育て、介護、地域活動などとの両立ができるように、また、多様な生き方を選択することができるように、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を可能とする働き方の見直しを進める必要があります。
- ・仕事と子育てのバランスを保ちながら暮らすためには、様々な家庭と子どもの状況に応じた子育て支援サービスの充実や育児休業・看護休暇等を取りやすい職場環境の整備も重要です。

行政の主な役割

児童虐待予防への取組 人権に対する意識啓発 男女共同参画社会の形成に向けた職員・区民・事業者への意識啓発
 児童・生徒への人権教育の推進 児童・生徒への男女平等教育の充実 児童・生徒へのノーマライゼーションなどの福祉教育の推進

基本的考え方

- ・年齢、性別、国籍、障害の有無などによる偏見やいじめ、差別がなく、互いに尊重し合う社会をめざし、人権に対する意識を高めていきます。
- ・子ども自身及び保護者が子どもの権利や人権についての理解を深められるよう、環境を整備します。また、悩みを持つ子どもが気軽に相談できる体制を整備するとともに、いじめや虐待から子どもを守る支援の充実を図ります。
- ・介護が必要な高齢者に対するプライバシーの侵害や虐待の防止、権利擁護のための、専門相談体制の整備、成年後見制度の普及、相談機能の強化など、制度の利用推進を図っていきます。
- ・すべての区民が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現するため、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、実践していけるよう環境づくりを推進します。
- ・男女を問わず育児休業等取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等により生活と仕事のバランスが取れる雇用環境の整備を促進します。

主な取組み

- ・成年後見人制度の利用促進
- ・男女共同参画の推進
- ・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 区民の人権に対する意識	性別、障害の有無、信条、職業、国籍の違いにかかわらずお互いを尊重し認めあっていると思う区民の割合	29.70%	
2 男女共同参画に対する意識	家庭生活や職場、地域活動など、社会全体で男女が平等と感じる区民の割合	37.10%	

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	30	40				
	実績1	%	37	40.2				
	= /	%	123.3	100.5				
指標2	目標値1	%	50	50	50	50	50	
	実績1	%	36.7	40.2				
	= /	%	73.4	80.4				

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	人権意識の向上や男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備や普及啓発などは、行政の担う役割が重要です。また、啓発にあたっては、区民との協働による事業を展開しており適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	人権擁護や男女共同参画の推進にあたり、区民意識の向上を目標としており適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	人権や男女共同参画についての啓発事業や専門家による相談事業は、参加者数、相談件数とも増加しており、人権や男女共同参画に対する意識を高めるうえで、効果的・効率的に実施されています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	意識調査では一部目標値を上まわることができませんでしたが、人権や男女共同参画の啓発事業実施により、相談件数や参加者数が増加しており、おおむね目的を達成しています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	人権や男女共同参画についての啓発事業や専門家による相談事業などは、参加者数や相談件数が増加しており、一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまちづくりに大きく寄与しています。このため、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	誰もが人として尊重され、性別にかかわらず、職場、家庭、地域などあらゆる分野に、公平に参画できるまちを実現するため、継続的に人権や男女共同参画に対する意識啓発が必要です。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、区内企業に対する継続的な周知と、効果的な支援策等の検討が必要です。			
	改革方針	一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまちの実現に向けて、20年度に引き続き、人権や男女共同参画に対する意識啓発として、相談事業や啓発講座等の充実を図っていきます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰の実施やワーク・ライフ・バランス推進企業に対する優遇措置等の支援策を検討していきます。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	成年後見・権利擁護相談及び女性問題に関する総合相談の周知に努め、相談件数が増加しました。また、区民との協働を進めながら年間30回以上の講座を開催するなど、男女共同参画の意識啓発に努めました。さらに、男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業や、ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰を実施するなど、男性の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みを行いました。		
		課題	引き続き、人権や男女共同参画に対する意識啓発を進めていくことが必要です。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、区内企業に対する継続的な周知及び啓発に取り組んでいくことが必要です。		
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
		内容	誰もが互いを尊重しあい、公平に参画できるまちの実現に向けて、21年度に引き続き、人権や男女共同参画に対する意識啓発として、相談業務や啓発講座等の充実を図っていきます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、ワーク・ライフ・バランス推進制度の周知等を進め、区内企業のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組みを支援していきます。		

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
7 成年後見人制度の利用促進	計画どおり	拡大	92				
8 男女共同参画の推進	計画どおり	継続	94				
9 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	計画どおり	継続	96				

個別目標評価シート

(まちづくり編)

基本目標		だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	2	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

めざすまちの姿・状態

子どもを安心して産み、育てられ、すべての子どもたちがのびのびと健やかに成長できるなど、子育てと子どもの自立に対する支援のしくみが十分に整備されているまちをめざします。地域が積極的に受け皿となり、地域のサポート体制をつくるなど、子どもを安心して産み、育てられる環境を実現します。

主な課題

- ・ 家庭や地域の子育て力が低下する一方で、子どもと家庭にかかわる問題は複雑化・多様化しており、子育てに対する不安が増えています。
- ・ 虐待を受けた子どもとその家庭や様々な理由から親と暮らすことのできない子どもたち、ひとり親の家庭、障害のある子どもなどには、子どもや家庭に対する一般的な支援に加え、特別な支援が求められています。
- ・ 子どもが日常生活の中で、いろいろな世代の人々と交わったり、様々な体験や挑戦をする機会が少なくなっています。子どもが遊びや地域社会等で体験の中で、自ら考えて行動し、その結果については自分の責任と自覚することによって、社会性や協調性が育まれます。それは子どもの成長にとって重要であり、様々な体験に関する取組が求められています。
- ・ 子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が多発しており、子どもたちが地域で安全に遊び、過ごせるような環境を整備する取組はますます重要となっています。また、子育て家庭が安心して生活できる住まいやまちづくりが求められています。

行政の主な役割

保育サービスの充実 子育て支援サービスの充実や活動の場の提供とその調整 子どもの健全育成の取組と支援
母子の保健・医療の推進・充実 子どもの安全を守る取組と支援

基本的考え方

- ・ 子どもを持つすべての家庭が、地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つよう、様々なしくみを整えていきます。
- ・ 都市の利便性を活かした多様な生活形態、働き方による多種多様なニーズや時代の変化に対応する子育て支援サービスを提供するとともに、子どもの成長と発達を見据えた一貫した保育と幼児教育を実施することにより、保護者が選択できる保育環境の整備と家庭と地域の子育て力の向上を図っていきます。
- ・ 地域の中に、子どもが様々な体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。放課後の子どもの居場所づくりを進め、遊びや自主的な活動などを通して、子どもの成長する力を伸ばしていきます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもや家庭の状況を的確に把握した上で、子どもの健やかな育ちと自立を促進する観点から、子どもと家庭に対してそれぞれのニーズに応じた適切な支援を進めていきます。
- ・ 子どもを犯罪や事故等の被害から守るための取組や、子どもたちが安心して外出できる環境の整備、良質な居住環境の確保などに取り組んでいきます。

主な取組み

認可保育所等の整備 認証保育所への支援 幼稚園と保育園の連携・一元化
私立幼稚園保護者の負担軽減 放課後子どもひろばの充実 学童クラブの充実
子ども家庭支援センターの拡充 一時保育の充実 ひろば型一時保育の充実
絵本でふれあう子育て支援 子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 子育て支援に関する地域活動状況	子育て支援に関する活動に参加している人や参加意欲を持っている人の割合	56.5%	70%
2 子育てが楽しいと感じられる保護者の割合	(保育園在園児の)保護者が子育てを楽しんでいる割合	90.8% (平成18年度)	100%
3 保育園の待機児童数	4月1日現在における認可保育園の待機児童数	26人	0人 (早急に目標達成しその後も維持する)

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%		70	70	70	70	20年度は調査未実施
	実績1	%		59.2				
	= /	%		84.6				
指標2	目標値1	%	100	100	100	100		
	実績1	%	90.4	95.1				
	= /	%	90.4	95.1				
指標3	目標値1	人	0	0	0	0		
	実績1	人	60	70				
	= -	人	-60	-70				

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	次代を担う子どもの育成は、家庭とともに行政や地域が連携して進める必要があり適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	目標は区民意識と、実績数の両方の視点で設定しており適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	業務委託や区民活動への補助等、様々な手法を活用し効果的・効率的な視点を重視しており適切です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	地域で子どもの育ち・自立を応援する意識が高まり、保育園保護者の満足度も向上しているため、概ね目的を達成していると言えます。なお、待機児童解消については、計画以上の取組みを行いました。社会状況や保護者のライフスタイルの変化により、目標水準を達成できませんでした。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	施設整備や環境整備など、全体の事業については概ね計画どおりに進んでいます。また、待機児童解消への取組みについては、社会状況や保護者のライフスタイルの変化を踏まえ、さらに計画を拡充していきます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	引き続き需要に応えられるよう、多様な保育サービスの提供を行うとともに、公有地や既存施設の活用も視野に入れた待機児童解消策を実施する必要があります。また、子どもの居場所は、あり方や地域毎の充足率を検討する必要があります。さらに、一時保育など身近な地域で利用できる子育て支援サービスの充実が必要です。			
	改革方針	保育や子どもの居場所について、急増する区民需要に応えるため、公有地や既存施設のさらなる有効活用を進めるとともに、運営手法の見直しによるサービスの拡充を図ります。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	私立認可保育所の整備や認証保育所への支援、幼稚園と保育園の連携・一元化等を進め、保護者が選択できる保育サービスの幅をさらに広げました。また、新たに6校の小学校で放課後子どもひろばを開始し、2所で学童クラブの開設を行うなど、子どもが安全に活動できる居場所を拡充するとともに、児童館や学童クラブに民間活力を導入し、サービスの拡充を図りました。さらに、子ども家庭支援センターの2所開設、ひろば型一時保育の1所開設、専用室型一時保育の定員拡充など、子育て支援サービス向上にも努めました。		
	課題	待機児童は増加傾向にあり、公有地及び既存の公共施設のさらなる活用を行いながら、引き続き待機児童解消対策を推進する必要があります。また、子どもの居場所がより充実したものになるよう、あり方等について引き続き検討を行っていく必要があります。さらに、身近な地域で利用できる子育て支援サービスへのニーズに対応するため、取組みをさらに充実させる必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
内容	待機児童解消に向けて、公有地及び既存施設の有効活用等をさらに進めていきます。また、多様な保育環境の整備や子どもの居場所の充実、地域における子育て支援サービスの拡充等について、区民需要に応え、さらなる推進を図ります。				

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備	計画どおり	拡大	98				
11 子どもの居場所づくりの充実	計画どおり	継続	100				
12 地域における子育て支援サービスの充実	計画どおり	継続	102				
13 子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充	計画どおり	継続	104				

基本目標		だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	3	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

めざすまちの姿・状態

未来を担う子どもが、多様な考え方や生き方などそれぞれの個性を互いに認め合い、自ら考え、行動できる「生きる力」を育むまちを実現します。そのため、子どもが個性や能力を伸ばし、それぞれの可能性を開花させるための基礎を培う、より質の高い学校教育を受けられるようにするとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じた教育の責任を果たし、三者が一体となって取組を進めるまちをめざします。

主な課題

- ・ 都市化や国際化、少子高齢化の進展などにより教育環境が大きく変化し、また、子どものモラルや学ぶ意欲の低下が指摘される中で、豊かな人間性を備え確かな学力と個性や創造力を伸ばす学校教育の充実が求められています。また、障害のある幼児・児童・生徒がその能力や個性を最大限に伸ばすための適切な教育環境を整備する必要があります。さらに、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児期の教育の重要性が増してきており、就学前の子どもの育ちをより豊かなものとし、学校教育につなげていくことが求められています。
- ・ 学校教育における多様な課題への対応や学校の自立性・主体性を発揮するための学校支援体制の整備を進める必要があります。また、児童・生徒の減少による小規模校の増加が学校の運営等に様々な影響を及ぼしているとともに、学校施設の老朽化も進行しており、教育環境の整備を計画的に進めていくことが求められています。
- ・ 核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中、子どもが家庭や地域において健やかに成長していくよう、地域や保護者の声が反映される地域に根ざした学校づくりを進める必要があります。そのため、家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、協働と連携のもと、子どもを育てる環境づくりが求められています。

行政の主な役割

学校・家庭・地域の連携とそのための環境づくり、取組への支援 子どもの生きる力を育てる学校教育
教育効果を高める教育環境づくり 子どもが活動する機会の提供

基本的考え方

- ・ 豊かな人間性と社会のルールを守る規範意識を備えた社会人として成長できる心を育てていきます。また、自ら判断し行動する自主・自律の精神を養い「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな指導の徹底と個性や創造力を伸ばす教育を推進します。障害のある子どもには、それぞれの教育ニーズに応じた支援体制を構築するなど、特別支援教育を推進していきます。さらに、幼児教育の充実を図り、就学前から小学校への連続性を重視した教育を行うとともに、より良い教育環境をつくるため、幼稚園の規模や配置について検討していきます。
- ・ 児童・生徒一人ひとりの個性や地域の特性を活かせる特色ある学校づくりや教育の質を高めるための学校支援を行っていきます。また、よりよい教育環境をつくるため、学校の規模や配置について検討を行うとともに、学校施設の計画的な整備を行い、児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりを進めます。
- ・ 学校でのよりよい教育活動のため、学校評価に基づく学校運営を行うとともに、家庭や地域の教育力との協働・連携により、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていきます。また、家庭や地域における教育力は学習機会の整備や支援を行い高めていきます。

主な取組み

確かな学力推進委員(区費講師)を全校配置 授業改善推進プランの作成支援 授業改善推進員の派遣
「特色ある学校づくり教育活動計画」に基づく学習活動 巡回指導・相談体制の構築
情緒障害等通級指導学級の設置 日本語サポート指導 学校適正配置の推進(牛込地区)
学校施設の計画的整備(西戸山地区中学校) 区立幼稚園の適正配置の推進 小学校空調整備工事

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 分かる授業の実践	授業が分かりやすくなったと感じる児童・生徒の割合	60.6%	80%
2 学校評価実施率	第三者評価を含めた新しい学校評価を実施する学校の割合	0%	100%
3 学校・家庭・地域が協力した教育の取組	学校・家庭・地域が協力して教育に取り組んでいると感じる区民の割合	24.9%	

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0/年	
	実績1		60.0	73.0				
	= /		85.7	104.3				
指標2	目標値1	%			100.0	100.0	100.0/年	20～21年度に調査検討・22年度～23年度に半校ずつ実施
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%	24.9	25.7	30.6			
	実績1		25.7	30.6				
	= /		103.2	119.1				

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	学校教育の充実及び教育環境の整備については、区が主体となり家庭や地域と連携をとりながら進めていくことが必要なため適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	子どもの「確かな学力」の向上を図るためにより分かる授業の実践が必要です。また、開かれた学校づくりを進めるため学校評価及び学校・家庭・地域が協力した教育の取組は適切な目標設定と考えます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	多様化する教育ニーズに合わせ、計画的に事業を行っており、効果的に学校教育の充実及び教育環境の整備が行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	確かな学力の育成や、支援を要する子どもへの教育など、学校や個の状態に応じた事業は確実に進捗しています。また、学校・家庭・地域の連携が進むとともに教育環境の改善などは、目的をほぼ達成できました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	牛込地区学校適正配置の推進は統合協議会の設置に至りませんでした。が、学校教育の充実及び教育環境の整備は計画どおりに事業を推進しました。全体の事業の進捗状況から、ほぼ計画どおりと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	今後も、子どもが個性や能力を伸ばし、それぞれの可能性を開花させるための基礎を培う、より質の高い学校教育を実現する必要があります。また、家庭の教育力の向上及び地域の学校運営への積極的な参画を促すため、実績を検証しながら推進する必要があります。							
	改革方針	義務教育で身につけるべき基礎的学力の向上を図るため、学校のサポート体制を充実し、子どもの学力や学習の状況等に応じたきめ細やかな指導を行います。また、よりわかる授業の実現と子どもと向き合う時間の確保のため、学校の情報化を進めます。さらに、教員と保護者が協力して保護者の学びなどについて支援していくとともに、学校の管理運営に地域が参画し学校が地域にかかわるという双方向の関係を支援していきます。							
22年度評価	21年度実績	学校のサポート体制を充実するため、確かな学力推進員の全校配置や区費講師の研修内容の充実を図りました。また、学校イントラネットを構築し機器整備を行うとともに、学校イントラネットシステムの導入により事務処理の効率化を進め、教員が子どもと向き合う時間を確保できるようにしました。さらに、入学前プログラムの実施や地域協働学校の指定校・準備校の決定など、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係の実現に向け取組みました。							
	課題	子どもたちに、よりよい教育環境をつくるため、引き続き、学校及び幼稚園の適正配置を進める必要があります。また、地域や保護者が学校運営に参画するしくみづくりをさらに進めるとともに、学校評価については、第三者評価を半数の学校で実施するにあたり、各学校への周知や進め方の検討が必要です。							
	改革方針	<table border="1"> <tr> <td>現状のまま継続</td> <td>手段改善</td> <td>事業縮小</td> <td>事業拡大</td> </tr> <tr> <td>事業統合</td> <td>休廃止</td> <td colspan="2">その他(制度改正等)</td> </tr> </table> <p>学校適正配置については、牛込地区の統合協議会の設置に向けて、引き続き取組んでいきます。区立幼稚園の適正配置においては、従来の手法とともに、既存施設を活用した多様なスタイルの子ども園化についても検討していきます。また、地域や保護者が学校運営に参画するしくみとして、23年4月に新たに地域協働学校を指定できるよう準備を進めます。学校評価については、制度の趣旨、手法等を各学校へ周知、徹底するとともに、より効果的な進め方について検討します。</p>	現状のまま継続	手段改善	事業縮小	事業拡大	事業統合	休廃止	その他(制度改正等)
現状のまま継続	手段改善	事業縮小	事業拡大						
事業統合	休廃止	その他(制度改正等)							

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
14 確かな学力の育成	計画どおり	継続	106	18 学校施設の改善	計画どおり	継続	114
15 特色ある教育活動の推進	計画どおり	継続	108	130 学校の情報化の推進	計画どおり	継続	116
16 特別な支援を必要とする児童生徒への支援	計画どおり	継続	110	19 地域との協働連携による学校の運営	計画どおり	継続	118
17 学校適正配置の推進	計画どおりでない	継続	112	20 家庭の教育力向上支援	計画どおり	継続	120

個別目標評価シート

(まちづくり編)

基本目標		だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	4	生涯にわたって学び、自らを高められるまち

めざすまちの姿・状態

区民一人ひとりが生涯を通じて、健康で生きがいのある人生を送り、自己実現を図るため、趣味や特技を活かして学習やスポーツなどに積極的に取り組むまちをめざします。

主な課題

- ・ ライフスタイルや社会が大きく変化する中、暮らしの豊かさや人生の充実感につながる生涯学習・生涯スポーツの需要はより高まり、多様化しています。また、自発的に学習やスポーツ活動を行っている多くの区民は、活動から得た知識や技術を社会に活かしたいと考えています。
- ・ 情報の活用や知的価値が重視される中、図書館には、ビジネス支援、医療・健康支援など区民の知りたい要望に応え、的確な情報提供ができるよう、その機能強化が求められています。

行政の主な役割

- 生涯学習・スポーツ活動の総合的な情報提供
- 生涯学習・スポーツ活動が円滑に進むための調整
- 図書館機能の充実と中央図書館の再構築の検討

基本的考え方

- ・ 区民一人ひとりが、意欲を持って主体的に多様な学習やスポーツに取り組めるよう、情報提供の充実を図るとともに様々な文化・スポーツ等に親しむ機会の充実を図ります。また、学習した成果が地域で活かせるしくみづくりもあわせて進めていきます。
 - ・ 区民の主体的な学習を支援するために、幅広い利用者のニーズに応じた情報を提供できるよう、図書館サービスの充実を図ります。
- さらに、今後は、図書館の文化・情報発信基地としての機能強化を図るため、情報センターとしての再構築に向け、中央図書館のあり方の抜本的な見直しの検討を行います。

主な取り組み

- 総合運動場の整備
- スポーツ施設の整備
- 総合型地域スポーツ・文化クラブの設立・活動支援
- 「新中央図書館等基本計画策定委員会」の開催
- アンケート調査・ヒアリング調査・新しい図書館を考えるつどいの実施
- 図書館IT化の推進(利用者パソコンの利用促進)
- 有料データベースを利用者からのレファレンスに活用
- 継続的な図書館の環境づくり
- 身近な読書環境の整備
- 学校における読書環境の整備

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 学習・スポーツ活動の実施状況	学習・スポーツ活動を継続的にしている区民の割合	51.7%	
2 中央図書館のレファレンス件数	レファレンス(必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内すること)件数	30件/1日	60件/1日
3 図書館における子どもの年間貸出冊数	図書館の子どもの年間貸出冊数	376,000冊	414,000冊 (10%増)

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	%	51.7	51.7	55.0	55.0	55.0	
	実績1		41.5	54.9				
	= /		80.3	106.2				
指標2	目標値1	件	60	60	60	60	60/日	
	実績1		57	62.5				
	= /		95.0	104.2				
指標3	目標値1	冊	391,000	391,000	391,000	391,000	391,000/年	
	実績1		393,432	410,454				
	= /		100.6	105.0				
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスと負担の担い手	適切である 改善が必要である	総合運動場、スポーツ施設及び図書館の整備は区の責務であることから適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	スポーツ活動や施設のあり方については、エリアマネジメントの方針等に基づき計画化されており目標設定は適切です。また、図書館サービスの充実を図るうえで適切な目標設定になっています。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	スポーツ活動や施設のあり方については、幅広く課題を整理し、区民ニーズを踏まえて検討していく必要があります。図書館サービスについては、図書館のIT化など新たなサービスを提供でき、効果的に事業を実施しました。
目的(達成水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	各事業において、概ね目標を達成しており、達成度が高いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	年度ごとに掲げた目標については概ね達成しました。しかし、総合運動場の整備や総合型クラブの育成といった課題が残っており、今後、区民ニーズ等を踏まえた検討を行ってまいります。また、新しい中央図書館については、新宿区にふさわしい図書館となるよう計画を策定してまいります。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	スポーツ活動や施設のあり方等、幅広く課題を整理し、エリアマネジメントの方針や現在の区民ニーズ等を踏まえて検討する必要があります。 また、今後も図書館の利便性の向上を促進するため、環境整備やサービスの充実を図る必要があります。			
	改革方針	関係部署の職員で構成する検討会の中で総合運動場整備を含めたスポーツ活動や施設のあり方等、幅広く課題を整理し、エリアマネジメントの方針や現在の区民ニーズ等を踏まえて検討します。 また、図書館と学校の連携等により子どもの読書活動の推進および新しい中央図書館の建設に向けた更なる検討を行います。			
22年度実績	21年度実績	副区長を会長とする内部検討会(庁内会議)の中で、今後のスポーツ環境整備の進め方について検討しました。新中央図書館のあり方については、「新中央図書館等基本計画策定委員会」を設置するとともに、アンケート調査や「新しい図書館を考えるつどい」などを実施し、それらの議論を踏まえた検討を行いました。さらに、こども図書館における新規事業(学校図書館への司書派遣・親力の向上講座・読書塾等)の実施など、サービスの向上に努めました。			
	課題	今日的な区民ニーズや潜在的なニーズを調査・分析し、今後のスポーツ環境のあり方について検討する必要があります。 新中央図書館については、新中央図書館等基本計画策定委員会での議論、アンケート調査等の、区民や利用者の意見を踏まえながら、基本計画を策定していくことが課題です。また、子どもが自主的に読書活動を行うことができるように、様々な読書環境の整備が必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	総合運動場を含めたスポーツ環境の整備については、22年度に実施する専門機関によるスポーツ環境調査の結果を踏まえ検討してまいります。総合型クラブの育成については、地域の地縁団体等との連携・協力を深め、事業の協働開催や事業の統合を検討してまいります。 新中央図書館については、パブリック・コメントを実施して区民の意見を踏まえ、「新中央図書館等基本計画」を22年度に策定します。また、子ども読書活動については、読書塾に開催館と対象を増やすとともに、親力の向上講座にワークショップ方式を取り入れます。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
21 総合運動場及びスポーツ環境の整備	計画どおり	改善	122				
22 新しい中央図書館のあり方の検討	計画どおり	継続	124				
23 図書館サービスの充実	計画どおり	継続	126				
24 子ども読書活動の推進	計画どおり	改善	128				

個別目標評価シート

(まちづくり編)

基本目標	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	5 心身ともに健やかにらせるまち

めざすまちの姿・状態

区民一人ひとりが健康に対する意識を高く持って積極的に健康づくりに取り組み、身近なところに健康づくりを実践することができる環境が整備されたまちをめざします。また、充実した保健・医療体制が整備されており、誰もが適切な保健・医療サービスを受けることができるまちをめざします。

主な課題

- 健康寿命を延ばすためには、がんや心疾患・脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防と早期発見が必要です。健康づくりは区民一人ひとりが健康への意識をもって自主的に行うことが基本です。そのため、区民のライフステージに合わせた自主的な健康づくりへの支援を推進していくことが求められています。
- 健康づくりのため、また最近では、介護予防の観点からも、適度の運動等を行うことが求められています。
- 心身の健康をめざすには、子どものうちから食に親しむことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進が求められています。
- 新型インフルエンザやSARS等の新たな感染症問題、BSE(牛海綿状脳症)等の食の安全の問題、また、アスベスト問題やシックハウス問題など、多様化する健康問題への的確な対応が求められています。
- 目まぐるしく変化する社会状況の中で、精神状態が安定せず、心身の不調や不適応を訴える人が増えています。ストレスは早めに気づき、上手に対処することが何より重要で、過剰なストレスを放置しておくことによって精神疾患を含む適応障害が引き起こされることもあります。そのためには本人の自己管理はもとより、周囲の気づきも求められています。また、ストレスとその対処に対して正しい知識の普及と、気軽に相談できる場が求められています。

行政の主な役割

意識啓発事業、情報提供 区民一人ひとりの健康づくりへの支援 地域における健康づくり活動への支援
健康づくりのための環境整備 地域保健・医療・福祉体制の充実 感染症など危機管理への総合的な体制づくり

基本的考え方

- 区民自らが健康づくりを実践するよう、健康に対する意識の啓発を行っていきます。医療機関等との連携はもとよりあらゆる機会を通じ、各種検診の受診率向上を図るとともに、運動・栄養・休養の調和のとれた望ましい生活習慣の普及を促進し、生活習慣病の予防を図ります。また、病気で長期療養することになっても、住み慣れた地域で適切な保健・医療・福祉サービスを受けられるよう、サービス体制を整備します。
- 健康づくりが行えるよう、子どもから高齢者まで多くの区民が身近な地域で気軽に運動等を行える環境を整えていきます。
- 食育を推進できるよう、食育の必要性を啓発するとともに、食育を推進できる環境を整えていきます。
- 区民の生命と健康を守るため、特に社会的影響の大きな感染症については、日頃からの予防啓発等により発生防止に努め、事態が発生した場合は体制を強化し感染拡大の防止を図ります。また、食品の監視指導・検査や情報提供を充実し、食の安全を図ります。さらに、区民が健康で安心して暮らせる生活環境を確保するため、住まいの居住環境の向上を図ります。
- 心の健康については、講演会やセミナー等を実施し、うつ病等についての正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、区民が気軽に相談できる相談事業を実施し、問題の早期発見に努めます。

主な取り組み

- 食育の普及啓発、歯から始める子育て支援事業の実施、元気館事業の推進等、一人ひとりの健康づくりを支える取り組みを実施します。
- 新型インフルエンザ対策、エイズ対策、食品衛生の普及啓発等、多様化する課題に対応した保健・公衆衛生を推進するための取り組みを行います。

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 健康に対する状態	現在の健康状態を良いと感じている人の割合	70.9%	
2 心の問題について気軽に相談できる場所の認知度	心の問題について気軽に相談できる場所を知っている人の割合	29.5%	
3 毎年の健康診断の受診	毎年健康診断を受診している人の割合	62.7%	

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%						22年11月新宿区健康づくり区民意識調査報告書の作成
	実績1	%						
指標2	目標値1	%						22年11月新宿区健康づくり区民意識調査報告書の作成
	実績1	%						
指標3	目標値1	%						22年11月新宿区健康づくり区民意識調査報告書の作成
	実績1	%						

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	健康づくりのための環境整備や普及啓発、感染症など健康危機管理への総合的な体制づくりは区の役割りとして適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	自分自身が健康であると実感し、また、健康管理に対して何らかの行動を起こしている区民が増加することは、成果をはかる要素として重要です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	本目標を構成する各計画事業において、業務委託や指定管理者制度を導入し、また、地域組織や医療機関等と連携・役割分担するなど、効果的・効率的に事業を運営しています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	成果指標の達成度は新宿区健康づくり区民意識調査(22年度実施)に把握しますが、本目標を構成する各計画事業の指標は概ね達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	本目標を構成する各計画事業の指標はおおむね達成し、施策が計画通りに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	歯から始める子育て支援については、デンタルサポーターの養成や協力歯科医療機関の登録等を行いました。食育の推進については、より幅広く食育ボランティアの人材を確保する等総合的な取組みが必要です。元気館事業の推進については、より区民ニーズに適応した業務の見直しを行う必要があります。エイズ対策の推進については、電話相談や講演会を活用し、感染予防のための普及啓発を継続する必要があります。			
	改革方針	歯から始める子育て支援については、デンタルサポーター登録システムを構築していきます。食育の推進については、食育ボランティア育成講座を開催し、育成に努めます。元気館事業の推進については、アンケートの実施等により区民ニーズを把握し、魅力あるプログラム事業を展開していきます。新型インフルエンザ対策の推進については、医療機関等と連携し、継続的に健康危機管理体制を強化していきます。エイズ対策の推進については、保健センターでの相談、区の出前講座等を活用し、感染予防のための普及啓発を継続していきます。			
22年度評価	21年度実績	歯から始める子育て支援については、研修会に参加した職員が所属する園を「デンタルサポーター登録園」として位置付けました。食育の推進については、食育フォーラムで、食育ボランティアの協力を得ながら、メニューコンクール発表会も実施しました。元気館事業の推進については、新たな利用希望者が参加しやすくする等プログラムを充実させました。新型インフルエンザ対策の推進については、連絡会を継続的に開催し、関係機関との連携強化を図りました。エイズ対策の推進については、保健センターでの相談を継続的に実施し、区内中学校への出前講座での正しい性知識の普及を行いました。			
	課題	歯から始める子育て支援については、デンタルサポーターのさらなる質の向上を図る必要があります。食育の推進については、幅広く食育活動を展開するため、食育ボランティアとの協働を進める必要があります。元気館事業の推進については、区民ニーズに適応すべくプログラムを継続的に見直し、利用率の向上を図る必要があります。新型インフルエンザ対策の推進については、強毒性インフルエンザ発生時に迅速・的確に対応すべく、弱毒性インフルエンザ発生時における対応課題を整理し、医療体制の整備を進める必要があります。エイズ対策の推進については、青年層の関心を高める必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	歯から始める子育て支援については、区民からの意見をデンタルサポーターに還元し、質の向上につなげます。食育の推進については、児童生徒に対する活動が中心であった食育ボランティアの活動の場を高齢者に広げていきます。元気館事業の推進については、アンケートを継続して実施し、より区民ニーズに適応したプログラムとなるよう見直します。新型インフルエンザ対策の推進については、弱毒性インフルエンザ発生時に作成したマニュアルを精査するとともに、早期発熱外来の設置について医療機関と調整します。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
25 歯から始める子育て支援	計画どおり	継続	130
26 食育の推進	計画どおり	継続	132
27 元気館事業の推進	計画どおり	継続	134

計画事業名	総合評価	方向性	頁
28 新型インフルエンザ対策の推進	計画どおり	改善	136
29 エイズ対策の推進	計画どおり	継続	138

個別目標評価シート

(まちづくり編)

基本目標		安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	1	だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち

めざすまちの姿・状態

疾病や障害、介護が必要など様々な境遇にあっても、地域の人々との支え合いにより、住み慣れた地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざし、区はセーフティネット機能の充実を積極的に図っていきます。

主な課題

- ・ 毎日の生活の中で、または長い人生において、障害や疾病、高齢化、失業等により、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とすることがあります。
- ・ 5人に一人が65歳以上の高齢者という社会が目前に迫っている中、区民の誰もが介護を必要とする状態になったり、家族など身近な人を介護する立場になる可能性が高くなっています。
- ・ 65歳以上の約1割、85歳以上では4人に1人が認知症になると推計されています。多くの方は、地域で在宅生活を送ることになります。本人や家族が認知症の進行に気付かず、悪質商法の被害や外出時の事故などにあつ事例が多くみられます。
- ・ 介護が必要となった場合でも、人は尊厳を持って住み慣れた地域で自分らしい生活を営む権利があります。しかし、現状では、障害や介護が必要な状態になった場合に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための在宅・施設サービスの整備は未だ十分とはいえない状況にあります。
- ・ 疾病や失業等により自分の努力だけでは自立して生活することが困難な状況に陥った人々や一人暮らしの高齢者等を、地域社会で支えていくことが必要となっています。しかし、都市化の進んだ新宿区では、近所づき合いが希薄になるなど地域社会の結びつきが弱くなっており、支えを必要とする人々が地域社会の中で孤立する懸念があります。
- ・ 長く続いた不況の影響から、生活保護を受ける人の増加傾向が続いています。特にホームレスが多い新宿区にとっては、ホームレスの自立支援は大きな課題です。また、ホームレスが地域の公園などに居続けることにより、地域住民との間にあつれきが発生するケースも見られます。

行政の主な役割

介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備・基盤整備 地域福祉活動への支援、コーディネート 関係機関などとの連携強化
 高齢者、障害のある人とその家族への相談体制の充実 地域見守りネットワークの充実 セーフティネットの整備

基本的考え方

- ・ すべての区民が日々の暮らしの中で、健康維持・介護予防が気軽にできる環境を整備します。
- ・ 地域社会で孤立しがちな一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などに対する、地域の見守り活動を支援していきます。
- また、高齢者が認知症になっても、住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるよう、地域の支えあいのしくみづくりを推進します。
- ・ 介護が必要となった時に、住み慣れた地域の中で必要なサービスが受けられるよう、相談体制の確保や、サービス・施設の整備を進めます。また介護を行う家族が抱える様々な身体的・精神的負担を軽減し、家族の健康・生活を守ります。
- ・ 障害のある人とその家族が、それぞれの状態に応じて地域で安心していきいきとした生活ができるよう、施設・グループホーム等の設置、整備を促進し、サービスの充実を図ります。
- ・ 生活に困窮している人、また、自立した生活が一時的に困難な状況にある人に対し、最低限度の生活を保障するとともに、地域社会の一員として自立した生活が送れるよう支援します。
- ・ 真に困っている人の最後のセーフティネットとして生活保護制度が機能し、すべての区民が個々の状況に合わせて自立し安定した生活を送れるよう、就労や地域への社会参加などそれぞれの人に応じた支援を行います。
- ・ ホームレスに対しては、東京都と共同して就労による自立支援を促進し、社会生活への復帰を後押しします。また、NPOとも連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい自立支援を進めていきます。

主な取組み

一人暮らし高齢者への情報誌の訪問配布等、旧東戸山中学校活用による事業者選定・地域説明及び建築(小規模多機能型居宅介護)、通所介護等食費助成事業、入院時負担軽減支援金の支給、障害者入所支援施設(知的)の設置促進に係る区有地の活用検討、ホームレスの自立支援の推進

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 区民の地域福祉活動への協働意識	「高齢者の見守りを住民同士で行う」と考える区民の割合	8.2%	30%
2 介護サービスを利用した在宅生活の継続	「介護サービスを受けたい場所」の「在宅」の割合	一般高齢者 60.4% 居宅サービス利用者70.3%	一般高齢者 70% 居宅サービス利用者 80%
3 障害者の社会参加のしやすさ	障害があっても積極的に社会参加しやすいまちだと思う割合	16.2%	
4 生活保護の被保護者の就労割合	被保護世帯のうち、福祉を受けながら就労している世帯も含めた就労世帯の割合	被保護世帯就労率11%	被保護世帯就労率20%
5 ホームレスの減少	新宿区のホームレスの人数	346人 (平成19年2月)	200人

達成状況

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	%	15	15	15	15		・20年度区政モニターアンケート参照 ・21年度の統計なし
実績1		9.2					
= /		61.3					
指標2	%	一般70% 居宅80%				一般65% 居宅75%	・高齢者保健福祉施策調査参照(20年度) ・次回調査は22年度
実績1		62.8%/62.5%					
= /		89.7%/78.1%					
指標3	%	19					・区政モニターアンケート参照 ・21年度の統計なし
実績1							
= /							
指標4	%	20	20	20	20		東京都業務報告 202参照
実績1		12.2	11.8				
= /		61.0	59.0				
指標5	人	299	288	230	200		
実績1		299	286				
= /		100.0	100.7				

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるまちづくりは行政の責務であり、積極的に支援を行う必要があります。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	それぞれの指標は、目標を達成するために必要な事項を具体的に示しており、いずれも適切な目標といえます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	地域の人々やボランティアとの協働により事業が進められている面も大きく、社会資源の活用という点では効果的に事業運営がなされています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	高齢者の見守りやホームレスの自立支援に関する事業では達成度が高い反面、施設整備に関する事業では達成度が伸び悩んでいます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	施設整備及び障害者入所支援施設などの基盤整備が進んでいないものも、障害者自立支援法施行による新事業体系への移行は計画どおりに達成し、後期高齢者医療制度の実施に伴う支援は計画どおりに進みました。また、高齢者に対する見守りは着実に成果を上げています。全体としては概ね計画どおりの進捗状況であると判断します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、認知症ケアに関わる人々へ認知症高齢者への対応力を向上させる必要があります。また、区有地の活用方針を確定させて施設設置を目指す法人との連携を強化することが求められます。			
	改革方針	認知症高齢者の介護者を対象とした講座等を新たに開催するとともに、見守り協力員事業の周知についての有効な手法を考案していきます。また、区有地の活用による施設整備を引き続き着実に進めていきます。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	認知症の方の介護者を対象とした認知症介護者教室を4日制で1回開催し、介護サービス事業所等を対象とした認知症支援事業者研修については、訪問介護事業所を対象に実施しました。認知症サポーターになった方を対象としたステップアップ研修については2回実施しました。見守り協力員事業を周知するため、関連部局による連絡会を開催しました。また、施設整備では、矢来町都有地活用による特別養護老人ホームは平成21年4月に着工し、平成22年度中の開設に向けて工事を進めています。さらに、ホームレスの自立支援では、平成22年2月に『第一期ホームレス自立支援等に関する推進計画』の改定を行いました。		
		課題	高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、区民や関係機関等の地域に根ざしたネットワークの構築連携が必要です。そのため、高齢者総合相談センターの機能強化の実現することが必要です。また、小規模多機能型居宅介護施設について介護報酬改定にもかかわらず公募に対しての応募者が集まらないため、原因分析を踏まえた対策を講じる必要があります。さらに、入所基盤設備整備のために施設設置を目指す法人との連携を強化することや設置候補地の近隣住民の一層の理解が必要です。		
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
		内容	高齢者総合相談センターに認知症連携担当員を配置し、認知症対策の中心となって、活動するための研修を実施します。引き続き見守り協力員事業を周知するための連絡会を開催します。グループホーム(知的)設置について区有地施設検討会において検討し、整備計画をまとめます。また、高田馬場福祉作業所移転後跡地の活用については、年度別整備計画を策定するために検討会を立ち上げます。		

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
30 高齢者を地域で支えるしくみづくり	計画どおり	継続	140	131 高齢者総合相談センターの機能強化	計画どおり	継続	148
31 介護保険サービスの基盤整備	計画どおりでない	改善	142	34 障害者の福祉サービス基盤整備	計画どおりでない	継続	150
32 介護保険制度改正に伴う支援	計画どおり	改善	144	35 ホームレス及び支援を要する人の自立促進	計画どおり	拡大	152
33 後期高齢者医療制度の実施に伴う支援	計画どおり	継続	146				

個別目標評価シート

(まちづくり編)

基本目標	安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	2 だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち

めざすまちの姿・状態

誰もが生きがいをもち、豊かな気持ちで日々を暮らし、生涯にわたって活躍することのできるまちをめざします。

主な課題

- ・ 高齢者の約8割は介護等の必要もなく自立して元気に活動しています。かつては仕事中心の生活を送ってきた人も、高齢期を迎え、退職した後は地域社会で活動したいと考える人が増えています。こうした高齢者が能力を活かして生きがいを感しながら暮らすことのできる環境づくりが求められています。
- ・ 障害のある人の就労意欲の向上のための支援とともに職業準備訓練や職業定着支援等の就労につなげる支援が必要です。
- ・ 社会の変化や近年の厳しい雇用情勢の下で、就労の不安定化や親への依存の長期化など、若者の「社会的自立の遅れ」という問題が発生しており、社会全体で若者の自立を促進することが求められています。
- ・ 住まいは毎日の安定した暮らしを支える最も重要な基盤であり、欠くことはできません。高齢者や障害のある人、失業した人など、自立した生活が困難となりつつある人も含め、すべての区民が住宅を確保できるよう支援していく必要があります。
- ・ 区民の2割が高齢者となる中で、区内の住宅の6割以上が高齢者等のための設備がありません。また、住宅の老朽化が進んでいる地域も見られます。安全で安心した生活を送るために、誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境の整備が求められています。

行政の主な役割

高齢者・障害のある人の社会参加・就労、自立等への支援 良質な住宅供給の誘導 多様な住宅の供給
若者の自立支援とそのための情報提供

基本的考え方

- ・ 自らの経験や能力を活かし、地域で社会参加できるよう、高齢者や、今後退職等を迎える方を対象に、様々な情報提供や参加の機会づくりなどの支援を行っていきます。
- ・ 区民、NPO、行政等の協働により、疾病や障害のある人、その介護をしている人、経済的に困難な状況にある人など、あらゆる立場の人が生きがいをもち、心豊かに暮らすことのできる社会環境を整備します。
- ・ 障害のある人の社会参加や自己実現、スポーツ・趣味活動が行いやすくなるよう、施設等の整備とともに、必要な制度の整備や心理的な負担軽減なども含めた環境整備や支援を行います。また、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、物理的なバリア、制度的バリア、心のバリアを取り除くための総合的な取組を推進します。
- ・ 職業訓練や就職のあっせんなど、障害のある人の就労を支援します。
- ・ 若者が社会的に自立するには、就業による自立、親からの精神的・経済的自立、社会に関心を持ち公共に参画することなど、多様な課題があります。また、これらの課題は相互に密接に関わり合っています。このため、若者の自立支援にあたっては、施策を総合的、包括的に実施するとともに、自立のありようは一律でないことに留意し、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考え、その支援を行っていきます。
- ・ コミュニティビジネスを基軸とした新宿ならではの地域型就労支援のしくみづくりを地域や産業界との連携の下で推進します。
- ・ その中核となる「(仮称)新宿仕事センター」を設立し、就労意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害のある人、高齢者、若年非就業者に対して、多様な就労機会の提供やコーディネートを行うなどの就労支援を行います。
- ・ 高齢者や障害のある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、既存の公共住宅の活用や事業者等と連携した多様な住宅の供給、住み替え等に対する支援などを行います。

主な取組み

高田馬場シニア活動館の開設(平成20年4月)、区役所内インターンシップの充実、障害者や若年非就業者を対象とした就労に関する総合相談窓口の運営、災害時居住支援(支援実績:10世帯 2,069千円 延461日分)、マンション管理セミナーの実施(実績:開催2回 延参加人数84名)、早稲田南町地区における区営住宅の整備手法検討

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 高齢者で生きがいを感している人の割合	高齢者で生きがいを感している人の割合	94.10%	
2 一般企業へ就労する障害者が増えること	福祉施設等での就労から一般企業での就労(一般就労)に移行する障害者数を増やすこと	福祉施設から一般就労への移行者数年13人(平成17年度実績)	 (平成23年度末の目標値 年26人以上)
3 精神障害者の日中活動の利用者数	障害者自立支援法に基づく日中活動(生活介護、自立訓練、就労移行・継続支援、地域活動支援センターなど)の利用者数	25人(1所) (平成19年4月)	350人(7所) (平成23年度末)
4 最低居住面積水準未達の住宅の割合	最低居住面積水準未達の主世帯数 / 住宅総数	11% (平成15年)	5% (平成27年)

達成状況

指標	単位	20年度	21年度(現状)	22年度(目標)	23年度(目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1						21年度の統計なし 区政モニター参照
	実績1						
指標2	= /	%	92.5			26	20年度分から単年度実績を計上
	目標値1		20	22	26		
指標3	実績1		22	16		350	20年度統計なし 21年度(5所)
	= /	%	110.0	72.7			
指標4	目標値1		350	350	350	350	20年10月調査分を21年度に公表 5年に一度調査
	実績1			118			
指標5	= /	%	17.8				
		%					

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	高齢者が生きがいを感じながら暮らせる環境づくりや障害者の就労意欲向上、また、誰もが安心して住み続けられる住環境の整備などは、行政が積極的にサービスを提供するべきものです。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	成果指標は課題に対する具体的な解決策を示したもので、いずれの指標も達成状況を把握するものとして適切と考えます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	区民、NPO、行政等の協働や既存の公共住宅の活用など、地域資源の活用や既存の施設を活用することで、効率的な事業が運営されています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	シニア活動館や就労支援施設を予定通りに開設することができました。また、マンション管理セミナーや管理相談では計画以上の実績を上げることができました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	「区営住宅の再編整備(早稲田南町地区)」で目標達成ができなかった部分(榎町地区の再編計画未策定)がありましたが、全体の事業の進捗状況からは、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	社会貢献活動の拠点として、シニア活動館における事業の充実をはじめ、活動のしくみづくりが必要です。「障害者による地域緑化推進事業」は、今後、就労移行支援・就労継続支援事業へ移行した事業所への拡大が必要です。また、「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」は、20年度の助成実施がなかったことから、制度の利用を促進していく必要があります。				
	改革方針	シニア活動館においては、社会貢献活動の拠点としての機能を高めていきます。また、新宿区勤労者・仕事支援センターとの連携を緊密に図りながら就労支援を行うとともに、緑化推進事業を拡大していきます。さらに、20年度に実施した「分譲マンション実態調査」の内容を踏まえ、新たな分譲マンション施策について、その方向性を検討していきます。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	信濃町シニア活動館については、指定管理者制度の導入により、地域の多様なニーズへの対応を充実させてきました。また、21年度は区が管理していた高田馬場シニア活動館については、22年度の指定管理導入に向けて、プロポーザルを行いました。障害者の就労支援では「障害者による地域緑化推進事業」を通じて、工賃向上の支援を行いました。また、「分譲マンション実態調査」の結果を踏まえ課題を整理し、分譲マンションの適正な維持管理及び再生のための有効な支援策について検討しました。			
		課題	社会貢献活動の拠点として、シニア活動館における事業の充実をはじめ、活動のしくみづくりが引き続き必要です。「障害者による地域緑化推進事業」は、今後、就労移行支援・就労継続支援事業へ移行した事業所への拡大が必要です。また、「分譲マンション実態調査」の結果を踏まえた、分譲マンションの適正な維持管理及び再生のための有効な支援策について、さらに検討をすすめていく必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	シニア活動館においては、社会貢献活動の拠点としての機能を高めていきます。そのため、高田馬場シニア活動館について、指定管理者制度を導入し、信濃町シニア活動館とともに、地域ニーズに柔軟に対応していきます。また、新宿区勤労者・仕事支援センターとの連携を緊密に図りながら就労支援を行うとともに、緑化推進事業を拡大していき工賃向上への支援を行っていきます。さらに、分譲マンションの適正な維持管理及び再生のためのより有効な支援策について、検討を進めていきます。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
36 高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備	計画どおり	継続	154	40 分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援	計画どおり	その他	162
37 障害のある人への就労支援の充実	計画どおり	継続	156	41 区営住宅の再編整備(早稲田南町地区)	計画どおりでない	その他	164
38 新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援	計画どおり	拡大	158				
39 特別な支援を必要とする人への居住支援	計画どおり	継続	160				

基本目標		安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	3	災害に備えるまち

めざすまちの姿・状態

「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりや地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

主な課題

- ・ 近年、全国各地で大規模自然災害により大きな被害が発生する事例が見られ、災害が発生した際に区民の安全を確保する緊急・応急対策の充実が求められています。
- ・ 昼間人口を多く抱える新宿区にとって、震災時の帰宅困難者対策は大きな課題であり、対策の強化が求められています。また、超高層ビル群や大規模地下街、繁華街など、多くの人々が集まる場所での災害対策も大きな課題です。
- ・ 全国的に異常気象による集中豪雨が多発し、地盤の雨水浸透力の低下などによる水害が増加しており、神田川や妙正寺川を有する新宿区においては、治水対策の一層の強化が強く求められています。
- ・ 東京を首都直下地震が襲う可能性は極めて高いとされ、地域の防災力向上に向けた取組の強化が必要となっています。地域の防災力向上のためには事前の備えが不可欠ですが、平時は防災意識が薄れがちとなり、意識を高揚させるための取組の強化が求められています。
- ・ 区内には、低層の木造建築物が密集し、道路が狭く、防災面や居住環境面で課題を抱える地区があります。このような地区では、地域に住む方々が主体となり、地域の将来像を見据えた計画的なまちづくりを展開していく必要があります。

行政の主な役割

地域防災計画に基づく体制づくり 防災まちづくりの推進 防災に関する啓発と訓練の実施 公共施設の防災性の向上
 災害に強い都市づくりのための情報提供と支援 まちづくりに貢献する市街地再開発事業等の支援
 都市基盤の整備と不燃化の推進 総合的な治水対策の促進

基本的考え方

- ・ 地震等の災害に強いまちづくりを進めるため、道路、橋りょう等の都市施設の整備や建築物の耐震化や不燃化など都市空間の防災性向上に取り組めます。
- ・ 災害が発生した時に、被害を最小限にとどめ、区民の安全を確保し、生活を維持していくために、防災拠点や避難施設の整備・充実を図ります。
- ・ 都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備を促進するとともに、雨水流出抑制施設の整備やハザードマップ等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。
- ・ 区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、被災時に互いに助け合う体制を構築し、地域社会の災害への対応能力を向上します。また、災害時要援護者 に対する安全対策や災害時の医療体制の整備を進め、地域の防災力を強化します。
- ・ 建築物の耐震化を促進していきます。また、木造住宅密集地域などにおいて、良質で防災性の高い建築物への建て替えを行うとともに公園・街路などの整備を行う面的なまちづくりを支援し市街地の防災性を向上させ、災害に強い安全なまちづくりをめざします。

主な取組み

- ・ 耐震化支援事業は積極的に普及啓発を行い、実績増となりました。また耐震モデル地区の検討を行いました。安全・安心な建築物づくりは啓発のために現場パトロールの実施・チラシの送付を行いました。百人町地区では道路整備のため財務省用地を取得しました。道路の無電柱化は外部委託を活用し事業を進めました。
- ・ 若葉地区で道路拡幅用地を買収しました。再開発はそれぞれの地区の事業進捗に応じた支援を行いました。
- ・ 地域の防災力を高めるため、防災無線のデジタル化更新工事に係る実施設計を行うとともに、特別出張所ごとに地域防災協議会を開催し、各避難所での避難所運営管理協議会及び地域防災訓練を実施しました。

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 住宅の耐震化率	新耐震基準(昭和56年基準)または、これと同等の耐震性能を有する住宅戸数の割合	約82% (平成15年)	90%以上 (平成27年)
2 避難場所・避難所の理解度	一時集合場所、第一次避難所、広域避難場所を理解している区民の割合	23.8%	80%
3 家庭内の防災対策の普及	家庭内の防災対策実施率	81.5%	90%

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	85.0	85.7	86.4	87.2		
	実績1		84.9	85.5				
	= /		99.9	99.7				
指標2	目標値1	%	29.4	35.0	40.7	46.3		
	実績1		47.9	52.8				
	= /		162.8	150.7				
指標3	目標値1	%	82.4	83.2	84.1	84.9		
	実績1		77.0	52.5				
	= /		93.5	63.1				

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	地域の防災性向上のため、区が費用助成を行うことや、関係者間の調整を図ること、また道路・公園を確保し整備することは適切といえます。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	各事業は防災性の向上、住環境の改善を図るための目標を設定しており、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	各事業において、補助金の投入、業務の委託、民間活力の活用などをおこない、効果的、効率的に事業を進めています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	実行計画の見直しで目標の上方修正等を行った事業もあり、各事業について、ほぼ目標を達成しており、達成度は高いといえます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	一部目標に達しない部分がありましたが、事業全体を通して計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	耐震化支援事業は対象住宅への積極的な取組みが求められています。安全・安心な建築物づくりは新築以外の既存建築物の適正な維持管理についての検討も必要です。道路・公園の防災性向上は各地区に必要な準備作業・検討を行うことが重要です。道路の無電柱化は高度な技術を伴うため十分な調整や外部委託が必要です。木密事業は合意形成を更に進め事業推進の方策を引き続き検討する必要があります。再開発は工事費高騰のため事業計画の見直しや採算性確保に向けた調整が必要です。			
	改革方針	耐震化支援事業は普及啓発活動を進めるとともにモデル地区を検討します。安全・安心な建築物づくりは定期報告率の目標を100%に設定し、啓発活動を行います。道路・公園の防災性向上は各地区の進捗状況により、用地買収、設備改修、公園サポーターの結成を推進します。道路の無電柱化は、1路線を事業追加し、外部委託により事業を推進します。木密事業は地元意向の把握や合意形成を図りながら、地区計画等まちづくりルールの変更のたたき台を作成します。再開発は事業計画の見直しや採算性確保に向けて市街地再開発組合等を指導・助言し、調整を図り、事業を着実に促進していきます。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	耐震化支援事業は積極的な普及啓発活動で実績向上に繋がりました。安全・安心な建築物づくりは現場パトロールや啓発文書を送付しました。道路・公園の防災性向上は道路用地買収、設備改修等を行いました。道路の無電柱化は進捗状況に応じ設計、工事を行いました。木密事業は道路拡幅用地の買収やまちづくりルールの見直しのたたき台を作成しました。再開発は指導・助言・調整を行い、1地区工事完了、1地区組合設立となりました。また、防災力を高めるために避難所運営管理協議会や地域防災協議会を開催し、防災訓練では復興模擬訓練のほか防災まちあるきや発災対応訓練も取り入れました。防災無線のデジタル化更新工事では実施設計を行いました。		
		課題	耐震化支援事業は調査・計画を実施しても、工事まで行う件数が少ないのが課題です。安全・安心な建築物づくりは新築・既存の建築物の適正な工事と維持管理のための啓発が必要です。道路・公園の防災性向上は各地区に必要な事業説明や整備が重要です。道路の無電柱化は沿道の協力や調整が必要です。木密事業は合意形成に向けた支援とまちづくりルールの見直しのたたき台の更なる検討が必要です。再開発はマンション市況の悪化による事業計画の見直しや採算性確保に向けた調整、住民の理解や合意形成を進めることが必要です。地域の高齢化等により、避難所運営管理協議会及び防災訓練への参加者数の減少や偏在となり、防災区民組織の活性化が課題になっています。		
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
		内容	耐震化支援事業は、引続き積極的な普及啓発活動及びモデル地区を実施します。安全・安心な建築物づくりも啓発を継続します。道路・公園の防災性向上は各地区の進捗状況により公園サポーターへの支援、用地買収、設備改修を進めます。道路の無電柱化は外部委託により効率的に事業を進めます。木密事業は権利者の合意形成を進め、地区計画等のまちづくりルールの見直しの素案を作成します。再開発は事業計画の見直し・採算性の確保を図りながら地域貢献を明らかにした計画とするよう指導・助言を行い事業を着実に進めます。地域の高齢化による、地域防災力の低下が懸念されており、防災コミュニティの活性化に向け、幅広い年代層や大規模マンションの住民、事業所、外国人など、地域の人々が参加できる仕組みを構築していきます。		

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
42 建築物の耐震性強化	計画どおり	拡大	166	45 木造住宅密集地区整備促進	計画どおり	継続	172
43 道路・公園の防災性の向上	計画どおり	拡大	168	46 再開発による市街地の整備	計画どおり	継続	174
44 道路の無電柱化整備	計画どおり	継続	170	47 地域防災拠点と避難施設の充実	計画どおり	継続	176

個別目標評価シート

(まちづくり編)

基本目標		安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	4	日常生活の安全・安心を高めるまち

めざすまちの姿・状態

すべての区民が、日々の生活のあらゆる場面で不安を感じることなく、安全に暮らすことのできるまちをめざします。

主な課題

- ・安全・安心のまちづくりに対する関心が高まり、地域における防犯活動も活発に行われていますが、依然として犯罪に対する区民の不安は解消されておらず、より一層の取組が求められています。
- ・子どもが被害者となる犯罪や、ひったくり、空き巣等身近な犯罪が多く発生しており、まちの環境整備とともに地域の目で犯罪を防ぐ力を高めることが必要となっています。
- ・多様化する詐欺行為など一般市民を対象とした犯罪が増加し、誰もが被害者となる不安を感じています。
- ・悪質商法や契約上のトラブル、食品の安全性など消費生活に関する相談や苦情は多様化し、深刻化しており、消費者問題への的確かつ速やかな対応が求められています。特に、被害が潜在化しやすい高齢者や障害のある人などは、次々に悪質商法の被害を受け、生活にも支障をきたすなど深刻な問題となっています。被害の早期発見が求められています。

行政の主な役割

- まちの安全点検の推進
- 防犯に関する啓発と防犯活動への支援
- 消費生活相談と情報提供の充実
- 犯罪や悪質商法の被害を防止する地域のしくみづくり

基本的考え方

- ・区民の防犯意識を高揚し、それぞれの地域の実情にあった活動や警察・消防との連携を通じ、犯罪がまちの中で起こりにくい状態をめざします。
- ・また、振り込め詐欺のような犯罪に対しても、関係機関・団体との連携協働のもと、啓発や防止に努めていきます。
- ・消費者への情報提供、消費者教育の推進等、消費者の自立を支援する施策を充実していきます。あわせて、高齢者をはじめ、悪質商法の標的にされている人々への啓発や情報提供、相談等の対応や、地域の見守り機能や相談機能の強化を図り、潜在化複雑化している消費者問題へ関係機関・団体との連携協働のもと的確に対応していきます。

主な取組み

- ・新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づく安全推進地域活動重点地区に対して、パトロールに使用するジャンパーの貸与、ステッカー表示等によるPR活動を行うことで、安全・安心まちづくりの気運を盛り上げたり、また、関係部署との連携を図りながら、より強力に推進しています。
- ・区内の民有灯については、照度調査を実施し、調査結果を踏まえたうえで、町会等の申請に基づき順次改修工事を進め、防犯性の向上を図り、安全で快適なまちづくりを目指します。

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 区民の日常生活における安心度	居住地域で犯罪への不安を感じない区民の割合	22.80%	
2 犯罪件数	新宿区内の刑法犯発生件数	11,386件	
3 消費者問題に対する関心度	悪質商法や消費者問題に対して関心がある区民の割合	82.50%	

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	22.8	27.9	33.9			
	実績1	%	27.9	33.9				
	= /	%	122.4	121.5				
指標2	目標値1	件	11,386	11,068	10,764			
	実績1	件	11,068	10,764				
	= /	%	102.9	102.8				
指標3	目標値1	%	82.5	82.5	82.5			
	実績1	%	80.2	77.5				
	= /	%	97.2	93.9				

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区民の行う自主防犯活動及び民有灯改修工事等への支援等は、区民が行う防犯活動への参加気運を高めるきっかけとなっており、地域の防犯力向上のため適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	地域住民の防犯意識及び地域の防犯力の向上を図る上で、安全・安心条例に基づく自主防犯活動団体である重点地区を区内全域に広めることと民有灯の集中的な改修支援事業の目標設定は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	安全・安心のまちづくりを推進するため、区・区民・警察による協働の形で進めている本事業は、区民の防犯意識の向上、地域の犯罪発生抑止力となっており、効果的・効率的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	地域住民の防犯意識や地域の防犯力が向上したことに加え、積極的に警察へ情報提供等を行ったことで、区民の中に区民・区・警察が協働で安全・安心のまちづくりに取り組んでいるという意識が高まっています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	重点地区の指定による地域の防犯意識の向上や自主的な防犯活動の活発化、民有灯の照度アップ改修などにより、地域の防犯力が向上しました。また、消費生活センターの移転を予定どおり行いました。これらにより、日常生活の安全・安心を高める取組みとしておおむね計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	重点指定地区及び防犯ボランティアグループは増加傾向にあるものの、重点指定地区の少ない特別出張所管内もあることから、各種活動を通じて未指定地区の解消に努める必要があります。また、民有灯については、町会等が費用を負担することなく、申請に基づき継続して順次改修工事を行う必要があります。 「食の安全」や「多重債務」などの消費者問題に対して、保健所や福祉事務所と一体的・総合的に対応できる体制を整備する必要があります。			
	改革方針	重点地区やボランティアグループに対する支援について啓発活動をすることで、住民や地域からの参加気運などを高めるとともに住民や地域の連帯感を醸成し、安全安心まちづくりを推進していきます。また、PTAなどと連携して若い世代を取り込んだり、民有灯の改良改修工事を3年間で集中的に行っていく、「安全で安心してらせるまちづくり」を継続していきます。 消費者問題に総合的に対応できる体制の整備を行います。			
22年度実績	21年度実績	重点地区の指定や地域と連携した防犯パトロールの実施、安全・安心情報ネットによる情報提供などにより、防犯意識の維持向上と区民の不安解消を図りました。 町会等の負担なく申請により民有灯の改修を実施し、まちの防犯性を強化しました。 消費生活センターの移転により保健所や福祉事務所と連携し一体的・総合的に消費者問題に対応できる体制を整備しました。現施設は消費者団体の活動支援の場として引き続き活用しています。			
	課題	重点指定地区が少ない地区については、新規指定に向けた啓発活動を積極的に行っていくことが必要です。 犯罪が発生しにくいまちづくりを進めるため、引き続き町会等の民有灯の改修支援が必要です。 複合的な消費者問題に適切に対応するため、関係機関とより連携を強化していくことが必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	重点指定地区が少ない地域については、各地域間の協力体制の確立と警察署及び警察署の協力団体等との連携に努めるとともに、四谷・落合第二特別出張所地区を重点に、新規指定に向けた啓発活動を積極的に行います。 町会等の民有灯集中的な改修支援を引き続き行い、まちの防犯性アップにつなげていきます。 「食の安全」や「多重債務」などの消費者問題に対して、保健所や福祉事務所と連携して一体的・総合的に対応していきます。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
48 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	計画どおり	継続	178				
49 民有灯の改修支援	計画どおり	継続	180				
132 消費生活センターの機能充実	計画どおり	休廃止	182				

基本目標		持続可能な都市と環境を創造するまち
個別目標	1	環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

めざすまちの姿・状態

ごみの減量、リサイクルしやすい商品の利用、省エネルギーの推進、新エネルギーの利用など、日々の暮らしの中で、温室効果ガスの排出削減に対する意識の向上とできる限り環境に負荷をかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和するまちをつくり、未来に引き継いでいきます。

主な課題

- ・ 限りある貴重な資源を効果的に利用するために、大量生産、大量消費、大量廃棄型ではない持続可能な資源循環型の社会システムを確立することが求められています。
- ・ 温室効果ガスの排出削減がどれくらいできているかを広報等を通じて区民に知らせることで、見える化効果により地球温暖化対策のなお一層の普及啓発を図ることが必要です。
- ・ 来街者の多い駅周辺を中心に、路上喫煙やごみのポイ捨てなどへの対策を工夫するなどさらに効果的に継続するとともに、騒音など活発な経済活動に伴う生活環境への悪影響を抑制することが求められています。
- ・ 地球環境への負荷を軽減し、生活環境や自然環境を守り育む取組みを推進するために、すべての世代に対する環境に関する啓発や環境学習の充実が求められています。また、環境保全の視点に立った総合的なまちづくりが求められています。

行政の主な役割

環境マネジメントシステムなどによる率先行動 環境保全活動の普及・啓発・支援 地球温暖化対策の推進
 ごみの減量化とリサイクルの推進 公害対策の推進 環境学習・環境教育の推進 戸塚小売市場廃止後の活用

基本的考え方

- ・ 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を実践し、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組むことにより、資源循環型社会を構築していきます。
- ・ 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、エネルギーの効率的な利用や無駄の少ない生活・事業スタイルを確立することなどにより、温室効果ガスの排出削減に対する意識の向上と削減量の増加を図り、地球温暖化対策・ヒートアイランド対策を進めていきます。
- ・ きれいなまちをめざし、区民、商店会、事業者等と協力して、路上喫煙禁止、ポイ捨て防止等の指導・啓発や地域の美化活動の実践などを積極的に進めていきます。また、事業者に対する適切な指導により、活発な経済活動と生活環境とが調和したまちづくりを進めます。
- ・ 学校教育や生涯学習の場における環境教育の機会を充実するとともに、情報や活動の拠点となる環境学習情報センターの活用を図りながら、環境学習に役立つ様々な情報の区民、事業者等への提供を強化します。また、区民、事業者等との連携により、環境全般にわたる総合的な施策を進めます。

主な取組み

- ・ リサイクル活動団体への支援、びん・缶・ペットボトル等の資源回収の実施
- ・ 新宿区3R推進協議会による新宿発「エコな暮らし」3R協働宣言、ごみ減量の取組み、エコ自慢ポイントの推進
- ・ 区民向けみどりのカーテンの普及、事業所の省エネルギー診断、新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金事業
- ・ 路上喫煙禁止パトロール、キャンペーン、路上喫煙対策協力員による普及啓発の実施、ポスター・ステッカーの掲出、路面標示、標識の設置

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 区民一人一日あたりの区収集ごみ量の推移	平成17年度(865g)を基準にした減少率 $\text{区民一人一日あたり区収集ごみ量} = \frac{\text{年間区収集ごみ量}}{\text{人口} / 365\text{日}}$ (参考)平成17年度年間収集ごみ量 96,442トン	832g (平成18年度)	50%減
2 資源化率の推移	$\frac{\text{資源回収量(集団回収含む)}}{\text{区収集ごみ量} + \text{資源回収量(集団回収含む)}}$	18.3% (平成18年度)	35%
3 温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量	区における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の平成2年度比増減 $\frac{\text{当該年度区内CO}_2\text{排出量} - \text{平成2年度排出量}}{\text{平成2年度排出量}}$	27.7%増 (平成15年度)	2.0%減

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	g	750	720	685	650	650	
	実績1		725	696				
	= /		103.4	103.4				
指標2	目標値1	%	21.0	22.0	23.0	25.0	25.0	
	実績1		21.2	20.9				
	= /		101.0	95.0				
指標3	目標値1	%	12.0	8.5	5.0	5.0	5.0	23区温室効果ガス排出量算定手法により3年後に検証
	実績1							
	= /							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区が費用負担をしますが、区民・事業者等と区が連携し、協働しながら取組みを進めています。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	ごみの減量、資源化の推進、温室効果ガスの削減に取り組むことは、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造につながります。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	区民・事業者の自主的な活動への支援や協働による取組み、業者委託による実施等、効率性を工夫し、実効性を上げています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	ごみの減量は、普及啓発効果もあり目標を達成しています。温室効果ガス削減量については、区民・事業者へのアンケート形式による簡易算定を引き続き実施しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	新宿区3R推進協議会の取組みや区民向け・事業者向けの地球温暖化対策等の推進により、区民・事業者と行政が一体となって持続可能な都市と環境の創造を推進しています。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	容器包装プラスチックの資源化の促進、CO2削減運動のより一層の普及啓発、喫煙スポットの整備が求められています。			
	改革方針	資源化率の向上を目指し、狭小路地地区拠点回収を実施するほか、CO2削減パンフレットの内容を更新し、より効果的なPRにより参加者を増やしていくとともに、様々な環境配慮行動をポイント化し、蓄積したポイントにより区民・事業者が植林を行う制度を構築します。また、喫煙者、非喫煙者が共生できる施設整備等の方策を検討します。			
22年度実績	21年度実績	改革方針への対応状況	(1)1年を通じて、資源回収についての普及啓発に努め、びん・缶・ペットボトルの拠点拡大を図りました。 (2)区民・事業者の参加によるCO2削減運動の成果を簡易算定し「見える化」を図り、植林活動への参加を行いました。 (3)喫煙者と非喫煙者の共生を図るため、利用者の集中による周辺環境悪化の喫煙スポットの改修を行い、鉄道事業者には、駅の安全煙型喫煙所設置の協議を開始しました。		
		課題	容器包装プラスチックの資源化の促進、CO2削減運動の「見える化」による地球温暖化対策のより一層の普及啓発、新たな路上への喫煙スポット設置は、困難な状況にあります。鉄道事業者には、今後とも喫煙所の設置について、理解を求めていく必要があります。		
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
内容		(1)資源化率の向上を目指し、新たにスプレー缶等の資源回収を実施します。 (2)新宿エコ隊の参加を促進し、CO2削減努力の結果を集計・公表して、「見える化」を進めるとともに、植林等の体験を通し地球温暖化対策への意識向上を図ります。 (3)喫煙者、非喫煙者が共生できる施設整備等の方策を検討・推進します。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
50 ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進	計画どおり	改善	184	54 環境学習・環境教育の推進	計画どおり	継続	192
51 地球温暖化対策の推進	計画どおり	継続	186				
52 清潔できれいなトイレづくり	計画以上	継続	188				
53 路上喫煙対策の推進	計画どおり	継続	190				

基本目標		持続可能な都市と環境を創造するまち
個別目標	2	都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

めざすまちの姿・状態

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図り、やすらぎと潤いのあるまちをめざします。

主な課題

- ・ 新宿区のみどりは年々失われており、残された貴重なみどりを保全・育成するとともに、都市のインフラの一つとしてみどりを創出する取組が求められています。
- ・ 神田川や妙正寺川など新宿区の水辺空間は周辺の都市的な土地利用、空間利用の中で十分に活用されておらず、その再生と活用が求められています。

行政の主な役割

公共空間におけるみどりと水辺の保全・創出
みどりと水辺の保全・創出に関する情報提供

基本的考え方

- ・ 新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川などの水辺とそれに連続するみどりをつなぎ、「水とみどりの環」として、都市に潤いを与えるみどりの骨格を形成していきます。また、新宿御苑周辺、落合斜面緑地などのまとまったみどりを「七つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全・拡充を図っていきます。
- ・ 樹木や樹林などの貴重なみどりを保全するとともに、まちづくりを進める中で地域にみどりが広がるよう地域緑化を推進していきます。
- ・ 生き物が生息できるよう自然やそれに近い環境を保全・再生していきます。また、まちを歩く人が心地よさを感じられるよう目に見えるみどりを増やすとともに、神田川、妙正寺川などを自然と調和した水辺空間として整備し、水やみどりに親しめる環境づくりを進めていきます。

主な取組み

- ・ 公共施設の緑化、りっぱな街路樹づくりをはじめ、区民ふれあいの森の整備、玉川上水を偲ぶ流れの創出などにより公共空間にみどりの拠点と軸を創ります。
- ・ 区内に残された貴重な樹木、樹林等の保護をすすめるとともに、屋上、壁面等の新たな空間を緑化します。
- ・ 神田川と地域の拠点に、アユやトンボ等の生息できる環境づくりをすすめます。

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 道路の緑被率	区の総面積に対する道路の緑被地の割合	8.55% (平成17年度)	10.00%
2 緑被率	区の面積に対する樹木、樹林、草地、屋上緑地の割合	17.47% (平成17年度)	18.50%
3 保護樹木の指定本数	保護樹木に指定した総本数	1,014本 (平成18年度)	1,100本

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	8.55	8.55			8.55	22年度調査予定 (1回/5年調査)
	実績1		8.55	8.55				
	= /		100.0	100.0				
指標2	目標値1	%	17.47	17.47			17.47	22年度調査予定 (1回/5年調査)
	実績1		17.47	17.47				
	= /		100.0	100.0				
指標3	目標値1	本	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054	23年度100% 1,054本維持
	実績1		1,054	1,090				
	= /		100.0	103.4				

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	公共施設の緑化を推進することは区の責務です。また、民間緑化に対しては区が適切な支援を行っています。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	公園づくり、緑化、快適な道路、親しめる河川と、区民のニーズを踏まえた目標になっています。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	公共施設では区による緑化と区民との協働、民間施設では区による補助と支援により緑化を進めており、費用対効果の面から効果的・効率的です。
目的(目標の水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	個別施策では当初目標をほぼ達成しています。保護樹木の指定では目標を上回る成果がでています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	公共、民間施設ともみどりの保全・創出・整備が計画通り進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	区民ふれあいの森の整備、玉川上水を偲ぶ流れの創出に際しては、地域との十分な意見交換が必要です。また、壁面緑化については、工法、効果についてより区民にPRすることが必要です。神田川ふれあいコーナーについては、展示・運営内容を確定し22年2月までに施設をオープンする必要があります。			
	改革方針	区民ふれあいの森の整備、玉川上水を偲ぶ流れの創出に際して、区民との協働、シンポジウムの開催等に取り組みます。また、壁面緑化については、啓発パネル、パンフレット、区広報を活用してPRを図ります。神田川ふれあいコーナーの、展示・運営内容を委託により検討していきます。			
22年度実績	21年度実績	区民ふれあいの森の整備、玉川上水を偲ぶ流れの創出については、それぞれ区民も参加した検討会を開催しました。また、壁面緑化については、啓発パネル、パンフレット、区広報を活用してPRを図りました。神田川ふれあいコーナーの展示・運営内容を検討し、平成22年2月に施設を開設しました。			
	課題	区民ふれあいの森の整備、玉川上水を偲ぶ流れの創出については、区民との意見交換を行ったうえで整備計画、管理計画等を策定することが必要となります。新宿らしい都市緑化の推進については、新宿駅周辺地区を屋上緑化等推進モデル地区に指定したことや屋上等緑化助成制度の利用をPRすることが必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	区民ふれあいの森の整備については、基本計画案を公表し、広く区民の意見を伺う機会を設けます。玉川上水を偲ぶ流れの創出については、23年度の整備区間の整備内容や今後の管理運営について、十分な意見交換を行います。新宿らしい都市緑化の推進については、屋上緑化等推進モデル地区制度や屋上等緑化助成制度の利用についてPRに努めます。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
55 区民ふれあいの森の整備	計画どおり	継続	194	59 樹木、樹林等の保護	計画以上	継続	202
56 玉川上水を偲ぶ流れの創出	計画どおり	継続	196	60 アユやトンボ等の生息できる環境づくり	計画どおり	継続	204
57 新宿りっぱな街路樹運動	計画どおり	継続	198				
58 新宿らしい都市緑化の推進	計画どおりでない	改善	200				

個別目標評価シート

(まちづくり編)

基本目標	持続可能な都市と環境を創造するまち
個別目標	3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

めざすまちの姿・状態

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、都市の骨格となる道路・交通施設等を充実するとともに、歩く人にやさしい歩行空間や利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。

主な課題

- ・ 障害があっても、一人ひとりの個性や能力にあった自立した生活を行うことができる条件整備が求められています。また、新宿区では都市空間のバリアフリー化は進んできていますが、障害のある人が自由に行動するには、十分ではありません。
 - ・ 人々の活動を支えるための利用しやすい公共交通の整備や自転車等(自転車、原動機付自転車及び自動二輪車)の適正利用を支える都市環境の整備が求められています。
 - ・ 新宿で暮らし、活動するすべての人々が快適に過ごすことができるよう、人と環境に配慮した道路施設の改善が求められています。
 - ・ 都市機能の高度な集積に対応し、円滑なアクセスが可能な道路網の整備が求められています。
 - ・ 高齢社会への対応や障害のある人の社会参加促進に向けて、誰もが自由に行動できる人にやさしい都市空間づくりが求められています。
 - ・ 区内の交通事故件数は依然として高い水準にあり、道路交通環境の安全性向上が求められています。
- また、高齢社会の到来は、高齢者が交通事故に被害者としてだけでなく、加害者にもなるという問題を生み出しています。

行政の主な役割

- ・ 道路・交通体系の整備
- ・ 安全な歩行環境づくり
- ・ 道路・橋りょう・公園の維持・管理
- ・ 放置自転車対策等の推進
- ・ 公共施設のバリアフリー化の推進
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 交通安全運動の普及・啓発
- ・ 交通安全施設等の整備

基本的考え方

- ・ 人々が利用する建物や公園、道路、公共交通機関など、区民の生活を取り巻く空間を、誰もが暮らしやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本としたまちづくりによって改善していきます。
- ・ 新宿駅及びその周辺の道路や公共施設等のバリアフリー化を推進し、国際的なにぎわい交流を創造することを中心とし、魅力ある都市空間づくりを進めていきます。
- また、高田馬場駅周辺では、駅の出入口や周辺道路を誰もが歩きやすく、利用しやすい環境に整備するとともに、魅力とにぎわいのある駅前空間づくりを進めます。
- ・ 公共交通機関の利便性向上の促進、支援や交通結節点の整備による乗換えの円滑化など、公共交通の利用促進のための取組を進めます。
- ・ 自転車等の利用を支える環境を整備し、自転車等の適正利用を進めます。
- ・ 歩道の確保、幅員拡大など道路の環境改善を進めるとともに、自動車利用者、歩行者などあらゆる立場の人々への交通安全教育を強化します。
- ・ 幹線道路の拡充や交通需要の適切なコントロールなど、渋滞のない快適な道路交通ネットワークの形成を図ります。また、橋りょうの整備を進めます。
- ・ 人と環境に配慮した道路空間の改善を図り、歩行空間の確保と快適な空間の形成を進めます。
- ・ 区民、事業者の理解と協力のもとに、幅員4m未満の細街路を「新宿区細街路拡幅整備条例」の規定に基づき拡幅整備していきます。

主な取組み

- ・ 交通バリアフリーは、大久保駅のエレベーター設置補助を行いました。新宿駅周辺、高田馬場駅周辺、中井駅周辺については、それぞれの事業進捗に応じて、協議・調整・説明会等を行いました。自転車等の適正利用の推進は、道路上の駐輪場の整備を行いました。地域活性化バスは、21年9月に新宿駅周辺循環型バスの運行を開始しました。
- ・ 都市計画道路の整備は補助72号線の未買収地1件を買収しました。人にやさしい道路の整備は整備地区を西新宿一丁目地区に決定し、整備計画を決定しました。細街路の整備は啓発活動を行い、ほぼ目標どおり整備を進めました。

成果指標

指標名	指標の定義	目標	
		19年度	29年度
1 鉄道駅のバリアフリー化率	エレベーター又はスロープにより高低差が解消され、駅出入口からプラットフォームまで、車いす利用者等が円滑に移動できる経路が1以上確保された鉄道駅の割合	67.40%	100%
2 放置自転車台数	駅周辺の道路上に放置された自転車台数	4,300台 (平成18年10月)	2,395台
3 都市計画道路の完成率	区内の都市計画道路完成延長 / 区内の都市計画道路延長	58.0% (平成17年)	70%
4 道路の歩きやすさ満足度	安全で快適な歩きやすい道路だと感じる人の割合	17.30%	
5 細街路の整備	区細街路拡幅整備条例に基づく細街路整備状況	約28km 約7% (平成19年3月)	約94km 約24%

達成状況

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	%	80.0	90.0	100.0	100.0	100.0	
実績1		71.4	90.0				
= /		89.3	100.0				
指標2	台	3,593	3,247	2,922	2,630	2,620	毎年1割減
実績2		3,608	3,238				
= /		102.8	99.7				
指標3	%						東京都により集計中
実績3							
= /							
指標4	%	17.3	20.6				新宿区区政モニターアンケートによる
実績4		20.6	25.5				
= /		119.0	123.8				
指標5	km	6.0	6.0	6.5	6.5	25.0	22年度から目標値を毎年度6.5kmに変更
実績5		6.1	5.7				
= /		101.3	95.3				

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	行政と事業者、区民や地元関係者と協働・協力し、必要な支援を行い、役割分担の中で適正に事業を進めました。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	目標設定は各事業の内容や期間により、区民ニーズや利便性の向上、社会状況等を踏まえ、適切に設定しました。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	各事業における調整を効果的・効率的に行うために、庁内検討組織や地元との協議会等を設けて進めています。また、効率的に事業を進めるため、必要な事業では委託等を行いました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	目標値に一部届かない事業がありましたが、各事業を通じて、全般的に目標は達成できました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	各事業とも、それぞれ必要な調整・協議や事業実施を行い、概ね計画どおりと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	駅周辺整備は、それぞれの進捗状況に応じて、事業者と連携して着実な事業進捗を図り、また整備方針等の実現化のため引き続き関係者と協議を進める必要等があります。放置自転車対策は駐輪場整備をさらに進めるため、地域の区民の方々の理解を深めることが重要です。交通バリアフリーは利用者と事業者の相互理解を支援する必要があります。人にやさしい道路整備は整備手法の方向性を決定する必要があります。都市計画道路の整備は未買収地を買収することが課題です。			
	改革方針	駅周辺整備は必要な整備計画を策定し、着実な事業進捗のため、鉄道事業者、地元、区との間でさらに行政協議や検討を進めます。放置自転車対策は、引き続き駐輪場の整備と啓発活動を行います。交通バリアフリーは利用者と事業者の意見交換を行い、よりよいものとなるよう努めます。人にやさしい道路整備は、地元と調整を進め、整備手法をまとめます。都市計画道路の整備は第 1 期区間の全線開通のため、未買収地の買収と工事を推進し、第 2 期区間の事業計画を明確化します。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	駅周辺整備は、実現化に向けた協議調整、整備計画策定、住民説明会などを行いました。交通バリアフリーは事業者と推進委員で意見交換を行いました。自転車等の適正利用の推進は地元区民の方との協力を積極的に行い道路上の駐輪場整備を進めました。都市計画道路の整備は用地買収を進め、必要な工事を行いました。人にやさしい道路整備は次期整備地区を決定し地元関係者と協働で整備計画を決定しました。細街路整備は啓発活動を積極的に行いました。		
	課題	駅周辺整備は、事業者等と連携して着実な事業進捗を図るとともに、引き続き関係者と協議・調整を進める必要があります。交通バリアフリーは特定事業計画の進捗状況を検証し、今後の取組みを検討する必要があります。自転車等の適正利用はさらに駐輪場を整備することが不可欠です。都市計画道路の整備は第 1 期区間全線開通のため工事を進める必要があります。人にやさしい道路整備は経年劣化の経過観察や施行箇所を選定などを検証する必要があります。細街路整備は更なる推進のためのPRの強化、支援策(助成金等)の強化が課題です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	駅周辺整備は着実な事業進捗のため、鉄道事業者や地元との間でさらに行政協議や検討を進めます。交通バリアフリーは特定事業計画の進捗状況を検証し今後の取組み方を検討します。自転車等適正利用推進は引き続き駐輪場施設の整備を進めます。都市計画道路の整備は第 1 期区間の工事を進めるとともに、第 2 期区間の用地取得を推進します。人にやさしい道路整備は地区内の整備計画に併せて事業実施に向けた検討を進めます。細街路整備は幅員整備の働きかけの手法を変更し整備を一層進めるとともに、周知活動強化と他事業と連携した助成金の充実を図ります。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
61 ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進	計画どおり	継続	206	67 地域活性化バスの整備促進	計画どおり	継続	218
62 交通バリアフリーの整備推進	計画どおり	継続	208	68 都市計画道路の整備(補助72号線)	計画どおり	拡大	220
63 新宿駅周辺地区の整備推進	計画どおり	継続	210	69 人にやさしい道路の整備	計画どおり	継続	222
64 高田馬場駅周辺の整備促進	計画どおり	継続	212	70 細街路の整備	計画どおり	拡大	224
65 中井駅周辺の整備推進	計画どおり	継続	214	71 まちをつなぐ橋の整備	計画どおり	継続	226
66 自転車等の適正利用の推進	計画どおり	継続	216				

個別目標評価シート

(まちづくり編)

基本目標		まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち
個別目標	1	歴史と自然を継承した美しいまち

めざすまちの姿・状態

まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。

主な課題

- ・ 景観をそれぞれの地域が有する資源と捉え、地域特性に応じた良好な景観を守り、育て、次世代に受け継いでいくことが求められています。
- ・ 経済効率のみを重視した建築行為等によって個性的なまちなみが損なわれる事例が増加しています。

行政の主な役割

良好な景観づくりの情報提供
良好な景観づくり施策の展開

基本的考え方

- ・ 地域特性に応じたきめ細やかな単位での景観誘導や多様な主体との連携により、景観まちづくりを進めていきます。

主な取り組み

- ・ 景観計画の円滑な運用を実施しました。
- ・ 景観事前協議制度については、景観法による行為の届出制度と併せて効果的に運用し、必要な見直しも行いました。
- ・ 地域の景観特性に基づく区分地区については、対象面積の拡大や地区の追加を見据えて景観計画一部改定の素案を作成しました。

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 地域の景観特性に基づく区分地区策定面積	地域の景観特性に基づく区分地区の策定面積	0ha	200ha (区の面積の約1割)
2 景観に対する区民意識	まちなみや景観が良いと感じる区民の割合	28.1%	

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	ha	40	10	10	10	70	平成23年度に70ha
	実績1		193	0				
	= /		482.5	0.0				
指標2	目標値1	%		40.4				新宿区区政モニターアンケートによる。
	実績1		40.4	45.2				
	= /		143.8	111.9				

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	地域の景観特性に基づく区分地区指定は、区が景観法や景観まちづくり条例に基づき定めるものであり、区が積極的に関与することは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区分地区策定面積や景観に対する区民意識を目標とすることは、現在のまちなみや景観を維持し、受け継いでいくという景観行政を推進する上でも適切であると評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	区分地区指定等を含む景観計画の策定に関わる作業は、地域住民、事業者の意向を踏まえ、かつ東京都や周辺区と連携しながら効率的に進められており、費用は効率的に使用されています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	地域の景観特性に基づく区分地区の指定については、計画の目標値を上方修正しており、また景観に対する区民意識も高まっていることから、目的の達成度は高いといえます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	地域の景観特性に基づく区分地区については、計画以上の指定をするともに、区分地区の拡大に向けた景観計画の一部改定に取り組みました。また景観に対する区民意識も高まっています。これらのことから、良好な景観の形成に対する成果は得られていると評価します。

進捗状況・今後の取り組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	現在の景観やまちなみを維持し、よりよいものとしていくために、景観計画の円滑な運用を実施する必要があります。特に、区独自の施策である景観事前協議については、景観法に基づく諸制度と整合性を取りながら、必要な見直しを行い、実施する必要があります。				
	改革方針	景観計画の円滑な運用を実施します。特に景観事前協議制度については、景観法による行為の届出制度と併せて効果的な運用を実施するとともに、協議の効率化と、きめ細かな景観誘導を行うことができるよう、提出書類や協議方法などの運用について、必要な見直しを行います。また、地域の景観特性に基づく区分地区指定については、対象面積の拡大や地区の追加を図ります。				
22年度実績	21年度実績	改革方針への対応状況	景観計画の円滑な運用を実施しました。景観事前協議制度については、景観法による行為の届出制度と併せて効果的な運用を実施し、協議の効率化と、きめ細やかな景観誘導を行うことができるよう、提出書類や協議方法などの運用について、必要な見直しを行いました。また、地域の景観特性に基づく区分地区については、対象面積の拡大や地区の追加に向けた景観計画の一部改定の素案を作成しました。			
		課題	区民や事業者に対して、景観まちづくり計画の目標や理念、制度について、一層の周知が必要です。また、平成22年度に景観計画の一部改定を行うためには、説明会の開催などにより、区民の方の意見を聞くほか、周辺区との整合性も図りながら策定していく必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	景観まちづくり計画について、周知を行っていきます。また、景観計画の一部改定を実施し、地域の景観特性に基づく区分地区について、対象面積の拡大や地区の追加指定を行っていきます。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
72 景観に配慮したまちづくりの推進	計画以上	継続	228

計画事業名	総合評価	方向性	頁

個別目標評価シート

(まちづくり編)

基本目標	まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち
個別目標	2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

めざすまちの姿・状態

地域の個性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。

主な課題

- ・ 区民の生活者としての視点に基づくまちづくりを進めていくため、区民が能動的、自発的に地域のまちづくり活動に参画できるしくみが求められています。
- ・ 地域の個性や魅力を活かしたまちづくりを検討していくため、まちに関わる多様な主体の参画とともに、勉強会の開催や専門家の派遣などの支援を行う必要があります。

行政の主な役割

- 都市基盤の整備促進
- 地域個性を活かしたまちづくりへの支援
- 住民主導によるまちづくりへの支援

基本的考え方

- ・ 地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地域の個性を活かしたまちづくりを進めていきます。

主な取り組み

- ・ 地域特性に沿ったまちの将来像の実現を目指すものである地区計画制度を活用した、地域主体のまちづくりを推進しました。
- ・ 3地区で地区計画策定を行うとともに、まちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区で支援を行いました。
- ・ 地区計画が策定されている地区では、地区計画届出審査によりまちづくりを推進しました。

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 地区計画等策定面積	地区計画等の策定面積	101.5ha (平成19年10月)	区の面積の約5割の区域 (911ha)
2 地域特性を踏まえたまちづくり	地域の土地利用の特性を踏まえたまちづくりが行われていると感じる区民の割合	10.1%	

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	ha	40	60	100	100	約300ha	
	実績1		5.5	22.9				
	= /		%	13.8	38.2			
指標2	目標値1	%	10.1	21.8				新宿区区政モニターアンケートによる
	実績1		21.8	40.9				
	= /		%	215.8	187.6			

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	地区計画については、区が都市計画決定で定めることから、積極的に関与することが適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	現在、区内には地区計画ではなく、まちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区が2地区約48haあります。今後は、こうした地域をどのように目標に反映していくか検討する必要があります。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	地区計画は住民主体のまちづくりで、区の意向のみでなく地域住民の意向を踏まえる必要があります。策定に関わる作業は効率的に進められ、費用は効果的に使用しています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	平成21年度の地区計画策定面積は約22.9haです。しかしながら、来年度の地区計画策定に向け作業を着実に進めました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	3地区で地区計画策定を行い、新宿六丁目西北地区及び神楽坂地区で地区計画届出審査を行いました。さらに地区計画ではなく、まちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区で支援を行いました。地区計画の策定面積の目標は達成できていません。昨年度の外部評価の指摘を踏まえ、指標の改善を検討していますが、計画どおりに進んでいないと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	地域特性を活かしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度の活用が有効です。その上で、任意のまちづくり構想やガイドライン等を活用した方がふさわしい地域もあります。こうした実情を踏まえ適切な手法を選択しながら、柔軟にまちづくりを推進していく必要があります。			
	改革方針	住環境の保全とまちの安全性の向上、環境と調和した潤いある市街地の形成など地域の課題解決に向け、地区計画等のまちづくり制度を活用し、区民との協働によるきめ細かな土地利用を誘導していきます。また、想定地区以外の地区についても、地域に積極的に地区計画策定を働きかけていきます。			
22年度実績	21年度実績	まちづくりに関する地域住民の機運に応じて、まちづくり方針等によりまちづくりを進めている2地区を含め、地区計画策定業務委託やまちづくり相談員派遣などにより、地区計画策定に向けた支援を行いました。			
	課題	地域特性を活かしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度の活用が有効です。その上で、任意のまちづくり構想やガイドライン等を活用した方がふさわしい地域もあります。こうした実情を踏まえたうえでその地域にあった適切な制度を選択しながら、柔軟にまちづくりを推進していく必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	住環境の保全とまちの安全性の向上、環境と調和した潤いある市街地の形成など地域の課題解決に向け、地区計画等のまちづくり制度を活用し、区民との協働によるきめ細かな土地利用を誘導していきます。また、想定地区以外の地区についても、地域に積極的に地区計画策定を働きかけていきます。なお、地区計画ではなく、まちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区があるため、こうした地域をどのように目標に反映していくか検討する必要があります。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
73 地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進	計画どおりでない	その他	230				

基本目標	まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち
個別目標	3 ぶらりと道草したくなるまち

めざすまちの姿・状態

歩くことが楽しくなるまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域に住む人だけでなく新宿を訪れる人にとっても、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちをめざします。

主な課題

- ・ 新宿に住み集う人が潤いとやすらぎを感じながら散歩できるよう、また、多くの人が集いにぎわう新宿駅周辺を誰もが快適に歩くことができるよう、歩行者空間を整備していくことが求められています。
- ・ 新宿区の公園は画一的な整備内容のものが多く、また、施設が老朽化し、利用しやすさにおいて課題があると思われる公園があります。今後は誰もが利用しやすく、区民が誇れる地域の公園として整備・管理・運営していくことが求められています。
- また、都市の基幹となる公園の拡充が求められています。
- ・ 多くの人が集い訪れる魅力とポテンシャルのある新宿では、まちを新たな都市空間として活用していくための取組やしきみづくりが求められています。

行政の主な役割

道路・交通体系・公園の整備 魅力的な歩行環境づくり 公園・道路の維持・管理
 まちの「広場の利用」の推進 関係機関との連携

基本的考え方

- ・ みどりと潤いのある散策路や安全な歩行者空間を整備するとともに、新宿駅周辺における歩行者ネットワークを整備し、誰もが歩きたくなる歩行者空間を充実していきます。
- ・ 地区の公園を、誰もが楽しく、快適に利用できるよう整備を進めるとともに、改修の際の計画案づくりや維持管理を地域住民と協働で行うことにより、地域の特色を活かした、区民が愛着を持てる公園づくりを進めます。
- また、都市の基幹となる公園の整備を進めます。
- ・ 道路空間、公園、公共施設、公開空地などの、オープンスペースを、区民の生活や活動の場(地区の庭)として、また多くの人が集まり、交流し、活躍できる場として、環境整備やしきみづくりを行い、まちの「広場の利用」を推進します。

主な取組み

- ・ まちの記憶や水とみどりを活かした散歩道や案内施設を整備し、誰もが歩きたくなる道づくりを進めていきます。また、健康いきがづくりのためのウォーキングコースを設定します。
- ・ 誰もが利用したくなる公園を目指して、公園づくり基本計画を策定するとともに、地域住民との協働により魅力ある身近な公園整備を進めていきます。

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 歩行系道路の整備状況	1平方キロメートルあたりの歩行系道路の整備延長	1,198m/km ² (21,840m / 18.23km ²)	1,290m/km ² (総延長 + 1,670m)
2 区民一人当たりの公園面積	供用中の公園面積 / (住民基本台帳人口+外国人登録人口)	3.83m ² (平成19年4月)	3.9m ² (公園全体の面積2ha増)
3 公園サポーターが登録している公園比率	公園サポーターの登録がある公園の数 / 全区立公園数	40% (171園中 70園)	60% (171園中 103園)
4 公園利用者満足度	公園の利用に関して満足している区民の割合	55.9%	

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	m	250	300			550	
	実績1		250	300				
	= /		100.0	100.0				
指標2	目標値1	m ²	3.84	3.84	3.85	3.86	3.86	
	実績1		3.79	3.77				
	= /		98.7	98.2				
指標3	目標値1	%	45.0	46.0	47.0	48.0	48.0	
	実績1		45.0	50.0				
	= /		100.0	108.7				
指標4	目標値1	%						公園づくり基本計画策定後、実施予定
	実績1							
	= /							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	行政として、地域住民と協働で行うことにより、地域の特性を活かした整備を行い、役割分担の中で適切に事業を進めました。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	目標設定は、区民のニーズや利便性の向上を考慮し、適切に設定しました。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	他の事業と連携した整備や、住民との協働による整備によって、既存ストックの有効活用が図られる等、効果的・効率的に事業を進めました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	一部目標値に達成していないものの、整備は確実に進展しているため、総合的には目的を達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	各事業を通じて、適切な目標設定のもと、効率的な事業展開が図られたため、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	地域の利用者の視点に立ち、まちの特性を活かした整備を進める必要があり、歩くことが楽しくなるようなまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して利用できる身近な公園を充実させる必要があります。			
	改革方針	散歩道整備は地域の意見を取り入れる等、自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くことが楽しくなるような整備を進めます。通称名の選定は、公募を行い、地域に親しまれ愛される名称を選定し、通称名板の整備を行います。公園づくり基本計画は、地区協議会への方針の提案やパブリックコメントを実施し、広く区民の声を取入れ、地域の特性を活かした誰もが利用しやすく、区民が愛着を持てる公園づくりの基本計画を策定し、事業を推進していきます。			
22年度実績	21年度実績	散歩道は目標どおり完了しました。67の路線について通称名の選定を行い、5路線について通称名板の整備を実施しました。公園づくり基本計画は、町会や公園サポーター、利用者へのアンケート調査の結果等を参考にしながら、地域の特性を踏まえ、今後の公園の整備及び管理運営に関する基本的な考え方を示す方針として策定しました。			
	課題	今後とも、地域の利用者の視点に立ち、まちの特性を活かした整備を進める必要があり、歩くことが楽しくなるようなまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して利用できる身近な公園を充実させる必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
改革方針	内容	整備した散歩道を多くの人々に利用していただけるよう、案内表示やPR等を引き続き推進していきます。また、道路通称名についても地域と調整しながら、新たな通称名の選定と通称名板の整備を行っていきます。公園づくりの基本方針については、公園の今後の整備・運営の指針として住民や利用者に提示するとともに、連携や協働を図り、事業を推進していきます。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
74 歩きたくなる道づくり	計画どおり	継続	232				
75 魅力ある身近な公園づくりの推進	計画どおり	継続	234				

個別目標評価シート

(まちづくり編)

基本目標		多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	1	成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

めざすまちの姿・状態

新宿区には、豊かな伝統や歴史が息つき、多様な文化が育まれてきました。また、新たな最先端の文化も生み出されています。これらの文化を広く発信していくまちをめざします。

主な課題

- ・新宿には由緒ある名所・旧跡、著名な文豪、画家、文化人の足跡など、様々な貴重な文化・歴史資源があります。まちへの愛着と誇りが育み、新たな文化を創造していくため、文化・歴史資源を発掘、整備し活用していくことが必要です。
- ・文化の創造や、文化を支える人材の育成・活用など、ソフト面の環境整備が必要です。
- ・区民が文化・芸術に触れる機会を拓げるためには、文化・芸術に関する情報を幅広く、的確に、効果的に共有し、発信、提供していくことが求められています。
- ・区民が享受者としてではなく、表現者として、また愛好家や支援者として、文化・芸術の一翼を担うことができるような仕組み作りが求められています。

行政の主な役割

文化・芸術に関する活動の支援と情報の発信を行うとともに、歴史や伝統文化の保存と継承の支援をしていきます。また、区内で、区民、地域団体、学校、企業等の文化芸術活動の担い手が自主的に活発な活動を行なっていくための、基本的な指針となる条例の制定や、これに基づく文化芸術振興の仕組みづくりを担います。

基本的考え方

- ・地域の誇りや愛着を育むために、地域にゆかりのある文化人や地域に埋もれている歴史や文化財などを掘り起こし、保存し、伝えていく仕組み作りをしていきます。
- ・専門家や愛好家などによる価値ある文化、生活情報を広く区民に発信、提供していくしくみやネットワークづくりをしていきます。
- ・様々な文化、芸術に触れあう機会や体験を通じて、子どもたちをはじめとした次代を担う人材を育成し、文化の継承、発展を図っていきます。

主な取組み

1. 佐伯祐三アトリエについて地域の参画を得ながら、22年4月の佐伯アトリエ記念館の開館に向け取組みを進めました。
2. 夏目漱石を広く情報発信するイベントと小冊子を作成しました。
3. 地域のお宝情報を年間を通して募集し、情報発信イベントを実施しました。
4. 文化体験プログラムを子どもから大人向けまで全19種を通年で実施しました。
5. 新宿区全体で文化芸術の振興を図っていくための指針として、文化芸術振興基本条例の制定に向けて13名の委員から成る懇談会を運営し条例素案を得るとともに、パブリックコメントを行い、22年第1回定例会で条例案を可決を受けました。

成果指標

指標名	指標の定義	目標	
		20年度	29年度
1 歴史資源の整備・活用状況	区が整備・活用を行う文化・歴史的資源 (平成19年度実績:0件)	↗	↗
2 区の伝統文化や文化財への関心度	区の伝統文化や文化財への関心の有無や深さ (平成19年度実績:69.9%)	↗	↗
3 文化芸術活動の状況	文化芸術の鑑賞や創作、表現活動など、文化芸術に触れる機会がある区民の割合 (平成19年度実績:70.7%)	↗	↗
4			

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	件	↗	↗	↗	↗	↗	区有でない文化歴史資源もあるため、予め目標値を設けることは困難
	実績1		0	0				
	= /	%	-	-				
指標2	目標値1	%	↗	↗	↗	↗	↗	平成21年度区政モニターアンケート(第4回)より
	実績1		68.2	69.1				
	= /	%	-	-				
指標3	目標値1	%	↗	↗	↗	↗	↗	平成21年度区政モニターアンケート(第4回)より
	実績1		56.8	52.9				
	= /	%	-	-				
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスと負担の担い手	適切である 改善が必要である	区内の貴重な文化歴史資源の復元・整備・活用や、新宿区全体で、文化芸術振興を図っていくための基本方針の制定や仕組みづくりについては、民間では難しく、区の負担や区が条例を制定すること等により実現していくことは、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	指標については十分に達成できませんでしたが、文化歴史資源については区有でないものもあり、目標値の設定が困難であるため、評価を行うにあたっては様々な視点から総合的に判断していきます。また、文化芸術活動状況についても、基点となる指標の基準値を、複数年の平均値とする等改善の余地があります。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	歴史文化資源の整備活用や文化芸術振興の指針や仕組み作りを行うためには、高い専門性やネットワークを持つ個人、団体等と連携が必要です。学識経験者や芸団協等との連携により、効果的・効率的な施策の推進を図ることができたと評価します。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	指標は達成できませんでしたが、視点 のとおり指標自体に改善の余地があること、事業の進行は概ねスケジュールどおりであったこと、個別事業においては、事後アンケートで満足度は非常に高かったこと等から達成度は高いと判断します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 順調に進んでいない	本個別目標の指標について、十分に目標値を達成できていない部分はあるものの、個別目標を構成する各計画事業については、総合評価を「計画どおり」とする達成状況にあるため、総合評価としては、概ね「計画どおり」に進んでいるものと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	区内の文化歴史資源は多様であり、文化芸術活動の担い手も非常に多彩です。文化歴史資源を整備・保存・活用したり、文化芸術活動を更に活性化していくためには、機会を捉えて、区民、地域団体、学校、企業、専門家等の意見を更に広く聴き、連携を深めていくとともに、情報発信を強めていくことが必要です。				
	改革方針	文化歴史資源の保存、活用や(仮称)文化芸術基本条例の制定に当たり、広く区民等の意見を聴きながら取組みを進めてきましたが、条例については、条例素案や懇談会報告書等をパブリックコメントに付して、更に幅広く意見を聞いていきます。また、地域団体等と連携して小冊子、ホームページ、イベント等による情報提供や発信を強化して、成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち・新宿を広く情報発信していきます。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	佐伯祐三アトリエの整備・活用については、区民を中心に23名からなる検討会や庁内ワーキングでまとめた整備方針に基づき整備を進めました。また、条例の制定に当たり、区内の文化芸術施設を順に会場としながら、懇談会を6回開催し、懇談会としての報告書及び条例制定内容に関してそれぞれパブリックコメントを行い、広く区民意見を聴取しました。また、条例制定内容に関する地域説明会を10出張所管内で実施し、更なる意見聴取に努めました。加えて、地域文化団体と連携して、新たな夏目漱石小冊子を発行し、情報発信の強化を図りました。			
		課題	文化芸術振興基本条例を22年4月1日に施行しましたが、条例に基づく文化芸術振興を継続的に行う仕組みが必要です。落合の文化歴史資源は、今後の整備の見込みを見据え、計画的に取り組んでいく必要があります。地域のお宝発掘や漱石山房の発信については、区民等の興味や関心を高めるような、効果的な情報発信が必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	文化芸術振興基本条例に基づく文化芸術振興の取組みは、同条例に基づき設置する文化芸術振興会議において進捗管理を行い、持続的・継続的に進めていきます。 なお、落合の文化歴史資源については、事業・成果指標等を見直し、取組みを進めていきます。地域のお宝発掘及び漱石山房の発信事業については、専門性の高い地域団体等との連携の強化、参加者アンケートの活用、イベント内容の工夫等により、情報発信効果を更に高めていきます。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
76 文化・歴史資源の整備活用	計画どおり	改善	236	78 文化体験プログラムの展開	計画どおり	改善	240
77 地域のお宝発掘	計画どおり	改善	238				

基本目標		多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	2	新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

めざすまちの姿・状態

新宿の持つ歴史と異種産業の混在集積した都市特性とを活かし、活気ある産業を呼び起こし、新宿ならではの新たな産業を生み出していくとともに、企業の事業活動拠点としても魅力的なまちをめざします。

主な課題

- ・ 特定地域に集積する特徴ある産業や、伝統や文化を担う業種などの競争力を強化し、地域の特性に合わせた産業として支援していくことが求められています。
- ・ 異種産業の融合は新しい産業を生む潜在力となっています。それらの異種産業間の交流の機会をより多く提供することが必要です。
- ・ 情報産業、ファッションやアート産業、伝統産業・地場産業等の創造性を活かした新しい試みを支援していくことが求められています。
- ・ 地域の特性を活かしたまちの活性化や地域が抱える課題をビジネスの手法により解決していくしくみづくりが求められています。
- ・ 産業の創造的な担い手となる人材の育成やマネジメント能力のある人材の活用をめざして、産学公の連携を進めることが求められています。

行政の主な役割

- 産業の活性化のための基盤整備
- 創業・起業・就業の支援
- 異業種交流の促進
- 産業に関する情報提供

基本的考え方

- ・ 伝統産業・地場産業における技能の保存、継承、発展に努め、文化、芸術との連携のしくみづくりを支援します。
- ・ 新宿の持つ歴史と異種産業の混在集積した都市特性を活かした新しい産業の創造、起業を支援します。
- ・ 伝統産業・地場産業や個性的な文化・観光産業などを、新たな創造型産業として振興を図ります。
- ・ 空き店舗の活用など商店街の活性化や地域のニーズに対応したコミュニティビジネス の育成を図ります。
- ・ 学校、企業、地域などと連携して、産業を支える創造的な人材、マネジメント能力のある人材を育成するとともに、若者の就業・創業を支援し、雇用の安定を図ります。
- ・ 新宿区のこれからの産業振興にあたって欠かせない、「賑わい産業」の大きな核である「文化創造産業」の誘致・育成・振興を図るための施策を展開していきます。
- ・ 新宿の文化、観光の振興のために誘致してきた吉本興業、宝塚大学、芸能花伝舎との連携を軸に、新たな新宿の文化、観光産業を育成することを目的に、「ビジターズ産業(賑わい産業)」の活性化を図る「新宿文化ロード」を創出していきます。

主な取組み

- ・ 文化創造産業の誘致・育成・振興にむけた取組み
- ・ 新宿文化ロードイベント
- ・ 文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援
- ・ 中小企業向け融資制度

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 創業資金の融資件数	中小企業向け創業資金の融資件数の実績	43件 (平成18年度)	約50%増 60件
2 情報技術活用促進資金の融資件数	中小企業向け情報技術(IT)活用促進資金の融資件数の実績	10件 (平成18年度)	約3倍 30件

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標 1	目標値1	件	60	60	60	60	60	
	実績1		68	88				
	= /		%	113.3	146.7			
指標 2	目標値1	件	30	30	30	30	30	
	実績1		5	3				
	= /		%	16.7	10.0			

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	産業の活性化や新たな産業の創出を目標としており、行政が主体となって担うべきものだと考えられるため、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区が実施する文化創造産業の誘致や支援事業が、結果的に新たな産業の創出につながります。そして、創業の際の資金需要に応えるための融資制度である創業資金、情報技術活用促進資金の融資件数を成果指標としています。よって、目標設定としては適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	事業が多岐にわたるため、各事業担当間で情報の共有を図り、効果的・効率的に事業を進めました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	情報技術活用促進資金の融資件数については、やや減少が見られたものの、創業資金の融資件数は、目標値を達成しています。 また、各計画事業において、文化ロードイベントの開催や産業振興フォーラムの開催で成果をあげており「達成度が高い」と評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	本個別目標に掲げる「めざすまちの姿・状態」の実現に必要である、個別目標を構成する各計画事業の進捗状況は、順調であり、全体として計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	各事業は積極的に進められており、指標目標も達成しています。一方で、個々の事業の達成状況にとらわれ、活力ある産業の呼び起こしという視点にかけるため、事業間の連携とともに様々な情報を共有していくことが課題です。				
	改革方針	各事業間でより一層の情報共有に努め、可能な部分は連携を行うなど効果的・効率的な運営に努めます。また、情報共有を図るなかで、全体としての課題を発見し活力ある産業の推進を図ります。				
22年度実績	21年度実績	改革方針への対応状況	文化創造産業育成委員会から文化創造産業振興の基本的視点や区の取組みの方向性等に関する提言を受け、区は施策の検討を進めました。新宿文化ロードでは、協議会を開催し、主催イベント時期の分散や広報方法の変更などを行い、効果的・効率的な運営に努めました。地域産業支援としては、産業振興フォーラムの開催による情報共有化に努めました。また、「技の名匠」など文字商標や図形商標の登録及び周知により、区内のものづくり産業の支援に努めました。			
		課題	個別目標は、文化創造産業振興と地域産業支援の側面も持っているため、文化と産業の融合のしくみづくりを通して、産業の活性化を図る必要があります。 また、中小企業の自助努力と行政支援の関係性の検証も踏まえ、区内のものづくり産業の技術革新や経営環境の向上、文化創造産業への支援について、継続的かつ総合的な展開を図る必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
内容		文化創造産業育成委員会からの提言を踏まえ、創造産業及び地域産業支援の両側面からの事業実施を行います。また、文化創造産業への支援として、エンターテインメント産業を対象とした融資などを試行実施します。さらに、マイスター認定制度など各事業との連携強化、創業支援施設については、23年度の開設に向けた施設整備を行っていきます。				

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
80 新宿文化ロードの創出	計画どおり	継続	242				
81 文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援	計画どおり	統合	244				

基本目標	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

めざすまちの姿・状態

働き、学び、遊びの場としての多様な魅力を高めて、誰にも愛される魅力あふれるまち、区民が誇れ、新宿を訪れる人が繰り返し訪れたくなる交流とふれあいのあるまちをめざします。

主な課題

- ・ 観光情報の収集・提供、観光施策の企画・調査・実施など多様な主体の協力、連携による体制の整備が求められています。
- ・ 新宿にある豊富な魅力や文化・観光資源について、情報の収集・整理・共有・発信を進め、新宿の持つ魅力を再発見・再認識できる環境の整備が求められています。
- ・ 新宿が創造・発信している最先端の情報、歴史・文化資源、観光資源などを活かし、国内外の交流を推進していくことが求められています。
- ・ 文化・芸術や産業にかかわる団体、専門家、国、都、他区市町村、企業、NPOなどの連携のあり方を検討していくことが求められています。
- ・ 日本を代表する繁華街、歌舞伎町は、映画館・劇場・飲食店・性風俗関連の特殊営業店が混在しており、暴力団や違法性風俗店の存在などにより危険なまち歌舞伎町というマイナスのイメージが根強く残っています。このような歌舞伎町の持つマイナスのイメージをプラスに変え、まちの再生を図るために、官民合同の取組として歌舞伎町ルネッサンスの取組が行われています。この取組を着実に進めることにより、誰もが安心して楽しめるまちへと歌舞伎町を再生していくことが求められています。
- ・ 店主の高齢化や空き店舗の増加などによる商店街の空洞化や消費者ニーズの多様化など商店街を取り巻く環境の変化への対応が求められています。
- ・ 戦後半世紀以上を経過し、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっている中で、若い世代に平和の大切さの認識を一層深めていくことが大切です。
- ・ 区民の約1割が外国籍となる中で、言葉やコミュニケーションの問題等により、外国人が必要な行政サービスを十分に受けることができないケースがあります。外国人が区民として必要なすべての行政サービスが受けられる環境整備が必要です。
- ・ 区民として暮らす外国人が増加する中で、生活習慣の違いやコミュニケーション不足等により、外国人と日本人との間であつきが生じるケースも見られます。外国人と日本人が互いに理解し合い、ともに暮らしやすい環境づくりに取り組むことが求められています。

行政の主な役割

歌舞伎町地区のまちづくり推進 多様な主体との連携促進や支援 観光案内制度の整備 観光情報の発信、観光資源情報などの環境整備 商店街への支援 国際・国内交流の推進 平和に対する意識啓発 外国人と日本人の相互理解の促進、支援

基本的考え方

- ・ 新宿の文化・観光資源を広く情報発信するため、関係機関と連携・協働して、PR体制の整備を進めます。
- ・ 多様性や懐の深さといった新宿らしさを十分に楽しめる観光資源、観光ルートなどを活用するための環境整備を進めます。
- ・ 国内、国外から多くの来訪者があるまちの特徴を活かして、来訪者間での、また来訪者と区民との文化交流などを支援し、ふれあいの場を提供していきます。
- ・ 地域の伝統産業に従事する専門技術者や芸術家との交流を促進して、付加価値の高い多種多様な新宿ブランド、地域ブランドの確立・発展を支援します。
- ・ 歌舞伎町において放置自転車対策の強化、置き看板の撤去・指導を行うとともに、年間を通じてシネシティ広場を中心に様々なイベントなどを行うことにより、歌舞伎町から新たな文化を創造し広く発信していきます。
- ・ また、安全・安心の確保策や地域活性化の方策など、歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するための対策について、地元や関係機関、有識者等からなる歌舞伎町ルネッサンス推進協議会と一体となって推進していきます。
- ・ 地域特性に合わせた、個性的で魅力ある商店街づくりを支援し、地域のコミュニケーションの場、ふれあいの場として、商店街の活性化を図ります。
- ・ 区民一人ひとりに平和の大切さ、尊さを再認識してもらうために、様々な機会を、平和意識の普及、啓発に努めていきます。
- ・ 情報提供の方法や内容の充実など外国人の行政サービス利用への支援を強化するとともに、多文化共生社会の実現に向けた外国人と日本人のコミュニケーションの支援や相互理解を推進します。さらに、地域住民や活動団体のネットワークを強化し、主体的に事業を行えるよう支援します。

主な取組み

- 1 (仮称)新宿文化観光ビューロー設立準備委員会によるビューローの設置形態・事業内容等に関するまとめ、観光マップの作成(4言語)、歩きたくなるまち新宿観光案内所・新宿まち歩きガイド運営協議会の設置・運営
- 2 商店会サポート事業、商店街イベント事業補助金、空き店舗活用支援事業等
- 3 歌舞伎町クリーン作戦による環境浄化・美化活動、大久保公園シアターパークテント劇場やシネシティ広場を活用した賑わいの場づくり
- 4 平和展、親と子の平和派遣事業、平和マップの作成等の実施
- 5 新宿多文化共生プラザの運営、ネットワーク連絡会の開催など

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 観光マップ利用者数	観光マップの年間利用者数	37,370人 (平成18年度)	50,000人
2 区内各商店会の加入店舗率	各商店会が新宿区商店会連合会に報告する商店会加入店舗数の割合	83.1% (平成18年度)	90%
3 しんじゅく多文化共生プラザを拠点とした外国人と日本人の交流の促進	しんじゅく多文化共生プラザの月平均の利用者数	利用者数 1,464人/月 (平成18年度平均)	利用者数 1,876人/月

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	人	40,000	300,000	300,000	300,000		単年度ごとの水準
	実績1		57,003	220,358				
指標2	= /	%	142.5	73.5				単年度ごとの水準
	目標値1	%	75.0	80.0	85.0	90.0		
指標2	実績1	%	59.4	67.0				単年度ごとの水準
	= /	%	79.2	83.8				
指標3	目標値1	人	1,639	1,680	1,721	1,762		単年度ごとの水準
	実績1		1,748	2,148				
指標3	= /	%	106.7	127.9				単年度ごとの水準

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	本個別目標に掲げる「めざすまちの姿・状態」を実現していくためには、個別目標を構成する各計画事業において、多様な主体がそれぞれの役割を担っていく必要があります。新宿の魅力を発信、歌舞伎町地区のまちづくり推進をはじめとして、各事業において行政や各主体は適切な役割を果たしており、サービスと負担の担い手は適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	本個別目標を実現していくため、計画事業の新宿の魅力を発信や商店街活性化支援、平和啓発事業については、概ね適切に目標を設定していると評価しますが、歌舞伎町のまちづくりについてはイメージ改善のための新たな指標を、地域と育む外国人参加の促進では、プラザの周知啓発等に関する新たな指標を設定していく必要があります。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	本個別目標を構成する各事業は効果的効率的に行われていると評価しますが、観光情報の発信は、商業的な情報等、利用者の視点から、より効果的な観光情報を検討していく必要があります。また、より効果的に、多文化共生のまちづくりを進める上で、多文化共生プラザは利用者や地域、他の施設をつなぐコーディネートをしていく活動が必要です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	多文化共生のまちづくりを進めていく上で、ネットワーク連絡会の活性化等、一部目標値に達していない部分はありますが、本個別目標を構成する多くの取り組みが目的や目標水準を達成している状況であるため、達成度は高いものと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	左頁の主な取り組みに示すように、新宿のまちの多様な魅力を高めて、区民が誇れ、繰り返し訪れたいまちを実現していくために、着実にその取り組みを進めてきています。様々な取り組みを進める中で、観光における商業的な情報の取り扱いや歌舞伎町のまちづくりを進める上でのより効果的な目標設定、多文化共生のまちづくりを進める上でのネットワーク連絡会の活性化等、課題が浮き彫りになった部分もありますが、取り組み全体としては「計画どおりに進んでいる」と評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	「新宿の魅力を発信」する新たなしくみとしての(仮称)新宿文化観光ビューローについては、設立に向けて、新宿区観光協会等の関係機関との調整が必要です。また、新宿の魅力を伝えるためには多言語による観光情報の提供や商業的な情報も取り扱っていただけるようにしていく必要があります。そして、歌舞伎町の更なるイメージアップや、空き店舗対策における需要と供給を結びつけるPRのあり方について検討していくことも課題です。さらには、より多くの若い世代に平和について考える契機となるパンフレットづくりなどの検討や、多文化共生を進めるためのネットワーク連絡会が主体的に活動が行える体制づくりが必要です。			
	改革方針	「新宿の魅力を発信」する(仮称)新宿文化観光ビューローは実行計画の行程の中での検討・準備を進めるとともに、商業的な情報も取り扱えるしくみとしていきます。また、観光マップは多言語化を図るよう見直します。そして、商店街活性化のためのモデル商店街(3商店街)の創出や空き店舗活用支援事業におけるPR活動、歌舞伎町のイメージアップに向けての情報発信力の強化や多彩なイベントの実施等の取り組みを進めていきます。さらに、新たに、平和マップを作成し、小中学校に配布するほか、多文化共生においては日本語学習や防災等、具体的なテーマに即した部会活動を活性化させる等、現行の取り組みを基本としつつ、手段を改善し、その取り組みを強化していきます。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	ビューローの設置形態や商業的情報の取扱いを含む設立に向けての基本的な考え方を取りまとめました。観光マップは4言語で作成したほか、外部評価の意見を踏まえて民間事業者等との連携により新たな観光案内制度を創設し、新宿の魅力を紹介しました。また、空き店舗活用支援事業では、関東近県の商工会議所、介護事業者等、幅広く周知を行い、2件を実現したほか、歌舞伎町では、シアターパークとしての大久保公園の整備や海外に向けての外国語のホームページサイトの構築に取り組みました。さらには、戦争の史跡等を掲載した平和マップを作成し、区立小中学校に配布したほか、ネットワーク連絡会のメンバーと協力して「外国人への情報提供ガイドライン」を策定しました。		
		課題	「新宿の魅力を発信」する取り組みとして、ビューローの設置・運営に向けて、各参加予定団体の意思決定手続きを進めるとともに、具体的な事業内容等について、引続き課題を整理することが必要です。また、歌舞伎町では、イベント公園として整備した大久保公園シアターパークの運営の仕組みづくりに取り組むことが課題です。そして、商店街活性化支援では、商店会単位だけでなく、エリアを意識した横断的な商店会活動の展開も視野に入れていく必要があります。さらに、平和マップを手に取り、実際に歩いて見てもらえるような取り組みや、ネットワーク連絡会の活性化・多文化共生プラザのあり方の検討等が課題です。		
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
内容	(仮称)新宿文化観光ビューローの設置・運営に向け、引き続き検討・調整を進めるとともに、「新宿の魅力を発信」事業は、公益財団法人新宿未来創造財団へ事業移管を行い、行政の制約を越えた情報発信を行っていきます。歌舞伎町では、大久保公園からの文化創造・発信事業を推進するとともに、管理運営のしくみづくりに取り組んでまいります。また、商店街活性化支援では、積極的なサポート活動等を継続し、商店会をエリアで捉えた横断的な商店会活動の展開を支援してまいります。さらに、平和マップを利用したウォーキングを実施するほか、多文化共生の取り組みでは、ネットワーク連絡会をこれまで以上に活性化し、分科会を立ち上げ、プラザのあり方検討や地域におけるプラザの周知活動、地域課題の解決等を進めることで、本計画事業の「めざすまちの姿・状態」を実現してまいります。				

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
82 新宿の魅力を発信	計画どおり	改善	248	85 平和啓発事業の推進	計画どおり	継続	254
83 歌舞伎町地区のまちづくり推進	計画どおり	継続	250	86 地域と育む外国人参加の促進	計画どおり	改善	256
84 商店街活性化支援	計画どおり	継続	252				

個別目標評価シート

(区政運営編)

基本目標	好感度一番の区役所の実現
個別目標	1 窓口サービスの利便性の向上

めざす区政運営

区政の主役は区民です。区は、基礎自治体として、区民生活を支えるため、区と区民の接点の拡充を図る必要があります。そのためには、区の施設の窓口だけでなく、区民生活の身近なところにおいても情報技術(IT)を活用した窓口サービスの整備を図ることで、窓口サービスの一層の向上をめざします。

主な課題

- ・ 多様なライフスタイルに対応できるように、夜間・休日における問合せへの対応や住民票の写し及び印鑑証明書の交付などを行い、窓口サービスの充実を図る必要があります。
- ・ また、区民の生活実態に着目し、区民生活の身近なところでも、区民の需要に応えられるきめ細かい行政を展開していく必要があります。

基本的考え方

- ・ コールセンターを設置し、土日・夜間も含め、電話により区政に関する簡易な問合せに対して回答するとともに、年度末などの繁忙期における休日窓口の開設、区税等のコンビニでの収納など、多様なライフスタイルに対応できるように、窓口サービスを充実していきます。
- ・ ホームページでの区政情報の提供を充実するとともに、電子マネーやインターネットバンキングを利用した電子決済システムなど新たな決済手段の研究など、ITを利活用した区民サービスの充実に努めることで、利便性の向上を図ります。

主な取組み

- ・ コールセンターの管理運営及びデータベース化したFAQの充実を図っています。
- ・ 軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、個人住民税(普通徴収分)に加え、個人住民税(普通徴収督促分)と後期高齢者医療保険料のコンビニ収納を20年度から開始しました。
- ・ 区公式ホームページの再構築及び地域ポータル開設・運用、区道上の避難場所標識への情報プレートの設置を行いました。
- ・ 証明書自動交付機システムの設計・開発及び機器設置環境の整備を行いました。
- ・ 新規購入図書館資料等へのICタグ貼付及び自動貸出機の本館での運用を行いました。

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 コールセンターの受付件数	コールセンターの受付件数(ホームページのFAQ(よくある質問と回答)システムへのアクセス件数を含む)	コールセンター 平成20年3月 開設	
2 証明書発行数に占める証明書自動交付機による証明書発行の割合	証明書発行数に占める証明書自動交付機による証明書発行の割合(住民票の写しの発行)	平成21年度 稼働	

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	件	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000/年	
	実績1		81,165	61,742				
	= /		90.2	68.6				
指標2	目標値1	%		20.0	45.0	50.0	50.0	
	実績1			43.0				
	= /			215.0				

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区民の多様なライフスタイルを踏まえ、自動交付機、コールセンター、コンビニ収納などサービスを担うにふさわしい手法・担い手により事業を遂行するものであり、適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	コールセンターの受付件数やコンビニ収納利用率等の向上は区民の利便性向上を示すものであり、目標設定として適切であると評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	コンビニ収納における区民サービスの向上と納付促進の両立、地域ポータルにおける広告収入による自立的運営を目指していること、そして自動交付機の稼働率を高めることは、効果的かつ効果的であると評価します。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	20年度中に図書館のICタグ、自動貸出機などは作業を完了し、円滑に運用しています。コンビニ収納は予定の業務において開始し、その他事業についても次年度以降の段階に向け必要な準備を整えたことから、達成度が高いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	基本目標「好感度一番の区役所の実現」に向け、各事業とも順調に進捗しているため、総合的に見て計画どおり進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	コールセンターやコンビニ収納についてはさらなる周知強化により利用を促進することが課題です。自動交付機においては、稼働に向け進捗管理を徹底し、稼働後の利用促進を図ることが課題です。ホームページや多様なメディア活用においては、区民ニーズとともにITを巡る状況にも柔軟に対応しつつ、実現に向けた取り組みが必要です。図書館においては視聴覚資料用ICタグの特性の周知や機器の操作習熟等が課題です。				
	改革方針	区民の多様なライフスタイルに応じた窓口サービスの充実のため、各計画事業において、計画どおり遂行するとともに、周知徹底を図り、実施体制等を区民の利用状況等に応じて見直しを図っていきます。また、コンビニ収納における対象事業の拡大を図るとともに、新たな電子納付手段についても導入を検討していきます。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	コールセンターや自動交付機の利用について、ホームページ・広報紙・ポスター等で周知を実施し、利用促進に努めるとともに、自動交付機を安心して利用できるよう、機器設置環境の整備、セキュリティ対策等を実施しました。また、区公式ホームページの再構築、地域ポータルサイトの開設及び区道上の案内標識への情報プレートの設置は、いずれも予定どおり完了しました。 個人住民税の普通徴収分現年・滞納繰越催告用納付書の平成22年10月コンビニ収納開始に向け、電算システムなどの環境整備を行っています。			
		課題	コールセンターや自動交付機、地域ポータル、図書館の自動貸出機など、新しい窓口サービスのさらなる周知による利用向上並びにこれらのサービスの安定した運用が必要です。 区公式ホームページの情報充実や地域ポータルのコンテンツ拡充を継続して行う必要があります。 公金の納付環境整備は、区民サービス向上の観点から重要な課題です。コンビニ収納の対象業務の拡大により区民の利便性の向上を図る一方、事業者への立ち入り検査等を引き続き実施し、確実な個人情報保護が必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	区民の多様なライフスタイルに応じたサービス提供に向け、それぞれのサービスの一層の周知と利用向上、自動交付機やITを活用したサービスの安定稼働を行うとともに、厳重な個人情報保護対策やセキュリティ対策などにより、区民が便利に、安心してサービスを利用できるように努めていきます。 なお、引き続き個人住民税の普通徴収分現年・滞納繰越催告用納付書の平成22年10月コンビニ収納開始に向け、電算システムなどの環境整備を行うなど、区の施策全体としては拡大を図ります。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
87 コールセンターの設置による多様なライフスタイルに対応した区政情報の提供	計画どおり	継続	258	90 証明書自動交付機の導入	計画以上	継続	264
88 コンビニ収納の活用	計画どおり	拡大	260	91 図書館におけるICタグ及び自動貸出機の導入	計画どおり	継続	266
89 区政情報サービスの提供	計画どおり	継続	262				

個別目標評価シート

(区政運営編)

基本目標		好感度一番の区役所の実現
個別目標	2	区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行

めざすまちの姿・状態

区は、施策の企画立案・実施・評価・改善の各段階への区民参画を、制度として確立します。このことにより、区民に成果の見える効果的・効率的な区政運営をめざします。

主な課題

- ・ 施策の企画立案・実施・評価・改善の各段階へ区民が参画するための制度が十分に確立されていません。
- ・ 総合計画策定にあたり、新宿区基本構想審議会から、行政評価に新たに外部評価を組み込む「区民と専門家等によるチェックのしくみの創設」が提案されました。これを受け、区は総合計画を進行管理するしくみを、制度として確立していく必要があります。
- ・ 人員や予算などの限られた行政資源を、効果的・効率的に活用することが、区政運営の基本です。

基本的考え方

- ・ 施策の企画立案・実施・評価・改善の各段階への区民参画を進めるとともに、総合計画・実行計画の適切な進行管理を図るため、行政評価に外部評価のしくみを導入し、区政における施策形成過程の一層の客観性・透明性を高めます。
- ・ 区の財政状況と行政コストの内容を明確にするため、新たな公会計制度の検討を進めるとともに、行政評価結果を予算編成過程に反映することで、予算編成過程の透明性を一層高めていきます。
- ・ 行政内部の事務処理については、福祉情報システムや介護支援システムなど、すでに個別業務でITを活用しています。今後は、個別業務システムの連携による情報の共有化や、データ検索・加工・分析などの職員のスキル向上を図り、IT活用効果を拡大していきます。

主な取組み

- ・ 行政評価については、外部評価の実施(3年め)及び第一次実行計画の評価
- ・ 区民意見システムの運用
- ・ IT成熟度調査の実施及び結果の評価による課題の明確化とITガイドラインへの反映
- ・ 次期イントラネットシステム再構築方針及び財務会計・文書管理等システムの更新方針等の検討

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 区民意見を受けてから適正な期間内で処理できる割合	区民意見を受けてから2週間以内に完了した処理の、全体に占める割合	2週間以内に回答した割合 60% (平成18年度)	

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標 1	目標値1	%	80.0	80	80.0	80.0		
	実績1		33.4	37.8				
	= /		41.8	47.3				

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区民参画を制度として確立し、区民に成果の見える効果的・効率的な区政運営を目指すことは、行政の重要な役割です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区民参画による効果的・効率的な区政運営のため、行政評価での外部評価の実施・手法確立、区民の意見の有効活用と迅速な対応、行政内部事務処理での情報基盤整備・IT活用の推進は重要であり、適切な目標です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	行政評価での外部評価実施、区民意見の有効活用、庁内情報基盤整備及びIT利活用により、区民参画の推進と限られた行政資源の効果的・効率的活用を図ることができます。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	行政評価においては外部評価の施策見直しへの反映度が増し、また、庁内情報基盤についても予定どおり検討態勢を整備しました。 しかし、区に寄せられた区民の意見への対応においては、21年3月導入の区民意見システムで指標とした「迅速さ」の面で達成度が低く、IT利活用については、ガイドラインを完成させましたが、有効活用のための見直し作業が継続中です。このことから、全体としては達成度が低かったといえます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	行政評価制度において外部評価の施策見直しへの反映度が増し、施策形成過程の客観性・透明性を高めることができました。情報化の面では、ITガイドラインを策定し、基盤整備においても構築体制等を明確化しました。しかし、行政としてのIT成熟度は目標値に至っておらず、また、指標とした区民意見への迅速な処理において目標水準の達成度が低いため、全体としては計画どおりに進んでいないと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	行政評価については、内部評価の方法について、第一次実行計画の評価方法としての視点をもって見直していく必要があります。 区民意見システムについては有効活用が課題です。 区民が利便性を実感できる行政サービス提供に向けた電子自治体推進のため、庁内情報基盤強化やIT利活用における企画立案・調達・運用評価・改善に係るガイドライン充実を図る必要があります。				
	改革方針	行政評価については、第一次実行計画初年度評価結果及び外部評価委員の意見を踏まえつつ、行政評価を用いた総合計画及び実行計画の進捗を管理する手法について、さらに精緻化を進めます。 区民意見については、システム活用による意見への迅速な対応、意見の分析手法、分析結果の予算要求や行政評価への活用方法の検討を行い、各課での運用開始に向けた準備を進めていきます。 情報基盤の整備については次期システム更新に向けた検討・準備等を行います。 ITの利活用については、ITガイドラインの評価・見直し及びガイドライン研修を実施し、効果的で効果的な行政サービスの実現に寄与していきます。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	行政評価において、第一次実行計画「まちづくり編」の全計画事業を外部評価した他、外部評価意見を踏まえた評価シート見直しや指標のローリング実施等、外部評価の施策への反映度が増しました。 区民意見については、新たに導入した区民意見システムにおいて、蓄積したデータの庁内活用のためシステムを改善しました。 内部の事務処理に関しては、次期イントラネットシステム再構築に向けた準備を行った他、IT利活用における課題を明確化してガイドラインに反映し、IT人材育成研修を実施しました。			
		課題	行政評価ではこれまで計画事業を中心に外部評価を行ってききましたが、新たに補助事業の見直しや、経常事業の評価手法についての検討が求められます。 区民から寄せられた意見については、区民意見システム導入から1年が経過し、処理作業の効率化やデータの有効活用方法が課題となっています。 また、IT化に関し、策定したガイドラインやIT成熟度評価・提案の有効活用や、イントラネット再構築におけるシステムの円滑な稼働に向けた着実なシステム開発が課題です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	行政評価については、外部評価委員会において補助事業の評価及び経常事業評価手法の検討を実施します。区民意見システムについては、運用改善策や、データベース化した意見の分析・運用方法の検討を行います。IT化に関しては、次世代電子自治体構築に向けたロードマップや、ガイドライン活用促進のための様式集等を作成し、情報基盤整備においては業務合理化・施策立案への効果的活用のため職員研修を実施し、円滑なシステム稼働を実現させます。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
92 行政評価制度の確立	計画どおり	改善	268	94 区政の効率性を高めるためのIT利活用の推進	計画どおりでない	改善	272
93 区民意見の分析と施策への有効活用	計画どおりでない	改善	270	134 庁内情報基盤の強化	計画どおり	継続	274

個別目標評価シート

(区政運営編)

基本目標	高感度一番の区役所の実現
個別目標	3 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し

めざすまちの姿・状態

分権時代にふさわしい政策形成能力を持ち、区民とともにまちづくりを担っていける職員を育成することで、地域の特性を活かした区民本位の区政運営をめざします。

主な課題

- ・ 区民が主体のまちづくりを進めていくためには、現場現実を重視し、区民の目線でまちの課題を発見し、創造性豊かな実効性のある政策を立案することのできる職員の育成が求められています。
- ・ 職員一人ひとりが常に、明確な目標と意欲を持って職務に従事するためには、組織目標と職員の個人目標とが一致するとともに、職員の意欲や能力、職務の実績が適切に評価され、人事給与制度に反映されるしくみが必要です。

基本的考え方

- ・ 区民の目線から地域の課題と需要を把握し、区が果たすべき役割を的確にとらえ、区民とともにまちづくりを推進することができる専門能力と意欲を持った職員を育成します。また、分権時代にふさわしい職員を育成するため、「新宿区人材育成基本方針」を見直し、取り組んでいきます。
- ・ 職員が持つ能力を引き出し、育成するとともに、職員の努力や業績を適正に評価し、その結果を任用・給与・配置管理等の処遇に反映させるなど職員の意欲向上と人材育成につながる職場環境づくりを推進します。

主な取組み

人材育成センター設置、人材育成アドバイザーを活用した職員フォローアップ制度の実施、研修体系の再構築
 新宿自治創造研究所の運営、研究テーマの設定・調査、講演会・フォーラムの開催
 目標管理型人事考課制度の実施、趣旨普及

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 目標管理型人事考課制度による意欲向上率	アンケートで、新人事考課制度によって意欲が向上したと回答する職員の割合	平成19年1月制度開始 平成20年度給与へ反映 平成21年度調査実施予定	
2 自主研究グループ数	自発的に能力向上をめざし活動している自主研究グループの数	4グループ	
3 待遇対応力の向上度	職員の窓口対応の印象が「良い」と感じる人の割合	42.6%	

達成状況

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	-	50.0	-	70.0		アンケートは21年度と23年度の実施
	実績1	-	41.2				
	= /	%		82.4			
指標2	目標値1	5	5	6	6		
	実績1	5	5				
	= /	%	100.0	100.0			
指標3	目標値1	47.0	48.0	49.0	50.0		
	実績1	40.5	48.3				
	= /	%	86.2	100.6			

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	組織を構成する職員の人事管理や人材育成、能力開発、また政策研究に関する事業であるため区が実施することが適切です。必要に応じて、学識経験者や民間のコンサルタントとも連携しています。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	研修実施の効果や職員の意欲の向上など、各事業の目的に沿い、かつ可能な限り数値で把握可能な指標であり、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	職場内外で育成の機会を作り、学識経験者や民間のコンサルタントとの連携で民間の視点や先進自治体の事例を取り入れる一方、既存の資源(システム等)も活用しており、適切です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	自主研究グループ数と接遇対応力の向上度、研究所が主催した講演会等への参加者数は目標を達成しました。人事考課制度では意識調査による課題分析は実施しましたが、職務意欲の向上率は目標を下回りました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	適切な実施方法の選択と目標設定のもとに、計画どおりに研修や講演会、調査等を実施し、目標水準を概ね達成しました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	人材育成センターを活用し、職場での人材育成や職員の主体的な能力開発を支援していく必要があります。新宿自治創造研究所では、職員の政策形成能力向上の契機とするべく、研究内容等について、より一層情報発信していく必要があります。人事考課制度については、職員の育成という点における実効性を高めていく必要があります。			
	改革方針	人材育成センターを運営し、人材育成アドバイザーを活用した人材育成事業の実施や職員フォローアップ制度を中心とした職員育成事業を実施します。新宿自治創造研究所では、職員を対象に研究所所蔵の図書についての貸し出しを新たに行うとともに、自治にかかる文献や先進事例等についての情報整理も行い、職員へ情報として発信します。人事考課制度は、職員意識調査の実施により課題を抽出し、実効性を高める対策を打ち出します。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	人材育成センターを開設し、民間コンサルタントを活用した自考・自律型職員研修や職員フォローアップ制度など、継続して個々の職員の能力開発を支援・推進するなど、新たな体系に基づく研修を始めました。自治創造研究所は、所蔵する図書の貸出しを開始し、情報発信を進めました。人事考課制度では、意識調査に基づき課題を分析し、目標の記述方法や業績評価の着眼点の見直し等を行いました。		
		課題	研修は、引き続き着実に実施していくほか、特定事業主行動計画(後期計画)を踏まえたワークライフバランスの要素を取り入れていく必要があります。自治創造研究所の情報発信機能をさらに強化していく必要があります。人事考課制度では、課題分析の結果を踏まえながら、職員の制度に対する理解を深めていくほか、職務への取組み意欲等の向上に結びつけていく取組みが必要です。		
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
内容		21年度に策定された特定事業主行動計画(後期計画)の内容を自考・自律型職員研修に盛り込み、ワークライフバランスの考え方も周知していきます。自治創造研究所は、情報発信の一環として、お知らせを発行します。人事考課制度では、制度説明会を実施するほか、各部の管理職に対し、昇任選考の受験勧奨や支援に対する一層の働きかけを促していきます。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
95 人材育成センター開設による分権時代にふさわしい職員の育成	計画どおり	継続	276				
96 新宿自治創造研究所の設置による政策形成能力の向上	計画どおり	改善	278				
97 目標管理型人事考課制度の推進	計画どおり	改善	280				

個別目標評価シート

(区政運営編)

基本目標		公共サービスのあり方見直し
個別目標	1	公共サービスの提供体制の見直し

めざすまちの姿・状態

区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体が公共サービスの担い手として活動している中で、民間の柔軟性・多様性が十分活かされるよう、区との役割分担をさらに進めます。

区は、基礎自治体として、区民生活を支えるために、人員や予算等の限られた行政資源を、効果的・効率的に活用していきます。

主な課題

- 区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体が、それぞれの特色や強みを活かした公共サービスの担い手になることが求められています。
- 社会福祉事業団や生涯学習財団など、区の外郭団体はそれぞれの設置目的に基づいて、機動性や柔軟性、効率性等の優れた面を活かして活動しています。今後は、公共サービスを提供する主体の一つとして、新たな需要に対応していくために、類似した目的や内容を有する団体の再編・統合を検討するなど、経営改善に向けた見直しが必要になります。
- 区税等の財源は、行政サービスを提供するために必要な費用であり、地方分権が進む中で基礎自治体の基盤をなすものです。適切な区税等の収入の確保を図るためには、収納率の一層の向上に努める必要があります。
- 幼稚園などのように民間事業者と区が類似の事業を行っているものがあり、利用者の負担水準に格差のある場合があります。このように同種・類似サービスを提供する主体の違いにより利用者の負担水準に格差がある場合は、その格差を是正していく必要があります。

基本的考え方

- 区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体と区との役割分担を明確にし、区民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供していきます。

また、民間委託等による事業については、適切な進行管理を行っていきます。

- 外郭団体は、公共サービスを提供する主体の一つとして、現在の事業が区民ニーズに合致したものか、設立当初の目的と乖離を生じていないかを検証するとともに、新たな需要に対応していくため、類似した目的や内容を有する団体の再編・統合を含めた見直しを検討していきます。
- 区税等の財源について収納率の一層の向上に努めることにより、負担の公平性を確保し、基礎自治体としての自主性・自立性を高めていきます。
- サービスの提供主体の違いにより、利用者の負担水準に格差がある場合は、その格差を是正していきます。

主な取り組み

児童館2所(早稲田南町・西新宿児童館)、シニア活動館1所(信濃町シニア活動館)、地域交流館2所(早稲田南町・西早稲田地域交流館)、図書館3所(戸山・北新宿・中町図書館)において指定管理者制度を導入しました。

財団法人新宿区生涯学習財団と財団法人新宿文化・国際交流財団の統合に向けた準備を行ったほか、新宿区勤労者福祉サービスセンターを解消し、同センターと新宿区障害者就労福祉センターの機能統合を実施しました。

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 指定管理者制度へ移行した施設におけるサービスの向上と維持管理経費の節減度	指定管理者制度へ移行した施設において、利用者がサービスの向上を感じる割合が増えるとともに、維持管理経費が節減できていることを把握する	各施設指定管理者の事業評価のデータによる	移行時は、経費が前年度を下回る。移行後は、利用者がサービスの向上を感じる割合が前年度を上回り、経費は前年度を上回らない
2 外郭団体の補助金収入依存度	自主的運営を図る	各外郭団体の収支計算書による	

達成状況

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1		0	100未満			移行前と比較した経費割合 H20は移行施設なし
	実績1	%	0	89.2			
	= /	%		89.2			
指標2	目標値1	%	20.4	20.4			基準値より低い値
	実績1	%	20.0	23.6			
	= /	%	98.0	115.7			

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区との役割分担を明確にして、区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体がそれぞれの特色や強みを活かし、区民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供することは、担い手として適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	多様な主体が公共サービスの担い手として活動している中で、民間の柔軟性・多様性が十分活かされるよう、区との役割分担をさらに進めるために指定管理に関する目標設定は適切です。また、外郭団体の自主的運営を図るよう、補助金収入の依存度を低くしていく目標設定は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	基礎自治体として区民生活を支えるために、公共サービスの提供体制の見直しを図り民間の柔軟性・多様性を活用していくことは、人員や予算等の限られた行政資源を活用していくうえで効果的・効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	指定管理者制度に移行した8施設において経費は移行前より10.8%節減できました。アンケートによるとサービス向上度は良好でした。ただし、外郭団体の補助金収入依存度は、財団統合準備に伴う事務増や事業委託から補助への切替え等により、目標値を下回る目標を達成できませんでした。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	外郭団体の補助金収入依存度が、財団統合準備等による事務増等により、目標値を上回りましたが、個別目標を構成する計画事業は計画どおり進んでいること、指標1は概ね目標を達成していることから、総合的には計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るため、20年度の選定作業内容と選定した指定管理者の事業履行状況を確認しつつ、引き続き指定管理者制度の導入を進める必要があります。また、活用方針の趣旨を関係課に周知するとともに、指定管理者制度の導入から5年が経過していることを踏まえ、指定期間の弾力化など運用上の共通課題の検討や、労働環境モニタリングに向けた調整を全庁的に行う必要があります。									
	改革方針	指定管理者制度による効率的な施設管理を図るため、事業者選定を計画のとおり進めます。また、活用方針マニュアルを整備するとともに、全庁的な指定管理者制度検討連絡会(以下、「検討連絡会議」という。)を設置し、指定管理者制度の運用における課題等の検討や情報共有を行っていきます。また、指定管理者における適正な雇用関係の維持が、より質の高い公共サービス提供の基礎となることから、指定管理者へ労働環境のモニタリングも実施していきます。									
22年度評価	21年度実績	計画どおりに指定管理者制度を導入したほか、検討連絡会議において運用上の共通課題の検討を行い、指定期間の弾力化の方針を定めました。また、労働環境モニタリングを本格実施し、その結果を他の指定管理者へ周知することで注意喚起を行いました。 また、財団法人新宿区生涯学習財団と財団法人新宿文化・国際交流財団の統合に向けた準備を行ったほか、新宿区勤労者福祉サービスセンターを発展的に解消し、同センターと新宿区障害者就労福祉センターの機能統合を実施しました。さらに、統合後の新財団公益法人化の準備、新宿区勤労者・仕事支援センターの公益法人化を行いました。									
	課題	柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るため、引き続き指定管理者制度の導入を進める必要があります。また、21年度に整理した指定管理者制度の運用における全庁的課題を、検討連絡会議で引き続き検討していくほか、労働環境モニタリングの実施状況を注視していく必要があります。 今年度は財団統合準備と就労支援事業について委託から補助に切り替えたことにより、補助金依存度が高くなりました。次年度は自主運営の推進に向け経年的な状況を確認していく必要があります。									
	改革方針	<table border="1"> <thead> <tr> <th>方向性</th> <th>現状のまま継続 事業統合</th> <th>手段改善 休廃止</th> <th>事業縮小 その他(制度改正等)</th> <th>事業拡大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>内容</th> <td colspan="4">指定管理者制度導入を計画のとおり進めます。また、22年度は、検討連絡会議で「指定取消しに関する事」について検討していくほか、「指定管理料の清算等に関する事」の課題検討に向けた準備を進めていきます。さらに、労働環境モニタリングの実施の結果を検証するとともに、再度注意喚起を徹底します。135・136事業は外郭団体統合により終了となりますが、統合後は統合効果の検証を行います。補助金依存度については、外郭団体と協議を行い、外郭団体の自主運営による収益率の向上等を働きかけていくことで、自主的運営の推進を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大	内容	指定管理者制度導入を計画のとおり進めます。また、22年度は、検討連絡会議で「指定取消しに関する事」について検討していくほか、「指定管理料の清算等に関する事」の課題検討に向けた準備を進めていきます。さらに、労働環境モニタリングの実施の結果を検証するとともに、再度注意喚起を徹底します。135・136事業は外郭団体統合により終了となりますが、統合後は統合効果の検証を行います。補助金依存度については、外郭団体と協議を行い、外郭団体の自主運営による収益率の向上等を働きかけていくことで、自主的運営の推進を図ります。		
方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大							
内容	指定管理者制度導入を計画のとおり進めます。また、22年度は、検討連絡会議で「指定取消しに関する事」について検討していくほか、「指定管理料の清算等に関する事」の課題検討に向けた準備を進めていきます。さらに、労働環境モニタリングの実施の結果を検証するとともに、再度注意喚起を徹底します。135・136事業は外郭団体統合により終了となりますが、統合後は統合効果の検証を行います。補助金依存度については、外郭団体と協議を行い、外郭団体の自主運営による収益率の向上等を働きかけていくことで、自主的運営の推進を図ります。										

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁	計画事業名	総合評価	方向性	頁
98 あゆみの家における指定管理者制度の活用	計画どおり	継続	282	104 児童館・ことぶき館用務業務の見直し	計画どおり	継続	294
99 児童館における指定管理者制度の活用	計画どおり	継続	284	105 保育園用務業務の見直し	計画どおり	継続	296
100 シニア活動館における指定管理者制度の活用	計画どおり	継続	286	106 学校給食調理業務の民間委託	計画どおり	継続	298
101 地域交流館における指定管理者制度の活用	計画どおり	継続	288	135 新宿区勤労者・仕事支援センターの設立に伴う外郭団体等の統合	計画どおり	休廃止	300
102 図書館における指定管理者制度の活用	計画どおり	継続	290	136 財団法人新宿区生涯学習財団と財団法人新宿文化・国際交流財団の統合	計画どおり	休廃止	302
103 情報処理業務の外注化による専門性の活用	計画どおり	拡大	292				

個別目標評価シート

(区政運営編)

基本目標		公共サービスのあり方見直し
個別目標	2	施設のあり方の見直し

めざすまちの姿・状態

老朽化した施設や、役割を終えた施設については、建物の老朽度、維持管理費、修繕経費などを総合的に考慮し、施設の機能転換を図ります。そして、地域の施設需要に応えられる施設をめざすとともに、施設の効果的・効率的な活用、施設経費の抑制を図ります。

主な課題

- ・ ことぶき館・児童館・社会教育会館の持つ機能の転換を図り、少子高齢社会に対応した施設の整備の方向性を示すとともに、より多くの区民が交流できる施設として整備していく必要があります。
- ・ 多くの区民が交流できる施設が増加していく中で、施設の機能統合について、十分な検討を進めていく必要があります。
- ・ 新たな需要への対応と、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画を検討する必要があります。
- ・ 建物や道路・公園などの施設は、経過年数とともに老朽化しますが、計画的な大規模改修が十分でなく、設備の劣化等による不具合が目立ってきています。
- ・ 廃止となった施設で地域の需要がないものについては、財源確保の視点から、施設や土地の有効活用について検討する必要があります。

基本的考え方

- ・ ことぶき館を高齢者の社会貢献などの地域活動の場、介護予防などの健康の維持増進の場と位置づけるとともに、区民相互が交流できる場へと機能転換していきます。
- ・ 児童館の一部は、乳幼児や中高生等の居場所を整備するとともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制と、要保護児童支援のしくみをもった施設として機能転換していきます。
- ・ 社会教育会館は、多様で多世代にわたる人づくりを進める生涯学習の場として、誰もが利用できる協働と自治の学びを進めるコミュニティ施設として機能転換していきます。
- ・ 新たな需要への対応と、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画を検討します。
- ・ 建物等の資産については、中長期修繕計画をたて、大規模改修工事を「予防保全」の考え方により実施するとともに、建設廃材の排出縮減、既存資源の有効活用、効率的な維持管理という観点から、長期活用を図っていきます。
- ・ 施設の再編・統廃合後は、地域において新たな需要が認められる場合は、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画の中で、跡活用を検討していきます。それ以外の場合は、機能統合、施設廃止を進め、財源確保のために有効活用していきます。

主な取組み

施設の効果的・効率的な活用について、各地区における施設活用検討会での検討及び方針決定
施設の機能転換(児童館・ことぶき館)による交流拠点の整備及び区民ニーズへ対応

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 集会室機能の稼働率	地域内の集会室機能をもった施設の稼働率 利用された区分数 / 延区分数	地域内の集会室機能をもった施設の実績による	前年度を下回らない
2 土地信託事業の運営による配当金	土地信託事業の運営による配当金	806,397千円 (平成18年度)	

達成状況

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	65.8	69.5	71.4			
	実績1	%	69.5	71.4				
	= /	%	105.6	102.7				
指標2	目標値1	千円	806,397	806,397	806,397	806,397		毎年基準金額よりUP
	実績1	千円	1,307,242	881,975				
	= /	%	162.1	109.4				

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	施設の機能転換や施設活用検討は、施設の行政需要や地域の声を聞きながら行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	施設が地域の施設需要に応えられているかを図るうえで、集会室機能の稼働率増加の目標設定は適切です。また、施設が財源確保のため有効に活用されているかを図るうえで、土地信託事業の運営による配当金増加の目標設定は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	集会室機能の稼働率を踏まえて地域の施設需要を捉え、施設の再編・統廃合・機能統合など、施設全体の配置計画の検討を進めることは効果的です。また、財産として有効活用していくことは効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	各地域内での交流の拠点となる集会室等の稼働率は増加しました。また、土地信託事業の運営による配当金も、昨年度よりは減少したものの基準金額を上回りました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	機能転換を実施するに当たり、建物の老朽度、維持管理費、修繕経費など施設経費の抑制を図りつつ、施設の整備を行いました。また施設の活用検討では、対象施設を拡大し、待機児童解消などの新たな行政需要にも対応できるよう方針案を策定しました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	施設活用検討の対象施設を拡大し、施設や土地の有効活用についてより効果的に検討する必要があります。その際には、待機児童解消などの新たな行政需要にも対応していく必要があります。			
	改革方針	ことぶき館・児童館の機能転換を推進しつつ、施設経費の抑制が図りながら地域の需要に合った施設活用について十分な検討を行います。また、待機児童の解消も含め、新たな行政需要にも対応しながら施設や土地の有効活用を検討していきます。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	施設の機能転換については、2館の児童館を子ども家庭支援センターへ、3館のことぶき館を1館のシニア活動館と2館の地域交流館へ機能転換し、地域の需要に対応しました。また、施設活用検討においては、待機児童の解消も含めた新たな行政需要への対応を図るため、四谷地区の対象施設を拡大して方針決定するとともに、戸山児童館移転後の施設や西戸山第二中学校統合後の施設などの方針案を策定しました。		
		課題	施設活用の方針案については、十分な地域説明を行い、最終方針を決定していく必要があります。また、行政需要に対応するため、引き続き施設活用について検討する必要があります。		
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
		内容	戸山児童館移転後の施設や西戸山第二中学校統合後の施設などについては、地域説明会を開催し、地域の声を踏まえて方針決定する必要があります。また、弁天町国有地の処分の動向を注視し、取得も視野にいれて区有施設の再配置を検討する必要があります。		

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
107 施設の機能転換	計画どおり	継続	304
109 旧四谷第三小学校の活用	計画どおり	拡大	306
110 三栄町生涯学習館の集会室機能の統合	計画どおり	継続	308
111 旧東戸山中学校の活用	計画どおり	継続	310
112 戸山児童館等のあり方検討	計画どおり	継続	312
113 旧新宿第一保育園の活用	計画どおり	継続	314
114 旧戸山中学校の活用	計画どおり	継続	316
115 大久保児童館等のあり方検討	計画どおり	継続	318
116 戸塚小売市場廃止後の活用	計画どおり	継続	320
117 高田馬場三丁目地区の施設活用	計画どおり	継続	322
118 戸塚特別出張所移転後の活用	計画どおり	継続	324

計画事業名	総合評価	方向性	頁
119 シルバー人材センター移転後の活用	計画どおり	改善	326
120 消費生活センター分館の機能充実	計画どおり	継続	328
121 リサイクル活動センターの機能充実	計画どおり	継続	330
122 高田馬場福祉作業所の整備	計画どおり	継続	332
123 高田馬場福祉作業所移転後の活用	計画どおり	継続	334
124 西戸山第二中学校統合後の活用	計画どおり	継続	336
126 落合社会教育会館廃止後の活用	計画どおり	継続	338
127 子ども発達センター移転後のあゆみの家の整備	計画どおり	継続	340
128 西新宿保育園移転後の活用	計画どおり	継続	342
129 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	計画どおり	継続	344

計画事業の評価

7事業評価一覧表 【まちづくり編】

基本目標		個別目標	基本施策	計画事業	前年度評価	評価結果	今後の方向性	ページ
区民が自治の 主役として、考 え、行動し ていけるまち	自治のまち 新宿	1 参画と協働により自治を切り拓くまち	自治の基本理念、基本原則の確立	1 (仮称)自治基本条例の制定	B	B	継続	80
				2 特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	B	C	改善	82
			協働の推進に向けた支援の充実	3 NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進	B	B	改善	84
		2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	地域自治のしくみと支援策の拡充	4 町会・自治会及び地区協議会活動への支援	B	B	継続	86
				5 地域を担う人材の育成と活用	B	C	改善	88
			6 地域センターの整備(戸塚地区)	B	B	休廃止	90	
だれもが人として 尊重され、自分 らしく成長してい けるまち	一人ひとりを大切にするまち 新宿	1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	人権の尊重	7 成年後見制度の利用促進	B	B	拡大	92
				8 男女共同参画の推進	B	B	継続	94
			9 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	B	B	継続	96	
		2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	地域において子どもが育つ場の整備・充実	10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備	B	B	拡大	98
				11 子どもの居場所づくりの充実	B	B	継続	100
			12 地域における子育て支援サービスの充実	B	B	継続	102	
			13 子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充	B	B	継続	104	
		3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実	14 確かな学力の育成	B	B	継続	106
				15 特色ある教育活動の推進	B	B	継続	108
				16 特別な支援を必要とする児童生徒への支援	B	B	継続	110
			学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり	17 学校適正配置の推進	B	C	継続	112
				18 学校施設の改善	B	B	継続	114
				130 学校の情報化の推進		B	継続	116
				19 地域との協働連携による学校の運営	B	B	継続	118
		20 家庭の教育力向上支援	B	B	継続	120		
		4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち	生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	21 総合運動場及びスポーツ環境の整備	B	B	改善	122
				22 新しい中央図書館のあり方の検討	B	B	継続	124
			図書館機能の充実	23 図書館サービスの充実	B	B	継続	126
				24 子ども読書活動の推進	B	B	改善	128
		5 心身ともに健やかにくらしを築けるまち	一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進	25 歯から始める子育て支援	B	B	継続	130
				26 食育の推進	B	B	継続	132
27 元気館事業の推進	B			B	継続	134		
多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進	28 新型インフルエンザ対策の推進		C	B	改善	136		
	29 エイズ対策の推進		B	B	継続	138		

基本目標		個別目標	基本施策	計画事業	前年度 評価	評価 結果	今後の 方向性	ページ
安全で 安心な、 質の高い 暮らしを 実感できる まち	安全・ 安心な 共生の まち 新宿	1 だれもが互いに 支え合い、安心 してらせるまち	高齢者とその家族を 支えるサービスの充実	30 高齢者を地域で支えるしくみづくり	B	B	継続	140
				31 介護保険サービスの基盤整備	C	C	改善	142
				32 介護保険制度改正に伴う支援	B	B	継続	144
				33 後期高齢者医療制度の実施に伴う 支援	C	B	継続	146
				131 高齢者総合相談センターの機能強 化		B	継続	148
			障害のある人とその家 族の生活を支える サービスの充実	34 障害者の福祉サービス基盤整備	B	C	継続	150
			セーフティネットの整 備・充実	35 ホームレス及び支援を要する人の自 立促進	B	B	拡大	152
		2 だれもがいきいき とくらし、活躍で きるまち	高齢者の社会参加、 自己実現の機会の提 供	36 高齢者の社会参加といきがいつくり の拠点整備	B	B	継続	154
				障害のある人の社会 参加・就労支援	37 障害のある人への就労支援の充実	A	B	継続
			だれもが安心して住み 続けられる豊かな住 まいづくり	38 新宿区勤労者・仕事支援センターに よる就労支援	B	B	拡大	158
				39 特別な支援を必要とする人への居 住支援	B	B	継続	160
			40 分譲マンションの適正な維持管理及 び再生への支援	41 区営住宅の再編整備(早稲田南町 地区)	C	C	その他	162
				42 建築物の耐震性強化	B	B	拡大	166
		3 災害に備えるま ち	災害に強い、逃げない ですむ安全なまちづく り	43 道路・公園の防災性の向上	B	B	拡大	168
				44 道路の無電柱化整備	B	B	継続	170
				45 木造住宅密集地区整備促進	B	B	継続	172
				46 再開発による市街地の整備	B	B	継続	174
				47 地域防災拠点と避難施設の充実	B	B	継続	176
		4 日常生活の安 全・安心を高め るまち	犯罪の不安のないま ちづくり	48 安全で安心して暮らせるまちづくりの 推進	A	B	継続	178
				49 民有灯の改修支援	B	B	継続	180
132 消費生活センターの機能充実			B	休廃止	182			
持続可 能な都 市と環 境を創 造する まち	人と環 境にやさしい潤 いのあるまち 新宿	1 環境への負荷を 少なくし、未来の 環境を創るまち	資源循環型社会の構 築	50 ごみ発生抑制を基本とするごみの減 量とリサイクルの推進	B	B	改善	184
			地球温暖化対策の推 進	51 地球温暖化対策の推進	B	B	継続	186
			良好な生活環境づく りの推進	52 清潔できれいなトイレづくり	B	A	継続	188
				53 路上喫煙対策の推進	B	B	継続	190
			環境問題への意識啓 発	54 環境学習・環境教育の推進	B	B	継続	192
		2 都市を支える豊 かな水とみどりを 創造するまち	水とみどりの環の形 成	55 区民ふれあいの森の整備	B	B	継続	194
				56 玉川上水を偲ぶ流れの創出	B	B	継続	196
			みどりを残し、まちへ 広げる	57 新宿りっぱな街路樹運動	B	B	縮小	198
				58 新宿らしい都市緑化の推進	B	C	改善	200
				59 樹木、樹林等の保護	A	A	継続	202
60 アユやトンボ等の生息できる環境づく り	B	B	継続	204				

基本目標		個別目標	基本施策	計画事業	前年度評価	評価結果	今後の方向性	ページ	
持続可能な都市と環境を創造するまち	人と環境にやさしい潤いのあるまち 新宿	3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり	61 ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進	B	B	継続	206	
				62 交通バリアフリーの整備推進	B	B	継続	208	
				63 新宿駅周辺地区の整備推進	B	B	継続	210	
				64 高田馬場駅周辺の整備推進	B	B	継続	212	
				65 中井駅周辺の整備推進	B	B	継続	214	
			交通環境の整備	66 自転車等の適正利用の推進	B	B	継続	216	
				67 地域活性化バスの整備促進	B	B	継続	218	
			道路環境の整備	68 都市計画道路の整備(補助第72号線)	B	B	拡大	220	
				69 人にやさしい道路の整備	B	B	継続	222	
				70 細街路の整備	B	B	拡大	224	
71 まちをつなぐ橋の整備	B	B		継続	226				
まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	ち景観と地域の個性を創造するまち 新宿	1 歴史と自然を継承した美しいまち	地域特性に応じた景観の創出・誘導	72 景観に配慮したまちづくりの推進	A	A	継続	228	
			2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち	地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり	73 地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進	B	C	その他	230
			3 ぶらりと道草したくなるまち	楽しく歩けるネットワークづくり	74 歩きたくなる道づくり	B	B	継続	232
				魅力ある身近な公園づくりの推進	75 魅力ある身近な公園づくりの推進	B	B	継続	234
			多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	文化芸術創造のまち 新宿	1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信	76 文化・歴史資源の整備・活用	B	B
区民による新しい文化の創造	77 地域のお宝発掘	C				B	改善	238	
	78 文化体験プログラムの展開	B				B	改善	240	
2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	文化芸術創造産業の育成	79 文化創造産業の誘致			B	81へ事業統合			
		80 新宿文化ロードの創出			A	B	継続	242	
		81 文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援			B	B	統合	244	
		133 (仮称)産業振興基本条例の制定				B	継続	246	
3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信	82 新宿の魅力の発信			B	B	改善	248	
		83 歌舞伎町地区のまちづくり推進			B	B	継続	250	
		誰もが訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり			84 商店街活性化支援	B	B	継続	252
		平和都市の推進	85 平和啓発事業の推進	B	B	継続	254		
		多文化共生のまちづくりの推進	86 地域と育む外国人参加の促進	B	B	改善	256		

事業評価シート一覧表の見方

A : 計画以上に進んでいる B : 計画どおりに進んでいる C : 計画どおりに進んでいない

今後の方向性は7種類

継続 : 現状のまま継続 改善 : 手段改善 縮小 : 事業縮小 拡大 : 事業拡大 統合 : 事業統合 休廃止 : 休廃止
その他 : その他(制度改正等)

7事業評価一覧表 【区政運営編】

基本目標	個別目標	基本施策	計画事業	前年度 評価	評価 結果	今後の 方向性	ページ	
好感度 一番の 区役所 の実現	1 窓口サービスの 利便性の向上	窓口サービスの充実	87 コールセンターの設置による多様なライフスタイルに対応した区政情報の提供	B	B	継続	258	
			88 コンビニ収納の活用	B	B	拡大	260	
		IT利活用による利便性の向上	89 区政情報提供サービスの充実	B	B	継続	262	
			90 証明書自動交付機の導入	B	A	継続	264	
			91 図書館におけるICタグ及び自動貸出機の導入	B	B	継続	266	
	2 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行	区民意見を区政に反映するしくみの確立	92 行政評価制度の確立	B	B	改善	268	
			93 区民意見の分析と施策への有効活用	B	C	改善	270	
		IT利活用による効率性の向上	94 区政の効率性を高めるためのIT利活用の推進	C	C	改善	272	
			134 庁内情報基盤の強化	/	B	継続	274	
	3 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し	職員の能力開発、意識改革の推進	95 人材育成センターの開設による分権時代にふさわしい職員の育成	B	B	継続	276	
			96 新宿自治創造研究所の設置による政策形成能力の向上	B	B	改善	278	
		人事制度等の見直し	97 目標管理型人事考課制度の推進	B	B	改善	280	
	公共サービスのあり方の見直し	1 公共サービスの提供体制の見直し	多様な主体による公共サービスの提供	指定管理者制度の活用	98 あゆみの家における指定管理者制度の活用	B	B	継続
99 児童館における指定管理者制度の活用					B	B	継続	284
100 シニア活動館における指定管理者制度の活用					B	B	継続	286
101 地域交流館における指定管理者制度の活用					B	B	継続	288
102 図書館における指定管理者制度の活用					B	B	継続	290
103 情報処理業務の外注化による専門性の活用					B	B	拡大	292
民間委託等の推進			104 児童館・ことぶき館用務業務の見直し	B	B	継続	294	
			105 保育園用務業務の見直し	B	B	継続	296	
			106 学校給食調理業務の民間委託	B	B	継続	298	
			多様な主体による公共サービスの提供	自外立郭と統体の	135 新宿区勤労者・仕事支援センターの設立に伴う外郭団体等の統合	/	B	休廃止
136 財団法人新宿区生涯学習財団と財団法人新宿文化・国際交流財団の統合	/	B			休廃止	302		
公共サービスのあり方の見直し	2 施設のあり方の見直し	施設の機能転換	107 施設の機能転換	B	B	継続	304	
		各地区の施設活用	四谷地区	108 信濃町児童館等の整備と機能転換	B	事業終了		
				109 旧四谷第三小学校の活用	C	B	拡大	306
				110 三栄町生涯学習館の集会室機能の統合	C	B	継続	308
				111 旧東戸山中学校の活用	B	B	継続	310
				112 戸山児童館等のあり方検討	B	B	継続	312
久若保松地・区大								

基本目標	個別目標	基本施策	計画事業		前年度 評価	評価 結果	今後の 方向性	ページ
公共サービスのあり方の見直し	2 施設のあり方の見直し	各地区の施設活用	大久保地区	113 旧新宿第一保育園の活用	B	B	継続	314
				114 旧戸山中学校の活用	B	B	継続	316
				115 大久保児童館等のあり方検討	B	B	継続	318
			戸塚地区	116 戸塚小売市場廃止後の活用	B	B	継続	320
				117 高田馬場三丁目地区の施設活用	B	B	継続	322
				118 戸塚特別出張所移転後の活用	B	B	継続	324
				119 シルバー人材センター移転後の活用	C	B	改善	326
				120 消費生活センター分館の整備	C	B	継続	328
				121 リサイクル活動センターの機能充実	B	B	継続	330
				122 高田馬場福祉作業所の整備	B	B	継続	332
				123 高田馬場福祉作業所移転後の活用	B	B	継続	334
				124 西戸山第二中学校統合後の活用	B	B	継続	336
			落合第二地区	125 西落合児童館等の整備と西落合ことぶき館廃止後の活用	B	事業終了		
				126 落合社会教育会館廃止後の活用	B	B	継続	338
				127 子ども発達センター移転後のあゆみの家の整備	B	B	継続	340
		地角地区	128 西新宿保育園移転後の活用	B	B	継続	342	
資産(建物等)の長寿命化	129 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	B	B	継続	344			

事業評価シート一覧表の見方

A：計画以上に進んでいる B：計画どおりに進んでいる C：計画どおりに進んでいない

今後の方向性は7種類

継続：現状のまま継続 改善：手段改善 縮小：事業縮小 拡大：事業拡大 統合：事業統合 休廃止：休廃止
 その他：その他(制度改正等)

8 事業評価シートの見方

	基本目標		個別目標	1	基本施策	
目的 実施により 達成される 事柄	計画事業	3	NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進			
	目的 地域を支えるNPOや地域活動団体などの多様な主体との協働を促進するため、地域活動団体等の連携協力・情報交換の場を提供するとともに、協働推進基金による財政支援を行います。また、協働事業提案制度を拡充することで、地域活動団体等と区の協働を推進していきます。					
手段 計画事業を 実現するた めの方法	手段 協働事業提案制度の拡充 協働支援会議の運営 協働推進基金を活用したNPO活動資金助成 NPOをはじめ地域を支える社会活動団体のネットワークの拡充 地域活動推進のための情報提供					

事業の主な実施内容

平成21年度		
協働事業提案制度の実施		NPOネットワーク協議会との連携による地域における社会貢献活動団体のネットワークのづくり
協働支援会議によるNPO活動資金・協働事業提案の審査、協働事業の評価、協働推進のあり方の検討		区民活動支援サイト「キラミラネット」を活用した地域活動情報の収集と発信
協働推進基金の趣旨普及とNPO活動資金の助成		

事業の指標

指標
事業成果を
計る指標

指標名	定義	目標水準
1 採択事業数	協働事業提案制度審査会により選定され、事業化した数	10事業/年
2 NPO活動資金助成 申請件数	区民を対象とした社会貢献事業に助成する、協働推進基金を活用した活動資金助成の申請件数	30件/年
3 NPOネットワーク協議会加盟数	NPOネットワーク協議会に加盟している団体数	23年度に50団体
4 サイト加入団体数	区民活動支援サイトに加入している団体数	23年度に100団体

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	事業	6	10	10	10	10/年	
	実績1		5	3				
	= /	%	83.3	30.0				
指標2	目標値1	件	30	30	30	30	30/年	
	実績1		16	15				
	= /	%	53.3	50.0				
指標3	目標値1	団体	28	7	7	8	50	
	実績1		28	3				
	= /	%	100.0	42.9				
指標4	目標値1	団体	73	9	9	9	100	
	実績1		73	16				
	= /	%	100.0	177.8				

トータルコスト
決算数値

所管部 地域文化部 所管課 地域調整課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	10,945	17,223			28,168	減価償却算出の考え方 施設の残存価格を整備費の10%とし、「定額法」により耐用年数に応じて減価償却費を算出した
人件費		22,814	22,299			45,113	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		33,759	39,522			73,281	
財源内訳	千円	30,987	38,072			69,059	耐用年数 基本的に税法上規定に基づいている
一般財源		2,772	1,450			4,222	
一般財源投入率	%	91.8	96.3			94.2	
職員	人	2.7	2.7			5.4	
非常勤職員	人	0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由	
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	協働支援会議による第三者の視点及びNPOネットワーク協議会による行政にはない視点を取り入れて、行政が具体的な協働推進のしくみづくりを進めていくことは適切です。	サービスの負担と担い手の観点から分類し、適正な対応がとられているか
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	多様な主体との協働を推進するそれぞれの取組みについて、認知度を高めることが参加促進には必要であり、目標設定は適切です。一方で、事業実施内容を反映できる指標について検討を行う必要があります。	適切な目標設定(区民ニーズを踏まえた目的・目標になっているか)・指標は適切か
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	協働支援会議・NPOネットワーク協議会・区等が、それぞれの経験や能力を生かした役割を担い連携することによって、効果的・効率的に行われています。	費用対効果という面から効果的・効率的に行われているか
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	協働推進基金の寄附金、区民活動支援サイトは積極的に周知等を行った結果、目標値を達成しました。一方で、協働事業提案、活動資金助成及びネットワーク協議会については、さらに周知を行い、趣旨普及に努めていく必要があります。	目的や意図する成果に対してそれが達成できているか
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	協働支援会議・NPOネットワーク協議会・区等が、それぞれの経験や能力を生かした役割を担い連携して協働を推進していくことによって、一定の成果が得られています。実績を踏まえた課題整理と検討も実施し、事業全体を通して計画どおりに進んでいます。	事業の目的や意図する成果に対して達成できているか

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	提案制度導入から3年間に実施した、協働事業の審査や評価によって見えてきた課題を整理し、改めて協働事業のあり方について検討していく必要があります。また、協働推進基金を活用したNPO活動資金助成についても、これまでの課題を整理し、検討を行う必要があります。さらに、(仮称)NPOふれあいひろばの設置については、引続き検討を行っていく必要があります。	状況認識 前々年度実績を踏まえた昨年度の課題
	改革方針	提案制度をよりよい制度としていくために、導入した18年度からの取組みでできた課題を整理し、協働事業のあり方について検討を行います。また、協働推進基金を活用したNPO活動資金助成についても、これまでの課題を整理し、検討を行います。さらに、社会貢献活動団体のネットワークづくりという原点に立ち戻って、(仮称)NPOふれあいひろばの設置を引続き検討していくこととします。	改革方針 前々年度実績を踏まえた、昨年度の改革方針
22年度実績	改革方針への対応状況	協働事業のあり方について課題を整理し、協働支援会議において検討を行い、NPO活動資金助成については22年度の実施に反映させる手続きを行いました。また、「ひろば」設置に向けた検討をNPOネットワーク協議会と重ねるとともに、場所を持たない形で市民活動の普及・交流事業を行う「新宿NPO活動交流・支援事業」の実施準備を行いました。	達成状況 昨年度の取組み実績・成果
	課題	協働事業のあり方については、引続き実績の検証等を行いながら検討していく必要があります。また、協働推進基金を活用したNPO活動資金助成については、安定した事業実施を目指してさらなる趣旨普及に努める必要があります。さらに、「ひろば」設置についても引続き検討を行い、NPO活動交流・支援事業を計画どおりに実施することによって、地域を支えるNPOや地域活動団体の「お互いの顔が見える関係」づくりを進めていく必要があります。	事業に関する検討課題 昨年度の実績を踏まえた翌年度の課題
改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合 手段改善 休廃止 事業縮小 その他(制度改正等) 事業拡大	
	内容	協働事業提案及びNPO活動資金助成をよりよい制度としていくために、引続き検討を行い、直ぐに対応できるものについては適宜取り入れていきます。また、基金の趣旨普及は、助成事業案内冊子を読みやすく工夫して作成し、周知を図っていきます。さらに、社会貢献活動のネットワークづくりを進めるため、NPO活動交流・支援事業をNPOネットワーク協議会との協働によりNPOが持っている柔軟な発想を取り入れて行っていきます。	改革方針 事業に関する検討課題を踏まえた事業の方向性と、翌年度事業へのつながり(組織目標と関連)

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	1	(仮称)自治基本条例の制定			

目的
新宿区における自治の基本理念や基本原則、方向性を明らかにするために、区民、議会、行政が一体となり、(仮称)新宿区自治基本条例の制定に向けて取組みます。
手段
制定においては、区民・議会・行政が一体となり取り組んでいきます。

事業の主な実施内容

平成21年度	
(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議の開催(16回)	
新宿区自治基本条例区民検討会議の開催(26回)	
自治基本条例中間報告会の開催(1月30日開催)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 条例の制定状況	条例の制定	22年度条例制定 (21年度変更)
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1 目標値1				1		条例の制定	22年度条例制定
実績1							
= /	%						
指標2 目標値1							
実績1							
= /	%						
指標3 目標値1							
実績1							
= /	%						
指標4 目標値1							
実績1							
= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	3,171	6,896			10,067	
人件費		16,053	14,866			30,919	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		19,224	21,762			40,986	
財源内訳	千円	19,224	21,762			40,986	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	1.9	1.8		3.7	
	非常勤職員		0	0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区民の参画の下、議会・行政が一体となり取り組んでおり、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	条例の制定にあたっては、区民等との十分な意見交換を行いながら取り組むことが重要であることから、制定時期(指標)を21年度から22年度に変更しました。区民・議会・行政の三者の合意に基づく見直しであり、目標設定は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	区民検討会議では、地域団体(町会・自治会、地区協議会、NPO等)と公募からなる幅広い区民の参画の下、検討を行っています。また、区民・議会・行政の各代表からなる検討連絡会議において、それぞれの検討案を基に条例骨子案の検討を行っています。 こうした取組みは、区民等との十分な議論を踏まえた合意形成という視点から、効果的・効率的な進め方であると言えます。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	条例制定時期は22年度に変更するものの、会議の開催時間や回数を増やすなど十分な議論を行い、区民・議会・行政が一体となって取り組むという目的を達成することができました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	条例制定に向けて、区民・議会・行政が一体となって、十分な議論と合意形成を図りながら進めることができました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	今後、区民・議会・行政の三者それぞれが検討した条例に盛り込むべき事項を検討連絡会議の場でいかに十分な意見交換を行いながら条例の骨子案にまとめていくかが課題になります。また、三者で作成した条例骨子案をもとに、多様な区民の意見を収集する仕組みをつくり、区民の合意形成を図っていくことが重要です。				
	改革方針	区民検討会議や検討連絡会議などで十分な検討が行えるよう会議運営を行っています。また、多様な区民の意見を収集していく取組みとして、報告会や地域懇談会の開催、区民アンケートの実施、区民から無作為抽出した参加者による区民討議会の開催などを行います。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	区民検討会議や検討連絡会議の開催時間や回数を増やし、十分な検討が行えるよう会議を運営するとともに、これまでの検討状況を周知するため中間報告会を開催しました。また、多様な区民の意見を収集するため、区民アンケート、区民討議会などの実施方法について検討してきましたが、条例骨子案策定に併せて実施する必要があるため、22年度に変更しました。			
		課題	条例骨子案を策定するとともに、多様な区民意見を幅広く収集するため、無作為抽出による区民討議会や区民アンケート、地域懇談会、パブリックコメントなどを実施します。骨子案策定の議論を踏まえ、多様な意見等を反映し、条例素案として取りまとめることが課題です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	区民検討会議や検討連絡会議などで十分な議論を踏まえて合意形成を図れるよう会議を運営します。また、多様な区民の意見を幅広く収集するため、無作為抽出による区民討議会や区民アンケート、地域懇談会、パブリックコメントなどを実施し、そこで得た意見等も尊重し、条例素案としてまとめていきます。条例制定後は、地域説明会など様々な機会を通じて、区民への周知に努めていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	2	特別区のあり方の見直しと自治権の拡充			

目的
住民に最も身近な基礎自治体としての特別区のあり方を見直し、自治権の拡充を図ることで、“自己決定・自己責任”に基づく自立した行財政運営が行えるよう都と協議し、検討していきます。
手段
都区のあり方検討委員会や全国市長会などにおける、地方分権改革に関する検討の場を通じて区の意見を述べていきます。

事業の主な実施内容

平成21年度	
都区の事務配分の方向性についての新宿区としての事務評価	
全国市長会や特別区長会を通じての国への地方分権改革推進の要請	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 都から区への更なる権限移譲と適正な財源移譲の実現状況	権限移譲と適正な財源移譲の実現 都区の事務配分の方向性の検討項目数(累計)	更なる権限移譲と適正な財源移譲の実現
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1		444			444	21年度444項目が100%
	実績1		286				
	= /	%		76.8			
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	0	0			0	
人件費		3,380	2,478			5,858	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		3,380	2,478			5,858	
財源内訳	千円	3,380	2,478			5,858	
一般財源		0	0			0	
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	0.4	0.3			0.7	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	事務権限や財源など特別区の自治権の拡充を図ることで、地域の実態に即した多様な行政サービスの提供が可能になります。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区民に最も身近な基礎自治体としての特別区のあり方を見直し、自治権の拡充を図ることで、“自己決定・自己責任”に基づく自立した行政運営を行うことができます。また、権限移譲に向けて、まず都区の事務配分の方向性を検討する必要があり、目標設定は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	都区のあり方検討委員会や全国市長会など地方分権改革に関する様々な機会を通じて積極的に意見表明を行うことで、効果的に進めています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	都区のあり方検討委員会において、都区の事務配分について検討すべき444項目のうち341項目に関する基本的方向のとりまとめが終了しました。区としては、この委員会での議論に資するよう必要な検討を行ってきたところです。残りの項目については、委員会で「さらに検討期間が必要」と整理されたのを受け、22年度に区としての考え方をまとめていきます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	都区のあり方検討委員会では、「都区の事務配分」「特別区の区域のあり方」「税財政制度」の3点を検討事項としています。これら3点の検討の手法や順序について都と特別区長会が一致点を見出しつつ、個別の項目の検討を進めているところです。22年度も引き続き検討することになりましたが、「都区の事務配分」のうち約4分の3を占める「法令に基づく事務」の基本的方向について、1項目を除きとりまとめることができました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	都区の事務配分の検討に際しては、区民に最も身近な基礎自治体として、区が担うべき事務については区に移管すべきとの考えに基づき判断していく必要があります。また、大都市基礎自治体としての新宿区のあり方についても、区としての基本的考え方を検討していく必要があります。
	改革方針	都区の事務配分の検討に際しては、区民に最も身近な基礎自治体として区が担うべき事務については区に移管すべきとの考えに基づき、引き続き主張していきます。また、「大都市基礎自治体としての新宿区」のあり方について、新宿自治創造研究所と連携しながら検討を行うとともに、(財)特別区協議会の特別区制度研究会に参加し、調査・検討を行う過程等を通じて発信していきます。
22年度評価	21年度実績	都区の事務配分の検討に関しては、特別区長会を通じ、都区のあり方検討委員会において、区の方考え方を主張しています。また、「大都市基礎自治体としての新宿区」のあり方については、新宿自治創造研究所と連携して検討を進めるとともに、特別区制度研究会での研究の過程の中で発信しました。
	課題	都区の事務配分について、任意共管事務の未検討項目(102項目)に関し、引き続き、区の基本的な考え方をまとめ、示していく必要があります。また、地方分権改革推進計画や地域主権戦略会議などの地方分権(地域主権)改革の動きを調査・研究し、基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等に関する内容を注視していく必要があります。
	方向性	現状のまま継続 事業統合 手段改善 休廃止 事業縮小 その他(制度改正等) 事業拡大
改革方針	内容	都区の事務配分について、任意共管事務の未検討項目(102項目)に関し、庁内の担当部署と連携を取りながら、引き続き基礎自治体優先の原則の視点をもって、区の基本的な考え方をまとめ、示していきます。また、今後の事務配分の具体化の検討に向けて、特別区として事前準備を行うため、区に移管する方向で都区の認識が一致した53項目の事務について、移管にあたって想定される課題等の整理を行っていきます。 地方分権改革推進計画や地域主権戦略会議などの地方分権(地域主権)改革の動きについても調査・研究し、基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等に関する課題を整理していきます。

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	3	NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進			

目的
地域を支えるNPOや地域活動団体などの多様な主体との協働を促進するため、地域活動団体等の連携協力・情報交換の場を提供するとともに、協働推進基金による財政支援を行います。また、協働事業提案制度を拡充することで、地域活動団体等と区の協働を推進していきます。
手段
協働事業提案制度の拡充 協働支援会議の運営 協働推進基金を活用したNPO活動資金助成 NPOをはじめ地域を支える社会活動団体のネットワークの拡充 地域活動推進のための情報提供

事業の主な実施内容

平成21年度	
協働事業提案制度の実施	NPOネットワーク協議会との連携による地域における社会貢献活動団体のネットワークのづくり
協働支援会議によるNPO活動資金・協働事業提案の審査、協働事業の評価、協働推進のあり方の検討	区民活動支援サイト「キラミラネット」を活用した地域活動情報の収集と発信
協働推進基金の趣旨普及とNPO活動資金の助成	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 採択事業数	協働事業提案制度審査会により選定され、事業化した数	10事業/年
2 NPO活動資金助成 申請件数	区民を対象とした社会貢献事業に助成する、協働推進基金を活用した活動資金助成の申請件数	30件/年
3 NPOネットワーク協議会加盟数	NPOネットワーク協議会に加盟している団体数	23年度に50団体
4 サイト加入団体数	区民活動支援サイトに加入している団体数	23年度に100団体

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	事業	6	10	10	10	10/年	
	実績1		5	3				
	= /		%	83.3	30.0			
指標2	目標値1	件	30	30	30	30	30/年	
	実績1		16	15				
	= /		%	53.3	50.0			
指標3	目標値1	団体	28	7	7	8	50	
	実績1		28	3				
	= /		%	100.0	42.9			
指標4	目標値1	団体	73	9	9	9	100	
	実績1		73	16				
	= /		%	100.0	177.8			

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	10,945	17,226			28,171	
人件費		22,814	22,299			45,113	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		33,759	39,525			73,284	
財源内訳	千円	30,987	38,075			69,062	
一般財源 特定財源		2,772	1,450			4,222	
一般財源投入率	%	91.8	96.3			94.2	
職員	人	2.7	2.7			5.4	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	協働支援会議による第三者の視点及びNPOネットワーク協議会による行政にはない視点を取り入れて、行政が具体的な協働推進のしくみづくりを進めていくことは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	多様な主体との協働を推進するそれぞれの取組みについて、認知度を高めることが参加促進には必要であり、目標設定は適切です。一方で、事業実施内容を反映できる指標について検討を行う必要があります。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	協働支援会議・NPOネットワーク協議会・区等が、それぞれの経験や能力を生かした役割を担い連携することによって、効果的・効率的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	協働推進基金の寄附金、区民活動支援サイトは積極的に周知等を行った結果、目標値を達成しました。一方で、協働事業提案、活動資金助成及びネットワーク協議会については、さらに周知を行い、趣旨普及に努めていく必要があります。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	協働支援会議・NPOネットワーク協議会・区等が、それぞれの経験や能力を生かした役割を担い連携して協働を推進していくことによって、一定の成果が得られています。実績を踏まえた課題整理と検討も実施し、事業全体を通して計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	提案制度導入から3年間に実施した、協働事業の審査や評価によって見えてきた課題を整理し、改めて協働事業のあり方について検討していく必要があります。また、協働推進基金を活用したNPO活動資金助成についても、これまでの課題を整理し、検討を行う必要があります。さらに、(仮称)NPOふれあいひろばの設置については、引き続き検討を行っていく必要があります。				
	改革方針	提案制度をよりよい制度としていくために、導入した18年度からの取組みでできてきた課題を整理し、協働事業のあり方について検討を行います。また、協働推進基金を活用したNPO活動資金助成についても、これまでの課題を整理し、検討を行います。さらに、社会貢献活動団体のネットワークづくりという原点に立ち戻って、(仮称)NPOふれあいひろばの設置を引き続き検討していくこととします。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	協働事業のあり方について課題を整理し、協働支援会議において検討を行い、NPO活動資金助成については22年度の実施に反映させる手続きを行いました。また、「ひろば」設置に向けた検討をNPOネットワーク協議会と重ねるとともに、場所を持たない形で市民活動の普及・交流事業を行う「新宿NPO活動交流・支援事業」の実施準備を行いました。			
		課題	協働事業のあり方については、引き続き実績の検証等を行いながら検討していく必要があります。また、協働推進基金を活用したNPO活動資金助成については、安定した事業実施を目指してさらなる趣旨普及に努める必要があります。 さらに、「ひろば」設置についても引き続き検討を行いつつ、NPO活動交流・支援事業を計画どおりに実施することによって、地域を支えるNPOや地域活動団体の「お互いの顔が見える関係」づくりを進めていく必要があります。			
	改革方針	方向性	内容	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
		協働事業提案及びNPO活動資金助成をよりよい制度としていくために、引き続き検討を行い、直ぐに対応できるものについては適宜取り入れていきます。また、基金の趣旨普及は、助成事業案内冊子を読みやすく工夫して作成し、周知を図っていきます。 さらに、社会貢献活動のネットワークづくりを進めるため、NPO活動交流・支援事業を、NPOネットワーク協議会との協働によりNPOが持っている柔軟な発想を取り入れて行っていきます。				

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	4	町会・自治会及び地区協議会活動への支援			

目的
区民や地域団体、NPO、事業者などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取り組む、個人の自主性・自律性と相互信頼に基づく、開かれた地域コミュニティの実現を追求し、地域コミュニティが多くの公共的役割を果たす「地域自治のまち」をめざします。
手段
町会・自治会活性化への支援、地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実、地区協議会活動への助成

事業の主な実施内容

平成21年度	
町会・自治会の未加入者に対して、加入を促進するパンフレットを作成しました。	10の地区協議会の事業に、補助金を交付し、活動を支援しました。
地区協議会の周知のためタブロイド版広報紙やパネル、パンフレットを作成しました。	
住民自治のあり方の検討のため、地区協議会連絡会の会員を対象に先進自治体の視察及び勉強会を行いました。	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 町会・自治会の加入率	町会・自治会の加入世帯率	55%（平成23年度までに）
2 地区協議会と地域センターの合同役員会等の設置地区数	地区協議会と地域センターの連携を推進する	10地区（平成23年度までに）
3 新たな財政的支援制度の構築	地区協議会の自主的な活動がより効果的に行う制度を構築する	構築
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	48.38	50.58	52.78	55	55	
	実績1		46.45	49.92				
	= /		96.0	98.7				
指標2	目標値1	地区	3	2	2	3	10	
	実績1		2	5				
	= /		67.0%	250.0				
指標3	目標値1	地区	検討	検討	構築	運営	運営	
	実績1		検討	検討				
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	37,279	50,611			87,890	
人件費		87,870	86,720			174,590	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		125,149	137,331			262,480	
財源内訳	千円	125,149	137,331			262,480	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	10.4	10.5			20.9	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区が活動周知のための印刷経費や補助金を負担し、区民のボランティア活動を支援することは、行政と住民の協働の観点から適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	それぞれの事業について、地域コミュニティの推進を図る上で適切な目標が設定されています。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	町会・自治会は地縁による共同活動によって、地区協議会は地域団体や区民で構成する協議会活動によって、地域の公共的役割を担い、住民自治を実践しているため、効果的・効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	それぞれの目標水準について、ほぼ達成できています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	それぞれの事業について、事業指標の目標を達成することができ、計画どおりに進んでいます。平成22年度に制定が予定される(仮称)自治基本条例の地域自治組織の規定を踏まえ、新しい指標を検討します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	地域自治を進めるには、町会・自治会の加入率を高め、地区協議会が区政への参画や地域での課題解決の場として、地域の諸団体との連携を強め、その機能を一層充実させることが求められています。さらに、引き続き、地区協議会が自主的な活動が担えるよう新たな財政支援制度への移行が求められています。			
	改革方針	地域自治を進めるため、町会・自治会の活性化を支援し加入率を高め、地区協議会が区政への参画や地域での課題解決の場として、地域の諸団体との連携を強め、その機能を一層充実させることができるよう支援します。さらに、引き続き、地区協議会が自主的な活動が担えるよう新たな財政支援制度への移行に向けた検討を進めます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	町会・自治会の周知用パンフレットおよび加入促進パンフの更新・作成を行い、町会・自治会の活性化を支援しています。地区協議会については周知のための広報紙やパンフレットの発行を行いました。また、地区協議会と地域センター管理運営委員会との合同役員会の開催に向け検討や調整を進めています。さらに、住民自治のあり方検討のため、地区協議会連絡会の参加者を対象に先進事例の視察・勉強会を行いました。			
	課題	町会・自治会の加入世帯数は、84,779世帯(21年8月1日現在)であり、20年度との比較では7,012世帯増えています。これは、加入促進策が一定程度の効果を発揮したものと認識しています。しかし、全世界帯に対する加入率は49.92%であり、決して高い率とは言えません。 地区協議会の位置づけの明確化と新たな財政支援制度への移行については、現在策定中の(仮称)自治基本条例の中で、地域自治のあり方について、区民・議会・行政の三者で検討をしています。したがって、地区協議会の位置づけの明確化と新たな財政支援制度への移行については、現在まだ決まっていません。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	町会・自治会加入促進策が一定程度の効果を発揮しているものの加入率は決して高い率ではないため、今後は、町会・自治会の周知用パンフレットを22年度情報に更新し作成することや、転入時の町会・自治会に関する周知を強化するなど、よりいっそう加入を促進します。 地区協議会の位置づけの明確化と新たな財政支援制度への移行については、現在策定中の(仮称)自治基本条例の中で、地域自治について区民・議会・行政の三者で、新たな地域自治組織がどうあるべきかについて検討し、さらに詳細については別条例で定めます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標	I	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	5	地域を担う人材の育成と活用			

目的

地域における自治の推進には、地域活動・社会貢献活動を担う人材の活性化と能力向上が求められます。そうした地域活動・社会貢献活動を支える多様な地域人材の育成と活躍の場づくりを進めます。

手段

地域を担う人材の育成と活用、生涯現役塾、生涯学習指導者・支援者バンクの充実

事業の主な実施内容

平成21年度

地域活動の重要な要素である「企画」と「広報」手法を見直し、実践するための講座を開催しました。	
地域活動を体験するための講座を開催し、年間を通じて多くの団体での地域活動を体験してもらいました。また、それらの体験を情報発信するための小冊子を作成しました。	
「スポーツ指導者バンク」と「文化等学習支援者バンク」統合後、登録者に対する制度変更の周知と、今後の制度活用増加に向けた登録者の活動情報の更新と公開についての意思確認を含めた登録者の整理を実施しました。	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 人材育成講座の開催	人材育成講座の受講修了者人数	平成20～23年度までで 160人
2 地域活動参加割合	講座受講者のうち地域活動に参加した者の割合	平成23年度に80%の水準達成
3 区内で活動する個人・団体の登録者数	人材バンク登録者の人数	平成20～23年度までで 登録者数550人
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	40	40	40	40	160	
	実績1②		181	160				
	③=②/①		452.5	400.0				
指標2	目標値1①	%	80	80	80	80	80/年	
	実績1②		82.7	52.9				
	③=②/①		103.4	66.1				
指標3	目標値1①	人	460	490	520	550	550	
	実績1②		530	211				
	③=②/①		115.2	43.1				
指標4	目標値1①	%						
	実績1②							
	③=②/①							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	8,109	8,717			16,826	
人件費		22,032	21,469			43,501	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		30,141	30,186			60,327	
財源内訳	千円	27,123	26,936			54,059	
一般財源							
特定財源		3,018	3,250			6,268	
一般財源投入率	%	90.0	89.2			89.6	
職員	人						
常勤職員		2.5	2.5			5	
非常勤職員		0.3	0.3			0.6	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善が必要である	多様な地域人材の育成と発掘及び活躍の場づくりを通じ、地域活動・社会貢献活動を活性化させ、さらにはそれら人材のいきがづくりの場をも目標とする本事業は行政が負担する事業として適切です。
②適切な目標設定	<input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 改善が必要である	事業手法の変更や新たな課題への対応を適切に評価するために、既存指標のほかに新たな視点の指標を設ける必要があります。
③効果的・効率的な視点	<input checked="" type="checkbox"/> 効果的・効率的である <input type="checkbox"/> 改善が必要である	地域人材の育成・発掘 地域活動体験 活躍の場づくり支援という連続した事業展開により、幅広い地域人材の発掘、育成、活躍の場の提供がなされており、効果的・効率的に行われています。
④目的(目標水準)の達成度	<input type="checkbox"/> 達成度が高い <input checked="" type="checkbox"/> 達成度が低い	講座の参加者数では実績を上げていますが、人材の活用面での達成度が高いとはいえません。
総合評価	<input type="checkbox"/> 計画以上に進んでいる <input type="checkbox"/> 計画どおりに進んでいる <input checked="" type="checkbox"/> 計画どおりに進んでいない	それぞれの事業における参加者同士のネットワークも構築されており人材の育成面では効果を挙げていますが、地域活動への参加や人材バンクへの登録といった人材の活用面で目標を下回っており、計画どおりに進んでいるとは評価できません。事業手法の変更とともに、それに対応する適切な指標を設ける必要があります。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	それぞれに展開されている事業の情報共有により、一層の効果的成果が期待されます。より多様かつ幅広い年代層の参加や既存地域団体等の人材を地域リーダーとして活躍できるような育成支援、及び登録制度の充実、積極的活用により人材交流とネットワーク化の一層の活性化を図る必要があります。
	改革方針	それぞれに展開してきた事業を、合同開催等により一部共有することにより、効率的で、多様かつ幅広い年代層へのアプローチを可能にしていきます。また、登録制度を積極的に活用し、それぞれの事業での活用等により、本事業の総合的な完成度を高めます。
22年度評価	21年度実績	地域人材塾と生涯現役塾による合同事業を行い、幅広い年代層の参加者が増加し、人材交流を含め効果的な事業展開ができました。また、人材バンク制度を充実させるため、文化芸術や多文化交流分野の情報を収集するとともに、レベルアップ講習会を実施しました。
	課題	地域人材の発掘を目的とした参加者の増加獲得目標は継続する必要がありますが、育成した人材を活用するには、既存の団体との連携や社会貢献活動の場である施設を利用する仕組みづくりが必要です。さらに、人材の登録・照会の窓口を一本化し、区民が容易に検索し照会できる総合的な人材バンク制度を作ることが求められています。
	改革方針	<input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 手段改善 <input type="checkbox"/> 事業縮小 <input type="checkbox"/> 事業拡大 <input type="checkbox"/> 事業統合 <input type="checkbox"/> 休廃止 <input type="checkbox"/> その他(制度改正等)
	内容	育成した人材が、地域に貢献できる活動が行えるよう、町会・自治会のアンケート結果等を活用し、既存団体との連携を進めていきます。生涯現役塾は、地域に密着した活動が行えるよう、委託から区の直接実施に変更します。また、総合的な人材バンク制度の創設に向けて、他の制度を調査し、連携・融合を図ります。さらに、人材情報を検索・照会できるシステム導入準備を進めるとともに、人材活用を拡大します。

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	6	地域センターの整備(戸塚地区)			

目的	
地域住民の連帯・自治意識を醸成し、地域コミュニティを育成するとともに、住民参加の区政を確保する場を提供します。	
手段	
戸塚特別出張所管内を中心とした全区民を対象に、地域コミュニティ活動の拠点として地域センターを整備します。	

事業の主な実施内容

平成21年度	
	平成20年8月に建設工事を着工、21年12月に竣工し、22年2月27日に開設しました。
	管理運営準備会を経て、管理運営委員会を設立し、運営基準等をまとめ、指定管理業務も開始しました。
	地域センター運営に必要な初度調弁(備品等の整備)を実施しました。

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 地域センター化の達成率	センター化された所/全特別出張所	平成21年度に10地区全てをセンター化する。
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	事業	9	10			10	21年度100%
	実績1		9	10				
	= /		%	100.0	100.0			
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	369,732	908,798			1,278,530	減価償却費 18年度から発生主義の考え方を取り入れています。 (20年度落二 工事費754,575千円) × 90% ÷ 50年 = 13,583千円 22年度以降は戸塚建設費を合算。
人件費		4,225	6,607			10,832	
事務費		8,034	2,743			10,777	
減価償却費		13,583	13,583			27,166	
総計		395,574	931,731			1,327,305	
財源内訳	千円	395,574	931,731			1,327,305	
一般財源							
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人						
常勤職員		0.5	0.8			1.3	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	地域コミュニティ活動の拠点として区が場を提供し、地域特性や区民ニーズ等を活かした運営について、地域住民が主体となる管理運営委員会が担うなど、適切な役割となっています。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	地域住民が集い、コミュニティ活動の拠点となる地域センターを設置することで、住民相互の交流が促進され、住民の自治意識高揚につながっていくなど、適切な目標設定といえます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	管理運営に関する事項は、住民ニーズを反映させることができるように、地域住民による管理運営委員会がまとめました。建物の維持管理は区が行い、運営は住民組織が行うことで効率的・効果的の運営が期待できます。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	地域センター建設工事は計画どおりに完了しました。運営に関する事項は、管理運営委員会において検討を重ね、基準を整備したため、目標は達成されたといえます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	工事が計画に沿って円滑に遂行され、地域センターの開設に向けて地域住民が区とともに計画の段階から参画して管理運営委員会を立ち上げ、運営基準等を整備したため、全体的に計画どおりに進んだといえます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	近隣住民や周辺事業者配慮した運営に関する事項について、今後も協議が必要です。住民が利用しやすい運営方法を、管理運営委員会と協議しながら進めていくことが求められます。指定管理議決後の事務局体制の整備等、管理運営委員会の活動を支援していくことが必要です。			
	改革方針	周辺に配慮し、住民が利用しやすい運営基準を作成するため、管理運営委員会に必要な助言や情報提供を行います。指定管理申請から議決後の事務局体制整備まで、管理運営委員会に適切な支援をしていきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	住民が利用しやすい運営基準を作成するため、管理運営委員会に必要な助言等を行い、整備しました。また、指定管理者の指定、議決後の事務局整備及び開設までの手続き等について、管理運営委員会を支援し、開設後の運営を順調に進めることができました。			
	課題	事業終了(全10地区の地域センター化)			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	改革方針内容	事業終了(全10地区の地域センター化)			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	7	成年後見制度の利用促進			

目的
認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下等によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度の積極的な活用を図れる体制をつくります。
手段
推進機関として新宿区社会福祉協議会に成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用に関わる人を支援していきます。

事業の主な実施内容

平成21年度	
成年後見制度推進機関運営委員会の開催(計6回)	
成年後見・権利擁護相談(832件) (うち、専門員による相談件数184件)	
講演会・出前講座等の開催(計23回・延516人参加)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 成年後見・権利擁護相談件数	成年後見・権利擁護相談において専門員が行う相談件数	相談件数 毎年度170件
2 後見人養成講習修了者等の受入人数	東京都実施の後見人養成講習修了者等の受入人数	受入人数 毎年度3人(平成23年度までに12人)
3 専門相談後のフォローアップの割合(21年度指標変更)	本人同意を得た方に関する専門相談後のフォローアップの割合	フォローアップの割合 100%
4 相談後の満足度の割合(21年度指標変更)	アンケート実施による相談後の満足度の割合	満足度の割合 70%

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	170	170	170	170	680	
	実績1	141	184				
	= /	%	82.9	108.2			
指標2	目標値1	3	3	3	3	12	
	実績1	3	7				
	= /	%	100.0	233.3			
指標3	目標値1			100	100	100/年	
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1			70	70	70/年	
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円	25,536	37,251			62,787	
人件費		0	0			0	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		25,536	37,251			62,787	
財源内訳	千円	20,311	32,026			52,337	
一般財源 特定財源		5,225	5,225			10,450	
一般財源投入率	%	79.5	86.0			83.4	
職員	人	0	0			0	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度を普及させ、制度の利用支援を図ることは行政の重要な役割です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	外部評価での指摘を受け、相談後の状況を把握するため、「専門相談後のフォローアップの割合」と「相談後の満足度の割合」の2点を新たな指標として設定しました。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	本事業は、地域福祉権利擁護事業の経験と実績のある新宿区社会福祉協議会に委託しており、効果的・効率的な運営がなされています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	講演会等の実施により成年後見センターの認知度が高まり、平成21年度は相談件数が目標水準の170件を上回りました。また、社会貢献型後見人養成講習の修了者を目標水準の2倍以上となる7人受け入れました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	周知活動に努めた結果、成年後見センターの認知度が高まり、相談件数は毎年度増加の傾向にあります。今後は、相談者に対するフォローアップを十分に行うとともに、地域福祉権利擁護事業の生活支援員として活動し、力量を備えた社会貢献型後見人養成講習の修了者を後見人候補者として家庭裁判所に推薦していくなど、制度のさらなる充実が必要です。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	相談後の申立て件数など、成年後見制度の推進状況を明らかにする新たな指標が必要です。また、社会貢献型後見人の育成と支援のあり方等について検討していく必要があります。			
	改革方針	今後も成年後見制度に関する身近な相談・支援機関として制度のPRや利用者の支援に努めていきます。今後は、制度の推進状況を明らかにする新たな指標の設定を検討していきます。また、社会貢献型後見人の育成と支援の仕組みづくりを検討していきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	外部評価での指摘を受け、「専門相談後のフォローアップの割合」と「相談後の満足度の割合」の2点を新たな指標として設定し、実行計画のローリングを行いました。また、社会貢献型後見人養成講習の修了者について、実習活動や研修参加を通じてスキルアップを図り、後見業務受任が可能な力量を備えさせることができました。			
	課題	社会貢献型後見人養成講習の修了者は、主に地域福祉権利擁護事業の生活支援員として活動し、スキルアップに努めてきましたが、後見業務を受任するまでには至りませんでした。これからは、力量を備えた修了者を後見人候補者として家庭裁判所に推薦し、後見業務の受任を目指す仕組みづくりが求められます。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	区長申立ての事例の中で、後見業務受任が可能であると判断したものについては、社会貢献型後見人としての育成を図ってきた登録者の中から適任者を選定後、家庭裁判所に推薦して後見業務を受任していきます。 さらに、この事業の委託先である社会福祉協議会が後見監督人を受任し、社会貢献型後見人を支援していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	8	男女共同参画の推進			
------	---	-----------	--	--	--

目的	
男女が性別に関わりなく、あらゆる分野に共に参画することのできる男女共同参画社会を実現していくため、意識啓発や相談体制の充実、配偶者等暴力防止に向けた取り組みなど、様々な施策を積極的に行っていきます。	
手段	
男女共同参画への意識啓発 女性問題に関する相談体制の充実 区政における女性の参画の促進	

事業の主な実施内容

平成21年度	
男女共同参画セミナーの実施	総合相談の実施
区民団体の学習活動支援	女性問題に関する相談機関連携会議の開催
情報誌の発行	審議会的女性委員の比率調査の実施

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 家庭生活や職場、地域活動などで男女が平等と感じる区民の割合	区政モニターアンケートにおけるさまざまな分野での男女平等意識の設問で「平等である」の回答率	毎年度50%
2 総合相談新規の受付件数(年間)	受けた相談の件数	毎年度950件
3 審議会等における女性委員の比率	審議会等委員の総数のうち女性委員の占める割合	毎年度40%
4 全審議会における女性委員のいる審議会の比率	審議会等の総数のうち女性委員のいる審議会等の割合	毎年度100%

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	50	50	50	50/年	
	実績1	%	36.7	40.2			
	= /	%	73.4	80.4			
指標2	目標値1	件	950	950	950	950/年	
	実績1	件	945	992			
	= /	%	99.5	104.4			
指標3	目標値1	%	40	40	40	40/年	
	実績1	%	36.7	34.6			
	= /	%	91.8	86.5			
指標4	目標値1	%	100	100	100	100/年	
	実績1	%	88.2	84.5			
	= /	%	88.2	84.5			

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	17,159	16,729			33,888	
人件費		20,890	20,624			41,513	
事務費		411	0			411	
減価償却費		0	0			0	
総計		38,460	37,353			75,812	
財源内訳	千円	38,460	37,353			75,813	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	2	2		4	
	非常勤職員		1.5	1.5		3	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	男女共同参画セミナーの実施や情報誌の発行において、公募区民や団体等との協働による企画運営を進めており、男女共同参画意識を啓発するうえで適切かつ有効な手法と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	男女共同参画の意識啓発にあたり、区民が男女平等と感じる割合を把握することは重要です。区はさまざまな分野ごとに割合を調査しており、目標値の50%は分野ごとの平均値を目標値として掲げています。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	男女共同参画の意識啓発として、区民との協働を進めながら年間30回以上の講座・セミナーを開催しています。相談事業等も含め、男女共同参画社会の実現に向け効果的・効率的に事業を実施しています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	それぞれの指標についての達成度は80%を超えており、全体的な達成度は高いと評価します。しかし、前年と比べて達成度が下がったものや、男女平等意識の低い分野については、なお一層の取組みが必要です。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	男女共同参画を目指した法律や制度は整備されてきていますが、いまだ多くの領域で性別による役割分担や男女の不平等が存在しています。区は男女共同参画社会実現に向けた取り組みを、国や都、他区の動きを注視しつつ、男女共同参画推進計画に基づき計画的に進めており、区民との協働や意識啓発などにおいて着実な推進に努めています。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	審議会等における女性委員の比率を上げるために、審議会等を所管する各課に比率向上に向けた計画を依頼しました。この経過及び効果については、十分に検証していく必要があります。また、悩みごと相談室については、民生・児童委員の会合に出席するなど周知につとめました。なお一層の周知が必要です。			
	改革方針	20年度に各事業の拡充を行い、それぞれ成果を得ていますが、男女共同参画社会の実現のために、引き続き事業の精査を行いながら一層の充実を目指していきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	男女共同参画の意識啓発として、区民との協働を進めながら年間30回以上の講座を開催しました。講座選定では、男女共同参画の視点から、多様なテーマに即した講座となるよう努めました。また、講座実施では、土曜日や夜間の講座を増やすなど、参加者の利便にも配慮しています。さらに、男女共同参画推進センター(ウイズ新宿)の利用促進と、施設の環境整備にも努めました。			
	課題	審議会等における女性委員の比率を上げるために、男女共同参画行政推進連絡会議を通じて、比率向上に向けた取り組みを進めていますが、21年度は前年度に比べ比率が下がっています。この要因を分析し、比率向上に向けた取り組みが必要です。 男女共同参画社会の実現に向けて、継続的かつ着実な啓発活動は、今後も計画的に進めていくことが必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	男女共同参画を目指した法律や制度は整備されてきていますが、いまだに多くの領域で性別による役割分担や男女の不平等が存在しています。男女共同参画の実現した社会は一朝一夕にかなうものではありませんが、区は男女共同参画推進計画に基づき計画的に事業を進めていく必要があります。区は引き続き、男女共同参画推進計画に基づき、区民や事業者とともに取り組んでいくことが重要です。また、庁内の各部署と連携し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。			

事業評価シート (まちづくり編)

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	9	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進			

目的	
<p>個人の生活を尊重した働き方の見直しが社会の関心を集めています。仕事と生活の調和を図る、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、推進企業認定制度の実施をはじめ、企業への支援、働きかけを関係部署と連携して推進していきます。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスや男女雇用機会均等、次世代育成支援などについて積極的に推進している企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定します。また、ワーク・ライフ・バランスを推進するために専門的な側面からの助言や指導が必要な企業に対して、コンサルタントを派遣するなど、働きやすい職場環境づくりに向けた取り組みを推進します。</p>	
手段	
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の実施	

事業の主な実施内容

平成21年度	
ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	
コンサルタントの派遣	
ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定数	職場におけるワーク・ライフ・バランスや男女雇用機会均等を推進している企業を、ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定する数	23年度に40社
2 コンサルタントを派遣する企業数	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に申請した企業のうち、希望によりコンサルタントを派遣した企業数	23年度に120社
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	社	10	10	10	40	
	実績1		20	4			
	= /	%	200.0	40.0			
指標2	目標値1	社	30	30	30	120	
	実績1		5	14			
	= /	%	16.7	46.7			
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	2,761	6,517			9,278	
人件費		14,004	13,757			27,761	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		16,765	20,274			37,039	
財源内訳	千円	14,040	12,135			26,175	
一般財源							
特定財源		2,725	8,139			10,864	
一般財源投入率	%	83.7	59.9			70.7	
職員	人						
常勤職員		1.5	1.5			3	
非常勤職員		0.5	0.5			1	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のために、区が認定制度を実施し、区内事業者のワーク・ライフ・バランス推進への取り組みを支援することは適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	ワーク・ライフ・バランスの推進事業は、企業における働きやすい職場環境に向けた取組みの支援であり、現時点では事業の周知や企業への勧奨に重点を置き、認定企業数等を増やしていくことに取り組んでいます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	コンサルタント業務委託により、推進企業認定及びコンサルティングに際し、対象企業の業種や規模、推進体制など企業の実情に応じた専門的な助言が得られ、効果的・効率的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	認定企業数は累計では目標値を達成していますが、21年度の認定件数は厳しい社会状況により前年に比べ大きく減少しています。一方、コンサルタントの派遣件数は、目標値には達していませんが前年に比べ増加しています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	コンサルタント派遣企業数及びワーク・ライフ・バランス推進認定企業数については目標を下回りましたが、21年度はこれまでの申請企業すべて(認定企業及び宣言企業)に対してワーク・ライフ・バランス進捗状況調査を実施したほか、他の模範となるような取り組みを行っている企業を優良企業として表彰しました。事業全体として、ワーク・ライフ・バランスの推進については計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度申請企業における就業規則等の制度構築(作成)支援を促進するため、コンサルタント派遣義務化を検討する必要があります。また、ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰を行い、これからワーク・ライフ・バランスを推進しようと考えている企業の模範となる企業を紹介する必要があります。			
	改革方針	区内中小企業における男性従業員の働き方を見直すため、男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業を新たに実施し育児・介護休業制度等の利用を促進する必要があります。また、ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰の実施や優遇措置等の支援策を検討するとともに、引き続きワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の周知に努め、区内企業のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組みを支援していきます。			
22年度実績	改革方針への対応状況	男性の働き方の見直しを進めるため、男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業を21年7月から新たに実施しました。また、ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰を行い、21年度は4社を表彰しました。表彰式は男女共同参画シンポジウムで行い、シンポジウムに参加の区民等に対してワーク・ライフ・バランスの周知啓発を行うことができました。			
	課題	厳しい社会経済状況の中、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の申請企業数は前年度に比べ減少し、これにともない、認定企業数も減少しています。このような状況下で、いかにワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の周知を図っていくかが課題です。また、コンサルタント派遣については、21年度実績は14社に対してのべ40回派遣と前年に比べ大きく増加しましたが、今後も継続してコンサルタントの派遣回数を増やすなど、ワーク・ライフ・バランス推進に向けたコンサルタントの有効活用をいかに促進していくかが課題です。			
改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	厳しい社会経済状況の中、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進のために、企業における推進のメリットやコンサルタント活用の勧奨など、引き続きワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の周知に努め、区内企業のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組みを支援していきます。また、区内中小企業における男性従業員の働き方を見直すため、男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業を継続して実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスセミナーや情報誌等を通じて、前年度実績を上回るできるよう引き続き周知に努めます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	10	保護者が選択できる多様な保育環境の整備			

目的	
<p>就労機会の増大、価値観やライフスタイルの変化に合わせて、保護者が選択できる保育環境を整備していきます。</p> <p>私立認可保育所の整備や認証保育所への支援、また幼稚園と保育園の連携・一元化などを進めることにより、多様で多角的な保育環境の整備を図り、保育園入所待機児童の解消や保護者のニーズに即した保育サービスの提供を目指します。また、公立幼稚園と私立幼稚園の入園料及び保育料に格差があるため、私立幼稚園の保護者負担軽減補助金を充実し、保護者の選択の幅を広げます。</p>	
手段	
認可保育所等の整備 認証保育所への支援 幼稚園と保育園の連携・一元化 私立幼稚園保護者の負担軽減	

事業の主な実施内容

平成21年度	
認可保育所等の整備 私立認可保育所建設事業助成等(高田馬場第一保育園・中落合第一保育園、(仮称)大京町保育園) 区立保育所等の改修(東五軒町保育園、四谷保育園)	幼稚園と保育園の連携・一元化 (仮称)西新宿子ども園新築工事及びあいじつ子ども園開設準備 私立幼稚園保護者の負担軽減 私立幼稚園保護者への入園料、保育料負担軽減補助
認証保育所への支援 A型新規開設4所への開設準備経費補助、既存園への運営費補助及び保育料助成	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 私立認可保育園数	民設民営方式により運営されている認可保育園数	23年度に13園
2 認証保育所定員数	東京都独自の基準を満たし認証を受けた保育所の定員数	23年度に696人
3 子ども園の開設	幼保一元化による子ども園の開設	23年度に3園
4 保護者負担軽減補助金受給者数	保護者負担軽減補助金を受給した保護者の数	毎年度1,239名

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	園	11	0	1	2	13	
	実績1		11	0				
	= /		%	100.0	0.0			
指標2	目標値1	人	326	120	220	30	696	
	実績1		326	120				
	= /		%	100.0	100.0			
指標3	目標値1	園	1	0	1	1	3	
	実績1		1	0				
	= /		%	100.0	0.0			
指標4	目標値1	人	1,239	1,239	1,239	1,239	1,239	
	実績1		1,204	1,279				
	= /		%	97.2	103.2			

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円	777,196	1,535,301			2,312,497	私立認可保育園の整備補助金については発生主義の考え方を取り入れているため、事業費には含まれない。 四谷子ども園の工事費については、発生主義の考え方により事業費を計上。 (減価償却費の算定) 工事費554,693千円 × 90%(残存価値10%) ÷ 耐用年数47年 = 10,622千円
人件費		59,143	74,331			133,474	
事務費		890	2,655			3,545	
減価償却費		10,622	10,622			21,244	
総計		847,851	1,622,909			2,470,760	
財源内訳	千円	797,006	1,455,437			2,252,443	
一般財源 特定財源		50,845	167,472			218,317	
一般財源投入率	%	94.0	89.7			91.2	
職員	人	7	9			16	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	定員の拡充や保育サービスの充実及び子どもの育っていく環境の整備について、ソフト面でもハード面においても区が主体的に担っていくことは、適切と評価できます。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	待機児童の増加という現実を踏まえた保育園等の受入枠の確保を目指した目標及び保護者の選択の幅が広がっていく負担軽減の目標は適切といえます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	民間活力を導入しコストを意識した事業展開や実績に基づく補助金支給形態の採用により、各事業は予定通り進行しています。よって、効果的・効率的と判断できます。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	保育園や子ども園等の施設数増及び負担軽減補助金の受給者数増の実績からは、事業目的の達成度は高いと判断できます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	私立保育園と子ども園の建設事業が順調に進み、認証保育所の開設数増により待機児童の受け皿の幅が広がりました。また私立幼稚園保護者負担軽減は在園児数の増につながるなど保護者のサービス選択肢の幅が広がりました。このため事業全体を総合的に判断すると、計画の内容・水準は概ね達成しているものと評価できます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	20年4月1日現在の待機児童数は60人で、19年4月1日の26人 compared to a significant increase. In such a situation, it is necessary to expand the use of public facilities for waiting children. For kindergartens, it is necessary to expand the regional expansion or private kindergarten. For private kindergarten guardians, it is necessary to expand the waiting list system.			
	改革方針	Waiting children reduction is the goal. Comprehensive review is conducted, and the use of public facilities is expanded. For kindergartens, regional expansion and private kindergarten expansion are guided. For private kindergarten guardians, the waiting list system is expanded.			
22年度評価	改革方針への対応状況	Expansion of waiting children reduction measures, long-term care, and after-school care. Private kindergarten expansion is also being promoted. Expansion of public facilities and expansion of private kindergarten expansion are being promoted. Expansion of private kindergarten guardians' waiting list system is also being promoted.			
	課題	In April 2022, the number of waiting children increased to 70 in April 2021 and 83 in April 2022. In such a situation, it is necessary to expand the use of public facilities for waiting children. For kindergartens, it is necessary to expand the regional expansion or private kindergarten. For private kindergarten guardians, it is necessary to expand the waiting list system.			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	Waiting children reduction is the goal. Comprehensive review is conducted, and the use of public facilities is expanded. For kindergartens, regional expansion and private kindergarten expansion are guided. For private kindergarten guardians, the waiting list system is expanded.			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	11	子どもの居場所づくりの充実			

目的
子どもがさまざまな体験や遊びをできる「子どもの居場所づくり」を充実し、遊びや自主的な活動を通じて、子どもの成長する力を伸ばしていきます。
手段
放課後子どもひろばの拡充 学童クラブの充実

事業の主な実施内容

平成21年度	
放課後子どもひろばの開設(6校)	民間学童クラブ(3所)の運営費を助成
放課後子どもひろばの平成22年度実施校(6校)の決定	学童クラブ(2所)の開設
北新宿第一・高田馬場第一・上落合・富久小学校内学童クラブの児童指導業務委託事業者をプロポーザルにより選定	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 放課後子どもひろばの実施小学校数	小学校を活用した子ども同士が交流できる遊びと学びの場の実施校数	23年度に29校
2 学童クラブ数	学校施設等の活用による学童クラブを加えた公設の学童クラブ数	23年度に26所 (21年度変更)
3 児童指導業務委託箇所数	延長保育を実施する児童指導業務委託を行う学童クラブ数	23年度に16所
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	12	6	6	5	29	
	実績1	12	6				
	= /	%	100.0	100.0			
指標2	目標値1	24	2	0	1	27	
	実績1	24	2				
	= /	%	100.0	100.0			
指標3	目標値1	7	2	3	4	16	
	実績1	7	2				
	= /	%	100.0	100.0			
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	292,585	550,898			843,483	
人件費		16,898	16,518			33,416	
事務費		1,344	1,170			2,514	
減価償却費		0	0			0	
総計		310,827	568,586			879,413	
財源内訳	千円	204,419	525,876			730,295	
一般財源 特定財源		106,408	42,710			149,118	
一般財源投入率	%	65.8	92.5			83.0	
職員	人	2	2			4	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	子どもの居場所づくりを充実させるためには、区の既存施設の活用や施設のあり方を見直すなかで整備する必要がある、区が担っていくことは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区内の小学校や地域性を配慮した目標設定となっており適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	業務委託により、コストの削減や柔軟な職員配置など効果的・効率的に業務を遂行しています。また、各委託実施学童クラブごとに運営協議会を作り、事業内容の評価を行っています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	放課後子どもひろばの実施、学童クラブの開設・業務委託について目標水準を達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	放課後子どもひろばの開設や、学童クラブの業務委託による保育時間の延長、新たな学童クラブの開設など子どもの居場所の充実のための事業は計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	学童クラブ受託事業者が、選定の過程で提案した内容どおりの運営を行っていくか確認していく必要があります。また、受託事業者が寡占にならないよう、複数の事業者が参入できるような選定方式を行う必要があります。子どもの居場所として放課後子どもひろばと学童クラブのあり方を検討し整理する必要があります。			
	改革方針	質の高い居場所の提供を行うため、事業者の選定方法を工夫し、区と事業者が切磋琢磨し事業運営を行うほか、放課後子どもひろばと学童クラブのあり方を検討し、居場所づくりの充実を図っていきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	学童クラブ受託事業者の事業内容については、区職員の巡回により確認を行いました。また、受託事業者の責任者会議の開催や区主催研修などを通し、区と事業者が事業内容について情報を共有し、切磋琢磨していく機会を作りました。また、放課後子どもひろばは、21年度に新たに6校開設し、22年度に開設する6校を決定しました。放課後子どもひろばと学童クラブのあり方については、児童館長及び担当職員による検討会を設置し、検討を行いました。			
	課題	引き続き、学童クラブ受託事業者が、選定の過程で提案した内容どおりの運営を行っていくか巡回指導等により確認していく必要があります。また、子どもの居場所として、児童館、放課後子どもひろば、学童クラブのあり方について一定の整理ができましたが、より一層充実した子どもの居場所となるよう、引き続き検討を行っていく必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	質の高い居場所の提供を行うため、委託学童クラブにおいては、区と事業者が情報共有し、切磋琢磨して事業運営を行います。また、放課後子どもひろばと児童館、学童クラブがより一層充実した子どもたちの居場所となるよう、引き続き課題検討を行い、更なる有効活用を図るために統合等も視野に入れながら、居場所づくりの充実を図っていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	12	地域における子育て支援サービスの充実			

目的	
地域の中で安心して、子育てができ、子どもたちが健やかに育つように、子育てに関する相談体制や子育て支援サービスの充実を図ります。	
手段	
子ども家庭支援センターの拡充 一時保育の充実 ひろば型一時保育の充実 絵本でふれあう子育て支援事業	

事業の主な実施内容

平成21年度	
榎町・信濃町子ども家庭支援センターの開設及び子ども家庭相談管理システムの導入	3～4か月児健診時での読み聞かせと絵本配布及び3歳児健診時での読み聞かせと図書館での絵本配布
空き利用型一時保育・専用室型一時保育の実施	
榎町子ども家庭支援センターでのひろば型一時保育の開設	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 子ども家庭支援センター数	子育てに関する総合相談や虐待防止事業を行う子ども家庭支援センター機能と児童館機能を併せもった子ども家庭支援センターの開設数	23年度に4所
2 専用室型の実施箇所数	一時保育用の専用室を備えた施設の箇所数	23年度に8所 (21年度変更)
3 ひろば型一時保育の年間延利用人数	ひろば型一時保育の年間延利用人数	23年度に2,240人 (21年度変更)
4 3～4か月児健診での読み聞かせ参加者の割合	保健センターで実施する乳幼児(3～4か月児)健診時の際に乳幼児に対する読み聞かせ参加者の割合	23年度に70% (21年度変更)

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	所	1	2	0	1	4	
	実績1		1	2				
	= /	%	100.0%	100.0%				
指標2	目標値1	所	4	0	2	2	8	
	実績1		4	0				
	= /	%	57.1%	0.0%				
指標3	目標値1	人	1,404	1,680	1,960	2,240	2,240	
	実績1		1,404	1,569				
	= /	%	100.0%	93.4%				
指標4	目標値1	%	65	70	70	70	70	
	実績1		66	58				
	= /	%	102.0%	83.0%				

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	74,044	132,175			206,219	
人件費		47,567	57,813			105,380	
事務費		1,544	1,351			2,895	
減価償却費		0	0			0	
総計		123,155	191,339			314,494	
財源内訳	千円	102,821	164,062			266,883	
一般財源 特定財源		20,334	27,277			47,611	
一般財源投入率	%	83.5	85.7			84.9	
職員	人	5	7			12	
常勤職員 非常勤職員		2	0			2	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	子どもと家庭のケースワーク等については、多くの個人情報を含むという事業特性から、行政が責任を持って実施することにより区民からの信頼と安心を得ることが不可欠なため適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	子育て支援のための施設は地域バランスを考慮して配置しており適切です。また、指標2については目標を8所(1所増)と上方修正し、指標3についてはサービスの充実度を計るため延利用人数を指標としました。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	行政が主体となりながらも、一部業務委託を取り入れるなど、効率的な事業運営を行っています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	子ども家庭支援センター2所開設、ひろば型一時保育の1所開設、専用室型一時保育の定員を拡充することができ、読み聞かせの参加割合の目標値は下回りましたが、相談体制や子育て支援サービスの充実の目標水準を達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	子ども家庭支援センターの拡充は、計画どおり2所開設しました。専用室型一時保育の充実については目標値を上方修正し実施に向け準備を進めています。ひろば型一時保育は実施箇所数を増やしましたが延利用人数は目標を若干下回っています。また、絵本でふれあう子育て支援事業については対象者を拡大しました。全体として本事業は計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	増え続ける子育て相談や虐待防止への迅速な対応のため、子ども家庭支援センターの連携を強化する必要があります。また、一時保育の利用者の増加に対応するため、専用室の増設を検討する必要があります。絵本の読み聞かせについては、より子どもが読書に親しめる環境づくりを行うため、対象を拡大する必要があります。			
	改革方針	子ども家庭支援センター間の連携を強め、子育て支援をより推進していくために、相談管理システムを導入し、情報共有を図ります。ひろば型一時保育は、利用の状況を検証し、より利用しやすい方法を検討します。専用室型一時保育は、増大している需要を満たすため拡充を進めます。絵本の読み聞かせは、参加する対象年齢を拡大します。			
22年度実績	改革方針への対応状況	子ども家庭支援センターを2所開設し、併せて子ども家庭相談管理システムを導入しました。また、一時保育については、23年1月からのあいじつ子ども園での実施に向け準備を進めています。ひろば型一時保育については、榎町子ども家庭支援センターで新規に事業を開始するとともに、一時保育を実施している施設3所で一時保育連絡会を開催し利用方法等についての検討を行いました。絵本の読み聞かせについては、3歳児健診時を対象に加えました。			
	課題	23年4月に開設予定の(仮称)子ども総合センターに、子ども家庭支援センター及びひろば型一時保育を開設するための準備を行う必要があります。また、一時保育の利用者の増加に対応するため、さらなる専用室の増設を検討する必要があります。絵本の読み聞かせについては、より多くの親子が絵本を介してふれあい、子どもが読書活動に親しめる環境づくりを継続していく必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
改革方針	内容	(仮称)子ども総合センターでの、子ども家庭支援センター開設及びひろば型一時保育の実施に当たっては、子育てに関する総合的な役割を果たす施設としての目的を達成するよう適切に準備を進めます。ひろば型一時保育事業全体では、実績の検証や一時保育連絡会での検討を引き続き行い、より利用しやすいものとし利用人数の向上を図ります。専用室型一時保育については、増大している需要を満たすために拡充を進めていきます。絵本の読み聞かせについては、引き続き現状のまま継続するとともに、参加者の割合を向上させる方法を検討していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	13	子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充			

目的

心身に障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの発達支援と家族への支援を一層推進するために「子ども発達センター」を現在併設されている「あゆみの家」から分離し、旧東戸山中学校跡地へ移転します。新施設においては、子育てに関わる誰もがより気軽に相談できる環境を提供していきます。また、現在、学齢前の子どもを対象としている児童デイサービスを小学校低学年まで拡大し、軽度発達障害児を中心とした発達支援を行っていきます。

手段

旧東戸山中学校跡地に建設中の仮称子ども総合センター内に移転。
児童デイサービスの対象年齢を拡大。

事業の主な実施内容

平成21年度

発達相談事業	在宅児訪問支援事業
自立支援法に基づく児童デイサービス事業	
障害幼児一時預かり事業	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 年間相談件数	発達・子育て等の新規相談(電話・来所)の年間総数	新規相談280件(23年度末)
2 児童デイサービス年間利用登録者数	年度末時点での利用登録者数	260件(23年度末) (21年度変更)
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	件	230	250	260	280	280/年
	実績1		117	248			
	= /	%	50.9	99.2			
指標2	目標値1	件	130	170	210	260	
	実績1		135	170			
	= /	%	103.8	100.0			
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	25,891	24,531			50,422	
人件費		128,464	126,526			254,990	
事務費		1,119	1,158			2,277	
減価償却費		0	0			0	
総計		155,474	152,215			307,689	
財源内訳	千円	136,167	134,365			270,532	
一般財源 特定財源		19,307	17,850			37,157	
一般財源投入率	%	87.6	88.3			87.9	
職員	常勤職員	人	13	13		26	
	非常勤職員		7	7		14	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	誰もが気軽に相談できる体制を整え、子育ての充実を図ることは区の役割であり、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	デイサービス事業の年間利用登録者数は、再検討し、新たな目標を設定しました。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	事業内容を地域に広く周知するため、パンフレットを増刷(日本語・英語・韓国語・中国語)し、配布すると共に、関係機関(保健センター・家庭支援センター等)との連携を図り、効果的に進めました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	外国語版のパンフレットを増刷したことや、関係機関との連携等で、区民に広く周知することができ、利用登録者数は増加しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	デイサービス年間利用登録者数については新たな目標を設定し、事業全体を通じて、ほぼ計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	移転準備を進めるために必要備品の検討・事業拡充に伴う職員体制の検討を行う必要があります。			
	改革方針	移転に伴い、他の部署や他機関と連携して事業内容を精査し、事業拡充に向けた職員体制の検討と移転費用を予算化していきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	移転準備に向け、所内ミーティングを重ね、必要備品の検討や事業内容を見直し、意見集約をしてきました。また、関連部署と連携を図り、事業内容の検討をしてきました。			
	課題	移転に伴い、他部署や他機関と連携し、事業内容等を確定する必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	移転後の施設の事業内容を、地域に広く周知する必要があります。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	14	確かな学力の育成			

目的	
区立学校の子どもたちが一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、基礎・基本の確実な定着と「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かい指導を行います。	
手段	
確かな学力推進員(区費講師)を全校配置 授業改善推進プランの作成支援 授業改善推進員(退職校長)の派遣	

事業の主な実施内容

平成21年度	
確かな学力推進委員を全校配置し、各学校の実情に応じたきめ細かい指導を徹底	
各学校の学力調査等に基づく授業改善推進プランの作成支援を行う	
授業改善推進員を派遣し、新規採用教員等若手教員への指導を行い、教員の授業力の向上を図る	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 授業がわかりやすくなったと感じる児童・生徒の割合	確かな学力の育成に関する意識調査数値	23年度に70%
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0 / 年	
	実績1		60.0	73.0				
	= /		85.7	104.3				
指標2	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	156,662	166,385			323,047	
人件費		4,225	4,130			8,355	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		160,887	170,515			331,402	
財源内訳	千円	160,887	170,515			331,402	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	0.5	0.5			1.0	
	非常勤職員	0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	基礎的・基本的学力の定着や教員の授業力の向上は、公立学校としての責務であり、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	学力の向上と授業のわかりやすさは密接な関係にあることから適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	確かな学力の育成のためには、わかる授業の実施が基本です。意識調査の結果において7割程度が肯定的な回答をしており、一定程度の効果があったと考えています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	授業がわかりやすくなったと感じる児童生徒の割合は対前年比で13.0ポイント上昇しました。その他の取り組みの成果も踏まえ、目的達成ができていますと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	意識調査による「授業が分かりやすくなった」と感じる児童・生徒の割合は、13.0ポイント上がりました。また、授業改善推進員の派遣については、実態調査の中で全校から成果があるとの回答や、校長会で効果的であるとの評価を得ています。このため、事業全体を通し、確かな学力の育成について、順調に進行していると評価します。

進捗状況・今後の取り組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	確かな学力推進員の配置による「授業がわかりやすくなった」と感じる児童・生徒の割合が低下したため、その原因の分析をし改善を図る必要があります。また、学校の抱える課題がますます多様になっている状況を踏まえ、確かな学力推進員の効果的な活用について、さらに検討する必要があります。また、確かな学力推進員の指導力向上のための研修会の内容の充実が必要です。			
	改革方針	各学校の状況や課題にきめ細かく対応するため、確かな学力推進員を引き続き、全校配置します。また、確かな学力推進員の有効活用について学校への指導・助言を継続して行うとともに、研修内容の充実を図ります。			
22年度評価	21年度実績	確かな学力推進員を引き続き全校に配置しました。 また、区費講師の授業力の向上のために、研修内容の充実を図るとともに、校園長会等を通して区費講師の有効活用について指導しました。			
	課題	確かな学力推進員の指導力や資質の向上のための研修会等の充実を図るとともに、指導の実際場面での指導助言を行っていく必要があります。 区費講師の有効活用の促進のために、教員と区費講師の連携を深めるなど、学校の組織的な対応の充実が必要です。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	確かな学力推進員の児童・生徒の個々の学習課題に対応した指導力や資質の向上のための効果的な研修会を継続して実施します。また、授業改善推進員による確かな学力推進員の授業観察を年間1回以上行うとともに、研修会を年間3回実施し、確かな学力推進員の授業力の向上を図ります。 さらに、区費講師と連携した指導の進め方について、夏季集中研修で実践指導を行い、学校の組織的取組例を紹介していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	15	特色ある教育活動の推進			

目的
各学校(園)の中・長期的な視点に立った特色ある教育活動の展開を具現化するため、「特色ある学校づくり教育活動計画」や各校の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施します。
手段
「総合的な学習の時間」などを通じ、地域や学校の実態に応じた創意工夫を活かした学習活動を実施 教員の資質・能力向上のための校内研修の実施

事業の主な実施内容

平成21年度	
「特色ある学校づくり教育活動計画」に基づく学習活動	
教育の資質・能力向上のための校内研修を全校で実施	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 各学校の教育方針等の保護者への周知度	確かな学力の育成に関する意識調査による 各学校の教育方針等の保護者への周知度	23年度に75%
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0 / 年	
	実績1	73.4	75.0				
	= /	97.9	100.0				
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	36,100	36,359			72,459	
人件費		2,535	2,478			5,013	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		38,635	38,837			77,472	
財源内訳	千円	38,635	38,837			77,472	
一般財源							
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人						
常勤職員		0.3	0.3			1	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	地域・保護者から信頼される地域(コミュニティ)の中心(核)となる学校をつくるために、各学校の特色ある学校づくりを支援することが、区教育委員会の責務であり、適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	特色ある学校づくりでは、校長の学校経営方針等を地域・保護者に対する理解促進が必要であるため適切です。 なお、実際に「特色ある教育活動」が展開できたかという指標が必要であるため、22年度より実施する「第三者評価委員による学校評価」を活用した指標の設定を検討します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	各学校長の裁量権を拡充することで、学校の実態に即した主体的な事業運営を行うことができ、効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	各学校から保護者会等において校長の経営方針を周知したことにより、確かな学力の育成に関する意識調査による保護者周知度の目標水準を100%達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	校長の経営方針の保護者等への周知を図るとともに、特色ある学校づくり教育活動計画を実行し、成果が見られました。このため、本事業については順調に進行していると評価します。

進捗状況・今後の取り組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	経営方針の継続的な理解促進を図ることで保護者や地域に教育活動が理解され、学校により自主的・自律的に教育活動が展開されるようにする必要があります。			
	改革方針	各学校において、中期的な目標を立てて「特色ある学校づくり」を進めることで、確かな学力の向上や創意工夫ある教育活動に一定の成果が出てきました。その取り組みを継続し、学校の取り組みを保護者・地域への周知を一層図り、学校と保護者・地域の双方向の関係を築く必要があります。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	各学校において、中期的な目標を立てて確かな学力の向上や創意工夫ある教育活動を引き続き展開してきました。また、学校便りの配布や学校公開の場を利用した経営方針の保護者への周知を行い、学校と保護者・地域の双方向の関係の構築に取組みました。		
	課題	学校(園)長の裁量権を拡充していく中で、より自主的で自律的な教育活動をさらに進める必要があります。自主的で自立的な教育活動の推進には、校長の経営方針を保護者や地域に対し、引き続き周知することが必要です。 また、第三者評価を学校の特色ある学校づくりに生かしていく必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	学校(園)長の経営計画に基づき、「特色ある学校づくり教育活動計画」を作成した内容を実施し、より自主的で自律的な教育活動を進めていく必要があります。また、学校便りの配布、ホームページの更新、学校公開等の実施などにより、経営方針の周知をさらに継続的に行っていく必要があります。第三者評価の結果を学校に伝え各学校の特色ある学校づくりに生かしていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	16	特別な支援を必要とする児童生徒への支援			

目的	
<p>障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、適切な指導や必要な支援を行います。また、通常の学級に在籍するLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等の発達障害のある幼児児童生徒に対しても、その能力を最大限に伸ばし、成長・発達するよう、学校内の指導体制への支援及び就学相談の充実、教育環境の整備を図ります。</p> <p>さらに、編入してきた外国籍児童・生徒などのために、学校において、日本語及び学校生活に関する適応指導を行います。</p>	
手段	
<p>巡回指導・相談体制の構築 情緒障害等通級指導学級の設置 日本語サポート指導</p>	

事業の主な実施内容

平成21年度	
巡回指導・相談体制の構築 ・専門家による支援チームの巡回相談・助言を行う ・区費講師を学校に派遣する	
情緒障害等通級指導学級の設置 ・牛込第三中学校教室改修工事 ・小学校設置校の検討・決定	
日本語サポート指導	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 設定目標回数に対する支援チームの派遣率	専門家による支援チームの派遣目標回数129回に対する割合	100%
2 情緒障害等通級指導学級の設置	通級指導が必要な発達障害等の児童・生徒への支援を充実させるための情緒障害等通級指導学級数	23年度に 小学校3校9学級 中学校2校4学級
3 日本語を母語としない子どもの日本語の習得度	継続して日本語検定を受けた子どものうち、成績が上昇した子どもの割合	数値の上昇
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0/年	
	実績1		100.0	97.7				
	= /		100.0	97.7				
指標2	目標値1	級	3校9学級	3校10学級	5校13学級			小学校:1校1学級新設・2学級増設 中学校:1校2学級新設
	実績1		3校9学級	3校10学級				
	= /		100.0	100.0				
指標3	目標値1	%						日本語検定を21年度から開始したため、2年間経過した22年度に目標値を設定する
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	111,080	183,045			294,125	
人件費		21,123	20,648			41,771	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		132,203	203,693			335,896	
財源内訳	千円	132,203	203,693			335,896	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	2.5	2.5		5	
	非常勤職員	人	0	0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	よりきめ細やかな指導及び支援を行うために、区が区費講師・指導員等の派遣や情緒障害等通級指導学級の設置を行う必要があるため、適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	増加傾向を示す障害のある児童・生徒や外国籍児童・生徒にとって、一人ひとりの様々なニーズに対応した支援となっているため、適切な目標設定です。なお、情緒障害等通級指導学級の設置については、通級希望児童が増加傾向にある現状を踏まえ、指標を見直し、変更しました。日本語サポート指導については、21年度から日本語検定を開始したため、22年度に目標値を設定します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	特別な支援を必要とする児童・生徒に、支援チームや情緒障害等通級指導学級による専門的な指導は効果的であるため、適切であると評価します。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	ほぼ計画どおり、支援チームの派遣及び情緒障害等通級指導学級の増設を行っており、目標水準を達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	専門家による支援チームを126回派遣しました。また、計画事業に基づき、情緒障害等通級指導学級を増設しました。このことにより、特別な支援を必要とする児童・生徒へ適切な支援を行うための教育環境の整備は計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	区費講師等の有効活用のためには、学校が組織として対応していくことが大切であり、教員の意識改革と指導力向上が課題です。日本語サポートでは、放課後に教科指導のサポートを追加する必要があります。また、情緒障害等通級指導学級は、今後その必要性がますます高くなっていくことが予想されます。今後の需要に応じていくため、情緒障害等通級指導学級設置の調査・検討を続けていく必要があります。			
	改革方針	教員の意識改革と指導力向上のため、研修内容の充実を図ります。情緒障害等通級指導学級設置の調査・検討を行っていきます。また、日本語サポートは、事業を拡大し、放課後のサポートを実施することにしました。加えて、日本語の習得状況の検証のために日本語検定を実施します。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	夏季集中研修会で特別支援教育に関する研修を3講座開設し、研修内容の充実を図りました。情緒障害等通級指導学級については、中学校は牛込第三中学校で22年度開設のための改修工事を実施しました。小学校は設置校を検討し、落合第一小学校に決定しました。また、日本語サポートを受講した者(50名)に対し日本語検定を実施しました。		
	課題	特別な支援を必要とする児童・生徒へ適切な指導及び支援を行うために、児童・生徒のニーズを把握し、教育環境の充実を図ることが必要です。情緒障害等通級指導学級は、今後その必要性がますます高くなっていくことが予想されます。今後の需要に応じていくため、引き続き情緒障害等通級指導学級設置の調査・検討を続けていく必要があります。また、日本語サポート指導を一層ニーズに応じた形態で実施できるよう見直しを図ることが必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	学校や個人の課題に合った支援の在り方を検討し、専門家による支援チームの派遣を継続して行います。情緒障害等通級指導学級については、実行計画を変更し、平成25年度に落合第一幼稚園舎(休園中)に改修後開設予定の学級(2学級規模)に先立ち、落合第一小学校の空き教室を改修し平成23年度に1学級を設置します。日本語サポート指導は、指導時間の弾力化を図るとともに、分室を設置し小学生の利用を促します。また、サポート指導を受けた子を対象に、日本語検定を実施し、日本語の習得状況と変容を把握していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	17	学校適正配置の推進
------	----	-----------

目的

区立小・中学校及び幼稚園の小規模校の適正規模・適正配置を推進していくことで、集団教育による社会性の育成や多様な学習方法等への対応など教育効果を高めるとともに、統合新校を建設することにより、学校施設の効率的な施設整備を進めていきます。

手段

学校適正配置の推進(牛込地区)
 学校施設の計画的整備(西戸山地区中学校)
 区立幼稚園の適正配置の推進

事業の主な実施内容

平成21年度

対象校保護者への説明 (学校適正配置の推進)	学級編制基準の検討 (区立幼稚園の適正配置の推進)
地域関係者への情報提供 (学校適正配置の推進)	
新校舎の建設(第2年度) (学校施設の計画的整備)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 学校適正配置の推進状況	牛込地区における学校適正配置の推進	牛込地区における学校適正配置の推進
2 西戸山地区中学校の整備	西戸山地区中学校整備の進捗率	統合新校開校 (23年4月)
3 区立幼稚園の適正配置の推進状況	幼稚園保育の場にふさわしい魅力ある幼稚園環境実現のための適正な幼稚園配置	適正配置の推進
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1		1				学校適正配置に向けたPTA等との協議を実施
	実績1		1				
	= /	%	100.0				
指標2	目標値1			1			22年度に新校舎落成
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1				1		適正化手法の検討
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	614,260	384,432			998,692	
人件費		43,089	42,121			85,210	
事務費		0	0			0	
減価償却費		134,214	134,214			268,428	
総計		791,563	560,767			1,352,330	
財源内訳	千円	791,563	501,264			1,292,827	
一般財源 特定財源		0	59,503			59,503	
一般財源投入率	%	100.0	89.4			95.6	
職員	人	5.1	5.1			10.2	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	良好な教育環境の整備は、学校設置者としての区の責務であるため、適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区立小・中学校及び幼稚園の小規模校の適正規模・適正配置を推進していくことで、集団教育による社会性の育成や多様な学習方法等への対応など教育効果を高めることができるため、適切であると評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	統合新校を建設することにより、学校及び幼稚園の効率的な施設整備につながります。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	牛込地区学校適正配置については、第八次学校適正配置計画の基本方針が決定しましたが、統合協議会の設置までは至っておらず、目的は達成されていません。学校施設の整備については計画どおりに進んでいます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	牛込地区学校適正配置については、第八次学校適正配置計画の基本方針が決定しましたが、統合協議会の設置までは至っておらず、目的は達成されていません。なお学校施設の整備については計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	牛込地区学校適正配置については、統合対象校4校のうち3校の保護者の合意を得られていないため、引き続き説明し理解を得る必要があります。区立幼稚園においては、園児数の減少が続いている状況を踏まえ、私立幼稚園も含めた幼児教育の充実を図る中で、地域事情を踏まえた幼稚園配置の適正化手法の検討を進める必要があります。			
	改革方針	よりよい教育環境の実現を目指し、牛込地区においては引き続き学校適正配置を進める必要があります。また、第七次学校適正配置計画に基づき、平成23年4月に新宿西戸山中学校の開校に向けて、学校施設を整備していきます。区立幼稚園の適正配置においては、子ども園化の推進や学級編制基準の運用などから適正化手法の検討を行うこととします。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	牛込地区学校適正配置については、説明会を重ねた後、第八次学校適正配置計画の基本方針として、津久戸小学校・江戸川小学校統合協議会の設置を決定いたしました。富久小学校と天神小学校との統合の取り組みについては、両校保護者に説明を行いました。新宿西戸山中学校の建設については、第七次学校適正配置計画どおり進捗しています。区立幼稚園については、学級編制基準により学級編制を行うことで適正化を図るとともに、適正化手法の検討を行いました。		
	課題	津久戸小・江戸川小においては、津久戸小保護者の合意がない中で統合協議会を設置するため、統合協議会の中で統合の必要性についても十分議論し、合意形成を図る必要があります。また富久小・天神小においては、富久小PTAの合意を得られていないため、引き続き保護者に説明を行う必要があります。 西戸山地区については、平成23年度に新宿西戸山中学校の開校に向け、学校施設を整備していきます。区立幼稚園については、保育園と幼稚園による多様なスタイルの子ども園化を推進し、配置の適正化を進める必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	よりよい教育環境の実現を目指し、牛込地区においては統合協議会の設置に向けて、引き続き取り組んでいきます。西戸山地区については、平成23年4月に新宿西戸山中学校の開校に向けて、学校施設を整備していきます。区立幼稚園の適正配置においては、従来の手法とともに、既存施設を活用した多様なスタイルの子ども園化についても検討し、幼稚園の適正化を進めます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	18	学校施設の改善			

目的
特別教室等の空調整備を行うことにより、学校施設の良好な教育環境を確保するための環境整備を行います。
手段
小・中学校の普通教室、図書室及び特別教室のうち音楽室とコンピュータ室については、既に空調整備を完了しています。今後は残りの特別教室のうち、理科室、図工(美術)室、家庭科(技術)室、生活科室、少人数学習で使用する教室及びPTAや地域の活動に使用する会議室の空調整備を行います。

事業の主な実施内容

平成21年度	
小学校空調整備工事	10校(60室)

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 空調整備が完了している小・中学校数	対象校に対する達成率	20年度、21年度で小学校を完了し、22年度に中学校を完了させる
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	15	10	9		34	22年度完了
	実績1	15	10				
	= /	%	100.0	100.0			
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	246,780	154,164			400,944	
人件費		10,984	8,259			19,243	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		257,764	162,423			420,187	
財源内訳	千円	181,964	143,849			325,813	
一般財源 特定財源		75,800	18,574			94,374	
一般財源投入率	%	70.6	88.6			77.5	
職員	人	1.3	1			2.3	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	学校の空調化については、良好な学習・教育環境の整備を行う上で、学校設置者としての区の責務です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	学校の空調化については、児童・生徒・園児の学習意欲、学習能率の向上に大きく寄与していることから、適切です。 なお、第一次実行計画ローリングにより、21年度の目標について、小学校12校から小学校10校へ変更しています。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	統廃合を控えた学校については、レンタル設置し、効率的な対応をとっています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり予定していた工事(小学校空調整備10校)が完了しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	施設面での学校間格差の縮小は重要です。空調化は、良好な学習・教育環境の整備を行う上で、学校設置者としての区の責務であるため、計画が順調に進んでいることは評価できると考えます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	小・中学校の普通教室、図書室及び特別教室のうち音楽室とコンピュータ室については、既に空調整備を完了しています。今後は残りの特別教室のうち、理科室、図工(美術)室、家庭科(技術)室、生活科室、少人数学習で使用する教室及びPTAや地域の活動に使用する会議室の空調整備を行います。			
	改革方針	順次、学校の特別教室の空調化を進めていきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	小学校の特別教室は、平成20年度に15校、平成21年度に10校が完了し、計画どおり進んでいます。平成22年度には、中学校の特別教室の空調化を行います。			
	課題	空調化は児童・生徒のみならず、地域住民の施設利用を考慮すると成果期待性も大きいといえます。また、施設面での学校間格差の縮小も重要となっています。引き続き滞りなく工事を進めていくことが必要です。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	小・中学校の普通教室、図書室及び幼稚園の保育室、遊戯室の空調化は既に完了しています。特別教室においては、平成20年度・21年度に小学校が計画どおり完了しました。平成22年度には、中学校について工事をを行います。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	130	学校の情報化の推進			

目的
児童・生徒に情報社会における対応能力や正しいルールを身に付けさせるとともに、コンピュータなどの情報通信技術を効果的に活用した教育活動を展開するため、校内LANを全校に整備します。
手段
教員に1人1台のPC配備、校内LANの整備等を行い、教員同士が情報を共有し、相互に教材を開発・活用できる環境や、どの教室でもインターネット等を効果的に活用した学力向上につながる授業が行なえる環境を整備します。

事業の主な実施内容

平成21年度	
学校イントラネットシステムの構築	教室のICT化のためのプロジェクタ・実物投影機の設置
教員1人1台の校務用パソコンの整備	
校務支援システムの導入	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 児童・生徒のPC環境	教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数	3.6人
2 教員のIT活用指導力	ITを活用して指導ができる教員の割合	100%
3 わかる授業の実践	インターネット、ITを活用して授業がわかりやすくなったと回答する割合	数値の上昇
4		

達成水準

		単位	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	人	3.6	3.6	3.6	3.6	
	実績1		3.6				
	= /		%	100.0			
指標2	目標値1	%	60.0	80.0	100.0	100.0	
	実績1		60.0				
	= /		%	100.0			
指標3	目標値1	%					22年度の実績をもとに目標値を設定する
	実績1						
	= /		%				
指標4	目標値1	%					
	実績1						
	= /		%				

コスト

トータルコスト	単位	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円	867,562			867,562	
人件費		33,036			33,036	
事務費		0			0	
減価償却費		0			0	
総計		900,598			900,598	
財源内訳	千円	564,698			564,698	
一般財源 特定財源		335,900			335,900	
一般財源投入率	%	62.7			62.7	
職員	人					
常勤職員 非常勤職員		4 0			4 0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	急速な情報化の進展の中で、児童・生徒の情報活用能力、学習意欲や学習の達成度等を高めていくための学校の情報化は、良好な学習・教育環境を整備する学校設置者としての区の責務です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	国の目標でもある児童・生徒3.6人に1台のPCという機器整備の目標、IT機器を活用する教員の指導力の目標、これらにより授業を受ける子どもたちの理解度の目標など多面的な分析が可能で、適切な目標です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	国の緊急経済対策に係るICT環境整備事業を活用してより効果的な機器整備を行い、わかる授業の実践、校務処理の効率化に役立っています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	学校イントラネットシステムの稼働に合わせて機器整備の目標をほぼ達成し、教室のICT化も同時に進め、IT機器を活用した授業展開の目標達成に近づいています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	21年度から3か年で、教員に1人1台のPC配備、教室のICT化、校内LAN整備等を行い、校務の効率化とIT機器を活用したわかる授業による児童・生徒の学力向上を図っていくものです。21年度には国の緊急経済対策に係るICT環境整備事業を活用して、誰もがいつでも簡単に使用できる教室のICT化をいち早く実現するため、IT機器の整備を進めました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	各学校では、校務事務の増加や教育活動の多様化によりIT機器を活用した効率的な事務処理や効果的な授業展開が必要となり、IT機器の充実、セキュリティ対策の強化、データの共有化、教員のIT活用指導力の向上といった学校の情報化の推進が喫緊の課題となっていました。			
	改革方針	教員に1人1台のPC配備を目標に、高いセキュリティレベルのもと教員同士が情報を共有し、効率的に校務を処理し、相互に教材を開発・活用できる環境を構築します。 また、教員のIT活用能力の向上を図り、学力向上に効果的な授業を行うために必要なIT機器を整備します。			
22年度評価	改革方針への対応状況	堅牢なセキュリティ対策を講じた学校イントラネットシステムを構築し教員に1人1台のPCを整備しました。データの共有化や資料収集・教材開発の効率化、校務支援システムの導入により事務処理の効率化を進め、教員が子どもと向き合う時間を確保できるようになりました。 また、国の緊急経済対策に係る学校ICT環境整備事業を活用して誰もがいつでも簡単に使用できる、より効果的な教室のICT化を進めました。			
	課題	学校イントラネットシステムの安定的な稼働を図っていくとともに、学校の実情にあった効果的な運用方法の検討、一層の校務の効率化を図る必要があります。 また、各教室において教員がIT機器を活用して効果的な授業を実践でき、児童・生徒も様々な活動に効果的にIT機器を利用できるようにするためには教育用のネットワークを構築する必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	学校イントラネットシステムのカスタマイズの対応やヘルプデスク・ICT支援員の効果的な運用を図り、より安定的で使いやすいシステム環境を目指します。 校内LANの整備と教育ネットワークの構築を行い、学力向上に効果的な授業ができるよう、管理しやすく使いやすいIT機器環境を整備します。さらに教室のICT化の一環として黒板をスクリーン兼用ホワイトボードへ変更して児童・生徒の興味・関心を高める授業を実践していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	19	地域との協働連携による学校の運営			

目的
地域の住民や保護者などが学校運営や学校評価に参画する新たなしくみを作り、地域と協働連携した学校運営を行っていきます。
手段
地域協働学校(コミュニティ・スクール)の推進 学校評価の充実

事業の主な実施内容

平成21年度		
	地域協働学校推進指定校1校の決定(四谷中学校) 準備校3校の決定(四谷小学校・四谷第六小学校・花園小学校)	
	新たな学校評価のしくみの調査研究 意識調査の実施	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 地域協働学校(コミュニティ・スクール)の指定校(累計)	地域協働学校の指定校数	4校 (21年度変更)
2 新たな学校評価の導入状況	第三者評価を含めた新しい学校評価を実施する学校の割合	全校実施
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	校			1	4	4	目標値は指定校の累計
	実績1 = /	%						
指標2	目標値1	%			100.0	100.0	100.0/年	20～21年度調査・研究 22年度から実施(全校)
	実績1 = /	%						
指標3	目標値1							
	実績1 = /	%						
指標4	目標値1							
	実績1 = /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	3,342	2,481			5,823	
人件費		5,069	4,955			10,024	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		8,411	7,436			15,847	
財源内訳	千円	8,411	7,436			15,847	
一般財源							
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	0.6	0.6			1.2	
常勤職員							
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	地域コミュニティの核となる開かれた学校の充実のために、学校と保護者や地域が連携して学校運営を行うことは適切な手法と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	地域協働学校の推進にあたっては、設置する学校運営協議会の意識の醸成と組織力が必要という検証結果から、指定校を定める前に1年間の準備期間を置くため、目標水準及び年度別目標値を見直し、変更しました。学校運営の改善に資する新たな評価制度と地域連携の取組みについては、実績を検証しながら進める必要があることから、目標設定は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	モデル校を指定し、実践的な調査研究を進めており、効果的かつ効果的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	地域協働学校の推進については、指定校1校及び準備校3校を決定しました。また、学校評価の目的や評価の進め方についてまとめた資料を作成するなど、ほぼ目的は達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	地域協働学校のモデル校の調査研究などを検証結果を踏まえつつ、新宿区としての地域協働学校を設置するための教育委員会規則等の整備を行い、指定校1校及び準備校3校を決定しました。モデル校による地域との連携による学校運営は着実に成果を上げており、計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	学校評価では、関係者評価の項目の整理等、また第三者評価についての検討を行う必要があります。 地域協働学校の推進では、事務局内に地域協働学校推進委員会を設置し、モデル校の検証を行い、新宿版地域協働学校のあり方を検討する必要があります。			
	改革方針	前年度に引き続き、学校評価検討委員会を開催し、関係者評価の項目の整理等や第三者評価等のあり方について検討します。 21年度中に、新宿区版地域協働学校を決定します。			
22年度評価	改革方針への対応状況	学校評価は従来の学校評価(自己評価及び学校関係者評価)に加え、外部委員で構成する第三者評価委員会による新たな学校評価制度を構築しました。 地域協働学校の推進については、モデル校での調査研究とともに地域協働学校に関する教育委員会規則及び要綱を定めました。また、四谷中学校を指定校に、四谷小学校・四谷第六小学校・花園小学校を準備校に決定しました。			
	課題	学校評価については、第三者評価を半数の学校に実施するにあたり、制度の趣旨、手法等について各学校へ周知、徹底するとともに、より効果的な進め方について検討する必要があります。地域協働学校は、準備校を3校指定し、準備を進め、23年度4月に、新たに地域協働学校を3校を指定する必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	各学校での取組みの充実を図るため、管理職等への説明会を実施し、学校への周知啓発を行います。各校において年間計画を定めて、計画的な実施を目指します。地域協働学校準備校連絡会を開催し、準備校の進捗状況を把握するとともに、円滑に地域協働学校としての移行ができるようにします。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	20	家庭の教育力向上支援			
------	----	------------	--	--	--

目的	
入学前の保護者が集まる健康診断または保護者会の機会を活用し、学校との連携による子どもの仲間づくりプログラムや、入学を機に保護者としての意識を再認識するためのワークショップ、親子のコミュニケーションをテーマとしたプログラム等を実施し、家庭の教育力向上を支援するとともに、子どもと親と学校の良い関係をつくります。	
手段	
新入学児童対象の健康診断あるいは保護者会時と、その後の土曜か日曜日に、コーチングの講師による保護者対象のワークショップを実施することで、家庭の教育力の向上を支援します。同時に児童向けのプログラムを実施します。	

事業の主な実施内容

平成21年度	
	入学前プログラムの実施

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 保護者対象のワークショップ等への参加率	健康診断時及び保護者会時のワークショップ参加者数 / 診断時及び保護者会の参加者数	100%
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	100.0	100.0	100.0	100.0/年	
	実績1		97.0	96.5			
	= /	%	97.0	96.5			
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	5,454	6,830			12,284	
人件費		11,110	10,996			22,106	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		16,564	17,826			34,390	
財源内訳	千円	16,564	17,826			34,390	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	1	1			2
	非常勤職員	人	1	1			2

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	ワークショップ手法による講座展開は、社会教育を担当する行政が専門講師を活用しており、適切な手法です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	教育基本法の改正でも家庭教育支援の充実を求められており、必要かつ適正です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	保護者にとって、子どもの成長に最も関心のある時期を捉えて実施することで効果的に行うことができます。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	毎回、各会場で参加者からの振り返りを伺っていますが、感想からは事業趣旨を理解いただいていることがわかり、目的を達成しています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	区立小学校をはじめ、地域の幼稚園・保育園へも当プログラムの実施についての周知が徐々に定着しており、概ね計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	国立・私立小学校への進学希望者は、区立学校が開催する入学前の健康診断や保護者会へは参加しない方がほとんどです。国立・私立校進学を視野にいれている保護者の入学前プログラムへの関心度は依然低いといえます。				
	改革方針	関連事業として、入学後のフォローアップ講座等を試行し、学校と保護者が共有できる親子の関わり方を提示するとともに、ブロック単位の地域での家庭教育事業を実施し、より多くの方が参加できる機会を提供します。 また、学校との事前調整や実施をしながらの修正を引き続き行い、学校の需要にあった内容にするよう改善します。				
22年度評価	改革方針への対応状況	入学前プログラムは、区立学校に進学する機会を活用する事業のため、私立進学を希望する方の参加率は低いのですが、私立進学の方も一緒に家庭教育を学べる機会として、21年度は「地区単位 保育園・幼稚園・小学校連携事業」を2地区で実施し、対応しました。 事前に学校との綿密な打合せを行い、人数や保護者の状況などを考慮して需要にあった内容で実施しました。				
	課題	入学前プログラムは各校全2回の日程で実施していますが、2回目に参加しない方は、入学後も保護者会や家庭教育学級への参加が困難な保護者もいるため、改めて1回目の30分間のプログラムでの働きかけが重要であり、1回目に参加しただけでも内容が伝わる必要があります。 また、入学のときだけでなく、子どもの成長に合わせて家庭教育向上支援の継続を行うことが大切です。				
	改革方針	方向性	内容	現状のまま継続 事業統合		
				手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
			1回目の内容について、導入部分からこのプログラムの趣旨を理解でき、家庭教育の大切さが伝わるものに改良します。 入学前プログラムと合わせて他の家庭教育事業を実施することで、継続した家庭教育支援の充実を図ります。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	4	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	21	総合運動場及びスポーツ環境の整備			
------	----	------------------	--	--	--

目的	
スポーツ・文化活動の場を整備し、子どもから高齢者までが個々の目的やレベルに応じて多様なスポーツ・文化活動に親しめる環境を充実していきます。	
手段	
総合運動場の整備、 スポーツ施設の整備、 総合型地域スポーツ・文化クラブの設立・活動支援	

事業の主な実施内容

平成21年度	
総合運動場の整備	
スポーツ施設の整備	
総合型地域スポーツ・文化クラブの設立・活動支援	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 総合運動場整備の進捗状況	総合運動場整備計画策定	100%
2 建設から15年以上経過しているスポーツ施設の整備状況	3所整備(21年度)	100%
3 小・中学校における地域スポーツ・文化事業の実施回数(年間)	年60回/各校	100%
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1		検討会設置	検討	スポーツ環境調査	整備計画策定	総合運動場整備計画策定	
	実績1		検討会設置	検討				
	= /	%	100.0	100.0				
指標2	目標値1		2	1	0	0	3	
	実績1		2	1				
	= /	%	100.0	100.0				
指標3	目標値1	回	60	60	60	60	60/年	
	実績1		69	78.6				
	= /	%	115.0	131.0				
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	215,478	47,650			263,128	
人件費		2,535	2,478			5,013	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		218,013	50,128			268,141	
財源内訳	千円	218,013	50,128			268,141	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	0.3	0.3			0.6	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	総合運動場及びスポーツ環境の整備は重要な区の責務です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区におけるスポーツ活動や施設のあり方等、幅広く課題を整理し、エリアマネジメントの方針や現在の区民ニーズ等を踏まえて検討していく必要があります。適切な目標設定と言えます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	今後、スポーツ活動や施設のあり方等、幅広く課題を整理し、現在の区民ニーズ等を踏まえて検討することが必要です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	課題の整理・検討を行う組織を立ち上げ、今後に向けた体制づくりを構築することができました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	年度ごとに掲げた目標については達成していますが、総合運動場の整備や総合型クラブの育成といった課題が残っており、今後、区民ニーズ等を踏まえた検討を行っていきます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	スポーツ活動や施設のあり方等、幅広く課題を整理し、エリアマネジメントの方針や現在の区民ニーズ等を踏まえて検討する必要があります。
	改革方針	関係部署の職員で構成する検討会の中で総合運動場整備を含めたスポーツ活動や施設のあり方等、幅広く課題を整理し、エリアマネジメントの方針や現在の区民ニーズ等を踏まえて検討します。
22年度評価	改革方針への対応状況	副区長を会長とする内部検討会(庁内会議)の中で、今後のスポーツ環境整備の進め方について検討しました。
	課題	年度ごとに掲げた目標については達成していますが、総合運動場の整備や総合型クラブの育成といった課題が残っているため、今日的な区民ニーズや潜在的なニーズを調査・分析し、今後のスポーツ環境整備のあり方について検討する必要があります。
	方向性	現状のまま継続 手段改善 事業縮小 事業拡大 事業統合 休廃止 その他(制度改正等)
	内容	総合運動場の整備については、今日的な区民ニーズや潜在的なニーズを調査・分析し、今後のスポーツ環境整備のあり方について検討する必要があるため、22年度に専門機関によるスポーツ環境調査を実施します。 総合型クラブの育成については、地域の地縁団体等との連携・協力を深め、事業の協働開催や事業の統合を検討していきます。

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	4	基本施策	
計画事業	22	新しい中央図書館のあり方の検討			

目的
中央図書館の役割や機能を抜本的に見直し、IT社会に対応した情報センターとしての機能を強化した新中央図書館の整備を検討します。
手段
新中央図書館のあり方の具体的な内容については、専門家と区民による検討組織を設置し、一定の方向性をまとめます。

事業の主な実施内容

平成21年度	
新しい図書館のあり方を検討する「新中央図書館等基本計画策定委員会」の開催	
アンケート調査(来館者・利用者)、ヒアリング調査や新しい図書館を考えるつどいの実施	
新中央図書館等のあり方庁内検討会議の開催	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 新しい中央図書館のあり方の検討の進捗状況	専門家と区民による検討組織を立ち上げ、検討していきます。	あり方の方向性のまとめを平成22年度までに行います。
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1			1			平成22年度までに方向性決定。
	実績1 = /	%					
指標2	目標値1						
	実績1 = /	%					
指標3	目標値1						
	実績1 = /	%					
指標4	目標値1						
	実績1 = /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円		9,869			9,869	
人件費			16,518			16,518	
事務費			0			0	
減価償却費			0			0	
総計			26,387			26,387	
財源内訳	千円		26,387			26,387	
一般財源			0			0	
特定財源			0			0	
一般財源投入率	%		100.0			100.0	
職員	人		2			2	
常勤職員			0			0	
非常勤職員			0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	図書館機能を含めた総合的な複合施設を考えるには、区の関与は適切であると評価します。このような複合的な公共施設のあり方を検討するためには、区が主体となり、学識経験者や区民等の意見を聴きながら進めていく必要があります。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	2年間で検討組織を立上げ、22年度に方向性を打ち出す目標は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	中央図書館を中心として、他の部署との調整を始めており、効率的な検討が行われています。今後の計画策定を見込んで、更なる連携強化を図ります。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	検討組織である「新中央図書館等基本計画策定委員会」を設置し、アンケート調査(来館者・郵送・ヒアリング)を実施するとともに、「新しい図書館を考えるつどい」を開催しており、幅広い意見収集や議論を重ねている状況は、達成度が高いと言えます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	検討組織である新中央図書館等基本計画委員会の活発な議論などにより、順調に計画策定に向けて推移しています。今後、策定委員会の議論やいただいた意見を踏まえて、新宿区にふさわしい中央図書館となるような施設をめざして計画を策定していきます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	新中央図書館として「区民に役立つ中央図書館」を目指し、具体的な検討をしつつ、コンセプトを明確にしていきます。			
	改革方針	新中央図書館のあり方の方向性をまとめるために、専門家や区民による検討組織を21年度に立ち上げ検討を開始します。また、利用者や区民一般の方に対し図書館の利用意向調査を実施し、その結果を分析し、検討組織での検討に活用していきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	平成21年9月に、あり方を検討する組織「新中央図書館等基本計画策定委員会(学識経験者や公募委員などで構成)」を設置しました。更に、利用者の意見を伺うため「アンケート調査(来館者・郵送)」、「ヒアリング調査」や「新しい図書館を考えるつどい」などを開催し、それらの議論を踏まえて、新中央図書館のあり方について検討を続けています。			
	課題	新中央図書館等基本計画策定委員会での議論、アンケート調査、ヒアリング調査や新しい図書館を考えるつどいなど、区民や利用者の意見を踏まえながら、基本計画を策定していくことが課題です。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
改革方針	内容	パブリック・コメントを実施して区民の意見を踏まえ、「新中央図書館等基本計画」を平成22年度に策定します。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	4	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	23	図書館サービスの充実
------	----	------------

目的
IT等を活用し、図書館利用者のニーズや、インターネット社会に対応した図書館サービスの充実を図り、地域におけるコミュニティや知の拠点をめざします。
手段
図書館IT化の推進 区民に役立つ情報センター

事業の主な実施内容

平成21年度		
インターネット利用のできる利用者用パソコンの利用促進(中央図書館4台、各地域館各1台、合計12台)		
有料データベースを利用者からのレファレンスに活用		

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 インターネットが利用できる利用者向けパソコンの設置	利用者自身の操作によりインターネットが利用できるパソコンの設置	全館導入(中央図書館4台、地域館計8台)
2 レファレンス件数(1日あたり)	利用者の調査研究等に必要資料や情報を的確に案内するサービスの相談件数	平成23年度 60件/日(全図書館)
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	台	12					21年度以降保守管理
	実績1		12					
	= /	%	100.0					
指標2	目標値1	件	60	60	60	60	60/日	
	実績1		57	62.5				
	= /	%	95.0	104.2				
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	24,077	9,778			33,855	
人件費		92,939	66,072			159,011	
事務費		1,226	0			1,226	
減価償却費		0	0			0	
総計		118,242	75,850			194,092	
財源内訳	千円	118,242	75,850			194,092	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	11	8		19	
	非常勤職員		0	0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	図書館サービスの充実を図ることは行政の責務であるため適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	利用者向けパソコンの設置台数、レファレンスサービスの相談件数ともに図書館サービスの充実を図るために必要な台数・件数であり、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	利用者向けパソコンについては地域館の利用率が低いいため利用促進を図る必要があります。レファレンスカウンターについてはワンストップサービスが実施できており、効率的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	インターネットが利用できる利用者向けパソコン及びIT機能を装備したレファレンスカウンターの利用を促進しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	21年度に予定した事業については達成しましたが、インターネットが利用できる利用者向けパソコンについては地域館の利用率が低いいため、利用促進を図っていく必要があります。促進のために21年度より、区民を対象に「初級インターネット講座」を開始しました。また、レファレンス件数の伸び率が更に高めていく必要があります。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	インターネットが利用できる利用者向けパソコンについては地域館の利用率が低いいため、利用促進を図っていく必要があります。また、利用者からの相談回数の多い質問などに図書館ホームページ等を活用した情報発信を検討する必要があります。							
	改革方針	インターネットが利用できる利用者向けパソコンについては、一部有料データベースが利用できること等、有益な情報を前面に出すようなPRを行い、利用促進を図っていくこととします。特に地域館の利用率の増加が鈍いため、より一層の利用促進を図っていく必要があります。							
22年度評価	改革方針への対応状況	全館にある利用者向けパソコン及びIT機能を装備したレファレンスカウンターの利用を促進しました。その一環として、区民を対象とした「初級インターネット講座」を始めました。							
	課題	インターネットが利用できる利用者向けパソコンについては地域館の利用率の増加が鈍いため、より一層の利用促進を図っていく必要があります。また、利用者からの相談回数の多い質問などに図書館ホームページ等を活用した情報発信を検討する必要があります。また、区民の要望の強い「初級インターネット講座」は、引き続き開催し、利用者の増加を促進する必要があります。							
	改革方針	<table border="0"> <tr> <td>現状のまま継続</td> <td>手段改善</td> <td>事業縮小</td> <td>事業拡大</td> </tr> <tr> <td>事業統合</td> <td>休廃止</td> <td>その他(制度改正等)</td> <td></td> </tr> </table>	現状のまま継続	手段改善	事業縮小	事業拡大	事業統合	休廃止	その他(制度改正等)
現状のまま継続	手段改善	事業縮小	事業拡大						
事業統合	休廃止	その他(制度改正等)							
	内容	来館者にレファレンスカウンターのより一層の利用促進を呼びかけると共に、職員対象のレファレンス研修会などを開催し、技術力の向上を目指します。また、相談内容の分析を進め、職員内で共有化するためにレファレンスデータベースの充実を図ります。							

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	4	基本施策	
計画事業	24	子ども読書活動の推進			

目的
「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」(20～23年度)に基づき、子どもが、自主的に読書活動を行うことができるように、読書に関する親力の向上講座や読書塾の開設、学校図書館への司書派遣など読書環境を整備します。
手段
区内在住の子どもを対象に読書に関する親力の向上講座や読書塾の開設、学校図書館への司書派遣などを実施します。また、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況を客観的に測定するために、各年度の取組みを「数値」として把握し評価します。

事業の主な実施内容

平成21年度		
継続的な図書館の環境づくり 親力の向上講座の開催 読書塾の開催		
身近な読書環境の整備 学習支援貸出制度の実施		
学校における読書環境の整備 各学校への図書館司書の派遣		

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 区立図書館を利用した子どもの人数	区立図書館の子どもの延べ利用人数(対象者 = 区内在住者)	平成23年度に115,000人
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	人	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000/年	
	実績1		102,065	113,430				
	= /		%	88.8	98.6			
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円		10,356	8,263			18,619	
人件費			8,449	19,207			27,656	
事務費			0	0			0	
減価償却費			0	0			0	
総計			18,805	27,470			46,275	
財源内訳	千円	一般財源	18,805	27,470			46,275	
		特定財源	0	0			0	
一般財源投入率	%		100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	1	1			2	
	非常勤職員		1	4			5	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	第二次新宿区子ども読書活動推進計画では子どもが読書活動をしていくため、区が主体となって取組みを行い、また、家庭・地域をはじめ図書館、学校などの役割を明確にしているため、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	指標の人数は、実際に貸出実績がある延べ利用人数を目標としています。また、数値目標は学識経験者を座長とする子ども読書活動推進会議で審議、決定を行っていることから適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	こども図書館を拠点として、関係課と連携を強化し、効率的に行われています。さらに、図書館と学校の連携がより強くなることにより、事業実施の効率性がさらに高まります。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	第二次新宿区子ども読書活動推進計画で数値目標を設定し、計画の実効性を高めています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	平成21年度は第二次新宿区子ども読書活動推進計画の5つの数値目標中、区立図書館を利用した子どもの人数等4項目で前年度と比較し増加することができました。引き続き、子どもの読書への関心を高めることができるように、具体的な事業を展開していきます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	子どもの読書活動の推進にあたっては、引き続き、家庭、地域、学校、行政が連携して取り組んでいく必要があります。			
	改革方針	子どもたちにとって読書がより身近なものとなり、大切な本と出合えるよう21年度は図書館司書の小中学校への派遣、親力の向上講座、読書塾の開催等新規事業を行っていくこととします。			
22年度評価	21年度実績	学校図書館への司書派遣、親力の向上講座、読書塾等、計画どおり新規事業を行なうことができました。			
	課題	子どもが自主的に読書活動を行うことができるように、様々な読書環境の整備が必要です。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	子どもたちにとって読書がより身近なものとなり、大切な本と出合えるよう事業を継続します。読書塾はこども図書館ほか2地域館でも開催し、こども図書館で新たに小学5・6年生を対象に実施します。親力の向上講座は話を聞く講演会方式ではなく、会場で参加者が同じ本を読み話をするワークショップ方式を取り入れます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	5	基本施策	
計画事業	25	歯から始める子育て支援			

目的
子どもの歯科保健の課題は、むし歯予防から歯並びや口腔機能に関するものに変化してきています。そのため、従来のむし歯予防事業を充実させることに加え、健全な口腔機能の発達を目指す事業を展開していきます。
手段
歯から始める子育て支援体制の構築 もぐもぐごっくん支援事業

事業の主な実施内容

平成21年度	
デンタルサポーター研修会の開催と登録	講習会の開催 保健センター4所 各1回
保育園・幼稚園へのフッ素塗布事業利用状況アンケート実施	個別相談の実施 保健センター4所 各6回
デンタルサポーター(歯科医療機関)名簿の作成	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 デンタルサポーターの数	歯科医療機関従事者の研修受講者数 (区内歯科医療機関数の20%以上)	90人
2 乳幼児口腔機能講習会参加者数	乳幼児口腔機能講習会参加者数	23年度末 480人 (120人×4年分)
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	90	90	90	90	90/年	
	実績1	183	171				
	= /	%	203.3	190.0			
指標2	目標値1	120	120	120	120	480	
	実績1	86	111				
	= /	%	71.7	92.5			
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	885	19,530			20,415	
人件費		1,690	4,130			5,820	
事務費		233	0			233	
減価償却費		0	0			0	
総計		2,808	23,660			26,468	
財源内訳	千円	2,808	23,660			26,468	
一般財源							
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人						
常勤職員		0.2	0.5			0.7	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	歯科医療従事者や子育て支援専門職と連携し、コーディネートを行うことや、担い手の少ない口腔機能の発達支援を行政が実施することは、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	子どもの歯科保健の課題にあわせ、地域で支える体制づくりや、むし歯予防だけでなく、口腔機能も含め、トータル的に対応できることから適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	子どものむし歯予防は地域全体で支援し、新しい課題である口腔機能の発達支援に関しては、保健センターにおいて専門の歯科医師が対応するしくみをつくり、歯科保健対策が効果的・効率的にすすめられています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	地域で支える体制づくりは、目標水準に達しました。口腔機能の知識を周知するための講習会の参加者数は目標達成水準の92.5%となっています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	講習会の参加者数は目標水準に達しませんでした。20年度に比較して増加しました。また、参加者の満足度も高い状態にあります。地域で歯科保健を支える体制づくりは、円滑に進んでいることから、事業全体を通し、計画通りに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	子育て支援専門職のデンタルサポーター登録システムを構築する必要があります。もぐもぐごっくん講習会の周知の強化と参加しやすい環境づくりを行う必要があります。20年度、1歳児の歯科相談を充実したことから、もぐもぐごっくん個別相談ではさらに専門性の高い相談に対応できるよう整理する必要があります。			
	改革方針	子育て支援専門職が、デンタルサポーターに登録しやすいよう、組織的に働きかけます。もぐもぐごっくん講演会の周知を保育園・幼稚園に行うとともに、託児従事者の人員を増やします。もぐもぐごっくん個別相談については、他の歯科相談との整合性を図り、子どもの発達状況に応じて、より支援の必要な対象者に実施して行きます。			
22年度実績	改革方針への対応状況	研修会に参加した職員がいる園を「デンタルサポーター登録園」として位置づけました。もぐもぐごっくん講習会については、チラシを用いて広く周知するとともに、保護者が受講しやすいように託児の体制を充実しました。さらに、他の事業の中でも機会を捉えて講習を行いました。もぐもぐごっくん個別相談では、軽度障害児の受入れができるよう、関係機関と検討をすすめています。			
	課題	デンタルサポーターの登録数は充足していますが、今後は質の向上をめざすことが必要です。もぐもぐごっくん講習会の参加人数をさらに増加させ、目標を達成するためには、他事業に併せた講習会をより多く設定していく必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
改革方針	内容	保育園・幼稚園アンケート結果や区民からの意見をデンタルサポーターに還元し、デンタルサポーターの質の向上につなげます。また、デンタルサポーター連絡会で歯科医療従事者と子育て支援専門職の情報交換を行い、事業改善に活かします。もぐもぐごっくん講習会については、対象児とその保護者が参加する他の事業と連携し、口腔機能について普及する機会をより一層増やしていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	5	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	26	食育の推進
------	----	-------

目的

子どものうちから料理に親しむことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目指します。
 食事づくりの楽しさを多くの子どもに実感してもらうため、児童館を会場に、計画的にできるだけ多くの機会を提供します。また、それをささえる食育ボランティアの仕組みを作り、区民参加の食育を実現します。

手段

- 講演会を開催し、広く区民に食育について普及、啓発を行います。
- 食育ボランティアを育成し、登録者名簿を作成して、児童館を中心に食育活動を展開します。
- 学校において、食の教育推進リーダーを中心とした食に関する指導を行います。

事業の主な実施内容

平成21年度	
食育講演会の開催	食の教育推進リーダー連絡会の実施(年間2回)
食育ボランティアの育成、児童館等での食育活動の実施	食の教育に関する実践事例集の作成
食育フォーラムの開催及びメニューコンクールの実施	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 食育ボランティアの登録者数	新宿区食育ボランティア制度実施要領に基づく登録者数(平成20年～23年の累計)	毎年度20人
2 食事バランスガイドの内容を知っている人の割合	健康づくり区民意識調査で「内容を知っている」と回答した人の割合	23年度までに50%以上
3 食の教育リーダーを中心とした食に関する指導	食育推進リーダーによる授業実践や校内組織による取り組み	毎年度全校(63校)で実施
4 朝食を食べる子どもの割合	新宿区立小・中学校における食育アンケートで「毎日朝食を食べる」と回答した子どもの割合	平成19年度実績87.2%より増やす

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	人	20	40	60	80	合計80	
	実績1		20	40				
	= /		100.0	100.0				
指標2	目標値1	%				50.0	50.0	次回調査 22年度
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	校数	63	63	63	63	63/年	
	実績1		63	63				
	= /		100.0	100.0				
指標4	目標値1	人	19年度より増	19年度より増	19年度より増	19年度より増	19年度より増	次回調査 22年度
	実績1		90.3	91.2				
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,176	1,886			3,062	
人件費		6,336	8,259			14,595	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		7,512	10,145			17,657	
財源内訳	千円	7,082	9,268			16,350	
一般財源 特定財源		430	877			1,307	
一般財源投入率	%	94.3	91.4			92.6	
職員	人	0.8	1			1.8	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	食育フォーラムは、事業企画を民間業者に委託することにより、集客率を高めバラエティに富んだ内容になっており適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	子ども、大人、地域、学校など幅広い年齢層に目標設定をしており適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	食育ボランティアや地元企業と協力し、地域の児童館等で子どもや親子に調理体験の場を数多く提供しており適切と評価します。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	食育ボランティアの登録者数、食育推進リーダーを中心とした食に関する指導は目標を達成しました。「毎日朝食を食べる」子どもの割合も毎年増加しています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	各事業が、計画どおりに進んでいます。 今後も、より一層区民との協働を意識し、地域住民の食育活動支援も含めた食育の推進を展開していきます。 なお、食事バランスガイドの認識度の調査(健康づくり区民意識調査)は、健康づくり行動計画の策定に合わせ4年毎に実施しています。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	学校における食育の取組み内容が一部の学年や学級に集中している場合があります。食育ボランティアの人材が、管理栄養士、栄養士に偏っているため、より広い人材の確保が必要です。学校・保育園等との連携を密にして総合的な取組みをすることが必要です。			
	改革方針	食育は子どもとその親を対象とする部分が多いため、学校・保育園等との連携を密にして総合的な取組みをしていきます。また、引き続き各事業の内容を充実させていきます。			
22年度評価	21年度実績	食育フォーラムや地域の食育講座は、食育ボランティアの協力も得ながら学校、保育園等でも開催しました。食育フォーラムの中ではメニューコンクールの発表会も実施しました。また、各幼稚園、小・中学校においても食育推進リーダーを中心とした取組みを行いその実践事例集を作成しました。			
	課題	幅広い区民を対象に食育活動を展開するためには、地域のグループや食育ボランティアとの協働を進めて新しいプログラムを構築することが課題となります。また、食育推進リーダーは実践事例集を活用し、幼稚園や小・中学校の教員や保護者への啓発を図ることが必要です。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	児童生徒に対する活動が中心であった食育ボランティアの活動の場を高齢者に広げていきます。高齢者給食サービスがない落合第二地区で民生委員や新宿区社会福祉協議会と連携し、給食サービスの円滑な実施に向け支援します。 また各幼稚園、小・中学校では、実践事例集を参考に積極的に食育を推進できるようPRを行い、各事業内容の充実にも努めます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	5	基本施策	
計画事業	27	元気館事業の推進			

目的
区民の運動習慣のきっかけづくりと地域での健康づくり活動の活性化を図ります。
手段
指定管理者の運営により、健康づくりのために誰でも気軽に利用できる軽運動プログラムや生活習慣病予防講座等を実施します。また、健康づくり活動を行う自主グループ・その他の団体に対する施設の貸出事業を行います。

事業の主な実施内容

平成21年度	
健康増進プログラムの充実:利用者延べ人数 54,012人 (うち新規利用者:1,195人)	
高齢者筋力向上事業:利用者延べ人数 2,009人	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 健康増進プログラムの利用率	健康増進プログラムを利用する人の定員に対する率	平成23年度までに65%
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0/年	
	実績1		57.0	49.0				
	= /		87.7	75.4				
指標2	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	23,779	29,913			53,692	
人件費		4,224	4,130			8,354	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		28,003	34,043			62,046	
財源内訳	千円	28,003	34,043			62,046	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	0.5	0.5		1.0	
	非常勤職員	人	0	0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	指定管理者による柔軟なプログラム運営を行い、また元気館利用者が自らの負担によりサービスを受けており、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区民ニーズに対応したサービスを目指すため、健康増進プログラムの利用率を目標として設定したことは、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	この事業は指定管理者制度により運営しており、幅広いプログラムのメニューがあります。また、随時区民ニーズをプログラムに反映させるなど、柔軟に対応していますが、各教室の参加者を増やすためにPRを継続する必要があります。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	健康増進プログラムは、多くのプログラムで定員を30人から35人に増やしたため、利用率は下がっていますが、プログラム参加延人数は増加しています。プログラムについては、レベルに合わせ初級から上級まで継続的に参加できるものを用意するなど工夫しました。利用者アンケートからも、利用者の満足度は高く目標は達成しているものと考えます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	高齢者筋力増進事業のプログラム修了者向けに、健康増進プログラムとして上級者コースを新設し、新規での参加がしやすくなるなど、内容の充実を図りました。利用者アンケートからもプログラム運営等の満足度は高いという結果が得られました。個々のプログラムをみると、利用率があまり高くないものもあるため、引き続きアンケートを実施するなど区民ニーズを柔軟に反映させる必要があります。また、元気館事業の積極的なPRについて検討し、利用率アップを図る必要があります。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	引き続き、区民ニーズを的確に把握し、ニーズに対応したプログラムの見直しを迅速に行い、利用率アップを図る必要があります。			
	改革方針	アンケートの実施等により区民ニーズを把握し、多くの区民に利用してもらえるような魅力あるプログラムを実施します。また、指定管理者との連絡を密にして、連携を図っていきます。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	高齢者筋力向上事業では、継続参加者の他に新たな参加希望者が多いことから、事業プログラムの上級者コースを設置し、新たな希望者が参加しやすいように配慮するなど、柔軟な運営を行いプログラムの充実を図りました。		
		課題	引き続き、区民ニーズを的確に把握し、ニーズに対応したプログラムの見直しを迅速に行い、利用率アップを図る必要があります。施設の維持管理についても、迅速な対応を行うなど利用する区民の安全を確保し、より一層適切な運営を行う必要があります。		
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
		内容	アンケートの実施等により区民ニーズを把握し、新規利用者や多くの区民に利用してもらえるような魅力あるプログラムを実施します。また、プログラムの積極的なPRの検討や運営に関する課題等の解決に向け、定例的に打合せ等を行うなど、指定管理者との連携を強化します。		

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	5	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	28	新型インフルエンザ対策の推進			
------	----	----------------	--	--	--

目的	
新型インフルエンザに対して、健康危機管理体制を充実し、危機管理対応力を高めていくための必要な対策を講じます。	
手段	
訓練及び発生時に備えた、備蓄用品、装備品等を整備する。 新型インフルエンザ対策連絡会において関係機関との連携を強化する。 区職員及び関係機関と連携した訓練を実施する。 発生動向の把握及び情報の提供を行なう。必要に応じて対応マニュアル等の見直し、改訂を行なう。 新型インフルエンザ等の健康危機に対応するため、保健所の整備を検討する。 発生早期発熱外来の設置に向けた調整を行い、必要な経費補助を行う。	

事業の主な実施内容

平成21年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・DIFフード(感染者を搬送するときに使用するもの。ウイルスの拡散を防ぐ)の購入 ・マスク、衛生用品の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報しんじゅくによる情報提供(年25回掲載)、ホームページによる随時情報提供 ・区民向け冊子「予防と療養のために」「ワクチン接種について」の作成、配布(9月、11月) ・普及啓発パンフレットの購入、配布 ・区民向けチラシ(マスク手洗いなど予防法)の作成(日・英・中・ハングル対応)
新型インフルエンザ対策連絡会の開催 5回 (4/30 6/9 8/12 10/2 3/26)	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区発熱相談センターの開設(4/28～7/10) ・新宿区新型インフルエンザ相談センターの開設(7/11～3/31) ・新型インフルエンザ対策行動計画の改定(8月)
健康部職員対象の防護服着脱訓練の実施 (2回)	
<ul style="list-style-type: none"> ・疫学調査、サーベイランスの実施(入国者の健康観察、感染者やその濃厚接触者への調査、集団感染の疫学調査、PCR検査の実施など) 	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 新型インフルエンザ対策連絡会の開催数	区内医療機関関係者、警察・消防関係者、庁内関係各課長を構成員として、新型インフルエンザに関する情報共有と連携を強化する対策連絡会	年 3回以上
2 新型インフルエンザ対応訓練の実施回数	職員及び医療機関関係者等との新型インフルエンザ発生時を想定した患者対応等の訓練	年 2回以上
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	回	3	3	3	3	3/年	
	実績1		1	5				
	= /	%	33.3	166.7				
指標2	目標値1	回	2	2	2	2		
	実績1		2	2				
	= /	%	100.0	100.0				
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	12,573	107,360			119,933	21年度新型インフルエンザ発生により補正予算計上し、事業費が増加
人件費		8,449	33,036			41,485	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		21,022	140,396			161,418	
財源内訳	千円	15,022	87,352			102,374	
一般財源		6,000	20,007			26,007	
特定財源							
一般財源投入率	%	71.5	62.2			63.4	
職員	人	1	4			5	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	新型インフルエンザ対策の推進については、感染症法や国のガイドライン・行動計画、東京都の医療体制整備計画などに基づき、医療機関と一体となって臨機応変に対策を進めてきたことから、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	新型インフルエンザ対策の危機管理体制の整備は区民のニーズを踏まえたものであるため適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	新型インフルエンザ発生時に必要な機材(DIFフード)購入時には、業者に製品説明を求め、必要性、機能などを十分精査し購入するなど努めています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	新型インフルエンザ(弱毒性)が実際に発生し、連絡会は目標回数を超えて実施し、情報の共有・連携を図りました。また、区内職員対象の防護服着脱訓練も実施しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	昨年発生した新型インフルエンザは当初想定されていない弱毒性のものでしたが、連携会議や必要な訓練を行いながら、積極的疫学調査、区民への普及啓発活動、ワクチン接種費用助成を実施しました。この経験を踏まえて、強毒性インフルエンザ発生に向けての訓練や医療体制整備を進める必要があります。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	関係機関と保健所を中心とした新型インフルエンザ対応訓練を実施できなかったため、発生時を想定した訓練を実施する必要があります。			
	改革方針	医療機関及び各関係機関との連携強化、及び新型インフルエンザ対策行動計画の見直しを含めた健康危機管理体制の強化を図ります。			
22年度評価	改革方針への対応状況	新型インフルエンザ対策連絡会については、参加医療機関を増やし、区民代表を加えて、5回実施しました。これにより地域の関係機関との連携強化を図りました。また、8月には新型インフルエンザ対策行動計画の見直しを行いました。			
	課題	昨年の弱毒性インフルエンザ発生の経験を強毒性インフルエンザ発生時の対応に活かすために、新型インフルエンザ(弱毒性)への対応を振り返り、課題を整理しつつ、医療体制整備を進める必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	・医師会や区内医療機関へアンケートを実施し、課題の整理を行います。また、関係機関と連携した対応訓練を実施します。 ・昨年の弱毒性発生時に予防課内で作成したマニュアルの整理・精査を行い、強毒性にも対応可能なマニュアルを作成し、職員の新型インフルエンザ対応力を高めます。 ・発生早期発熱外来の設置を医療機関と調整します。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	5	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	29	エイズ対策の推進			
------	----	----------	--	--	--

目的

エイズ及び性感染症の感染及びまん延防止、並びに社会的偏見を解消します。

手段

感染者の早期発見のためのHIV及び性感染症検査の実施 面接・電話相談 広報媒体による情報周知や講演会・出張健康教育を通じた普及啓発。実施の際は、教育現場や国・都・関係機関等との連携を積極的に行い、より効果的で効率的な事業実施を図ります。また重点施策層とされている青少年、同性愛者及び増加傾向にある外国人に対しては、より効果的な実施となるよう取り組みます。

事業の主な実施内容

平成21年度

HIV・性感染症検査 検査体制 27回(うち男性同性愛者対象2回、夜間1回) HIV検査901件・クラミジア検査875件・梅毒879件・B型肝炎89件	普及啓発 性感染症講演会(25名)/はたちのつどいでのパネル展示と冊子配布(189名)/区報に特集記事掲載/関係団体HPに検査相談情報掲載/区内中学校への出張健康教育(3校)/アルタビジョンを使った検査情報の提供
・日本語相談(各保健センター及び保健所) 来所相談(HIV検査時相談含む)1,398名 電話相談98名 ・外国語相談(HIV検査時及び専用相談電話) 来所相談(HIV検査時相談)367名 電話相談122名	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 はたちのつどい参加者アンケートにおけるエイズ・性感染症に関する正しい知識を持つ人の割合(正解率)	一般区民への正しい知識の普及向上を目指すことは、感染予防及びまん延を防止することとなる。 【正解率 = 延べ正解数/参加者 × 設問数】	90%以上
2 HIV抗体検査受診者数	HIV抗体検査の受診者数	年900人
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0/年	
	実績1		94.9	88.7				
	= /		105.4	98.6				
指標2	目標値1	人	900	900	900	900	900/年	
	実績1		981	901				
	= /		109.0	100.1				
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	9,071	8,689			17,760	
人件費		5,914	5,781			11,696	
事務費		215	0			215	
減価償却費		0	0			0	
総計		15,200	14,470			29,671	
財源内訳	千円	10,625	9,704			20,329	
一般財源		4,575	4,766			9,341	
特定財源							
一般財源投入率	%	69.9	67.1			68.5	
職員	人	0.7	0.7			1.4	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	検査受検者のプライバシー保護、知識情報の提供、感染予防、偏見・差別のない社会づくり、感染者への適正な対応等行政としての関与は妥当です。また、感染者数が増加しているため行政として予防啓発をおこなうことは必要です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	感染者の増加に伴い、検査機会及び検査・相談体制の充実に図り、エイズの早期発見・早期治療を目指したもので適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	検査前後のカウンセリングにより、HIVや性感染症の正しい知識や予防行動についても伝えており、効果的に事業を実施しています。また、外国人へは、NPO等に属する外国人カウンセラーによる相談の実施、男性同性愛者へは、厚生労働省の研究事業を受託している非営利団体と連携し、専門的知識やノウハウを活用した予防啓発事業やHIV抗体検査を効果的に実施しています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	受診者数は、目標に達成しましたが、新型インフルエンザの流行があり、20年度に比較すると受診者の減少がありました。はたちのつどいのアンケートの正解率は前年より下がり目標に至りませんでした。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	HIV抗体検査による患者の早期発見、早期治療により、区民の健康づくりの進展及び公衆衛生に寄与しています。外国人への相談や男性同性愛者を対象とした予防啓発や事業実施では、NPO等と協力し、成果をあげています。検査の機会についても通常検査とは別に夜間検査を1回、男性同性愛者対象検査を2回実施しました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	検査機会の充実を図った結果、HIV検査受検者数は増加し、目標人数には達し一定の成果を上げたといえます。しかし、同時にHIV感染者は増加しているのが現状です。抗体検査・結果時の相談だけでなく、電話相談や講演会の機会を利用し、感染予防のための知識の伝達、普及啓発をすすめていくことが課題です。			
	改革方針	抗体検査・結果時の相談に加え、保健所・保健センターでの来所・電話相談、また区の出張講座を利用し、感染予防のための正しい知識の普及啓発に努めます。また、近年受検が増加している外国人への対応についても関係機関との連携をより強めていくことが必要です。			
22年度評価	改革方針への対応状況	新型インフルエンザの発生と流行があり、感染拡大防止対策に追われるなかで、保健所、保健センターでの来所及び電話相談の継続実施、区内中学校への出前講座で青少年への正しい性知識の普及を行いました。また、外国人の医療相談を行っているNPO法人と連携し、外国人からの相談に対応しました。			
	課題	はたちのつどいで実施したアンケートで正答率が前年を下回り、青年層での関心の薄れが懸念されます。また、外国人からのHIV検査申込み、相談が年々増加しています。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	青少年への感染率の増加が指摘されており、引き続き青少年への普及活動を推進する必要があります。また、外国人への対応については、東京都や関係機関と連携しより充実した相談支援のあり方を検討する必要があります。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	30	高齢者を地域で支えるしくみづくり			

目的
高齢者が地域の一員として尊重され、安心して在宅生活を続けられるよう、広く区民との連携を行うことで地域コミュニティによる日常的な支えあいのしくみをつくります。
手段
高齢者の孤独死防止に向けた取組みの推進 認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり 地域見守り活動の推進

事業の主な実施内容

平成21年度	
一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布等	職員の認知症サポーターの養成＜全管理職・窓口職場職員＞
孤独死防止に関する意見交換会の開催	ふれあい訪問（ふれあい訪問・見守り協力員事業推進員の訪問）
地域の認知症サポーターの養成＜定例講座・出前講座＞	見守り訪問（見守り協力員：ボランティアの訪問）

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 意見交換会等への区民参加者数	町会、自治会、民生委員等の区民参加者数	毎年度250人
2 区民等の認知症サポーターの養成数	認知症サポーター養成講座を受講した区民等の人数	地域の認知症サポーター450人/年度（～23年度1800人） 職員の認知症サポーター100人/年度（～23年度400人）
3 地域見守り対象者数	地域見守り協力員が訪問する、地域見守り対象者数	平成23年度 680人
4 見守り協力員数	ボランティアで当事業の担い手である地域見守り協力員数	平成23年度 400人

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	人	250	250	250	250	1,000	
	実績1		171	93				
	= /	%	68.4	37.2				
指標2	目標値1	人	550	550	550	550	2,200	
	実績1		1,184	982				
	= /	%	215.3	178.5				
指標3	目標値1	人	510	580	630	680		
	実績1		651	747				
	= /	%	127.6	128.8				
指標4	目標値1	人	300	340	370	400		
	実績1		322	359				
	= /	%	107.3	105.6				

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円	32,997	19,375			52,372	
人件費		36,457	35,773			72,230	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		69,454	55,148			124,602	
財源内訳	千円	49,475	45,146			94,621	
一般財源		19,979	10,002			29,981	
一般財源投入率	%	71.2	81.9			75.9	
職員	人	4	4			8	
常勤職員		1	1			2	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区の負担のもと、ボランティアを含めた区民の活動により高齢者を地域で支えるしくみをつくることは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区民に地域での支え合いの機運の醸成を高めるうえで必要な目標設定であることから適切です。 なお、見守り対象者の実績が目標値を上回ったことから、実績を考慮して新たな目標を設定します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	情報紙を職員手作りで行うとともに、認知症サポーター養成講座の講師を職員が務めているため、費用対効果という面から効果的・効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	認知症サポーターの養成数は、ふれあいトーク宅配便等、様々なツールを活用し目標を達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	高齢者を地域で支えるしくみは着実に構築されてきています。また、目的の達成度も高いことから、事業全体を通して計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	高齢者が認知症になっても安心して住みなれた地域で生活していくためには、在宅生活を支える介護者への支援策の充実を図るとともに、介護サービス事業者等、認知症ケアに関わる人達の認知症への対応力を向上していく必要があります。見守り協力員事業の周知を、あらゆる機会を捉え拡大していく必要があります。			
	改革方針	新たに、認知症の方の介護者を対象とした認知症介護者教室、介護サービス事業所等を対象とした認知症支援事業者研修、認知症サポーターになった方を対象としたステップアップ研修等を実施していきます。また、引き続き見守り協力員事業を周知するために連絡会での協議を重ね、有効な対策を考案していく必要があります。			
22年度評価	改革方針への対応状況	認知症の方の介護者を対象とした認知症介護者教室を4日制で1階開催し、介護サービス事業所等を対象とした認知症支援事業者研修については、訪問介護事業所を対象に実施した。認知症サポーターになった方を対象としたステップアップ研修については2回実施した。見守り協力員事業を周知するため、関連部局による連絡会を開催しました。			
	課題	認知症になっても地域で安心して生活していくため、地域のネットワークの構築が必要です。また、引き続き見守り協力員事業を周知するために連絡会での協議を重ね、有効な対策を考案していく必要や情報紙配布事業を安定的に展開していく必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	各高齢者総合相談センターに認知症連携担当員を配置し、認知症対策の中心となって活動していきます。同時にそのための対応力を養っていきます。また、見守り協力員事業を周知するために連絡会で協議し有効な対策をたてていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	31	介護保険サービスの基盤整備			

目的
介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域密着型サービスの整備と、在宅生活が困難となった要介護高齢者を支援するため、第4期介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームを民設民営方式で整備します。
手段
【小規模多機能型居宅介護施設】■旧東戸山中学校の活用及び公募 【小規模特別養護老人ホーム】■旧東戸山中学校の活用 【認知症高齢者グループホーム】■旧東戸山中学校の活用、矢来町所有地の活用及び公募 ■防火対策設備整備への補助 【特別養護老人ホーム】■矢来町所有地の活用による整備 ■公有地を活用した整備の可能性の検討

事業の主な実施内容

平成21年度	
①	【小規模多機能型居宅介護施設】 ■東戸山(マザアス): 着工(21年6月)→竣工(22年3月) ■住吉町(曙光会): 着工(21年4月)→竣工(22年2月)
②	【小規模特別養護老人ホーム】 ■東戸山(マザアス): 着工(21年6月)→竣工(22年3月)
③	【認知症高齢者グループホーム】 ■東戸山(マザアス): 着工(21年6月)→竣工(22年3月) ■矢来町(三篠会): 着工(21年4月)→竣工予定(22年12月)
④	【特別養護老人ホーム】 ■矢来町(三篠会): 着工(21年4月)→竣工予定(22年12月)

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 新しく整備する小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員数(21年度指標変更)	20～23年度に新しく整備する小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員数の累計	23年度までに200人増加(21年度変更)
2 新しく整備する小規模特別養護老人ホームの定員数(21年度指標変更)	20～23年度に新しく整備する小規模特別養護老人ホームの定員数の累計	23年度までに29人増加(21年度変更)
3 新しく整備する認知症高齢者グループホームの定員数(21年度指標変更)	20～23年度に新しく整備する認知症高齢者グループホームの定員数の累計	23年度までに72人増加(21年度変更)
4 矢来町所有地の活用による特別養護老人ホームの整備(21年度指標変更)	矢来町所有地を活用した特別養護老人ホームの検討及び開設	22年度までに開設(21年度変更)

達成水準

		単位	20年度	21年度(現状)	22年度(目標)	23年度(目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	人	50	150	150	200	200	竣工時を基準 各数字は累計値
	実績1		0	50			50	
	= /	%	0.0	33.3			25.0	
指標2	目標値1	人	0	29	29	29	29	竣工時を基準 各数字は累計値
	実績1		0	29			29	
	= /	%		100.0			100.0	
指標3	目標値1	人	0	54	72	72	72	竣工時を基準 各数字は累計値
	実績1		0	18			18	
	= /	%		33.3			25.0	
指標4	目標値1				1			20年度地域説明 21年度着工 22年度開設
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	7,257	692,797			700,054	
人件費		25,347	16,518			41,865	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		32,604	709,315			741,919	
財源内訳	千円	29,281	15,990			45,271	グループホーム交付金、一部工事が間に合わず23年度に返還予定
一般財源		3,323	693,325			696,648	
特定財源							
一般財源投入率	%	89.8	2.3			6.1	
職員	人	3	2			5	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	民間事業者によるサービス提供を原則とする介護保険制度の特徴から適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	本事業は、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいという高齢者のニーズに応えるものであり、指標は整備する施設の定員数及び特別養護老人ホームの整備であることから適切です。(21年度指標見直し)
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	本事業は、施設整備事業費の一部を区が補助することによって介護保険サービスを整備しようとするものであり、費用対効果という観点からは効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	特別養護老人ホームおよび小規模特別養護老人ホームは、目標を達成できる見込みですが、認知症高齢者グループホームおよび小規模多機能型居宅介護施設については、目標に届かなかったことから達成度は低いです。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	住吉町(曙光会)及び東戸山(マザアス)の施設は21年度中に竣工しました。矢来町(三篠会)の施設についても22年12月に竣工の目途が立っており、特別養護老人ホームおよび認知症高齢者グループホームの2ユニットの整備は計画どおりに進んでいます。しかし、公募による整備、とりわけ小規模多機能型居宅介護施設については応募者が集まらず、順調に進んでいると評価することはできません。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	旧東戸山中学校活用事業及び矢来町都有地活用事業とも、引き続き着実に整備を進めていく必要があります。また、小規模多機能型居宅介護を含む地域密着型サービスは、平成21年度から都市部の介護報酬の増額、各種加算制度の創設を内容とする制度改正がありましたので、事業者の参入意向を踏まえる必要があります。防火対策は、年度末になりスプリンクラーの規格が示されたので、21年度に整備を行います。
	改革方針	旧東戸山中学校及び矢来町都有地の両活用事業を、引き続き着実に進めていきます。小規模多機能型居宅介護は、平成21年度の介護報酬改定の効果を見定めて整備を進めていきます。防火対策は、整備が義務付けられた区内認知症高齢者グループホームに働きかけを行い、防火設備の整備を推進します。
22年度評価	21年度実績	<p>改革方針への対応状況</p> <p>矢来町都有地については21年4月に着工し、22年度中の開設に向けて工事を進めています。介護報酬の改定を受け、小規模多機能型居宅介護の公募数を2か所から4か所へ増やしました。防火対策については、認知症高齢者グループホームに働きかけ、スプリンクラー等を整備しました。</p> <p>課題</p> <p>小規模特別養護老人ホームおよび認知症高齢者グループホームは計画どおりに進んでいますが、小規模多機能型居宅介護は介護報酬の改定にもかかわらず、公募に対する応募者が集まらないため、原因分析を踏まえた対策を講じる必要があります。</p>
	方向性	<p>現状のまま継続 事業統合</p> <p>手段改善 休廃止</p> <p>事業縮小 その他(制度改正等)</p> <p>事業拡大</p>
	改革方針	小規模多機能型居宅介護に公募に対する応募者が集まらなかった主な原因は、第一に都の要綱確定の遅れに伴い公募期間(21年11月～22年2月)が短くなったこと、第二に事業者および利用者ともに制度の認知度が低かったことが推測されます。そのため22年度は、公募時期を早め、また高齢者総合相談センターの情報発信やぬくもりだよりなどの情報誌を通じて東戸山(マザアス)といった既存施設を紹介していくなど、制度自体を広くアピールする取り組みを進めます。また、公募だけではなく、公有地を活用した整備の可能性も検討していきます。

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	32	介護保険制度改正に伴う支援			
------	----	---------------	--	--	--

目的	
介護保険制度改正に伴う支援策として、平成17年10月1日改正による、食費体制加算廃止に伴い、通所サービスを利用した住民税世帯非課税者を対象に食費にかかる費用の一部を軽減することで、閉じこもり防止など、介護予防にもつながる通所サービスの利用促進を図る。また、平成18年4月1日改正により、特殊寝台等貸与の対象外となった要支援1・2、要介護1の対象者に貸与することで、生活環境の変化を軽減し自立した生活を支援する。	
手段	
通所介護等食費助成事業 自立支援特殊寝台貸与事業	

事業の主な実施内容

平成21年度	
通所介護等食費助成事業	
自立支援特殊寝台貸与事業	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 通所介護等食費助成 年間利用回数	通所介護等食費助成の年間利用回数	23年度年間76,320回に拡大
2 自立支援特殊寝台貸与 利用者数	自立支援特殊寝台貸与の利用者数	毎年度利用率100%の維持
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	回	69,156	73,332	76,056	76,320	76,320	23年度76,320回
	実績1		41,465	48,004				
	= /		%	60.0	65.5			
指標2	目標値1	人	51	39	40	40	40/年	
	実績1		51	39				
	= /		%	100.0	100.0			
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	9,781	10,841			20,622	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		18,230	19,100			37,330	
財源内訳	千円	18,230	19,100			20,622	
一般財源		0				0	
特定財源							
一般財源投入率	%	100.0	100.0			55.2	
職員	人	1	1			1	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	低所得者に対する負担を軽減することで安定した通所サービス利用を可能にし、また、特殊寝台の貸与対象外となった軽度者に対し自立支援特殊寝台等を貸与することで自立した生活を支援するために、区が一部負担することは適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	通所サービス利用者は年々増加する状況です。また、自立支援寝台は新規の契約がない特性を踏まえると適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	低所得者に対して負担の一部を軽減することで安定した利用促進や自立した生活を支援する救済策のため、効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	閉じこもり防止や介護予防にもつなげる通所介護等食費助成事業は、利用回数が20年度対比で16%増となり一定の成果がありました。自立支援寝台は安定した利用者で推移しています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	通所介護等食費助成事業は、低所得者に対して負担を軽減し安定した利用促進を図ることができました。また、自立支援特殊寝台貸与事業は、制度改正により貸与対象外となった軽度者に貸与することにより自立した生活を支援することで成果が得られました。このため事業全体を通し介護保険制度改正に伴う支援策としては計画どおり進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	利用促進のため、区内全事業所(44所)の拡大や制度の普及啓発を行ったことで、利用事業所が27所から35所となり利用回数も増えているが、利用できる事業者を増やすために他の通所系サービスを加えることや制度の普及啓発を行う必要がある。							
	改革方針	通所介護等食費助成事業は、平成21年4月から、通所サービスに小規模多機能型居宅介護の通いサービスを加えることにより、さらなる利用促進を行います。							
22年度評価	21年度実績	通所介護等食費助成事業は、平成21年4月から、通所サービスに小規模多機能型居宅介護の通いサービスを加えたことにより、利用促進を図ることができました。							
	課題	通所介護等食費助成事業は、区内全事業所への拡大や利用者への普及啓発を行ったことで、利用事業所(35所 42所)となり利用回数も20年度対比で16%増となったが、さらなる利用促進を図るため事業所及び利用者への制度の普及啓発を行う必要があります。							
	改革方針	<table border="0"> <tr> <td>現状のまま継続</td> <td>手段改善</td> <td>事業縮小</td> <td>事業拡大</td> </tr> <tr> <td>事業統合</td> <td>休廃止</td> <td>その他(制度改正等)</td> <td></td> </tr> </table>	現状のまま継続	手段改善	事業縮小	事業拡大	事業統合	休廃止	その他(制度改正等)
現状のまま継続	手段改善	事業縮小	事業拡大						
事業統合	休廃止	その他(制度改正等)							
	内容	通所介護等食費助成事業は、利用回数が20年度対比で16%増となり一定の成果があったが、さらなる利用促進のため区内全事業所への拡大や利用者への制度の一層の普及啓発を行います。							

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	33	後期高齢者医療制度の実施に伴う支援			

目的
平成20年4月開始の後期高齢者医療制度の実施に伴い、今後も被保険者の保険料及び医療に係る負担が増加することが予想できます。こうした状況を踏まえ、被保険者及びその家族に対する経済的支援策を図ります。
手段
新宿区に住所を有する後期高齢者医療被保険者が医療保険適用の病院等に7日間以上入院中または入院した場合に、「入院時負担軽減支援金」を支給します。また、被保険者が死亡した場合は、葬儀を行なった方に対して「葬祭費」を支給します。

事業の主な実施内容

平成21年度	
入院時負担軽減支援金の支給	
葬祭費の支給	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 入院時負担軽減支援金事業の普及	対象者に対する給付率(支給件数/計画件数×100)	100%
2 葬祭費事業の普及	対象者に対する給付率(支給件数/計画件数×100)	100%
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0/年	
	実績1		28.4	97.1				
	= /		28.4	97.1				
指標2	目標値1	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0/年	
	実績1		65.0	92.8				
	= /		65.0	92.8				
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円		108,980	157,730			266,710	
人件費			16,898	16,518			33,416	
事務費			0	0			0	
減価償却費			0	0			0	
総計			125,878	174,248			300,126	
財源内訳	千円	一般財源	125,878	174,248			300,126	
		特定財源	0	0			0	
一般財源投入率	%		100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	2	2			4	
	非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	被保険者等への経済的支援を区が行うことは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	給付金の性格から申請主義を採っているため、被保険者等への周知徹底による事業普及が重要であり、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	高齢者に新しい保険制度が導入されたことで、被保険者等に制度への不安や不信感が高まっている現状の中で、経済的支援は医療保険制度を側面から支えるものです。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	葬祭費・入院時負担軽減支援金とも目標値に近づいています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	後期高齢者が安心して医療を受けるセーフティネットのひとつとして役割を果たしています。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	事業を開始した平成20年度は、被保険者等への周知が充分ではなく、支給件数も低調でした。21年度は、前年度の改革方針に沿って該当者への勧奨を行ったことで、計画値の申請件数に近づけました。			
	改革方針	今後も事業の周知に努めるとともに、未申請者へは勧奨・再勧奨を行います。			
22年度評価	改革方針への対応状況	21年度に都広域連合が保有する入院データの利用及び葬祭費未申請者の抽出により、該当者(本人又は遺族)へ勧奨通知と申請書を送付しました。これによって、入院時負担軽減支援金では、申請件数が飛躍的に伸びました。			
	課題	21年度には目標値に近い実績を残せたことから、現時点ではローリング後の各年度の目標値を目指します。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	21年度は、20年度に入院データが有り、かつ未申請の方に勧奨しました。22年度は、21年度に入院データが有り、かつ未申請の方に勧奨します。さらに、21年度に勧奨したにもかかわらず、未申請の方(遺族を含む)に、再度、勧奨通知を発送することも検討していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	131	高齢者総合相談センターの機能強化			
------	-----	------------------	--	--	--

目的
 高齢化の進展に伴う地域の様々な課題に対応するため、22年度より地域における中心的な相談機関としての地域包括支援センターの人員体制の強化と機能の充実を図ります。 今後、地域包括支援センターは区民の利便性に資するため、区有施設等の公共施設への併設を図ります。

手段
 人員体制の強化準備（人員増、認知症・医療連携担当者の配置）、業務マニュアルの作成、人員増に伴う適切な事務スペースの確保
 公共施設の建設・建替え・改修等の機会を捉え、段階的に公共施設への併設の検討

事業の主な実施内容

平成21年度	
人員体制の強化準備のために委託予定事業者へのヒアリングの実施(3回)および管理者会での周知	人員増に伴う適切な事務スペースの確保(3か所)
業務マニュアル作成PTの開催(6回)	施設活用検討会での検討
イメージキャラクター、統一カラー・ロゴの検討	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 専門職種・人員の確保	認知症・医療連携担当者の配置、人員増(4~5人を8~10人へ)	9か所
2 公共施設への併設	公共施設への併設の検討	9か所
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	所		0	9	0	9	
	実績1			0				
	= /	%		0.0				
指標2	目標値1			3	1	1	5	
	実績1			3				
	= /	%		100.0				
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円		37,572			37,572	
人件費			16,518			16,518	
事務費			0			0	
減価償却費			0			0	
総計			54,090			54,090	
財源内訳	千円		54,090			54,090	
一般財源			0			0	
特定財源			0			0	
一般財源投入率	%		100.0			100.0	
職員	人		2			2	
常勤職員			0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	高齢者総合相談センターの設置主体としての区が、責任を持って計画的に機能強化を行うことから、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	機能強化のためには、人員増、業務マニュアルの作成などは必須の事項です。公共施設の建設・建替・改修等の機会を捉え、段階的に公共施設へ整備していくなど、適切な目標設定です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	地域に密着した相談機関として機能強化することは、様々な地域の課題解決のため、効果的です。公共施設への併設は、区民の利便性に資することから、効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	予定された機能強化の事業は全て実施され、また、公共施設の併設も検討され、目的の達成度は高いです。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	平成22年度に向けての高齢者総合相談センターの機能強化については、事業全体を通し計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を実現するために、地域にある様々な課題への対応力を強化し、地域包括ケア体制の整備を行う必要があります。そのため、地域の中核相談機関としての高齢者総合相談センターの人員増を行うなどの、機能の強化を図る必要があります。また区民の利便性向上の観点から、区有施設等の公共施設への併設を行うように検討していく必要性があります。				
	改革方針	22年度より地域における中心的な相談機関としての高齢者総合相談センターの人員体制の強化と機能の充実を図ります。区有施設等の建替えや移設などの機会を捉えて公共施設への併設を行うように検討していきます。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	特別出張所管内(柏木・角筈は併せて1ヶ所)毎に設置した9ヶ所の高齢者総合相談センターの人員体制の強化準備(認知症・医療連携担当者の配置、人員増4～5人 8～10人)、業務マニュアルの作成、人員増に伴う適切な事務スペースの確保など、22年4月に向け、着実に準備を行いました。3か所の高齢者総合相談センターについて公共施設への併設を検討しました。			
		課題	高齢者総合相談センターが地域の中心的な相談機関として地域住民に信頼され、かつ機能が十分に発揮できるように職員の能力向上や地域における相談センターの認知度をさらに高める必要があります。また機能強化という目的の達成度を評価するため、業務内容の検証を行う必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	階層別・職層別の職員研修を強化し、区直営のセンター等を通じた業務への個別支援を行います。また作成した業務マニュアルどおりに相談業務等が実施されているか、運営に関する業務評価シートを作成し、委託事業者へのヒアリングなど、検証・評価を行います。さまざまな機会を捉え、引き続き、公共施設への併設を検討していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	34	障害者の福祉サービス基盤整備			
------	----	----------------	--	--	--

目的

障害者自立支援法に基づく新体系に即した施設・グループホーム等の設置、整備を促進し、障害者の地域生活を支援します。

手段

障害者入所支援施設(知的)等の設置促進
 グループホーム(知的)等の設置促進
 グループホーム(精神)等の設置促進
 障害者通所施設(精神)等の整備促進

事業の主な実施内容

平成21年度	
障害者入所支援施設(知的)の設置促進について、区有地の活用について検討を行う。	精神障害者施設(日中活動系)2所の整備促進
グループホーム(知的)1~2所の設置促進に取り組む。 ・区有地等を活用した具体的な計画の策定	
高田馬場福祉作業所移転後跡地の活用についての検討	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 障害者入所支援施設(知的)等の設置促進	障害者入所支援施設(知的障害者対象)の設置促進状況	24年度以降の1所開設に向けた建設費補助
2 グループホーム(知的)等の設置促進	知的障害者グループホーム等の設置箇所数(累計)	20年度から22年度で3所増(19年度現在3所 累計6所)
3 グループホーム(精神)等の設置促進	グループホーム(精神)等を実施する施設の設置状況	施設整備検討(20~23年度)
4 障害者施設(精神)等の整備促進	新事業体系に移行した施設数(日中活動系)	20年度から21年度までで4所増(19年度現在3所 累計7所)

達成水準

	単位	20年度	21年度(現状)	22年度(目標)	23年度(目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	件			1	1	23年度に建設補助 24年以降に開設
	実績1	%					
指標2	目標値1	所	1	1	1	0	既存3所 累計6所
	実績1		0	0			
	= /	%	0.0	0.0			
指標3	目標値1				1		23年度までに検討
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1	所	2	2		4	既存3所 累計7所
	実績1		2	2			
	= /	%	100.0	100.0			

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	5,057	7,845			12,902	
人件費		845	826			1,671	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		5,902	8,671			14,573	
財源内訳	千円	3,654	3,858			7,512	
一般財源 特定財源		1,403	3,987			5,390	
一般財源投入率	%	61.9	44.5			51.5	
職員	人	0.1	0.1			0.2	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	福祉基盤整備については社会福祉法人等による設置・運営を検討しており適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	新宿区障害者計画・障害福祉計画と整合を図っており、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	区有地や国・都の補助等の活用を検討しており、効果的・効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	入所支援施設については、具体的に検討していた区有地の活用ができなくなり、21年度中に法人の選定ができませんでした。グループホーム(知的)については、1～2所の設置ができませんでした。高田馬場福祉作業所移転後跡地の活用については、具体的な計画を策定できませんでした。よって、達成度が低いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	新事業体系への移行は計画どおりに達成しましたが、入所支援施設及びグループホーム(知的)については予定通り進んでいないため、当事業は計画どおりに進んでいないと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	入所施設基盤整備のために区有地の活用方針を確定する必要があります。グループホーム(知的)設置を目指す法人等との連携強化が必要です。また、設置候補地(物件)の近隣住民の一層の理解を得ていく必要があります。精神障害者施設の新体系移行へのスケジュール管理が必要です。			
	改革方針	入所施設基盤整備のために区有地の活用方針を確定します。グループホーム(知的)3所の設置については、21年度から22年度に20年度未達成分を上乗せし、実現を図ります。また、設置に意欲のある法人等に対し、さらに情報提供や助言を行います。一方で、設置候補地(物件)の近隣住民の一層の理解を得ることを図ります。精神障害者施設の新体系移行については引き続きスケジュール管理を行います。			
22年度実績	改革方針への対応状況	入所支援施設の整備のための区有地の活用の具体化は進みませんでした。グループホームについては、21年度中に1～2所の設置を目指し複数の案件について法人から相談を受けましたが、改築不可能などの事情により設置に至りませんでした。精神障害者施設の新体系事業への移行は終了しました。			
	課題	新たな区有地の活用を検討し、設置候補地を確保することが最優先課題です。また、グループホーム設置を目指す法人等との連携強化が必要です。更に、設置候補地(物件)の近隣住民の一層の理解を得ていく必要があります。高田馬場福祉作業所移転後跡地の活用について、必要なサービスの種類や量について調査・検討する必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
改革方針	内容	入所施設基盤整備のために新たな区有地の活用について検討し整備計画をまとめます。グループホーム(知的)設置については、22年度未だに区有地施設検討会において検討し再度整備計画をまとめます。また、高田馬場福祉作業所移転後跡地の活用については、具体的な年度別整備計画を策定するために関係各課と検討会を立ち上げ、必要なサービスの種類や量について調査・検討していきます。			

事業評価シート(まちづくり編)

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	35	ホームレス及び支援を要する人の自立促進			

目的					
路上生活に至った原因が様々なホームレスの自立支援には、ホームレス一人ひとりに合った、きめ細かな対応が必要です。まず法外による相談や就労指導等、自立への支援を行い、生活保護法以外の他法や自助努力による自立を促します。また、生活保護に至った者に対しては、社会資源の活用や生活習慣確立のための支援を行います。さらに居宅生活をしている被保護世帯には、経済的支援だけでなく、地域社会への参加や就労への再挑戦ができるように援助して、自立に向けたきめ細かな支援をしていきます。					
手段					
拠点相談事業 自立支援ホーム 宿泊所等入所者相談援助事業 生活サポート 被保護者自立促進事業(新宿らいふさぼーとプラン)					

事業の主な実施内容

平成21年度	
ホームレスの自立支援の推進(ホームレス数の減少)	地域社会での安定した自立生活の促進(元ホームレスの被保護世帯に対する支援)
ホームレスの自立支援の推進(自立支援ホームでの就労、生活支援)	就労、自立生活の促進(各種講座への参加を促進)
安定した生活への支援(他法を活用し施設等への入所を促進)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 ホームレス数	ホームレス数(東京都路上生活者概数調査報告)を新宿区総合計画を踏まえ、平成23年度目標とする。	23年度までにホームレス数を200人
2 自立した入所者の割合	『自立支援ホーム業務委託』により、NPOが借上げたアパート(2戸・4人まで、1人原則3か月で年間15人)で、集中的に就労支援、生活指導を行い自立した世帯。	23年度までに年間入所者(15人)の80%を自立させる。
3 被保護者の社会参加、日常生活での自立支援状況	『地域生活安定促進事業(生活サポート)業務委託』により、元ホームレスの被保護世帯に対し、基本的な生活習慣や地域社会での安定した自立生活の維持を支援した世帯。	延べ300世帯へ支援(年間)
4 講座へ参加した延べ人数	『被保護者自立促進事業(就労前支援)委託』により、勤労意欲の向上、地域社会への参加など生活する力を育めるよう支援する講座への延べ参加数。	23年度までに講座参加者延べ人数を19年度上半期(4~9月)の対比20%増(1,444人・19年度上半期)

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	人	299	288	230	200		
	実績1		299	286				
	= /	%	100.0	100.7				
指標2	目標値1	人	8(50%)	9(60%)	11(70%)	12(80%)		21年度、入所者10人
	実績1		8	4				
	= /	%	100.0	44.4				
指標3	目標値1	世帯	300	300	300	300		
	実績1		344	383				
	= /	%	114.7	127.7				
指標4	目標値1	人	1,516	1,588(10%)	1,661(15%)	1,732(20%)		21年度上半期(4~9月)講座参加者数
	実績1		1,525	1583				
	= /	%	100.6	99.7				

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円	88,833	88,290			177,123	
人件費		0	0			0	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		88,833	88,290			177,123	
財源内訳	千円	17,634	36,735			54,369	
一般財源							
特定財源		71,199	51,555			122,754	
一般財源投入率	%	19.9	41.6			30.7	
職員	人						
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスと負担の担い手	適切である 改善が必要である	広域的な都市問題であるホームレスの自立支援について、地域住民やNPO等との協力・連携及び都・他区との連携を深めていくことで、問題解決に役立ち適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	ホームレスの自立支援を推進することで、ホームレス数が減少していることから新宿区総合計画を踏まえ、目標設定を見直したことは適切と評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	NPO等と協力・連携し、業務を委託実施することでNPO等の機動性と柔軟性が活かされ、ホームレスの自立支援に高い効率性が発揮されています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	「自立した入所者の割合」で目標水準を達成できなかったが、その他の指標で目標値を達成しています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	ホームレス及び支援を要する人の自立支援は、セーフティネット機能として十分その役割を果たしています。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	経済・雇用状況の悪化に伴い『路上生活を余儀なくされる恐れのある者』も含めたホームレスに対する早期な自立支援の仕組みを充実させることが課題です。			
	改革方針	『第一期ホームレス自立支援等に関する推進計画策定委員会』による改定の内容を踏まえて、ホームレス対策の仕組みを改善します。			
22年度評価	改革方針への対応状況	平成22年2月に『第一期ホームレス自立支援等に関する推進計画』の改定を行いました。三つのタイプ別にホームレスのニーズを把握すると共に自立への段階に応じた適切な支援により、施策の総合化を図り実効性の高い取組みとします。			
	課題	現下の厳しい経済・雇用状況により、福祉事務所への相談者、生活保護申請が増加しています。それぞれのニーズ、段階に応じたきめ細かな支援が必要です。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	国、東京都、23区との連携をより一層強め、広域的な対応を基本に施策の総合化を図り実効性の高い支援を強化します。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	36	高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備			

目的	
元気な高齢者や団塊の世代の経験や能力を活用し、身近な地域での人のつながりや地域交流の活性化を図っていくことが求められています。高齢者やシニア世代にも幅広く利用される施設が必要とされるため、一部のことぶき館を、従来のことぶき館機能にボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた、シニア活動館として整備運営していきます。	
手段	
一部のことぶき館を、従来のことぶき館機能にボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた、シニア活動館として整備運営していきます。	

事業の主な実施内容

平成21年度	
信濃町シニア活動館を4月に開設	
平成22年度、高田馬場シニア活動館で指定管理者制度を導入するための条例及び規則の改正	
平成22年度、高田馬場シニア活動館で指定管理者制度を導入するための公募型プロポーザルにより事業者を募集	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備	シニア活動館数	23年度末に2館
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	1	1	0	0	2	20年度1館 21年度1館
	実績1	1	1				
	= /	%	100.0	100.0			
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	7,249	25,863			7,249	高田馬場シニア活動館の工事費については、発生主義の考え方により事業費を計上。(減価償却費の算定)
人件費		4,225	4,130			8,354	
事務費		0	0			0	
減価償却費		4,144	4,144			8,288	
総計		15,618	34,137			49,754	
財源内訳	千円	15,618	34,137			15,618	工事費216,418千円×90%(残存価値10%)÷耐用年数47年=4,144千円
一般財源投入率	%	100.0	100.0			31.4	
職員	人	0.5	0.5			0.5	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	シニア世代など幅広い世代の多様なニーズに対応できる施設を区が整備することは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	段階的にことぶき館の機能をシニア活動館へ整備していくことは重要であるため適切な目標設定です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	機能転換を含めた拠点整備により、区民により幅広く利用されることから、効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	条例を整備し、地域住民とともに開設に向けて検討ができたため、目的の達成度は高い。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	シニア活動館の拠点整備については事業全体を通し計画どおりに進んでいるといえます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	社会貢献活動の拠点として、事業の充実をはじめ仕組みづくりが必要です。						
	改革方針	今後も幅広い利用者ニーズにこたえるために、引き続き社会貢献活動の拠点としての機能を高めていきます。						
22年度評価	改革方針への対応状況	信濃町シニア活動館については、指定管理者制度の導入により、地域の多様なニーズに答えています。また、21年度は区が管理していた高田馬場シニア活動館については、22年度の指定管理導入に向けて、プロポーザルを行いました。						
	課題	シニア活動館2館に指定管理者制度が導入されることにより、より一層、地域性を活かし、多様なニーズに答える必要があります。						
	改革方針	方向性	内容	<table border="0"> <tr> <td>現状のまま継続 事業統合</td> <td>手段改善 休廃止</td> <td>事業縮小 その他(制度改正等)</td> <td>事業拡大</td> </tr> </table>		現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大					
		高田馬場シニア活動館について、指定管理者制度を導入し、信濃町シニア活動館とともに、地域ニーズに柔軟に対応していくとともに、社会貢献活動の拠点として充実させる必要があります。						

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	37	障害のある人への就労支援の充実			
------	----	-----------------	--	--	--

目的	
障害者自立支援法の5つの柱の一つである「障害者をもっと働ける社会の構築」のため、就労支援体制の一環として、障害者の就労支援事業の充実と、就労支援の場の充実を図ります。	
手段	
障害者就労支援の充実 高田馬場福祉作業所の建替えと新体系サービスへの移行	

事業の主な実施内容

平成21年度	
区役所内インターンシップの充実	障害者による地域緑化推進事業
障害者受け入れ企業の開拓と企業の支援	施設整備の検討
就労を継続するための相談体制の充実	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 福祉施設から一般就労への移行者数	福祉施設等から一般企業での就労（一般就労）に移行する障害者数を増やすこと	20年度の現状20名を年単位で2名ずつ増やし、23年度には年間26人以上の就労移行者数を目標とします。
2 障害者自立支援法に基づく新体系のサービスを提供する施設への移行状況	障害者自立支援法に基づく新体系のサービスを提供する施設への移行の状況（検討 = 50% 移行準備 = 70% 移行 = 100%）	新体系へ移行（22年度）
3 就労系支援事業所における目標工賃達成事業所（21年度指標変更）	緑化事業を通じて、各事業所ごとに設定した目標工賃を達成する。	実施事業所を2所増やし、平成23年度までに10所設定します。
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	人	20	22	24	26		
	実績1		22	16				
	= /		%	110.0	72.7			
指標2	目標値1	%	50	70	100			
	実績1		50	70				
	= /		%	100.0%	100.0			
指標3	目標値1	所	8	8	8	10	10	実施事業所を平成23年度までに10所に委託します。
	実績1		4	7				
	= /		%	50.0%	87.5%			
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	45,756	52,623			98,379	
人件費		4,225	4,130			8,355	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		49,981	56,753			106,734	
財源内訳	千円	40,348	42,472			82,820	
一般財源 特定財源		9,633	14,281			23,914	
一般財源投入率	%	80.7	74.8			77.6	
職員	人	0.5	0.5			1	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	委託や指定管理による運営を行っており、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	新宿区障害者計画・障害福祉計画と整合を図っており適切です。事業所の工賃向上のため、指標を新たに設定しました。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	委託や指定管理による運営を都補助金等を活用して行っており、効果的・効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	着実に一般就労へ結びついており、達成度は高いものと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	障害のある人への就労支援の充実により、着実に一般就労へ結びついており、ほぼ計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	就労支援の充実のため、更なるきめ細やかな支援が必要です。また、21年度から就労移行支援・就労継続支援事業へ移行した事業所への緑化推進事業委託の拡大が必要です。高田馬場福祉作業所の事業者・利用者に新体系事業の説明を行うとともに関係条例等の整備を行う必要があります。また新施設の更なる検討を行います。			
	改革方針	新たに立ち上げられた新宿区勤労者・仕事支援センターとの連携を緊密に図りながら就労支援を行うとともに、緑化推進事業を拡大していくこととします。高田馬場福祉作業所の事業者・利用者に新体系事業の説明を行うとともに関係条例等の整備を行う必要があります。また新施設の更なる検討を行います。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	就労継続支援事業者や福祉作業所に対し、工賃の向上計画の策定と工賃向上に向けた努力を促すことにより、事業所の工賃向上への支援を行いました。事業者・利用者に新体系事業就労継続支援B型の説明を行いました。また、新施設の検討を行いました。		
	課題	既就労者が継続して就労できるよう定着支援が重要です。就労継続支援事業者や福祉作業所等の工賃は高いとは言えず、働く意欲向上のためにも工賃向上が課題です。新体系への移行により、利用者ニーズに応じたきめ細やかな就労支援を行うことが必要です。また、新施設の設計にあたり、リサイクル活動センターとの最終調整を行う必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	福祉施設から一般就労への移行は、ほぼ計画どおりに進んでいます。今後も引き続き計画どおり推進します。高田馬場福祉作業所新施設の23年度整備開始(着工)に向け、最終的な検討及び調整を行います。なお、更なる一般就労促進に向け、平成23年度に新宿区勤労者・仕事支援センターの事務所が旧東戸山中学校へ移転し、指定就労移行支援等事業所を開設するために準備を進めます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	38	新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援			

目的	就労意欲はあっても、現実的に就労に結びついていない障害者、高齢者、若年非就業者に対して多様な就労機会の提供や、コーディネートを行い就労支援を行います。
手段	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターにより、障害のある人等の就労意欲の向上や職業準備訓練、職業定着支援等を行い、就労へとつなげていきます。

事業の主な実施内容

平成21年度	
障害者や若年非就業者を対象とした就労に関する総合相談窓口の運営	障害者就労支援事業（インターンシップ事業・情報処理訓練事業・雇用開拓・継続的雇用のための企業支援）
コミュニティショップやサテライトオフィスによる就労支援	
ジョブサポーターの養成による活動支援	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 コミュニティショップやサテライトオフィスでの障害者等の受け入れ人数	コミュニティショップとサテライトオフィスで受け入れた障害者等の人数	平成23年度までに120人の水準達成
2 ジョブサポーターの登録人数	ジョブサポーター養成研修を受講し、実際の活動参加へ同意した人数	平成23年度までに60人の水準達成
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	人	80	100	110	120	
	実績1		71	76			
	= /	%	88.8	76.0			
指標2	目標値1	人	30	40	50	60	
	実績1		27	25			
	= /	%	90.0	62.5			
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	163,775	155,519			319,294	
人件費		136,447	207,616			344,063	
事務費		38,853	303,000			341,853	
減価償却費		0	0			0	
総計		339,075	666,135			1,005,210	
財源内訳	千円	262,666	597,501			860,167	
一般財源 特定財源		76,409	68,634			145,043	
一般財源投入率	%	77.5	89.7			85.6	
職員	人	13	9			22	
常勤職員 非常勤職員		10	8			18	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	福祉的就労と一般的な企業就労の間には隔たりがあり、その中間を埋める多様な就労機会を就労支援のノウハウを持つ外郭団体が提供し、障害者等の一般就労を支援しており適切と考えます。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	現状では当該年度の目標に達していない部分もありますが、東戸山での新たな展開を含め、事業の再構築も行なっていくことから、目標水準は適切と思われる。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	福祉作業所や民間企業、地域ボランティアとの共同運営等、地域資源との協働をすすめており効率的です。また一般就労までの一貫した支援を、就労支援のノウハウを持つ外郭団体が提供しており効果的です。
目的の達成度	達成度が高い 達成度が低い	当該年度は、予定通り年度内に「ふらっと新宿落合店」を開業し、区内作業所との共同運営や地域の方々が運営する「ふれあいいきいきサロン」など新たな展開を模索し、障害者等の受け入れを計画通りに拡大していることから、達成度は高いと考えます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 順調に進んでいない	平成21年12月1日に東京都から公益認定を受け、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターとなり、より着実に就労支援が進められています。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	関係機関との連携をより一層強化し、障害者、高齢者、若年非就業者、女性などに対し、総合的な就労支援事業を行っていく必要があります。 高齢者就業支援事業(新宿わくワーク)を統合するため、無料職業紹介事業許可の申請や財団の定款変更を行う必要があります。			
	改革方針	障害者、高齢者、若年非就業者、女性などに対する、総合的な就労支援事業を充実していきます。			
22年度実績	21年度実績	障害者、高齢者、若年非就業者、女性などの相談に応じ、関係機関と連携する総合相談窓口を設置しました。また、6月「ふらっと新宿落合店」をオープンし、区内作業所との共同運営や地域の方々が運営する「ふれあいいきいきサロン」など新たな展開を模索しました。さらに、福祉ショップについては効率化や利用者や区民に分かりやすい体制を目指し、ふらっと新宿との統合を、利用者、施設、障害者団体、協力員などへ説明し、22年度実施に向けた準備を行いました。			
	課題	障害者、高齢者、若年非就業者、女性などに対し、多様な就労機会の提供やコーディネートを行っていく必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	平成23年度、財団は旧東戸山中学校跡地に移転し、新たに障害者自立支援法に基づく就労支援事業所(就労継続支援B型、就労移行支援)を開始するほか、区内作業所の共同受注センター機能の充実や「ふらっと新宿」「サテライトオフィス」など、一般就労と福祉的就労の狭間にある中間的な就労の場を充実し、「多様な働き方」や「地域貢献」を包含する地域型の就労支援の構築に向け、事業の再構築を行います。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	39	特別な支援を必要とする人への居住支援			
------	----	--------------------	--	--	--

目的	
災害により住宅を失った区民の被災後の居住の安定を図るとともに、民間賃貸住宅への入居が困難になっている高齢者、障害者及びひとり親世帯の居住の安定を図ります。	
手段	
災害時居住支援 高齢者等入居支援	

事業の主な実施内容

平成21年度	
災害時居住支援	・支援実績 10世帯 2,069,000円（延べ461日分）
高齢者等入居支援	・協定保証会社のあっ旋: 10世帯 ・家賃債務保証の助成: 6世帯 116,000円

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 災害時居住支援の居住支援率	災害により住宅を失ったりした世帯で一時的な居住先を確保した世帯に居住支援を行った割合	毎年度100%
2 高齢者等入居支援	保証人が見つからず、民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者、障害者及びひとり親世帯に対し協定保証会社を紹介し、保証委託契約の締結をした場合に保証委託料を助成した件数	毎年度25件
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0/年	
	実績1		100.0	100.0				
	= /		100.0	100.0				
指標2	目標値1	件	25	25	25	25	25/年	
	実績1		3	6				
	= /		12.0	24.0				
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,371	2,185			3,556	
人件費		3,379	3,304			6,683	
事務費		35	107			142	
減価償却費		0	0			0	
総計		4,785	5,596			10,381	
財源内訳	千円	4,719	5,480			10,199	
一般財源 特定財源		66	116			182	
一般財源投入率	%	98.6	97.9			98.3	
職員	人	0.4	0.4			0.8	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	災害により住宅を失った区民や、賃貸住宅への入居で制限を受けやすい世帯など特別な支援を必要とする方への居住支援であり、区の関与が欠かせません。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	特別な支援を必要とする方の居住の安定を図ることから、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	一時金の助成方法で居住の安定を図ることから、効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	災害時居住支援の達成度は100%になっています。高齢者等入居支援の実績は保証委託あっ旋は10件で、保証委託料助成は6件でした。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	高齢者等入居支援については、区が実施する住み替え相談から当事業の申請につなげることが多くありますが、21年度は当該相談で住み替えに至った方のうち、住み替え促進協力店の協力により当事業を利用せずに入居できた方が多かったことなどから、目標に達しませんでした。しかし、特別な支援を必要とする方への円滑な入居や居住の安定を図ることができたことから、事業全体として計画どおり進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	災害時居住支援について、被災後の厳しい生活環境を考慮し、1日当たりの助成額を増額する必要があります。			
	改革方針	災害時居住支援については、1日あたりの助成額を増額します。また、高齢者等入居支援については、現状のまま事業を継続します。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	火災等の一時的な居住先として、被災者自らの要望に合った居住先の確保に要する経費について、1日あたりの助成額を増額しました。		
	課題	高齢者等入居支援について、入居中の事故や住宅の使用法への不安などを理由に、高齢者の入居が制限されている状況が見られることから、高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる施策の拡充が必要です。			
	改革方針	方向性	内容	現状のまま継続 事業統合 手段改善 休廃止 事業縮小 その他(制度改正等) 事業拡大	
		高齢者等入居支援について、円滑入居の促進に係る他自治体の事例や効果を検証することなどにより、高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる施策の拡充を検討していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	40	分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援			

目的
分譲マンションの良好な維持・管理を促進するため、建物の維持・保全及びマンション管理組合の運営に関する啓発活動、相談及び情報提供を行います。
手段
区内にある分譲マンションの管理組合員、区分所有者を対象にマンション管理に関するセミナーを開催するほか、マンション管理相談、相談員の資質向上に向けた事業、マンション管理組合交流会を実施するなどの側面支援を行います。

事業の主な実施内容

平成21年度	
マンション管理セミナーの実施 開催数:2回、延べ参加人数:84名	マンション管理組合交流会の実施 開催数:2回、延べ参加人数:67名
マンション管理相談の実施 相談件数:39件	分譲マンションアドバイザー利用助成制度の実施 利用助成申請件数:2件
相談員の資質向上に向けた事業の実施 開催数:1回、延べ参加人数:13名	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援	マンションアドバイザー利用助成募集件数に対する利用助成申請件数の割合	割合:毎年度100%
2 マンション管理セミナー参加者数	マンション管理セミナーに参加した人数	人数:年50人
3 マンション管理相談実施数	マンション管理相談を実施した回数	回数:年22回
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0/年	募集件数18件に対し、助成申請件数2件
	実績1	0	11.1				
	= /	0.0	11.1				
指標2	目標値1	50	50	50	50	50/年	
	実績1	83	84				
	= /	166.0	168.0				
指標3	目標値1	22	22	22	22	22/年	
	実績1	23	22				
	= /	104.5	100.0				
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	374	391			765	
人件費		5,914	5,781			11,696	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		6,288	6,172			12,461	
財源内訳	千円	6,112	5,993			12,106	
一般財源 特定財源		176	179			355	
一般財源投入率	%	97.2	97.1			97.2	
職員	常勤職員	人	0.7	0.7			1.4
	非常勤職員		0	0			0

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	マンションを適正に維持管理することは、住宅ストックの維持や周辺の居住環境を良好に保つことから、区が側面支援することは必要です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	分譲マンションの管理組合員等を対象としたセミナーや管理相談、交流会などの実施は、マンションの適正な維持管理の推進を促しており、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	関連団体の協力を得ながら効率的に実施しています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」については、事業が少しずつ周知されてきましたが、まだ十分に浸透していなかったことから、目標水準を達成しませんでした。管理セミナー及び管理相談は計画以上の実績をあげることができました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」については、目標水準を達成できませんでした。これは、区が実施するマンション管理セミナー等の際にパンフレットを配布するなどにより、当事業が少しずつ周知されてきたものの、まだ十分に浸透していなかったことが考えられます。事業全体を通しては、管理セミナーや管理相談について、目標以上の実績をあげることができたため、計画どおり進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」について、20年度の助成実施件数がなかったことから、制度の利用を促進していく必要があります。また、20年度に「分譲マンション実態調査」を実施しており、その結果を踏まえ、今後の分譲マンション施策に反映させていく必要があります。			
	改革方針	「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」について、区が実施するマンション管理セミナー等の際にパンフレットを配布するなど、制度のさらなる周知を図っていきます。また、20年度に実施した「分譲マンション実態調査」の内容を踏まえ、新たな分譲マンション施策について、その方向性を検討していきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」について、マンション管理セミナー等におけるパンフレットの配布や区報への掲載など、制度の周知を図っています。また、「分譲マンション実態調査」の結果を踏まえ課題を整理し、分譲マンションの適正な維持管理及び再生のためのより有効な支援策について検討しました。			
	課題	「分譲マンション実態調査」の結果を踏まえた、分譲マンションの適正な維持管理及び再生のための有効な支援策について、さらに検討を進めていく必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(事業の見直し)	事業拡大
	内容	「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」について、他自治体の事業等の分析や効果の検証を行うことにより見直しを図るなど、分譲マンションの適正な維持管理及び再生のためのより有効な支援策について、23年度実施に向けた検討を進めていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	41	区営住宅の再編整備(早稲田南町地区)			
------	----	--------------------	--	--	--

目的	
老朽化が進んでいる早稲田南町地区の区営住宅は、規模が狭小でエレベーターが設置されていません。また早稲田南町第2アパートは容積率に対して有効利用が図られていません。そのため早稲田南町第2アパートを建替えにより更新し有効利用を図るとともに、居住水準の向上を図ります。	
手段	
<ul style="list-style-type: none"> 早稲田南町地区において老朽化が進んでいる区営住宅の整備手法の検討 早稲田南町第2アパートの建替え 	

事業の主な実施内容

平成21年度	
	早稲田南町地区において老朽化が進んでいる区営住宅の整備手法の検討

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 入居者説明実施回数	早稲田南町第2アパートの建替えに関する入居者説明会の開催	毎年度に1回以上の開催
2 基本設計・実施設計の作成	早稲田南町第2アパートの建替えに関する基本設計・実施設計の作成	平成23年度に作成
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	回	1	1	1	1	1/年	
	実績1		0	0				
	= /		0.0	0.0				
指標2	目標値1	%				1		
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円		0	494			494	
人件費			844	826			1,670	
事務費			42	41			83	
減価償却費			0	0			0	
総計			886	1,361			2,247	
財源内訳	千円	一般財源	886	1,361			2,247	
		特定財源	0	0			0	
一般財源投入率	%		100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	0.1	0.1			0.2	
	非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区が所有・管理する住宅及びその敷地について、居住水準の向上や土地の有効利用を図ることは区の責務です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	早稲田南町第2アパートは、建替えによる土地の有効活用と居住水準の向上を図る必要があることから適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	早稲田南町第2アパートの建替えによる土地の有効活用と居住水準の向上を図ることができることから、効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	早稲田南町第2アパートの建替えに関する入居者説明を実施することができなかったため、目的を達成することができませんでした。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	早稲田南町地区の区営住宅の再編整備だけでなく、早稲田南町第2アパートの建替えを中心に、榎町地区内における区有施設の再配置について、総合的に検討することに方針を変更しました。そのため、計画どおり早稲田南町第2アパートの建替えに関する入居者説明会を実施することができませんでした。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	庁内の施設活用検討会において、榎町地区における区有施設の再配置の総合的な検討を進めることとしていることから、今後は、同検討会の検討結果を踏まえた事業内容の見直しが必要です。			
	改革方針	施設活用検討会の今後の検討を注視しながら、事業内容や年度別計画を検討していきます。			
22年度評価	21年度実績	榎町地区の区有施設の再配置について施設活用検討会において総合的な検討を進めていますが、平成21年度中には検討結果が出なかったため、変更後の再編計画が策定できず、入居者への説明も実施できませんでした。			
	課題	当初は単独建替えの計画でしたが、榎町地区の施設活用検討会における総合的な検討により、新たな再編計画を策定し直していくことになり、21年度は検討結果ができませんでした。そのため、入居者には従来の計画の変更と今後の見直しについて、説明をしていく必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(再計画中)
	内容	今後も、施設活用検討会における検討とともに、年度別計画の見直しを行っていきます。また、入居者へは計画に関する説明会を実施します。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	42	建築物の耐震性強化			

目的
建築物の耐震化を促進することにより、市街地の防災性を向上させ、災害に強い安全なまちづくりを目指します。新築建築物は、建築工事の中間及び完了検査の受検率について、既存建築物は維持管理状況に関する定期報告の報告率について、それぞれ100%を目指すことで安全・安心な建築物づくりを促進します。
手段
建築物等耐震化支援事業 安全、安心な建築物づくり

事業の主な実施内容

平成21年度	
木造住宅及び非木造住宅の耐震診断等に要する経費への助成	定期報告の報告率の向上(既存建築物)
木造住宅の耐震補強工事及び耐震シェルター等設置、ブロック塀除去に要する経費への助成	相談機能の充実 安全安心・建築なんでも相談会の実施
中間・完了検査受検率の向上(新築建築物)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 耐震調査・計画費助成(木造)実施件数	木造住宅等の耐震調査・補強計画作成に要する費用の一部助成交付件数	件数:年50件 (平成21年度より100件/年に変更)
2 中間検査受検率	中間検査受検数 / 対象件数(特定工程終了件数)	100%
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	件	50	100	100	100/年	実行計画の見直しにより、平成21年度より100件/年に変更
	実績1		57	83			
	= /	%	114.0	83.0			
指標2	目標値1	%	100.0	100.0	100.0	100.0/年	平成21年度実績 315件/343件
	実績1		90.7	91.8			
	= /	%	90.7	91.8			
指標3	目標値1	件					
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	70,791	149,540			220,331	
人件費		27,037	32,210			59,247	
事務費		397	367			764	
減価償却費		0	0			0	
総計		98,225	182,117			280,342	
財源内訳	千円	80,941	121,180			202,121	
一般財源		17,284	59,289			76,573	
特定財源							
一般財源投入率	%	82.4	66.5			72.1	
職員	人	3.2	3.9			7.1	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	個々の建築物の耐震化が進むこと、また建築基準法に適合し、安全であることによって、「災害に強い安全なまちづくり」が達成されることについて、区が助成等を行うことは適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	建物の耐震性を詳細に把握しかつ補強計画の作成を行う「耐震調査・計画費助成(木造)実施件数」を指標とすることは、建築物の耐震化率の向上に繋がります。また中間検査については、基礎等主要な構造部分を検査対象としており、目標設定として適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	事業実施の流れは、区民の耐震化への理解を得るという面から効率的な実施内容です。また、区内建築物の安全・安心を図るには、現場パトロール等の地道な活動が最も効果的であると考えます。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	木造住宅の耐震調査・計画作成の実施件数は、目標件数を達成しないものの、前年度の実績件数を上回りました。また、中間検査受検率は91.8%でしたが、昨年度を上回り、目標水準に近づきました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	建築物等耐震化支援事業は、耐震調査・計画費助成の実績件数が、目標に達してないものの前年度の実績件数を上回っており、事業全体を通して「計画どおりに進んでいる」と評価します。安全・安心な建築物づくりについては、中間検査受検率のほか完了検査受検率、定期報告率とも前年度を上回り、相談会も全特別出張所で実施しており、「計画どおり進んでいる」と評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	建築物等耐震化支援事業は、対象住宅等への積極的な取り組みが求められています。実績向上を目指し積極的に地域に入っていき必要があります。安全・安心な建築物づくりは、建築物の安全、安心化を図るには、新築建築物だけでなく、既存建築物が適正に維持管理されているかについても検討する必要があります。			
	改革方針	建築物等耐震化支援事業は、新宿区耐震補強推進協議会と協働して普及啓発活動を行い、耐震化の実績向上に繋げていきます。また、積極的に地域に入り込んで耐震化を進めるための仕組みづくり(モデル地区)の検討を行います。安全・安心な建築物づくりは、外部評価委員会の指摘を受け、定期報告率の目標を100%に設定します。定期報告率の向上に向け、今年度及び次年度に対象となる建築物に対して啓発チラシを送付します。			
22年度実績	改革方針への対応状況	建築物耐震化支援事業は、積極的な普及啓発活動により、耐震化の実績向上に繋がりました。積極的に地域に入り込んで耐震化を進めるための仕組みづくり(モデル地区)の検討を行いました。安全・安心な建築物づくりについては、各受検率、報告率の目標を100%とし、受検啓発現場パトロールの実施及び定期報告の21、22年度対象建築物に啓発文書の送付を行いました。			
	課題	建築物耐震化支援事業は、年々実績は向上しているものの、耐震調査・補強計画を実施した件数に比べ耐震改修工事まで行う件数が少ないのが現状となっています。安全・安心な建築物づくりについては、新築建築物の適正な工事及び既存建築物の適正な維持管理が行われるよう効果的に啓発を行っていくことが必要です。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
改革方針	内容	建築物等耐震化支援事業は、引続き、積極的な普及啓発活動を行うとともに、22年度より開始する「委任払い制度」等についても周知を行い実績向上に繋げていきます。また、積極的に地域に入り込んで耐震化を進めるための仕組み(モデル地区)を実施します。安全・安心な建築物づくりは、中間・完了検査の受検率及び定期報告率100%を目指して現場パトロールや文書送付など様々な方法で啓発を継続して行っていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	43	道路・公園の防災性の向上			

目的	
防災機能の強化を図るべき地区の道路・公園を整備し、災害に強い安全なまちづくりを進めていきます。	
手段	
(仮称)富久公園の整備 百人町三・四丁目地区の道路・公園整備 新宿中央公園の設備改修	道路・公園の治水対策(22年度より新規) 道路・公園擁壁の安全対策(22年度より新規)

事業の主な実施内容

平成21年度	
	富久さくら公園周辺の道路整備(2路線)、案内板整備
	百人町三・四丁目地区区画街路2号測量等委託、区画街路3号用地取得(242.16㎡)
	新宿中央公園の放送設備・照明設備・防災トイレ・変電施設改修

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 (仮称)富久公園の進捗状況	当地域の防災性と居住環境の向上を図る施設の出来高	20年度:新設公園整備 21年度:周辺道路カラー舗装等
2 百人町三・四丁目地区道路整備延長	計画区画街路延長のうち整備済み区画街路延長	23年度末に街路180mを整備(21年度変更)
3 新宿中央公園設備の改修・整備状況	当公園の防災機能強化設備の改修・整備の出来高	21年度:放送設備・照明設備 防災トイレ・変電施設 22年度:自家発電設備
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	%	78.0	100.0			100.0	
	実績1		78.0	100.0				
	= /		100.0	100.0				
指標2	目標値1	m	0	0	80	100	180	
	実績1		0	0				
	= /		0.0	0.0				
指標3	目標値1	%	0.0	89.0	100.0		100.0	
	実績1		0	89.0				
	= /		0.0	100.0				
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	164,934	300,165			465,099	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		340	25,972			26,312	
減価償却費		0	0			0	
総計		173,723	334,396			508,119	
財源内訳	千円	101,723	283,396			385,119	
一般財源 特定財源		72,000	51,000			123,000	
一般財源投入率	%	58.6	84.7			75.8	
職員	人	1	1			2	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	地域の防災性向上のため、道路・公園を確保する必要があり、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	防災性向上を含めた、望ましいまちづくりを実行できる目標であることから適切です。百人町三・四丁目地区道路の整備に関しては、21年度に指標を見直しました。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	富久地区の道路整備及び新宿中央公園の施設整備には、国庫補助を充当しています。また、富久町再開発事業と調整を図り道路等の整備を進めるなど、効率的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	富久地区や新宿中央公園での施設整備は、計画のとおり実施しました。百人町地区では、翌年度以降の整備に向け、道路用地の取得や測量、公園の園路整備の設計を行い、目的の達成度は高いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	富久地区や新宿中央公園での施設整備は計画どおりに進んでいます。また百人町地区においては、道路の設計、整備に先立ち、用地取得(区画街路3号線)や交通量調査、測量及び隣接道路整備と一体的に進める西戸山公園の園路整備の設計等(区画街路2号線)を実施し、地域の防災性の向上に向け、事業全体としては計画どおり進んでいると評価できます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	富久地区においては、公園サポーター結成に向けて、さらなる働きかけを行う必要があります。百人町地区では、事業長期化に対し、準備作業が必要です。防災トイレ設置のためローリングを行った新宿中央公園では、その十分な検討が必要です。				
	改革方針	富久地区では、公園サポーター結成を推進するとともに、公園への誘導案内板と区道のカラー舗装整備を行います。百人町地区では、地権者に事業説明を行い、国有地、民有地の買収を進めます。新宿中央公園では、21年度に設備改修(放送・照明・防災トイレ)を実施します。				
22年度評価	21年度実績	富久地区では、公園サポーターが結成され自主的活動が進んでいます。また案内板等の施設整備を行いました。百人町地区では、道路整備に向け、測量等を実施するとともに、財務省用地を取得しました。新宿中央公園では、計画どおりに放送・照明設備の改修や防災トイレの設置を行いました。				
	課題	富久地区では、整備した公園・施設について地域住民へ定着を図っていく必要があります。百人町地区では、道路整備対象地及び隣接地の地権者に事業説明し、用地取得と道路整備を進める必要があります。新宿中央公園では、停電時にも放送・照明施設が稼働できる設備が必要です。				
	改革方針	<table border="1"> <tr> <td>方向性</td> <td>現状のまま継続 事業統合</td> <td>手段改善 休廃止</td> <td>事業縮小 その他(制度改正等)</td> <td>事業拡大</td> </tr> </table> <p>富久地区では、公園サポーターを含めて地域による取組みを支援し、公園での防災訓練等、防災意識の向上を図っていきます。また百人町地区では、22年度に財務省用地1件を取得する等、引き続き道路整備に向けた取組みを進めるとともに、西戸山公園のトイレを防災機能を備えた施設に改築します。新宿中央公園では、自家発電設備を整備します。また、災害に強い安全なまちづくりをより一層推進するため、今後、道路・公園の治水対策や擁壁の安全対策にも取り組んでいきます。</p>	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大		

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	44	道路の無電柱化整備			
------	----	-----------	--	--	--

目的	
<p>主要な区道において、電線類を地下に埋設し、電柱を撤去することにより、災害に強いまちづくりを進めるとともに、歩行空間のバリアフリー化や都市景観の創出を図ります。また、再開発等の機会をとらえ、事業者等に無電柱化の整備を要請していきます。</p>	
手段	
<p>電線共同溝方式(電線共同溝の整備に関する特別措置法に基づき、電線類を收容するため、道路管理者が道路の地下に施設を整備します。)及び既存ストック方式を採用し電線類の地中化を行います。</p>	

事業の主な実施内容

平成21年度	
補助72号線(217m)の電線共同溝設置工事	無電柱化整備路線調査
三栄通り(400m)の試掘調査	
聖母坂通り(580m)の予備調査・設計	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 地中化整備路線延長	電線類を地中化する区道整備予定延長	平成23年度までに10.3%
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	9.9	10.0	10.0	10.3	10.3	数年度に亘る事業のため
	実績1		9.9	10.0				
	= /		100.0	100.0				
指標2	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	3,150	127,328			130,478	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		219	279			498	
減価償却費		0	0			0	
総計		11,818	135,866			147,684	
財源内訳	千円	11,818	100,805			112,623	
一般財源 特定財源		0	35,061			35,061	
一般財源投入率	%	100.0	74.2			76.3	
職員	常勤職員	人	1	1		2	
	非常勤職員		0	0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	費用負担については、法律に基づく道路管理者としての責務であり、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	路線設定については、都市計画道路及び強い住民要望の多い路線であることから、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	委託業務を活用して効率的・効果的に事業を進めました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	三栄通りについて、地上機器の設置箇所の確保等に時間を要したため、事業の遅れがみられますが、他の路線では予定どおり21年度の事業を達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	三栄通りについてはやや事業が遅れていますが、補助72号線については電線共同溝本体工事が完了するなど、事業全体は計画通りに実施したと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	電線共同溝の事業に当たり高度な技術力が必要なため、外部委託の必要があります。三栄通りについては、埋設管等が輻射して支障移設等に相当時間がかかるため十分な調整を行う必要があります。			
	改革方針	さらなる、推進のため平成21年度より1路線(聖母坂通り)の事業追加を行いました。関係施設との調整をより徹底し、効率的に事業展開を図っていくため、外部委託において事業推進して行きます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	聖母坂通りについて予備調査・設計を行い事業に着手するとともに、補助72号線については電線共同溝本体工事が完了するなど、外部委託を活用し事業を予定通りに進めました。			
	課題	聖母坂通りについては、沿道の協力のもと地上機器の設置箇所を確保する必要があります。三栄通りについては、埋設管等が輻射して支障移設等に相当時間がかかるため十分な調整を行う必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	関係施設との調整をより徹底し、効率的に事業展開を図っていくため、外部委託において事業推進して行きます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	45	木造住宅密集地区整備促進			
------	----	--------------	--	--	--

目的	
若葉・須賀町地区において、住宅の建替えや共同化を促進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、防災性の向上と住環境の改善を図ります。	
手段	
若葉・須賀町地区(15.6ha)内において、一定の要件を満たしている老朽化した木造住宅の不燃建替えに対して、建替促進助成を行うとともに、主要生活道路の拡幅等、公共施設を整備します。	

事業の主な実施内容

平成21年度	
	若葉地区区画道路3号道路用地買収(1箇所9㎡)
	若葉地区の事業推進に向けた地区計画見直し検討
	共同建替えの事業化に向けた支援 (若葉2-11地区、若葉3-2北地区)

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 木造住宅密集地区整備促進	若葉・須賀町地区 道路用地等買収面積(累計)	23年度に1,212㎡ (21年度変更)
2 木造住宅密集地区整備促進	建替え促進助成適用住宅戸数(累計)	23年度に201戸 (21年度変更)
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1		1,322	1,212	1,212		21年度実績9㎡
	実績1	㎡	1,179	1,188			
	= /	%	89.2	98.0			
指標2	目標値1		167	201	201		21年度は事業化に向けた合意形成を進めました。
	実績1	戸	121	121			
	= /	%	72.5	60.2			
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /						
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	8,260	14,595			22,855	
人件費		16,898	16,518			33,416	
事務費		93	340			433	
減価償却費		0	0			0	
総計		25,251	31,453			56,704	
財源内訳	千円	19,801	20,160			39,961	
一般財源 特定財源		5,450	11,293			16,743	
一般財源投入率	%	78.4	64.1			70.5	
職員	常勤職員	人	2	2		4	
	非常勤職員	人	0	0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	防災性の向上や住環境の改善が必要な地区において、区が道路等の公共施設の整備を行うことや民間の建替えを支援することは、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	防災性の向上と住環境の改善を図るため、建替えを促進するとともに、建替えに合わせた道路整備は、目標として適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	防災性の向上と住環境の改善を図るため、当事業により、地区内の建替えに合わせた公共施設整備や建替え支援は効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	当事業は、共同建替え事業の合意形成が不可欠です。合意形成には長期を要しますが、積極的なまちづくり懇談会の開催等により合意形成の熟度が高まっています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	道路用地買収については、1箇所買収し目標の98%は達成しました。建替え促進助成については、事業化には至りませんでした。まちづくり懇談会を開催すること等により合意形成の熟度は進捗していることから、事業全体としては計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	建替促進地区は、共同建替えの事業化に向けた最終的な合意形成まで至らなかったことから、更に合意形成に向けた支援が必要です。また、地区内の住宅の建替えや共同化を促進するため、地区計画等のまちづくりルールの見直しを更に検討する必要があります。			
	改革方針	地区の防災性の向上と住環境の改善を図るため、建替促進地区では、まちづくり相談員を派遣し、まちづくり懇談会を開催することにより更に権利者の合意形成を進めます。また、20年度に検討した事業推進方策や地区計画等まちづくりルールの見直しのための基礎データを踏まえ、地元意向の把握や合意形成を図りながら、地区計画等まちづくりルールの変更のたたき台を作成します。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	若葉地区区画道路3号において道路拡幅用地を買収しました。建替促進地区では、まちづくり相談員の派遣による懇談会の開催や権利者の意向調査を行うなど、事業化に向けた権利者の合意形成を進めました。また、地区内の住宅の建て替えや共同化を促進するため、地区計画等まちづくりルールの見直しのたたき台を作成しました。		
		課題	建替促進地区では、共同建替えの最終的な事業化の合意形成までは至らなかったことから、引き続き合意形成に向けた支援が必要です。また、地区内の住宅の建替えや共同化を促進するため、21年度に作成した地区計画等のまちづくりルールの見直しのたたき台をもとに、地元意向を把握し合意形成を図りながら更に検討を進める必要があります。		
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
		内容	地区の防災性の向上と住環境の改善を図るため、建替促進地区では、まちづくり相談員を派遣し、まちづくり懇談会を開催すること等により事業化に向けて権利者の合意形成を進めます。また、21年度に作成した地区計画等のまちづくりルールの見直しのたたき台をもとに、地元意向を把握し合意形成を図りながら地区計画等のまちづくりルールの見直しの素案を作成します。		

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	46	再開発による市街地の整備			
------	----	--------------	--	--	--

目的
防災・安全・住環境等の課題を抱える地区について、地元権利者等の参加による市街地再開発事業を支援し、安全で安心して住めるまち、地域の特性が活きるまち、みどりの多い快適なまちの実現を誘導します。
手段
都市再開発法に基づく手続き、再開発組合運営の支援及び補助金交付を行います。 市街地再開発準備組合やまちづくり協議会の活動支援を行います。

事業の主な実施内容

平成21年度		
西新宿六丁目西第6地区の本体工事完了、西新宿八丁目成子地区の本体工事継続、両地区の市街地再開発組合へ指導・助言及び補助金交付	西新宿五丁目中央南地区、西新宿三丁目西地区及び西新宿五丁目北地区の市街地再開発準備組合への指導・助言	
西富久地区の組合設立及び市街地再開発組合への指導・助言及び補助金交付		
西新宿五丁目中央北地区の市街地再開発準備組合への指導・助言		

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 事業進捗率1(事業地区) (西新宿六丁目西第6地区、西新宿八丁目成子地区、西富久地区、西新宿五丁目中央北地区)	再開発事業の機運0%から、準備組合等の設立時30%、都市計画決定時50%、事業認可時70%、権利変換計画認可・着工時を90%、完成時を100%とし、評価したものです。	平成23年度に95%の水準達成 (21年度変更)
2 事業進捗率2(準備地区) (西新宿五丁目中央南地区、西新宿三丁目西地区、西新宿五丁目北地区、四谷駅前地区)	再開発事業の機運0%から、準備組合等の設立時30%、都市計画決定時50%、事業認可時70%、権利変換計画認可・着工時を90%、完成時を100%とし、評価したものです。	平成23年度に35%の水準達成 (21年度変更)
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	76.7	77.5	82.5	95.0		23年度95% (21年度から西富久地区を準備地区から事業地区へ変更)
	実績1		76.7	77.5				
	= /	%	100.0	100.0				
指標2	目標値1	%	35.0	30.0	30.0	35.0		23年度35% (22年度から四谷駅前地区を追加)
	実績1		35.0	30.0				
	= /	%	100.0	100.0				
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,078,640	1,911,140			2,989,780	
人件費		42,245	49,554			91,799	
事務費		233	197			430	
減価償却費		0	0			0	
総計		1,121,118	1,960,891			3,082,009	
財源内訳	千円	163,518	1,129,251			1,292,769	
一般財源 特定財源		957,600	831,640			1,789,240	
一般財源投入率	%	14.6	57.6			41.9	
職員	人	5	6			11	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	都市計画事業として事業を推進し、区内及び周辺地区の住民の理解や関係権利者の合意形成を図るために、区が関与することは適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	市街地再開発事業は長期にわたる合意形成が重要であり、指標は合意形成を評価するものであることから適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	地元の市街地再開発組合等の民間活力を活用して事業を実現することにより、効率的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	西新宿六丁目西第6地区は工事完了、西新宿八丁目成子地区は順調に工事中、西富久地区は組合設立となり、着実に事業が進捗しています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	西新宿六丁目西第6地区は工事完了、西新宿八丁目成子地区は順調に工事中、西富久地区は組合設立となり、着実に事業が進捗しており、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	市街地再開発事業についての計画の公益性、手続きの透明性を図り、区内及び周辺地区の住民の理解や関係権利者の合意形成を進めるほか、資材価格の上昇等の影響により工事費が高騰したため、事業計画の見直しや事業採算性の確保に向けての調整が必要となります。				
	改革方針	安全で快適な住み良いまちづくりの実現のため、引き続き市街地再開発事業の計画の公益性、手続きの透明性を図り、区内及び周辺地区の住民の理解や関係権利者の合意形成を進める必要があります。また、資材価格の上昇等による工事費の高騰の影響を考慮し、事業計画の見直しや事業採算性の確保に向けて市街地再開発組合等を指導・助言し、調整を図り、事業を着実に促進していくこととします。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	区内及び周辺地区の住民の理解や関係権利者の合意形成、事業採算性の確保のため、適切に市街地再開発組合等を指導・助言し、調整を図り、1地区について工事完了し、1地区について組合設立となりました。			
		課題	市街地再開発事業の計画の公益性、手続きの透明性を図り、区内及び周辺地区の住民の理解や関係権利者の合意形成を進める必要があります。また、マンション市況の悪化等による影響を踏まえ、事業計画の作成や見直し、事業採算性の確保に向けての調整が必要となるとともに、上位行政計画と整合し、地域貢献を明らかにした周辺理解の得られる計画とする必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	安全で快適な住み良いまちづくりの実現のため、引き続き市街地再開発事業の計画の公益性、手続きの透明性を図り、区内及び周辺地区の住民の理解や関係権利者の合意形成を進めます。また、マンション市況の悪化等による影響を踏まえ、事業計画の見直しや事業採算性の確保を図りながら、上位行政計画と整合し、地域貢献を明らかにした周辺理解の得られる計画とするよう、市街地再開発組合等を指導・助言するとともに、関係機関と調整を図り、事業を着実に促進していくこととします。			

事業評価シート (まちづくり編)

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	47	地域防災拠点と避難施設の充実			
------	----	----------------	--	--	--

目的

区民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、災害情報システムの充実を図ります。区施設や避難所となる区立小中学校に同報系無線を配備し、迅速な情報提供を図っていきます。また、災害時において地域センターは、地域本部として位置づけられており、地域住民への支援等の拠点として被害状況の把握、避難勧告の指示、区民への情報提供、避難所の開設、ボランティアの支援、罹災証明、救援物資の支給など多岐にわたる役割を担っています。地域本部における情報通信を始め活動拠点としての機能を充実させるため、非常用電源設備の整備を行います。

手段

災害情報システムの整備(屋外拡声子局102局・防災ラジオ415台)
 災害時地域本部の非常電源設備の整備(筲笥町・落一・柏木・若松町・角筈・四谷・大久保)
 施設整備工事により実施し、平成20年度は7か所の設計委託、平成21年度に3か所の整備工事、平成22年度に2か所の整備工事、平成23年度に2か所の整備工事を実施します。

事業の主な実施内容

平成21年度	
	同報系防災無線のデジタル化更新工事に係る実施設計を行いました。
	3所(筲笥町・落合第一・柏木)の地域センターの非常用電源設備の整備工事が完了しました。 戸塚は、21年度の地域センター開設に併せて整備しました。

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 災害情報システムの整備	屋外拡声子局(屋外スピーカー)での音声伝達度	平成23年度までに屋外拡声子局102局(既設:98局)・防災ラジオ415台(既設:413台)を配備します。
2 災害時地域本部の非常電源設備の整備	非常用電源設備(運転可能時間2日間以上)を整備した災害時地域本部数(累計)	23年度までに7か所の地域センターに非常電源設備を整備します。
3		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	局	計画	設計	472	45	屋外拡声子局 102局 防災ラジオ 415局	
	実績1		計画	設計				
	= /		%	100.0				
指標2	目標値1	か所	設計	3	2	2	7	
	実績1		設計	3				
	= /		%	100.0	100.0			
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	11,445	214,333			225,778	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		19,894	222,592			242,486	
財源内訳	千円	19,894	4,946			24,840	
一般財源		0	209,387			209,387	
特定財源							
一般財源投入率	%	100.0	2.2			10.2	
職員	人	1	1			2	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	地域防災拠点と避難施設の充実については、行政の責務であるため適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区民に災害情報を的確に伝えることが重要であり、そのために、目標に定める災害情報システムを整備することは適切です。また、防災拠点としてその機能充実を図ることが重要であり、地域センターへの非常電源設備の整備は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	防災上、必要となる局数及び箇所数を整備目標としているため、効果的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	災害情報システムの整備については、4カ年計画で事業を実施しており、予定どおり進行しています。また、災害時地域本部の非常電源設備の整備についても予定どおり進行しています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	災害情報システムの整備については、実施設計が予定どおり終了しました。また、非常電源設備の整備についても予定どおり3箇所の整備が終了したことから計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	1 災害情報システムの整備 実施設計に関しては、電波状況の変化や建物環境の変化に十分注意しながら進めていく必要があります。 2 災害時地域本部の非常電源設備の整備 20年度の設計調査に基づく工事計画どおりに、適切に実施していく必要があります。
	改革方針	1 災害情報システムの整備 電波状況の変化や建物環境の変化に、十分注意しながら進めていきます。 2 災害時地域本部の非常電源設備の整備 設置に当たっては、年度ごとの整備対象施設(地域センター)の調整を行い実施します。また、地域センターの構造等にも十分配慮して施工します。
22年度実績	改革方針への対応状況	1 災害情報システムの整備 電波状況等の環境変化を考慮しながら実施設計を行いました。また、災害時に迅速かつ確実に既存設備が稼働するよう日常点検と定期点検を実施しました。 2 災害時地域本部の非常電源設備の整備 当初計画では22年度に四谷・角筈、23年度に若松町・大久保の整備工事を実施する予定でしたが、四谷は複合施設であり、整備工事にあたり、充分な調整が必要となるため23年度実施とし、若松町を22年度に整備することしました。今後、整備工事に当たっては、地域センターの構造等にも十分配慮して施工します。
	課題	1 災害情報システムの整備 2か年に及ぶ工事となることから、年次計画どおりに更新工事を行っていく必要があります。また、2年の間、新型デジタル無線と旧型アナログ無線を併用して工事を進めていくため、適切な保守管理が必要です。 2 災害時地域本部の非常電源設備の整備 工事計画どおりに実施していくとともに、複合施設については関係部署と調整を図る必要があります。また、整備が終了した非常電源設備については適切に保守する必要があります。
	方向性	現状のまま継続 事業統合 手段改善 休廃止 事業縮小 その他(制度改正等) 事業拡大
改革方針	内容	1 災害情報システムの整備 平成21年度に実施設計を行い、音声伝達範囲をさらに広くできるように屋外拡声子局の局数を増加しました。また、防災ラジオの台数についても配備場所の見直しを行い、増加しました。工事を計画通りに進めるとともに、災害時に備えて既設無線機器の適切な保守管理を行っていきます。 2 災害時地域本部の非常電源設備の整備 整備に当たっては、地域センターの構造や個別事情を考慮し、工事を実施していきます。

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	4	基本施策	
計画事業	48	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進			

目的
新宿区に住む人にとっても、訪れる人にとっても、安全で安心して過ごせるまちづくりを推進します。
手段
区民の安全・安心の推進に関する条例に基づく安全推進地域活動重点地区に対し、パトロールに使用するジャンパーを貸与するとともに、地域の建物等に貼るステッカーを配布することでPR活動を行い、安全・安心のまちづくりの気運を盛り上げます。また、必要に応じ重点地区に職員を動員して、地域住民と一体となってパトロール等を行います。

事業の主な実施内容

平成21年度	
安全推進地域重点地区の指定	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 安全推進地域活動重点地区の指定数	安全推進地域活動重点地区に指定された地区の延べ数	平成23年度までに85地区
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	55	65	75	85	85	
	実績1	58	64				
	= /	%	105.5	98.5			
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	30,575	13,993			44,568	
人件費		16,898	16,518			33,416	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		47,473	30,511			77,984	
財源内訳	千円	36,074	27,298			63,372	
一般財源 特定財源		11,399	3,213			14,612	
一般財源投入率	%	76.0	89.5			81.3	
職員	人	2	2			4	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区が行っている自主防犯活動への支援は、区民が行う防犯活動への参加気運を高め、地域の防犯力を向上させていく担い手となるため適切といえます。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	目標設定は、毎年開催している防犯活動推進連絡会を通して区民との協働の視点で充実を図っており、地域の防犯力を向上させるため、重点地区を区内全域に広めるものであり、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	この施策は区民による自主運営を基本としており、区民による防犯活動を行う上で必要となる資器材等の支援は、地域の防犯意識を高める結果となり、本事業は効果的・効率的といえます。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	関係部署との連携や協力により重点地区指定に向けた取組みを行った結果、目標と同程度の結果が得られ、安全・安心まちづくりが推進できました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	安全・安心まちづくりは、区民が自主的活動を行うことで実現するものであり、条例に基づく重点地区の指定により、自主的活動を側面から支援したこと、安全で安心なまちづくりが推進できました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	重点指定地区及び防犯ボランティアグループは増加傾向にあるものの、重点指定地区の少ない特別出張所管内もことから、各種活動を通じて未指定地区の解消に努めます。			
	改革方針	重点指定地区や防犯ボランティアグループに対する支援について啓発活動をすることで、住民や地域からの参加機運などを高めるとともに住民や地域の連帯感を醸成し、安全・安心まちづくりを推進しながら、関係部署との連携を強めていきます。また、PTAなどと連携して若い世代を取り込んでいき、「安全で安心して暮らせるまつづくり」を継続していきます。			
22年度評価	21年度実績	重点指定地区や防犯ボランティアグループに対し、支援活動の際に啓発活動を関係機関と連携して積極的に行いました。また、PTAを通じて地域安全マップの普及を行い、犯罪被害防止の向上と安全・安心まちづくりの推進を図りました。			
	課題	重点指定地区が少ない四谷・落合第二特別出張所地区等を重点に、新規指定に向けた啓発活動を積極的に行っていくことが必要です。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	重点地区として指定した地域については、防犯座談会や合同パトロールを通じて防犯意識の向上に努め、地域の活性化を図ります。また、重点指定地区が少ない地域については、各地域間の協力体制の確立と警察署及び警察署の協力団体等との連携に努めるなど、強力で安全・安心のまちづくりを展開していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	4	基本施策	
計画事業	49	民有灯の改修支援			

目的
安全・安心のまちづくりを推進し、まちの防犯性を強化するため、区が民有灯(町会等が管理する私道に設置する街灯)の一斉照度調査を実施し、調査結果を踏まえて、町会等からの申請に基づく改修工事(新設及び改良)を集中的に実施し、照度アップを図ります。
手段
区内の民有灯について一斉照度調査を実施し、調査結果を踏まえて町会等からの申請に基づき、改修支援工事を順次進めます。

事業の主な実施内容

平成21年度	
民有灯の改修支援工事(新設及び改良)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 新設したり、改良した民有灯の基数	平成20年度から平成22年度までに、区が民有灯を工事した基数	平成22年度までに2,952基 (21年度変更)
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	基	1,720	667	565	2,952	
	実績1		1,720	715			
	= /	%	100.0	107.2			
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	160,956	68,416			229,372	
人件費		16,898	16,518			33,416	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		177,854	84,934			262,788	
財源内訳	千円	177,854	84,934			262,788	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	2	2		4	
	非常勤職員	人	0	0		0	

平成21年度

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区内の安全性・防犯性を向上させるため、緊急かつ集中的に実施するものであり、区が整備費を負担することは適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	一斉照度調査の結果を踏まえ、優先的に改修の必要があると判定された民有灯の改修を3年間で集中的に実施することから目標・指標は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	一斉照度調査の結果による優先順位に従い、効果的・効率的に実施しています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	20年度と21年度の改修支援工事により、22年度までの目標の82.0%、2,435基の改修を行いました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	改修支援工事により22年度までの目標の82.0%を達成し、地域の安全性・防犯性の向上が着実に図られており、事業全体を通して計画どおり進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	引き続き、一斉照度調査の結果を踏まえて町会等からの申請に基づき、順次改修を進める必要があります。			
	改革方針	平成20年度から平成22年度まで、集中的に改修支援工事を実施するため、引き続き順次工事を進めていくこととします。			
22年度評価	21年度実績	平成20年度に引き続き、町会等からの申請に基づき、照度が確保できないなど優先度の高い民有灯から順次改修支援工事を実施しました。			
	課題	今後も引き続き目標に沿い計画的に工事を進めていく必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	平成20年度から平成22年度まで、集中的に改修支援工事を実施するため、引き続き順次工事を進めていくこととします。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	4	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	132	消費生活センターの機能充実			
------	-----	---------------	--	--	--

目的	
消費生活センターを第二分庁舎分館に移転し、「食の安全」や「多重債務」などの消費者問題に対して、保健所や福祉事務所と一体的・総合的に対応できる体制を整備します。	
手段	
21年度に消費生活センターを第二分庁舎分館に移転します。現施設は消費生活センター分館とし、消費者団体の活動支援などの場として活用します。	

事業の主な実施内容

平成21年度	
消費生活センターを第二分庁舎分館に移転。現施設は、消費生活センター分館としました。	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 消費生活センターの移転	消費生活センターを第二分庁舎分館に移転。現施設は、消費生活センター分館とします。	平成21年4月に移転
2		
3		
4		

達成水準

	単位	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	1				
	実績1	1				
	= /	%	100.0			
指標2	目標値1					
	実績1					
	= /	%				
指標3	目標値1					
	実績1					
	= /	%				
指標4	目標値1					
	実績1					
	= /	%				

コスト

トータルコスト		単位	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円		2,344			2,344	
人件費			9,080			9,080	
事務費			0			0	
減価償却費			0			0	
総計			11,424			11,424	
財源内訳	千円	一般財源	11,424			11,424	
		特定財源	0			0	
一般財源投入率	%		100.0			100.0	
職員	人	常勤職員	1			1	
		非常勤職員	0.3			0.3	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	消費者サービスの向上のために、区が保健所や福祉事務所と一体的・総合的に対応できる体制を検討・整備することは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	保健所や福祉事務所と一体的・総合的に対応できる体制の整備を、施設の移転によって実現するものであり、適切であると考えます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	保健所や福祉事務所と連携して、効果的・効率的に消費者問題に対応できるよう、体制を整備するものです。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	目標を予定通り達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	目標を予定通り達成しました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	「食の安全」や「多重債務」などの消費者問題に対して、保健所や福祉事務所と一体的・総合的に対応できる体制を整備するために、消費生活センターを第二分庁舎分館に移転することが必要です。				
	改革方針	21年度に消費生活センターを第二分庁舎分館に移転します。現施設は消費生活センター分館とし、消費者団体の活動支援などの場として活用します。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	平成21年4月に消費生活センターを第二分庁舎分館に移転し、「食の安全」や「多重債務」などの消費者問題に対して、保健所や福祉事務所と一体的・総合的に対応できる体制を整備しました。現施設は消費生活センター分館とし、消費者団体の活動支援などの場として活用します。			
		課題	複合的な問題に適切に対応するため、関係機関とより一層の連携強化が必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	「食の安全」や「多重債務」などの消費者問題に対して、保健所や福祉事務所と連携して、一体的・総合的に対応していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	50	ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進			

目的	
持続可能な資源循環型社会の構築のため、ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進を図ります。	
手段	
資源回収の推進 プラスチックの資源回収の推進 ごみの発生抑制の推進	事業系ごみの減量推進

事業の主な実施内容

平成21年度	
リサイクル活動団体への支援	新宿区3R推進協議会を設立し、ごみ減量の取組を検討。3Rキャンペーンを実施
古紙、びん・缶、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、乾電池の資源回収の実施	新宿区3R推進協議会提唱によるエコ自慢ポイントの取組を実施。また、レジ袋辞退率調査を実施
容器包装プラスチックの資源回収の実施	事業用大規模建築物への立入指導の強化及び計画的な実施、要綱物件の実態調査による台帳の整備等を実施

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 資源化率(%)	資源回収量/(区が収集するごみ量 + 資源回収量)	平成23年度に25%
2 一人一日当たりの区収集ごみ量(g)	区が収集するごみ収集量 / 1月1日現在の人口(住民基本台帳人口 + 外国人登録人口) / 365日	平成23年度に650g
3 買い物の際、レジ袋を断る方が多い、もしくはほとんど受け取らない人の割合(21年度指標変更)	区政モニターアンケートでの回答の割合	平成23年度に50%
4 条例物件への立入指導数(件)(21年度指標変更)	延床面積3,000㎡以上の事業系大規模建築物への立入指導件数	平成23年度までに600件(1年間で200件)

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	21	22	23	25	
	実績1	%	21.2	20.9			
	= /	%	101.0	95.0			
指標2	目標値1	g	750	720	685	650	650
	実績1	g	725	696			
	= /	%	103.4	103.4			
指標3	目標値1	%	20	30	40	50	50
	実績1	%	22.1	34.8			
	= /	%	110.5	116.0			
指標4	目標値1	件		200	200	200	600
	実績1	件		190			
	= /	%		95.0			

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	976,575	1,030,847			2,007,422	
人件費		57,580	94,931			152,510	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		1,034,155	1,125,778			2,159,932	
財源内訳	千円	865,561	1,029,836			1,895,396	
一般財源		168,594	95,942			264,536	
特定財源							
一般財源投入率	%	83.7	91.5			87.8	
職員	人	6.5	10.5			17.0	
非常勤職員		1	3			4	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	資源回収は循環型社会形成推進基本法の規定等により負担は行政が担いますが、ごみの減量とリサイクルの推進には、行政、区民、事業者が協働し責任と役割を果たしていく必要があります。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	本事業の目的を踏まえ、目標の見直しを行いました。また、平成21年度より本事業の枝事業として「事業系ごみの減量推進」が加わりましたので、これに対応する目標を新たに設定しました。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	資源の回収は、行政回収と区民が自主的に実施する集団回収で行なっています。資源の回収業務は費用対効果からほぼ全て委託しています。3R推進協議会は事業者・区民・区が協働で実施するものです。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	一人当たり区収集ごみ量は目標を達成しましたが、資源化率とプラスチック回収量は目標を達成することができませんでした。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	資源化率は目標値を超えることができませんでしたが、一人一日当たりの区収集ごみ量については目標値を超える成果を挙げました。また、リデュース・リユース・リサイクルの推進のため、事業者・区民団体とともに新宿発「エコなくらし」3R協働宣言を表明しました。エコ自慢ポイントの常時受付施設を増やしました。このため、事業全体を通し計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	容器包装プラスチックのリサイクルについて更に普及啓発を充実していくとともに、目標量が実際に即しているか再検討する必要があります。古紙の回収量が前年度より約500t減少しており、費用対効果を考慮した対策の必要があります。3R推進協議会の運営では会員が一体感を持てる取組の検討が必要です。また、エコ自慢ポイントの取組の充実・拡大を求める声があります。			
	改革方針	今後も狭小路地区拠点回収の実施など事業を拡大します。容器包装プラスチックの資源回収を重点的に普及啓発するとともに、目標量の再検討を行ないます。古紙回収量減に対しては、パトロールや区の資源回収に出すことを明示した古紙回収袋の配布等を行ないます。3R推進協議会各会員の3Rの取組を対外的に発信します。エコ自慢ポイントを充実・拡大します。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	1年を通じて広報紙、チラシ等により資源回収についての普及啓発を実施しました。平成21年7月から狭小路地区でびん・かん・ペットボトルの拠点回収を開始しました。9月には資源持ち去り防止パトロールを重点的に実施し、資源持ち去り防止袋の配布を始めました。10月に新宿発「エコなくらし」3R協働宣言を表明。エコ自慢ポイントの受付常時施設を増やしました。		
	課題	狭小路地区で新たに拠点回収を開始したびん・かん・ペットボトルは回収量が増加しましたが、その他の資源では、回収量が減少しました。今後も資源回収の普及啓発を粘り強く実施していくとともに新たな資源回収品目についても検討する必要があります。事業系大規模建築物の立入調査を計画的に組んだ件数が年間233件でしたが、キャンセルが43件あり目標を若干下回りました。3R宣言では行動計画の成果の確認が必要です。広い視点の3Rを求める声があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	引き続き広報紙、チラシ、パンフレット等により普及啓発活動を実施していきます。また、新たにスプレー缶・カセットボンベ・化粧品と飲み薬のびんの資源回収を実施します。引き続き事業系大規模建築物の立入調査を実施しますが、特に紙類の排出が飛び抜けて多い物件は、継続監視する必要があります。そのため毎年立入調査を行います。3R宣言では行動計画の実績報告を行い、活動の成果をまとめます。エコ自慢ポイントを区の植林活動に反映させたり、ポイント対象となる行動をレジ袋辞退以外の環境配慮行動にも拡大します。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	51	地球温暖化対策の推進			
------	----	------------	--	--	--

目的
 平成18年2月に策定した「新宿区省エネルギー環境指針」における区内の温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、区民・事業者の省エネルギーへの取組み、新エネルギー等の導入を促進・支援するとともに、区自らも率先して温室効果ガスの削減に取り組み、範を示すことで家庭・事業所における温室効果ガスの削減を目指します。

手段
 区民の省エネルギーへの取組みの促進・支援・普及啓発
 事業者の省エネルギーへの取組みの促進・支援
 区が率先して取り組む地球温暖化対策

事業の主な実施内容

平成21年度	
「みどりのカーテン」の普及	環境マネジメントシステム認証取得費用助成
ライトダウンキャンペーンの実施	雨水利用の促進
「新宿エコ隊」の普及	新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金件数(21年度変更)	区民・事業者等への「新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金」交付累計件数	平成23年度 760件(累計)
2 「みどりのカーテン」設置件数	区民・事業者・学校・公共施設等に「みどりのカーテン」を設置した件数	平成23年度 1,500件
3 雨水利用設備設置区有施設	区有施設への雨水利用設備設置累計件数	平成23年度 57件(累計)
4 温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量	区内における温室効果ガス排出量の平成2年度(2,464千t-CO2)比増減	平成23年度 +5.0%

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	件		349	380	380	1,109	
	実績1			457				
	= /		%		130.9			
指標2	目標値1	枚	1,000	1,200	1,500	1,500	5,200	
	実績1		1,425	1,514				
	= /		%	142.5	126.2			
指標3	目標値1	件	10	10	10	10	40	
	実績1		9	8				
	= /		%	90.0	80.0			
指標4	目標値1	%	12.0	8.5	5.0	5.0		23区温室効果ガス排出量算定手法により3年後に検証
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	35,958	125,322			161,280	
人件費		42,245	41,295			83,540	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		78,203	166,617			244,820	
財源内訳	千円	78,203	145,508			223,711	
一般財源							
特定財源		0	21,109			21,109	
一般財源投入率	%	100.0	87.3			91.4	
職員	人						
常勤職員		5	5			10	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区民・事業者等の地球温暖化防止の取組を区が積極的に後押しするとともに、区自らも率先して区民・事業者等と一体となって取り組んでおり、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	成果の見える取組を新たに指標化するとともに、京都議定書を踏まえた目標を設定し、温室効果ガス排出量の削減に向け、様々な省エネルギー等の取組を推進していくことで、地球温暖化防止につなげていきます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	事業者向けの促進・支援について、参加者を更に拡大していくには、より効果的なPR方法の検討が必要です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	区民・事業者へのアンケート形式によるCO2削減量の簡易算定を引き続き実施しました。加えて、事業者の会合での協力依頼及び個別に訪問をすることで、事業者の理解を深めてもらうPRを実施しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	雨水利用の達成は少し遅れていますが、他の事業指数は、目標値より実績が上回りました。事業全体を通じて多くの参加者があり、省エネ行動の実践を効果的に促進することができ、地球温暖化防止に寄与したと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	簡易算定の精度を高めるとともに、より一層の啓発効果を上げていくために、算定手法の改善と参加者の増大を図る必要があります。また、指標については、平成17年度から継続している環境家計簿事業から、新たに開始した「みどりのカーテン」普及事業に変更するとともに、区内の温室効果ガス排出量の削減状況を追加し、取組みの成果が見える化していきます。			
	改革方針	CO2削減パンフレットの内容を更新し、より効果的なPRにより参加者を増やしていくとともに、様々な環境配慮行動をポイント化し、蓄積したポイントにより区民・事業者が植林を行う制度を構築します。			
22年度評価	改革方針への対応状況	家庭・事業所におけるCO2削減に向けた取組を促進するため、チェック表付きのパンフレットを作成、配布し、取組み結果から区全体の成果を取りまとめました。また、CO2チェック表を提出した方々を「新宿エコ隊」とし、植林に参加してもらう制度を構築しました。			
	課題	CO2がどのくらい削減できているかを広報等を通じて、区民にお知らせすることで、見える化効果により地球温暖化対策のなお一層の普及啓発を図ることが必要です。 また、事業の指標を新エネルギー及び省エネルギー機器補助金件数を追加するとともに、区民及び事業者に対し新宿エコ隊への参加を積極的に呼びかけ、CO2削減に対する意識向上と削減量の増加を図ることが必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	CO2削減努力の結果を事業毎に集計・公表して、「見える化」を進め意識の普及啓発を図ります。区民・事業者の様々なネットワークを通じて、「新宿エコ隊」のPRを実施し、理解を深めていただくことで参加を促進し、「ストップ温暖化 新宿大作戦！！」を区内全域に広げ、地球温暖化対策への意識向上を図ります。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	52	清潔できれいなトイレづくり			

目的
老朽化した公園トイレと公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改修します。
手段
老朽化した公園トイレ及び公衆トイレの改修工事を、整備指針を策定して改修対象、改修方針を定めて計画的に行います。

事業の主な実施内容

平成21年度	
公園トイレ1か所の設計及び工事	
公衆トイレ1か所の設計及び工事	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 改修か所数(公園トイレ)	設置から20年以上経過する公園トイレの改修か所数	平成23年度までに4か所
2 改修か所数(公衆トイレ)	設置から20年以上経過する公衆トイレの改修か所数	平成23年度までに2か所
3 バリアフリー対応割合(公園トイレ)	バリアフリー対応となっている公園トイレの割合	平成23年度までに14.3%
4 バリアフリー対応割合(公衆トイレ)	バリアフリー対応となっている公衆トイレの割合	平成23年度までに44.0%

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	か所	0	1	2	1	4	21年度 本事業 1か所 他事業 1か所
	実績1		0	2				
	= /	%		200.0				
指標2	目標値1	か所	0	1	0	1	2	
	実績1		0	1				
	= /	%		100.0				
指標3	目標値1	%	11.1	11.9	13.5	14.3	14.3	
	実績1			12.8				
	= /	%		107.6				
指標4	目標値1	%	36.0	40.0	40.0	44.0	44.0	
	実績1			40.0				
	= /	%		100.0				

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	2,415	55,188			57,603	
人件費		5,069	4,955			10,024	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		7,484	60,143			67,627	
財源内訳	千円	7,484	35,143			42,627	
一般財源 特定財源		0	25,000			25,000	
一般財源投入率	%	100.0	58.4			63.0	
職員	常勤職員	人	0.6	0.6		1.2	
	非常勤職員	人	0	0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	施設の老朽化やバリアフリー対応のための改修は、区の責務であり、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	目的である施設の老朽化とバリアフリーへの対応についての目標であることから適切と判断します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	多くの人々が利用する公園トイレ、公衆トイレを改修することは、歩くことが楽になるまちの実現に向けて、大変効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	公園トイレ1か所、公衆トイレ1か所の改修を行いました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	計画どおりの箇所数の改修を行った外、当事業以外の公園改修事業等により整備指針に沿ったトイレの改修が行われたため、計画以上に進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	指針に沿った改修を行う必要があります。			
	改革方針	21年度は新宿中央公園、四村橋脇公衆便所の2か所を指針に沿ったトイレに改修します。			
22年度評価	21年度実績	計画どおり、新宿中央公園、四村橋脇公衆便所の改修を行いました。また当事業以外の公園改修事業により、整備指針に沿ったトイレ改修を行いました。			
	課題	今後とも、当事業のみでトイレの改修を推進するのではなく、他の公園事業等においても、積極的に整備指針に沿ったトイレの改修を進めていく必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	22年度は新宿中央公園、白銀公園の2か所の公園トイレを整備指針に沿ったトイレに改修するとともに、他の公園事業も含め様々な機会を捉えて、積極的に整備指針に沿ったトイレの改修を進めます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標		基本施策	
計画事業	53	路上喫煙対策の推進			

目的	
受動喫煙やたばこの火による被害を防止するため、区内主要駅周辺において継続的なキャンペーンやパトロールによる指導を実施するとともに、区民、事業者、来街者等に対する路上喫煙禁止の普及啓発を行い、きれいな街づくりを進めていきます。来街者向け対策として、土日・祝日の指導強化等を継続します。	
手段	
路上喫煙禁止パトロールの実施（業務委託による） 路上喫煙対策協力員による各種キャンペーン等への参加及びキャンペーン業務委託による普及啓発 路上喫煙率調査の実施（業務委託による） ポスター・ステッカー・路面標示シートの掲出及び路面標示タイル・防護柵看板・標識等の設置 新宿駅東口・西口及び高田馬場駅でのポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーンの実施	

事業の主な実施内容

平成21年度	
路上喫煙禁止パトロールの実施(年間294日)	ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーンの実施 新宿駅東口4回(雨天中止2回) 西口4回(雨天中止2回) 高田馬場駅周辺10回(雨天中止1回)
区内64箇所において路上喫煙率の調査を実施	業務委託による路上喫煙禁止キャンペーンの実施 88日間(延べ704班)
路面標示タイルの設置504箇所 防護柵看板48箇所 (96枚) 標識10箇所	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 駅周辺での路上喫煙率	定点における単純平均喫煙率 定点(64箇所)それぞれの喫煙率を合計し 64で除した数字	23年度に0.50%
2		
3		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	0.50	0.50	0.50	0.50		参考: 平成19年度 平均喫煙率 0.83%
	実績1		0.65	0.47				
	= /		76.9	94.0				
指標2	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円		168,286	161,353	/	/	329,639	
人件費			21,123	24,777	/	/	45,900	
事務費			0	0	/	/	0	
減価償却費			0	0	/	/	0	
総計			189,409	186,130	/	/	375,539	
財源内訳	千円	一般財源	189,409	174,321	/	/	363,730	
		特定財源	0	0	/	/	0	
一般財源投入率	%		100.0	93.7	/	/	96.9	
職員	人	常勤職員	2.5	3	/	/	5.5	
		非常勤職員	0	0	/	/	0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	経費に関しては行政が負担しますが、区民・事業者・行政が一体となって普及啓発に努めています。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	過去、実施した調査は、主に駅周辺を調査ポイントとしましたが、歩行喫煙者の数が駅周辺から住宅地に移行している傾向が見られるので、調査ポイントの設定を検討しながら継続していきます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	路上パトロール員及びキャンペーン委託による普及啓発は順調に成果をあげています。来街者等からの評価も高まってきています。区が実施するキャンペーンについても、ボランティアの参加を得て着実に成果をあげています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	喫煙率調査実施以降の数値では目的は達成されています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	喫煙率の調査方法については、今後検討が必要と考えますが、路上喫煙者の絶対数は順調に減っています。住宅地における路上喫煙対策は定期的な路上パトロール員の派遣やパトロール方法の変更、路面標示板等の設置で路上喫煙対策を推進しました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	JRに関しては、21年4月1日から駅構内が全面禁煙となります。また、私鉄各社についても全面禁煙が既に実施されています。そのような状況のもとで、区が設置した喫煙スポットが完全分煙化されていない施設であることや、利用率が高く飽和状態にあることなどから、非喫煙者から多くの苦情が寄せられています。			
	改革方針	21年度は、鉄道事業者等との協議の場を設定し、喫煙者、非喫煙者が共生できる施設整備等の方策を検討するとともに、路上喫煙禁止パトロール員による、機動的な普及・啓発をさらに充実させていきます。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	鉄道事業者等との協議の場を設定し、相互に意見交換をしました。路上喫煙禁止パトロール員による巡回指導は、機動班の活用及びパトロールを立哨方式から巡回を多用する方法によって成果がありました。西口の喫煙スポットにブランターを設置し、周辺環境が改善されました。		
	課題	JRに関しては、21年4月1日から駅構内が全面禁煙となりました。また、私鉄各社についても全面禁煙が既に実施されています。また路上喫煙禁止が衆知された結果、区が設置した喫煙スポットが飽和状態になり、周辺環境が悪化し、他の通行者からの苦情が寄せられています。特に東南口喫煙スポットはエレベーター利用者などから早急な対策が求められています。このため喫煙スポットを改修する必要があり、道路管理者の理解を得ることが不可欠になっています。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	21年度は、鉄道事業者等との協議を行い、区の状況に一定の理解を得ることができました。しかし鉄道利用客の路上喫煙を軽減するための完全分煙型喫煙所の設置については健康増進法などを理由に理解を得ることができませんでした。22年度も喫煙者、非喫煙者が共生できる施設整備等の方策を検討するとともに、路上喫煙禁止パトロール員による、機動的な普及・啓発をさらに充実させていきます。また喫煙スポット周辺環境の向上を図っていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	54	環境学習・環境教育の推進			

目的
学校・地域・家庭・職場等で、誰もがいつでも環境学習に取り組み、実践行動に結びつけられるように環境学習・環境教育を推進していきます。
手段
環境学習情報センターの機能を生かし、環境に配慮した行動を実践できるような環境学習を実施し、環境保全活動の支援を行います。また、環境学習情報センターを核として、区民・企業・NPO・学校との連携と協働を進め、普及啓発事業の創意工夫を図ります。

事業の主な実施内容

平成21年度	
環境学習ガイドの普及	環境学習情報センターを核とした普及啓発の推進（出前授業）
環境学習情報センターを核とした普及啓発の推進（エコリーダー養成講座）	環境学習発表会
環境学習情報センターを核とした普及啓発の推進（環境絵画展・環境日記展）	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 エコリーダー養成講座の修了者数（累計）	地域の環境活動のリーダーを養成することを目的とした連続講座の修了者数です。	平成23年度 講座修了者数 延べ180人
2 環境絵画展・環境日記展の応募者数	環境保全について考えて描かれた絵画及び日記のコンテストの応募者数です。	平成23年度 応募人数 1200人
3 環境学習発表会の参加者数	学校での環境学習の取組みを広く発信するための発表会への参加数です。	平成23年度 参加人数 350人
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	人	120	140	160	180		
	実績1		123	147				
	= /		%	102.5	105.0			
指標2	目標値1	人	1,050	1,200	1,200	1,200	1,200/年	
	実績1		1,224	1,581				
	= /		%	116.6	131.8			
指標3	目標値1	人	350	350	350	350	350/年	
	実績1		211	282				
	= /		%	60.3	80.6			
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	5,270	5,276			10,546	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		13,719	13,535			27,254	
財源内訳	千円	13,719	13,535			27,254	
一般財源							
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人						
常勤職員		1	1			2	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区民や事業者に環境学習の機会を積極的に提供するため、専門的な知識や経験を有する指定管理者を活用し、講座や発表会等を開催し、環境活動の支援に取り組むことは適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	環境学習・環境教育を推進していくためには、講座や発表会等の開催規模や参加実績等目標設定は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	NPOによる指定管理者によって運営される環境学習情報センターを核として、区民・企業・NPO・学校が連携し、環境学習・環境教育を実施しており、効率的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	環境学習情報センターにより講座や発表会などの普及啓発事業を展開し、環境への理解や関心を深めることに成果がありました。 環境学習発表会は、参加者が282名となり、目標数値の80.6%を達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	環境学習情報センターを核として、区民目線でのイベントの実施や様々な情報提供を行うことで、区民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、具体的な実践活動に結びつけられるような普及啓発の推進を行うことができたことを評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	環境学習発表会は、参加校を増やすために、教育委員会と連携してPRすることが必要です。また、エコリーダー養成講座の参加者数の増加を図り、修了者数の指標を見直します。				
	改革方針	各事業への参加募集をより幅広く積極的に行い、区民及び事業者が環境学習をする機会の増加を図ります。				
22年度評価	21年度実績	環境学習情報センターを核とした普及啓発の推進をより積極的に行いました。また、家庭・地域・学校・職場で、環境に対する意識を高めるために、環境学習ガイドを作成し配布しました。さらに、学校での環境学習の取組みを広く発信する場として、環境学習発表会を開催しました。				
	課題	環境学習発表会は、参加校を増やすために、教育委員会と連携して引き続きPRすることが必要です。 環境学習発表は、参加者が282名となり、目標数値80.6%を達成しましたが、さらにPRを継続して参加校を増やすとともに、参加者の理解啓発・参加意識啓発を図るため、教育委員会と連携してPRを継続していきます。				
	改革方針	方向性	内容	現状のまま継続 事業統合		
				手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		各事業への参加募集をより幅広く積極的に行い、区民が環境学習をする機会の増加を図ります。学校での環境学習の取組みを強化するため、平成22年度に環境学習教材の改訂を実施します。				

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	55	区民ふれあいの森の整備			

目的
おとめ山公園に隣接する公務員宿舍の用途廃止後の跡地を取得して、おとめ山公園とあわせた「区民ふれあいの森」として整備し、みどりの拡充を図るとともに、区民がみどりとふれあう機会を創出していきます。
手段
おとめ山公園に隣接する民有地及び国有地を買収により確保し、区民等との協働によりおとめ山公園と一体となる「区民ふれあいの森」として整備します。

事業の主な実施内容

平成21年度		
民有地の用地取得及び解体工事		
国有地の取得交渉		
取得用地の計画案策定		

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 区民ふれあいの森整備率	面積比	平成23年度に27%
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	0	0	0	27.0	27.0	22年度までは、 用地取得及び計 画・設計業務の み
	実績1		0	0				
	= /		0.0	0.0				
指標2	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	3,203	1,927,722			1,930,925	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		11,652	1,935,981			1,947,633	
財源内訳	千円	11,652	56,675			68,327	
一般財源 特定財源		0	1,879,306			1,879,306	
一般財源投入率	%	100.0	2.9			3.5	
職員	常勤職員	人	1	1		2	
	非常勤職員	0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区民ふれあいの森としての整備は、区立公園とするため、区の責務であり適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	事業の段階的な進捗に合わせた目標であることから適切と評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	既存公園に隣接したまとまった土地の取得であり、また都市に残った貴重な緑の保全と拡大にとって効果的です。また、取得にあたっては、都市計画交付金を充当しています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	民有地の取得及び解体工事が完了しました。また、区民及び学識経験者等による検討会を立ち上げ、区民ふれあいの森の基本計画案を作成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	民有地については用地取得が完了し、国有地については、区による取得の目途がたちました。また、基本計画案の作成を行いました。このため計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	用地取得のための交渉及び手続きをさらに進める必要があります。また、用地取得後の計画について、住民とともに進める必要があります。			
	改革方針	国有地取得のための交渉及び手続きをさらに進めます。また、用地取得後の計画について、住民とともに進めます。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	区による取得要望が通り、国有地の取得に目途がたちました。また、区民及び学識経験者等による検討会を立ち上げ、そこでの意見を踏まえて基本計画案を作成しました。		
	課題	広く区民の意見を伺った上で基本計画を策定し、その計画に基づき、基本設計、実施設計を進める必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	基本計画案を公表し、広く区民の意見を伺う機会を設けます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	56	玉川上水を偲ぶ流れの創出			

目的
新宿御苑の散策路に、「玉川上水を偲ぶ流れ」として流れと遊歩道を整備し、江戸東京の水の歴史的シンボルとして、また区民憩いの場として活用し、自然環境の再生を図ります。
手段
整備にあたっては、新宿御苑インフォメーションセンターから大木戸門までの約540mの散策路を3区間に分けて、平成21年度から3か年で段階的に整備します。

事業の主な実施内容

平成21年度	
規則の制定、管理運営に関する実施協定の締結	
中央区間(大銀杏区間)の整備工事 東側区間(大木戸区間)の設計業務	
検討会の開催(1回)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 偲ぶ流れの整備延長(累計)	整備延長(3か年累計 540m) 21年度 中央区間240m、22年度 東区間120m、23年度 西区間180m	23年度で整備完了
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	m	0.0	240	120	180	540	
	実績1		0	240				
	= /		%	0.0	100.0			
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	8,561	185,438			193,999	
人件費		16,898	16,518			33,416	
事務費		77	195			272	
減価償却費		0	0			0	
総計		25,536	202,151			227,687	
財源内訳	千円	25,536	50,636			76,172	
一般財源		0	151,515			151,515	
特定財源							
一般財源投入率	%	100.0	25.0			33.5	
職員	人						
常勤職員		2	2			4	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	検討会やシンポジウムの開催により歴史的シンボルとして、周辺区民や関係者に周知されています。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	整備内容及び規模から、整備目標は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	歴史的シンボルとして効果的に計画が行われました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	地元や関係者から認知された基本計画策定を、「大銀杏区間」の整備に反映しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	「大銀杏区間」の整備が完了し、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	今後は、整備後の活用について、十分な意見交換が必要となります。			
	改革方針	22年度の整備内容の確認をはじめ、歴史的シンボルとして活用することについて検討するため、21年度はシンポジウムを開催します。			
22年度評価	改革方針への対応状況	シンポジウムは開催しませんでした。検討会を開催し、22年度に予定している「大木戸区間」の整備内容や管理運営について意見交換をすることができました。			
	課題	今後の整備区間の整備内容や管理運営について、引き続き十分な意見交換が必要となります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	23年度の整備区間の整備内容や今後の管理運営について、十分な意見交換を行います。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	57	新宿りっぱな街路樹運動			

目的
新宿のシンボルになる「りっぱな街路樹」のある道路空間（新宿グリーンシンボルロード）を目指し、道路整備事業等にあわせて緑量のある街路樹を整備します。維持管理は、道のサポーターや沿道利用者と調整のうえ行います。なお、新宿通りについては、モール化の検討とあわせて適切な街路樹整備のあり方を検討していきます。
手段
他の実行計画事業「道路の改良」や「道路の無電柱化」、「都市計画道路の整備」により整備します。

事業の主な実施内容

平成21年度	
街路樹整備の先行事業の実施（補助第72号線 期3工区における電線共同溝整備）	
街路樹整備の先行事業の実施（三栄通りにおける無電柱化に向けた試掘調査）	
新宿通りにおけるモール化とあわせた検討	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 シンボルロードを整備した道路の本数	新宿のシンボルになる「りっぱな街路樹」を整備した道路の路線数	平成23年度までに3路線（既完成2路線と併せ5路線）
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	路線	1	0	1	1	3	19年度までに整備済2路線： 津の守坂通り 大日本印刷通り
	実績1		1					
	= /		%	100.0				
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	0	0			0	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		96	177			273	
減価償却費		0	0			0	
総計		8,545	8,436			16,981	
財源内訳	千円	8,545	8,436			16,981	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	1	1			2
	非常勤職員		0	0			0

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	道路整備の機会を捉えた街路樹の整備は区が行い、樹木の日常管理は道のサポーター制度を活用し、区民との協働で進めており、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	りっぱな街路樹を整備するためには、都市計画道路や道路改良整備にあわせて実施する必要があるため適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	道路整備に併せて実施するなど、効率的に緑量のある街路樹整備を行っています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	街路樹が整備される2路線において、先行工事である電線共同溝の設置や無電柱化に向けた試掘調査を行うなど目標達成に向けて着実に進めています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	21年度の新たな整備箇所はありませんが、街路樹整備に向けた先行工事を行いました。このため事業全体を通し街路樹整備については、計画どおりに進んでいると評価します。また、「都市計画道路の整備」や「無電柱化」の進捗状況に併せ、本事業の見直しもその都度検討します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	三栄通りや補助72号線など他路線においても道路の改良時期に併せ、緑量のある街路樹の整備を行う必要があります。また、新宿通りにおける街路樹整備を引き続き検討する必要があります。			
	改革方針	22年度に三栄通り及び補助72号線の整備に合わせて、緑量のある街路樹整備を行うため整備内容を検討する必要があります。また、引き続き新宿通りにおける街路樹整備を検討していくこととします。			
22年度評価	21年度実績	補助72号線の街路樹(けやき)については、本来樹形を活かし緑量を確保するため、一本々の設置間隔にゆとりを持たせよう検討しています。また、三栄通りの「無電柱化」については、電線共同溝を設置するための試掘を行うとともに、街路樹を設置する位置や樹種について検討しています。			
	課題	三栄通りや補助72号線などの道路の改良時期に併せ、緑量ある街路樹の整備を行う必要があります。また、新宿通りにおける街路樹整備を引き続き検討する必要があります。			
	改革方針	方向性	— 現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	三栄通り及び補助72号線の整備に合わせて、緑量のある街路樹整備を行うため整備内容を検討する必要があります。試掘などの結果を踏まえてさらに検討を進めます。また、引き続き新宿通りにおける街路樹整備を検討していくこととします。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	58	新宿らしい都市緑化の推進			

目的
都市化が進む新宿区において、可能な限り多くの場所で様々な手法により花やみどりを創出する取り組みを行い、公共施設や民間施設の緑化を推進します。
手段
みんなでみどり公共施設緑化プラン 空中緑花都市づくり 新宿花いっぱい運動

事業の主な実施内容

平成21年度		
公共施設緑化	13か所	
屋上等緑化助成	4件	
プランターの新設 (新宿三丁目 28番先)	20基	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 公共施設緑化箇所数	請負工事または協働により、公共施設緑化工事を実施した箇所数	20～23年度 36か所
2 屋上等緑化助成を行った件数	屋上緑化、壁面緑化の設置助成を行った件数	20年度 屋上緑化助成 年10件 壁面緑化助成 年10件 21年度以降 各年15件
3 ハンギングバスケット、プランターの新設数	1路線または1か所にハンギングバスケット等を新規に設置した数	19年度 55基 20～23年度 80基 計135基
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	か所	9	9	9	9	36	
	実績1		15	13				
	= /		%	166.7	144.4			
指標2	目標値1	件	20	30	30	30	110	
	実績1		10	4				
	= /		%	50.0	13.3			
指標3	目標値1	基	20	20	20	20	80	
	実績1		12	20				
	= /		%	60.0	100.0			
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	27,788	23,757			51,545	
人件費		36,457	35,773			72,230	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		64,245	59,530			123,775	
財源内訳	千円	63,245	59,530			122,775	
一般財源 特定財源		1,000	0			1,000	
一般財源投入率	%	98.4	100.0			99.2	
職員	常勤職員	人	4	4			8
	非常勤職員	人	1	1			1

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	公共施設の緑化を推進することは区の責務です。また、民間施設の空中緑花整備費の一部を区が助成し、区民等の負担を軽減することは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	公共施設では施設管理者との調整、地元管理者との調整があるため、設置か所を目標とすることは適切です。平成21年度実績の13箇所のうち、3箇所については、既存の植込地の改良等を行ったものです。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	請負工事と区民との協働、工事費の一部助成の方法は、費用対効果からみて効率的に事業を推進しています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	公共施設緑化のか所数、ハンギングバスケット・プランターの設置数は概ね目標どおり進んでいますが、屋上等緑化助成件数が目標を下回っています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	区有公共施設に特色のある緑化を実施しました。屋上等緑化助成については、新たに屋上緑化等推進モデル地区を制定しPRに努めましたが、目標件数に達することができませんでした。新宿花いっぱい運動では、新たに1路線にプランターを設置しました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設緑化は、実施した施工箇所の追跡調査を行い、フォローしていくことが課題です。 建ぺい率、容積率の高い新宿駅周辺地域では、空中緑花のより積極的な推進策が必要です。 壁面緑化については、工法、効果についてより区民にPRすることが必要です。 			
	改革方針	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設緑化は、定期的な巡回、指導を実施します。 新宿駅周辺地域では、屋上緑化等推進モデル地区の指定を21年度より実施し、事業を拡大します。 壁面緑化については、啓発パネル、パンフレット、区広報を活用してPRを図ります。 			
22年度評価	改革方針への対応状況	<ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化等推進モデル地区として、新宿駅周辺地域を指定しました。同モデル地区では、平成26年3月31日までの5年間、屋上緑化助成の単価及び限度額を引き上げて、建築物緑化の普及促進に取り組めます。 			
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化等推進モデル地区の周知を推進し、屋上等緑化助成の利用を促進するため、より一層のPRが必要です。 新宿花いっぱい運動について、区民参加を促す方法を検討する必要があります。 			
	改革方針	<table border="0"> <tr> <td>現状のまま継続 事業統合</td> <td>手段改善 休廃止</td> <td>事業縮小 その他(制度改正等)</td> <td>事業拡大</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 新宿駅周辺地域を屋上緑化等推進モデル地区として指定し、モデル地区の屋上等緑化助成単価及び限度額を引き上げたことをPRし、制度の利用を促します。 モデル地区以外においても、屋上等緑化助成制度の利用について引き続きPRに努めます。 新宿花いっぱい運動についてPRを図り、区民参加を促します。 	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大		

事業評価シート

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	59	樹木、樹林等の保護			

目的

民有地の大きな樹木、まとまった樹林、りっぱな生垣を、保護樹木、保護樹林、保護生垣に指定し、維持管理費の一部を助成することにより、都市部における貴重なみどりを保護していきます。また、災害による枝折れなど緊急時の維持管理助成を行います。

手段

- ・保護樹木等の所有者への支援(維持管理費用の一部を助成、剪定等の維持管理の実施、賠償責任保険の加入など)
- ・近隣住民に対する働きかけ(保護樹木等に対する理解と協力を働きかけます)

事業の主な実施内容

平成21年度

保護樹木等の指定及び解除 指定 49本(12件) 解除 13本(6件)	賠償責任保険の加入
保護樹木等の維持管理費用の一部助成	保護樹木等に関する相談・陳情への対応
保護樹木等の維持管理の支援	保護樹林等落葉回収委託、特別保護樹木制度、保護樹木等移植費助成制度の新設

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 保護樹木の指定総本数	区が保護樹木に指定した保護樹木の総本数。新たに保護指定した場合には増加となるが、解除が発生した場合には減少となります。	23年度に指定総本数1,054本
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	本	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054	(1,054本維持)
	実績1		1,054	1,090				
	= /		%	100.0	103.4			
指標2	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円		8,603	10,506			19,109	
人件費			8,449	8,259			16,708	
事務費			0	0			0	
減価償却費			0	0			0	
総計			17,052	18,765			35,817	
財源内訳	千円	一般財源	17,052	18,765			35,817	
		特定財源	0	0			0	
一般財源投入率	%		100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	1	1			2	
	非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	大きな樹木やまとまった樹林は、地域のシンボルツリーや文化・歴史の象徴として位置付けられることから、行政がこれらを対象に維持管理を支援することは適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	巨木等の所有者には、既に保護指定を働きかけており、指定本数の増加には限度があります。また、止むを得ない理由により少なからず指定解除が発生します。このため年間指定本数目標は10本としています。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	保護樹木等の所有者に対して、助成や支援など様々な方策によりサポートしているため、効果的・効率的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	区が保護樹木等に助成金を支給し、剪定等の支援を行うことにより、所有者の経済的負担が軽減され、樹木が適切に保護されるとともに良好な環境が形成されています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画通りに進んでいない	平成21年度は、20年度に引き続き保護樹木の指定本数を増やすことができました。また、保護樹林等の落葉の回収処分を開始するとともに、「特別保護樹木制度」及び「保護樹木等移植費助成制度」を新たに設け、制度の充実を図りました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	区内の樹木の保護を図るために、より一層の保護樹木制度の充実を進める必要があります。			
	改革方針	「特別保護樹木制度」及び「保護樹木等移植費助成制度」を新たに創設して、保護樹木等の保護と育成に取り組みます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	「保護樹林等の落葉の回収処分を開始するとともに、「特別保護樹木制度」及び「保護樹木等移植費助成制度」を新たに創設しました。			
	課題	21年度に創設した「特別保護樹木制度」に基づく特別保護樹木の指定を行い、維持管理支援を強化する必要があります。また、「保護樹木等移植費助成制度」について、制度の周知を図る必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	21年度に創設した「特別保護樹木制度」に基づく特別保護樹木の指定を行い、維持管理支援を強化します。また、「保護樹木等移植費助成制度」について、保護樹木等所有者や区民等に制度の周知を行います。 21年度に創設した制度の結果を見ながら、より実情に合わせた目標水準の見直しを検討します。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	60	アユやトンボ等の生育できる環境づくり			

目的
区民が水辺や生き物などの自然にふれあえる環境づくりを進めるため、親水施設やビオトープなどの整備を進めていきます。
手段
アユが喜ぶ川づくり 生き物の生息できる環境づくり

事業の主な実施内容

平成21年度	
神田川ファンクラブの活動 戸塚地域及び大久保地域 年8回実施	新宿中央公園ビオトープの維持管理
戸塚地域センター1階エントランスホールへの水槽設置 及び展示開始	
ビオトープ地域拠点整備工事を実施 (東戸山小学校:500㎡)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 親水施設の整備数	河川改修事業にあわせたアプローチ等の親水施設の整備箇所数	19年度9か所 23年度までに14か所
2 地域拠点ビオトープの整備	公園等に地域拠点となるビオトープを設置したか所数	2年で1か所 23年度までに2か所
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	か所	0	5	0	0	5	21年度5か所
	実績1		0	5				
	= /	%		100.0				
指標2	目標値1	か所	0.3	1.0	1.3	2.0	2	1か所について 設計0.3 工事0.7
	実績1		0.3	1.0				
	= /	%	100.0	100.0				
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	4,139	21,439			25,578	
人件費		16,898	16,518			33,416	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		21,037	37,957			58,994	
財源内訳	千円	21,037	37,957			58,994	
一般財源		0	0			0	
特定財源							
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	2	2			4	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区が啓発活動を行うこと、区が設計を委託し、区民参加で案を作成することは、区が主体の事業のため負担割合として適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	隔年での地域拠点ピオトープ整備という目標は、区民参加を無理なく図ることができるため、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	ピオトープの工事費用を区が負担することは、費用対効果として効果・効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	親水施設の整備数と地域拠点ピオトープの整備とも目標を100%達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	親水施設の整備、地域拠点ピオトープ整備とも目標を達成するなど、区民が水辺や生き物などの自然にふれあえる環境づくりは計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	戸塚地域センターの水槽設置、展示の内容を確定し、22年2月までに施設をオープンします。また、地域拠点ピオトープ工事では主な利用者である小学校児童の参加を図ります。さらに、新宿中央公園ピオトープでは外来生物の侵入対策を検討します。			
	改革方針	戸塚地域センターの水槽設置、展示の内容を委託により検討します。また、地域拠点ピオトープ工事を小学校児童参加で行います。さらに、新宿中央公園ピオトープでは外来生物の駆除や利用者のマナー向上の働きかけを行います。			
22年度評価	21年度実績	戸塚地域センターに水槽を設置し、神田川で見ることのできる魚類等の展示を開始しました。また、地域拠点ピオトープ工事は、小学校児童参加で行いました。新宿中央公園ピオトープでは、外来生物の駆除や利用者のマナー向上の働きかけを行いました。			
	課題	戸塚地域センターに設置した水槽を良好に維持管理する必要があります。また、神田川ふれあいコーナーと親水テラスの活用を図る必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	戸塚地域センターの水槽を適切に維持管理します。また、神田川ふれあいコーナー及び親水テラスを、神田川について学習・観察する場、環境学習の場として活用していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	61	ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進			
------	----	-------------------------	--	--	--

目的
ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるため、有識者等で構成する検討会議を設置し、ガイドラインを策定します。ガイドライン策定後は、区民や事業者等に対して、ガイドラインの普及啓発を行いユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
手段
学識経験者等で構成する有識者会議の設置とガイドラインの調査審議 庁内での検討組織の開催（庁内検討会議、部会）とガイドライン素案の策定 パブリックコメントの実施

事業の主な実施内容

平成21年度	
庁内検討会議（課長級）の開催とガイドラインの検討（年2回開催）	
有識者会議の開催とガイドラインの調査審議（年1回開催）	
有識者会議幹事会の開催とガイドラインの検討（年4回開催）	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 ユニバーサルデザイン・ガイドラインに基づくまちづくりの推進	ガイドラインの検討・調査審議で30%、素案の策定で50%、策定で90%、普及啓発で100%とします。	まちづくりに関するユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定及び普及啓発（平成23年度）
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	50	50	90	100		実行計画の見直しにより、策定を1年延長しました。
	実績1		30	30				
	= /		60.0	60.0				
指標2	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	2,572	6,394			8,966	
人件費		12,673	12,389			25,062	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		15,245	18,783			34,028	
財源内訳	千円	15,245	18,783			34,028	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	1.5	1.5			3
	非常勤職員		0	0			0

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	ユニバーサルデザインは区、区民、事業者とが連携してスパイラルアップをしていく必要があります、そのためのガイドラインを策定することは適切であるといえます。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	人にやさしいまちづくりをすすめるためのガイドラインの策定であり、適切な目標設定です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	ガイドライン素案策定過程において、庁内検討会議、有識者会議に加えて有識者会議内で幹事会を開催し、課題の整理や検討を行ったため、効果的・効率的であったといえます。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	幹事会、庁内検討組織及び有識者会議を開催し、ガイドラインに盛り込むべき内容について、さらに検討を進めることができました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	ガイドラインの内容について更に検討・議論を行い、都市空間に関する総合的なガイドラインとしてまとめていく方向性を決定できたことから、計画どおりと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	ガイドライン素案については、実効性の担保も含めて入念な議論と検討が必要です。そのため、21年度も引き続き骨子案の内容について議論・検討を続けます。			
	改革方針	有識者会議の学識経験者と事務局(区)による幹事会を開催し、ガイドラインの論点整理を行います。その上で有識者会議、庁内検討会議において素案を策定します。パブリックコメント等で区民の方の意見をいただき、ガイドラインを策定します。			
22年度評価	21年度実績	幹事会を年4回開催し、より具体的な課題整理を行いました。また庁内検討会議・有識者会議においても議論を行い、都市空間におけるハード面(建築物・道路など)に加えて、都市空間につながるソフト面や福祉・生活・文化等の面からも検討を加えることとなりました。			
	課題	ガイドライン素案について、都市空間につながるソフト面、福祉・生活・文化からの検討を行い、ガイドライン策定に向けて事業を進める必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	幹事会、有識者会議、庁内検討会議において、21年度にまとめたガイドラインの内容に、さらに都市空間につながるソフト面、福祉・生活・文化面からの検討を行い、総合的なまとめを行います。パブリックコメント等で区民の方の意見をいただき、ガイドラインを策定します。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	62	交通バリアフリーの整備推進			
------	----	---------------	--	--	--

目的
平成17年4月に策定した交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区（高田馬場駅周辺地区・新宿駅周辺地区）の整備促進を図るとともに、重点整備地区以外の鉄道駅についても、エレベーター設置補助等によりバリアフリー化を促進していきます。
手段
交通バリアフリー推進委員会、推進部会及び関係事業者と協議調整しながら、特定事業計画の着実な進捗を図り、鉄道駅へのエレベーターの設置に対して補助を行います。 重点整備地区の歩行空間の確保・段差解消・視覚障害者誘導ブロック設置・歩行者通行部分のカラー舗装化を実施します。

事業の主な実施内容

平成21年度	
交通バリアフリー推進委員会、推進部会の開催	新宿駅周辺地区の調査・設計
エレベーター設置補助	
高田馬場駅周辺地区 特定路線1路線、準特定路線4路線	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 鉄道駅のバリアフリー化	対象駅(3駅)のエレベーター整備状況	平成22年度に100%の水準達成
2 道路のバリアフリー化	高田馬場駅周辺地区整備の進捗状況 特定路線2路線、準特定路線7路線	平成22年度に9路線
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	1	1	1	0	3	
	実績1	1	1				
	= /	%	100.0	100.0			
指標2	目標値1	3	3	3		9	
	実績1	0	5				
	= /	%	0.0	166.7			
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	119,668	130,485			250,153	
人件費		12,674	12,389			25,063	
事務費		310	143			453	
減価償却費		0	0			0	
総計		132,652	143,017			275,669	
財源内訳	千円	112,906	120,012			232,918	
一般財源 特定財源		19,746	23,005			42,751	
一般財源投入率	%	85.1	83.9			84.5	
職員	常勤職員	1.5	1.5			3.0	
	非常勤職員	0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	鉄道駅については、地元自治体として関与していく必要があり、適切です。道路については、特定事業計画に基づき、道路管理者自らが行うものです。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	国の基本方針に基づく一方、交通バリアフリー特定事業計画策定部会において協議した結果も反映しているもので適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	エレベーター設置は交通バリアフリーの早期実現のため効果的であり、道路は特定事業計画に基づき、事業者自らが計画的な整備を行うもので効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	鉄道駅については、エレベーター設置補助により大久保駅のバリアフリー化が実現しました。道路は、高田馬場駅周辺地区について、昨年度繰越し分を含め5路線整備しました。新宿駅周辺地区については、平成22年度整備に向けた調査・設計を行いました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	エレベーター設置補助を実行計画どおり行いました。道路については、高田馬場駅周辺地区において、区施設の建替え時期と重なったため整備時期の変更が生じましたが、交通バリアフリー整備の全体としては計画通りと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	鉄道は、施設整備に利用者意見を反映していくために、利用者と事業者の相互理解を支援していく必要があります。また整備にあたっての趣旨や考え方が施工段階にいたるまで周知徹底される必要があります。道路は高田馬場駅周辺地区については変更した計画に合わせて事業を進めていく必要があります。			
	改革方針	鉄道駅については、施設のバリアフリー化が利用者にとってより良いものとなるよう、推進委員会等を活用して、引き続き利用者や事業者で意見交換等を行っていきます。道路については、高田馬場地区の積み残し路線について整備を進めます。また、特定事業計画策定委員と20年度実施箇所の効果検証を行うとともに、21年度整備方針を協議します。			
22年度評価	21年度実績	鉄道駅は、事業者と推進委員で意見交換を行いました。道路は、新宿駅周辺地区について特定事業計画策定委員と話し合い、問題点の整理を行うとともに、前年度整備した箇所の効果検証を行いました。			
	課題	平成21年末の国の基本方針の期日を見据え、特定事業計画の進捗状況を確認検証し、今後の取り組み方を検討していく必要があります。道路は高田馬場駅周辺地区について、区施設の建替え計画とあわせた整備時期の変更が必要です。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	特定事業計画の進捗状況を確認検証し、今後の取り組み方検討していきます。道路については、高田馬場駅周辺地区について、建替え計画と調整を図ります。また、両地区とも特定事業計画策定委員と平成21年度実施箇所の効果検証を踏まえ、平成22年度整備方針を協議します。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	63	新宿駅周辺地区の整備推進			

目的
交通ターミナルとしての機能と高度な商業・文化・業務機能の集積を併せ持つ新宿駅周辺エリアの魅力を活かし、歩行者の回遊性の向上を軸とした都市基盤の整備を進め、より魅力的で活力ある、歩きたくなるまちづくりを進めます。
手段
東西自由通路整備及びそれに連携した駅前広場の整備や、地下通路の整備等のそれぞれの計画について事業者間の調整を行い誘導していきます。

事業の主な実施内容

平成21年度	
東西自由通路整備 基本設計(その2)を事業者と連携して実施しました。	駅周辺地区整備計画及び東西駅前広場の整備 新宿駅周辺整備推進計画を策定するために関係機関との協議検討を行った。
靖国通り地下通路 整備形態等を関係者と検討、協議を行いました。	
新宿通りのモール化 警視庁協議や事業や形態等について地元意向を踏まえるため、準備を行った。	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 新宿駅周辺地区の整備計画策定及び整備	新宿駅周辺地区整備の進捗状況	21年度に策定する整備推進計画に基づく整備推進
2 新宿駅東西自由通路の整備	東西自由通路整備の進捗状況 (補助金交付対象)設計50%、工事100%	施設整備に対する補助金交付
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1						新宿駅周辺の整備推進計画の策定に向けて、関係機関等との協議を行いました。
	実績1 = /	%					
指標2	目標値1	20	50	55	60	60	東西自由通路については、基本設計(その2)を事業者と連携して行いました。都市計画については、引き続き検討していきます。 平成22年度は、詳細設計を行います。
	実績1 = /	20	40				
指標3	目標値1						平成22年度は、詳細設計を行います。
	実績1 = /	100.0	80.0				
指標4	目標値1						
	実績1 = /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	70,596	93,504			164,100	
人件費		67,592	66,072			133,664	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		138,188	159,576			297,764	
財源内訳	千円	113,188	117,727			230,915	
一般財源		25,000	41,849			66,849	
特定財源							
一般財源投入率	%	81.9	73.8			77.5	
職員	人	8	8			16	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	新宿駅は、全国的にも利用者の多い主要なターミナル駅であり、関係する多くの事業者の調整を図るため、地元自治体として区が関与する必要があることから適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	新宿駅周辺地区を回遊性の高い魅力ある都市空間にするため、新宿駅東西自由通路の整備や地下歩行者通路の整備等を推進していくことは、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	東西自由通路の整備について事業者と連携し設計作業を進めることは、回遊性の高い魅力的なまちづくりを進める上で効果的です。また、靖国通り地下歩行者道延伸等の委託調査については、計画内容の検討、関係者調整に向けた調査として効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	東西自由通路は、基本設計(その2)を事業者と連携して行いました。靖国通り地下通路については、整備形態等について関係者と検討を行いました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	新宿駅東西自由通路は、基本設計(その2)を事業者と連携して行いました。靖国通り地下通路の延伸は、整備形態等について関係者と検討を行いました。新宿通りのモール化は、地元意向を踏まえるために地域との調整に取り掛かったところです。新宿駅周辺については、関係機関等に意見を聞き整備推進計画の検討を行ないました。新宿駅周辺の回遊性向上に向け、事業全体を通し計画どおり進捗していると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	新宿駅東西自由通路は、事業者と連携し着実な事業進捗を図るとともに、靖国通り地下歩行者道の延伸も含め、都市計画について引き続き検討を行っていく必要があります。
	改革方針	新宿駅東西自由通路及び靖国通り地下通路の延伸等は、東口周辺の歩行者の回遊性向上にとって必要不可欠であり、着実な実施及び整備の実現に向けた検討を行っていきます。また、駅周辺の整備に関する一体的な計画である駅周辺整備計画の策定についても引き続き検討を進め策定を行っていきます。
22年度評価	改革方針への対応状況	新宿駅東西自由通路については、鉄道事業者と整備の実現に向け基本設計が完了しました。靖国通り地下通路の延伸及び新宿通りのモール化は、整備に向けた実現化方策等について検討を進めています。また、駅前広場や駅周辺地区整備推進計画についても関係機関等との検討を行いました。
	課題	新宿駅東西自由通路は、事業者と連携し着実な事業進捗を図るとともに、靖国通り地下歩行者道の延伸も含め、都市計画について引き続き関係者との検討を行っていく必要があります。
	方向性	現状のまま継続 事業統合 手段改善 休廃止 事業縮小 その他(制度改正等) 事業拡大
	内容	新宿駅東西自由通路及び靖国通り地下通路の延伸等は、東口周辺の歩行者の回遊性向上にとって必要不可欠であり、引き続き着実な実施及び整備の実現に向けた検討を行っていきます。また、駅周辺の整備に関する一体的な計画である駅周辺整備推進計画の実現に向けて、東京都や警視庁、関係機関等との調整を行っていきます。

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	64	高田馬場駅周辺の整備推進			

目的
主要ターミナル駅であり、周辺に福祉施設の集積する高田馬場駅において、戸山口や駅周辺道路を誰もが歩きやすく利用しやすい環境にするとともに、魅力と賑わいのある駅前空間の創出を目指します。
手段
鉄道事業者や地域と協議しながら整備を進めていきます。

事業の主な実施内容

平成21年度		
	高田馬場駅周辺整備方針の策定	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 整備方針策定	高田馬場駅周辺整備方針の策定	平成20年度までに策定
2 整備方針に基づく施設整備	戸塚地域センターアクセス道路の整備	平成21年度までに整備
3 整備方針に基づく駅舎の整備推進	駅前広場整備計画の策定	関係機関との協議調整による (21年度変更)
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	100	100	0	0		
	実績1		100	100				
	= /		100	100.0				
指標2	目標値1	%	0	100	0	0		
	実績1		0	100				
	= /		0	100.0				
指標3	目標値1	%	10	50	-	-		関係機関との協議調整の中で策定期間を検討することとなりました。
	実績1		10	-				
	= /		100	-				
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	9,660	3,150			12,810	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		18,109	11,409			29,518	
財源内訳	千円	18,109	11,409			29,518	
一般財源		0	0			0	
特定財源							
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	1	1		2	
	非常勤職員		0	0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	副都心線の開通や駅周辺の開発等による交通環境の変化が予想される中、地元要望を踏まえ、駅周辺の整備を区が進めて行くことは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	地元要望を踏まえながら、駅周辺の安全性・利便性を確保していくための目標設定であり、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	地元との協議会を設置することで、地元意見の集約や整備計画への反映を効果的、効率的に行っています。また業務委託により、検討作業を効率的に行なっています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	短期改善策の一部が実現しました。また、長期改善策の検討と実現について関係機関に要望書を提出しました。駅前広場の整備については、関係機関との協議調整のため実行計画を見直しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画通りに進んでいない	短期、中期の改善策については、関係機関と実施レベルでの協議に入り、短期改善策の一部が実現しました。また、駅前広場の整備については、関係機関との協議調整のための基礎資料を作成したことから、計画通り進捗していると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	戸山口協議会との検討によりまとめた高田馬場駅周辺整備方針の実現に向け、鉄道事業者等と実施レベルでの協議検討が必要です。また、駅前広場の整備等、関係機関との協議、調整が引き続き必要な項目があります。			
	改革方針	鉄道事業者、東京都、道路管理者等の関係機関との協議を委託により効率的に進めていきます。また駅周辺整備方針の実施や駅前広場整備計画の策定に向けた協議、調整を関係機関と進めていきます。			
22年度評価	21年度実績	短期、中期の改善策について、関係機関と実施レベルでの協議を行い、長期の改善策については、関係機関に対して要望書による働きかけを行ないました。駅前広場の整備については、関係機関との協議調整のための基礎資料を作成しました。			
	課題	短期の改善策については、一部が実現しましたが、残された改善策と駅前広場の整備については、引き続き関係機関と協議し、実現に向け働きかけを行っていく必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	改善策と駅前広場の整備について、関係機関と協議し、実現に向け働きかけを行っていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	65	中井駅周辺の整備推進			
------	----	------------	--	--	--

目的	
環状六号線拡幅工事により生ずる中井富士見橋の高架下空間を利用し、西武新宿線中井駅および中井駅周辺の利便性の向上を図ります。	
手段	
高架下空間を利用し、駐輪場や駅前広場等を含めた中井駅周辺の整備を行います。 また、西武鉄道と協力し駅施設および駅周辺との利便性の向上も合わせて検討します。	

事業の主な実施内容

平成21年度	
鉄道事業者調整	
施設整備の検討	
東京都、首都高速道路株との調整	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 駅周辺整備(駐輪場・駅前広場)の進捗状況	整備計画を策定して50% 設計して70% 工事が完了して100%	23年度までに70%
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	30	50	50	70	70	
	実績1		30	50				
	= /		100.0	100.0				
指標2	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	20,000	9,450			29,450	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		28,449	17,709			46,158	
財源内訳	千円	28,449	17,709			46,158	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	1	1		2	
	非常勤職員		0	0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	駅周辺整備では、地域住民、行政、鉄道事業者など多くの関係者について、区が総合調整をしながらそれぞれの費用負担等役割分担をしております。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	地域の意見を聞きながら、整備計画を策定し、開かずの踏切対策や駐輪場・広場の整備を進めるなど、大きな環境改善が見込まれ、より良い利便性を考慮した目標設定であり、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	道路事業にあわせて高架下空間を活用する事業であり効率的です。駅周辺整備は中井富士見橋の架け替え工事終了後となるため、効率的な整備を実施するよう、関係者等と調整しています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	鉄道事業者をはじめ関係者と協議し、中井駅周辺整備計画(案)をとりまとめ、住民説明会を開催しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画通りに進んでいない	中井駅周辺整備については、環状6号線の拡幅整備工事に密接に関係しており、中井富士見橋の架け替え工事終了後に整備を実施することとなります。関係機関等との協議を進めつつ、駅周辺整備の拡充等を組み込むなど、事業の具体化に向け、計画どおり進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	事業の本格化に向け、地元の意見を聞きながら、鉄道事業者と役割分担を行いつつ、整備計画を策定する必要があります。また、利便性を考慮し、駅舎改良を視野に入れながら、周辺整備などを行う必要があります。			
	改革方針	鉄道事業者と役割分担の中で協力し、中井駅および中井駅周辺整備計画を検討します。また、整備計画を策定するに当たっては、地元の意見を聞きながら、内容を検討していきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	中井駅周辺整備計画(案)をとりまとめ、住民説明会を開催しました。			
	課題	事業化に向け、鉄道事業者との役割分担を確定する必要があります。また、周辺整備の検討を進めるに当たっては、地元の意見を聞くとともに、関係機関と調整を行う必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	鉄道事業者との役割分担を確定します。周辺整備について、地元や関係機関と調整していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	66	自転車等の適正利用の推進			
------	----	--------------	--	--	--

目的
歩行者の安全で円滑な通行ができるような歩道空間を確保するとともに、災害時の防災活動に必要な空間を確保し、都市景観の保全のために行うものです。
手段
自転車等駐輪場の整備を図ることにより、駅周辺へ乗入れる自転車の放置を防止し、適正利用を促進すると共に「声掛け」等の啓発活動を強化します。また、地域住民との協働を図り、自転車の適正利用の啓発活動を実施します。

事業の主な実施内容

平成21年度	
区内各駅の駐輪場整備	
放置自転車の撤去及び啓発	
自動二輪車の駐車対策を促進するために新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐車場の整備に関する条例を改正	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 区内鉄道駅における自転車等駐輪場の整備済駅数	区内鉄道駅31駅に対する駐輪場整備済駅数	区内全駅に駐輪場を設置整備済駅数23駅 (平成19年度)
2 駅周辺の放置自転車台数の推移	区内既節鉄道駅31駅周辺への自転車の放置台数(放置自転車台数調査の台数)	放置自転車台数目標 2,630台
3 駐輪場受入れか所	区営駐輪場への自動二輪車駐車受入れか所	23年度末までに3か所整備
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	1	2	2	3	8	
	実績1	1	2				
	= /	%	100.0	100.0			
指標2	目標値1	3,593	3,247	2,922	2,630		20年度放置台数の毎年一割減
	実績1	3,608	3,238				
	= /	%	100.4	99.7			
指標3	目標値1	0	1	1	1	3	
	実績1	0	1				
	= /	%	0.0	100.0			
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円	102,104	133,238		235,342	<参考> 「歌舞伎町地区のまちづくり推進」事業で別途計上 歌舞伎町対策費 36,895千円 事業費31,165千円 事務費1,466千円 人件費4,264千円 (歌舞伎町0.5人) 一般233,116千円
人件費		97,164	86,720		183,883	
事務費		8,156	10,323		18,479	
減価償却費		0	0		0	
総計		207,424	230,281		437,704	
財源内訳	千円	205,858	225,281		431,139	
一般財源 特定財源		1,566	5,000		6,566	
一般財源投入率	%	99.2	97.8		98.5	
職員	常勤職員	人	11.5	10.5		22
	非常勤職員		0	0		0

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	公共空間の安全を確保するためには事業を実施する必要があり、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	必要な駐輪施設の整備状況を示すため、駅数を指標とすることや放置自転車の数を捉えることで改善状況を知ることができることから適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	地域住民と協働による啓発活動は放置自転車の削減に繋がるとともに、効果的な駐輪施設等設置を進めています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	放置台数は、着実に減少してきており、今後も駅周辺に自転車等駐輪場を整備することにより放置自転車は減少することから、達成度は高いです。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	自転車等駐輪場の整備済駅は、着実に増えてきていることや放置自転車等についても目標を達成していることから事業は、着実に進捗していると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	放置自転車の削減には、撤去を含む啓発活動を住民との協働により進めて行くことや、駐輪施設の整備が不可欠であり、地域住民との協力が必要です。			
	改革方針	道路上を中心とした駐輪場の整備や放置自転車の削減に向け地域住民との協力をを行います。			
22年度評価	改革方針への対応状況	一時利用できる自転車等駐輪場を含め、道路上に駐輪場の整備を行い、その際には、地域住民との協力を積極的に推進しました。			
	課題	放置自転車対策のためには、さらに駐輪場の整備が不可欠であり、地域住民の理解を深める必要があります。また、自転車利用への啓発活動を地域住民と協働で行う必要があります。			
	改革方針	方向性	内容	現状のまま継続 事業統合 手段改善 休業止 事業縮小 その他(制度改正等) 事業拡大	
		放置自転車を解消し、公共空間を確保するために自転車等駐輪場施設を整備する必要があります。また、ルールとマナーを守った自転車利用の啓発活動を引き続き推進していきます。			

事業評価シート

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	67	地域活性化バスの整備促進			
------	----	--------------	--	--	--

目的	
事業者による新宿駅周辺における循環型バスの運行により、回遊性の向上と魅力あふれるまちづくりを目指します。また、地域バスの導入に向けて、運行ルート、運行計画、事業採算確保等についての合意形成を図るための自主運営組織を地域で育成し、必要な支援を行います。	
手段	
新宿駅周辺循環型バスは、運行事業者と協力し、運行計画の見直しを行うとともに、PRや利用促進等の支援を行います。また、地域バスの導入に向けては、地域が主体となった自主運営組織に対して、アドバイザーの派遣等の必要な支援を行います。	

事業の主な実施内容

平成21年度	
地域公共交通会議の運営	四谷地域バス準備会及び代表委員会の運営補助
新宿駅周辺循環型バスの運行に向けた協議調整	
新宿駅周辺循環型バスの運行後の利用者意向調査の実施	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 地域活性化バス整備の進捗状況	新宿駅周辺循環型バスの進捗状況	事業者による新宿駅周辺循環型バスの運行
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1		1			1	21年度運行開始
	実績1		1				
	= /	%	100.0				
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	5,284	63,243			68,527	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		407	40			447	
減価償却費		0	0			0	
総計		14,140	71,542			85,682	
財源内訳	千円	13,511	63,137			76,648	
一般財源		629	146			775	
特定財源							
一般財源投入率	%	95.6	88.3			89.5	
職員	人	1	1			2	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスと負担の担い手	適切である 改善が必要である	バスの運営・運行は事業者が行い、利用者が運賃を払うことで、継続的な運行が図られることになり、担い手として適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	継続的に運行するための採算ラインを設定しており、適切と考えます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	現在の新宿駅周辺循環型バスの利用状況は、当初の見込みを下回っており、新宿のまちの魅力を効果的に高めるところまでは至っていません。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	新宿駅周辺循環型バスは、目標の21年9月に運行を開始しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	新宿駅周辺循環型バスは、21年9月に運行開始しました。また、地域バスについては、運行ルート等の運行計画について、地域の方々が主体となった準備会及び代表委員会で検討を進めています。このため、事業全体を通し、計画通りに進んでいると評価します。ただし、新宿駅周辺循環型バスについては、利用状況が当初の見込みを下回っていることから、利用促進に向けた検討を運行事業者とともに進めています。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	新宿駅周辺循環型バスについては、継続的かつ安定的な運行を行うために、運行開始後も利用を促進する必要があります。また、まちの活性化につなげるために、地域との結びつきを強化する必要があります。			
	改革方針	新宿駅周辺循環型バスは、運行開始後に利用状況などについてフォロー調査を行い、利用促進策を検討します。また、平成18年度から開催している導入対策協議会を見直し、利用促進を主な議題とした地域主体の協議会への移行を検討することとします。			
22年度評価	21年度実績	新宿駅周辺循環型バスについては、21年9月に運行を開始した後、12月に利用者意向調査を行いました。また、運行開始を受けて、導入対策協議会を22年3月に終了し、今後の検討は、平成19年度に設置した地域公共交通会議を母体として行うこととしました。			
	課題	新宿駅周辺循環型バスは、利用状況が当初の見込みを下回っており、PRを中心とした利用促進策を進めていく必要があります。また、現状の交通状況や利用者意向から、運行計画の見直しが求められており、運行事業者とともに検討を行う必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	新宿駅周辺循環型バスについては、平成21年9月に運行を開始していますが、当初の利用見込みを下回っていることから、運行開始後に実施した利用者意向調査の結果や利用状況を踏まえ、運行事業者との役割分担に基づいて、効果的なPRや利用促進等の支援を引き続き実施します。また、運行事業者とともに、ルートやバス停の位置なども含めた、運行計画の見直しを行います。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	68	都市計画道路の整備(補助第72号線)			
------	----	--------------------	--	--	--

目的	
<p>新宿駅付近から高田馬場駅付近を結ぶ都市計画道路補助第72号線の未開通区間のうち、第 期区間(大久保通り～諏訪通り)を重点的に整備して、周辺地域の活性化、周辺道路の混雑緩和を図ります。 また、第 期区間(職安通り～大久保通り)についても、早期整備に向けて用地の買取請求等に対応していきます。</p>	
手段	
<p>計画線内に存在する土地の地権者、建物所有者、その他の土地又は建物に権利を有するものに対して補償を行い、用地を取得します。用地取得が完了した路線については道路の整備を行い、道路の開通を目指します。</p>	

事業の主な実施内容

平成21年度	
用地取得 1件 (第 期 1件 45.87㎡)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 第 期区間の取得面積	第 期区間の事業用地のうち新宿区が取得した面積	21年度に13,518.33㎡ (全対象用地の取得完了)
2 第 期区間の道路整備延長	第 期区間の道路延長のうち、開通済みの延長	23年度までに217m (開通済区間675m、全線開通予定区間892m)
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標 1	目標値 1	㎡	13518.33	13518.33			13518.33	
	実績 1		13472.46	13518.33				
	= /		%	99.7	100.0			
指標 2	目標値 1	m	0	0	0	217	217	
	実績 1		0	0				
	= /		%					
指標 3	目標値 1							
	実績 1							
	= /		%					
指標 4	目標値 1							
	実績 1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,552,697	410,350			1,963,047	
人件費		16,898	16,518			33,416	
事務費		159	57			216	
減価償却費		0	0			0	
総計		1,569,754	426,925			1,996,679	
財源内訳	千円	313,405	291,929			605,334	
一般財源 特定財源		1,256,349	134,996			1,391,345	
一般財源投入率	%	20.0	68.4			30.3	
職員	人	2	2			4	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	道路完成後に見込まれる事業効果や、地元から早期開通の要望が出ていることを考えると、区が直接事業を行うことが適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	用地取得がほぼ完成している第 期区間の早期開通を目標としており、適切であると評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	国庫補助金を充当し区の単独経費の節減を図っているほか、補償基準に則した補償により買収を行っており、効率的に事業を進めることができています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	事業完了の見通しが立ちつつあり、周辺地域では建替が活発になってきました。周辺地域の活発化の目的に寄与していると言えます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	残り1件の用地買収も終了しました。平成22年度末には予定どおり第 期区間の全線開通できる見込みのため、計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	第 期区間全線開通のため、未買収地1件を買収する必要があります。また、早期の開通を目指すため、埋設管の敷設工事を進めていく必要があります。			
	改革方針	第 期区間全線開通のため、未買収地の取得及び道路工事を推進していく必要があります。また、第 期区間の事業計画を明確化し、補助72号線全線の開通を目指していきます。			
22年度評価	21年度実績	第 期区間全線開通のため、未買収地1件を買収しました。また、電線共同溝や下水道施設を埋設しました。			
	課題	第 期区間全線開通のため、電線共同溝工事及び道路の築造工事を進めていく必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	第 期区間全線開通のため、電線共同溝の引込関係工事及び道路の築造工事を推進していく必要があります。また、第 期区間についても、早期整備に向けて用地の取得を積極的に推進していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	69	人にやさしい道路の整備			

目的
安全で快適な歩行空間を確保するとともに、生活する人が安心して暮らしやすい道路整備を進めていきます。
手段
環境に配慮した道づくり 人とくらしの道づくり 道路の改良

事業の主な実施内容

平成21年度	
・遮熱性舗装 7,267㎡ ・木製防護柵 213.8m	
・新規地区の選定(西新宿一丁目地区の決定)及び整備計画の策定	
・舗装改良工事3路線の整備 (中井通り第 期、中央病院通り第 期)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 遮熱性舗装の施工	遮熱性舗装施工面積	遮熱性舗装:1,300㎡
2 木製防護柵の施工	木製防護柵施工延長	木製防護柵:100m
3 人とくらしの道づくり事業における新規地区の整備	西新宿一丁目地区における整備の完了 ・20年度新規地区の選定 ・21年度地域との協働による整備計画の策定 ・22年度～24年度整備工事	平成20年度に新規地区選定(平成21年度整備計画の策定)
4 舗装改良工事の施工実績	歩行空間の確保を図りつつ、快適性や舗装構造のレベルアップを行う整備路線数	平成23年度末までに7路線の整備(2,460m)

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	㎡	1,300	1,300	1,300	1,300	5,200	遮熱性舗装面積
	実績1		2452	1217				
	= /	%	188.6	93.6%				
指標2	目標値1	m	100	100	100	100	400	木製防護柵延長
	実績1		106	100				
	= /	%	106.0	100.0%				
指標3	目標値1		1	1			2	
	実績1		1	1				
	= /	%	100.0%	100.0%				
指標4	目標値1	路線	2	2	2	1	7	21年度実績 623m 21年度末整備済 1,438m
	実績1		2	2				
	= /	%	100.0	100.0%				

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	216,607	185,704			402,311	<減価償却費の算定 > 工事費(通常舗装との差額分) × 90% (残存価値10%) ÷ 耐用年数 耐用年数: 各舗装材の現時点での施工実績(歩道ブロック10年、車道アスファルト舗装5年) (17年度) 1,392千円 (平成18年度) 2,609千円 (平成19年度) 10千円 (平成20年度) 1,526千円
人件費		33,796	33,036			66,832	
事務費		327	5,613			5,940	
減価償却費		4,001	5,527			9,528	
総計		254,731	229,880			484,611	
財源内訳	千円	214,731	186,055			400,786	
一般財源		40,000	0			40,000	
一般財源投入率	%	84.3	80.9			82.7	
職員	人	4	4			8	
常勤職員							
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	道路管理者の責務として区民の意見を取り入れながら、安全や環境に配慮した道路整備は率先して取り組む必要があることから、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	整備手法を住民等と協働で検討することによって、より地域の実情に沿った整備が行うことができます。また、遮熱性舗装を増やすことは、生活環境の改善に大きく寄与するものであり、適切と評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	既存ストックの中で安全な生活道路の整備を行っていくことは、効率的であり、また、事業実施による成果を区民が直接享受することは効果的と判断します。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	遮熱性舗装、木製防護柵は計画数量に近い規模の整備を行ったほか、改良工事は計画的に路線の整備ができました。また、「人にとくらの道づくり」事業は西新宿一丁目を新規地区として選定し、地域と協働で整備計画の策定を実施したことから、目的を達成しています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画通りに進んでいない	「道路の改良」事業では、三期に渡る中井通りの整備が完了したほか、中央病院通りに関しては、バリアフリー化整備を行うなど、目的の達成に向け計画通りに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	「人にとくらの道づくり」事業において選定した地域は、歩道の設置や、ボラードによる歩車分離が馴染まないため、通常の人くら事業とは違う視点からの交通安全対策を実施することなどを考慮する必要があります。(保水性舗装等の環境面など) また、現在整備手法の方向性が決定していないことから、来年度の国庫補助要望を提出出来ない状況にあります。			
	改革方針	遮熱性舗装、木製防護柵や「道路の改良」事業については、施工方針や施工計画を立て、より効率的な施工が行えるように検討し、「人にとくらの道づくり」事業は地元との調整を進め、来年度分の国庫補助改要望の申請期限である10月頃までに地元と整備手法をまとめます。ただし、10月までにまとまらなかった場合や、整備手法が国庫補助の採択要件に合致しなかった場合は、区単費にて施工します。			
22年度評価	改革方針への対応状況	「人にとくらの道づくり」事業では、整備地区を西新宿一丁目地区に決定し、地元関係者と協働で道路整備計画と整備手法を検討し、地区の整備計画を決定しました。 また、遮熱性舗装や木製防護柵についての経年変化や機能劣化等を調査しています。			
	課題	「人にとくらの道づくり」事業の整備計画については、地域と検討結果、安全・環境・景観・バリアフリーの観点を取り入れたものとなっており、地区内を面的に整備していく計画内容となっています。 また、遮熱性舗装や木製防護柵は経年劣化の経過観察や、より有効な施工箇所を選定などを引き続き検証していくことが必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	「人にとくらの道づくり」事業では、地域の面的な整備計画に伴い、事業実施に向けた検討を行います。 また、遮熱性舗装や木製防護柵については、施行済み路線の検証を踏まえ、今後の道路設計に生かしていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	70	細街路の整備			

目的
幅員4m未満の細街路を4mに拡幅整備して、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進するとともに、地域特性やコミュニティにも配慮した適切な道路機能の形成と確保を図ります。また、指定道路図等の整備を進めます。
手段
新宿区細街路拡幅整備条例に基づき、建築計画に合わせて建築主・土地所有者等と拡幅整備の事前協議を行うとともに、塀などは後退済みだが道路状になっていない箇所について、土地所有者等に拡幅整備への協力を呼びかけます。区道の場合は、寄附・無償使用承諾への協力を得て区道化を推進します。指定道路図等の整備は、区内の細街路を含む建築基準法の道路について路線ごとに延長・幅員等を記載した調書(図面)を作成するものです。

事業の主な実施内容

平成21年度	
細街路の拡幅整備	
指定道路図等の整備	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 細街路拡幅延長	区道と私道の細街路拡幅延長	毎年度6.5km
2 指定道路図・指定道路調書整備数	作成した指定道路調書路線数	平成23年度までに6650路線を整備
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	km	6	6	6.5	6.5	25km	22年度から目標値を毎年度6.5kmに変更しました
	実績1		6.08	5.72				
	= /		%	101.3	95.3			
指標2	目標値1	路線	2350	1650	1650	1000	6650路線	
	実績1		2190	1500				
	= /		%	93.2	90.9			
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	255,670	224,837			480,507	
人件費		112,498	112,841			225,339	
事務費		4,455	6,758			11,213	
減価償却費		0	0			0	
総計		372,623	344,436			717,059	
財源内訳	千円	372,223	344,286			716,509	
一般財源		400	150			550	
特定財源							
一般財源投入率	%	99.9	100.0			99.9	
職員	人	13	13			26	
常勤職員		1	2			3	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	細街路は建築主等と行政の双方の協力のもとに行い、また、指定道路は特定行政庁の責任において整備するもので適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	建替えを契機とした事前協議による拡幅整備に加え、塀などは後退済みだが道路状になっていない箇所への整備にも取り組みます。指定道路図等の整備については、21年度も概ね目標を達成しています。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	細街路は区が用地買収を行わずに道路拡幅が可能となるため効率的であり、指定道路は国の運用基準に区の実情に沿った内容を加味しており、より効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	細街路の拡幅整備、指定道路図等の整備とも、目標値を達成し、着実に進んでいるので達成度が高いと言えますが、細街路の拡幅整備については目標値を変更し、さらなる推進を図ります。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	各事業ともそれぞれ目標値を達成することができたので、概ね計画どおり進んでいるといえます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	細街路は合意した拡幅整備の内容どおりの整備が着実に実施されることが必要です。指定道路は路線単位での42条2項道路の判定及び中心線・後退線の判定は困難な場合が多く、慎重な判断が求められます。			
	改革方針	細街路拡幅整備は、区民、事業者、区が役割分担して整備する手法であることから、整備実績は建築動向に左右されることがあります。啓発活動を充実させながら、着実に進めていきます。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	細街路拡幅整備について広報への掲載、「ふれあいトーク宅配便」により、区民への周知に努めました。21年度の目標値に対する達成状況は、細街路は約95%、指定道路は約90%であり、概ね計画どおり進捗しています。		
	課題	細街路拡幅整備は、建築計画に依存する現在の手法だけでは時間がかかります。さらに推進を図るには、区民へのPRの強化、支援策(助成金等)の強化が必要です。指定道路は、路線単位での42条2項道路の判定及び中心線・後退線の判定は困難な場合が多く、慎重な判断が求められます。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	細街路拡幅整備は、22年度以降の実行計画を変更し、従来の事前協議に加え、塀などは後退済みであるが道路状になっていない箇所に対する拡幅整備の働きかけ等、条例制定前の未整備箇所にも着手することで事業の拡大を図ります。また、区民向けパンフレット作成とともに周知活動を強化し、併せて「耐震化支援事業」「みどりの推進計画」のモデル地区事業と連携した助成金の上乗せ等により支援策の拡充を図ります。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	71	まちをつなぐ橋の整備			
------	----	------------	--	--	--

目的
東京都の河川整備事業に併せて、景観に配慮した橋の架け替えを行うとともに、震災対策調査に基づく橋の補強・補修工事を21年度までに実施します。それ以降は、点検調査に基づき補修工事を行っていきます。
手段
東京都の河川改修事業に併せ、河川工事と同時に区が管理する橋の架け替えを行います。また、架け替えのない橋については、耐震性の向上や点検調査に基づく老朽箇所の補修(延命化)を行います。

事業の主な実施内容

平成21年度		
	都の河川改修と併せた橋りょうの架け替え	
	橋りょうの補修工事	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 旧仕様書により設計された橋りょうの架け替え済み橋りょう数	都の河川改修に併せた架け替え済み橋りょう数 (河川改修事業の区間内にあるもの)	33橋
2 橋りょうの補修	補修工事を実施した橋りょう数	6橋 (21年度変更)
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	橋	1	2	0	0	平成19年度までの架替済橋りょう数 30橋
	実績1		1	2			
	= /	%	100.0	100.0			
指標2	目標値1	橋	2	3	1		6
	実績1		2	3			
	= /	%	100.0	100.0			
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	37,150	34,310			71,460	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		45,599	42,569			88,168	
財源内訳	千円	45,599	42,569			88,168	
一般財源							
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人						
常勤職員		1	1			2	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	補強・補修により、健全化を図ることで、災害時の避難路の確保など、安全で安心なまちづくりに貢献できることから適正と判断します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	橋りょうの架け替えは、都の河川改修に併せた目標を設定しています。また、補修・補強については、調査点検結果に基づき目標を設定しており妥当と考えています。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	同時期に架けられた橋りょうを併せて補修することにより、工事費コストを削減の效果的に実施しています。また、都の河川改修と併せ橋りょうを架け替えることにより効率的に橋りょうの更新が行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	神田川の3橋を補修・補強したほか、妙正寺川河川改修に併せて四村橋と無名橋が架け替えられており、目標は達成されています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	架け替えについては、東京都の河川改修に併せて実施しています。補修・補強については、3橋の工事を行っており、計画どおりと評価します。 なお、落合橋の橋面舗装の劣化が甚だしく、平成22年度に補修工事を実施する。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	点検要領と点検基準の(案)が策定されましたが、点検する職員への周知に不足があったので、詳細の部分まで点検要領を周知していく必要があります。			
	改革方針	点検要領の周知徹底を図るとともに、より予防保全効果の高い補修・補強を実施するため、22年度以降実施する補修計画を定める必要があります。補修計画を策定することにより予算の平準化を進め、より効果的な橋りょうの延命化を実施していくこととします。			
22年度評価	21年度実績	点検要領内容の職員への周知を行うとともに、橋りょうの点検を行いました。また、補修の必要な橋りょうについては、計画的な補修工事を実施しました。			
	課題	橋りょうの延命化計画の策定を23年度に予定しており、専門的な知識に基づいた詳細点検を行う必要があり、点検と併せた現状の把握を専門業者に委託する必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	委託による橋りょうの点検を行い、その結果を基に、次年度に、延命化計画を策定します。また、補修工事については、延命化計画に基づき、より一層計画的かつ効率的に実施していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標	V	個別目標	1	基本施策	
------	---	------	---	------	--

計画事業	72	景観に配慮したまちづくりの推進			
------	----	-----------------	--	--	--

目的	
現行の景観基本計画を改定した景観法に基づく景観計画を策定・運用するとともに、地域住民との協働により、地域の景観特性に基づく区分地区の指定などの取組みを推進します。	
手段	
景観計画の策定及び運用 地域の景観特性に基づく区分地区の指定	

事業の主な実施内容

平成21年度	
景観計画の策定及び運用	景観事前協議の推進
地域の景観特性に基づく区分地区の指定	
景観重要公共施設等の指定	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 景観計画の策定及び運用	パブリックコメント実施時で50ポイント、景観計画策定時点で80ポイント、円滑な運用開始時点で100ポイントとします。	100
2 地域の景観特性に基づく区分地区の指定実績	指定地区数	5地区 (ローリングにより1地区追加)
3 地域の景観特性に基づく区分地区の指定実績	指定地区策定面積	70ha
4 景観重要公共施設等指定実績	指定件数	10件

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	ポイント	80	100	100	100	100	
	実績1		80	100				
	= /		%	100.0	100.0			
指標2	目標値1	地区	4	-	1	-	5	
	実績1		5	-				
	= /		%	125.0	-			
指標3	目標値1	ha	70	-	-	-	70	
	実績1		193	-				
	= /		%	275.7	-			
指標4	目標値1	件	8	-	1	1	10	
	実績1		11	-				
	= /		%	137.5	-			

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円	6,443	7,538			13,981	
人件費		25,347	33,036			58,383	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		31,790	40,574			72,364	
財源内訳	千円	31,790	40,574			72,364	
一般財源		0	0			0	
特定財源							
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人						
常勤職員		3	4			7	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	景観計画の策定及び区分地区指定は、新宿区が景観法や景観まちづくり条例に基づき定めることから、区が積極的に関与することが適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	景観計画の策定及び運用、区分地区指定は、景観法に基づく景観行政を推進する上で適切な目標設定です。既に計画以上の面積について、指定を行っています。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	景観計画の策定及び区分地区指定は、区の意向のみでなく、地域住民、事業者の意向を踏まえる必要があり、東京都や周辺区と連携しながら進める必要があります。策定及び指定に関わる作業は効率的に進められ、費用は効率的に使用されています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	景観計画の策定及び区分地区指定は、計画の目標値を、上方修正しており、目的の達成度も高いといえます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	区は、計画よりも早く、景観計画を策定しました。また、地域の景観特性に基づく区分地区についても、計画以上の地区数及び面積の指定を行いました。これらのことから、良好な景観の形成に対する成果は得られていると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	景観計画の円滑な運用を実施する必要があります。特に、区独自の施策である景観事前協議制度については、景観法に基づく諸制度と整合性をとりながら、必要な見直しを行い、実施する必要があります。また、新宿区都市マスタープランの「景観まちづくりの方針」に基づき、地域の景観特性に基づく区分地区の指定を進める必要があります。			
	改革方針	景観計画の円滑な運用を実施します。特に、景観事前協議制度については、景観法による行為の届出制度と併せて効果的な運用を実施するとともに、協議の効率化と、決め細やかな景観誘導を行うことができるよう、提出書類や協議方法などの運用について、必要な見直しを行います。また、地域の景観特性に基づく区分地区については、東京都や隣接区と連携をとりながら、新たな「地域の景観特性に基づく区分地区」指定に向けた準備を進めます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	景観計画の円滑な運用を実施しました。景観事前協議制度については、景観法による行為の届出制度と併せて効果的な運用を実施し、協議の効率化と、決め細やかな景観誘導を行うことができるよう、提出書類や協議方法などの運用について、必要な見直しを行いました。また、地域の景観特性に基づく区分地区については、対象面積の拡大や地区の追加に向けた景観計画の一部改定(素案)をとりまとめました。			
	課題	区民をはじめとした事業者に対して、景観まちづくり計画の目標や理念、制度について、一層の周知が必要です。また、平成22年度に景観計画の一部改定を行うには、パブリックコメント制度などで住民の意見を聞くほか、周辺区との整合性も図りながら策定していく必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	景観まちづくり計画について、周知を行っていきます。また、景観計画の一部改定を実施し、地域の景観特性に基づく区分地区について、水とみどりの神田川地区の対象面積の拡大(妙正寺川周辺)及び外濠周辺地区の追加指定を行います。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	73	地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進			

目的	地区計画は、公共施設の配置や建築物の形態制限などを「まちづくりのルール」として規定し、地域特性に沿ったまちの将来像の実現を目指すものです。この地区計画制度を活用した、地域主体のまちづくりを推進します。
手段	神楽坂地区 新宿六丁目西北地区 地区計画の策定

事業の主な実施内容

平成21年度	
地区計画の策定	初動期のまちづくりを誘導
地区計画面案の策定	地区計画によるまちづくりの推進
まちづくり方針等の作成	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 地区計画等策定面積	地区計画等策定面積(累計)	約300ha (20～23年度)
2 地区計画に基づくまちづくりの推進状況 (神楽坂地区)	地区計画に基づくまちづくりの推進 (神楽坂三・四・五丁目地区)	地区計画に基づくまちづくりの誘導実績
3 地区計画に基づくまちづくりの推進状況 (新宿六丁目西北地区)	地区計画に基づくまちづくりの推進 (新宿六丁目西北地区)	地区計画に基づくまちづくりの誘導実績
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	ha	40	60	100	100	約300	21年度達成地区 市谷本村町・加賀町約14.2ha 市谷柳町約3.8ha 大久保三丁目約4.9ha
	実績1		5.5	22.9				
	= /		%	13.8	38.2			
指標2	目標値1	%						21年度は地区計画届出審査を3件行いました。
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						21年度は地区計画届出審査を2件行いました。
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円	26,644	23,405			50,049	
人件費		59,143	57,813			116,956	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		85,787	81,218			167,005	
財源内訳	千円	85,787	81,218			167,005	
一般財源		0	0			0	
特定財源							
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人						
常勤職員		7	7			14	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	地区計画については、区が都市計画で定めることから、積極的に関与することが適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	現在、区内には地区計画ではなく、まちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区が2地区約48haあります。今後は、こうした地域をどのように目標に反映していくか検討する必要があります。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	地区計画は住民主体のまちづくりで、区の意向のみでなく地域住民の意向を踏まえる必要があります。策定に関わる作業は効率的に進められ、費用は効果的に使用しています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	平成21年度の地区計画策定面積は約22.9haです。しかしながら、来年度以降の地区計画策定に向け作業を着実に進めました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	3地区で地区計画策定を行いました。また、新宿六丁目西北地区及び神楽坂地区で地区計画届出審査を行いました。さらに、地区計画ではなくまちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区で支援を行いました。地区計画の策定面積目標水準は達成できていません。昨年度の外部評価の指摘を踏まえ、目標設定における指標の改善を検討していますが、計画通りに進んでいないと評価しました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	地域特性を活かしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度の活用が有効です。その上で任意のまちづくり構想やガイドライン等を活用した方がふさわしい地域もあります。こうした実情を踏まえ適切な制度を選択しながら、柔軟にまちづくりを推進していくことが課題となっています。			
	改革方針	住環境の保全とまちの安全性の向上、環境と調和した潤いある市街地の形成など地域の課題解決に向け、地区計画等のまちづくり制度を活用し、区民との協働によるきめ細かな土地利用を誘導していくこととします。また、想定地区以外の地区についても、地域に積極的に地区計画策定を働きかけていきます。なお、地区計画ではなく、まちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区があるため、こうした地域をどのように目標に反映していくか検討する必要があります。			
22年度評価	21年度実績	まちづくりに関する地域住民の気運に応じて、まちづくり方針等によりまちづくりを進めている2地区を含め、地区計画策定業務委託やまちづくり相談員派遣などにより、地区計画策定に向けた支援を行いました。			
	課題	地域特性を活かしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度の活用が有効です。その上で任意のまちづくり構想やガイドライン等を活用した方がふさわしい地域もあります。こうした実情を踏まえたうえでその地域にあった適切な制度を選択しながら、目標設定に反映させることが、引き続き課題となっています。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(指標定義の見直し検討)	事業拡大
	内容	地区計画は地域の合意形成のうえに立脚していることから、策定には相当な期間を要します。評価指標として地区計画だけでなく、任意のまちづくり構想やガイドライン等も含め、本事業の実態に即した区民にわかりやすい評価ができるよう、第二次実行計画の中で目標設定における指標の改善をどのように図るのか、検討します。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	74	歩きたくなる道づくり			
------	----	------------	--	--	--

目的

まちの記憶や水とみどりを活かした散歩道や案内施設を整備し、誰もが歩きたくなる道づくりを進めていきます。また、健康いきがいづくりのためのウォーキングコースを設定します。

手段

水辺とまちの散歩道整備
いきいきウォーク新宿
道路の通称名板の整備

事業の主な実施内容

平成21年度

散歩道整備		
ウォーキングコース整備		
通称名の選定		

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 散歩道整備実施済区間数	整備実施済長	散歩道整備 550m 神田川沿い 250m 妙正寺川沿い 300m
2 ウォーキングコース整備	ウォーキングコースの整備と併せて、高齢者用の低負荷遊具を設置した、いきいきパークの整備	ウォーキングコース 2路線 いきいきパーク 8公園
3 道路通称名の選定・通称名板の整備	通称名板の整備の整備数	通称名板の整備 67路線 (21年度変更)
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	m	250	300			550	
	実績1		250	300				
	= /		%	100.0	100.0			
指標2	目標値1		1コース2公園	1コース2公園	2公園	2公園	2コース8公園	
	実績1		1コース2公園	1コース2公園				
	= /		%	100.0	100.0			
指標3	目標値1	路線	0	5	62		67	
	実績1		0	5				
	= /		%	0.0	100.0			
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	4,058	17,596			21,654	
人件費		16,898	24,777			41,675	
事務費		124	801			925	
減価償却費		0				0	
総計		21,080	43,174			64,254	
財源内訳	千円	21,080	42,995			64,075	
一般財源							
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0	99.6			99.7	
職員	人						
常勤職員		2	3			5	
非常勤職員		0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	散歩道の整備、案内板や通称名板の整備により、歩行者空間の充実とともに利便性の向上を図ることは区の責務であり、適正と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	事業の実施には関係機関との調整や選定基準等の確立に時間を要しますが、区民との調整も行えるよう目標を設定しており、適切と判断しました。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	東京都の河川整備に併せて散歩道の整備を行うなど、区の事業コストの削減を図っており効率的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	散歩道の整備については、北原橋から四村橋間が完了し、確実に進展しています。また、通称名については、名称の決定及び通称名板が設置され、21年度の目的は達成されたと判断します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	河川整備に伴う、散歩道の整備については、計画通りに進んでおり、道路通称名に関しては、区内全域の通称名が決定し、通称名板の整備が実施されたことから、事業全体を通じ概ね計画通りと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	散歩道の整備方法や案内表示の方法について引き続き工夫検討し、安全で誰もが歩きたくなる道づくりを行っていくことが必要です。地域や利用者の視点に立ち散歩道の魅力を高めていく工夫を行っていきます。			
	改革方針	多くの区民から関心を受けている事業であることから、事業コストを抑えながら、事業を拡大し、成果を区民生活に多く反映させていくことを常に考え、引き続き事業を推進していきます。道路通称名についても、標識整備を拡大していきます。			
22年度評価	21年度実績	妙正寺川の北原橋から四村橋間(300m)の散歩道整備と併せて、街路灯を新たに新設しました。また、道路通称名については、67路線について通称名を決定し、通称名板の整備を5路線行いました。			
	課題	通称名板の設置に際しては、地域や地先住民との調整を行いながら、整備を進めていく必要があります。また、通称名が付されていない路線についても、新たな提案を地域に呼びかけていく必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	整備した散歩道を多くの人々に利用していただけるよう、案内表示の充実や、PRなどを引き続き推進していきます。また、道路通称名についても、地域と調整しながら、新たな通称名の選定と通称名板の整備を行っていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	75	魅力ある身近な公園づくりの推進			
------	----	-----------------	--	--	--

目的	
誰もが利用したくなる公園を目指して、公園づくり基本計画を策定するとともに、地域住民との協働により魅力ある身近な公園整備を進めていきます。	
手段	
魅力ある身近な公園づくり基本計画の策定 みんなで考える身近な公園の整備	

事業の主な実施内容

平成21年度	
	今後の公園整備・運営の指針となる、魅力ある身近な公園づくり基本方針を策定。
	みずき児童遊園の設計・整備工事 (仮称)内藤町公園の設計

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 魅力ある身近な公園づくり基本計画	区、区民等が公園整備及び公園管理・運営を推進する際の基礎的理念になる同計画を策定し、推進していく。	計画策定及び推進
2 整備公園数	地域住民との協働で魅力ある公園に再整備した公園数	20～23年度に4園の公園整備を完了（21年度変更）
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1		1			1	
	実績1		1				
	= /	%	100.0				
指標2	目標値1	園	1	1	1	4	
	実績1		1	1			19年度までに5園整備済み
	= /	%	100.0	100.0			
指標3	目標値1						
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	20,681	125,133			145,814	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		301	417			718	
減価償却費		0	0			0	
総計		29,431	133,809			163,240	
財源内訳	千円	25,431	34,109			59,540	
一般財源		4,000	99,700			103,700	
特定財源							
一般財源投入率	%	86.4	25.5			36.5	
職員	人	1	1			2	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	新宿区が公園管理者として、公園の今後の整備・運営の指針となる「公園づくり基本計画」をとりまとめ、施設改修を進め、さらに地域住民が参加することは、当事業を進めるうえで適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	「公園づくり基本計画」のとりまとめや住民との協働による公園整備は、公園の空間確保や既存ストック(資産)の活性化につながり、利用者のニーズに応えた公園を実現することが重要であることから適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	「公園づくり基本計画」により既存公園の活性化や機能分担が進み、ストック(資産)の有効化や整備の重点化が図れます。住民との協働での改修案作成は、真に地域住民が必要とする施設が明確となり、整備が効率的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	「公園づくり基本計画」を策定するとともに、みずき児童遊園の改修完了により、21年度目的を達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	今後の公園整備や運営の指針となる「公園づくり基本計画」の策定が完了しました。また、地域住民との協働によりみずき児童遊園を魅力ある公園へと整備し、利用度も増加傾向にあります。(仮称)内藤町公園においても、整備内容の検討をワークショップで行うなど、計画どおり進んでいると評価できます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	「公園づくり基本計画」の策定や利用ニーズに応えた公園整備に向けて、引き続き、区民の視点、地域の意見を取り込みながら事業を進めていく必要があります。			
	改革方針	パブリックコメント等の手法を用い、広く区民の意見を取り込んでいくとともに、地域の特性を踏まえた「公園づくり基本計画」を策定するため、地域との連携を図り検討を進めていきます。今後の公園整備については、「公園づくり基本計画」を踏まえ、事業を推進していきます。			
22年度評価	21年度実績	「公園づくり基本計画」に関しては、町会や公園サポーター、利用者へのアンケート調査の結果等を参考にしながら、地域の特性を踏まえ、今後の公園の整備及び管理運営に関する基本的な考え方を示す方針として策定しました。みずき児童遊園と(仮称)内藤町公園では、利用者や近隣住民とのワークショップを開催し整備内容を検討しました。(みずき児童遊園は整備工事も完了。)			
	課題	利用ニーズに応じた公園の整備・運営に向け、「公園づくり基本計画」を取りまとめ、引き続き地域の意見を取り込みながら、事業を進めていく必要があります。 新宿公園の復旧については、東京都下水道局による公園の占用工事が延伸する可能性があるため、計画を見直す必要が生じる場合もあります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	公園づくり基本計画を、公園の今後の整備・運営の指針として住民や利用者に提示するとともに、連携や協働を図り事業を推進していきます。 新宿公園の復旧計画については、必要に応じて東京都下水道局による公園の占用工事に合わせて計画の見直しを検討します。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	76	文化・歴史資源の整備・活用			

目的	
区内の貴重な文化・歴史資源を適切な方法で復元、保存し、後世に永く伝えるとともに、積極的な活用や情報発信を行い、区民の地域への愛着や誇りを育みます。また、区民、地域団体、学校、企業等が、自主的に活発な文化芸術活動を行なえるようにするための指針として(仮称)文化芸術基本条例を制定します。これらの取組みにより、地域文化の更なる振興を図っていきます。	
手段	
漱石山房の復元に向けた取組み、 落合の文化・歴史資源の整備・活用、 文化芸術振興基本条例の制定	

事業の主な実施内容

平成21年度	
漱石山房の復元に向けた機運を醸成する取組み 主催イベント×1回、共催イベント×2回開催	文化芸術基本条例の制定に向けた取組み 区民、地域団体・学校・企業の代表、学識経験者等13名からなる懇談会の運営(年度内6回開催)
漱石山房の復元に向けた機運を醸成する取組み 小冊子「漱石山房の思い出」10,000部新規発刊、小冊子「漱石山房秋冬」15,000部増刷	文化芸術基本条例の制定に向けた取組み 懇談会報告書案及び条例案に対するパブリックコメント等の実施及び10出張所管内での地域説明会の開催
佐伯アトリエの整備・活用に向けた取組み 佐伯アトリエ整備工事、展示制作、設置条例・規則の整備、指定管理者の選定	文化芸術基本条例の制定に向けた取組み 条例案を平成22年区議会第1回定例会に提案し、可決

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 漱石に関するイベント等による情報発信の実施	夏目漱石、漱石山房、漱石をめぐる人々、漱石と新宿区のゆかり等をテーマにしたイベントの実施、小冊子の作成等による、幅広い情報発信(共催実施を除く)	年2回
2 文化・歴史資源の保存・活用件数	落合地域に残る文化・歴史資源のうち、保存して後世に伝えていくべきものの整備・活用件数	23年度までは佐伯アトリエの1件。その他、区が保有していない資源については、取得等が具体的に変わった段階で目標化する。
3 文化芸術基本条例の制定及びこれに基づく総合的な文化・芸術施策の実施	新宿区における文化芸術の振興に関する基本的な事項を定めた条例の制定・運用	条例が制定され、区内で、区民、地域団体、学校、企業等の文化芸術活動の担い手が、自主的に活発な活動を展開している状態
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	回	2	2	2	2	8	
	実績1		2	2				
	= /		%	100.0	100.0			
指標2	目標値1	所	0	0	1	-	1	佐伯アトリエ記念館は平成22年4月28日開館
	実績1		0	0				
	= /		%	0.0	0.0			
指標3	目標値1		条例案検討	条例議決	条例の制定	条例の運用	条例の制定・運用	条例は22年4月1日施行
	実績1		条例案検討	条例議決				
	= /		%	0.0	100.0			
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	13,874	97,152			111,026	
人件費		17,743	34,962			52,704	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		31,617	132,114			163,730	
財源内訳	千円	31,617	132,114			163,730	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	2.1	4.2			6.3
	非常勤職員		0	0.1			0.1

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区有財産である漱石山房や佐伯アトリエを区の負担で復元・整備・活用していくことは適切です。また、新宿区全体で、文化芸術振興を図っていくための基本方針を定めることは、区が条例を定めることが最も適切と言えます。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区有でない文化歴史資源については、予め指標を設けることは困難です。区全体で文化芸術振興を図るための指針の制定を条例の制定としたこと及び漱石山房の復元に向けた機運を醸成するための指標を情報発信事業としたことは、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	歴史文化資源の整備活用や文化芸術振興の指針を定めるためには、専門性を持った団体等や、地域と連携することが必要です。区民や地域団体等と役割分担をして事業を進められたため、効果的・効率的な実行ができたと判断します。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	枝の3事業ともスケジュールどおりに事業を進めることができ、また、指標設定が困難であった落合の文化歴史資源の整備・活用以外の事業は、指標を達成できたことから、達成度は高いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	全ての事業がスケジュールどおり進行し、指標も達成できました。また、いずれの事業も、区民や地域団体と連携して、役割分担を明確にしながら実施することができ、協働の視点から、また、効果性・効率性の視点からも計画どおりに進行していると評価できます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	事業の進展に合わせて、区民等の意見を、更に広く聞いていく必要があります。				
	改革方針	懇談会等の検討組織における議論を活性化していくために、適切に情報収集や提供を行っていきます。また、文化芸術基本条例については、条例素案や懇談会報告書等をパブリックコメントに付して、更に幅広く意見を聞いていきます。また、意見をよせてもらうため、ホームページ等による情報発信を強化するとともに、シンポジウム等の周知イベントを行います。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	住民による検討会や区民、地域団体・学校・企業の代表者、学識経験者で構成する懇談会、庁内ワーキングチーム等の検討組織を立ち上げ、更に、懇談会報告書や条例制定内容をパブリックコメントに付すとともに、10出張所管内で条例の地域説明会を開催し、直接区民の意見等をいただきました。佐伯アトリエについては、必要な例規を制定し、管理運営体制の方向性を決定しました。			
		課題	条例は平成22年4月1日に施行しましたが、総合計画で定めるまちづくりの基本目標の一つである「文化芸術創造のまち 新宿」を実現するため、条例の内容等を広く周知し、条例の趣旨である「私たち」で取り組む文化芸術創造」を実践していく必要があります。また、落合の文化歴史資源の今後の整備の見込みを見据え、改めて計画内容の見直しが必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	文化芸術振興基本条例は4月1日に施行され、事業は終了しますが、条例の規定により設置される「文化芸術振興会議」で文化芸術振興の取り組み進捗状況等を調査検討します。なお、落合の文化歴史資源の今後の整備の見込みを見据え、より適切な事業手法及び成果指標に見直します。漱石山房の発信事業については、イベント内容の工夫等により、情報発信効果を高めていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	77	地域のお宝発掘			
------	----	---------	--	--	--

目的	
埋もれた「地域のお宝」を発掘し、広く情報発信し、又は、適切な方法で公開することにより、区民の地域に対する愛着や誇りを育み、地域文化の活性化を図ります。	
手段	
1 区ホームページ、広報紙、ポスター、チラシ、イベント等により、「地域のお宝」に関する情報を広く募集します。 2 寄せられた情報は、調査、整理し、ホームページ、小冊子、パネル等により区内外に広く情報発信します。 3 「地域のお宝」の種類、性質等に応じ、区役所ロビー等において、適切な方法で積極的に公開していきます。	

事業の主な実施内容

平成21年度	
区広報紙・ホームページでの周知 「広報しんじゅく」2月15日号掲載・ホームページは通年掲載	大新宿区まつり「ふれあいフェスタ2009」での募集 58,000人が参加する祭りでの専用ブースでの募集
周知イベントの実施 お宝写真展 3月8日～3月12日 本庁1階ロビー	新宿のお宝である文化歴史資源を、豊富な写真やイラストで紹介する「新宿文化絵図」を2000部増刷
関連イベントでの募集告知及び投票箱設置 漱石山房の発信事業「思い出すことなど」	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 地域のお宝情報の提供件数	区民から文化・観光資源の発掘情報を提供された件数	毎年度200
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	200	200	200	200	200/年	
	実績1	71	686				
	= /	%	35.5	343.0			
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,056	3,992			5,048	
人件費		845	1,652			2,497	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		1,901	5,643			7,544	
財源内訳	千円	1,901	5,643			7,544	
一般財源 特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	0.1	0.2		0.3	
	非常勤職員		0	0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区民の地域への誇りや愛着の醸成を目的として、身近な地域の「お宝」について、区民自身がお宝発掘・情報を提供し、区が情報の募集・整理・発信を実施することは、事業目的から見て適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	既に知られている、いないを問わず、まちのお宝に気付き、興味や関心を持って行動することが地域への誇りや愛着を育むことにつながります。従って、情報の提供件数を指標としたことは適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	身近な地域のお宝について、区民自ら発掘・情報提供し、区は情報の募集・整理・発信役割を担うこととし、明確に役割を分担しており効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	区民まつり「ふれあいフェスタ」で協賛企業の協力もいただきながら広く募集を行う等募集方法を工夫しました。その結果、指標に対して343%の達成率となり、達成度は高いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	区民まつり「ふれあいフェスタ」で協賛企業の協力もいただきながら広く募集を行い、また、漱石山房の発信事業では「漱石に関するお宝情報」を募集する等テーマを明確にした募集を行う等募集方法を工夫し、指標に対して343%もお宝情報を寄せていただきました。以上のことから、計画どおりに進行していると評価をします。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	お宝情報の内容が広がりを見せていますが、純粋なコレクション等の地域に根ざさない情報もあります。より事業目的に即した情報を寄せていただく仕組み作りが必要です。			
	改革方針	お宝の募集に当たり、「区外の人に見てもらいたい、新宿区のお宝」のように、地域とのゆかりやテーマ性を明確にする等、募集方法を工夫していきます。また、学校のお宝発掘など、発掘方法の工夫にも取り組んでいきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	例えば漱石山房の発信イベント会場では「漱石に関するお宝情報」を募集する等、お宝情報を募集する際にテーマを設定する等の募集方法の工夫を行いました。お宝情報は、新たな発掘に結びつけるため、3月の周知パネル展でパネル化して紹介するとともに、ホームページで常時発信しています。			
	課題	平成21年度の外部評価において、区民の興味を引く、上手な情報発信をして欲しい旨の意見をいただきました。新たなお宝情報の提供に結びつくような、効果的な情報発信の取り組みが必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	区民がお宝への関心を高め、地域に目を向けるとともに、新たな情報提供のきっかけづくりとなるような取り組みとして、お宝のパネル展示の際に、区内各所の今昔写真展を併せて行う等、様々な工夫を引き続き行っていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	78	文化体験プログラムの展開			
------	----	--------------	--	--	--

目的	
気軽に様々な文化、芸術に触れる機会を提供することにより、区民の自主的な文化・芸術活動を活発にすることで、地域文化を活性化を図ります。	
手段	
プログラムの実施に際しては、文化芸術活動のきっかけづくりとなるように、適切な種目の選定と十分な技量と指導力を持った講師の選任が欠かせません。そのため、(社)日本芸能実演家団体協議会や 新宿文化・国際交流財団等の専門的なスキルやネットワークを持つ団体等と連携による事業の展開を進めていきます。	

事業の主な実施内容

平成21年度	
芸術体験ひろば(子どもの日) 楽器作り、和楽器体験等8種目(フリー体験)を実施	冬の文化体験プログラム 寄席文字、箏等4種目を実施
夏休みこども文化体験プログラム 染色、日本舞踊等12種目を実施	
秋の文化体験プログラム フラメンコ、日本のうた等3種目を実施	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 高応募率プログラム	応募率(応募者数/定員数)が、100%を超えるプログラムが、全体に占める割合	毎年度80%
2 プログラム種別	区民に提供するプログラムの種別数	毎年度15種
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	%	80.0	80.0	80.0	80.0/年	事前申込みが不要な種目を除く。
	実績1	%	53.3	92.2			
	= /	%	66.6	115.3			
指標2	目標値1	種	15	15	15	15/年	
	実績1	種	21	19			
	= /	%	140.0	126.7			
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	7,091	7,566			14,657	
人件費		5,069	5,781			10,851	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		12,161	13,347			25,508	
財源内訳	千円	12,161	13,347			25,508	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	0.6	0.7			1.3
	非常勤職員		0	0			0

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	低廉で気軽に様々な文化・芸術を経験できる機会を提供することは、採算性を重視する民間では難しく、このような機会を提供する事業を実施することは、区の責務であると言えます。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	多彩な種目を多くの区民に経験してもらうことが、事業目的の達成に欠かせません。高応募率プログラムの実施やプログラムの種別を目標として設定することは適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	適切な種目選定や実績・指導力がある講師の選任が必要なため、日本芸能実演家団体協議会等と連携し、その専門的なノウハウやネットワークを活用することで、プログラム、講師や会場を効率的に選定できました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	指標の達成率は、高倍率プログラムについては115.3%、プログラム種別は126.7%となり、目標値を超えたため、達成度は高いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	指標については2つとも達成できたこと及び参加者アンケートで、「大変満足(楽しい)・概ね満足(楽しい)」との回答が97.4%、「また参加したい」との回答が98.9%と事業の満足度は高いことから、地域文化活動の活性化を促進することができたと判断し、計画通りに進行していると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	特に成人向けのプログラムは、民間の講座と競合しないように、慎重なプログラム選定が必要になります。			
	改革方針	(社)日本芸能実演家団体協議会や 新宿文化・国際交流財団等の文化芸術団体等との連携を更に緊密にし、プログラム選定には十分な注意を払うとともに、技量や指導力の高い講師の選定に努めてまいります。			
22年度評価	改革方針への対応状況	寄席文字等の民間ではあまりないプログラムを実施するとともに、事業趣旨を踏まえて、原則1回で完結する入門体験としての実施を徹底し、民間とのすみ分けを図りました。また、連携する文化芸術団体と参加者アンケート結果を共有する等連携の強化に努め、講師については、技量はもちろん、指導力も備えた講師の選定を図りました。			
	課題	文化芸術振興基本条例が制定され、区内における更なる文化芸術活動の活性化が必要です。文化芸術活動への参加のきっかけ作りとして、この事業の重要性が増す中で、プログラム内容の充実が必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	参加者アンケートの工夫、日本芸能実演家団体協議会等高い専門性を有する団体との連携強化等により、更なるプログラムの実施内容の向上及び参加の拡大を図ってまいります。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	80	新宿文化ロードの創出			
------	----	------------	--	--	--

目的	
新宿の文化、観光の振興のために誘致してきた企業及び学校等との連携を軸に文化イベント等を実施し、全国に新宿の魅力を発信することで、文化と産業を融合するしくみづくりや、新たな文化、芸術の育成と、ビズターズ産業(賑わい産業)の活性化を図ります。	
手段	
靖国通りから青梅街道沿いの一帯を「新宿文化ロード」エリアとし、周辺地域にある商店街、学校、企業等と連携したイベントを継続的に実施し、広く発信していきます。	

事業の主な実施内容

平成21年度	
新宿文化ロード協議会の開催(7月、9月)	
新宿文化ロードイベントの実施(10月22日～11月27日) 主催イベント:5 協賛イベント:13	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 イベントの実施	観客延人数	10,000人(21年度から設定変更)
2 イベント実施回数	イベント数	18(21年度から設定)
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	2,000	10,000	10,000	10,000		
	実績1		17,274				
	= /	%	863.7	1,517.4			
指標2	目標値1		18	18	18		
	実績1		18				
	= /	%		100.0			
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	8,935	6,803			15,738	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		17,384	15,062			32,446	
財源内訳	千円	17,384	17,799			35,183	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	118.2			108.4	
職員	常勤職員	人	1	1		2	
	非常勤職員	人	0	0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	文化と産業の融合、賑わい産業の活性化を目的とするため、区が参加団体とともに新宿文化ロード協議会を設置し、事業を実施することは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	参加者数(観客動員数)に加え、イベント実施回数を指標に加えたことで、適切な目標設定に近づきました。今後、さらに適切な指標設定を検討していきます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	広報部数の増加や、周知方法の見直しを行い、より効果的に広報周知活動を行いました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	協議会への参加団体は14団体にのぼり、計18イベントが実施され、参加者は指標目標を大きく上回りました。今後、目標値の再設定なども検討します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	区は、参加団体とともに協議会を設置し、全体管理と広報活動を主な役割とし、参加団体は自主性を活かしたイベントの実施できました。各イベントを通じ、新宿区の文化活動を発信できました。さらに「文化と産業の融合を図るしくみづくり」という目的に沿った効果を目指します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	文化の発信と産業の活性化を図るために、「新宿文化ロード」地域の設定や、イベント内容について検討していく必要があります。			
	改革方針	基本的枠組みは変更せず、参加団体の増加やイベント内容について検討していきます。参加団体については早い時期からの呼びかけを行います。実施イベントについては、主催イベント時期を分散し、効果的・効率的な運営を図ります。また、広報物の部数の見直しを行い、広報周知活動に努めます。			
22年度評価	21年度実績	21年7月と9月に新宿文化ロード協議会を開催し、参加団体と一体となって、イベントの実施に向け取り組みを行いました。実施に際しては、主催イベント時期の分散、広報部数の増加、新聞折込を行うなど広報方法の変更などを行い、効果的・効率的な運営に努めました。			
	課題	事業の目的である文化と産業の融合のしくみづくり、産業の活性化を図るために、参加者数(観客動員数)や参加団体、魅力あるイベント数の増加に努める必要があります。また、事業主体や「新宿文化ロード」地域の設定、事業運営方法など、より魅力ある事業とするための検討をしていく必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	事業の基本的枠組みは変更せず、新たな参加団体の増加や魅力あるイベント数の増加に向け、協議会を通じて検討していきます。また、今後の事業のあり方については、協議会に参加する団体にアンケートを行うなど、より効果的・効率的な運営方法を検討していきます。さらに、文化と産業の融合を図るしくみづくりという目的に沿った効果を目指します。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	81	文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援			
------	----	-----------------------------	--	--	--

目的	
産業の構造的な転換等に迅速かつ柔軟に対応できるよう、産業振興フォーラムの開催、ものづくり産業支援、経営の専門家の継続的な派遣などを通じて、中小企業の経営力等の強化を支援し、地域産業の活性化を図ります。	
手段	
産業振興フォーラムの実施、ものづくり産業支援、ビジネスアシスト新宿、新宿ものづくりマイスター認定制度、（仮称）インキュベーションセンターの設置、文化創造産業育成委員会の設置	

事業の主な実施内容

平成21年度	
産業振興フォーラム 平成21年11月、区立産業開館で開催	新宿ものづくりマイスター認定制度 7名を「技の名称」として認定、「技の名匠」（文字商標、ロゴマークの商標登録
ものづくり産業支援 区内6企業に新製品開発・技術開発事業、販路開拓事業の経費の一部を補助	（仮称）インキュベーションセンターの設置に向けた検討
ビジネスアシスト新宿 区内中小企業9社に経営の専門家を派遣し、長期・継続的に支援ニーズに応じた指導助言の実施	文化創造産業の育成に関する提言の提出 平成21年12月

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 産業振興フォーラムの参加企業数	参加企業数	23年度に340社
2 ものづくり産業支援事業補助対象事業所数	ものづくり産業支援事業の補助対象事業所件数	23年度までに20件
3 ビジネスアシスト新宿応募企業数	育成企業の応募企業数	毎年度10社
4 新宿ものづくりのマイスター認定人数	新宿ものづくりマイスター認定者数	毎年5人認定

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	社	80	80	90	90	340	
	実績1		92	82				
	= /	%	115.0	102.5				
指標2	目標値1	件	5	5	5	5	20	
	実績1		5	6				
	= /	%	100.0	120.0				
指標3	目標値1	社	10	10	10	10	10/年	
	実績1		12	9				
	= /	%	120.0	90.0				
指標4	目標値1	人	5	5	5	5	5/年	
	実績1		6	7				
	= /	%	120.0	140.0				

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	11,420	11,285			22,705	
人件費		42,245	41,295			83,540	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		53,665	52,580			106,245	
財源内訳	千円	53,665	60,839			114,504	
一般財源							
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	115.7			107.8	
職員	人						
常勤職員		5	5			10	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区が区内中小企業に対し、経営力の強化等につながる支援事業及び様々な情報が得られる場を設定することは、地域産業と経済の活性化のために適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区内中小企業に事業を周知し賛同を得ながら、継続的に地域産業の新たな展開や活性化を図る指標として適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	各事業とも職員の配置を工夫し、効果的・効率的な運営に努めました。また、事業実施の準備段階から関係団体を通じ、できるだけ多くの企業と区が接触をもつことにより、適切な制度周知に努めました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	各事業を実施することで、各種情報や課題の共有化、経営専門家の派遣など直接的な経営力強化の支援を行いました。事業の達成度は、各事業とも目標水準をほぼ達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	各事業において計画の目標値をほぼ達成しており、計画どおり進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	実行計画事業として、ものづくり産業支援、新宿ものづくりマイスター制度を加え、新たな視点から中小企業への支援を振興します。今後は各事業の実施を通して、多方面からの中小企業の経営力強化への支援を継続し、いかに地域の活性化を図るかが課題です。			
	改革方針	多方面からの中小企業支援事業を継続し、産業振興フォーラムの分科会開催を通して、中小企業間のネットワークづくりを行うなど、企業の活性化した力を、他の企業にも効果的に拡げていく必要があります。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	産業振興フォーラム等の開催を通じ、区内中小企業相互での意見を集約した討議、経営力強化につながる情報共有が見込めるネットワークづくりに努めました。また、「技の名匠」など文字商標や図形商標の登録することで、広く認知される事業として、区内のものづくり産業の支援に努めました。		
	課題	地域産業支援および文化創造産業振興の両方の側面から、効果的・効率的な事業実施が課題です。 また、中小企業の自助努力と行政支援の関係性の検証も踏まえ、区内ものづくり産業の技術革新や経営環境の向上、文化創造産業への支援について、継続的かつ総合的な展開を図る必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	22年度から79'文化創造産業の誘致、事業と統合し、文化創造産業育成委員会からの意見を踏まえながら、創造産業及び地域産業支援の両側面から取り組みを進めます。 文化創造産業への支援としては、エンターテインメント産業を対象とした融資など試行実施します。また、マイスター認定制度など各事業との連携を図るほか、多面的な広報活動を行い効果的に事業を実施します。(仮称)インキュベーションセンターについては、23年度の開設に向け、センターの持つ機能の検討や必要な施設整備を行っていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	133	(仮称)産業振興基本条例の制定			
------	-----	-----------------	--	--	--

目的

区内産業の一層の活性化を目指すため、(仮称)産業振興基本条例の制定に向けて取り組みます。

手段

学識経験者等からなる懇談会を設置し、条例に盛り込むべき内容についての検討を行い、区は懇談会での検討結果を踏まえた条例の制定を目指します。

事業の主な実施内容

平成21年度

(仮称)産業振興基本条例に関する懇談会の設置		
(仮称)産業振興基本条例に関する懇談会の開催(計4回)		

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 (仮称)産業振興基本条例の制定	(仮称)産業振興基本条例の制定	22年度
2		
3		
4		

達成水準

	単位	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1		1			
	実績1					
	= /	%				
指標2	目標値1					
	実績1					
	= /	%				
指標3	目標値1					
	実績1					
	= /	%				
指標4	目標値1					
	実績1					
	= /	%				

コスト

トータルコスト	単位		21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円		2,970			2,970	
人件費			8,259			8,259	
事務費			0			0	
減価償却費			0			0	
総計			11,229			11,229	
財源内訳	千円	一般財源	11,229			11,229	
		特定財源	0			0	
一般財源投入率	%		100.0			100.0	
職員	人	常勤職員	1			1	
		非常勤職員	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区民・学識経験者・産業関連団体・行政からなる懇談会を設置し、一体となって取り組んでいます。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	指標目標を達成し、22年度中の条例の制定に向け、順調に取り組んでおり、目標設定は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	条例の検討に際しては、区民・学識経験者・産業関連団体からなる懇談会を設置し、多くの視点を持った、幅広い意見交換を行っています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	21年度は懇談会を4回開催し、産業振興の方向性や条例の方向性などについて十分な検討を行うことができました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	21年度は懇談会を設置し、当初の予定通り計4回の検討を重ねました。懇談会では条例の根幹部分について議論を行い、区民をはじめとする各主体が一体となって条例制定に向け取り組むことができました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	産業振興プランの実現を図り、区内産業の一層の活性化を目指すため、(仮称)新宿区産業振興基本条例の制定に取り組む必要があります。制定にあたっては、区民・学識経験者・産業関連団体等から幅広い意見を取り入れることが必要です。				
	改革方針	区民・学識経験者・産業関連団体からなる懇談会を設置し、幅広い意見を取り入れながら、条例の制定に向け検討を行っていきます。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	21年10月に区民・学識経験者・産業関連団体・行政からなる懇談会を設置し、条例の素案づくりに向け検討を開始しました。懇談会では、条例の方向性、産業振興の方向性、経済が活性化するための方法などについて検討が行われました。			
		課題	22年度中の条例制定を目指し、条例に取り入れるべき事項など、具体性のある検討を行っていく必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	懇談会で、より具体性を持った検討が行えるよう、会議運営を行っていきます。また、懇談会での意見の集約のほか、パブリック・コメントを実施し広く区民等の意見を取り入れていきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	82	新宿の魅力の発信			

目的
「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」を実現するため、文化観光関連団体や民間事業者、NPOなどと連携しながら、新宿全体で年間を通して新宿の持つ魅力を掘り起こし、創造・発信していくことが本事業の目的です。
手段
(仮称)新宿文化観光ビューローの設置 観光情報の発信 観光案内制度の整備

事業の主な実施内容

平成21年度	
ビューロー設置・運営開始に向けた課題の検討を行う「(仮称)新宿文化観光ビューロー設立準備委員会」を設置し、ビューローの設置形態、事業内容、事業予算、正式名称、運営方法等の考え方を整理しました。(回数:委員会3回)	鉄道駅、ホテル、民間施設の協力の下に、新宿の魅力を発信する「歩きたくなるまち新宿観光案内所」を設置しました。(案内所設置数:36か所、案内所利用件数:171,050件、情報共有のための連絡会:2回)
観光マップの中国語及びハングル版の作成 (新宿駅周辺、落合、四谷、高田馬場・大久保、牛込) ・中国語5千部、ハングル5千部	新宿まち歩きガイド制度の運営を担っていく「新宿まち歩きガイド運営協議会」を設置し、ガイドによる新宿の魅力の紹介を行いました。(運営協議会:全6回、案内実績:100名)
新宿ぶらり散歩塾(新宿まち歩きツアー)の実施 ・第1回:7月20日、第2回:2月20日、第3回:3月14日、 第4回:3月21日 参加者合計:170名	観光モバイルサイトの運営 ・年12回更新 ・年間アクセス件数:87,288件

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 観光マップによる区内回遊	観光マップを利用して区内を回遊する来街者の人数	年間300,000人の水準達成 (21年度変更)
2 区内観光情報への関心	観光モバイルサイトへアクセスする来街者の件数	年間120,000人の水準達成 (21年度変更)
3 (仮称)新宿文化観光ビューローの設置と運営	ビューロー設置及び運営に向けた考え方の整理	23年度以降 ビューロー運営
4 観光案内拠点数	観光案内拠点の設置数	50か所 (21年度変更)

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	人	40,000	300,000	300,000	300,000/年	
	実績1		57,003	220,358			
	= /	%	142.5%	73.5%			
指標2	目標値1	件	40,000	120,000	120,000	120,000/年	
	実績1		116,576	87,288			
	= /	%	291.4%	72.7%			
指標3	目標値1			1			22年度に考え方を決定し、22年度秋以降にビューローを運営していく
	実績1						
	= /	%	-	-			
指標4	目標値1		創設準備	30	40	50	50
	実績1			36			20年度は創設準備
	= /	%	-	120.0%			

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	7,569	14,735			22,304	
人件費		8,449	20,648			29,097	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		16,018	35,383			51,401	
財源内訳	千円	16,018	35,383			51,401	
一般財源		0	0			0	
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	1	2.5			3.5	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	新宿の魅力の創造・掘り起こしや発信力の強化を行い、それを多くの関係主体に働きかけることは行政の役割であり、経費の負担を区が担うことは適切と判断しています。また、民間主体の観光マップでは著名な地域への偏りが出ることから、その作成を行政が担うのが適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	年間を通して新宿の魅力を創造・発信し、おもてなしの心によるご案内を実施していくためには、ホテルや鉄道、NPO、文化観光関連団体等が幅広く参加する事業の枠組みを構築する必要があります。また、人々の新宿への関心を高め、イメージアップを図ることから、指標を「観光マップによる区内回遊」としており、いずれも適切であると評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	ホテル、駅、文化施設等に、案内所として協力してもらうことにより、また、区内で活動するガイド団体と連携することにより、新宿の魅力の発信とおもてなしの心による案内体制を効果的・効率的に構築できました。また、人的資源の投入量からも効果的・効率的に事業が行われています。しかし、商業的情報の取り扱いなど、より効果的な観光情報の取り扱い方法を検討していくことが必要です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	ビューローについては、設立に向けての基本的な考え方を整理し、観光案内制度は新たに事業化できたことから、達成度は高いと評価しています。また、観光マップによる区内回遊者数は前年度と比較大きく増えていること、観光モバイルサイトへのアクセス件数も、高い水準で推移しており、達成度は高いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	文化観光ビューローは、位置付け・機能・組織形態等、制度創設に向けての基本的な考え方をまとめることができました。観光案内所は、ホテル、駅、文化施設等36か所に協力してもらい、その案内件数は171,050件です。ガイド制度は、設置後に6回の運営協議会を開催し、実績として100名のガイドを行いました。また、観光マップを利用して区内を回遊する来街者の人数は220,358人で目標達成率524.7%となっており、来街者誘引の効果が現れていると思われます。これらのことから、「新宿の魅力の発信」事業については、計画どおりに進んでいるものと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	ビューローの設置に向けて、事務局の体制や具体的事業、予算など、課題の整理が必要です。また、新宿区観光協会、新都心新宿PR委員会といった文化観光事業関係団体との調整が必要です。観光マップは英語圏以外の外国人来街者への対応が課題です。また、新宿の魅力の一つである商業的な情報を取り扱えるようにしていく必要があります。観光案内拠点は、設置に向けて、駅・ホテル・歴史文化施設等の民間協力施設との調整が必要です。また、観光ガイド制度は、区内で活動するガイド団体との事業連携を実現するため、ガイド団体との協力体制を構築する必要があります。		
	改革方針	(仮称)新宿文化観光ビューローの設置について、検討・準備及び関係団体との調整に引き続き取り組むとともに、商業的な情報の取扱いも検討していきます。観光情報の発信は、その強化に引き続き取り組むとともに、観光マップは、多言語化を図るよう見直します。また、観光モバイルサイトは、内容の充実を図ります。観光案内拠点は、設置と運営に向けた準備及び関係施設との調整に引き続き取り組みます。また、観光ガイド制度は「観光シティガイド検討会」における検討結果に基づき、当初に計画していたガイド認定から、区内で活動するガイド団体との事業連携に方針転換します。		
22年度実績	21年度実績	ビューロー設置に向け、ビューローの設置形態、事業内容、事業予算等を検討し、基本的な考え方として整理しました。観光マップは、各エリアの中国語及びハングル版を作成し、英語圏以外の外国人来街者への情報発信力を強化しました。案内体制の構築については、外部評価の意見を踏まえ、鉄道駅、ホテル、歴史文化施設の協力の下に、新宿の魅力発信する「歩きたくなるまち新宿観光案内所」を設置しました。また、区内で活動するガイド団体と連携して「新宿まち歩きガイド運営協議会」を設置し、ガイドによる新宿の魅力の紹介を行いました。		
	課題	ビューローの設置及び運営に向けて、各参加予定団体が理事会・総会等で参加に向けての意思決定手続きを進めるとともに、具体的な事業内容、必要となる予算といった運営に関して、引続き課題整理が必要です。観光マップについては、新宿の魅力の一つとして商業的な情報を取り扱えるようにしていくことが必要です。また、観光案内所の設置件数が当初予定していた12カ所より大幅に増えた結果、観光マップ等の観光情報を安定的に供給していくことが課題であり、広告掲載等による作成予算の獲得が必要となります。ガイド制度については、利用者の拡大やピーターの確保のほか、利用者にとって魅力的な観光資源は区界を越えて存在している中で、行政区画に制限されることなくガイドを実施する必要があります。		
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休業止	事業縮小 その他(制度改正等)
改革方針	内容	第一次実行計画のスケジュールに従い、(仮称)新宿文化観光ビューローの設置・運営に向け、引き続き検討していきます。また、本事業については、公益財団法人新宿未来創造財団へ事業移管を行い、商業的情報の取り扱いといった行政の制約を越え、さらに新宿の魅力積極的に発信・発信できる仕組みとしていきます。観光マップは、文化観光関係団体の意見も取り入れ、より魅力のある情報発信を行います。そして、観光案内所では、観光マップ等の観光情報を安定的に供給しつつ、鉄道駅・ホテル・歴史文化施設の協力を得て、新たな案内所を確保していきます。ガイド制度では、利用者アンケートや鉄道事業者とのタイアップイベント等により、利用者の拡大等に努めるほか、区界を越えたまちの魅力の発信を行っていきます。		

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	83	歌舞伎町地区のまちづくり推進			
------	----	----------------	--	--	--

目的	
歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するため、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会（17年1月設置）の下、「犯罪インフラの除去と環境美化」、「歌舞伎町からの新たな文化の創造と発信」、「健全で魅力あふれるまちづくり」など総合的な施策を展開します。また、歌舞伎町ルネッサンスの担い手である歌舞伎町タウン・マネージメントによる、繁華街地域運営モデル構築を目指します。また、シネシティ広場や大久保公園をはじめとする公共空間の活用等を進めていきます。	
手段	
歌舞伎町ルネッサンスの推進（TMOの運営）、繁華街の防犯・防災活動の推進、歌舞伎町活性化プロジェクトの展開（公共空間等の活用）、道路の整備、放置自転車対策、路上の清掃・不法看板の撤去等、大久保公園のイベント広場としての活用、まちづくり誘導方針の推進	

事業の主な実施内容

平成21年度	
クリーン作戦プロジェクトによる環境浄化・美化	まちづくりプロジェクトによるまちづくり誘導方針の改正
地域活性化プロジェクトによる、大久保公園シアターパークテント劇場やシネシティ広場でのオープンカフェの実施をはじめ、まち全体をイベント会場とした賑わいの場づくり	
喜兵衛プロジェクトによる、歌舞伎町タウン・マネージメントの運営	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 放置自転車台数	歌舞伎町地区の放置自転車の台数	平成23年度に920台以下の水準達成
2 繁華街の防犯・防災活動の推進	以前と比較して歌舞伎町が安全になったと思う人の割合	平成23年度に26.4%の水準達成
3 シネシティ広場の使用日数（年間）	シネシティ広場におけるイベント等実施日数	年間365日
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 （現状）	22年度 （目標）	23年度 （目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1	台	1,260	1,130	1,020	920	目標台数以下の達成を目指す
	実績1		1,238	1356			
	= /	%	101.8	120.0			
指標2	目標値1	%	23.4	24.4	25.4	26.4	
	実績1		28.4	27.9			
	= /	%	121.4	114.3			
指標3	目標値1	日	365	365	365	365	
	実績1		54	50			
	= /	%	14.8	13.7			
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	151,148	233,494			384,642	
人件費		68,437	37,703			106,140	
事務費		1,158	279			1,437	
減価償却費		0	0			0	
総計		220,743	271,476			492,219	
財源内訳	千円	220,743	263,476			484,219	
一般財源		0	8,000			8,000	
特定財源							
一般財源投入率	%	100.0	97.1			98.4	
職員	人	8.1	4.3			12.4	
非常勤職員		0	0.8			0.8	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	歌舞伎町ルネッサンスは地元や事業者、関係行政機関の協働と連携によるまちづくりの取り組みであることから、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	目標設定は安全・安心なまちづくりを推進していくうえで適切なものですが、事業を推進していく中で新たな課題に対する指標を設定していく必要があります。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	地元や事業者、関係行政機関が協働・連携してそれぞれの役割分担により、効果的かつ効率的な取り組みが行なわれています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	歌舞伎町タウン・マネジメントを中心にまちが一体となって総合的な施策を展開することにより、歌舞伎町が安心して楽しめるまちへと変わりつつあります。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	各プロジェクトの推進により、誰もが安心して楽しめるまちに向けた事業全体が、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取り組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	区政モニターアンケートの結果では、歌舞伎町のイメージは向上しているとの回答が徐々に増えてきていますが、思わないとの回答も3分の1以上あり、歌舞伎町のマイナスイメージの払拭に向けて、取り組んでいく必要があります。また、エンターテインメントシティ歌舞伎町の実現に向けて、歌舞伎町のまちづくりを推進していく必要があります。			
	改革方針	歌舞伎町のイメージアップに向けて、ホームページの見直し等により情報発信内容の充実を図ります。また、クリーン作戦活動団体のネットワーク化による効果的な取り組みや、健全で魅力あるまちづくりに向けて、大久保公園のイベント広場や西武新宿駅前通りの整備を行ないます。さらに、シネシティ広場・大久保公園・コマ劇場仮囲い等を活用したイベントの重点的な実施により、歌舞伎町から元気を発信し、安心して楽しめるまち歌舞伎町をアピールします。			
22年度評価	21年度実績	上記の改革方針を踏まえ、ホームページやタウン情報誌の内容を刷新するとともに海外に向けた発信力を強化するために、英、中、韓の三か国語のホームページサイトを構築しました。また、クリーン作戦連絡会議を開催し、参加団体の意見交換、情報の共有などネットワークの強化を図りました。シネシティ広場では、延べ50日間のイベント等を実施するとともに、コマ劇場の仮囲いをウォールギャラリーとして活用し、「レ・ミゼラブル」の演劇風景や「歌舞伎町」の移り変わりを写真で展示しました。さらに、大久保公園を新たな文化創造・発信の拠点とするための整備に取り組みました(平成22年5月竣工予定)。また、車アクセス改善に向けて、西武新宿駅前通り(職安通り～花道通り間)を拡幅し、部分相互通行化の整備を行いました。			
	課題	イベント公園として整備した大久保公園シアターパークの運営の仕組みづくりに取り組むことが必要です。また、歌舞伎町のイメージ改善に向けて、特に女性に対するイメージアップ戦略が課題となっています。さらに、年々顕著になりつつある外国人観光客への対応も歌舞伎町のイメージアップへの取り組みとして重要な鍵と考えます。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	大久保公園シアターパークについては、管理運営の仕組みづくりに取り組むとともに、多角的な視点から文化創造・発信事業を推進してまいります。また、女性の歌舞伎町のイメージ改善に向けたイベント等を開催してまいります。さらに、外国人来街者調査を踏まえ、地元・事業者と協働して、多言語化した公共サインの設置等を行います。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	84	商店街活性化支援			
------	----	----------	--	--	--

目的
 地域の特性を活かした魅力あふれる商店街づくり、地域住民と商店会の結びつきを深めた活力のある商店街づくりをより推進していくために、「商店会サポート事業」など既存事業を効果的に活用しながら、商店街の活性化に取り組んでいきます。

手段
 商店会サポート事業 魅力ある商店街づくり支援 商店街にぎわい創出支援 空き店舗活用支援

事業の主な実施内容

平成21年度	
商店会サポート事業:専門知識のある非常勤職員がサポーターとして商店会等を訪問し、強固な組織作りや商店街の活性化に向けた助言等の活動を実施	空き店舗活用支援:区内空き店舗を利用して事業を始める個人等に対する補助金の交付(補助対象経費の2/3、補助限度額400万円)
魅力ある商店街づくり支援:区内商店会等の実施事業(施設整備、地域コミュニティ事業、IT事業等)に対する補助金の交付(補助対象経費の2/3、補助限度額2000万円)	
商店街にぎわい創出支援:区内商店会等が実施するイベント事業に対する補助金の交付(補助対象経費の2/3、補助限度額200万円、新宿区商店会連合会主催事業は600万円)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 活性化モデルとなった商店会数	商店会サポーターの活動により、気づき・行動・変化が起き、活性化のモデルとなった商店会数	23年度までに10商店会
2 魅力ある商店街づくり補助事業実施により集客数が増えたと回答した割合(21年度指標変更)	助成を受けた商店会からの報告により、集客数の増加など活気が増えたとの回答を得た割合	80.0(%)
3 商店街にぎわい創出補助事業実施により売上が増えたと回答した割合(21年度指標変更)	助成を受けた商店会からの報告により、イベントの実施により売上が増えたとの回答を得た割合	80.0(%)
4 空店舗補助事業実施件数	事業利用者に対する補助金交付件数	23年度までに10件

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	2	2	3	3	10	
	実績1		2				
	= /	%	100.0	100.0			
指標2	目標値1	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0(%) / 年	
	実績1		71.4	75.0			
	= /	%	89.3	93.8			
指標3	目標値1	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0(%) / 年	
	実績1		32.0	39.9			
	= /	%	40.0	49.9			
指標4	目標値1	1	3	3	3	10	
	実績1		0	2			
	= /	%	0.0	66.7			

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	131,587	110,868			242,455	
人件費		19,559	19,255			38,814	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		151,146	130,123			281,269	
財源内訳	千円	83,815	79,487			163,302	
一般財源 特定財源		67,331	51,176			118,507	
一般財源投入率	%	55.5	61.1			58.1	
職員	常勤職員	人	2	2			4
	非常勤職員	人	1	1			2

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区が商店会等に対し、魅力ある商店街づくりに向けた指導・助言、施設整備等の支援を行うことにより、商店街活性化に取り組むことは適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	目標水準を達成していませんが、商店街活性化のために集客力向上及び売上げの増加、地域コミュニティの強化を図っていくことにあたり、指標及び目標水準は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	商店会サポート活動を行うことで、商店会に気づき、変化が起こり、商店会が実施する各種支援事業に前向きに取り組む姿勢が見られ、事業を実施する上で良い相乗効果が生まれており、効果的・効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	商店街の活性化に向けた取り組みを総括的に捉え、達成度は高いと判断します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	一部の事業に関しては、目標を達成していませんが、商店街活性化支援の上では各事業が相互に関連しながら、効果的・効率的に実施されていることから、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	さらなる商店街活性化に向けて、個店の強化に向けた取り組みや、商店会が実施するイベントや事業の効果を高めていく必要があります。「空き店舗活用支援」に関しては、関東近県の商工会議所や介護サービス事業者へのチラシの送付など、平成21年度は事業実施に向け、PR活動等を積極的に行う必要があります。			
	改革方針	個店の強化のため同業者組合とネットワークを形成し、支援事業の効果を高めるため、商店会実施事業に商店会サポーターが助言等を行います。「空き店舗活用支援」では、事業のPRを積極的に行い、実施に結びつけます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	商店会サポーターが同業者組合と接触を図り、4団体とネットワークが形成できました。支援事業の効果的な実施に向け、商店会サポーターによる助言等のサポート活動を積極的に行い、事業を通じ会員同士の組織力が強化された商店会がありました。「空き店舗活用支援」では、関東近県の商工会議所、介護事業者等、幅広く事業の周知活動を行い、6件の応募申請があり、うち2件について交付を行いました。			
	課題	21年度に形成した同業者組合とのネットワークを活かし、引き続き、個店の強化へ向けに取り組んでいく必要があります。加えて、前向きな商店会活動が行われるよう、商店会サポート活動の継続と、商店会単位だけでなく、エリアを意識した横断的な商店会活動の展開も視野に入れていく必要があります。「空き店舗活用支援」では、22年度においては、より一層の事業周知活動による、応募申請件数の増加と交付件数実績3件を目指します。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	形成した同業者組合とのネットワークを活用し、商店会主催事業と連携した業種のPRなどを図り、個店の強化に取り組んでいきます。また、積極的に商店会へのサポート活動を継続し、今までの商店会単位だけでなく、商店会をエリアで捉え、横断的な商店会活動の展開を支援していきます。「空き店舗活用支援」については、新たに、創業支援機関やNPO法人等に事業を紹介し、より多くの申請事業の中から、商店街の活性化に結びつく事業を選定していきます。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	85	平和啓発事業の推進			
------	----	-----------	--	--	--

目的
平和に関する認識を深めるため、「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和の啓発普及活動を推進します。
手段
平和展・平和のポスター展の開催 親と子の平和派遣事業、平和派遣者との協働事業 戦争体験者派遣事業

事業の主な実施内容

平成21年度	
平和展(7月22日～8月21日、区内3か所で戦争被災パネルや戦時下の実物資料を展示)、平和のポスター展(8月20日～9月3日、本庁舎1階ロビーで児童・生徒から募集した平和のポスターを展示)	すいとんの会(11月29日、戦争体験者とともにすいとんを食べながら平和について語り合う事業を実施)
親と子の平和派遣事業(区内在住の親子7組14人を広島市に派遣し、祈念式典の参加等を通じて平和学習を実施)	平和講演会・コンサート(3月13日、被爆者による体験講話を実施するとともにファミリーコンサートを実施)
平和派遣報告会・映画会(10月4日、平和派遣に行った親子が派遣先で学習した成果を発表するとともに映画会を実施)	戦争体験者派遣事業(若い世代に戦争体験を語り継ぐため、戦争体験者の派遣を実施)

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 平和派遣報告会の参加者数	平和派遣報告会に参加した人数 / 年	参加者数: 23年度に150人
2 平和講演会の参加者数	平和講演会に参加した人数 / 年	参加者数: 23年度に300人
3 平和のポスター展応募校	平和のポスター展応募校数 / 年	応募校数: 全小中学校
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	人	100	100	150	150	150/年	
	実績1		90	175				
	= /		%	90.0	175.0			
指標2	目標値1	人	120	250	300	300	300/年	
	実績1		203	230				
	= /		%	169.2	92.0			
指標3	目標値1	校	40	40	40	40	40/年	
	実績1		27	30				
	= /		%	67.5	75.0			
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	3,613	4,741			8,354	
人件費		3,380	3,304			6,684	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		6,993	8,045			15,038	
財源内訳	千円	6,993	7,541			14,534	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	93.7			96.7	
職員	常勤職員	人	0.4	0.4		0.8	
	非常勤職員	人	0	0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	平和は区民生活の基本であることから、派遣報告会や平和講演会などの平和啓発事業を区と区民が協働で実施することは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	平和な社会を構築するための啓発は、平和について考える機会を増やしていくことが必要であり、平和事業の実施に関する目標設定は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	区民との協働により実施することで、内容の充実を図り、より効果的な啓発が可能となっています。また、小中学生にも参加しやすい平和事業を実施することで、平和を学べる機会を多く作り、若い世代にも効果的な啓発に繋がっています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	平和のポスター展の参加校が昨年に比べて3校増えました。また、学校における平和派遣報告会や平和講演会などの協働事業は企画を十分に練ることで、多くの方の参加を得てアンケート結果も好評でした。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	平和派遣報告会や平和講演会などの平和啓発事業を実施するにあたり、平和派遣に参加した小中学校の生徒に企画・運営・広報を協力してもらうなど実施方法を工夫した結果、昨年に比べてより多くの人に平和について考える契機を提供することができました。また、平和のポスター展の参加校が昨年に比べて3校増え、学校教育の中での平和に関する学習も着実に推進することができました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	平和啓発の方法として、報告会や講演会等の各事業は有効な手段ですが、日程や場所等で対象が限られてしまうのが課題のため、より多くの若い世代に平和について考える契機を提供する事業実施やパンフレットの作成等が必要になります。また、ポスター展の応募校数が27校のため、応募数拡大を図る取組みの一層の充実を図る必要があります。			
	改革方針	従来実施してきた平和啓発事業を継続していくほか、より多くの若い世代に平和について考える契機を提供するため、平和マップを作成して小中学校の生徒に配布します。また、小中学校の生徒達が参加する音楽会を開催し、若い世代がより多く参加するような事業手法を取り入れていきます。			
22年度実績	21年度実績	区内に存在する戦争の史跡等を掲載した平和マップを作成し、区立小中学校の生徒に配布したほか、平和講演会・コンサート(音楽会)では、平和派遣に参加した小中学校の生徒の協力を得ながら、ファミリーコンサートの実施など、若い世代に参加してもらえるような工夫をしました。また、ポスター展の応募増のため、校園長会、副校長、教頭会などで参加要請を行いました。			
	課題	戦争の史跡を実際に見てもらうことは、平和について考える良い契機を与えられることから、平和マップを配布するだけでなく、実際に歩いて見てもらえるような取組みを実施するほか、今後とも平和都市宣言の趣旨を伝える取組みを充実させる必要があります。また、ポスター展の応募校数が30校のため、応募数拡大を図る取組みの一層の充実を図る必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	平和マップを利用したウォーキングを実施することにより、戦争の史跡を実際に見てもらい取組みを実施するほか、平和都市宣言を行ってから25年目の節目にあたる平成23年3月15日に平和のつどいを実施し、より多くの人たちに平和都市宣言の趣旨を伝えます。また、児童・生徒への平和理解を啓発するとともに、平和のポスター展の応募数を増加させるため、校園長会でのPRを行い、児童・生徒への参加募集を行います。			

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	86	地域と育む外国人参加の促進			
------	----	---------------	--	--	--

目的
日本人と外国人との交流を促進し、文化、歴史等の相互理解を深めることにより、多様な文化を持つ人々が共に生きる地域社会を形成します。
手段
しんじゅく多文化共生プラザを拠点に地域住民や活動団体のネットワーク化を図るとともに、外国人を含めた様々な人や団体が交流し、互いの理解を深めることができる事業を展開します。また、外国人への情報提供や、相談業務を実施することなどにより総合的な事業として推進します。そして、日本語教室における学習機会の充実を図るとともに、既存の日本語ボランティア教室のネットワークづくりと活動への支援を行っていきます。

事業の主な実施内容

平成21年度	
各種講座や交流事業を実施するとともに、外国人への分かりやすい情報提供のために、「外国人への情報提供ガイドライン」を地域住民や活動団体の集まりであるネットワーク連絡会と区が協力して策定しました。	
運営内容の一層の充実を目指してしんじゅく多文化共生プラザの満足度調査を行うとともに、ネットワーク連絡会でプラザのあり方の今後の検討について課題提起を行いました。	
日本語教室の地域展開と、日本語教授法講座やレベルアップ講座を行うことにより、日本語ボランティアが主体となった日本語学習支援へとつなげました。	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 しんじゅく多文化共生プラザの月平均の利用者数	しんじゅく多文化共生プラザの月平均の利用者数	対前年比3%増 (21年度変更)
2 プラザ利用者の満足度 (21年度指標変更)	プラザ利用者への満足度調査において、とても満足している 満足していると回答する者の割合	平成21年度調査を基準として、毎年5%の利用者満足度向上
3 ネットワーク連絡会(部会を含む)の開催回数(21年度指標変更)	ネットワーク連絡会・分科会の開催回数	平成23年度までに毎月の開催
4 プラザと支援団体・地域団体との連携・協働による地域における活動実績 (21年度指標変更)	プラザと支援団体・地域団体が連携・協働して実施する地域活動の回数	平成22年度年 8回 平成23年度年 12回

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	人	1,505	1,550	2,212	2,278	8,127
	実績1		2,070	2,148			
	= /	%	137.5	138.6			
指標2	目標値1	%		83.0%	88.0%	93.0%	20年度は満足度調査未実施
	実績1			83.0%			
	= /	%		100.0			
指標3	目標値1	回		2	6	12	22
	実績1		2	1			
	= /	%		50.0			
指標4	目標値1	回		8	8	12	36
	実績1		17	22			
	= /	%		275.0			

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	85,018	74,487			159,505	
人件費		28,008	27,514			55,522	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		113,026	102,001			215,027	
財源内訳	千円	82,962	72,810			155,772	
一般財源 特定財源		2,056	1,677			3,733	
一般財源投入率	%	73.4	71.4			72.4	
職員	常勤職員	人	3	3		6	
	非常勤職員	人	1	1		2	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	国際化に対応した地域社会づくりのためには、日本人と外国人が共に生活する多文化共生のまちづくりを推進することが重要です。そのためには、区と区民がそれぞれの役割を担うのは適切であると考えます。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	日本人と外国人との交流を促進し、文化、歴史等の相互理解を深めることが多文化共生のまちづくりを推進につながると考えています。この目的を達成するために、プラザの周知・啓発等や活動範囲の拡大について指標とするよう改善が必要です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	多様な外国人と日本人の交流の場として機能していますが、利用者と地域・他の施設をつなぐコーディネーターとしてより幅広い周知や能動的な活動が必要です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	多文化共生プラザの利用者数は、対前年比3.8%となり順調に利用が拡大しています。また、プラザの満足度調査では満足している利用者が全体の83%を占めるなど一定の役割を果たしています。他方、ネットワーク連絡会の開催や地域での活動は目標値に達しておらず、これらを活性化することが22年度以降の課題です。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	21年度の多文化共生プラザの利用者は月平均2,148名と前年に比べて増加し、多数の外国人や日本人の交流の場として機能しています。満足度調査における結果や日本語教室等での受講者数の増、ガイドラインの策定など多文化共生のまちづくりを大きく進めることができました。今後は、ネットワーク連絡会をより活性化し、プラザのあり方や地域課題の解決に取り組んでいきます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	多文化共生プラザを拠点とした、地域住民や活動団体のネットワーク連絡会が主体的に事業を運営できる体制作りが課題です。			
	改革方針	ネットワーク連絡会においては、各部会の活動を通して協議会が自主的に運営できる体制作りを進めていきます。そしてこれまで明らかになった課題については、区・地域・NPO団体等が一体となって、協働の取組みの中で、日本語学習や子どもの学習支援の効果的な支援や地域での交流促進、災害時の情報提供等に取り組んでいきます。			
22年度評価	21年度実績	より分かりやすく効果的な外国人への情報提供を行うため、ネットワーク連絡会のメンバーと行政が協力して「外国人への情報提供ガイドライン」を策定しました。また、ネットワーク連絡会のメンバーに対して、連絡会を活用した課題解決の方向性を示しました。			
	課題	ネットワーク連絡会が、行政からの情報提供の範囲にとどまっていた、多文化共生社会の推進や地域課題の解決のために十分機能しているとはいえません。多文化共生プラザは、より幅広い事業展開や能動的な活動が必要です。連絡会の活性化と多文化共生プラザのあり方の検討が課題です。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	ネットワーク連絡会をこれまで以上に活性化し、分科会を立ち上げます。この連絡会(分科会)を活用して、プラザのあり方検討や地域におけるプラザの周知活動、地域課題の解決等に利用者、地域、NPO団体、行政が一体となって取り組みます。また、プラザのあり方検討の結果を踏まえて、多文化共生のコーディネート役としての機能を強化していきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	87	コールセンターの設置による多様なライフスタイルに対応した区政情報の提供			

目的
区民の多様なライフスタイルに対応するためコールセンターを設置して区民サービスを図り、好感度一番の区役所を目指します。
手段
コールセンターで、1月1日から3日を除いた毎日午前8時から午後10時まで、土日・夜間などの閉庁時間にもオペレータが区の手続き等についての問合せに電話で回答します。 「よくある質問と回答(FAQ)」をデータベース化し、ホームページ上で公開します。

事業の主な実施内容

平成21年度	
コールセンターの管理運営	
データベース化したFAQの充実	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 コールセンターでの受付件数	電話での年間受付件数及びFAQの年間アクセス数	90,000件
2 コールセンターでの解決率	コールセンターのオペレータが回答(解決)した率	70%
3 コールセンターの認知度	区政モニターアンケートで集計した率	70%
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	件	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000/年	21年度実績 オペレータ 7,280 FAQ 54,462
	実績1		81,165	61,742				
	= /		%	90.2	68.6			
指標2	目標値1	%	70	70	70	70	70/年	
	実績1		87.4	93.0				
	= /		%	124.9	132.9			
指標3	目標値1	%	70	70	70	70	70/年	
	実績1		13.3	16.5				
	= /		%	19.0	23.6			
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	46,219	47,083			93,302	
人件費		5,070	4,955			10,025	
事務費		1,205	106			1,311	
減価償却費		0	0			0	
総計		52,494	52,144			104,638	
財源内訳	千円	52,494	52,144			104,638	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	0.6	0.6			1.2	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	電話交換と併せてコールセンター業務を委託しており、閉庁時間にも対応していることから適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区民の多様化したライフスタイルに対応した区民サービスを図るために目標設定は適切であると評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	既存の電話交換業務と併せてコールセンター業務を委託することにより、人的な効率化は図られており、総合的には効果的・効率的であると評価します。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	周知度はまだ低いですが、FAQのアクセス数等も含めた受付件数やコールセンターでの解決率から見ると、達成度は一定水準に達しています。特に解決率は達成度が高いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	ホームページリニューアル後、平日(月～金曜日)の問合せ件数はそれぞれ1日20件程度でしたが、40件弱に増加しています。よくある質問と回答をデータベース化して、庁内で情報を共有できる体制にしたことは非常に有効であり、現時点での目的を達成していると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	周知度が低い(13.3%・20年度)ため、夜間休日の電話での問合せ件数が低いことが課題であると考えます。今後は、現状の委託体制の見直しを含め検討していきます。			
	改革方針	周知度を高めるための広報等を実施するとともに、今年度夜間休日の対応件数の推移を分析し、オペレータの体制等の見直しを検討します。			
22年度評価	改革方針への対応状況	周知度を高めるため、めくもりだよりに掲載するなどコールセンターの活用をアピールしました。委託体制見直しについては、開設から2年であり問合せ件数も増加していること、セーフティネットとしての役割も果たしていることから、見直しは行わないこととしました。			
	課題	夜間休日の問合せ件数は少ないですが、一方セーフティネットとしての役割を果たしています。20年度と比較し3.2ポイント増加したものの、周知度が低い(16.5%・21年度)ことが課題であると考えます。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	引き続き、周知度を高めるために区広報紙掲載をするとともに、周知用クリアファイルを作成し、区のイベントの際、レジユムを入れて配布する等のPR活動を進めます。また、解決率の一層の向上を図るため、FAQの追加・改善を進めます。			

事業評価シート (区政運営編)

基本目標		個別目標	1	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	88	コンビニ収納の活用			
------	----	-----------	--	--	--

目的
多様化する区民生活に対応するため、24時間、365日、全国で納付可能なコンビニ収納を活用し、収納機会の拡大による区民サービスの向上を図ります。
手段
対象業務の拡大により、納付の利便性をさらに高めるとともに、区民への十分な周知を行います。

事業の主な実施内容

平成21年度	
軽自動車税のコンビニ収納(平成18年度から)	個人住民税(普通徴収分)のコンビニ収納(平成19年度から)
国民健康保険料のコンビニ収納(平成18年度から)	個人住民税(普通徴収督促分)のコンビニ収納(平成20年度から)
介護保険料のコンビニ収納(平成18年度から)	後期高齢者医療保険料のコンビニ収納(平成20年度から)

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 軽自動車税及び個人住民税(普通徴収分)のコンビニ収納利用割合	区役所・特別出張所や金融機関等において、納付書で収納する件数のうち、コンビニ収納による件数の割合	40%の水準達成
2 国民健康保険料のコンビニ収納利用割合	区役所・特別出張所や金融機関等において、納付書で収納する件数のうち、コンビニ収納による件数の割合	40%の水準達成
3 介護保険料(普通徴収分)のコンビニ収納利用割合	区役所・特別出張所や金融機関等において、納付書で収納する件数のうち、コンビニ収納による件数の割合	40%の水準達成
4 後期高齢者医療保険料のコンビニ収納利用割合	区役所・特別出張所や金融機関等において、納付書で収納する件数のうち、コンビニ収納による件数の割合	40%の水準達成

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	%	40.0	40.0	40.0	40.0%	毎年度40%
	実績1	%	36.7	31.7			[19年度実績] 25.3%
	= /	%	91.8	79.3			
指標2	目標値1	%	40.0	40.0	40.0	40.0%	毎年度40%
	実績1	%	50.2	59.4			[19年度実績] 38.4%
	= /	%	125.5	148.5			
指標3	目標値1	%	40.0	40.0	40.0	40.0%	毎年度40%
	実績1	%	40.3	46.0			[19年度実績] 31.8%
	= /	%	100.8	115.0			
指標4	目標値1	%	40.0	40.0	40.0	40.0%	毎年度40%
	実績1	%	21.5	29.5			20年度開始
	= /	%	53.8	73.8			

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	23,704	28,150			51,854	
人件費		12,390	12,389			24,779	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		36,094	40,539			76,633	
財源内訳	千円	36,094	40,539			76,633	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	1.5	1.5			3	
	非常勤職員	0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	コンビニ収納は、時間・場所に拘束されずに公金を納付できる環境を区民に提供できるうえ、納期内納付の増加により督促状や催告書の発送に係る経費等も削減できることから、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	24時間、365日、全国で納付可能なコンビニ収納は、個人のライフスタイルの多様化に対応したものであり、様々な納付方法の一つとして適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	コンビニ収納は、区民サービスの向上と納期内納付の促進を同時に実現できるため、効果的かつ効果的な施策です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	コンビニ収納利用割合については、国民健康保険料は59.4%、介護保険料は46.0%で目標水準に達し、後期高齢者医療保険料は目標水準に至らなかったものの、対前年度比8.0ポイント増と着実に実績を伸ばしています。税は対前年度比5.0ポイント減でした。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	コンビニ収納の利用割合は、国民健康保険料が対前年度比9.2ポイント増、介護保険料も対前年度比5.7ポイント増でいずれも目標水準をクリアし、後期高齢者医療保険料は、対前年度比8.0ポイント増と着実に実績を伸ばしています。税は、納付書1枚に対する収納限度額が30万円という制約と年金特徴開始の影響もあり、目標水準には至りませんでした。しかし、対象業務の拡大とコンビニ収納の浸透により、全体として、目的である区民サービスの向上に確実に寄与しているため、「計画どおりに進んでいる」と評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	個人のライフスタイルの多様化に伴い、公金の納付環境整備は、区民サービス向上の観点から、区として取り組むべき重要な課題となっています。このことから、対象業務の拡大により利便性の向上を図るとともに、これからもコンビニ収納の周知を推進していく必要があります。
	改革方針	個人住民税の普通徴収分現年・滞納繰越催告用納付書のコンビニ収納開始に向け、電算システムなどの環境整備を行います。
22年度評価	21年度実績	個人住民税の普通徴収分現年・滞納繰越催告用納付書の平成22年10月コンビニ収納開始に向け、電算システムなどの環境整備を行っています。
	課題	公金の納付環境整備は、区民サービス向上の観点から、区として取り組むべき重要な課題となっています。コンビニ収納は24時間、365日、全国で納付できるため、その対象業務の拡大により区民の利便性の向上を図り、これからもコンビニ収納の周知を推進していく必要があります。また、事業者への立ち入り検査等を引き続き実施し、確実な個人情報の保護を行っていくことが大切です。
	改革方針	現状のまま継続 事業統合 手段改善 休廃止 事業縮小 その他(制度改正等) 事業拡大
	内容	昨年度に引き続き、個人住民税の普通徴収分現年・滞納繰越催告用納付書の平成22年10月コンビニ収納開始に向け、電算システムなどの環境整備を行います。

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	89	区政情報提供サービスの充実			
------	----	---------------	--	--	--

目的

区民と行政との情報の共有化を推進するため、ITを活用した積極的な区政情報の提供を行います。そして、区民にとって必要な行政や民間の様々な情報を的確に提供できるサービスを充実します。

手段

1 ホームページの再構築：現行ホームページを評価し、再構築するとともに、コンテンツ管理システム(CMS)を導入します。 2 情報プレートの貼付：街なかで区のモバイルサイトへのアクセスを容易にするため、広域避難場所案内板等に情報プレートを貼付します。 3 地域ポータルサイトの開設：官民協働により地域ポータルサイトを開設します。

事業の主な実施内容

平成21年度	
コンテンツ管理システムを導入した区公式ホームページの再構築及び新サイト公開	
情報プレートの区道上の広域避難場所案内板等への貼付	
地域ポータルサイトの構築及び運用開始	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 区ホームページの満足度	区政モニターアンケートで問う区のホームページの満足度 『ほしい情報の見つけやすさ』	23年度に「すぐに見つけた」の割合 55%
2 区ホームページのアクセス数	ホームページ(全体)の年間アクセス数 (ページ・ビュー)	23年度に2200万PV / 年 (約6万PV / 日)
3 区モバイルサイトのアクセス数	区公式ホームページのモバイルサイト(全ページ)の月平均アクセス数 HP再構築と情報プレートによる二重影響を考慮し月ベースとする。	20年度月平均閲覧件数を23年度に5割増(23年度で12,000PV/月)
4 地域ポータルサイトのアクセス数	地域ポータルサイト(全ページ)の年間アクセス数	区公式HPトップページ閲覧者の2割強を地域ポータルサイトへ誘導(約25,000PV / 年)

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%		40	50	55	55	21年度再構築
	実績1	%	37.9	44.8				
	= /	%		112.0				
指標2	目標値1	PV		19,000,000	20,500,000	22,000,000	22,000,000	目標値は再構築後の目標数値
	実績1	PV	18,472,201	20,287,218				
	= /	%		106.8				
指標3	目標値1	件		10,000	11,000	12,000	12,000	目標値は貼付後の月平均、実績値は22年3月のみ
	実績1	件	8,252	30,519				
	= /	%		305.2				
指標4	目標値1	PV		5,000	15,000	25,000	25,000	21年度開設
	実績1	PV	0	104,850				
	= /	%		2097.0				

コスト

トータルコスト		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円		8,044	39,690			47,734	
人件費			8,449	16,518			24,967	
事務費			0	0			0	
減価償却費			0	0			0	
総計			16,493	56,208			72,701	
財源内訳	千円	一般財源	16,493	56,208			72,701	
		特定財源	0	0			0	
一般財源投入率	%		100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	1	2			3	
	非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	進化の早いIT活用においては、専門業者の最新の技術力を活用し、また、多様な情報を提供するため官民協働による地域ポータルサイトの運営を実施することは適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	21年度に、指標1については、正確な指標測定のためアンケート設問に合わせ変更し、客観的な効果測定のため2～4でアクセス数より指標測定することとしましたが、適切であると評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	それぞれの事業展開により、情報サービスの積極的な提供が実現し、区民サービス向上につながるため、効果的・効率的であると評価します。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	指標の達成水準を上回る実績をあげており、また、ホームページによる利用者アンケートでは利用者満足度が高いため、区民の利便性を向上しているといえるため、目的達成度は高いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	ホームページ及び地域ポータルについては、業者選定から調達・設定及び職員研修の工程を含めて、区民周知したサイト公開日に完成したサイトを公開できました。また、情報プレートも、区道上への貼付を予定どおり行うことができましたので、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	ホームページの再構築後は、目標とする改善が実現できたかを検証する必要があります。また、区職員がCMSを用いたホームページ管理の意義と方法を理解できるよう、研修やサポート体制を確立していく必要があります。さらに、ITを巡る環境や区政情報の提供に対する区民ニーズの変化に対応していくことができるよう、指標もより適切な設定にするなど現在の計画を柔軟に見直していくことも大切であると考えます。			
	改革方針	計画どおり事業を進めています。22年1月から2月にかけて、ホームページの再構築や、情報プレートの普及、地域ポータルの開設が実現する見込みですので、より適切な指標を設定し効果検証と評価を継続的に行っていきます。			
22年度実績	改革方針への対応状況	21年度中に、ホームページの再構築、地域ポータルサイトの開設及び区道上の広域避難場所案内板等への情報プレートの貼付を、いずれも計画どおりに行いました。22年度は、これらの取組の妥当性や今後の改善点等を検証していくため、より適切な指標を設定しました。22年度からは、この指標に基づきそれぞれの取組の効果検証を行い、今後の区政情報の提供に反映していくことにより、より区民満足度の高い区政情報の提供を目指していきます。			
	課題	区公式ページについては、利用者の利便性向上のため、イベント情報やモバイル版などに更なる情報の充実が必要であると考えます。また、職員の誰もが利用者目線でのページ更新が可能になるよう、CMSの一層の操作習熟を図る必要があります。地域ポータルについては、区民が便利に利用でき、必要とする情報をより幅広く提供できるよう、コンテンツの拡充を継続して検討していく必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	CMS操作研修及びWEBアクセシビリティ研修について、前年度同様に実施し、全庁職員のスキルアップと意識啓発を図っていきます。地域ポータルの利用者とコンテンツの拡充のため、区関連組織を含めて利用可能性を検討していきます。情報プレートは予定どおり22年度で貼付を完了し、その効果検証により次期実行計画での取組を検討します。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	90	証明書自動交付機の導入			

目的
証明書自動交付機を本庁舎、第一分庁舎及び各地域センターに設置し、休日・夜間等の閉庁時間にも証明書を発行することにより、取扱時間の拡大、窓口での待ち時間の短縮、申請手続きの簡素化、窓口の混雑緩和等、利便性の向上を図ります。
手段
住民情報システムに接続した証明書自動交付機を、本庁舎、第一分庁舎及び各地域センター(計12か所)に設置し、休日・夜間等にも住民票の写し、印鑑登録証明書を発行します。利用できるのは、住民票の写しは住民登録している区民、印鑑登録証明書は印鑑登録している区民(外国人含む)です。

事業の主な実施内容

平成21年度	
自動交付機システム設計・開発	自動交付機の運用開始
自動交付機等機器の設置環境の整備	
自動交付機等機器の設置	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 住民票の写しの交付率	住民票の写しの発行件数のうち、自動交付機による交付割合	平成23年度に、30%の水準達成
2 印鑑登録証明書の交付率	印鑑登録証明書の発行件数のうち、自動交付機による交付割合	平成23年度に、50%の水準達成
3		
4		

達成水準

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%		20.0	25.0	30.0	30.0	21～23年度に達成する水準
	実績1			40.0				
	= /			200.0%				
指標2	目標値1	%		40.0	45.0	50.0	50.0	21～23年度に達成する水準
	実績1			46.8				
	= /			117.0%				
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円	58,134	69,258			127,392	
人件費		0	0			0	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		58,134	69,258			127,392	
財源内訳	千円	31,365	69,258			100,623	
一般財源		26,798	0			26,798	
一般財源投入率	%	54.0	100.0			79.0	
職員	人	0	0			0	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	休日・夜間等の閉庁時間にも証明書を発行することが可能となるなど、区民サービスの向上を図ることは、行政の責務であるため適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	事業目的を達成するためには、自動交付機を利用して証明書を取得していただくことが必要であり、証明書の交付率を上げていくことは適切な目標設定といえます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	区民に自動交付機の利用を積極的に促し、自動交付機の稼働率を高めていくことによって、利用者の利便性(待ち時間の短縮・窓口の混雑緩和・取扱時間の拡大・申請手続きの簡素化等)の向上を図りました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	自動交付機の利用を、窓口で積極的に区民に説明し、利用促進に努めた結果、各証明書の交付率が目標値を超えたため、達成度は高いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	自動交付機の利用促進に努めた結果、各証明書の交付率が計画の目標値を超えているため、計画以上に進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	平成20年度中に実施した事業内容については、進捗管理のもと計画どおり推進し、平成21年度についても、進捗管理を徹底し、平成21年6月1日の稼働に向けて取り組んでいく予定です。 また、自動交付機利用について窓口での説明をはじめ、広報紙等の活用により周知を強化するなど、自動交付機の利用促進に努めていきます。			
	改革方針	自動交付機の利用について周知を強化するとともに、設置環境の整備、セキュリティ対策等を徹底し、区民が便利に、安心して利用できるよう、積極的に区民ニーズに対応していきます。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	自動交付機利用について、ホームページ・広報誌・ポスター等で周知を実施しました。窓口でも積極的に区民に説明し、利用促進に努めました。自動交付機を安心して利用できるよう、機器設置環境の整備、セキュリティ対策等を実施しました。		
	課題	自動交付機利用について窓口での説明をはじめ、ホームページ・広報誌・ポスター等での周知を実施し、自動交付機の利用が目標達成水準を上回るできるよう、自動交付機の利用促進に努めていきます。 区民が便利に、安心して利用できるよう、機器の安定稼働と適切な管理運営に努めます。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	自動交付機の利用について、引き続き周知を強化するとともに、設置環境の整備、セキュリティ対策・障害発生時の対応等を徹底し、区民が便利に、安心して利用できるよう、積極的に区民ニーズに対応していきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	91	図書館におけるICタグ及び自動貸出機の導入			

目的
図書館資料にICタグを貼付し電子的に管理することにより、図書館資料の一体的な管理や図書整理の時間短縮を図ります。自動貸出機を導入することにより、カウンター業務の効率化、人件費の削減、開館日の拡大を図ります。
手段
図書館資料(図書・雑誌・視聴覚資料等)の全資料(既蔵資料および新規・寄贈受入資料)にICタグを貼付し、図書館システムに資料情報を記録して電子管理します。自動貸出機とセキュリティゲートを区立図書館全館およびウィズ新宿に設置し、貸出業務の効率化と、無断持出の防止を図ります。

事業の主な実施内容

平成21年度	
新規購入図書館資料等へのICタグ貼付 自動貸出機13台(全館で運用)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 特別図書整理期間による休館日数	図書整理、清掃等(曝書)のため、年1回まとめて休館を必要とする日数(現行4~9日)	休館日数の減
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1					1 休館日数の減	
	実績1						
	= /	%					
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	135,977	32,374			168,351	人件費 6人×52日 = 312日
人件費		10,139	9,911			20,050	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		146,116	42,285			188,401	
財源内訳	千円	146,116	42,285			188,401	常勤職員1.2人
一般財源		0	0			0	
特定財源	0	0			0		
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	1.2	1.2			2.4	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	利用者の利便性の向上を図るサービス提供の推進は、区の責務であるため、適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	特別図書整理期間の短縮により、利用者の利便性を向上させることができることから、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	ICタグの貼付及び機器の導入により業務の効率的な運営をしています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	20年度中にICタグ、自動貸出機及び関連機器について設置及びすべての作業を完了し、円滑に運用しています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	平成21年2月3日からICタグによる貸出返却業務を開始し、円滑に運用しています。 このため事業全体を通し、順調に進行しています。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	CD・DVDなどのAV資料は、図書資料と比較しICタグの読み取り性能上の点で活用方法について、細かな運用上の配慮が必要です。 自動貸出機について、周知徹底を図り利用率の向上を図ります。また、21年度の特別図書整理については、ICタグ導入後初めての特別図書整理となるため、新規導入機器の操作方法の習熟とともに、作業手順について確実かつ迅速に実施できるよう努める必要があります。			
	改革方針	引き続きICタグシステムの円滑な運用に努めていきます。 ICタグの特性による取扱い注意事項について職員の情報共有を図ります。新規導入機器による特別図書整理については事前に操作方法の説明及び操作練習を行うとともに、それぞれの資料に適した機器により作業を行い、効率化を進めます。 自動貸出機の利用促進については、特にカウンター混雑時に貸出機への利用者の誘導をいたします。			
22年度評価	改革方針への対応状況	貸出・返却時のICタグ読み取りミスを防ぐため運用手順を定め、職員に周知しました。各館の特別図書整理に際し、初日に全職員に機器の操作方法・作業に当たっての注意事項について現場に出向いて直接周知徹底に努めました。自動貸出機については利用促進を図るため新たに掲示物を作成し周知を図りました。			
	課題	円滑な運用を図るため、新規配属職員や新規指定図書館についてICタグの特性や運用手順について周知徹底する必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	引き続きICタグシステムの円滑な運用に努めていきます。 新規配属職員や新規指定図書館について、ICタグの特性や運用手順について業務引継ぎ時や実務研修の機会を捉え周知徹底を図っていきます。 自動貸出機の利用については、更なる利用促進を図っていきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	92	行政評価制度の確立			

目的
施策の企画立案(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)の各段階への区民参画を進めるとともに、総合計画・実行計画の適切な進行管理を図るため、行政評価に外部評価の仕組みを導入し、区政における施策形成過程の一層の客観性・透明性を高めます。
手段
行政運営の意思決定サイクルの透明性を高め、進行管理するため、平成19年度から導入した外部評価制度を行政評価のツールとしてさらに活用し、計画の見直しや予算に反映させるための工夫を行います。

事業の主な実施内容	
平成21年度	
外部評価の実施(3年め)	
第一次実行計画の評価	

事業の指標		
指標名	定義	目標水準
1 外部評価のしくみの確立	外部評価委員会委員の任期最終年度を一区切りとして、一定の評価のしくみを確立	外部評価のしくみの確立 (外部評価委員会委員任期満了に伴う4年間の総括)
2		
3		
4		

達成水準							
	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1			1			22年度確立
	実績1 = /	%					
指標2	目標値1						
	実績1 = /	%					
指標3	目標値1						
	実績1 = /	%					
指標4	目標値1						
	実績1 = /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	3,354	3,074			6,428	
人件費		8,091	7,976			16,067	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		11,445	11,050			22,495	
財源内訳	千円	11,445	11,050			22,495	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	0.8	0.8			1.6	
		0.5	0.5			1	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	限られた行政資源を有効に活用し、公共サービスのあり方を見直して効率的で質の高い行政サービスを実現していくため、区が行政評価を継続的に実施し、公表していくことは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	外部評価は19年度に導入され、スケジュール見直しや予算反映の検証等により年々精度を上げていますが、総合計画・実行計画の適切な進行管理のため、さらにそのしゅみを確立していく必要があることから、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	行政評価により効率的で質の高い行政サービスの実現を目指しており、外部評価のしゅみの確立により一層の効果・効率性を図ることができます。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	外部評価委員会は、評価方法確立のため、第一次実行計画初年度の評価に当たり「まちづくり編」の全ての計画事業と個別目標の外部評価を実施しました。また、外部評価委員会の意見を参考にした評価シートの見直しや、外部評価結果の予算反映のための調整を行い、外部評価の、施策の見直しへの反映度が増しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	外部評価の導入から3年目となり、評価シートの見直しや、外部評価における全事業評価等により、行政運営の意思決定サイクルへの反映度が増して、区政における施策形成過程の客観性・透明性を高めることができていることから、計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	内部評価の方法について、第一次実行計画の評価方法としての視点をもって見直ししていく必要があります。外部評価においては、第一次実行計画の初年度の評価を行うにあたり、今後の外部評価のあり方を考慮して取り組むため、実行計画の体系や第四次実施計画との関連等、必要な資料・情報を提供し、次年度以降の外部評価の標準化を図る等の働きかけが求められます。			
	改革方針	第一次実行計画初年度評価結果及び外部評価委員の意見を踏まえつつ、行政評価を用いた総合計画及び実行計画の進行を管理するしゅみを確立します。外部評価委員会は任期後半に入るため、今後のあり方を考慮して取り組むための働きかけをします。 また、新公会計制度導入に合わせて、経営分析手法を活用した行政評価制度への準備を行います。内部評価については新たな評価シートを作成し、さらにその検証を行います。			
22年度実績	改革方針への対応状況	外部評価委員会では、評価方法の確立のため、第一次実行計画初年度の評価に当たり「まちづくり編」のすべての計画事業と個別目標の外部評価を実施しました。また、外部評価委員会の意見を参考にした評価シートの見直しや、外部評価結果の予算反映のための調整、外部評価での指摘等による指標のローリングを行い、外部評価の、施策見直しへの反映度が増しました。 さらに、新公会計制度導入に向け、経営分析による事業評価の仕組みについて、新公会計制度担当等と共に事業者に現状を確認し、課題等の意見交換を行いました。			
	課題	補助事業については、補助金等審査委員会の答申を受けた見直しから3年が経過し、21年度の行政監査での指摘もあることから、22年度に見直しの必要があります。また、新様式による事業評価シートの記載方法等について、指標の目標値設定方法など、外部評価委員会からの指摘内容を各所属に周知し、客観的でよりわかりやすい評価内容・記載を目指す必要があります。 さらに、区の実施する事業全てを視野に行財政全体の改革を目指す趣旨から、従来実施していなかった経常事業の評価についても、評価手法の検討が求められます。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
改革方針	内容	補助事業については、補助事業評価シートの改善を図り、外部評価委員会による評価実施を検討します。補助事業の外部評価手法の検討及び評価実施のため、外部評価委員会に、必要な資料・情報等の提供を行います。また、事業評価シートの記載方法については、目標値を単年度毎に設定するなど、外部評価委員会の指摘内容を説明会等において各所属に周知徹底します。経常事業の評価については、評価手法について、外部評価委員会において検討していくこととします。さらに、23年度からの新公会計制度導入に合わせ、引き続き新公会計担当と連携し、システムを確立します。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	93	区民意見の分析と施策への有効活用			
------	----	------------------	--	--	--

目的

区民意見システムを活用し、区民意見に迅速かつ的確に対応するとともに、収集した区民意見を分析し、その結果を区の施策に有効に反映させていきます。

手段

システムの安定稼働及び職員の活用促進を行っていきます。

事業の主な実施内容

平成21年度

区民意見システムの運用		

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 区に寄せられた区民からの意見に対して2週間以内に回答した割合	意見に対して2週間以内に回答した割合	80%
2 区民が意見の提出方法(区長へのはがき・投書・メール)を知っている割合	区民が意見の提出方法(区長へのはがき・投書・メール)を知っている割合	50%
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	80	80	80	80 / 年	
	実績1	%	33.4	37.8			
	= /	%	41.8	47.3			
指標2	目標値1	%	50	50	50	50 / 年	指標2の実績については21年度調査実施(区政モニターアンケート)
	実績1	%		48.9			
	= /	%		97.8%			
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	7,896	2,205			10,101	
人件費		0	8,259			8,259	
事務費		5,387	0			5,387	
減価償却費		0	0			0	
総計		13,283	10,464			23,747	
財源内訳	千円	13,283	2,205			15,488	
一般財源	0	0			0		
特定財源	0	0			0		
一般財源投入率	%	100.0	21.1			65.2	
職員	人	1	1			2	
常勤職員	0	0			0		
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区に寄せられる区民意見を区の施策・事業に的確に反映していくことは、行政の重要な役割と考えます。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区民意見システムでの迅速な回答が、区民サービスの向上につながるため、目標設定は適切と評価します。また、区民からの意見を区政に反映するためには、しくみの周知は重要であるため、適切な目標設定と評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	投書処理がシステム化され、各課への直接依頼など、効率的・効果的と評価します。しかし、データ分析のためのシステム入力処理に多くの時間を要し、統計や分析に影響が出ており、改善が必要です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	区民が意見の提出方法を知っている割合については、目標値に近づいていますが、2週間以内に回答した割合については、大幅に下回っています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	2週間以内に回答した割合については、大幅に下回っています。データ分析の前提となるシステム入力処理が、投書や問合せなど月約1,000件程度と多く、その作業に時間を要し、統計処理や意見の分析に影響が出ています。しかし、意見のデータベース化が図られ、回答処理に有効活用できる仕組みは評価できます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	全庁におけるシステムの有効活用と、システムの蓄積した意見データをいかに有効に施策反映へ活用するかが課題です。 区民意見システムを有効活用し、職員一人ひとりの政策形成能力を高めるためには、職員がシステムの操作方法及び分析方法を理解することが重要であり、今後定期的に職員向け研修を実施していくことが必要です。							
	改革方針	意見の分析手法の研究を行うとともに、分析結果の予算要求や行政評価への活用方法を、区長室内の事業でモデル実施します。 データベース化した意見の分析及び活用方法について、各事業課においてどのように活用できるのかの検討を行い、各課における運用開始に向けた準備を進めていきます。							
22年度評価	21年度実績	システム本稼働の初年度であり、全庁でのシステム運用支援及びシステム管理に多くの時間を要したため、意見の分析手法の研究に着手できませんでした。 庁内で意見等の情報を共有するため、蓄積したデータの庁内活用の仕方を工夫できるようシステム改善し、各課への回答支援を行いました。							
	課題	分析の前提となるシステム処理作業の効率化・軽減、及び庁内で、問合せに対する対応や回答支援などに蓄積した意見データをいかに有効活用するかが課題です。							
	改革方針	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">— 現状のまま継続</td> <td style="width: 25%;">手段改善</td> <td style="width: 25%;">事業縮小</td> <td style="width: 25%;">事業拡大</td> </tr> <tr> <td>— 事業統合</td> <td>休廃止</td> <td colspan="2">その他(制度改正等)</td> </tr> </table> <p>庁内の情報共有のために蓄積した意見データを有効活用し、各課への回答支援を充実することにより、区民に対し満足度の高い回答ができるように進めます。 また、分析の前提となるシステム処理作業の効率化・軽減を図るため、システムの運用改善策や改修について、システム開発業者と検討を進めます。 データベース化した意見について、施策別、地域別などの傾向分析を行い、庁内等に情報提供していきます。個別事業等の分析については運用方法の検討をします。</p>	— 現状のまま継続	手段改善	事業縮小	事業拡大	— 事業統合	休廃止	その他(制度改正等)
— 現状のまま継続	手段改善	事業縮小	事業拡大						
— 事業統合	休廃止	その他(制度改正等)							

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	94	区政の効率性を高めるためのIT利活用の推進			

目的
全庁的なIT利活用を推進し、業務改善や事務効率の更なる向上を図ります。
手段
ITの企画・調達・開発・運用・評価・改善に係る手順を明確化するためのガイドラインを作り、研修を実施し、全庁的な有効活用を促進します。

事業の主な実施内容

平成21年度	
平成21年度IT成熟度調査の実施	ガイドライン評価の実施
IT成熟度評価・提案の実施	
庁内IT人材育成研修でのガイドライン関連事項の周知	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 IT利活用のための考え方と手順の明確化	ITの企画・調達・開発・運用等に関する考え方と手順の確立及び活用	ITガイドライン研修毎年度実施、ガイドライン隔年見直し
2 IT利活用の充実	ITの適切な構築・運用等に関するITの成熟度	全庁IT成熟度平均値:3.0 (COBIT:IT成熟度標準値)
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	80	90	90	100	目標値はガイドライン見直しを含めた全体の完成度
	実績1	%	20	80			
	= /	%	25.0	88.9			
指標2	目標値1	COBIT	1.0	1.5	2.0	3.0	20年度目標値は他自治体平均値
	実績1		1.18	1.25			
	= /	%	118.0	83.3			
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	498	472			970	IT成熟度評価業務支援委託経費として、472,500円を支出。
人件費		16,898	8,259			25,157	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		17,396	8,731			26,127	
財源内訳	千円	17,396	8,731			26,127	
一般財源							
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人						
常勤職員		2	1			3	
非常勤職員		0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	IT利活用を推進し、効率的・効果的な行政サービスを提供するために、区がシステムの仕様及び契約額の適正化を図ることは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	IT成熟度を高め行政サービスの向上を図ることは、区民ニーズに合致しており、指標については、ITの導入・運用等に係る組織的な取り組み状態を示すIT成熟度(COBIT)の標準値が「3」であることから、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	IT成熟度調査を踏まえたガイドラインに基づきシステムの仕様及び契約額を適正化することで、システム導入を効率的・効果的に行うことができます。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	ガイドラインの作成は概ね完了しましたが、庁内における有効活用のため見直し作業を継続中です。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	ガイドラインを作成後、IT成熟度調査結果の評価・提案を踏まえ、ガイドラインの更なる充実が必要です。また、全庁的なIT成熟度平均値は、20年度実績値よりは向上しましたが、21年度目標値までには至っていません。

進捗状況・今後の取り組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	IT成熟度評価・提案に基づき、ITの企画立案・調達・運用評価・改善に係るガイドラインの充実を図る必要があります。また、ガイドラインの庁内配付及び研修を実施し、ガイドラインを有効活用できる仕組みを整備する必要があります。もって、システムの仕様及び契約額の適正化とシステム導入効果の向上を図ることにより、効率的・効果的な行政サービスの実現に寄与していきます。			
	改革方針	全庁的なIT成熟度調査を継続的に実施します。また、IT利活用のための考え方や手順に関する項目等の評価・見直しを行ない、ITガイドラインを策定するとともに、庁内ホームページ等を活用し各所属に周知します。また、IT人材の育成研修にあわせ、ITガイドライン研修を実施します。			
22年度評価	21年度実績	区のIT成熟度の更なる向上を図るため、IT成熟度調査及びその結果の外部評価を継続的に行い、IT利活用向上のための課題の明確化及びガイドラインへの反映を行いました。また、システムの開発・運用など、ガイドラインに関する事項について、庁内IT人材育成研修を実施し、研修生への周知を行いました。			
	課題	ガイドラインの庁内周知をはじめ、平成22年度の開発計画策定段階から庁内で更に有効活用できるよう仕組みを整備する必要があります。また、IT成熟度評価・提案を成熟度向上に活かしていく具体的な取り組みが必要です。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	IT成熟度調査で明らかになった課題を踏まえ、次世代電子自治体構築に向けたロードマップの作成を行います。また、全庁的なIT成熟度の向上を図るため、IT成熟度調査方法の見直しを行ない、更に、庁内IT人材育成研修や庁内ホームページ等を活用し、ガイドラインの内容を周知するとともに、導入・調達・開発用の各種様式集の作成などにより、庁内での有効活用を促進していきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	134	庁内情報基盤の強化			
------	-----	-----------	--	--	--

目的	
<p>庁内における情報利活用機能の充実を図り、効果的かつ効率的な行政を推進する。更に、行政経営の視点を持ってIT活用を進めるための共通基盤を整備し、区政運営をITの側面から支える次世代の電子自治体を推進する。</p>	
手段	
<p>平成22年度末の機器の保守期間終了を機に、イントラネットシステム及び財務会計・文書管理等システムを更新し、庁内情報基盤の機能を強化する。</p>	

事業の主な実施内容

平成21年度	
イントラネット再構築SI等の調達(構築方針、稼動規模、構築手法、構築仕様の策定及び概要設計等の委託)	
財務会計・文書管理等システム更新に係る専任検討体制の整備	
再構築業者選定	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 情報基盤の強化	情報の検索・加工・分析・連携機能の強化	情報利活用機能の強化による情報基盤の確立
2		
3		
4		

達成水準

	単位	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1			100	100	情報利活用を推進するための基盤整備の完成度
	実績1					
	= /					
指標2	目標値1					
	実績1					
	= /					
指標3	目標値1					
	実績1					
	= /					
指標4	目標値1					
	実績1					
	= /					

コスト

トータルコスト	単位	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円	6,142			6,142	イントラネットシステム再構築支援業務委託経費として6,142,500円を支出。
人件費		8,259			8,259	
事務費		0			0	
減価償却費		0			0	
総計		14,401			14,401	
財源内訳	千円	14,401			14,401	
一般財源		0			0	
特定財源		0			0	
一般財源投入率	%	100.0			100.0	
職員	人	1			1	
常勤職員		0			0	
非常勤職員		0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	効果的かつ効率的な行政の推進及び行政経営の視点を持ってIT活用を進めるため、区が庁内情報基盤を強化することは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	庁内における情報利活用を推進するためには、情報の検索・加工・分析・連携機能の強化が必要であることから、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	情報の検索・加工・分析・連携機能の強化によって、職員の政策立案能力の向上やITを活用した全庁的な情報政策の推進が図られることで、更に効果的かつ効率的な区政運営に寄与することができます。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	イントラネット再構築SI等の調達を行い、再構築業者選定に着手し、また、財務会計・文書管理等システム更新に係る検討体制の整備を行い、目標水準に達しています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	庁内情報基盤の強化に向けて、次期イントラネットシステムに求められる機能等を分析し、システム構築方針、概要設計を終え、構築体制等を明確化しました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	ITを利活用し、区民が利便性を実感できる行政サービスの提供や地域課題の解決に向けた電子自治体の推進を図る必要があります。そのためには、財務会計・文書管理等システムを含むイントラネットシステム全体の最適化を図り、庁内の情報基盤を強化することが必要です。			
	改革方針	庁内情報基盤の強化に向けて、次期イントラネットシステムの構築方針、稼働規模、構築手法、概要設計、構築仕様策定を行います。また、財務会計・文書管理等システムの更新に係る検討体制整備、更新方針検討、調達仕様作成及び調達準備等を行います。			
22年度評価	改革方針への対応状況	次期イントラネットシステムの再構築方針及び稼働規模検討、構築手法検討、構築仕様策定及び概要設計を行い、再構築業者選定に着手しました。また、財務会計・文書管理等システムの更新方針検討、調達仕様作成及び調達準備等を行いました。			
	課題	次期イントラネットシステムの再構築方針等にもとづき、着実にシステム開発を行い、次期イントラネットシステム及び財務会計・文書管理等システムの円滑な稼働に繋げる必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	計画的に開発・検証作業が行えるよう進行管理の徹底に努めるとともに、業務合理化及び効果的な施策立案に活用するよう、職員に対する研修を実施し、円滑なシステム稼働を実現させます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	95	人材育成センターの開設による分権時代にふさわしい職員の育成			

目的
職員の能力開発を職員の一人ひとりの適性を見ながら計画的・継続的に行い、分権時代にふさわしい職員の育成を図るため、人材育成センターを開設します。
手段
人材育成センターの開設 人材育成アドバイザー（民間研修機関の経験豊かな講師）による人材育成事業の実施 職員フォローアップ制度による継続的な能力開発の実施 研修体系の再構築

事業の主な実施内容

平成21年度	
研修環境の整備（第一分庁舎6階に研修室と演習室を新設し、7階の既存研修室との一体的活用を開始）	再任用職員としての意識啓発を図る「再任用職員研修」の実施（延2回・60名受講）
自ら考え行動する職員を目指す「自考・自律型職員研修」の実施（延36回・1,064名受講）	職員研修の情報発信等を行うための広報紙「人材育成通信 Jinzai」の発行（3回発行）
各職場の人材育成のための「係長マネジメント力向上研修」（延6回・207名受講）及び人材育成アドバイザーによるスキルアップ個別相談（2回・相談件数4件）の実施	自らのキャリアビジョンや行動を職員フォローアップシートに記録し、所属長によるアドバイスにより継続的な能力開発を行う職員フォローアップ制度の開始及びその周知

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 研修実施計画に基づく研修実施率	年度計画に基づく研修実施率 研修実施数 / 研修計画数	100%
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	100.0	100.0	100.0	100%/年	
	実績1		114.0	106.5			
	= /	%	114.0	106.5			
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	2,310	20,823			23,133	
人件費		25,347	24,777			50,124	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		27,657	45,600			73,257	
財源内訳	千円	27,657	45,600			73,257	
一般財源		0	0			0	
特定財源							
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	3	3			6	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	職員の人材育成に関する事業であるため、区が実施することは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	研修実施計画は、人材育成基本方針や毎年度の能力開発目標に応じて内容を検討し、策定するものです。その実施率は、人材育成について、数値で把握可能な指標として適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	プロポーザルにより委託した民間研修機関の経験豊かなコンサルタントを活用し、民間の視点や先進自治体の事例を取り入れながら事業を実施しており、効果的・効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	21年度の研修実施計画を予定どおり実施しました。また、事業指標の目標水準を達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	民間コンサルタントを活用し、研修やスキルアップ個別相談など人材育成センター事業を実施しました。目的達成に向けて、計画どおり事業を進めています。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	平成20年度に策定した計画を確実に実施することが必要です。また、各所属と職員が人材育成センターを活用し、所属で人材育成を行う風土づくりや職員の主体的な能力開発を進めるように支援していくことが必要です。			
	改革方針	7月に第一分庁舎6階に研修室等を設置し、人材育成センターとして運営します。プロポーザルにより決定する人材育成アドバイザー(民間研修機関の経験豊かな講師)を活用し、人材育成事業や職員フォローアップ制度を実施します。			
22年度評価	改革方針への対応状況	第一分庁舎6階に新たな研修室等を整備し、7月から既存の7階研修室とともに効果的な活用を行っています。また、民間コンサルタントを活用した自考・自律型職員研修などの新たな研修やフォローアップシートを使用した継続的に能力開発を進める制度を開始しました。さらに、人材育成基本方針を具現化するため、新たな研修体系に基づき研修を実施しました。			
	課題	研修実施計画に基づき、確実に研修を実施することが必要です。また、平成21年度に引き続き、自考・自律型職員研修を円滑に実施するとともに、平成21年度策定の「特定事業主行動計画(後期計画)」を踏まえ、研修プログラムの中にワークライフバランスについての考え方を盛り込み、周知を図っていくことが必要です。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	人材育成アドバイザーを活用した人材育成の取組みを充実するため、平成21年度に引き続き、自考・自律型職員研修を実施し、自ら考え行動する職員を育成していきます。また、平成21年度策定の「特定事業主行動計画(後期計画)」の内容を研修に盛り込み、ワークライフバランスについての考え方も周知していきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	3	基本施策	
計画事業	96	新宿自治創造研究所の設置による政策形成能力の向上			

目的
地方分権の流れが加速し、自治体としての戦略的な力量がますます問われています。様々な角度から情報と知識の集積を図り、区が直面する課題を的確に捉え、分析し、ニーズを先取りした新たな政策を打ち出していく必要があります。そのための一つの方策として、区の中に学識経験者等と職員が連携して政策研究と政策提言を行う「新宿自治創造研究所」を設置し、自治体としての政策形成能力を高めていきます。
手段
研究テーマを設定し、関係職員と研究所研究員、テーマ別アドバイザー(学識経験者)によるプロジェクトチーム(PT)を設置して、調査・研究を行います。 区職員を対象とした講演会や区民を対象とした新宿区自治フォーラムを開催します。

事業の主な実施内容

平成21年度	
3つのテーマごとにPTによる調査・研究を実施し、3月に「最終報告書」として整理。	
区職員を対象とした講演会を、7月と12月に開催。	
区民を対象とした「新宿区自治フォーラム2010」を2010年3月に文化センターで実施。	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 新宿自治創造研究所による研究の施策への反映	政策形成能力の向上に寄与と思われる、次の項目における参加職員数の総数。 研究テーマごとに設置するプロジェクトチーム(PT)への参加職員数、研究所が実施する講演会への参加職員数、総務部人材育成担当課が実施する政策形成に関する研修等への参加職員数及び自己啓発支援の助成対象職員数	300名(毎年区職員の約1割)
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	名	300	300	300	1,200	
	実績1		409	456			
	= /	%	136.3	152.0			
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

事業評価シート（区政運営編）

基本目標	1	個別目標	3	基本施策	
計画事業	97	目標管理型人事考課制度の推進			

目的
目標管理型の人事考課制度の推進により、職員の育成や配置管理、昇給・昇任の適正化を図り、組織力を向上させます。
手段
制度の運用、趣旨周知、研修・説明会の開催、意識調査の実施

事業の主な実施内容

平成21年度	
当初申告(4月、職務に関する目標を所属長に申告)、最終申告(12月、目標対する成果、自己評価、異動等に関する意見を所属長に申告)	研修の開催(係長研修3回、転入・新任管理職研修1回、校長・副校長研修2回、評定者研修3回、制度の趣旨や人材育成への活用、評定技法について)
業績評定(定期評定)の実施(1月、所属長が職員の1年間の仕事を評価)	職員意識調査(管理職90人・一般職員1,500人を対象に制度導入の効果や理解度、問題点等を調査)
評定結果本人開示・苦情相談の実施(2月、希望する職員に評定結果を開示。所属長の説明に納得できない職員は苦情の申出が可能。)	実施要領改正、手引き改正(意識調査の結果を踏まえ、見直しを行った内容を反映)

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 係長(一般)昇任試験の受験率	係長(一般)昇任試験の有資格者のうち、試験を受験した職員の割合(受験者数/有資格者数)	35.5%
2 職務への取組意欲が向上したと回答する職員の割合	人事考課制度に関するアンケートにおける回答者の割合(向上した回答者数/回答者総数)	70%
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	%	27.5	30.0	32.5	35.5	
	実績1	%	22.6	20.3			
	= /	%	82.2	67.7			
指標2	目標値1	%		50.0	70.0	アンケートは 21、23年度の実施	
	実績1	%		41.2			
	= /	%		82.4			
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,093	1,161			2,254	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		9,542	9,420			18,962	
財源内訳	千円	9,542	9,420			18,962	
一般財源							
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人						
常勤職員		1	1			2	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	職員の人事管理に関する事業であるため、区が実施するのは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	職員の意欲の向上は本制度の目的のひとつであり、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	仕事の目標管理により、職員の主体的な取組みを促し、上司も具体的に指導できることから、効果的です。また、既存の資源(システム等)を活用して、必要最低限の経費で運用できています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	意識調査の結果から課題を見出し、効果的でかつ実施しやすい方法へと見直しを行いました。一方で、昇任試験の受験率と職務への取組意欲の向上については目標を下回りました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	これまでの制度運用の効果としての目標達成度が低くなっています。一方で、研修は、全管理職は計3回、全係長級は1回の受講が完了しました。また制度運用上の課題の抽出と対応策の一部実施など、制度の整備は着実に進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	制度整備に引き続き、制度実施の効果を高めていく必要があります。			
	改革方針	職員意識調査を実施し、制度の実施状況及び職員の意識の変化等を調査します。この結果に基づき課題を抽出し、実効性を高める対策を打ち出します。 打ち出した対策のうち、21年度中に実施可能なものは、実施方法等を改善します。			
22年度評価	21年度実績	職員意識調査を管理職と一般職員に向けて行い、制度の効果や問題点を調査しました。これに対して7つの取組みを掲げ、今後の方向性を明確にしました。取組みのうち、実施要領や手引きの改正など、一部は21年度中に実施しました。			
	課題	意識調査によって把握した問題点を踏まえながら、職員の制度に対する理解をさらに促していく必要があります。 また、指標となっている職務への取組み意欲や昇任意欲の向上につながる取組みが必要です。			
	改革方針	方向性	内容		
		現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		管理職と一般職員に向けて制度説明会を開催します。制度の趣旨や意義について再確認するほか、共通する疑問等に応え、制度の理解を促し、主体的な取組みへとつなげていきます。 また、昇任選考の受験勧奨や支援について、各所属での一層の取組みを促していきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	98	あゆみの家における指定管理者制度の活用			

目的
子ども発達センターが移転した後、柔軟で多様なサービスの提供と効率化を図るために、指定管理者制度を導入します。
手段
制度導入に向けた調査・研究 保護者会等を通じた情報提供や意見交換 制度移行後のサービス充実に向けた利用者ニーズの把握と検討

事業の主な実施内容

平成21年度	
保護者会等での説明	
指定管理者制度導入後の生活介護サービス充実の検討	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 指定管理者制度移行	制度導入について保護者の一定の理解を得ることで20%、指定管理者候補法人の選定開始で50%、候補法人決定・移行準備委託で100%とします。	平成23年度に100%の水準に達成
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%		20.0	50.0	100.0	100.0	
	実績1			20.0				
	= /			100.0				
指標2	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳	千円						
一般財源							
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員	人						
常勤職員							
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区が指定管理者制度を活用しサービスを提供することは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	指定管理者制度導入に当たって、保護者に制度の理解を促すことは適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	柔軟で多様なサービスの提供が可能となる指定管理者制度の導入は効果的かつ効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	制度導入について保護者の意向の把握に努め、一定の理解を得ました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	制度導入に向けて、あゆみの家父母会とともに、制度導入後のサービス充実について検討を行い、一定の理解を得ることができました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	引続き情報提供や意見交換を行い、保護者の理解を深めるとともに、制度導入がスムーズに行われるよう情報収集するなど、準備を進める必要があります。			
	改革方針	子ども発達センター移転後の、跡スペース改修案を確定するとともに、指定管理者制度の導入後の生活介護事業のサービス充実に向けた検討を進めます。			
22年度評価	21年度実績	保護者会等で、制度移行後のあゆみの家の運営方法やサービス充実などを説明し一定の理解を得ました。子ども発達センター移転後の跡スペース活用については、父母会代表と意見交換を行うとともに、入浴設備設置に向けた検討を進めました。			
	課題	引続き情報提供や意見交換を行い、保護者の理解を深めるとともに、制度導入がスムーズに行われるよう情報収集するなど、制度以降に向けた準備を更に進める必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	子ども発達センター移転後の跡スペース改修案を確定するとともに、保護者が参加した指定管理検討委員会を設置し、制度導入に向けた理解と協力を得るとともに、導入後の入浴サービスを含めた生活介護事業のサービス充実に向けた検討を進めます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	99	児童館における指定管理者制度の活用			

目的	
児童館は、児童指導業務委託期間が終了するときや併設していることぶき館が機能転換するときに、指定管理者制度の活用を検討します。なお、子ども家庭支援センターへ移行する児童館は、区の直営とします。	
手段	
21年度2館の指定管理者制度の導入 22年度3館の指定管理者制度の導入 23年度1館の指定管理者制度の導入	

事業の主な実施内容

平成21年度	
高田馬場第一児童館、上落合児童館、北新宿第一児童館における22年度指定管理者制度導入に向けての導入準備（条例改正、指定管理者選定）	
早稲田南町児童館、西新宿児童館の開設及び指定管理者制度の導入	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 指定管理者制度の活用	指定管理者制度に移行する児童館数	23年度に6館
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	館	0	2	3	1	6
	実績1		0	2			
	= /	%	0.0	100.0			
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	580	46,054			46,634	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		9,029	54,313			63,342	
財源内訳	千円	9,029	54,313			63,342	
一般財源 特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	1	1		2	
	非常勤職員	人	0	0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区が指定管理者制度を児童館に導入することは、効率的なサービス提供や民間のアイデアを生かした運営が期待でき、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	児童指導業務委託期間終了後やことぶき館の機能転換を予定している施設の数を目標としたことは、効率的な運営方法への転換であり適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	児童指導業務委託から施設の管理を含めた指定管理者の運営へと切り替えたことにより、より効率的な事業展開が可能となり効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	予定していた2所の開設を行い、3所の児童館に指定管理者制度への移行準備ができ、目標どおり達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	児童館における指定管理者制度の活用については、23年度までに導入する児童館を6所とし、2所の児童館について開設し、3所の児童館について指定管理者を選定しました。このため、計画どおりの成果が得られていると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	2所の指定管理者制度移行の児童館において、受託事業者が選定に際して示した事業運営の履行確認を行う必要があります。また、22年度以降の指定管理者の選定に、20年度の選定の経験と21年度の指定管理者の事業履行状況の確認を生かす必要があります。			
	改革方針	民間のアイデアを生かした事業運営と、より効果的・効率的な施設管理を図るため、児童館に指定管理者制度を導入していく必要があります。このため、23年度までに6所の児童館において指定管理者制度の導入・活用をしていきます。			
22年度評価	21年度実績	指定管理者制度へ移行した2所の児童館については、例月の業務報告や区職員による巡回により履行確認を行いました。また、22年度に指定管理者制度を導入する3所の児童館については、事業者選定を行いました。			
	課題	指定管理者制度へ移行後2年目の2所の児童館においては、事業運営の履行確認に加え、その業務が適正な労働環境の下に行われているかを確認するため、労働環境モニタリングを行う必要があります。また、21年度の指定管理者の選定を行った3所の児童館においては受託事業者が選定に際して示した事業運営の履行確認を行う必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	指定管理制度を導入した児童館においては、民間のアイデアを生かした事業運営と、より効果的・効率的な施設管理を図ることに加え、労働環境モニタリングを通して、従事者の適正な労働環境にあるかを確認し、公共サービスの質の向上を目指します。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	100	シニア活動館における指定管理者制度の活用			

目的
柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、指定管理者制度を活用します。
手段
21年度1か所の指定管理者制度の導入 22年度1か所の指定管理者制度の導入

事業の主な実施内容

平成21年度	
平成21年4月より、信濃町シニア活動館で指定管理者制度を導入	
平成22年度、高田馬場シニア活動館で指定管理者制度を導入するために公募型プロポーザルにより事業者を募集	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 シニア活動館における指定管理者制度の活用	指定管理者制度導入館数	平成23年度末2館
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	0	1	1	0	2	22年度100%
	実績1	0	1				
	= /	%	0.0	100.0			
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	0	17,471			17,471	
人件費		4,225	4,130			8,354	
事務費		140	140			280	
減価償却費		0	0			0	
総計		4,365	21,741			26,105	
財源内訳	千円	4,365	21,741			26,106	
一般財源							
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	0.5	0.5			1.0	
常勤職員							
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	公の施設の管理について、指定管理者制度を区が活用することは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	指定管理者制度の導入が可能な施設から段階的に導入し、利用者に指定管理者制度を浸透させていくことは適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	民間事業者による柔軟で多様なサービスの提供が可能となる指定管理者制度の導入は効果的かつ効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	条例改正を行い指定管理者制度導入の仕組みづくり及びそれに伴う事業者選定委員会の設置など目的のための達成度は高い。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	シニア活動館における指定管理者制度の活用については、全体を通して計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るためには、20年度の選定行程の経験と21年度の指定管理者の事業履行状況の確認を生かす必要があります。			
	改革方針	柔軟で多様なサービスの提供を活かし効果的及び効率的な施設管理を図るため、条例の整備及び事業者選定を予定どおり進め、指定管理者制度を導入していきます。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	平成21年度より、信濃町シニア活動館が指定管理者による運営になりました。また、平成22年度より、高田馬場シニア活動館に指定管理者制度を導入するため、公募型プロポーザルにより指定管理者を選定しました。		
		課題	柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るため、指定管理者による運営状況を確認する必要があります。		
		方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
		内容	指定管理導入により、より多様なニーズに対応し社会貢献活動の拠点整備を進める必要があります。		

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	101	地域交流館における指定管理者制度の活用			

目的	
柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、指定管理者制度を活用します。	
手段	
21年度2か所の指定管理者制度の導入 22年度4か所の指定管理者制度の導入 23年度1か所の指定管理者制度の導入	

事業の主な実施内容

平成21年度	
平成21年4月より、早稲田南町地域交流館及び西早稲田地域交流館で指定管理者制度を導入	
平成22年度、新宿地域交流館、山吹町地域交流館、上落合地域交流館及び北新宿地域交流館で指定管理者制度を導入するための条例及び規則の改正	
平成22年度、新宿地域交流館、山吹町地域交流館、上落合地域交流館及び北新宿地域交流館で指定管理者制度を導入するために公募型プロポーザルにより事業者を募集	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 地域交流館における指定管理者制度の活用	指定管理者制度導入館数	平成23年度末7館
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	館	0	2	4	1	7	
	実績1		0	2				
	= /		%	0.0	100.0			
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円		0	24,646			24,646	
人件費			4,225	4,130			8,354	
事務費			240	140			380	
減価償却費			0	0			0	
総計			4,465	28,916			33,380	
財源内訳	千円	一般財源	4,465	28,916			33,381	
		特定財源	0	0			0	
一般財源投入率	%		100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	0.5	0.5			1	
	非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	公の施設の管理について、指定管理者制度を区が活用することは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	指定管理者制度の導入が可能な施設から段階的に導入し、利用者に指定管理者制度を浸透させていくことは適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	民間事業者による柔軟で多様なサービスの提供が可能となる指定管理者制度の導入は効果的かつ効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	条例改正を行い指定管理者制度導入の仕組みづくり及びそれに伴う事業者選定委員会の設置など目的のための達成度は高いと言えます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	地域交流館における指定管理者制度の活用については、全体を通して計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るためには、20年度の選定行程の経験と21年度の指定管理者の事業履行状況の確認を生かす必要があります。			
	改革方針	柔軟で多様なサービスの提供をいかに効果的及び効率的な施設管理を図るため、条例の整備及び事業者選定を予定しております、指定管理者制度を導入していきます。			
22年度評価	21年度実績	平成21年度は、地域交流館2館が、指定管理者による運営をはじめました。また、平成22年度に指定管理者制度の活用を行う4か所の地域交流館において、公募型プロポーザルにより事業者選定を行いました。			
	課題	柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るためには、平成21年度の指定管理者の事業履行状況把握を適切に行う必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	すでに指定管理者制度が導入された館の状況を反映させつつ、平成23年度に地域交流館として指定管理者制度の導入を予定している1館について、予定どおり進めていきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	102	図書館における指定管理者制度の活用			

目的
図書館サービスの拡充のため、地域館に指定管理者制度を導入することにより、開館時間を拡大し、区民や利用者の満足度の高い図書館を目指します。
手段
平成21年度から3ヵ年をかけて順次、地域館に指定管理者制度を導入します。 平成21年度開始：戸山・北新宿・中町 平成22年度開始：四谷・大久保・角筈 平成23年度開始：鶴巻・西落合

事業の主な実施内容	
平成21年度	
四谷・角筈・大久保図書館の指定管理者募集、選定、指定	
戸山・北新宿・中町図書館の指定管理者による運営	

事業の指標		
指標名	定義	目標水準
1 指定管理者制度の導入	地方自治法第244条の2に定める公の施設において指定管理者による管理運営を行う地域館の数	23年度までに指定管理者による運営を地域館8館に拡大
2		
3		
4		

達成水準								
		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	館		3	3	2	8	
	実績1			3				
	= /		%		100.0			
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	0	163,739			163,739	
人件費		25,347	41,295			66,642	
事務費		2,595	3,010			5,605	
減価償却費		0	0			0	
総計		27,942	208,044			235,986	
財源内訳	千円	27,942	208,044			235,986	
一般財源							
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人						
常勤職員		3	5			8	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	指定管理者制度の活用は、多様な勤務形態や柔軟な職員配置により開館時間の拡大等、利用者サービスの向上が図れることから適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	すべての地域館においてサービスを拡充し、利用者満足度の高い図書館運営を行うことから、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	指定管理者制度の導入により、区民・利用者満足度の高い図書館運営及び経費の縮減を図ることができるため、効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	当初の予定どおり、四谷・角筈・大久保図書館の指定管理者を指定しました。 また、平成21年度より指定管理者制度を導入した戸山・北新宿・中町図書館も順調に運営されています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	四谷・角筈・大久保図書館の指定管理者を公募し、選定・指定を行いました。 また、平成22年4月からの上記3館への指定管理者制度導入に向けた条例改正等を行い、既に指定管理者制度を導入した3館も順調に運営されており、計画どおりに進みました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	開館時間の拡大等、図書館サービスを拡充し、区民や利用者満足度の高い図書館運営を行う必要があります。						
	改革方針	図書館サービスを拡充し、区民や利用者満足度の高い図書館を実現するため、地域館全館(8館)に指定管理者制度を導入します。						
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	四谷・角筈・大久保図書館の指定管理者の募集・選定・指定を行いました。 また、平成22年度からの上記3館への指定管理者制度導入に向け、条例の改正等も実施しました。					
	課題	23年度より、鶴巻・西落合図書館に指定管理者制度を導入するために、条例を改正する必要があります。また、選定方法の簡素化を図るなどの工夫をする必要があります。						
	改革方針	方向性	内容	<table border="0"> <tr> <td>現状のまま継続 事業統合</td> <td>手段改善 休廃止</td> <td>事業縮小 その他(制度改正等)</td> <td>事業拡大</td> </tr> </table> 引き続き地域館全館(8館)への指定管理者制度導入に向けて事業を進めていきます。		現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大					

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	103	情報処理業務の外注化による専門性の活用			

目的
情報処理業務の一層の効率化と情報システム部門の情報政策機能の強化を図ります。
手段
専門業者の高度な技術力を有効活用し、全庁的システムの安定性を高め、効果的・効率的なシステム運用を実現する。

事業の主な実施内容	
平成21年度	
ネットワーク管理外部委託見直し	
パソコン故障対応等の運用管理及びヘルプデスク等の簡易定型業務の外部委託	
データセンターの活用	

事業の指標		
指標名	定義	目標水準
1 問合せや障害対応等に関する業者委託の割合	イントラネット及びネットワーク運用に係る問合せ・障害対応等に関する委託業者の稼働割合(%)	40%
2 データセンターの活用 (21年度指標変更)	情報政策課が本庁舎で運用しているコンピュータ・サーバ等機器のデータセンターへの移行比率	70% (21年度変更)
3		
4		

達成水準							
	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	20	30	35	40	40	
	実績1	20	30				
	= /	100.0	100.0				
指標2	目標値1	0	0	70	70	70	22年度開始
	実績1						
	= /						
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /						
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	25,315	26,486			51,801	平成20年、計画ローリング実施。 ('庁内情報基盤の強化'実行計画化に伴うデータセンター活用)
人件費		0	0			0	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		25,315	26,486			51,801	
財源内訳	千円	25,315	26,486			51,801	
一般財源		0	0			0	
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	0	0			0	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区が情報処理業務の一部を外部委託することで、システム運用の効率化が図れるので、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	現行のネットワーク管理及びパソコン故障対応等簡易定型業務の外部委託は21年度をもって体制が完備されたこと、問合せや障害対応等の業務量が年度により変動するため達成水準の算出が困難なことから、目標設定を見直し、データセンターの活用を新たに設定することにした。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	業者の専門性を効果的に活用しており、障害対応やネットワーク運用管理等の業務が効果的・効率的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	ネットワーク管理とヘルプデスク等業務の外部委託拡充により、情報政策機能強化に向けた情報処理業務の見直しを行ったことで、目標水準に達しています。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	委託業務内容の見直し・拡充を行い、情報処理業務の適正な外部委託化を図るとともに、全庁的なIT化の調整、適正化、システム導入支援などの情報システム部門の情報政策機能の強化が図られました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	平成22年度に予定しているイントラネットシステム及び財務会計・文書管理等システムの更新にあたり、サーバ設置場所の確保及び業務継続性の確保について、検討を進める必要があります。			
	改革方針	サーバ設置場所確保及び業務継続性確保のため、データセンターの有効活用に向けた検討を進めます。また、ネットワーク管理外部委託及びヘルプデスク等の簡易定型業務の外部委託を拡充し、それによって捻出されるマンパワーを活用し全庁的IT化の推進、システム導入・調達支援などの情報政策の推進を図っていきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	簡易定型業務の外部委託によって捻出されたマンパワーを活用し、システム導入・調達支援など、全庁的な情報政策を推進しました。また、イントラネットシステム及び財務会計・文書管理等システム更新にあたり、サーバ設置場所確保及び業務継続性確保のため、データセンター等の有効活用に向けた具体的な検討を行ないました。			
	課題	平成22年度に予定しているイントラネットシステム及び財務会計・文書管理等システムの更新を短期間にかつ確実に実現し、安定的なシステム運用を確保するための体制整備が必要です。また、サーバ設置場所確保及び業務継続性確保のためデータセンターの調達が必要です。			
	改革方針	方向性	内容		
		現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		ネットワーク管理の外部委託及びヘルプデスク等の簡易定型業務の外部委託を継続するとともに、データセンターを活用したサーバ等の情報インフラ管理業務の外部委託を拡充することによりサポート体制を強化し、業務継続性を確保します。			

事業評価シート(区政運営編)

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	104	児童館・ことぶき館用務業務の見直し			

目的
児童館・ことぶき館の用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替え、業務の効率化と経費の削減を図ります。
手段
児童館・ことぶき館の用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えます。

事業の主な実施内容

平成21年度	
実績なし (児童館・ことぶき館の用務業務職員の退職が無かったため)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 委託実施館	用務業務委託に切り替えた児童館・ことぶき館の数 (指定管理者制度を導入した館を含む)	23年度までに13館
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	13	0	0	0	13	
	実績1	13	0				
	= /	%	100.0	0.0			
指標2	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /	%					
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円	19,286				19,286	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		27,735				27,735	
財源内訳	千円	27,735				27,735	
一般財源 特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員	人	1				1	
		0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスと負担の担い手	適切である 改善が必要である	民間事業者等による用務業務の実施は、経費の節減と業務の効率化に寄与しており、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えることとしており適切な目標設定です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	用務業務委託の導入により、経費の節減と業務の効率化を達成しており、効果的・効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	用務業務委託の導入により、施設の維持管理についてサービス向上、コストの削減、入札による業者間の競争による質の向上が図られ、目標水準を達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	児童館・ことぶき館用務業務の見直しは、用務職員が退職する館に用務業務委託を導入する内容で計画どおり達成しました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	用務業務を委託した13館について、今後は委託の仕様内容を精査し、より効果的・効率的な業務委託を行う必要があります。			
	改革方針	用務業務を委託した13館については引き続き委託を継続するとともに、用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替え、業務の効率化と経費の削減を図ります。			
22年度評価	21年度実績	用務業務を委託した13館については引き続き委託を継続しました。なお、21年度は用務業務職員の退職はありませんでした。			
	課題	今後も、用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えることで、業務の効率化と経費の削減を図る必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	用務業務を委託した13館については引き続き委託を継続するとともに、用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替え、業務の効率化と経費の削減を図ります。			

事業評価シート(区政運営編)

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	105	保育園用務業務の見直し			

目的
保育園の用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替え、業務の効率化と経費の削減を図ります。
手段
保育園の用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えます。

事業の主な実施内容

平成21年度		
	信濃町保育園分園(暫定施設)の新規用務業務委託開始(1園)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 委託実施園数	用務業務委託に切り替えた保育園の数	14園(平成23年度)
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	園	14	1	0	0	14	21年度増設1所は信濃町保育園分園(暫定施設)
	実績1		14	1				
	= /		%	100.0	100.0			
指標2	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円	120,154	106,611	/	/	226,765	
人件費		0	0	/	/	0	
事務費		0	0	/	/	0	
減価償却費		0	0	/	/	0	
総計		120,154	106,611	/	/	226,765	
財源内訳	千円	120,154	106,611	/	/	226,765	
一般財源 特定財源		0	0	/	/	0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0	/	/	100.0	
職員	人	0	0	/	/	0	
		0	0	/	/	0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスと負担の担い手	適切である 改善が必要である	民間事業者等による用務業務の実施は、経費の節減と業務の効率化に寄与しており、適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えることとしており適切な目標設定です。なお、21年度は信濃町保育園分園で委託を開始しましたが、暫定施設のため本計画事業の指標及び達成水準には含めません。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	用務業務委託の導入により、経費の節減と業務の効率化を達成しており、効果的・効率的に行われています。
目的の達成度	達成度が高い 達成度が低い	用務業務委託の導入により、施設の維持管理についてサービス向上、コストの削減、入札による業者間の質の向上が図られ、目標水準を達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 順調に進んでいない	保育園の用務業務委託について、当初目標どおり達成しました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識 (課題)	用務業務を委託した14園について、今後は委託の仕様内容を精査し、より効率的・効果的な業務委託を行う必要があります。			
	改革方針	用務業務を委託した14園については引き続き委託を継続するとともに、用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	用務業務を委託した14園については引き続き委託を継続しました。また、用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えます。			
	課題	今後も、用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えることで、業務の効率化と経費の節減を図る必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	用務業務を委託した14園については引き続き委託を継続するとともに、保育園の用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替え、業務の効率化と経費の節減を図ります。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	106	学校給食調理業務の民間委託			

目的
区職員が行っている調理業務を民間業者に委託することにより、多様な給食のメニューの導入や給食の質的向上を図るとともに経費の効率的な運用を図ります。
手段
教育委員会に給食調理業務選定委員会を設置し、プロポーザルにより業者を選定します。

事業の主な実施内容

平成21年度	
学校給食調理業務の民間委託	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 給食調理業務委託校数	実行計画に基づき、当該年度、業務委託する校数。	平成23年度まで29校委託
2 学校栄養士(非常勤)	調理業務委託校の都費栄養職員の異動等に伴う採用人数	平成23年度まで15名採用
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	17	21	25	29	29	
	実績1	17	21				
	= /	100.0	100.0				
指標2	目標値1	7	11	13	15	15	
	実績1	7	11				
	= /	100.0	100.0				
指標3	目標値1						
	実績1						
	= /						
指標4	目標値1						
	実績1						
	= /						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	337,853	429,293			767,146	
人件費		18,627	30,107			48,734	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		356,480	459,400			815,880	
財源内訳	千円	356,480	459,400			815,880	
一般財源		0	0			0	
特定財源							
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	0	0			0	
非常勤職員		7	11			18	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	学校給食調理業務を民間業者が行うことにより、多様な給食メニューの導入や給食の質的向上を図れることから適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	23年度まで毎年4校ずつ拡大し、29校とすることは、全校委託に向けて推進するための適切な目標設定でした。 なお、予算要求の査定により、22年度学校栄養士(非常勤)の採用人数を2名から3名に変更しています。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	学校給食調理業務を民間委託することにより削減された経費は、非常勤栄養士の採用や食器の充実等の経費として効率的な運用が図られています。
目的(計画水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり、学校給食調理業務の民間委託を推進しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	平成21年度学校給食調理業務の民間委託を新たに4校拡大しました。また、委託した各学校の運営協議会においても概ね良好との評価を得ており、計画どおり推進していると評価しています。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	平成23年度まで、4校ずつ調理業務の民間委託を拡大します。
	改革方針	平成23年度まで、4校ずつ調理業務を民間委託します。平成21年度の調理業務委託は、21校となります。
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況 平成21年4月から津久戸小、戸山小、淀橋第四小、西戸山中で学校給食調理業務の民間委託を新たに開始し、平成16年度からの委託校数は、21校となりました。
	課題	平成23年度まで、新たに4校ずつ調理業務を民間委託します。また、契約限度の5年になる既存の調理業務委託校も合わせて選定対象とします。
	改革方針	方向性 現状のまま継続 事業統合 手段改善 休廃止 事業縮小 その他(制度改正等) 事業拡大
	内容	平成23年度まで、新たに4校ずつ調理業務を民間委託します。平成22年度の調理業務委託校は、4月から25校となります。

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
計画事業	135	新宿区勤労者・仕事支援センターの設立に伴う外郭団体等の統合			

目的
財団法人新宿区勤労者福祉サービスセンターを発展的に解消し、同センターと新宿区障害者就労福祉センターを機能統合して、新宿区勤労者・仕事支援センターを設立します。
手段
財団法人新宿区勤労者福祉サービスセンター及び新宿区障害者就労福祉センターを21年3月31日をもって解散し、平成21年4月1日新たな法人を一般財団法人として設立し、公益認定をめざします。

事業の主な実施内容

平成21年度	
一般財団法人 新宿区勤労者・仕事支援センターの設立	
一般財団法人 新宿区勤労者・仕事支援センターの公益認定	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 新宿区勤労者福祉サービスセンターと新宿区障害者就労福祉センターの統合	新宿区勤労者福祉サービスセンターと新宿区障害者就労福祉センターの再編、統合	統合及び設立
2		
3		
4		

達成水準

	単位	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1 目標値1		1				
指標1 実績1		1				
指標1 = /	%	100.0				
指標2 目標値1						
指標2 実績1						
指標2 = /	%					
指標3 目標値1						
指標3 実績1						
指標3 = /	%					
指標4 目標値1						
指標4 実績1						
指標4 = /	%					

コスト

トータルコスト		単位	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳	千円	一般財源					
		特定財源					
一般財源投入率	%						
職員	常勤職員	人					
	非常勤職員						

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	外郭団体はその設置目的に沿って、公共サービスを提供していくことは、機動性、柔軟性、効率性の面から適切であると考えます。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	新たな需要に対応していくため、類似した目的や内容を有する外郭団体の統合、再編を行い、経営改善を行うことは適切であると考えます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	区が直接実施するのではなく、外郭団体の統合により、新たな需要に対応していくことは、効果的・効率的と考えます。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	障害者、高齢者、若年非就業者、女性などに対する総合的な就労支援を行うため、公益認定を受け、財政基盤の明確化や経理処理の適正化など、区民に対する説明責任を果たしていく体制が確保できました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	一般財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターの設立により、勤労者福祉サービスセンターの発展的解消及び新宿区障害者就労福祉センターの機能統合が実現できました。また、平成21年12月1日東京都から公益認定を受けました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	新たな需要に対応していくため、類似した目的や内容を有する外郭団体の統合、再編を行う必要があります。				
	改革方針	一般財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターの設立により、勤労者福祉サービスセンターの発展的解消及び新宿区障害者就労福祉センターの機能統合します。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	障害者、高齢者、若年非就業者、女性などの相談に応じ、関係機関と連携する総合相談窓口を設置しました。また、6月「ふらっと新宿落合店」をオープンし、区内作業所との共同運営や地域の方々が発行する「ふれあいいきいきサロン」など新たな展開を模索しました。さらに、福祉ショップの効率化や利用者や区民に分かりやすい体制を目指し、ふらっと新宿との統合を、利用者、施設、障害者団体、協力員などへ説明し、22年度実施を準備しました。			
		課題	本事業は目的を達成したので廃止となりますが、今後、38「新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援」において総合的な就労支援を進めていきます。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	本事業は目的を達成したので廃止となりますが、今後、38「新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援」において総合的な就労支援を進めていきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	1	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	136	財団法人新宿区生涯学習財団と財団法人新宿文化・国際交流財団の統合			
------	-----	----------------------------------	--	--	--

目的
これまでの文化振興、生涯学習、スポーツ振興等に加え、観光の機能を併せ持つ新財団を設立することにより、施策の総合化を図り、区民ニーズに応えた満足度の高い事業を展開するとともに、新たな行政需要に適切に対応していきます。加えて、統合により、財団の経営基盤の強化を図ります。
手段
新宿文化・国際交流財団を解散し、財団法人新宿区生涯学習財団を存続財団とし、両財団の機能統合を図るとともに、観光等の新しい機能を持たせます。また、新しい財団は、公益法人制度改革に対応し、公益法人制度改革関連3法に基づく公益財団法人の認証を取得します。

事業の主な実施内容

平成21年度	
文化・国際交流財団及び生涯学習財団の機能統合等について、調整会議、政策経営会議等による区としての意思決定	新財団が公益財団法人として認定されるために必要な申請等の手続き
新財団への移管事業の確定及びそれに基づく新財団に係る予算編成	
文化・国際交流財団及び生涯学習財団が現に指定管理者として管理運営を代行している区施設につき、新財団が管理運営を承継するための選考、議案作成等の手続き	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 新しい財団法人の設立	新宿文化・国際交流財団及び新宿区生涯学習財団統合した、新しい財団法人の設立	財団法人の設立
2		
3		
4		

達成水準

		単位	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	人	1				
	実績1		1				
	= /		100.0				
指標2	目標値1	%					
	実績1						
	= /						
指標3	目標値1	回					
	実績1						
	= /						
指標4	目標値1	回					
	実績1						
	= /						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳	千円						
一般財源 特定財源							
一般財源投入率	%						
職員	人						
常勤職員 非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区が基本財産の全額を出捐した財団について、統合を行い、新しい機能を持たせるとともに、公益法人制度改革に対応していくことは、区の責務であり、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	施策の総合化を図り、区民ニーズに応えた満足度の高い事業を展開するとともに、新たな行政需要に適切に対応していくため、また、公益法人制度改革に対応していくために、文化・国際交流財団及び生涯学習財団を機能統合して新しい財団を設立することは、適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	両財団と区がそれぞれ適切な役割分担と連携強化を行い、財団の機能統合、機能追加、公益認定事務等を進めることができ、予定通り新しい公益財団法人が設立できたため、効果的・効率的であると評価します。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	両財団の統合、新たに観光機能の追加、事業の再構築、前財団時の区施設の指定管理者業務の継承、公益財団法人の認証の取得等を行った上、平成22年4月1日に新財団「新宿未来創造財団」を設立することとなったため、達成度は高いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	両財団の統合、新たな観光機能の追加、事業の再構築、前財団時の区施設の指定管理者業務の継承、公益財団法人の認証の取得等を行った上、実行計画どおり、平成22年4月1日に新財団「新宿未来創造財団」を設立登記することが可能になったため、計画どおり進捗できたと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	国の公益法人制度改革が実施され、既存の財団法人については、猶予期間中に所要の対応が必要です。また、文化・国際交流財団と生涯学習財団については、それぞれ定款に定めた事業を実施し、類似事業があるとともに、区が実行計画で掲げる「文化観光ビューロー」の設置事業について、区が機能を担うには、公平性やコマーシャルベースでの情報提供等の点から制約があります。			
	改革方針	文化・国際交流財団と生涯学習財団を機能統合の上、新たに観光の機能を追加するとともに、事業を再構築します。また、公益法人制度改革を受け、公益財団法人の認証を受けることとします。更にこれらの内容を実現していくため、実行計画のローリングを行います。			
22年度評価	改革方針への対応状況	ローリングを行った実行計画に基づき、区と文化・国際交流財団、生涯学習財団が緊密な連携の下に、所要の手続きを進め、予定どおり平成22年4月1日に新しい公益財団法人「新宿未来創造財団」を設立登記をすることとなりました。			
	課題	実行計画どおり公益財団法人の設立を実現しましたが、公益認定を継続していくためには、公益目的事業の収支相償や比率等の要件を毎年満たさなければなりません。また、事業について、質・量ともに旧財団以上の内容で実施するとともに、新たな機能である観光に係る事業を新規に展開していく必要があります。			
	改革方針 方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	新しく「公益財団新宿未来創造財団」を設立することで事業終了となりますが、事業計画書、事業報告書、収支報告書、定例のミーティング等により、財団の経営状況や事業の実施状況等のチェックを行ってまいります。			

事業評価シート(区政運営編)

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	107	施設の機能転換			

目的
新たな需要に対応し、より多くの区民が交流できるように、施設の機能を転換します。
手段
児童館と子ども家庭支援センターの機能転換 ことぶき館等の機能転換 生涯学習館への機能転換

事業の主な実施内容

平成21年度	
児童館と子ども家庭支援センターの機能転換(子ども家庭支援センター2所の開設、榎町子ども家庭支援センターにおけるひろば型一時保育事業の実施)	
ことぶき館等の機能転換(信濃町シニア活動館・西早稲田地域交流館・早稲田南町地域交流館の3館を実施)	
生涯学習館への機能転換(新宿コズミックセンターを生涯学習の拠点機能として活用)	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 子ども家庭支援センター数	児童館からの機能転換を含め、子ども家庭支援センターを開設する数	23年度に4所
2 機能転換施設数	ことぶき館等をシニア活動館・地域交流館へ機能転換する施設数	23年度にシニア活動館2館、地域交流館7館
3 利用団体登録数	機能転換後の利用団体数	23年度に760団体
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20~23年度	備考
指標1	目標値1	所	1	2	0	1	4	
	実績1		1	2				
	= /		%	100.0%	100.0%			
指標2	目標値1	館	1	3	4	1	9	
	実績1		1	3				
	= /		%	100.0%	100.0%			
指標3	目標値1	団体	760	760	760	760	760	団体登録制度の仕組みにより単年度毎の目標値設定が困難な為、累計とする。
	実績1		675	799				
	= /		%	88.8%	105.1%			
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳	千円						
一般財源投入率	%						
職員	人						
常勤職員							
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスと負担の担い手	適切である 改善が必要である	施設管理者である区が、需要に応じて施設の機能転換を図ることは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	需要に応じた、機能転換施設数等が設定してあることから適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	機能転換に向けた施設の改修や整備は、必要最小限とし効果的・効率的に行われています。
目的の達成度	達成度が高い 達成度が低い	機能転換することにより、新たなサービス提供が可能となり、サービスの向上を達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 順調に進んでいない	施設の機能転換については、事業全体を通し当初計画どおりに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	新たな需要に応えるために、引き続き計画どおり施設の機能転換と整備を進める必要があります。				
	改革方針	新たな需要に応えるために、施設の機能転換を進めて行きます。				
22年度評価	改革方針への対応状況	2館の児童館を子ども家庭支援センターへ機能転換しました。また、4館のこぶき館をシニア活動館2館と地域交流館2館へ機能転換し、さらに需要へ対応していきます。生涯学習館については地域の生涯学習活動の場としての機能を果たしており、登録団体も増加しています。なお、21年度の実績は当初の指標を越えています。また、団体登録制度の仕組みから来年度以降は一定の増減が予想されるため、目標値の変更はせずに経過を確認していきます。				
	課題	新たに子ども家庭支援センターを開設する等、引き続き計画どおり施設の機能転換と整備を進める必要があります。また、新宿未来創造財団が、生涯学習館の生涯学習事業コーディネートを充実にさせる必要があります。				
	改革方針	方向性	内容			
		現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大	
		第一次実行計画に基づき、さらに施設の機能転換を進めて行きます。				

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	109	旧四谷第三小学校の活用			

目的
駅前に立地するという土地利用の高いポテンシャルを十分に活かし、再開発事業などのまちづくり事業を通して地域貢献できる活用を考えていきます。
手段
旧四谷第三小学校の適正な管理及び有効な活用を実施するため、新宿区施設活用検討会を設置し調査及び検討を行う。

事業の主な実施内容

平成21年度	
施設活用検討会及び四谷地区施設活用検討分科会の開催	方針案の地域説明会の開催
地区計画の検討と併せ、市街地再開発事業手法を取り入れた活用を検討	
方針案の策定と方針の決定	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	地域需要に応えるための方針検討	22年度以降方針実施
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1			1				21年度に方針決定し、22年度以降に方針を実施していく
	実績1			1				
	= /	%		100.0				
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳	千円						
一般財源投入率	%						
職員	人						
常勤職員							
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	施設活用は施設の行政需要や地域の声を聞きながら行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	再開発事業などのまちづくり事業を通して地域貢献できる活用という目標設定は、新宿区都市マスタープランにも沿った目標であり、四谷地区の拠点となるため適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	対象範囲を旧四谷第三小学校跡地活用だけでなく、待機児童解消などの新たな行政需要を含めた四谷地区の施設等に応じて検討を行ったことにより、効果的・効率的に方針の策定を行うことができました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	21年度は第一次実行計画に定める施設活用方針の策定を行い、22年度の方針実施へと繋げることができたため、達成度は高いと言えます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	21年度には四谷駅前の再開発に関する活用方針や、三栄町の新施設建設など、四谷地区における区の施設活用方針案を策定し、その方針案を地域説明会、各施設の利用者説明会、町会連合会等を通じて説明し、意見を伺いました。この結果、方針案について地域の合意が得られ、方針を決定することができました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	旧四谷第三小学校の跡地活用方針案について、引き続き施設活用検討会及び分科会で、行政需要を基に検討を進めていく必要があります。また、待機児童解消対策も含めて、四谷地区の施設等の活用方針案も合わせて施設活用検討会及び分科会で検討する必要があります。			
	改革方針	施設活用検討会及び分科会での検討を旧四谷第三小学校跡地活用だけでなく、待機児童の解消も含め、四谷地区の施設等に範囲を広げて検討し、平成21年度にその方針を決定します。そのため、関連する所管を新たに加え施設活用検討分科会を改組し、まちづくりの動向と連携しながら十分な検討を行います。			
22年度実績	21年度実績	対象範囲を旧四谷第三小学校跡地活用だけでなく、待機児童解消などの行政需要を含めた四谷地区の施設等に応じて施設活用方針を策定しました。策定にあたっては、分科会を改組するとともに、まちづくりのスケジュールとの調整や地域住民等への説明を十分に行いました。			
	課題	施設活用方針に基づき、具体的な内容について検討を進めていく必要があります。旧四谷第三小学校の跡地活用は、スポーツができる機能の整備や文化国際交流拠点機能の誘致などについて具体的な検討を進めていく必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
改革方針	内容	施設活用方針に基づき、再開発で得られる区の権利床について、スポーツができる機能の整備や、文化国際交流拠点機能の誘致として活用するため、所管を特命プロジェクト推進課に移管し、方針の具体化を図っていきます。 なお、三栄町生涯学習館と新宿東清掃センター合築施設については、22年度から、「三栄町生涯学習館と新宿東清掃センターの活用・整備」として新たに計画事業化しました。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	110	三栄町生涯学習館の集会室機能の統合			

目的	集会室機能を地域のコミュニティ施設に統合する検討をします。そのうえで、他に集会室機能を統合する場及び生涯学習を展開する場を確保できる場合には、廃止します。
手段	四谷地域におけるコミュニティの場としての方針について、新宿区施設活用検討会及び分科会で調査検討を行います。

事業の主な実施内容

平成21年度	
四谷地区の施設活用方針案 地域説明会開催	
三栄町生涯学習館利用者説明会開催	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	集会室機能の統合及び生涯学習を展開する場の確保による施設の廃止の検討	22年度以降方針実施
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1				1			今後も四谷地区施設活用検討分科会の中で検討していきます。
	実績1 = /	%						
指標2	目標値1							
	実績1 = /	%						
指標3	目標値1							
	実績1 = /	%						
指標4	目標値1							
	実績1 = /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳	千円						
一般財源							
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員	人						
常勤職員							
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	三栄町生涯学習館の集会室機能統合などの検討は、地域の声を踏まえて行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	四谷地区の再開発事業を踏まえて、三栄町生涯学習館の集会室機能統合の検討を行い実施していくことは、四谷地区の協働と自治の学びを進める場としての行政需要に応えていくうえで適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	四谷駅前の再開発事業と連携し、地域のコミュニティ施設方針を、地域の声を踏まえて四谷地区施設活用検討分科会で検討することは効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	地域の声を踏まえて四谷地区の施設活用方針を決定しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	三栄町生涯学習館と新宿東清掃センターを解体して一体的に整備し、生涯学習の展開できる集会室を設けるなど多様なニーズを踏まえた複合施設として再構築します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	旧四谷第三小学校の跡地活用方針案決定が1年遅れたため、引き続きその計画と合わせて、施設利用率が、76%と高く、特にレクホール92%、視聴覚室89%にも昇る行政需要を基に三栄町生涯学習館の集会室機能の統合について検討を進めていく必要があります。			
	改革方針	旧四谷第三小学校跡地活用方針との連携だけでなく、四谷地区における協働と自治の学びを進める場としての行政需要を検討し、平成21年度にその方針を決定します。そのため、再開発都市計画などの動向を見極めながら十分な検討を行います。			
22年度評価	21年度実績	地域説明会、三栄町生涯学習館利用者説明会等を経て、22年3月に「四谷地区施設活用方針」が決定しました。三栄町生涯学習館と新宿東清掃センターを解体し一体的に整備します。多様なニーズを踏まえた施設として再構築します。			
	課題	地域ニーズの優先順位を明確にして、現実的に施設レイアウトに反映できるものとできないものを整理する必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	地域の声も踏まえて、四谷地区施設活用検討分科会の中で関連部署とさらに検討していきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	111	旧東戸山中学校の活用			

目的	
<p>新宿区勤労者・仕事支援センターとシルバー人材センターなどの入る事務所棟(就労支援棟)と、子ども発達センター、子ども家庭支援センター、学童クラブなどが入る(仮称)子ども総合センターを整備します。グラウンドは多目的運動広場として地域に開放するとともに、子どもの農業体験の場を設けます。また、一部を民間に貸し付けて、高齢者向けの福祉施設(小規模特別養護老人ホーム等)を整備します。</p>	
手段	
<p>事務所棟(就労支援棟)の建設 (仮称)子ども総合センターの建設 多目的運動広場の整備 農業体験の場の整備 民設民営棟(小規模特別養護老人ホーム等)の建設</p>	

事業の主な実施内容

平成21年度	
工事説明会及び起工式の開催	
各施設の整備	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	施設需要に応えた活用	福祉などの地域サービス施設として活用
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1					1	1	
	実績1							
	= /	%						
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	141,017	903,576			1,044,593	
人件費		0	8,259			8,259	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		141,017	911,835			1,052,852	
財源内訳	千円	141,017	583,216			724,233	
一般財源 特定財源		0	328,619			328,619	
一般財源投入率	%	100.0	64.0			68.8	
職員	人	0	1			1	
常勤職員 非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区民ニーズの高い施設の整備を適切に行い、安全かつ快適な施設を区民に提供することは区の重要な責務です。高齢者福祉施設には民設民営の企業ノウハウを導入している点においても適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	福祉、子育て支援、就労支援など、区民ニーズの高い施設の開設を目標としており、適切であると評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	民設民営棟を含む施設であり、民間企業の活力も導入しているので、費用対効果の面において、適切であると評価します。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	21年度に計画していた主な事業が、計画通り進んだ点において、達成度が高いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	事業全体を通じて計画通りに進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	引き続き、区民の方の意見を聞き入れ、計画を進めていく必要があります。			
	改革方針	引き続き、区民のニーズに応えるために、計画を進めていきます。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	地域説明会において、区民意見・要望を聞き取り、利用勝手の良い施設となるよう、関係部署で検討を行いました。		
	課題	区民サービスの向上のため、施設を有機的に活用できるよう、行政内部での最終的な調整作業を行う必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	引き続き、区民サービスの向上のため、施設を有機的に活用できるよう、行政内部での最終的な調整作業を行います。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	112	戸山児童館等のあり方検討			
------	-----	--------------	--	--	--

目的

当施設は1階が児童館、2階がことぶき館の複合施設です。
 児童館内で実施している学童クラブは、東戸山小学校内へ移転し、児童館は、旧東戸山中学校に整備する子ども家庭支援センターに組み入れます。ことぶき館はシニア活動館への機能転換を検討します。

手段

施設配置の方針決定

事業の主な実施内容

平成21年度

施設のあり方検討会開催			

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	施設活用	方針決定
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1			1				
	実績1			1				
	= /	%		100.0				
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費		千円						
人件費								
事務費								
減価償却費								
総計								
財源内訳	一般財源	千円						
	特定財源							
一般財源投入率		%						
職員	常勤職員	人						
	非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	施設の有効活用を図るため、施設活用の検討は行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設のあり方を目標設定として行っているのが適切といえます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設の充実を図るべく複合して検討を行っているのが効果的・効率的といえます。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設のあり方を目的とした視点で検討を行っているのが達成度が高いといえます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設のあり方としての視点で検討を行っています。施設のあり方検討会で方針(案)がまとまり、今後、地域に説明を行います。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	今後の施設の有効活用のためには、若松・大久保地区全体でのあり方検討が必要となっています。			
	改革方針	戸山児童館等の施設の活用については、施設の行政需要や地域の声を聞きながら、シニア活動館への機能転換を図りつつ引き続き検討を進めていきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	戸山児童館移転後の施設活用検討分科会として検討し、シニア活動館と高齢者総合相談センターを同一施設内で運営する活用(案)がまとまりました。			
	課題	施設活用(案)を地域に説明し、活用方針を決定します。また、施設の設備内容等についての検討を進める必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	改革方針内容	施設の行政需要や地域の声を聞きながら、シニア活動館への機能転換を図りつつ引き続き検討を進めていきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	113	旧新宿第一保育園の活用			

目的
有効な活用方法を検討します。 暫定として改修工事を行う施設の仮施設等に活用します。
手段
旧新宿第一保育園施設の有効な活用をするため、新宿区施設活用検討会を設置し調査及び検討を行う。

事業の主な実施内容

平成21年度		
	施設活用検討会で活用方針を検討	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	施設需要に応えるための方針検討	施設配置の方針検討
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標 1	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標 2	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標 3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標 4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳	千円						
一般財源							
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員	人						
常勤職員							
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	施設の有効活用を図るため、施設活用の検討は行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	この施設の活用にあたっては、同施設のある建物の区分所有者と協議に基づく耐震工事の計画を踏まえる必要があり、慎重に検討する必要があるため、目標設定は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	施設の活用方針は施設活用検討会で検討することは効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	施設活用検討会で行政需要の調査及び検討を行いました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	現在、施設活用検討会で検討を行っており、計画通りに進んでいます。 なお、平成20年度から平成22年度末まで施設の暫定活用として、東京都社会福祉士会に委託し、生活安定応援事業として新宿区生活サポート相談室を開設しています。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	区分所有者と協議中であるため、暫定使用が終了する平成23年度からの活用に向け、引き続き暫定活用も含めた施設の活用方法を検討する必要があります。			
	改革方針	新宿区生活サポート相談室としての暫定使用が終了後、平成23年度からの活用に向け、引き続き暫定活用も含め施設活用検討会で検討していきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	施設の暫定活用として、東京都社会福祉士会に委託し、生活安定応援事業として新宿区生活サポート相談室を開設しています。			
	課題	区分所有者と協議中であるため、暫定使用が終了する平成23年度からの活用に向け、引き続き暫定活用も含めた施設の活用方法を検討する必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	施設を暫定活用し、20年度から22年度の3か年事業として実施している生活安定事業(新宿区生活サポート相談室)は一部23年度以降継続する可能性があることから、引き続き暫定活用も含め施設活用検討会で検討していきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	114	旧戸山中学校の活用			

目的
20・21・22年度は、西戸山中学校の統合新校建設期間中の仮校舎として利用します。 23年度以降は、新中央図書館の移転先とします。新中央図書館のあり方の具体的な内容については、21年度に専門家と区民による検討組織を設置し、22年度に一定の方向性をまとめます。
手段
西戸山中学校の校地を百人町4-3-1から大久保3-1-1(旧戸山中学校校地)へ移転します。 新中央図書館のあり方の具体的な内容については、21年度に専門家と区民による検討組織を設置し、22年度に一定の方向性をまとめます。

事業の主な実施内容

平成21年度	
西戸山中学校の仮校舎として活用	
新中央図書館等基本計画策定委員会を開催	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	23年度以降の利用方法である新中央図書館のあり方について検討していきます。	新中央図書館のあり方の方向性のまとめによる活用
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1				1			22年度にあり方の方向性決定
	実績1 = /	%						
指標2	目標値1							
	実績1 = /	%						
指標3	目標値1							
	実績1 = /	%						
指標4	目標値1							
	実績1 = /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円		9,869			9,869	
人件費			0			0	
事務費			0			0	
減価償却費			0			0	
総計			9,869			9,869	
財源内訳	千円		9,869			9,869	
一般財源 特定財源			0			0	
一般財源投入率	%		100.0			100.0	
職員	常勤職員	人		0		0	
	非常勤職員			0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	旧戸山中学校を西戸山中学校の仮校舎として活用し、その後、新中央図書館の移転先として検討することは、区の責務であることから適切であると評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	23年度以降に新中央図書館として活用するため、22年度にあり方の方向性をまとめることは、適切な目標設定です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	統合新校建設中の西戸山中学校の仮校舎として有効に活用するとともに、新中央図書館の整備にむけての調査、検討を行っているため、効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	旧戸山中学校については、西戸山中学校の仮校舎として活用しました。また、新しい図書館の検討組織「新中央図書館等基本計画策定委員会」を開催しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	「第七次学校適正配置計画」に基づき、西戸山中学校と西戸山第二中学校が平成23年4月に統合されます。新校舎は旧西戸山中学校の校地に建設されるため、西戸山中学校の仮校舎として活用しました。また、平成21年度に新中央図書館等基本計画策定委員会を設置し、新しい図書館等の検討を行っています。このため旧戸山中学校の活用について、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	平成22年度までは、引き続き西戸山中学校の仮校舎として活用します。また、新中央図書館として「区民に役立つ中央図書館」を目指し、具体的な検討をしつつ、コンセプトを明確にしていきます。				
	改革方針	平成21年度には、専門家や区民による検討組織を立ち上げ、新中央図書館のあり方の検討に加え、インターネット、映像、コミックなど様々な情報媒体に対応するメディアセンター機能のあり方についても検討していきます。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	引き続き、西戸山中学校の仮校舎として活用しました。また、平成21年9月に、あり方を検討する組織「新中央図書館等基本計画策定委員会(学識経験者や公募委員などで構成)」を開催しました。それらの議論を踏まえて、新中央図書館のあり方について検討を続けています。			
		課題	新中央図書館等基本計画を踏まえた施設計画を策定していくことが課題です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	建設計画準備や、建設に向けた庁内体制づくりを行う必要があります。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	115	大久保児童館等のあり方検討			

目的
当施設は、児童館、ことぶき館、保育園の複合施設です。 児童館内で実施している学童クラブは、大久保小学校内へ移転し、児童館は、旧東戸山中学校跡地に整備する(仮称)子ども総合センターに組み入れます。ことぶき館は、地域交流館への機能転換を、保育園は地域の需要に応じた保育サービスの充実を、それぞれ検討します。耐震対策のため、保育園は仮施設に移転します。
手段
施設活用検討会で方針決定

事業の主な実施内容

平成21年度	
施設活用検討	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	施設需要に応えるための方針決定	施設配置の方針決定
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1					1	1	
	実績1							
	= /	%						
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳	千円						
一般財源							
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員	人						
常勤職員							
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	施設の有効活用を図るため、施設活用検討は行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	この施設の活用にあたっては、地域の需要に応じた検討を目標にしているため、目標設定は適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	23年度の方針決定に向けた検討を行っているため効果的・効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	23年度の方針決定に向けた検討を行いました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	現在、施設活用検討を行っており、計画どおりに進んでいます。なお、旧東戸山中学校跡地に整備する(仮称)子ども総合センターに組み入れる児童館については、利用者等への説明会も行いました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	児童館内で実施している学童クラブは、大久保小学校内へ移転し、児童館は、旧東戸山中学校跡地に整備する(仮称)子ども総合センターに組み入れます。大久保児童館等施設は、耐震工事未実施の施設であり、施設のあり方検討と併せて保育園の仮施設の場所も検討していく必要があります。			
	改革方針	大久保地区施設活用検討分科会において、ことぶき館と保育園について引き続き検討していきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	児童館移転後の保育園及びことぶき館の施設活用について検討しました。			
	課題	大久保児童館等施設は、耐震工事未実施の施設であり、施設のあり方検討と併せて保育園の仮施設の場所も検討していく必要があります。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	施設活用検討会で、ことぶき館と保育園についての検討を行います。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	116	戸塚小売市場廃止後の活用			
------	-----	--------------	--	--	--

目的
大型家具のリユースショップなど、リサイクル活動の拠点の整備を行います。戸塚小売市場廃止後の施設活用として、1階に西早稲田リサイクル活動センターを整備します。2階以上は、社会福祉法人に貸し付け、母子生活支援施設や火災等緊急時の被災者一時避難施設として活用します。
手段
耐震診断を行い、耐震補強工事及び改修工事を実施し、戸塚小売市場廃止後の施設整備を行います。

事業の主な実施内容

平成21年度	
耐震補強工事及び改修工事	
既存施設維持管理	
条例改正及び指定管理者選定	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設の活用状況	進捗率 耐震診断・内部改修設計をもって50%とします 耐震補強工事完了をもって80%とします 施設開設・運用をもって100%とします	平成22年5月開設・活用開始
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	50	80	100			
	実績1		50	80				
	= /		100.0	100.0				
指標2	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円		23,625	351,873			375,498	
人件費			8,449	8,259			16,708	
事務費			0	0			0	
減価償却費			0	0			0	
総計			32,074	360,132			392,206	
財源内訳	千円	一般財源	32,074	360,132			392,206	
		特定財源	0	0			0	
一般財源投入率	%		100.0	100.0			100.0	
職員	常勤職員	人	1	1			2	
	非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	大型家具のリユース事業を充実させるために、区がりサイクル活動の拠点を整備することは、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	既存施設を有効活用するものであり、計画的な改修に向けた目標であることから適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	耐震補強工事を行い、施設開設のための効果的な工事を行いました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	耐震補強工事を行い、施設整備を達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	耐震補強工事及び施設設備工事が完了し、計画通り進んでいると評価できます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	耐震診断及び耐震設計に基づき、耐震補強工事を完了させる必要があります。また、22年度からの開設に向け、条例の整備や運営主体選定等の準備を行っていく必要があります。			
	改革方針	20年度の耐震診断の結果を踏まえ、工事開始までの間、引続き施設の閉鎖管理を行い、昇降機及び階段設置のための耐震補強工事及び施設整備のための改修工事を実施します。また、22年度の開設に向け、関係各課と連携を図りつつ、準備を進めていきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	計画どおり、耐震補強工事を行いました。また、条例改正、指定管理者の選定を行ないました。			
	課題	区民等が利用しやすく、また利用者が増えるように、積極的な周知が必要です。地域住民や利用者に親しまれる施設になるように、指定管理者と常に情報共有が必要です。			
	改革方針	方向性	内容		
		現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		施設開設後、指定管理者および施設利用者からの要望を踏まえて、利用しやすい施設内の備品整備等を行います。 区民等が利用しやすく、また利用者が増えるように、積極的な周知を続けます。 地域住民や利用者に親しまれる施設になるように、指定管理者と常に情報共有をします。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	117	高田馬場三丁目地区の施設活用			

目的	
老朽化している施設が多いため、建て替えを基本としながら、現在の施設を有効に活用し、子どもや高齢者等の多様なニーズを踏まえた施設に再構築します。	
手段	
高田馬場シニア活動館の整備 戸塚第三幼稚園(休園中)の活用	認可保育所等の整備(高田馬場第一保育園) 西戸山社会教育会館分館廃止後の活用
高田馬場第一児童館の整備 小滝橋いきがい館の活用	

事業の主な実施内容

平成21年度	
高田馬場シニア活動館の整備(旧高田馬場第一ことぶき館の1階を活用)	戸塚第三幼稚園(休園中)の活用(高田馬場第一保育園の仮園舎として活用)
私立認可保育所の整備(高田馬場第一保育園)(新園舎の建設、開設準備)	西戸山社会教育会館分館廃止後の活用(既存建物の解体、保育園舎の建設)
高田馬場第一児童館の整備(高田馬場シニア活動館の2階を仮施設として活用)	小滝橋いきがい館の活用(跡活用方針決定)

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況 (高田馬場シニア活動館)	施設需要に応えた活用	23年度に本格活用
2 施設活用状況 (高田馬場第一児童館)	施設需要に応えた活用	23年度までに戸塚第三小学校内で運営
3 施設活用状況 (戸塚第三幼稚園)	施設需要に応えた活用	地区全体の施設活用のための活用
4 施設活用状況(西戸山社会教育会館分館廃止後の活用)	施設需要に応えた活用	保育園の定員拡大と保育サービス充実のための活用

達成水準

	単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1				1		
	実績1 = /	%					
指標2	目標値1				1		
	実績1 = /	%					
指標3	目標値1				1		
	実績1 = /	%					
指標4	目標値1				1		
	実績1 = /	%					

コスト

トータルコスト	単位	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円					
人件費						
事務費						
減価償却費						
総計						
財源内訳	千円					
一般財源 特定財源						
一般財源投入率	%					
職員	人					
常勤職員 非常勤職員						

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	施設管理者である区が、地区全体の施設需要に応えるために再構築を行っており適切と評価します。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区民需要を捉えた目標設定であることから適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	再構築にあたっては、地区内の休園中の幼稚園舎の活用や、高田馬場シニア活動館のフロア別活用を行うなど、効率的に行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	目標水準の達成に向けて、施設の有効活用及び再構築が進捗している状況であり、21年度の目的は達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	21年度においては、整備完了施設をフロア毎に活用することにより、機能の一部開始及び仮施設としての活用を行い、また、施設建設を進めると共に休園中施設を仮施設として活用し、更に、検討を行っていた跡地活用方針を決定するなど、計画に沿って地区全体の施設活用が進みました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	現在の施設を有効に活用し、子どもや高齢者等の多様なニーズを踏まえた施設に再構築するためには、引き続き計画事業の進行管理を行う必要があります。			
	改革方針	引き続き、建物の老朽度、維持管理費、修繕費などを総合的に考慮し、地区の施設需要に応えた再構築を行います。			
22年度評価	21年度実績	地区の施設需要に応え、施設の再構築を行っています。また、建物の老朽度、維持管理費、修繕費などを考慮したうえで、既存施設の有効活用、改修、建替え等を進めました。			
	課題	地区の施設需要に充分応えるためには、今後の各施設における計画進捗状況を適切に把握するとともに、引き続き各計画事業の進行管理を行う必要があります。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	事業目標の達成に向けて、各施設とも計画通り事業を推進しているところですが、地区の施設需要に応えるために、引き続き事業を推進し、施設活用を図っていきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	118	戸塚特別出張所移転後の活用			
------	-----	---------------	--	--	--

目的

戸塚特別出張所は、平成22年2月に戸塚特別出張所等区民施設へ移転しました。同特別出張所移転後は、成年後見制度推進機関「成年後見センター」をはじめとした事業拡大に活用します。

手段

OA機器使用を前提としたフリーアクセス対応工事、高齢者・障害者利用施設としての昇降機設置工事及び耐用年数経過による空調設備工事を行います。

事業の主な実施内容

平成21年度

改修工事に関する社会福祉協議会との事前協議(計6回)		
改修工事(第1期)		

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 跡施設活用 (21年度指標変更)	活用方針決定 社会福祉協議会及び関係各課との協議 跡施設活用	平成23年度中に100%活用 (21年度目標変更)
2		
3		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1		方針決定			1		平成23年度中に100%活用
	実績1		方針決定					
	= /	%	100.0					
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円		12,511			12,511	
人件費			0			0	
事務費			0			0	
減価償却費			0			0	
総計			12,511			12,511	
財源内訳	千円		12,511			12,511	
一般財源			12,511			12,511	
特定財源			0			0	
一般財源投入率	%		100.0			100.0	
職員	人		0			0	
常勤職員			0			0	
非常勤職員			0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区有施設の有効活用を図るため、施設活用の検討を行うことは行政が担うべきであり、担い手として適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区民需要を捉えた目標設定であることから適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	地域福祉の推進のための活用であることから効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	平成20年度に決定した施設活用方針にそって、社会福祉協議会等と協議をし、予定された第1期工事を計画的に進めました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	平成20年度に決定した施設活用方針にそって社会福祉協議会及び関係各課と協議を行い、計画どおりに施設活用を進めています。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	耐震診断の結果によっては改修工事が必要になることから、社会福祉協議会の事業に影響を及ぼさないような執務環境の整備が必要です。			
	改革方針	平成21年度以降は、エレベーターの設置工事などを計画的に進め、高齢者や障害者にも利用しやすい施設として整備を進めていきます。			
22年度評価	改革方針への対応状況	エレベーターの設置場所や高齢者・障害者にも利用しやすい施設となるよう関係各課と協議を進め、22年2月、戸塚特別出張所移転後に事務所の内部改修工事(第1期)を実施しました。			
	課題	高齢者や障害者にも利用しやすい施設となるよう、さらに関係各課と協議を進めるとともに、工事期間中、利用者への配慮も考慮する必要があります。			
	改革方針	方向性	内容	<p>現状のまま継続 事業統合</p> <p>手段改善 休廃止</p> <p>事業縮小 その他(制度改正等)</p> <p>事業拡大</p> <p>今後、予定している内部改修設計及び改修工事(第2期)に向けて、さらに関係各課と協議を進めるとともに、工事期間中、利用者への対応を検討します。</p>	

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	119	シルバー人材センター移転後の活用			
------	-----	------------------	--	--	--

目的

旧東戸山中学校の新施設にシルバー人材センターが移転した後の跡施設を有効に活用し、消費生活センター分館および(仮称)インキュベーションセンターを整備します。

手段

シルバー人材センター移転後の施設を整備し、消費生活センター分館および(仮称)インキュベーションセンターとして活用します。

事業の主な実施内容

平成21年度		
	シルバー人材センター移転後の施設活用の検討	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 シルバー人材センター移転後の施設活用	消費生活センター分館の移転および(仮称)インキュベーションセンターの開設	23年度に移転・開設
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1					1		23年度に移転・開設
	実績1							
	= /	%						
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円		0			0	
人件費			8,259			8,259	
事務費			0			0	
減価償却費			0			0	
総計			8,259			8,259	
財源内訳	千円		8,259			8,259	
一般財源						0	
特定財源						0	
一般財源投入率	%		100.0			100.0	
職員	人		1			1	
常勤職員			0			0	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区の施設であるシルバー人材センターの移転後の施設活用については、区民サービスの向上のために区が検討整備することが適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	平成23年度の移転整備に向けて、具体的な施設活用の方策の検討を目標としたことについては、適切であると考えます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	消費生活センター分館の移転に関して、各関係団体への説明を行い了承を得られました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	消費生活センターと(仮称)インキュベーションセンターの新施設内での配置・機能の検討を行いました。今後は、規定整備や施設の運営形態など、具体的な事項についての検討を行っていきます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	消費生活センター分館と(仮称)インキュベーションセンターという、二つの施設について、それぞれの利用者に対するサービス向上を目指し、同一の建物の中で効果的・効率的に管理・運営していくために、法整備や施設の運営形態などについて、多様な視点から検討を進めていく必要があります。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	シルバー人材センター移転後の施設活用として消費生活センターを移転する現計画では、国の消費者行政の一元化を動向を踏まえると相談機能の総合化などのソフト面の機能拡充が十分ではありません。また、消費者団体の活動場所や産業振興に関する事業を展開する場所を確保する必要があります。			
	改革方針	平成21年度の4月に第二分庁舎分館に消費生活センターを移転し、ハード面での機能整備に加え保健所と連携した総合的な相談体制を整備するなど、ソフト面の機能拡充を併せて行うこととし、シルバー人材センター移転後の施設活用については、消費者団体の活動場所としての分館及び産業振興に関する事業展開の場所として活用します。			
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	シルバー人材センター移転後の施設活用について、消費生活センター分館及び(仮称)インキュベーションセンターとして有効に活用するために、検討を進めています。		
	課題	規定整備や施設の運営形態など、検討すべき事項が残っています。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	消費生活センター分館と(仮称)インキュベーションセンターという二つの施設について、それぞれの利用者の利便を考慮しながら、同一の建物の中で効果的・効率的に管理・運営していくため、規定整備や運営形態の検討を進めていく必要があります。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	120	消費生活センター分館の整備			
------	-----	---------------	--	--	--

目的

消費生活相談や消費者団体の活動支援など、消費生活センターの機能充実を図ります。

手段

消費生活センターは、21年度に消費生活相談などの機能を第二分庁舎分館に移転します。移転前の施設を消費生活センター分館とし、消費者団体の活動支援の場として活用します。消費生活センター分館は、23年度にシルバー人材センター移転後の跡施設へ移転します。

事業の主な実施内容

平成21年度

移転後の機能充実等の検討		

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 機能充実のための施設整備	機能充実の内容について検討・整理する。	様々な視点から検討実施
2		
3		
4		

達成水準

	単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1				1		23年度分館をシルバー人材センター移転後の跡施設へ移転
	実績1 = /	%					
指標2	目標値1						
	実績1 = /	%					
指標3	目標値1						
	実績1 = /	%					
指標4	目標値1						
	実績1 = /	%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円		32,388			32,388	
人件費			2,478			2,478	
事務費			0			0	
減価償却費			0			0	
総計			34,866			34,866	
財源内訳	千円		34,866			34,866	
一般財源 特定財源			0			0	
一般財源投入率	%		100.0			100	
職員	常勤職員	人		0.3		0.3	
	非常勤職員			0		0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	消費生活相談や消費者団体の活動支援などの消費者行政は、消費者基本法に基づき区が担うべきものであり、その機能充実についても区が主体的に取り組むべき事項です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	平成23年度の移転整備に向けて、具体的な機能充実の検討を目標としたことについては、適切であると考えます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	保健所や福祉事務所と連携して、効果的・効率的に消費者問題に対応できるよう、消費生活センターを第二分庁舎分館に移転しました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	消費生活センターを第二分庁舎分館に移転し、消費者問題に対して保健所や福祉事務所と一体的・総合的に対応するためのハード面での体制を整備しました。また、福祉事務所及び保健所との情報交換会や打合せ会を開催するなどの連携を深めました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	消費者庁の設置を中心とした消費者行政の一元化をふまえ、消費生活センターを第二分庁舎分館に移転し、消費者問題に対して保健所や福祉事務所と一体的・総合的に対応できるハード面での体制を整備しました。また、福祉事務所及び保健所との情報交換会や打合せ会を開催するなどの連携を深めました。

進捗状況・今後の取り組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	国の消費者行政の一元化を動向を踏まえ、施設機能の整備拡充を中心とした現計画では、相談機能の総合化などのソフト面の機能拡充が十分ではありません。			
	改革方針	平成21年度の4月に第二分庁舎分館に消費生活センターを移転し、ハード面での機能整備に加え保健所や福祉事務所と連携した総合的な相談体制を整備するなど、ソフト面の機能拡充を併せて行います。			
22年度実績	21年度実績	平成21年4月に第二分庁舎分館に消費生活センターを移転し、ハード面での機能整備に加え、福祉事務所及び保健所との情報交換会や打合せ会を開催するなどの連携を深めました。23年度の消費生活センター分館のシルバー人材センター跡施設への移転に向けて、消費者活動の拠点としての機能をより一層活性化させるための施設のあり方について検討しています。			
	課題	保健所と福祉事務所と一体となった総合的な相談体制についてソフト面での整備が必要です。また、23年度の移転後の消費生活センター分館について、消費活動の拠点としての機能をより一層活性化させるための施設のあり方について検討が必用です。			
	改革方針	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
22年度評価	内容	保健所や福祉事務所と一体的かつ総合的に対応するための相談体制を確立するために検討を行っていきます。 また、23年度の移転後の消費生活センター分館について、消費活動をより活性化させるための拠点として機能するように、施設のあり方を検討していきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	121	リサイクル活動センターの機能充実			

目的
リサイクル活動の充実を図るためにリサイクル活動センターを建替えることとし、消費生活センター移転後の後施設とともに解体して、高田馬場福祉作業所等と一体的に整備します。
手段
施設整備検討及び条例整備

事業の主な実施内容

平成21年度		
施設整備検討		
条例改正検討		

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設の計画的整備	施設整備のための検討開始をもって20%とします。 施設整備の検討のまとめを40%とします。 設計の検討開始をもって50%とします。 施設解体・整備開始をもって100%とします。	平成23年度 施設整備開始
2 リサイクル事業についての調査検討	調査検討の開始をもって30%とします。 調査検討のまとめを50%とします。 関係団体との調整をもって70%とします。 運営方法の確定を100%とします。	
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	20	40	50	100		
	実績1		20	40				
	= /		100.0	100.0				
指標2	目標値1	%	30	50	70	100		
	実績1		30	50				
	= /		100.0	100.0				
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	0	0			0	
人件費		8,449	8,259			16,708	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		8,449	8,259			16,708	
財源内訳	千円	8,449	8,259			16,708	
一般財源							
特定財源		0	0			0	
一般財源投入率	%	100.0	100.0			100.0	
職員	人	1	1			2	
常勤職員							
非常勤職員		0	0			0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	リサイクル活動の充実を図るために、区民のリサイクル活動の拠点を区が整備することは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	施設の規模(981.65㎡)及び老朽化(昭和43年築)の度合いから考え、一体的に整備することは、計画的な施設建設に向けた目標であることから適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	他区リサイクル施設の運営方法の調査を活用し、効率的に施設の整備計画及びリサイクル事業に関する検討を行いました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	家具のリユース事業について、西早稲田リサイクル活動センターとの運営方針の決定を行うことができました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	リサイクル活動の充実を図るための拠点整備として、リサイクル施設の運営方針の決定に向けて計画どおり検討できたと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	リサイクル活動を推進するために、事業の運営内容の詳細を検討する必要があります。これを踏まえ、関係団体・機関と協議・調整を行い、施設の整備方針を検討する必要があります。			
	改革方針	施設整備のために、引き続き家具のリユース事業の展開方法について、関係団体と検討する必要があります。 また、施設整備に向け、仮移転場所の検討を行うとともに、建替え後は、複合施設として整備するために、高田馬場福祉作業所等の施設検討を行います。			
22年度評価	改革方針への対応状況	施設整備のために、指定管理事業の見直し及び家具のリユース事業の西早稲田リサイクル活動センターとの連携について決定しました。また、高田馬場福祉作業所等の一体的整備の検討を行いました。			
	課題	指定事業の運営内容を踏まえ、関係団体・機関と協議・調整を行い、基本設計及び実施設計を検討する必要があります。			
	改革方針	方向性	内容	現状のまま継続 事業統合	
				手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
				施設整備に向け、複合施設として整備するために、高田馬場福祉作業所等の施設検討を行います。 また、利用者説明会及び住民説明会を実施し、基本設計及び実施設計を行います。	

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	122	高田馬場福祉作業所の整備			
------	-----	--------------	--	--	--

目的	
障害者自立支援法に基づく新体系サービス提供を行い、利用者や地域の障害者の就労支援の場を提供できる施設として充実に図るため移転し整備します。	
手段	
移転先は、リサイクル活動センター・消費生活センターの場所で、現在の建物を解体して、高田馬場福祉作業所とリサイクル活動センターを、一体的に整備します。	

事業の主な実施内容

平成21年度	
施設整備の検討	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	整備検討 = 50% 設計 = 70% 施設整備開始 = 100%	23年度施設整備開始
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	%	50	50	70	100		
	実績1		50	50				
	= /		100.0	100.0				
指標2	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						事業費は 121 に計上します。
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳	千円						
一般財源投入率	%						
職員	人						
常勤職員							
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	施設の有効活用に向けて、施設整備の検討において関連する課と整合を図っており、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	施設の規模及び老朽化の度合いから考え、一体的に整備する目標は、計画的な施設建設に向けた目標であるので適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	リサイクル活動センターと一体的に整備することは、利用者や地域の障害者の就労支援の場の提供を図るうえで効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	機能充実が期待でき、達成度は高いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	新施設の検討や事業者、利用者へ新体系事業の説明を行うなど、計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	事業者・利用者に新体系事業の説明を行うとともに関係条例等の整備を行う必要があります。また新施設の更なる検討を行う必要があります。			
	改革方針	事業者・利用者に新体系事業の説明を行うとともに関係条例等の整備を行います。また新施設の更なる検討を行います。			
22年度評価	改革方針への対応状況	事業者・利用者に新体系事業就労継続支援B型の説明を行いました。また新施設の検討を行いました。			
	課題	新体系への移行により、利用者ニーズに応じたきめ細やかな就労支援を行うことが必要です。また、新施設の設計にあたり、リサイクル活動センターとの最終調整を行います。			
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
	内容	新施設の23年度整備開始(着工)に向け、最終的な検討及び調整を行います。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	123	高田馬場福祉作業所移転後の活用			
------	-----	-----------------	--	--	--

目的	
高田馬場福祉作業所は、リサイクル活動センター・消費生活センターの場所に整備する新施設に移転するため、その跡地を活用します。	
手段	
移転後は、障害者グループホーム(精神)等の複合施設の設置を検討していきます。このため、現在借り受けている国有地を取得します。	

事業の主な実施内容

平成21年度	
高田馬場福祉作業所移転後の活用方針検討	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	用地取得及び施設需要に応えた活用	移転後の活用方針を検討する。
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1		用地取得					検討
	実績1		用地取得					
	= /	%	100.0					
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	94,500				94,500	
人件費		845				845	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		95,345				95,345	
財源内訳	千円	95,345				95,345	
一般財源		0				0	
特定財源							
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員	人	0.1				0.1	
非常勤職員		0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	施設の建設、運営に民間法人の検討を視野に入れており適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	新宿区障害者計画・障害福祉計画と整合を図っており適切と評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	社会的入院の解消が期待でき、効果的・効率的と評価します。また、用地取得に当たっては低廉な価格で取得できました。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	用地取得は完了しましたが、高田馬場福祉作業所移転後跡地の活用について、具体的な計画を策定できなかったことにより、達成度が低いと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	平成20年度には用地取得も完了しました。平成21年度には精神保健福祉連絡協議会での議論により「病院からの地域生活移行支援事業」を立ち上げました。具体的な検討を行う機関を設けることができませんでしたが、総合的には計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	施設の設置に向け、平成23年度まで引き続き必要なサービスの種類や量を検証し、跡地活用を検討する必要があります。				
	改革方針	今後はさらに「病院からの地域生活移行支援事業」の推移を見ながら、協議会や障害者団体等と調整を図り、必要なサービスの種類や量を検証するとともに、高田馬場福祉作業所整備計画事業と連携しながら跡地活用を検討していきます。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	モデル事業として「病院からの地域生活移行支援事業」を開始したことにより、必要なサービスの種類や量が一部具体化されました。しかし、跡地活用を検討する機関を立ち上げられないまま、全体的な需要調査や具体的な跡地利用について、協議会や障害者団体等との調整を図ることができませんでした。			
		課題	具体的な検討を行う機関を設け、必要なサービスの種類や量について調査・検討する必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	今後もさらに「病院からの地域生活移行支援事業」の推移を見ながら、協議会や障害者団体等と調整を図り、必要なサービスの種類や量を検証していくとともに、高田馬場福祉作業所整備計画事業と連携しながら跡地活用を検討していきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	124	西戸山第二中学校統合後の活用			
------	-----	----------------	--	--	--

目的
学校適正配置計画に基づく西戸山中学校と西戸山第二中学校の統合後、西戸山第二中学校の活用は、福祉などの地域サービス施設として活用することを基本にして検討します。
手段
西戸山第二中学校統合後の適正な管理及び有効な活用を実施するため、新宿区施設活用検討会及び分科会を設置し調査及び検討を行います。

事業の主な実施内容

平成21年度		
	施設活用検討会及び西戸山第二中学校統合後の活用検討分科会の開催	
	方針案の策定	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	地域需要に応えるための方針検討	統合後の活用方針実施
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標 1	目標値1				1			22年度に方針決定し、23年度以降に方針を実施していく
	実績1							
	= /	%						
指標 2	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標 3	目標値1							
	実績1							
	= /	%						
指標 4	目標値1							
	実績1							
	= /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳	千円						
一般財源投入率	%						
職員	人						
常勤職員							
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	施設活用は、施設の行政需要や地域の声を聞きながら行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	地域サービス施設としての活用という目標設定は、地域からの要望を踏まえた目標設定であり適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	分科会で具体的な検討を行い、施設活用検討会で総合的な検討を行うことにより、効率的に方針案を策定しました。また、保育園や学童クラブとして活用する方針案は、待機児童解消対策や定員超過対策として効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	区の活用方針案を策定し、議会、町会連合会、地区協議会に説明を行い、22年度の方針決定に繋げることができたため、達成度は高いと言えます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	21年度は、行政内部の施設需要について関係課と連携を図りながら協議を進めるとともに、地域防災拠点機能の維持という地域要望を踏まえ総合的に判断し、予定どおり区の活用方針案を策定しました。22年度の方針決定に向け、計画どおりに進んでいると言えます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	施設活用検討会及び分科会で、高齢者福祉や障害者福祉等の行政需要をもとに検討を進めていく必要があります。また、西戸山第二中学校は地域避難場所に指定されており、今後も地域防災拠点機能を維持するという地域の要望についても、併せて検討する必要があります。			
	改革方針	統合後の跡地施設の活用については、高齢者福祉や障害者福祉等の地域サービス施設として活用することを基本に検討していきます。あわせて、地域防災拠点としての機能の継続についても、関連する所管と連携を密にして検討していきます。			
22年度評価	21年度実績	介護保険事業計画や障害者福祉計画にある大規模な施設を整備する場合、避難施設機能の確保などの地域要望に応えることができません。このため、これら福祉施設は他の施設において検討することとし、新たな行政需要について、関係課と調査・検討を進めました。このことにより、待機児童解消の対応や(仮称)NPOひろばの設置による社会貢献活動団体のネットワーク化を図るとともに、地域の要望である地域防災拠点機能を盛り込んだ活用方針案を策定しました。			
	課題	区の活用方針案を地域説明会や町会連合会等を通じて説明し、地域の声を踏まえて、最終方針を決定していく必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	区の活用方針案を地域説明会、町会連合会、地区協議会等を通じて説明し、地域の声を踏まえて最終方針を決定していきます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	126	落合社会教育会館廃止後の活用			
------	-----	----------------	--	--	--

目的

建物を解体し、地域の保育需要に応えるため、中落合第一保育園の私立認可保育園への建替え用地として活用します。

手段

私立認可保育園建設

事業の主な実施内容

平成21年度

	私立認可保育園事業者による、中落合第一保育園の解体及び私立認可保育園の建設		

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	施設需要に応えた活用	保育園の定員拡大と保育サービス充実のための活用
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1			1			1	
	実績1 = /	%						
指標2	目標値1							
	実績1 = /	%						
指標3	目標値1							
	実績1 = /	%						
指標4	目標値1							
	実績1 = /	%						

コスト

トータルコスト		単位	21年度	22年度	23年度	21～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳	千円	一般財源					
		特定財源					
一般財源投入率	%						
職員	人	常勤職員					
		非常勤職員					

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	施設の有効活用を図るため、施設活用検討は行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	この施設の活用にあたっては、地域の需要に応じた目標を設定しているため適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	整備事業者が建設を開始し、地域の需要に応じた活用として効果的効率的に事業が進行しています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	整備事業者が建設を開始し、私立保育園開設に向けた準備が整ったので、初期の目的は達成しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	整備事業者が建設を開始し、私立保育園開設に向けた事業計画が着実に進展しました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	私立認可保育園の建替え用地として活用できるように、引き続き既存建物解体工事終了まで計画の進行管理を行なう必要があります。			
	改革方針	整備事業者が予定通り選定され、私立認可保育園建設に向けて事業計画が予定通り進行しているので、継続して進行管理を行ないます。			
22年度評価	21年度実績	保育園整備事業者が予定通り建設に着手し、順調に私立認可保育園開設に向けた準備が進みました。			
	課題	私立認可保育園が開設するまで、引き続き建設計画の進行管理を行なう必要があります。			
	改革方針	方向性	内容		
		現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		整備事業者が、私立認可保育園建設を開始し、事業計画が予定通り進行しているので、継続して進行管理を行ないます。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	127	子ども発達センター移転後のあゆみの家の整備			

目的
子ども発達センターをあゆみの家から旧東戸山中学校の新施設へ移転します。移転後は、あゆみの家で実施している生活介護事業の環境整備のため、活用します。
手段
移転後の跡スペースを改修して新たに入浴設備を設置するなど、あゆみの家の生活介護事業拡充に努めていきます。改修内容や事業の充実についてはあゆみの家父母会と十分意見交換し、意向を反映していきます。

事業の主な実施内容		
平成21年度		
	所内(職員)検討委員及び施設課との検討委員会の開催。	
	所内(職員)検討委員とあゆみの家父母会代表者との後スペース検討委員会の開催。	
	都内の類似施設への施設見学会の実施	

事業の指標		
指標名	定義	目標水準
1 施設改修	生活介護事業の環境整備のため、子ども発達センター移転後の跡スペースを有効活用する。	子ども発達センター移転後のあゆみの家の環境整備
2		
3		
4		

達成水準								
		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1							
	実績1 = /	%						
指標2	目標値1							
	実績1 = /	%						
指標3	目標値1							
	実績1 = /	%						
指標4	目標値1							
	実績1 = /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳	千円						
一般財源							
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員	人						
常勤職員							
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	既存の施設を有効活用し、入浴サービスの向上など生活介護サービスが充実することから、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	移転後の跡スペースの有効利用により、あゆみの家の生活介護事業の環境整備を図ることを目標とすることは適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	施設の有効活用により生活介護事業の環境整備を図ることは、効果的・効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	利用者・保護者のニーズを反映した施設改修案を検討しました。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	あゆみの家父母会とともに、入浴設備の設置など生活介護事業の充実に向けた活用案策定の検討を行い、保護者から一定の理解を得ることができました。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	引続き、父母会とともに、利用者のニーズの高い入浴設備も含めた有効活用案及び改修スケジュール案を、検討する必要があります。			
	改革方針	基本設計策定に向け、入浴サービスが可能となる入浴設備の設置も含めた有効活用案及び改修スケジュール案を確定していくこととします。			
22年度評価	21年度実績	移転後の整備内容及び現行のサービスレベルの維持について所内検討会及び父母会代表者との合同検討会を実施しました。また、父母会と十分意見交換するとともに入浴設備設置についての検討を進めました。			
	課題	父母会とともに、利用者のニーズの高い入浴設備も含めた有効活用案及び改修スケジュール案を検討し、保護者の理解と協力を得ることが必要です。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	基本設計策定に向け、入浴設備の設置も含めた有効活用案を所内検討委員会及び保護者が参加した検討委員会を開催し、改修スケジュール案を確定していくこととします。			

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
計画事業	128	西新宿保育園移転後の活用			

目的
西新宿保育園移転後は、福祉などの地域サービス施設として活用することを基本に検討します。 施設活用方針が決まり、整備するときに、西新宿ことぶき館を(仮称)西新宿シニア活動館へ機能転換します。
手段
施設配置の方針決定

事業の主な実施内容

平成21年度		
施設のあり方検討会開催		
地域説明会を4回開催		

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	施設活用	方針決定
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標 1	目標値1	館			1			
	実績1 = /		%					
指標 2	目標値1	%						
	実績1 = /							
指標 3	目標値1	%						
	実績1 = /							
指標 4	目標値1	%						
	実績1 = /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳	千円						
一般財源投入率	%						
職員	人						
常勤職員							
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	施設の有効活用を図るため、施設活用の検討は行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設のあり方を目標設定として行っているのが適切といえます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設の充実を図るため、関連する課で構成する西新宿保育園移転後の活用分科会で検討することは効果的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設のあり方を目的とした視点で検討を行っているため達成度が高いといえます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設のあり方としての視点で検討を行っています。しかし、施設活用方針(案)に地域の合意がとれず、西新宿地区全体でのあり方の再検討が必要となりシニア活動館としての計画まで至りませんでした。今後も、新たな行政需要に対応しつつ、有効に活用できるための検討を進めていきます。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	今後の施設の有効活用のためには、西新宿地区全体でのあり方検討が必要となっています。					
	改革方針	西新宿保育園移転後の活用検討分科会の中で、福祉などの地域サービス施設として活用することを基本に、新たな行政需要に対応しつつ、有効に活用できるための検討を進めていきます。					
22年度評価	改革方針への対応状況	西新宿保育園移転後の活用検討分科会において、行政需要の調査を行ったうえで、施設全体の有効活用をも視野に入れて西新宿保育園移転後の活用について、区の方針案を策定し説明会を実施しました。					
	課題	今後の施設の有効活用のため、新宿区の策定した方針案について、引き続き近隣住民、関係団体及び施設利用者への説明を行っていく必要があります。					
	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大		
	内容	新宿区の策定した方針案について、引き続き近隣住民、関係団体及び施設利用者へ説明を行います。その後、利用者のニーズを把握しながら、シニア活動館の検討に進みます。					

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	129	中長期修繕計画に基づく施設の維持保全			
------	-----	--------------------	--	--	--

目的

既存施設の長寿命化を図るため、「予防保全」の考え方にたった中長期修繕計画に基づき、適切な修繕を行い、修繕経費を削減します。

手段

総務部施設課が保有する「新宿区建築物保全業務支援システム」に各庁舎及び施設等の現況と劣化度の調査結果をデータベース化し、その結果情報を基に「予防保全」の考え方に沿った実行計画期間ごとの修繕計画を策定します。具体的な工事内容や時期は、計画の前年度に現地調査のうえ計画の精査・決定を行い修繕工事を実施していきます。

事業の主な実施内容

平成21年度			
地域センターの計画修繕 (1か所 0か所)	学校施設の計画修繕 (20校 17校)	図書館の計画修繕(2館)	
福祉・保健施設の計画修繕 (6か所 8か所)	生涯学習館の計画修繕(1館)	()は、当初計画数を20年度の ローリングで見直されたもの	
清掃センターの計画修繕(2か所)	新宿歴史博物館の計画修繕		

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 予防保全の考え方にたった適切な修繕の実施	予防保全(劣化状況を基に機能不全となる前に計画的な修繕をすること)工事を実施する対象施設数	効率的・経済的な施設の維持保全(中長期修繕計画に基づく修繕の実施 毎年度100%)
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度	21年度 (現状)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	所	36	31	32	38	137	
	実績1		35	29				
	= /		%	97.2	93.5			
指標2	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標3	目標値1							
	実績1							
	= /		%					
指標4	目標値1							
	実績1							
	= /		%					

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,219,289	571,622			1,790,911	執行委任による計画修繕費のみ計上
人件費		0	0			0	
事務費		0	0			0	
減価償却費		0	0			0	
総計		1,219,289	571,622			1,790,911	
財源内訳	千円	1,144,719	542,564			1,687,283	
一般財源		74,570	29,058			103,628	
特定財源							
一般財源投入率	%	93.9	94.9			93.9	
職員	人	0	0			0	
常勤職員		0	0			0	
非常勤職員							

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	公有財産は、効率的に修繕し、長寿命化を図ることが求められるとともに新たな行政需要への対応を検討し、資産の有効活用を図ることも求められるため、職員による事業の推進が適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	新たな行政需要、付近の施設配置状況、財政状況並びに施工体制などを踏まえ、さらに施設のあり方の見直しによる検討結果も考慮し、対象施設数を見直すので予防保全の考え方に沿った設定で適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	工事を計画に基づいて実施することで各施設の同種工事を同時に発注するなど発注方法の工夫も行え、工事予算のさらなる縮減が実現でき、効果的・効果的な工事が行われています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	対象施設の93.5%(31施設中29施設)で計画修繕工事を実施し、残り2施設(東清掃センター及び津久戸小学校)は計画の進捗状況から、大規模な修繕コスト投資を控えるのが適切と判断したもので、当初の目的は達成していると考えます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	21年度は、20年度のローリングにより当初の修繕施設数33施設を31施設に見直しました。また「施設のあり方検討」や「施設の統廃合計画」に基づき、予算執行を停止することとした施設が2施設発生したため、達成率こそ93.5%に下がりましたが、無駄なコスト投入を省き、より効果的な予防保全工事を実施することができたと思われれます。従って、事業全体としては予防保全の考え方に沿って適切な修繕が行われたと判断して計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

21年度状況	状況認識(課題)	区財政の厳しい見通しのなかで施設の大規模改修や改築が必要となる時期が到来するという課題があります。また、社会経済状況の変化と区民の多様なニーズに対応する必要があるという課題もあります。この二つの課題を両立させるため効率・効果的な施設経営をしていく必要があります。				
	改革方針	より効率・効果的な施設の維持保全を行っていくため「計画的な予防保全」の考え方に立った修繕を行う必要があります。建物の劣化度調査結果を基にした「中長期修繕計画」工事を実施することは施設の長寿命化と修繕費用の削減を図ることになります。				
22年度評価	21年度実績	改革方針への対応状況	「中長期修繕計画」に基づく維持保全工事は、当初の対象施設数のほぼ全部を実行することができました。			
		課題	建設後30年以上経過した施設を多く抱えており、建物の長寿命化対策が必要です。また新たな行政需要への対応を踏まえた空き施設・跡施設の有効活用を図る必要があります。計画の策定にあたっては相互の計画事業の進捗状況を照らし合せて、より効果的で経済的な施設経営を行っていく必要があります。また、事業費の算定では、劣化状況を見極め、単価を見直すなどより精緻な見積りを実施していく必要があります。			
		改革方針	方向性	内容		
			現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
			老朽化が原因と思われる維持保全工事が増加傾向です。厳しい財政見通しの中でも施設・設備の故障が原因で事業を休止することは困難です。そのため合理的な中長期修繕計画に基づいた予防保全工事を引き続き実施し、効果的な工事関係予算の執行に努めます。さらに計画事業に伴う新たな施設整備計画などの情報を的確に収集し、予防保全計画と照合してより効果的な施設整備を図れるよう努めます。			

補助事業の評価

10 補助事業評価一覧表

【まちづくり編】

基本目標	個別目標	補助事業	19年度	20年度	21年度	3年間の評価	ページ	
区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	1 参画と協働により自治を切り拓くまち	1 協働推進事業助成	B	B	B		356	
	2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	2 地域協働事業への支援	B	B	B		358	
		3 まちづくり活動助成	B	B	B		360	
だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	4 男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業	/	/	B		362	
	2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	5 プレイパーク活動の推進	B	B	B		364	
		6 民間学童クラブ利用料助成	B	B	B		366	
		7 地区青少年育成委員会活動への支援(事業助成)	B	B	B		368	
		8 認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助	/	B	B		370	
		9 認証保育所保護者等の負担軽減	B	B	B		372	
		10 私立幼稚園協議会への事業助成	B	B	B		374	
	3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	11 教育研究会事業補助	B	B	B		376	
	5 心身ともに健やかにらせるまち	12 新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業	A	B	B		378	
		13 夜間往診事業助成	/	B	B		380	
		14 妊婦健康診査費助成(里帰り等)	/	B	A		382	
		15 公衆浴場設備費助成	B	B	改正		384	
		16 公衆浴場改築改修費助成	/	B	-		386	
		17 公衆浴場資金の貸付及び利子補給	B	B	B		388	
		安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち	1 だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち	18 地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金	B	B	B	
	19 区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助			B	B	B		392
	20 障害児等タイムケア事業運営助成等			B	B	B		394
21 特別養護老人ホーム等建設事業助成	B			B	B		396	
22 特別養護老人ホーム運営助成等	B			B	B		398	
23 サービス評価事業(福祉サービス第三者評価受審費用助成)	B			B	B		400	
24 介護福祉士資格取得費用助成	/			/	B		402	
25 医療介護支援事業	B			B	B		404	
26 保護司会への事業助成	B			B	B		406	
27 障害者就労支援施設事業運営助成	/			/	B		408	

基本目標	個別目標	補助事業	19年度	20年度	21年度	3年間の評価	ページ
安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち	2 だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち	28 障害者福祉活動事業助成	B	B	B		410
		29 高齢者クラブ連合会事業助成	B	B	B		412
		30 高齢者クラブバス派遣	B	B	B		414
		31 住み替え居住継続支援	B	B	B		416
		32 子育てファミリー世帯居住支援(転入・転居助成)	B	B	B		418
		33 高齢者等入居支援	B	B	B		420
		34 災害時居住支援		B	B		422
		35 民間賃貸住宅家賃助成	B	B	B		424
		36 分譲マンションアドバイザー制度利用助成		C	C		426
	37 住宅建設資金融資あっ旋利子補給	D	C	改正		428	
	3 災害に備えるまち	38 消防団への事業助成(3消防団)	B	B	B		430
		39 各種団体への事業助成(防火防災協会 3協会)	B	B	B		432
40 各種団体への事業助成(防犯協会 4協会)		B	B	B		434	
41 地域防災コミュニティの育成(防災区民組織の育成204組織)		B	B	B		436	
42 がけ等整備資金融資あっ旋利子補給		D	C	改正		438	
4 日常生活の安全・安心を高めるまち	43 民有灯の維持助成	B	B	B		440	
	44 商店街灯の維持助成	B	B	B		442	
	45 消費者活動事業助成	B	B	B		444	
持続可能な都市と環境を創造するまち	1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	46 たばこ商業協同組合への事業助成	B	B	B		446
		47 新宿区ISO14001等認証取得費補助金	B	B	C		448
		48 新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金			A		450
	2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	49 保護樹木・樹林・生垣への助成	B	A	B		452
		50 生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成	D	C	C		454
		51 屋上緑化、壁面緑化の新設助成		A	C		456
	3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	52 違法駐車防止対策協議会への事業助成4協議会	B	B	B		458
		53 交通安全協会への事業助成4協会	B	B	B		460
		54 私道舗装助成	B	B	B		462
		55 私道排水設備改良助成	B	B	B		464
56 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成		B	B	B		466	
57 細街路拡幅整備助成	B	B	B		468		

基本目標	個別目標	補助事業	19年度	20年度	21年度	3年間の評価	ページ
多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	58 ミニ博物館運営事業助成	B	B	B		470
		59 新宿区文化財保護事業に関する補助金	D	B	改正		472
	2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	60 地場産業団体の展示会等支援	B	B	B		474
		61 ものづくり産業支援事業助成	B	B	B		476
		62 融資資金等の貸付等(環境保全資金利子補給)	B	B	B		478
		63 融資資金等の貸付等(地場産業振興資金利子補給)	B	B	B		480
		64 融資資金等の貸付等(商工業緊急資金利子補給)	B	B	B		482
		65 融資資金等の貸付等(商工業年末特別資金利子補給)	B	B	B		484
		66 融資資金等の貸付等(小規模企業資金利子補給)	B	B	B		486
		67 融資資金等の貸付等(小規模企業特例資金利子補給)	B	B	B		488
		68 融資資金等の貸付等(創業資金利子補給)	B	B	B		490
		69 融資資金等の貸付等(技術・事業革新資金利子補給)	B	B	B		492
		70 融資資金等の貸付等(経営応援資金利子補給)	B	B	B		494
		71 融資資金等の貸付等(区設小売市場使用者移転支援資金利子補給)	B	B	B		496
		72 融資資金等の貸付等(情報技術活用促進資金利子補給)	B	B	B		498
		73 融資資金等の貸付等(ワーク・ライフ・バランス企業応援資金利子補給)	B	B	B		500
		74 融資資金等の貸付等(貸付信用保証料補助)	B	B	B		502
		75 融資資金等の貸付等(商店会共同事業資金利子補給)	B	B	B		504
	76 融資資金等の貸付等(魅力ある商店街づくり資金利子補給)	D	B	C		506	
	77 融資資金等の貸付等(店舗改装資金利子補給)	B	B	B		508	
3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	78 歌舞伎町タウン・マネージメントの運営		B	B		510	
	79 新宿区商店会連合会への事業助成	B	B	B		512	
	80 商店街空き店舗活用支援事業		C	B		514	
	81 外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金	B	B	B		516	

【区政運営編】

公共サービスのあり方の見直し	1 公共サービスの提供体制の見直し	82 納税貯蓄組合連合会への事業助成	B	B	B		518
----------------	-------------------	--------------------	---	---	---	--	-----

19年度 = A:目標以上の成果 B:目標どりの成果 C:制度改正等により見直しを要する D:目標を下回った
20・21年度 = A:目標以上の成果 B:目標どりの成果 C:目標を下回った 改正:制度改正等により見直しを要する
3年間の評価 = :効果を十分発揮している :効果を発揮している :効果が十分でない

11 新宿区補助金等審査委員会答申と補助事業評価の対照表

平成17年3月に新宿区補助金等審査委員会から「区民参加による「協働」型補助金制度の実現に向けて」の答申を受け、区は、平成17年度・18年度に補助金の見直しを進めてきました。
 新宿区補助金等審査委員会答申と平成21年度に実施した補助事業の対照は、以下のとおりです。

新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)		補助事業評価(平成22年7月)		ページ
答申 評価	審査時の補助事業名	平成21年度に実施した補助事業名	3年間の 評価	
の区 単 独 補 助 事 業 と し て 実 施 す る こ と に 概 ね 問 題 が な い と 思 わ れ る も	協働推進基金(助成金)	1 協働推進事業助成		356
	公募制自主事業助成	2 地域協働事業への支援		358
	公衆浴場設備整備	15 公衆浴場設備費助成		384
	民生委員児童委員協議会 民生委員・児童委員研修に対する補助金(団体運営)	18 地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金		390
	住み替え居住継続支援	31 住み替え居住継続支援		416
	民有灯維持助成	43 民有灯の維持助成		440
	商店街灯維持助成	44 商店街灯の維持助成		442
	樹木樹林の保護助成	49 保護樹木・樹林・生垣への助成		452
	接道部緑化助成	50 生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成		454
	私道舗装助成	54 私道舗装助成		462
	私道排水設備改良助成	55 私道排水設備改良助成		464
	細街路拡幅整備助成	57 細街路拡幅整備助成		468
	ミニ博物館の充実	58 ミニ博物館運営事業助成		470
も 実 施 内 容 ・ 方 法 に 見 直 し ・ 検 証 が 必 要 な 部 分 が あ る と 思 わ れ る	プレイパーク活動への支援	5 プレイパーク活動の推進		364
	民間学童クラブ利用料助成	6 民間学童クラブ利用料助成		366
	地区青少年育成委員会 都市と農村の青少年交流事業	7 地区青少年育成委員会活動への支援(事業助成)		368
	私立幼稚園協議会(教職員の資質向上のための研修に対する助成)(団体運営)	10 私立幼稚園協議会への事業助成		374
	教育研究会 教育内容・教育技術研究に対する補助金(団体運営)	11 教育研究会事業補助		376
	特別養護老人ホーム等建設事業助成	21 特別養護老人ホーム等建設事業助成		396
	利用者保護体制の充実	23 サービス評価事業(福祉サービス第三者評価受審費用助成)		400
	保護司会 青少年健全育成のための諸活動に対する支援(団体運営)	26 保護司会への事業助成		406
	障害者団体事業助成	28 障害者福祉活動事業助成		410
	高齢者クラブ連合会(特別事業費分)	29 高齢者クラブ連合会事業助成		412
	高齢者クラブバス派遣	30 高齢者クラブバス派遣		414
	消防団(団体運営)	38 消防団への事業助成(3消防団)		430
	防火協会 火災予防等の防火活動に対する補助金(団体運営)	39 各種団体への事業助成(防火防災協会 3協会)		432

新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)		補助事業評価(平成22年7月)		ページ
答申評価	審査時の補助事業名	平成21年度に実施した補助事業名	3年間の評価	
部実 分施 が ある と 方 法 に 見 直 し の 検 証 が 必 要 な	防犯協会 地域の防犯活動に対する補助金(団体運営)	40 各種団体への事業助成(防犯協会 4協会)		434
	新宿区防災区民組織活動助成金	41 地域防災コミュニティの育成(防災区民組織の育成204組織)		436
	違法駐車防止対策協議会(団体運営)	52 違法駐車防止対策協議会への事業助成4協議会		458
	交通安全協会(団体運営)	53 交通安全協会への事業助成4協会		460
	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟(団体運営)	56 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成		466
	新宿区商店会連合会「こだわり大賞」に対する補助金(団体運営)	79 新宿区商店会連合会への事業助成		512
	外国人学校児童生徒保護者負担軽減	81 外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金		516
	納税貯蓄組合連合会 租税教育・正しい税知識の普及・納税推進の普及啓発活動・会報発行に対する助成(団体運営)	82 納税貯蓄組合連合会への事業助成		518
なし 抜 本 的 な 見 直 し の 検 証 を お こ	人と猫との調和のとれたまちづくり(地域ねこ対策)	12 新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業		378
	遺族会 慰霊祭等に対する補助金(団体運営)	19 区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助		392
	たばこ商業協同組合	46 たばこ商業協同組合への事業助成		446
答 申 以 降 に 新 た に 事 業 化 し た な ど に よ り 、 答 申 の 評 価 が な い も の	19年度事業化	3 まちづくり活動助成		360
	21年度事業化	4 男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業		362
	20年度事業化	8 認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助		370
	19年度事業化	9 認証保育所保護者等の負担軽減		372
	20年度事業化	13 夜間往診事業助成		380
	20年度事業化	14 妊婦健康診査費助成(里帰り等)		382
	20年度事業化	16 公衆浴場改築改修費助成		386
	-	17 公衆浴場資金の貸付及び利子補給		388
	19年度事業化	20 障害児等タイムケア事業運営助成等		394
	17年度事業化	22 特別養護老人ホーム運営助成等		398
	21年度事業化	24 介護福祉士資格取得費用助成		402
	19年度事業化	25 医療介護支援事業		404
	21年度事業化	27 障害者就労支援施設事業運営助成		408
	17年度事業化	32 子育てファミリー世帯居住支援(転入・転居助成)		418
	19年度事業化	33 高齢者等入居支援		420
	20年度事業化	34 災害時居住支援		422
	-	35 民間賃貸住宅家賃助成		424

新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)		補助事業評価(平成22年7月)		ページ
答申 評価	審査時の補助事業名	平成21年度に実施した補助事業名	3年間の 評価	
答申以降に新たに事業化したなどにより、答申の評価がないもの	20年度事業化	36 分譲マンションアドバイザー制度利用助成		426
	-	37 住宅建設資金融資あっ旋利子補給		428
	-	42 かけ等整備資金融資あっ旋利子補給		438
	19年度事業化	45 消費者活動事業助成		444
	19年度事業化	47 新宿区ISO14001等認証取得費補助金		448
	21年度事業化	48 新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金		450
	20年度事業化	51 屋上緑化、壁面緑化の新設助成		456
	-	59 新宿区文化財保護事業に関する補助金		472
	17年度事業化	60 地場産業団体の展示会等支援		474
	17年度事業化	61 ものづくり産業支援事業助成		476
	-	62 融資資金等の貸付等(環境保全資金利子補給)		478
	-	63 融資資金等の貸付等(地場産業振興資金利子補給)		480
	-	64 融資資金等の貸付等(商工業緊急資金利子補給)		482
	-	65 融資資金等の貸付等(商工業年末特別資金利子補給)		484
	-	66 融資資金等の貸付等(小規模企業資金利子補給)		486
	19年度事業化	67 融資資金等の貸付等(小規模企業特例資金利子補給)		488
	-	68 融資資金等の貸付等(創業資金利子補給)		490
	-	69 融資資金等の貸付等(技術・事業革新資金利子補給)		492
	-	70 融資資金等の貸付等(経営応援資金利子補給)		494
	17年度事業化	71 融資資金等の貸付等(区設小売市場使用者移転支援資金利子補給)		496
	18年度事業化	72 融資資金等の貸付等(情報技術活用促進資金利子補給)		498
	19年度事業化	73 融資資金等の貸付等(ワーク・ライフ・バランス企業応援資金利子補給)		500
	-	74 融資資金等の貸付等(貸付信用保証料補助)		502
	-	75 融資資金等の貸付等(商店会共同事業資金利子補給)		504
	-	76 融資資金等の貸付等(魅力ある商店街づくり資金利子補給)		506
	-	77 融資資金等の貸付等(店舗改装資金利子補給)		508
	20年度事業化	78 歌舞伎町タウン・マネージメントの運営		510
	20年度事業化	80 商店街空き店舗活用支援事業		514

12 補助事業評価シートの見方

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		民生・児童委員協議会、遺族会への事業助成
				枝事業名	

補助事業の該当する事業名
計画事業の場合、事業番号等も記入

番号	18	補助事業名	地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金	事業開始年度	昭和 44 年度	所管部	福祉 部
						所管課	地域福祉 課
補助の目的	新宿区の各地区民生委員・児童委員協議会に対し、研修活動に要する経費の一部を助成することにより、新宿区民生委員・児童委員の活動を支援し、もって地域福祉の推進を図ります。		補助の概要	地区民生委員・児童委員協議会が自主的に実施する研修会、講演会及び施設視察に要する経費の一部を助成します。			
			根拠(要綱等)	新宿区地区民生委員・児童委員協議会の研修活動に係る助成金の交付に関する要綱			
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 各地区民生委員・児童委員協議会(10地区)		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 民生委員・児童委員相互の連携と資質の向上を図り、地域における行政との協働活動を行っている団体であるため。			
補助対象費用	支給対象事業に係る旅費、講師代、施設使用料、施設視察費 その他：		補助率等(算出根拠)	左記経費の半額。 ただし、12万8,500円を上限とする。 その他：			
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請時の提出書類	提出書類・添付書類 事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 1 事業計画書 2 収支予算書 3 規約 4 役員名簿			選定・審査の体制・考え方 選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 1 区職員による審査。 2 研修に要する経費と助成対象経費の積算等の確認を行う。 3 補助金の流れに沿って確認をしています。 交付申請書(計画書等) 交付決定通知 交付請求書 実績報告書			
補助金清算・実績報告時の提出書類	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 1 経費の領収書(写し可) 2 見学先等の資料・パンフレット			【審査体制】 区職員による審査。 【審査内容・方法】 1 実績報告書から、実施日時、研修目的、参加人数の確認。 2 所要経費の検証により、適正な予算執行を確認しています。			

補助することで達成しようとする区の目的

補助対象に対する直接の助成目的や補助の概要

補助事業の根拠法令

主な補助対象経費

主な補助対象区分ごとの、補助率・補助金の算出根拠

補助金の支出方法

補助金申請時の提出書類

補助金申請時の対象の選定における審査体制・審査方法

補助金清算・実績報告時の提出書類

補助金の清算時の審査体制・審査内容及び審査方法

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額		金額		金額		
	900,000 円		899,500 円		1,285,000 円		
	執行率 99.94 %		執行率 93.52 %		執行率 90.00 %		
	7 件		7 件		10 件		
	単価 128,500	単価 128,500	単価 128,500	単価 128,500	単価 128,500	単価 128,500	
	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	
	899,500 円		899,500 円		1,285,000 円		
	件		件		件		
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
円		円		円			
件		件		件			
単価	単価	単価	単価	単価	単価		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
円		円		円			
その他		その他		その他			
円		円		円			
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	研修時期に合わせて補助金申請がなされており、申請と実績報告では、計画どおりの成果をあげていることによります。		各地区は、区からの研修助成金の目的を把握し、研修会(施設見学等)を企画しています。研修会の実施時期に併せて申請し、実績報告では、申請どおりの成果を上げています。		9地区の申請については、補助事業を理解し良好な研修が実施されている。なお、都内近隣地区を研修先とし実施した1地区は経費をかけない方法で実施されています。	
3年間を通じたの評価 (平成19年度から平成21年度まで)							
役割分担	各民児協活動の一環として研修会等を企画し、全員参加を前提とし実施しています。区は、交付要綱に基づき経費の一部を補助することで、各委員の質の向上と研修会等への積極的な参加の促進が図られています。		受目的性	民生委員・児童委員は、地域福祉を担う一員として、区民の相談に適切に対応し、社会の動向などを迅速に把握する必要があります。そこで、社会問題等を適切に捉えるなど、研修会を開催する機会を提供することで資質の向上を図り、福祉の担い手となります。			
代替手段	民生委員・児童委員に求められている高度な知識を得るためや情報交換等の場である研修会等に助成することで、民生委員の福祉活動の下支えとなっているため、代替手段はない事業であります。		達成状況	この助成金を交付することにより、各地区民生委員・児童委員の質の向上が図られています。また、自主的に企画を行うことで、委員相互の連携・情報交換が図られています。			
総合評価	【総合評価】 目的に照らして 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 各地区民生委員・児童委員協議会の創意工夫で実施されている研修及び講演会等により、民生委員・児童委員の質の向上が図られています。研修企画を立案する担当者は、責任を持ち、研修ポイント等を抑えながら、児童や高齢者関係の多岐に渡る問題に対応できるよう研鑽を重ねる場として有効に実施しています。 また、研修等では、参加者は約8割の実績があり、地区行事として年間計画として実施されています。				
課題	各地区が自主的に企画・実施している研修会、講演会等であり、その経費の一部として重要な助成金となっているため、良好な補助事業です。		改革方針	研修補助金を助成することによって、各地区民生委員・児童委員協議会の研修会の実施、民生委員・児童委員の個人の資質の向上に欠かせない事業であるため、区からの補助は継続します。			

年度ごと・補助区分ごとに、予算・決算時の件数、単価、補助率、金額を記載

その年度における総合評価と、その評価理由

補助することで達成しようとしている区の目的や、団体(者)に対する直接の助成目的の、妥当性(3年間通じての総合的な評価)

計画事業や経常事業の目的も踏まえ、区の目的は達成されたか(3年間通じての総合的な評価)

総合評価の理由

検討課題を踏まえた補助事業の今後の方向性

区と補助対象者との役割分担(3年間通じての総合的な評価)

補助金以外の代替手段があるか、効率的か(3年間通じての総合的な評価)

目的に照らして、補助事業が効果を発揮しているか(3年間通じての総合的な評価)

課題補助事業の今後の課題

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業	3	NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進 枝事業名 協働推進基金を活用したNPO活動資金助成

番号	1	
補助事業名	協働推進事業助成	事業開始年度 平成 16 年度
		所管部 地域文化 部
		所管課 地域調整 課
補助の目的	区民・事業者等の寄附によって支えられた協働推進基金からNPOへの活動資金助成を行うことにより、協働による地域社会づくりを推進していきます。	補助の概要 NPO活動に資金助成を行い、NPOの財政基盤の強化とNPOの特性を生かした区民サービスの促進を図ります。
		根拠(要綱等) 新宿区協働推進基金条例 新宿区協働推進基金条例施行規則 「協働推進基金」NPO活動資金助成実施要領
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 新宿区に登録し、区民を対象とした非営利活動事業を行うNPO法人	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性 特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】
補助対象費用	区民を対象とした特定非営利活動促進法でいう特定非営利活動に係わる事業経費 その他:	補助率等(算出根拠) 助成対象事業費の1/2(上限50万円) その他:
支出方法	確定払 概算払 前金払	
補助金申請手続	提出書類・添付書類 事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 ・必要に応じて見積書 ・前年度に本助成を受けた場合は、前年度助成事業の実績報告書 ・団体の賃借対照表	選定・審査の体制・考え方 選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合) の有無 (外部委員 8人 / 全体数 8人) 【審査方法】 新宿区協働支援会議(学識経験者・NPO構成員・公募区民・事業所の社会貢献部門経験者等で構成)が、一次審査(書類選考)及び二次審査(公開プレゼンテーション)により、審査基準に基づいて交付団体及び金額の審査を行います。その審査結果を受け、区長が助成決定を行っています。
	清算/実績報告 実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 ・1万円以上の支出については領収書(写)	【審査体制】 職員による審査 【審査内容・方法】 職員による事業視察及び事業実績報告書の審査を行っています。 実績報告書は、自己評価及び活動の成果報告も兼ねており、その内容は、新宿区ホームページで公表しています。

年度	19年度		20年度		21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
金額	3,000,000 円	2,985,000 円	3,000,000 円	2,671,634 円	3,000,000 円	1,450,000 円
		執行率 99.50 %		執行率 89.05 %		執行率 48.33 %
予算・決算 内訳等	件	8 件	件	8 件	件	4 件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	助成対象経費補助率の1/2以内(上限50万円)	助成対象経費補助率の1/2以内(上限50万円)	助成対象経費補助率の1/2以内(上限50万円)	助成対象経費補助率の1/2以内(上限50万円)	助成対象経費補助率の1/2以内(上限50万円)	助成対象経費補助率の1/2以内(上限50万円)
	3,000,000 円	2,985,000 円	3,000,000 円	2,671,634 円	3,000,000 円	1,450,000 円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
その他	その他	その他	その他	その他	その他	
円	円	円	円	円	円	
年度評価	評価区分		評価区分		評価区分	
	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
年度評価	評価理由		評価理由		評価理由	
	計画どおりに実施し、NPOの特性を生かした区民サービスの提供とともに交付団体の活動の幅を広げることができました。また、参加者の満足度が高いことが参加者の声等から伺え、実施した事業目的に見合った成果がありました。		計画どおりに実施し、NPOの特性を生かした区民サービスの提供とともに交付団体の活動の幅を広げることができました。また、参加者の満足度が高いことが参加者の声等から伺え、実施した事業目的に見合った成果がありました。		申請事業を審査基準に基づいて審査した結果、助成総額の約50%の4事業への助成となりましたが、実施事業については目標どおりの成果をあげました。しかし、申請内容のレベルアップに繋がる方策を検討していく必要があります。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）						
役割分担	この補助金において、区は、審査過程及び助成事業の公表等により区民や事業者からの寄附金が透明性・公平性のもとに活用されていることを周知するなど、基金の趣旨を普及することを担い、交付団体は、NPOが持つ先駆性・専門性を生かし区民ニーズをとらえた事業を実施することを担っており、役割分担は妥当です。		妥当性	協働推進事業助成の目的設定は、NPOなどの社会貢献活動に対する多くの区民の理解を深めることにより、地域活動への参画を促進するものであり、第一次実行計画の個別目標の一つである「参画と協働により自治を切り拓くまち」の実現には必要なもので適切です。		
代替手段	この補助金により実施したNPOの活動や事業計画等の情報は広く公開しています。それによってNPOなどの社会貢献活動への支援に賛同した区民や事業者からの寄附金と、区の拠出金を積み立てた基金によって、この補助事業を実施しており、費用対効果から見て効率的・効果的に行われています。		達成状況	この補助金により、交付団体は活動の幅を広げることができ、また、それぞれの団体が実施したアンケートからは、参加者の満足度が高く、実施した事業目的に見合った成果がありました。また、協働推進基金の21年度の寄附実績は732万円で目標額を大幅に上回り、助成実施事業の公表等の趣旨普及活動の成果を出すことができました。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 この事業の実施によって、事業参加者がNPOのボランティアに加わったり、継続して寄附して下さる方も出てきており、より多くの区民がNPOなどの社会貢献活動に主体的に参加、若しくは寄附という形で参加したりする「みんなで支える地域社会」の実現に向けての環境づくりに効果が出ています。			
課題	多様な主体が参画する協働による地域社会づくりを推進していくためには、新たなNPOを掘り起こしていく必要があります。また、協働推進基金のさらなる趣旨の普及を図っていく必要があります。		改革方針	補助事業については、NPO団体の育成及び活動の発展をより支援できる仕組みとなるよう、助成制度の見直しを行っていきます。また、助成事業案内冊子に市民目線での紙面づくりを取り入れる等の工夫を行い、基金の趣旨普及に努めていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		地域協働事業への支援
				枝事業名	

番号	2	
補助事業名	地域協働事業への支援	
事業開始年度	平成 15 年度	所管部 地域文化 部 所管課 特別出張所 課
補助の目的	<p>住みよいまちづくりに向けた区民主体の活動を促進していくため、地域のコミュニティ団体等の活動を支援し、地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成を図ることを目的としています。</p>	<p>補助の概要 コミュニティ団体等が実施する地域住民及び団体等が広く交流できる事業で、条件に該当する事業。助成対象事業に要する経費の1/2の額の範囲で、限度額10万円までです。</p> <p>根拠(要綱等) 新宿区地域協働事業助成要綱</p>
補助対象(者)	<p>団体 個人</p> <p>【要件又は対象団体】 (1)地域センター団体登録を受けている団体 (2)地縁に基づく団体 (3)青少年の健全育成を目的とする団体 (4)該当要件を備えたコミュニティ活動団体、ボランティア、NPO等社会貢献的活動団体</p>	<p>対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性</p> <p>特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】</p>
補助対象費用	<p>会議費、宣伝費、リース費、消耗品費、謝礼、材料費、交通費、その他諸経費</p> <p>その他:</p>	<p>補助率等(算出根拠)</p> <p>左記補助対象費用の1/2. 限度額10万円</p> <p>その他:</p>
支出方法	<p>確定払 概算払 前金払</p>	
補助金申請手続	提出書類・添付書類	
	<p>事業計画書提出の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの理由】</p> <p>【その他の提出書類】 1助成金交付申請書 2 助成金活用計画書 3 活動予算書 4 団体の設立趣旨書 5 前年度の活動実績書等</p>	
清算/補助金の実績報告	選定・審査の体制・考え方	
	<p>選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募</p> <p>(公募の場合)</p> <p>外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合)</p> <p>の有無</p> <p>(外部委員 延67人 / 全体数 延93人)</p> <p>【審査方法】 地区協議会等から推薦された委員と区職員により審査会を設置して実施しています。審査会では、事業内容やスケジュールを明記した活動計画や項目ごと積算した活動予算書等を基に、多角的見地から検討し、補助の不可や各事業に必要な補助金額を決めています。</p>	
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無	
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの理由】</p> <p>【その他の提出書類】 活動決算書(収入及び支出を明らかにした書類の添付)</p>	
		<p>【審査体制】 特別出張所の職員による審査</p> <p>【審査内容・方法】 実績報告の内容及び活動決算書(領収書の写し等を添付)により交付決定の内容に適合しているか、助成金の活用及び経費の活用内容について適合しているか確認しています。</p>

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
金額	3,000,000 円	2,734,000 円	3,000,000 円	2,671,000 円	3,000,000 円	2,373,000 円	
		執行率 91.13 %		執行率 89.03 %		執行率 79.10 %	
予算・決算	10 所	37 件	10 所	35 件	10 所	29 件	
	単価 300,000(最大)	単価	単価 300,000(最大)	単価	単価 300,000(最大)	単価	
	補助率	補助率 助成対象額 1/2	補助率	補助率 助成対象額 1/2	補助率	補助率 助成対象額 1/2	
	3000000 円	2734000 円	3000000 円	2671000 円	3000000 円	2373000 円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	円	円	円	円	円	円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	地域のコミュニティ団体の創意工夫を活かし、地域に密着したコミュニティ事業の活性化に効果を挙げることが出来たためです。		地域のコミュニティ団体の創意工夫を活かし、地域に密着したコミュニティ事業の活性化に効果を挙げることが出来たためです。		地域のコミュニティ団体の創意工夫を活かし、地域に密着したコミュニティ事業の活性化に効果を挙げることが出来たためです。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	補助事業者は地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成を図る活動を自主的に企画・実施を行い、区は自主的活動を財政面において支援しています。なお、区は補助金の支出や助成金事業の審査を担っています。		妥当性の	地域のコミュニティ団体の活動を支援することは、地域住民同志の交流や地域活動への参加のきっかけにつながります。また、地域活動をとおり地域の連帯感の醸成も図れること等から一定の役割を担っていると考えます。			
代替手段	地域住民の交流や連帯感の醸成・地域活動への参加については、地域のコミュニティ団体等の活動なくしては、達成できない。また、地域活動団体が地域にあった活動を、創意工夫により効果的・効率的に実施しているため、他に代替手段等は考えられません。		達成状況の	この補助金を交付することにより、地域に密着したコミュニティ事業の活性化を図ることが出来ます。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 この事業を活用する団体の活動については、多くの地域住民の交流や区民主体の地域活動促進に効果を発揮するとともに、地域住民の連帯感を醸成し高めています。				
課題	本事業は、助成額が上限10万円かつ対象事業の1/2の助成であり、1所の予算は30万円の範囲です。公募制事業について、応募者が多かった場合の評価方法(補助金の額の決定を含む)の検討が必要であり、公平性、透明性の観点からその評価方法の検討が求められています。		改革方針	公募制事業の評価方法の公平性、透明性を高めながら周知を図り、引き続き地域活動団体の自主的業務に対する補助を継続します。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業	4	町会・自治会及び地区協議会活動への支援
			枝事業名	地区協議会活動への助成	

番号	3	
補助事業名	まちづくり活動助成	
事業開始年度	平成 19 年度	所管部 地域文化 部 所管課 生涯学習コミュニティ課
補助の目的	地区協議会の自主・自立の発想と創意工夫を生かし、より一層の自主的・自立的な取り組みを支援する。	<p>補助の概要</p> <p>地区協議会が行う地域課題の解決に資するまちづくり活動の事業実施に対し、地区協議会まちづくり活動支援補助金を交付します。</p> <p>根拠(要綱等)</p> <p>地区協議会まちづくり活動支援補助金交付要綱</p>
補助対象(者)	<p>団体 個人</p> <p>【要件又は対象団体】 各地区協議会</p>	<p>対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性</p> <p>特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 地域自治を進める上で、地区協議会の自主・自立的な活動を支援する必要があるため妥当です。</p>
補助対象費用	<p>地区協議会が行う地域課題解決に資する活動に要する経費</p> <p>その他:</p>	<p>補助率等(算出根拠)</p> <p>対象経費(年額200万を上限)</p> <p>その他:</p>
支出方法	<p>確定払 概算払 前金払</p>	
補助金申請手続	提出書類・添付書類	
	<p>事業計画書提出の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの場合】</p> <p>【その他の提出書類】</p>	
清算/補助金の実績報告	選定・審査の体制・考え方	
	<p>選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定</p> <p>(公募の場合)</p> <p>外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合)</p> <p>の有無</p> <p>(外部委員 人 / 全体数 人)</p> <p>【審査方法】</p> <p>区職員で構成された審査会において書類審査(構成員は生涯学習コミュニティ課長と10所所長の11名)</p>	
清算/補助金の実績報告	【審査体制】	
	<p>区職員による審査会(生涯学習コミュニティ課長と10所所長)</p> <p>【審査内容・方法】</p> <p>審査会において提出された実績報告書に基づき、まちづくり活動の目的、成果、精算金額の適正について書類審査を行う。</p>	

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
金額	21,000,000 円	16,629,010 円	21,000,000 円	15,122,280 円	21,000,000 円	15,380,870 円	
		執行率 79.19 %		執行率 72.01 %		執行率 73.24 %	
予算・決算	10 所	33 件	10 所	43 件	件	40 件	
	単価 200万円(年額上限)	単価 200万円(年額上限)	単価 200万円(年額上限)	単価 200万円(年額上限)	単価 200万円(年額上限)	単価 200万円(年額上限)	
	補助率	補助率 100%	補助率	補助率 100%	補助率	補助率 100%	
	20,000,000 円	16,629,010 円	20,000,000 円	15,122,280 円	20,000,000 円	15,380,870 円	
		件		件		件	
	単価 100万円(追加分)	単価	単価 100万円(追加分)	単価	単価 100万円(追加分)	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	1,000,000 円	円	1,000,000 円	円	1,000,000 円	円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	円	円	円	円	円	円	
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	各地域課題解決のため、地域住民が問題提起して協議に参画するなど、住民自治の充実を図ることができたため。		各地域課題解決のため、地域住民が問題提起して協議に参画するなど、住民自治の充実を図ることができたため。		住民自治推進のため、地域住民が自ら問題提起を行い、これらの問題に積極的に取組むことにより、住民自治の充実が図られたため。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	この補助金の申請、執行については、各特別出張所が地区協議会の庶務を担当し、地区協議会は、活動を計画し、事業を遂行します。		受目的性の	総合計画の基本目標である区民が自治の主役として、考え、行動していけるまちづくりを推進していくうえで必要です。			
代替手段	この補助金の執行に当たっては、地域住民のボランティアによって担われており、住民自治の推進に向けた取り組みが効率的、効果的に行われています。		達成状況の	この補助金により、住民自治の推進に向けた多くの事業(19年度33事業、20年度43事業、21年度40事業)が地域の自主的な活動として実施され、住民自治に対する意識の向上が図られました。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 地域における課題解決に向けたまちづくり活動を通して、各地域の住民自治の充実が図られました。				
課題	22年度に策定される(仮称)自治基本条例の中で、地域自治組織について規定されることに合わせて、自主的な活動が効果的に実施されるように新たな財政支援制度への移行が求められています。		改革方針	課題でもある新たな財政支援制度への移行が円滑に行えるよう準備に取組みます。それまでの間は、この補助金を継続します。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業
			枝事業名		

番号	4				
補助事業名	男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業		事業開始年度	平成 21 年度	所管部 子ども家庭 部 所管課 男女共同参画 課
補助の目的	区内中小事業者に対して、男性が育児休業・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりを支援します		補助の概要	サポート企業として登録した事業者のうち、要件を満たす事実が発生した場合、1社につき最大3回まで、30万円を上限に奨励金を事業者に支給します。	
			根拠(要綱等)	・平成21年度新宿区男性の育児・介護サポート企業認定要綱 ・平成21年度新宿区男性の育児・介護サポート奨励金支給要綱	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 育児・介護サポート企業(労働協約又は就業規則により育児休業・介護休暇制度及び育児・介護のための短時間勤務制度を設けていること。)		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	事業者が当該従業員に対し取得期間を対象として支払った賃金総額または代替要員雇用経費 その他：		補助率等(算出根拠)	人件費補てん相当分(当該従業員に対する賃金等)、補助率は10/10(30万円上限) その他：	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 申請は育児休業等取得実績に基づいているので、事業計画書の提出は求めています。 【その他の提出書類】 賃金台帳等の写し、出勤簿等の写し、育児休業等申請書の写し、同意書(個人情報に関する本人同意書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> 無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 左記提出書類に基づき、育児休業等の取得実績及び奨励金の算定等について、所管課職員が審査しています。		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 申請は育児休業等取得実績に基づいているので、実績報告を兼ねています。(確定払いにより支出) 【その他の提出書類】		【審査体制】 【審査内容・方法】		

年度	19年度			20年度			21年度			
	予算	決算		予算	決算		予算	決算		
予算・決算	金額	円	円	円	円	円	3,000,000 円	円	1,082,742 円	
			執行率	%		執行率	%		執行率	36.09 %
		件	件	件	件	件	10 件	件	4 件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価 300,000以内	単価	300,000以内	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率 10/10	補助率	10/10	
		円	円	円	円	円	3,000,000 円	円	1,082,742 円	
		件	件	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
		件	件	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他 (事務費)		
	円	円	円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する				
	評価理由					奨励金の支給件数は目標を下回っていますが、区内中小事業者における育児休業等取得しやすい職場環境づくりの支援及び、区内事業者における男性の育児休業等取得に対する啓発にもつながったため評価できます。				
3年間を通じたの評価 (平成19年度から平成21年度まで)										
役割分担	区は区内中小事業者の男性従業員が育児休業等取得しやすい職場環境づくりを支援し、補助対象者は男性従業員の育児休業等取得を推進することができます。			妥当性の	区内中小事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進や、男性従業員の働き方を見直すための支援が必要であることから、区内中小事業者のニーズを踏まえたもので適切です。					
代替手段	区内中小事業者における男性従業員の働き方を見直すきっかけにつながるため、人件費補てん相当分として奨励金を支給することが最も効果的・効率的であると考えます。			達成状況	奨励金の交付を受けた区内中小事業者において、男性の育児休業等が取得しやすい職場環境づくりが進む等の効果がありました。					
総合評価	【総合評価】 (目的に照らして) 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない			【評価理由】 奨励金の支給件数は目標を下回っていますが、区内中小事業者における育児休業等取得しやすい職場環境づくりの支援および、23区初の先駆的な試みとして、区内事業者における男性の育児休業等取得に対する啓発にもつながったため評価できます。						
課題	区内中小事業者に対する本事業の効果的な周知方法等を検討する必要があります。また、区内中小事業者において就業規則等を整備するための支援が必要です。			改革方針	東京商工会議所新宿支部との連携を密にしながら、区内中小事業者に対する本事業の周知を図ります。また、「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」のコンサルタント派遣制度を活用しながら、就業規則等の整備を支援していきます。					

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		プレイパーク活動の推進
				枝事業名	

番号	5						
補助事業名	プレイパーク活動の推進			事業開始年度	平成 16 年度	所管部	子ども家庭 部
						所管課	子どもサービス 課
補助の目的	新宿区内の公園等において、プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う事業を実施する団体の活動に係る経費を助成し、屋外で児童が安心して遊べる環境を確保し、児童の責任に基づく自主的な遊びを支援することを目的としています。			補助の概要	プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う団体の活動経費を助成します。		
				根拠(要綱等)	平成21年度新宿区プレイパーク活動助成要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う団体であること、法人格を有さない任意団体、営利を目的としていないこと、会員数5名以上活動拠点が区内にあること、責任者が明らかであること、定款または規約に基づいた活動を行っている等、新宿区プレイパーク活動助成要綱第3条に定める要件を満たす団体。			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】		
補助対象費用	プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行うための活動費 その他:			補助率等(算出根拠)	上限額基準額内で、助成金算定基準額の10/10 その他:		
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 1. 定款又は規約の写し 2. 会員名簿の写し 3. 歳入歳出予算書 4. チラシ・パンフレット等、活動実績のわかるもの			選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 子ども家庭部長を審査委員長とする区職員による審査会を実施しています。提出された年間事業計画書や予算書の内容について適正かどうかを審査し、助成の可否について決定します。			
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 実績報告書 1 事業の内容(プレイパーク活動回数、イベントの回数、講習会実績等)、2 助成対象事業参加者数内訳、3 活動のまとめ、4 活動の収支決算内訳			【審査体制】 所管課職員による書面審査を行っています。 【審査内容・方法】 活動の実施後、実績報告書と支払いを証する書面の提出を受けて内容を審査し、適正な執行を確保しています。			

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	8,967,000 円	7,924,050 円	10,155,000 円	8,858,164 円	12,428,000 円	10,439,489 円
			執行率 88.37 %		執行率 87.23 %		執行率 84.00 %
	内訳等	3 件	3 件	4 件	4 件	4 件	4 件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10
		8,449,000 円	7,537,050 円	9,637,000 円	8,505,021 円	11,910,000 円	10,109,535 円
		1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10
		518,000 円	387,000 円	518,000 円	353,143 円	518,000 円	329,954 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	プレイパーク活動が児童館や放課後子どもひろばとは違う体験ができる居場所として活用されているからです。		プレイパーク活動が児童館や放課後子どもひろばとは違う体験ができる居場所として活用されているからです。		プレイパーク活動が児童館や放課後子どもひろばとは違う体験ができる居場所として活用されているからです。	
役割分担	区：財政援助、他部署との調整（連絡会の開催）、周知文等の配布 補助対象者：事業の運営、啓発			妥当性の	区内の公園でのプレイパーク活動により、屋外で児童が安心して遊べる環境が確保でき、児童の自主的な活動を支援できるので適切です。		
代替手段	児童の居場所としては、児童館や放課後子どもひろば等の代替手段はありますが、火や水を使った体験的活動が自主的にできる場は他にありません。また、乳幼児親子から大人まで、関わり方は異なりますが多世代の居場所としての役割も見込めるため効率的です。			達成状況の	この助成金を交付したことにより、4団体が区内5か所の公園でプレイパークを実施し、児童が屋外で安全に遊べる環境を確保することができました。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 プレイパーク活動が、児童館や放課後子どもひろばとは違う体験ができる居場所として活用されているためです。				
課題	地域の中の活動意欲を持つ住民による継続的な運営には、人材の発掘・育成が不可欠です。 また、事業開始から6年が経ち、安定して事業を行えるようになったため、今後の区としての方針・助成方法についての検討を行う必要があります。			改革方針	引き続き区と各プレイパーク運営団体で構成するプレイパーク協議会が協力し周知活動を行い、プレイリーダー養成講座などに参加する住民を増やしていきます。 また、子どもの居場所づくり、公園の活用方法の両面から今後の区の方針を検討していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		民間学童クラブ利用料助成
				枝事業名	

番号	6				
補助事業名	民間学童クラブ利用料助成		事業開始年度	平成 16 年度	所管部 子ども家庭 部 所管課 子どもサービス 課
補助の目的	学童クラブ需要増における定員超過解消のための、民間学童クラブ利用の誘導		補助の概要	民間学童クラブ利用者保護者に、区学童利用者への減免制度と同様の金額を助成します。	
			根拠 (要綱等)	新宿区民間学童クラブ利用料助成要綱	
補助対象 (者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 ・エイビイシイ風の子クラブ ・早稲田フロンティアキッズクラブ ・新宿せいが学童クラブ 各学童クラブ利用児童保護者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	民間学童保育利用料 その他:		補助率等 (算出根拠)	生活保護世帯 4,000円 非課税世帯 2,000円 兄弟入所世帯 2,000円 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 既に支払った学童クラブ利用料に対する助成のため 【その他の提出書類】 民間学童クラブ利用料助成申請書		選定方法 <input type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 提出された申請書の内容について、所管課職員が内容を確認しています		
清算 / 補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 領収書を添付した請求書により支払うため 【その他の提出書類】 民間学童クラブ事業者からの利用料領収書		【審査体制】 所管課職員による審査を行っています 【審査内容・方法】 上記領収書を確認のうえ振込みを行っています		

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額	480,000 円	12,000 円	480,000 円	102,000 円	480,000 円	170,000 円
			執行率 2.50 %		執行率 21.25 %		執行率 35.42 %
		204 件	6 件	204 件	40 件	204 件	73 件
		単価 @4,000 @2,000	単価 @4,000 @2,000	単価 @4,000 @2,000	単価 @4,000 @2,000	単価 @4,000 @2,000	単価 @4,000 @2,000
		補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%
		480,000 円	12,000 円	480,000 円	102,000 円	480,000 円	170,000 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
内訳等		円	円	円	円	円	円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	対象者に対し適正な補助を行なうことにより補助の目的を達成しました。		対象者に対し適正な補助を行なうことにより補助の目的を達成しました。		対象者に対し適正な補助を行なうことにより補助の目的を達成しました。	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	この助成金において、区は学童クラブ利用料の一部負担を担い、利用者はサービス児童の健全育成事業を担います。		受目的性の	時間延長等を実施する学童クラブを利用しやすくするものであり、区民ニーズを踏まえているため妥当です。			
代替手段	この助成金は、区要綱により実施しており、効果的・効率的に行われています。		達成状況の	利用料負担について、区が運営している学童クラブとの平等性を保つことができ保護者の負担が軽減され、民間学童クラブ利用児童数が増えており、目的は達成されています。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 利用料負担について、区が運営している学童クラブとの平等性を保つことができ保護者の負担が軽減され、民間学童クラブ利用児童数が増えており、目的は達成されています。				
課題	助成対象者の申請漏れを防ぐため、区と民間学童クラブ事業者とによる利用者への周知が必要です。		改革方針	民間学童クラブの利用者が20年度に比較して増大するなど、区立の学童クラブの無い小学校区域への利用ニーズを満たす効果がみられます。今後も引き続き区と民間学童クラブ事業者とによる利用者への周知を行うとともに、学童クラブ需要にこたえられるよう、適切な助成方法について検証しながらこの助成を継続していきます。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		地区青少年育成委員会活動への支援
				枝事業名	

番号	7				
補助事業名	地区青少年育成委員会活動への支援(事業助成)		事業開始年度	昭和 47 年度	所管部 子ども家庭 部
補助の目的	青少年の健全育成を目的とした各地区青少年育成委員会の事業の推進を図り、区民と行政による子どもの育ちを応援するまちづくりを行います。		補助の概要	地域の特色を生かした青少年の健全育成の推進	
			根拠(要綱等)	・新宿区地区青少年育成委員会事業補助金交付要綱 ・新宿区都市と農村の青少年交流事業補助金要綱(S59年度～H20年度)	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 地区青少年育成委員会(10団体)		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 青少年の非行防止・地域環境浄化活動の普及啓発事業を行う任意のボランティア団体であり、その活動も熱心であり事業助成は妥当です。	
補助対象費用	団体に関する活動に対する包括的補助(消耗品費・材料費・謝礼・会議費等に係るもの) その他:		補助率等(算出根拠)	10/10 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し 【無しの理由】 【その他の提出書類】 補助金申請書		選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 提出のあった事業計画書の内容が、要綱に規程する補助金対象経費の経費項目に合致するか区職員が審査します。		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し 【無しの理由】 【その他の提出書類】 決算報告書		【審査体制】 所管課職員による審査を行っています。 【審査内容・方法】 実績報告書を所管課職員が審査します。また、必要に応じて区職員が事業に参加して確認しています。		

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	9,310,000 円	9,079,000 円	9,310,000 円	9,170,000 円	9,310,000 円	9,170,000 円
			執行率 97.52 %		執行率 98.50 %		執行率 98.50 %
	内訳等	5 件	6 件	5 件	6 件	5 件	6 件
		単価 847,000	単価 847,000	単価 847,000	単価 847,000	単価 847,000	単価 847,000
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10
		4,235,000 円	5,082,000 円	4,235,000 円	5,082,000 円	4,235,000 円	5,082,000 円
		3 件	3 件	3 件	2 件	3 件	2 件
		単価 987,000	単価 987,000	単価 987,000	単価 987,000	単価 987,000	単価 987,000
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10
		2,961,000 円	2,961,000 円	2,961,000 円	1,974,000 円	2,961,000 円	1,974,000 円
		2 件	1 件	2 件	2 件	2 件	2 件
		単価 1,057,000	単価 1,036,000	単価 1,057,000	単価 1,057,000	単価 1,057,000	単価 1,057,000
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10
		2,114,000 円	1,036,000 円	2,114,000 円	2,114,000 円	2,114,000 円	2,114,000 円
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	10か所ある地区青少年育成委員会は、それぞれ工夫をこらし、地域における青少年の健全育成活動を行っているため、評価できます。		10か所ある地区青少年育成委員会は、それぞれ工夫をこらし、地域における青少年の健全育成活動を行っているため、評価できます。		10か所ある地区青少年育成委員会は、それぞれ工夫をこらし、地域における青少年の健全育成活動を行っているため、評価できます。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区は、青少年の健全育成に関する情報提供、事業を実施する際の保険加入、また委員研修を行うなど育成委員会活動の支援を行っています。補助事業者は、地域において事業の実施を行います。			妥当性の	地域の特色を生かした各地域での青少年健全育成活動や他地域の子もたちとの交流は、次世代育成にとって必要であり、目標設定は妥当です。		
代替手段 効率性	各地区青少年育成委員会は、PTA・町会・民生委員を始めとする地域における子どもに関わる育成組織や団体が広く参加しており、これに替わる団体は他になく、事業は次世代育成の取り組みとして評価でき、費用対効果からみて、効果的・効率的に行われています。			達成状況の	この補助金を交付したことによる、21年度地区青少年育成委員会事業の実績は、10地区あわせて99事業約32,000人、自然が豊かな地域の青少年との交流は、4地区約500人でした。この補助金が、地域の青少年健全育成にとって果す役割は大きいものといえます。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 10か所ある地区青少年育成委員会は、それぞれ工夫をこらし、地域における青少年の健全育成活動を行っています。また、参加者を増やすよう、町会、PTA、学校関係者と協力しながら実施し、地域ぐるみの活動を展開しています。				
課題	各地区青少年育成委員会の実施事業の種別毎による積算方法で交付額を決定するように、交付要綱等の内容を見直ししていくことが課題です。			改革方針	これからも各地区青少年育成委員会の声を聞き、交付要綱等の内容の見直しに向けた検討を進めるなど、より実態に即した補助事業としていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業	10	保護者が選択できる多様な保育環境の整備 枝事業名 認証保育所への支援

番号	8	
補助事業名	認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助	事業開始年度 平成 20 年度
補助の目的	認証保育所の公募において選定した事業者に対して、認証保育所A型の開設前の施設の賃借に要する経費補助を実施し、新規参入しやすい環境を整備するとともに、認可保育園入所待機児童の解消を図ります。	補助の概要 認証保育所A型を開設するまでの6ヵ月間を限度として、施設開設前の賃借に要した1ヵ月当たりの経費を、2,000千円を上限として補助します。
		根拠(要綱等) 新宿区認証保育所運営費等補助要綱
補助対象(者)	<p>団体 個人</p> <p>【要件又は対象団体】 認証保育所公募において選定した民間事業者等</p>	<p>対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性</p> <p>特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 一定の設備基準等を満たしており、新宿区が選定及び都に推薦し、都が認証を行った施設を運営する民間事業者等が対象なので妥当です。</p>
補助対象費用	<p>施設を開設するまでの6ヵ月間を限度とします。</p> <p>1ヵ月当たり2,000千円を上限とします。</p> <p>その他:</p>	<p>補助率等(算出根拠)</p> <p>開設準備期間施設月数 1ヵ月当たりの賃借経費 10/10 × < × 2,000千円 その他:</p>
支出方法	<p>確定払 概算払 前金払</p>	
補助金申請手続	<p>提出書類・添付書類</p> <p>事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 認証保育所開設後に、施設改修の為に要した賃借経費を確定するため</p> <p>・認証保育所開設準備経費補助金交付申請書 ・補助金申請額算出内訳書 ・対象事業の見積書 ・改修前後の図面 ・建物賃貸借契約書</p>	<p>選定・審査の体制・考え方</p> <p>選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人)</p> <p>【審査方法】 ・提出書類の審査 ・認証保育所改修施設の調査(東京都・新宿区)</p>
	<p>実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】</p> <p>【その他の提出書類】 ・認証保育所開設準備経費補助金実績報告書 ・補助金申請額算出内訳書 ・東京都設置申請書添付の平面図 ・工事請負契約書 ・工事費等請求書 ・工事費等領収書 ・家賃の支払い証明(振込みの写し等) ・認証保育所認証書の写し</p>	<p>【審査体制】 所管課職員による審査を行った後、区長が決定します。</p> <p>【審査内容・方法】 ・補助金交付決定通知後、改修が全て終了した時点で実績報告書を提出して頂きます。 ・提出書類の金額が適正であるか審査します。</p>
清算/実績報告		

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	円	円	24,000,000 円	5,642,000 円	8,517,000 円	8,517,000 円
		執行率	%	執行率	23.51 %	執行率	100.00 %
	内訳等	件	件	1 件	1 件	1 件	1 件
		単価	単価	単価 12,000,000	単価 5ヵ月分	単価 1,430,000	単価 3ヵ月分
		補助率	補助率	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10
		円	円	12,000,000 円	4,814,000 円	1,430,000 円	1,430,000 円
		件	件	1 件	1 件	1 件	1 件
		単価	単価	単価 12,000,000	単価 2ヵ月分	単価 685,000	単価 3ヵ月分
		補助率	補助率	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10
		円	円	12,000,000 円	828,000 円	685,000 円	685,000 円
		件	件	件	件	1 件	1 件
		単価	単価	単価	単価	単価 2,509,000	単価 3ヵ月分
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率 10/10	補助率 10/10
		円	円	円	円	2,509,000 円	2,509,000 円
		件	件	件	件	1 件	1 件
単価	単価	単価	単価	単価 3,893,000	単価 6ヵ月分		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率 10/10	補助率 10/10		
円	円	円	円	3,893,000 円	3,893,000 円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由			事業者の参入があり、年度内に認証保育所A型2所を開設できました。		事業者の参入があり、年度内に認証保育所A型4所を開設できました。	
3年間を通したの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区は、待機児童解消という命題解決に向けてのきっかけづくりを行い、補助事業者は認証保育所を開設することで、区の掲げる課題解決の一翼を担います。			妥当性の	待機児童解消の観点から区民ニーズを踏まえたもので、適切です。		
代替手段 効率性	賃借経費補助だけでなく、その他の取り組みも(駅前5分の補助要件緩和等)併せて計画を推進しているので、効果的・効率的に行われています。			達成状況の	賃借経費補助金を交付した事により、20～21年度は定員枠176名の確保を達成しました。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 認証保育所は、都市型の保育需要に応えるために東京都が独自事業として創設した保育施設であり、既存の認可保育園では対応が難しい、様々な就労形態やライフスタイルにあった保育需要に応えていくために、新宿区として実行計画に位置づけて、増設を行っています。優良な民間事業者が区内に参入しやすい環境を整えることは、区として必要であり、参入が増えていることから、開設準備期間施設賃借経費補助は非常に有効な手段であり、十分効果を発揮していると判断できます。				
課題	認証保育所事業者が、区内に事業参入しにくい条件として、保育所として適切な物件の不足と駅前近くの物件の高額な家賃があげられます。そこで、20年度に開設前施設賃借経費補助を開始し、21年度から駅改札から5分以内の施設設置条件を撤廃しました。今後も認証保育所事業者の区内誘致には、質の高い事業者が参入しやすい仕組みづくりを検討する必要があります。			改革方針	認証保育所の増設は、待機児童解消対策において重要な位置を占めています。新宿区としては、質の高い参入事業者の誘致について、計画どおり実行していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業	10	保護者が選択できる多様な保育環境の整備
				枝事業名	認証保育所への支援

番号	9	
補助事業名	認証保育所保護者等の負担軽減	事業開始年度
		平成 19 年度
		所管部
		子ども家庭 部
		所管課
		保育 課
補助の目的	対象児童が認証保育所・保育室・家庭福祉員を利用した場合に、保育料の一部を区が施設に助成することにより、保護者の保育料負担を軽減するとともに、認可保育所を利用した場合の保育料との較差を縮減し、施設の利用促進を図ります。	補助の概要
		保護者の負担を軽減する事を目的に、区内に住民または外国人登録をしている児童が都内認証保育所、区内保育室、家庭福祉員を利用した場合に、保育料の一部を助成します。
		根拠(要綱等)
		新宿区認可外保育施設保護者負担軽減事業実施要綱
補助対象(者)	<p>団体 個人</p> <p>【要件又は対象団体】 以下の要件すべてに該当する者が補助対象になります。 (1)新宿区に住民登録または外国人登録をしている児童 (2)都内の認証保育所及び区内の保育室、家庭福祉員と月極の契約を結んでいる。(ただし、認証保育所に預けている場合は、月160時間以上) (3)運営費の補助対象者</p>	<p>対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性</p> <p>特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 一定の設備基準を満たし、新宿区と契約等を締結している施設が対象となり、各施設を通して月極の契約を結んでいる保護者に対して助成金の支払いをするので妥当です。</p>
補助対象費用	<p>認証保育所入所児童一人あたり月額20,000円</p> <p>保育室入所児童一人あたり月額12,000円</p> <p>家庭福祉員入所児童一人あたり月額4,500円</p> <p>その他:</p>	<p>補助率等(算出根拠)</p> <p>基本額を全額補助</p> <p>基本額を全額補助</p> <p>基本額を全額補助</p> <p>その他:</p>
支出方法	<p>確定払 概算払 前金払</p>	
補助金申請手続	<p>提出書類・添付書類</p> <p>事業計画書提出の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無し理由】 毎月1日現在の在籍児童を基準として補助金を確定するため</p> <p>【その他の提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区認可外保育施設保護者負担金助成申請書 ・入所を確認できる資料(入園契約書) ・第3子目以降保育料無料申請書 ・入所利用状況証明書 ・保育要件確認書類 	<p>選定・審査の体制・考え方</p> <p>選定方法 <input type="checkbox"/> 公募</p> <p>(公募の場合)</p> <p>外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合)</p> <p>の有無 (外部委員 <input type="checkbox"/> 人 / 全体数 <input type="checkbox"/> 人)</p> <p>【審査方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の確認 ・入園契約書の確認 ・毎月初日現在新宿区に住民登録または外国人登録をしている児童であるかどうかを住民記録システムで確認
	清算/実績報告	<p>実績報告書提出の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無し理由】</p> <p>【その他の提出書類】</p> <p>(清算)・新宿区認可外保育施設保護者負担金助成申請書(保護者が事業者に委任)・新宿区認可外保育施設保護者負担金助成決定通知書(新宿区が事業者へ通知)・認証保育所運営費補助金請求書、請求書(保育室)、家庭福祉員制度補助金交付請求書(新宿区が事業者に対して支払) 事業者は契約金額から助成金を差引いた保育料を保護者に請求 (実績報告)・保育室実績報告書・家庭福祉員実績報告書・認証保育所運営費補助金事業実績報告書(決算報告書)</p>

	年度	19年度		20年度		21年度																	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算																
予算・決算	金額	69,576,000 円	57,901,000 円	72,396,000 円	64,444,000 円	93,934,000 円	80,053,500 円																
			執行率 83.22 %		執行率 89.02 %		執行率 85.22 %																
	内訳等	2,996 件	2,468 件	3,137 件	2,753 件	4,234 件	3,206 件																
		単価 20,000	単価 20,000	単価 20,000	単価 20,000	単価 20,000	単価 20,000																
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10																
		59,920,000 円	49,360,000 円	62,740,000 円	55,060,000 円	84,680,000 円	70,260,000 円																
		742 件	660 件	742 件	725 件	689 件	743 件																
		単価 12,000	単価 12,000	単価 12,000	単価 12,000	単価 12,000	単価 12,000																
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10																
		8,904,000 円	7,920,000 円	8,904,000 円	8,700,000 円	8,268,000 円	8,916,000 円																
		167 件	138 件	167 件	152 件	219 件	195 件																
		単価 4,500	単価 4,500	単価 4,500	単価 4,500	単価 4,500	単価 4,500																
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10																
		752,000 円	621,000 円	752,000 円	684,000 円	986,000 円	877,500 円																
その他	その他	その他	その他	その他	その他																		
	円	円	円	円	円																		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する																	
	評価理由	認可外保育施設を利用した保護者の負担を軽減できたので、目標どりの成果を挙げました。		認可外保育施設を利用した保護者の負担を軽減できたので、目標どりの成果を挙げました。		認可外保育施設を利用した保護者の負担を軽減できたので、目標どりの成果を挙げました。																	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）																							
役割分担	区は、認可保育園と認可外保育施設との保育料の差を少なくすることで、保護者が認可外保育施設を利用しやすい環境を整え、待機児童解消という命題解決に向けてのきっかけづくりを行います。			妥当性の	認可外保育施設への保育料助成は、施設選択の判断材料である保育料に関するもので区民ニーズを踏まえており妥当です。																		
代替手段 効率性	この保育料助成は、区要綱により月極の利用契約を結んでいる施設毎の利用児童数で算出しており、効果的・効率的に行われています。			達成状況の	この助成金を交付したことにより、認可外保育施設を利用する保護者が増えており目標を達成しています。																		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 保育料の一部を助成することにより保護者の負担が軽減できました。また、区民利用率も年々伸びており、待機児童対策としても十分効果を発揮しています。																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用率(%)</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認証保育所</td> <td>64.8</td> <td>74.2</td> <td>78.9</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td>71.4</td> <td>78.5</td> <td>80.5</td> </tr> <tr> <td>家庭福祉員</td> <td>76.7</td> <td>75.8</td> <td>95.6</td> </tr> </tbody> </table>			利用率(%)	19年度	20年度	21年度	認証保育所	64.8	74.2	78.9	保育室	71.4	78.5	80.5	家庭福祉員	76.7	75.8	95.6	20・21年度新設園は除く	
利用率(%)	19年度	20年度	21年度																				
認証保育所	64.8	74.2	78.9																				
保育室	71.4	78.5	80.5																				
家庭福祉員	76.7	75.8	95.6																				
課題	認可外保育施設へ子どもを預けている保護者の経済的負担を軽減するために、補助要件を満たした者に対して施設種別毎一律に補助を行ってきました。なかでも認証保育所の入所要件は、「保育に欠ける」ではなく「保育を要する」ことであるため、待機児童解消に直接結びつかないこともあり、今後、要件の厳格性や各家庭の所得税額に応じた受益者負担の適正化を検討する必要があります。			改革方針	認可外保育施設の利用促進を図り、待機児童の解消に資するためにも、認可保育園の保育料見直しと連動して、要件の厳格性の審査や受益者負担の適正化についてもを検討しながら保育料助成事業を推進していきます。																		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		私立幼稚園の振興
				枝事業名	

番号	10				
補助事業名	私立幼稚園協議会への事業助成		事業開始年度	昭和 48 年度	所管部 教育委員会事務局 部 所管課 学校運営課 課
補助の目的	私立幼稚園教職員の研修事業を支援し、教職員の資質向上及び私立幼稚園教育の振興、充実を図る。		補助の概要	私立幼稚園協議会が教職員を対象として行う研修に係る経費の一部を補助する。	
			根拠(要綱等)	新宿区補助金等交付規則 新宿区私立幼稚園教職員研修事業費補助金交付要綱	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 私立幼稚園協議会		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 私立幼稚園協議会は新宿区内全園が所属しているため妥当である。	
補助対象費用	教職員の研修費用 その他:		補助率等(算出根拠)	実績の3/4、上限900,000円 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 【無し】の理由 【その他の提出書類】 申請書、収支予算書、会則、役員名簿		選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 区職員による書類審査		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 【無し】の理由 【その他の提出書類】 決算報告書、収支決算書		【審査体制】 区職員 【審査内容・方法】 書類内容から補助目的にあたる項目を確認している		

年度	19年度		20年度		21年度			
	予算	決算	予算	決算	予算	決算		
予算・決算	金額	900,000 円	900,000 円	900,000 円	900,000 円	900,000 円		
		執行率	100.00 %	執行率	100.00 %	執行率	100.00 %	
		1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	3/4	補助率	3/4	補助率	3/4	補助率	3/4
		900,000 円	900,000 円	900,000 円	900,000 円	900,000 円	900,000 円	
		件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
		円	円	円	円	円	円	
	件	件	件	件	件	件		
単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
	円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
	評価理由	区内の私立幼稚園児数が増加していることから、各幼稚園の教育内容が区民に受け入れられていると判断できます。		区内の私立幼稚園児数が増加していることから、各幼稚園の教育内容が区民に受け入れられていると判断できます。		私立幼稚園の自主性、独自性を図りつつ、幼稚園教職員の資質向上につながっていると評価できます。		
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）								
役割分担	補助対象者である私立幼稚園協議会は、新宿区内の各私立幼稚園教職員の資質向上が期待できる研修事業を計画し、交付要綱に基づき研修計画書を区に提出し実施します。			妥当性の	個々の独自性の高い私立幼稚園の教育について、新宿区として研修を受ける機会を保障することは、新宿区全体の幼児教育の向上に寄与するものとして、妥当と判断できます。			
代替手段	私立幼稚園はそれぞれ独自性を持ち、独立しているため、共通の研修を実施するにあたっては、全園が参加している協議会が計画、実施することは、費用対効果から見ても、効果的・効率的です。			達成状況の	平成21年度は計9回の研修を実施し、延べ200名の参加がありました。新人研修から園長研修、実技から教養まで様々な研修が実施されており、目的は達成しています。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 区内の私立幼稚園園児数が増加していることから、各幼稚園の教育内容が区民に受け入れられていると判断できます。					
課題	幼児教育の質の向上のため、さらに充実した研修実施を要望していきます。			改革方針	新宿区幼児教育のあり方検討会、幼児教育推進会議で検討した結果を踏まえ、幼児教育の質の向上のため、私立幼稚園の教員研修の充実に今後も寄与していきます。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		教職員の研修、研究活動に対する支援
			校事業名		

番号	11				
補助事業名	教育研究会事業補助	事業開始年度	平成 17 年度	所管部	教育委員会事務局 部
				所管課	教育指導 課
補助の目的	区立学校教職員で構成される教育研究会の自主的な教育研究・研究授業への支援を通し、新宿区立学校における教育力の向上を図る。(教員自らの資質向上により、「生きる力を育む教育」「確かな学力育成」を図る。)	補助の概要	区立学校教職員により構成される研究会が実施する、各教科若しくは領域別に行う教育内容または教育技術の研究・研修事業を支援する。		
		根拠(要綱等)	新宿区教育研究事業補助金交付要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 新宿区立中学校教育研究会、新宿区立小学校教育研究会、新宿区立幼稚園教育研究会	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 新宿区立学校における義務教育を実施する教職員の研究団体である。		
補助対象費用	小学校教育研究会 3,504,750円 中学校教育研究会 979,694円 幼稚園教育研究会 691,965円 その他:	補助率等(算出根拠)	(3/4) 2,628,000円 (3/4) 734,000円 (3/4) 510,000円 その他:		
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類 事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 経費の申請内容、収支予算書、今年度の研究計画	選定・審査の体制・考え方 選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 事務局(教育指導課長・指導主事・教育活動支援係)による審査を行う。特に、区の教育目標や教育課題の推進にとって効果的であるかの観点で、指導主事による指導・審査を重視していく。			
	清算/補助金の 実績報告 実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 経費の実績内容、収支決算、今年度の研究内容・成果	【審査体制】 事務局(教育指導課長・指導主事・教育活動支援係)による審査を行う。 【審査内容・方法】 実績報告を受けるとともに、その成果が校内研修会等で還元され、新宿区の学校教育に寄与できたかどうか、教員の資質向上につながるものであったかどうか、また、事業目的に沿った用途か、成果はどうだったかについて審査する。			

	年度	19年度		20年度		21年度		
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額	5,090,000 円	3,734,000 円	5,090,000 円	4,022,000 円	5,090,000 円	3,872,000 円	
			執行率 73.36 %		執行率 79.02 %		執行率 76.07 %	
	内訳等	1件	1件	1件	1件	1件	1件	
		単価 3,720,000	単価 3,539,000	単価 3,720,000	単価 3,644,193	単価 3,720,000	単価 3,504,750	
		補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	
		2,790,000 円	2,654,000 円	2,790,000 円	2,732,000 円	2,790,000 円	2,628,000 円	
		1件	1件	1件	1件	1件	1件	
		単価 2,387,000	単価 760,000	単価 2,387,000	単価 1,040,348	単価 2,387,000	単価 979,694	
		補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	
		1,790,000 円	570,000 円	1,790,000 円	780,000 円	1,790,000 円	734,000 円	
		1件	1件	1件	1件	1件	1件	
		単価 680,000	単価 680,000	単価 680,000	単価 696,587	単価 680,000	単価 691,965	
		補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	
510,000 円	510,000 円	510,000 円	510,000 円	510,000 円	510,000 円			
その他	その他	その他	その他	その他	その他			
円	円	円	円	円	円			
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
	評価理由	各教科若しくは領域別に行う教育内容または教育技術の研究・研修事業が自主的に実施され、教職員の資質向上につながっているからです。		各教科若しくは領域別に行う教育内容または教育技術の研究・研修事業が自主的に実施され、教職員の資質向上につながっているからです。		各教科若しくは領域別に行う教育内容または教育技術の研究・研修事業が自主的に実施され、教職員の資質向上につながっているからです。		
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）								
役割分担	この補助金において、区は専門的見地での指導・助言を行い、各研究会は新宿区の教育目標に添った自主的な教育研究を行います。			妥当性の	新宿区立学校教職員の資質向上を図ることが目的であり、新宿区教育ビジョンの基本方針「時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現」を踏まえたものであり適切です。			
代替手段	効率性	この補助金は自助努力を前提とした助成であるため、各研究会は自主財源の確保に努めており、効果的・効率的に研究・研修事業が行われることを求めています。			達成状況	この補助金を交付したことにより、教員の資質向上を目的とした研究・研修事業は予定の通り実施されました。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 教育目標の「生きる力をはぐむ学校教育の実現」と「子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現」に沿って、幼稚園教育研究会では「明日を創る心豊かな育成を目指して」、小学校教育研究会では「知・情・意・体の調和のとれた健全な児童の育成をめざして」、中学校教育研究会では「確かな学力の育成と個性や想像力を伸ばす教育」を研究主題として、研究・研修を続けてきました。 その成果を教員が創意工夫し、指導法の改善に努めるなど、教員の質の向上が図られてきています。					
課題	幼稚園教育研究会では、研究発表を保護者、保育園、地域に公開し、区立幼稚園の教育への理解を深めています。が、小学校・中学校教育研究会の発表会は区民参加が少ないので、公開授業等を通して保護者や地域に成果を伝えていく必要があります。			改革方針	研究発表会の開催日や場所を工夫し、保護者や地域住民が参加しやすい環境を整えます。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	5	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		人と猫との調和のとれたまちづくり事業
				枝事業名	

番号	12						
補助事業名	新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業			事業開始年度	平成 3 年度	所管部	健康 部
						所管課	衛生 課
補助の目的	地域住民(町会)・ボランティア・保健所の3者による協働事業として、飼い猫及び野良猫の近隣に対する被害ならびに迷惑行為を未然の防止を目指し、去勢不妊手術を実施して、効果的に野良猫の増加を抑え、手術後の猫を地域で管理していきます。更に、この実施のために、町会やボランティアと共に地域の実情に合わせたルール作りを進めていきます。			補助の概要	飼い猫及び野良猫で、これから去勢不妊手術を受ける猫が対象。新宿区民が申請者。		
				根拠(要綱等)	動物の愛護及び管理に関する法律(第3条、第37条)別紙のとおり 東京都動物の愛護及び管理に関する条例(第3条、第5条、第8条)別紙のとおり 新宿区 猫の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱 別紙のとおり		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 猫の去勢・不妊手術を実施しようとする新宿区民			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】		
補助対象費用	飼い猫(オス)の去勢・不妊手術に要する経費 飼い猫(メス)の去勢・不妊手術に要する経費 飼い主のいない猫(オス)の去勢・不妊手術に要する経費 飼い主のいない猫(メス)の去勢・不妊手術に要する経費 その他:			補助率等(算出根拠)	飼い猫 オス1頭 @2500円 飼い猫 メス1頭 @4000円 飼い主のいない猫 オス1頭 @5000円 飼い主のいない猫 メス1頭 @9000円 その他:		
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 猫の妊娠から出産までのサイクルが約2ヶ月と短期であり、かつ、猫が増えることを心配する区民ボランティアの活動であるため、出来る限り簡便な方法で利用できる様にしました。 【その他の提出書類】 飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術費助成金申請書			選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人/全体数 人) 【審査方法】 在住を確認する書類と申請書の内容審査			
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術完了確認書の提出により報告書に代えています。 【その他の提出書類】 飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術費助成金請求書 飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術完了確認書兼委任状			【審査体制】 区職員による書類審査 【審査内容・方法】 飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術費助成金請求書及び飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術完了確認書兼委任状の書類審査			

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	8,760,000 円	8,075,500 円	8,760,000 円	8,021,500 円	8,760,000 円	7,258,000 円
			執行率 92.19 %		執行率 91.57 %		執行率 82.85 %
	内訳等	60 件	65 件	60 件	73 件	60 件	64 件
		単価 2,500円	単価 2,500円	単価 2,500円	単価 2,500円	単価 2,500円	単価 2,500円
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		150,000 円	162,500 円	150,000 円	182,500 円	150,000 円	160,000 円
		90 件	78 件	90 件	88 件	90 件	66 件
		単価 4,000円	単価 4,000円	単価 4,000円	単価 4,000円	単価 4,000円	単価 4,000円
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		360,000 円	312,000 円	360,000 円	352,000 円	360,000 円	264,000 円
		300 件	343 件	300 件	268 件	300 件	258 件
		単価 5,000円	単価 5,000円	単価 5,000円	単価 5,000円	単価 5,000円	単価 5,000円
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		1,500,000 円	1,715,000 円	1,500,000 円	1,340,000 円	1,500,000 円	1,290,000 円
		750 件	654 件	750 件	683 件	750 件	616 件
		単価 9,000円	単価 9,000円	単価 9,000円	単価 9,000円	単価 9,000円	単価 9,000円
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
	6,750,000 円	5,886,000 円	6,750,000 円	6,147,000 円	6,750,000 円	5,544,000 円	
評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
	地域活動者等から、区内で活動している、個人や団体、町会役員などと情報交換等をしたことへの強い要望があり、区長と検討の結果、区長が名誉会長となり「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」の設立の運びとなりました。更に、昨年度は、東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業として支援されています。このように、猫の糞尿被害者や猫愛護者など、猫に対する立場の異なる区民等の力を結集し、区と協働することにより町のコミュニティを再生するという区民や都から高い評価を受けている画期的な本事業に対し、評価Aとするものです。		平成20年度中に、1,112頭の猫の去勢・不妊手術に対し助成金交付をしました。これにより近隣からの苦情が本事業への相談へ変容しています。さらに、町会活動としての取り組みも徐々に広がり始めています。具体的には、大久保二丁目と東山吹町の2町会が平成20年度から本事業への取り組みを検討し、広報活動等が始められています。戸塚地域においては、取り組みを始めていた町会長から隣接町会へ本事業の拡大推進がなされています。		平成21年度中に、1,004頭の猫の去勢・不妊手術に対し助成金交付をしました。これにより近隣からの苦情が本事業への相談へ変容しています。さらに、町会活動としての取り組みも停滞無く広がっています。		
年度評価	評価理由	3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）					
		役割分担	区は猫の去勢・不妊手術費の一部を負担することにより、区民に手術実施の喚起をします。地域住民・町会及びボランティアは、地域での取り組みを進め、野良猫の増加を防ぐことで、猫に起因するトラブルを防ぎ、あわせて問題の解決を地域住民(町会)・ボランティア・区の協働事業として進めます。	受目的性	地域での猫をめぐるトラブルの解決を地域住民、自治組織が直接担うことや区と協働してルール作りや、対策会議実施することで、住民自治を拡充している。また、本年2月環境省でも地域ねこ対策に関するガイドラインが出され、全国的な広がりが進んでいます。		
代替手段	効率性	地域ねこ対策実施にあたり、手術代金の助成制度はなくてはならないものであり、1頭あたりの助成金額の増大をすべきであり、これに変わる代替手段は、今のところないと思われます。	達成状況	区内10箇所の特別出張所管内のうち、9箇所で取り組みが進んでいる。また平成20年に設立した、人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会は、区内で取り組んでいる地域を横断的につなぎ、「地域ねこ対策」のよりいっそうの広がりを示しています。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない	地域で猫をめぐるトラブルを、区民協働で解決していく方向は、国・東京都の野良猫問題解決策とも合致しているものであり、今後とも実施地域を広げていくことが求められています。					
課題	平成13年から始まった地域ねこ対策事業により、新宿区における動物関連苦情数が減少しました。また実施地域も毎年増加し、野良猫問題解決に向けた、優れた方法と評価できます。また、区内で唯一、協働の取り組みが進んでいない角筈地域に対する強化を図ります。	改革方針	区民の自主的な取り組みを拡大するため、人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会幹事会を毎月行い、意見の吸い上げと具体的な活動の推進を図ります。				

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	5	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		夜間往診事業助成
				枝事業名	

番号	13					
補助事業名	夜間往診事業助成	事業開始年度	平成 20 年度	所管部	健康部	部
				所管課	健康推進課	課
補助の目的	新宿区における夜間往診体制を構築し、区内における在宅医療体制の充実を図ります。	補助の概要	夜間往診事業に係る運営経費(人件費・車両費・事務費等)			
		根拠(要綱等)	新宿区夜間往診事業に係る補助金の交付に関する要綱			
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 社団法人 新宿区医師会	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 区民に対して、かかりつけ医として在宅療養を支えてきている実績があるため対象者として妥当です。			
補助対象費用	その他:夜間往診事業に係る運営経費	補助率等(算出根拠)	その他:10/10(予算に定める額の範囲内)			
支出方法	確定払 概算払 前金払					
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【無しの理由】 【その他の提出書類】		選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 取組内容を記載した事業計画書を区職員により内容審査をします。			
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【無しの理由】 【その他の提出書類】		【審査体制】 区職員による審査 【審査内容・方法】 事業実績報告書や補助対象者への聞き取り調査で審査しています。			

年度	19年度			20年度			21年度			
	予算	決算		予算	決算		予算	決算		
予算・決算	金額	円	円	13,500,000 円	13,500,000 円	10,000,000 円	10,000,000 円	円	円	
		執行率	%	執行率	100.00 %	執行率	100.00 %	執行率	100.00 %	
	内訳等	件	件	件	件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		件	件	件	件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
件		件	件	件	件	件	件	件	件	
単価		単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
補助率		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
円		円	円	円	円	円	円	円	円	
その他		その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
		円	円	13,500,000 円	13,500,000 円	10,000,000 円	10,000,000 円	円	円	
評価区分		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する			A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する			A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
		年度評価	評価理由			初年度は、利用実績は当初の予定ほどあがりませんが、区民が安心して在宅療養できるための体制づくりという目的にはかなっており、徐々に利用者が増えてきています。また、往診の利用登録をしている区民は平成21年3月末で135名、うち「しんじゅく医療あんしんカード」を保持している区民は81名にのぼっています。			前年度に比して、利用実績は3倍に伸びました。平成21年度中に新たに「医療あんしんカード」を保持した区民が279名と少しずつ普及してきています。平成21年12月からは介護支援専門員を通じて「医療あんしんカード」を配布できるよう事業の周知を図っています。また、区内の在宅療養支援診療所数は、平成19年度33か所から平成21年度43か所まで増え、区民が安心して在宅療養できるための体制づくりにつながっています。	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）										
役割分担		区は事業運営にかかる初期経費と運営経費を補助し、補助対象者（医師会）は、医師会診療所において夜間往診を含め在宅療養者の往診事業を行うことにより、在宅医療体制の整備に寄与しています。			妥当性の	昨今の医療制度改革に伴う在院日数の短縮化や、高齢者人口の増加などにより、在宅医療体制を整備していかなければならない状況にあり、在宅医療の重要な構成要素である往診体制の整備のための本事業への補助は政策目的として妥当です。				
代替手段	本補助事業を運営することで、区民がかかりつけ医を持ち、安心して在宅療養できる往診体制を地域全体として整えることができます。			達成状況の	本補助金対象事業をきっかけに、医師会では医師会診療所による昼夜を問わない往診体制の整備や、「しんじゅく医療あんしんカード」の配布（このカードを医師会やかかりつけ医から配布された区民は、必要時医師会診療所に往診を依頼できる）をはじめなど、区民がかかりつけ医を持ち安心して在宅療養できる、在宅医療の体制整備につながってきています。					
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない			【評価理由】 在宅療養を支える関係機関において、この事業への関心が高い状況があります。本補助金対象事業をきっかけに、医師会では医師会診療所による昼夜を問わない往診体制の整備をはじめなど、区民がかかりつけ医を持つことで、持病の管理や安心して在宅療養できる、在宅医療の体制整備につながってきています。						
課題	今後は区民に対して分かりやすい事業周知等の検討が必要です。			改革方針 平成20年度途中で、補助金対象事業の利用の要件やしくみを見直し、在宅療養支援診療所以外のかかりつけ医からの要請やかかりつけ医から「しんじゅく医療安心カード」を配布された区民からの要請にも対応できるようにしました。平成21年12月からは介護支援専門員からも「しんじゅく医療安心カード」を配布できるようにしました。また、平成22年度は高齢者総合相談センターからも配布します。引き続き区としては、かかりつけ医の普及に併せて本補助事業の周知を行い、区民の在宅療養体制の充実を図っていきます。						

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	5	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		妊婦健康診査等

番号	14				
補助事業名	妊婦健康診査費助成(里帰り等)	事業開始年度	平成 20 年度	所管部	健康 部
補助の目的	東京都外での妊婦健康診査等、やむを得ない事情により自己の負担で妊婦健康診査を受診した者に対して、妊婦健康診査費の一部を助成することにより、費用負担の軽減を図り、区民が安心して出産できる環境を整え、少子化対策に寄与します。	補助の概要	妊婦健康診査に係る経済的負担を軽減し、健やかに安心して出産できる環境づくりを目指します。		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 東京都外での妊婦健康診査等、やむを得ない事情により自己の負担で妊婦健康診査を受診した区民	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】		
補助対象費用	妊婦健康診査費用 超音波検査費用 その他：	補助率等(算出根拠)	妊婦健康診査費 (平成21年度補助額、全14回分) 1回目 8,500円 2～14回目 各5,000円 超音波検査費 (平成21年度補助額、全3回分) 各5,300円 その他：		
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 不特定多数の区民個人からの申請であり、妊婦健診費用確定後の実績に基づく下記申請書類等での申請手続としているため。 【その他の提出書類】 ・母子健康手帳の表紙及び妊娠の経過記載ページのコピー ・領収書 ・使用しなかった妊婦健康診査受診票、超音波検査票 ・申請書		選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 区職員が住民確認を行ない、申請書類を審査します。審査に当たり、当該健診が保険適用されているかを、領収書及び医療機関への電話等により確認します。審査後、助成金額を確定し口座振込により支給します。		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 申請の際に区職員が必要書類を審査・認定し、助成金を支給して終了のため清算、実績報告はしません。 【その他の提出書類】		【審査体制】 区職員(審査者・確認者2名によるダブルチェック) 【審査内容・方法】 申請の際に区職員が必要書類を審査・認定し、助成金を支給して終了します。		

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額	円	円	120,535,000 円	3,112,708 円	5,364,000 円	12,047,945 円
		執行率	%	執行率	2.58 %	執行率	224.61 %
	内訳等	件	件	件	108 件	60 件	378 件
		単価	単価	単価	単価	単価 8500	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	3,112,708 円	510000 円	12,047,945 円
		件	件	件	件	780 件	件
		単価	単価	単価	単価	単価 5000	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	3900000 円	円
		件	件	件	件	180 件	件
		単価	単価	単価	単価	単価 5300	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
円	円	円	円	954000 円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由			年度途中から開始となった補助事業であるため、従来の妊婦健康診査費助成金の予算をもって実施しました。予想以上に区民の利用が多く、当初の目標を達成しています。		予算見積時点で予想した利用件数の2倍以上の実績がありました。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区が安全で安心して出産できるよう経済的支援を行い、補助対象者は本制度を利用し出産を迎えるため、適切です。			受目的性の	区民が安全で安心して出産できるための経済的支援事業となっており、適切です。		
代替手段 効率性	平成20年度より開始された本制度は、現状行える負担軽減策としては最善の制度です。			達成状況の	妊婦健康診査受診者で、本制度を利用する区民が年々増えてきているため、安全で安心な出産及び少子化対策に寄与しています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 妊婦健康診査受診者で、本制度を利用する区民が年々増えてきているため、安全で安心な出産及び少子化対策に寄与しています。				
課題	助成金が健診受診後の支払となるため、健診受診時の負担を軽減することが出来ません。また、海外での受診については、負担金額や健診受診の記録確認が難しいため、本制度の対象とはなりません。			改革方針	健診受診時の負担を軽減することができない、海外での受診については対象とならないという課題がありますが、妊婦健康診査受診票を使用できない方に対する助成制度としては、現状では最善の制度です。		

平成20年度予算額については、里帰り出産等に伴う助成制度が年度途中からの開始であるため、妊婦健康診査費の助成金の予算額を計上しています。
平成20年度及び21年度決算の件数・金額については、健診実費に対する負担金交付のため単価を特定できないことから、申請件数と負担金合計額を計上しています。

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	5	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		公衆浴場の支援
				枝事業名	

番号	15				
補助事業名	公衆浴場設備費助成	事業開始年度	昭和 52 年度	所管部	地域文化 部
				所管課	地域調整 課
補助の目的	<p>公衆浴場の設備改善に必要な費用について助成を行うことにより、区民の保健衛生、健康増進向上と公衆浴場経営者の転廃業を防止します。</p> <p>また、燃料をガス化に転換する公衆浴場経営者に費用を助成することにより環境負荷の低減、省力化を図るとともに経営の安定化を図ります。</p>	補助の概要	公衆浴場関連設備の老朽化、故障等による設備更新に係る経費を補助します。また、燃料を重油等から都市ガスへ転換する工事に要する経費も補助します。		
		根拠(要綱等)	新宿区公衆浴場設備費補助金交付要綱 新宿区補助金交付規則		
補助対象(者)	<p>団体 個人</p> <p>【要件又は対象団体】 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部所属の公衆浴場経営者</p>	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	<p>特定の団体(者) 特定の団体(者)でない</p> <p>【特定の団体の場合の妥当性】 平成21年4月1日現在、区内にある32軒の公衆浴場のすべてが組合に加入しているため補助対象者を組合所属の公衆浴場経営者とすることは妥当です。</p>		
補助対象費用	<p>釜・温水器・煙突等の公衆浴場関連設備</p> <p>コインランドリー(敷地内または、隣接する場合のみ)</p> <p>燃料のガス化転換工事</p> <p>その他:補助金の額により新たに補助金の交付を受けられない期間があります(制限期間)が緊急対応が必要な故障等には制限期間内でも重ねて交付を受けられます。</p>	補助率等(算出根拠)	<p>補助率:10分の10</p> <p>1件1万円を単位として限度額200万円までの対象設備に係る設備費及び工事費を助成します。</p> <p>その他:他の公的補助制度の対象となる金額を除きます。</p>		
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	<p>事業計画書提出の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの理由】 工事見積書の提出により事業計画に代えます。</p> <p>【その他の提出書類】 交付金申請書(連帯保証人あり) 印鑑登録証明書 工事見積書</p>		<p>選定方法 <input type="checkbox"/></p> <p>(公募の場合)</p> <p>外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合)</p> <p>の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人)</p> <p>【審査方法】 書類審査及び申請者への聞き取り調査をし、要綱に合致しているかを適正に審査します。</p>		
清算/実績報告	<p>実績報告書提出の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの理由】 完工届(工事前後の現場写真添付)の提出により実績報告書に代えます。</p> <p>【その他の提出書類】 交付金請求書 工事費用の領収証の写し</p>		<p>【審査体制】 工事終了後、職員が現場へ出向き検査します。</p> <p>【審査内容・方法】 工事終了後、申請書・見積書と照らし合わせながら現場検査をします。また、工事前後の写真の提出により工事が適正に行われているか確認します。</p>		

	年度	19年度		20年度		21年度		
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額	21,200,000 円	21,200,000 円	20,000,000 円	16,740,000 円	30,000,000 円	19,660,000 円	
			執行率 100.00 %		執行率 83.70 %		執行率 65.53 %	
	内訳等	一般 10件	一般枠 5件	一般枠 10件	一般枠 5件	一般枠・小規模 10件	一般・小規模 2件	
		単価 1,000,000	単価 2,000,000	単価 1,000,000	単価 2,000,000	単価 1,000,000	単価 1,000,000	
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	
		10,000,000 円	10,000,000 円	10,000,000 円	10,000,000 円	10,000,000 円	2,000,000 円	
		特別枠・ガス化 5件	特別枠・ガス化 6件	特別枠・ガス化 5件	特別枠・ガス化 4件	一般枠・大規模 5件	一般・大規模 4件	
		単価 2,000,000	単価	単価 2,000,000	単価	単価 2,000,000	単価	
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	
		10,000,000 円	11,200,000 円	10,000,000 円	6,740,000 円	10,000,000 円	7,910,000 円	
		流用増 1件	件	件	件	特別枠・ガス化 5件	緊急・小規模 10件	
		単価 1,200,000	単価	単価	単価	単価 2,000,000	単価	
		補助率 10/10	補助率	補助率	補助率	補助率 10/10	補助率 10/10	
1,200,000 円	円	円	円	10,000,000 円	9,750,000 円			
その他	その他	その他	その他	その他	その他			
	円	円	円	円	円			
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
	評価理由	平成19年度予算全額を助成し合計11件の公衆浴場設備の改善が行なわれ、環境負荷への低減が図れたことなど有効活用されたためです。		平成20年度予算の83.7%を助成し合計9件の公衆浴場設備の改善が行なわれ、環境負荷への低減が図れたことなど有効活用されたためです。また、特別枠の執行額が低いのは、東京都の補助金と併用した公衆浴場もあり1件当たりの助成額が200万円に満たなかったためです。		平成20年度までに、区内32軒の公衆浴場の内65.6%にあたる21軒がガス化転換を終えたことにより、平成21年度はガス化転換する公衆浴場がありませんでした。このため予算執行率も65.53%と低くなりました。		
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）								
役割分担	この補助金において区は、公衆浴場の転廃業の防止を担い、公衆浴場経営者は、区民の保健衛生の維持向上、健康増進、地域コミュニティの存続を担います。			受目的性の	公衆浴場設備補助の目的設定は、区民の健康増進等と環境負荷の低減に資するため妥当です。			
代替手段	効率性	この補助金は年度当初の組合定例会で、浴場経営者に制度の説明を行ない組合を通して申請を受付けているため、効果的、効率的に行われています。			達成状況	平成19年度より設置した「特別枠」により10件の公衆浴場の燃料がガス化転換され浴場経営者の経済的負担が軽減され、環境負荷の低減にも役立ちました。また、その他の設備補助金交付により老朽化や故障した浴場設備の改善が行われ公衆浴場の転廃業の防止に役立ちました。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 この補助金により、3年間で延36軒の公衆浴場が設備の更新、燃料のガス化等の工事が行うことができ、区民の保健衛生の維持向上、健康増進、地域コミュニティの存続を担う公衆浴場の転廃業の防止に役立ちました。					
課題	公衆浴場設備の老朽化と経営者の高齢化が進み後継者不足もあり、又、原油等の高騰など公衆浴場を取巻く現状は厳しいものがあります。公衆浴場の転廃業を防止するため、公衆浴場組合の意向を踏まえ活用しやすい補助金制度にしていく必要があります。			改革方針	22年度から特別枠を廃止しガス化についても一般枠内で助成するような制度改正を行いました。 公衆浴場の転廃業を防止のため、今後も引き続き、公衆浴場組合の意向を踏まえながら、活用しやすい制度にするための検討を行っていきます。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	5	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		公衆浴場の支援
				枝事業名	

番号	16						
補助事業名	公衆浴場改築改修費助成			事業開始年度	平成 20 年度	所管部 地域文化 部	所管課 地域調整 課
補助の目的	公衆浴場の改築または改修費用の一部を補助することにより、公衆浴場施設を有効活用した区民の健康増進、区民相互の交流促進等区民の福祉の向上を図るとともに、区民の入浴の機会の確保に資することを目的としています。			補助の概要	東京都と連携し、区民相互の交流促進が図られる施設や区民の健康増進、地域貢献に資する施設を設置し、介護予防事業等を行う公衆浴場に対して改築・改修費用を助成します。		
				根拠(要綱等)	新宿区健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部所属の公衆浴場所有者または経営者			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 平成20年4月1日現在、区内にある32軒の公衆浴場のすべてが組合に加入しているため補助対象者を組合所属の公衆浴場所有者または経営者とするは妥当です。		
補助対象費用	本体工事費 附帯設備費 初度調弁費 その他:設計工事監理委託費			補助率等(算出根拠)	改築事業は2億円までの対象事業に係る設備費及び工事費の一部を助成します。補助率は20分の1、補助額は1件1,000円を単位として限度額は1,000万円まで助成します。 改修事業は8,000万円までの対象事業に係る設備費及び工事費の一部を助成します。補助率は20分の1、補助額は1件1,000円を単位として限度額は400万円まで助成します。 その他:		
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し 【無しの理由】 【その他の提出書類】助成申請書、工事設計書、工事見積書、既存の浴場施設の営業許可書の写、建物・土地の登記事項証明書(借地・土地所有者の建築承諾書)、法人の登記事項証明書、住民税、事業税等の納税証明書、印鑑証明書、所得税確定申告書・決算書の写し、法人税申告書等、営業継続期間保証書、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部の意見書			選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 設計図、事業計画書が、健康増進型の改築・改修要件を満たしているかを適正に審査します。			
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 有 【無しの理由】 バリアフリー化等の工事については、完工届(工事前後の現場写真添付)の提出により実績報告書に代えます。 【その他の提出書類】 工事着手時:工事着手届、補助金交付申請書(工事契約書の写添付) 工事完了時:工事完了届、請求書 支払完了時:支払完了届(支払を証する書類添付)			【審査体制】 工事終了後、職員が現場へ出向き検査します。 【審査内容・方法】 工事終了後、申請書・見積書と照らし合わせながら現場検査をします。また、工事前後の写真の提出により工事が適正に行われているか確認します。			

年度	19年度			20年度			21年度		
	予算	決算		予算	決算		予算	決算	
予算・決算	金額	円	円	10,000,000 円	7,928,000 円	0 円	0 円		
		執行率	%		執行率 79.28 %		執行率	%	
		件	件	改築費助成 1件	改築費助成 1件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	1,000,000	7,928,000	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率		1/20	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	10,000,000 円	7,928,000 円	円	円	円	円
		件	件	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円	円	円
	件	件	件	件	件	件	件	件	
単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する			
	評価理由			区民の健康増進、地域コミュニティの存続に資する区内初の健康増進型公衆浴場の改築に助成し、有効活用されたため。		制度は存続していますが、助成希望者がいないため予算措置はしていません。			
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）									
役割分担	この補助金において区は、公衆浴場の転廃業の防止を担い、公衆浴場所有者または経営者は、区民の保健衛生の維持向上、健康増進、地域コミュニティの存続を担います。			受目的性の	公衆浴場設備補助の目的設定は、区民の健康増進等と地域コミュニティの存続に資するため妥当です。				
代替手段	この補助金は年度当初の組合定例会で、浴場所有者または経営者に制度の説明を行ない組合を通して申請を受けているため、効果的、効率的に行われています。			達成状況の	この補助金により区内最初の健康増進型公衆浴場が竣工しました。施設内はバリアフリー化され、車イスのまま利用できるトイレ等高齢者にも優しい公衆浴場となっています。ロビーでは健康増進事業も行われています。				
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない			【評価理由】 この補助金により区内最初の健康増進型公衆浴場が竣工しました。施設内はバリアフリー化され、車イスのまま利用できるトイレ等高齢者にも優しい公衆浴場となっています。ロビーでは健康増進事業も行われています。新規利用者も増加し公衆浴場の転廃業防止にも役立っています。					
課題	区民の健康増進、地域コミュニティの存続を図るため、公衆浴場の転廃業防止策として助成制度を継続していく必要があります。浴場組合の意向を踏まえ、より活用しやすい制度へと改正していく必要があります。			改革方針	平成20年度より実施した「健康増進型公衆浴場改築事業」の助成を希望する公衆浴場所有者または経営者が続くような補助金制度にする検討を行っていきます。				

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	5	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		公衆浴場の支援
				枝事業名	

番号	17				
補助事業名	公衆浴場資金の貸付及び利子補給		事業開始年度	平成元年度	所管部 地域文化 部 所管課 地域調整 課
補助の目的	公衆浴場の改修・多角化に必要な資金の融資あっ旋及び利子補給を行い、公衆浴場の転廃業を防止し公衆浴場の確保を図ります。		補助の概要	公衆浴場の設備の改修、多角化のための設備の設置等に要する経費の貸付を取扱金融機関にあっ旋して、その利子を補助します。	
			根拠(要綱等)	新宿区公衆浴場資金融資あっ旋要綱	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部所属の公衆浴場経営者または所有者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 平成21年4月1日現在、区内にある32軒の公衆浴場のすべてが組合に加入しているため補助対象者を組合所属の公衆浴場経営者または所有者とすることは妥当です。	
補助対象費用	改修資金(貸付限度額5,000万円まで)貸付金の利子 多角化資金(貸付限度額3,000万円まで)貸付金の利子 その他：		補助率等(算出根拠)	平成10年度以降に貸し付けた改修資金・多角化資金はともに利子の補助率 2分の1 平成9年度までに貸し付けた改修資金・多角化資金はともに利子の補助率 10分の10 その他：	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 詳細な工事図面の提出により事業計画書提出に代えます。 【その他の提出書類】 資金融資あっ旋申込書、工事見積書(図面添付)、公衆浴場施設、敷地の登記事項証明書、住民税納税証明書(または非課税証明書)、事業税納税証明書、印鑑登録証明書、		選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 申込書、工事見積書が要綱の要件を満たしているか適正に審査します。		
清算/実績報告	<input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 取扱金融機関より融資実行報告書、金銭消費貸借契約証書の写しの提出があり、実行報告書の提出に代えます。 【その他の提出書類】		【審査体制】 書類審査 【審査内容・方法】 申込時提出された書類等と取扱金融機関より提出された書類を照らし合わせて、齟齬が無い等審査します。		

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
金額	10,927,000 円	6,603,184 円	9,842,000 円	5,328,075 円	9,476,000 円	4,246,809 円	
		執行率 60.43 %		執行率 54.14 %		執行率 44.82 %	
予算・決算	内訳等		内訳等		内訳等		
	利子補給金 件	利子補給金 17件	利子補給金 件	利子補給金 17件	利子補給金 件	利子補給金 17件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	10,927,000 円	6,603,184 円	9,842,000 円	5,328,075 円	9,476,000 円	4,246,809 円	
	流用減 件	件	流用減 件	件	流用減 件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	円	円	円	円	円	円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	利子補給をすることにより浴場経営者または所有者の経済的負担の軽減を図れ、公衆浴場の転廃業の防止に役立ちました。執行率が低いのは、新規の貸付が無いためです。		利子補給をすることにより浴場経営者または所有者の経済的負担の軽減を図れ、公衆浴場の転廃業の防止に役立ちました。執行率が低いのは、新規の貸付が無いためです。		利子補給をすることにより浴場経営者または所有者の経済的負担の軽減を図れ、公衆浴場の転廃業の防止に役立ちました。新規貸付も2件ありました。執行率が低いのは、利率が下がっているためです。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	この補助金において区は、公衆浴場の転廃業の防止を担い、公衆浴場経営者または所有者は、区民の保健衛生の維持向上、健康増進、地域コミュニティの存続を担います。		妥当性の	区内公衆浴場の改修・多角化の融資あっ旋及び利子補給を行い、公衆浴場を確保することにより、区民の保健衛生を維持向上、地域コミュニティの存続に資するため妥当です。			
代替手段	この補助金は年度当初の組合定例会で、浴場経営者または所有者に制度の説明を行ない組合を通して申請を受けているため、効果的、効率的に行われています。		達成状況	利子補給をすることにより浴場経営者または所有者の経済的負担の軽減を図れ、公衆浴場の転廃業の防止に役立ちました。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 この制度により延27軒の公衆浴場が設備の改修や経営の多角化をしました。利子補給をすることにより、公衆浴場経営者または所有者の経済的負担の軽減ができ転廃業を防止を図れました。				
課題	平成21年度に新規貸付がありました。公衆浴場の改修工事は多額の資金を必要とするため、貸付を希望する経営者または所有者がなかなか続かないのが課題です。		改革方針	融資あっ旋については、平成20年度、改修資金・多角化資金ともに1件の申請があり（実際の融資は平成21年度）制度の存続が必要です。また、利子補給についても、現在の経済状況や公衆浴場の経営状況を考慮すると制度の存続が必要です。今後も引き続き、より活用しやすい制度にする検討を行っていきます。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		各種団体に対する事業助成
			枝事業名		

番号	18	
補助事業名	地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金	事業開始年度 昭和 44 年度
補助の目的	新宿区の各地区民生委員・児童委員協議会に対し、研修活動に要する経費の一部を助成することにより、新宿区民生委員・児童委員の活動を支援し、もって地域福祉の推進を図ります。	補助の概要 地区民生委員・児童委員協議会が自主的に実施する研修会、講演会及び施設視察に要する経費の一部を助成します。
		根拠(要綱等) 新宿区地区民生委員・児童委員協議会の研修活動に係る助成金の交付に関する要綱
補助対象(者)	団体 個人 [要件又は対象団体] 各地区民生委員・児童委員協議会(10地区)	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性 特定の団体(者) 特定の団体(者)でない [特定の団体の場合の妥当性] 民生委員・児童委員相互の連携と資質の向上を図り、地域における行政との協働活動を行っている団体であるため。
補助対象費用	支給対象事業に係る旅費、講師代、施設使用料、施設視察費 その他:	補助率等(算出根拠) 左記経費の半額。 ただし、12万8,500円を上限とする。 その他:
支出方法	確定払 概算払 前金払	
補助金申請手続	提出書類・添付書類 事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) [無しの理由] [その他の提出書類] 1 事業計画書 2 収支予算書 3 規約 4 役員名簿	選定・審査の体制・考え方 選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) [審査方法] 1 区職員による審査。 2 研修に要する経費と助成対象経費の積算等の確認を行う。 3 補助金の流れに沿って確認をしています。 交付申請書(計画書等) 交付決定通知 交付請求書 実績報告書
	清算/実績報告 実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) [無しの理由] [その他の提出書類] 1 経費の領収書(写し可) 2 見学先等の資料・パンフレット	[審査体制] 区職員による審査。 [審査内容・方法] 1 実績報告書から、実施日時、研修目的、参加人数の確認。 2 所要経費の検証により、適正な予算執行を確認しています。

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		各種団体に対する事業助成
			枝事業名		

番号	19				
補助事業名	区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助		事業開始年度	年度	所管部 福祉部 所管課 地域福祉課
補助の目的	新宿遺族会への事業補助を通じて、新宿区として戦没された方々への慰霊及び関係ご遺族へ弔意を表します。		補助の概要	遺族会が自主的に実施する事業のうち、区内戦没者慰霊祭等の経費に対して助成します。	
			根拠(要綱等)	区内戦没者慰霊祭等に対する助成金交付要綱	
補助対象(者)	団体 個人 [要件又は対象団体] 新宿区遺族会	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない [特定の団体の場合の妥当性] 新宿区内において慰霊祭等を実施する団体であり、補助金を交付することは妥当です。		
補助対象費用	区内戦没者慰霊祭・沖縄慰霊巡拝・お遺骨お出迎え その他:	補助率等(算出根拠)	10/10 上限 315,000円 その他:		
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 歳入歳出予算書・前年度の事業報告書及び歳入歳出決算書・会の規約・役員名簿		選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 具体的な活動計画を記載した事業計画、並びに歳入歳出予算書の提出を求め、内容が適正であるか区職員の審査を行っています。		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 助成金精算書		【審査体制】 区職員により実績報告書の審査を行っています。 【審査内容・方法】 補助金の趣旨に沿って事業が執行されているかどうか、事業実績報告から審査を行っています。また、活動成果等の状況から事業の達成度を審査しています。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		障害児等タイムケア事業
				枝事業名	

番号	20				
補助事業名	障害児等タイムケア事業運営助成等		事業開始年度	平成19年度	所管部 福祉部 所管課 障害者福祉課
補助の目的	地域生活支援事業としてタイムケア事業を位置づけ、障害児(特に中・高校生)の放課後等の日中活動支援を図るとともに、必要な職員配置を行うための助成を行うことで重度障害児に対する支援充実を図ります。		補助の概要	障害児タイムケア事業(地域生活支援事業)を行なう法人の運営に係る人件費を助成し、安定運営とともに支援の充実を図ります。	
			根拠(要綱等)	・新宿区障害児等タイムケア事業運営費補助金交付要綱 ・平成20年度障害児等タイムケア事業所等利用者の安全確保に係る経費補助金交付要綱	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 (社福)新宿あした会 事業所名:まいペース		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 障害児を持つ「手をつなぐ親の会」を母体とした新宿あした会は、障害特性に応じたサービスを利用者の視点から提供することができます。よって、当該事業の適正が高く、安定的な運営を図るためにも、助成を行なう必要があります。	
補助対象費用	事業に供するものの整備等事業開始のために要する経費 事業に従事する職員の給料手当、共済費、賃金等 信濃町児童館改修による学童クラブの仮移転での施設共同利用に伴う安全配慮のための加配職員の賃金 その他:		補助率等(算出根拠)	補助率10/10 基準額50万円と対象経費とを比較して、少ない方の額とします。 補助率10/10 基準額450万円と対象経費とを比較して、少ない方の額とします。 補助率10/10 基準額127万1千円と対象経費とを比較して、少ない方の額とします。 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 所要額調書、法人収支予算書		選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 ・支援員の配置基準を上回った配置をするか。 ・基準以上の配置により取り組み内容を確認。		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 利用者等実績書、収支決算書		【審査体制】 職員による書類審査や現場確認による確認 【審査内容・方法】 ・支援員の配置基準を上回った配置ができているか。 ・利用者が毎月安定的に利用できているか。 ・日常支援として行事等取り組み内容が実施されたか。		

	年度	19年度		20年度		21年度			
		予算	決算	予算	決算	予算	決算		
予算・決算	金額	5,000,000 円		5,771,000 円		4,500,000 円			
		執行率	100 %	執行率	100 %	執行率	100 %		
	内訳等	1 件		1 件		1 件		1 件	
		単価	500,000	単価	500,000	単価	500,000	単価	500,000
		補助率	10/10	補助率	10/10	補助率	10/10	補助率	10/10
		500,000 円		500,000 円		500,000 円		500,000 円	
		1 件		1 件		1 件		1 件	
		単価	4,500,000	単価	4,500,000	単価	4,500,000	単価	4,500,000
		補助率	10/10	補助率	10/10	補助率	10/10	補助率	10/10
		4,500,000 円		4,500,000 円		4,500,000 円		4,500,000 円	
		1 件		1 件		1 件		1 件	
		単価		単価	1,271,000	単価	1,271,000	単価	
		補助率		補助率	10/10	補助率	10/10	補助率	
円		円		1,271,000 円		円			
その他	円	その他	円	その他	円	その他	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った — 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する			
	評価理由	重度障害児への対応を充実するために、人件費などの運営経費についてさらに精査が必要ですが、この事業自体に対してはニーズも高く、区が補助を行ない、事業の安定運営を図ることは適切であるためです。		本事業の実施により、重度障害児への日中活動の支援が可能となり、一定の成果を挙げられたと考えます。		重度障害児への対応をするための運営の支援を行うとともに、平成21年度より報酬体系を見直したことにより、法人の安定した運営が可能になりました。			
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）									
役割分担	この補助金において、区は運営費の一部を助成し、補助事業者は重度障害児も対象としたタイムケア事業を提供しています。			妥当性の	目標設定は、法定基準以上の職員を配置することで重度障害児への対応も可能なきめ細やかなサービス提供を図るといふ、利用者及び保護者のニーズを踏まえたもので適切です。				
代替手段 効率性	区の空き施設を活用し、コスト面でも法人職員による柔軟な運営努力により、効率的な運営です。			達成状況の	この補助金を交付したことにより、重度障害児も含めた障害児の放課後等の居場所づくりができたことで、保護者のニーズに応えることができました。				
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 利用者の障害特性に応じた支援と安全確保に対応した支援員配置基準や運営に見合う報酬体系の見直しにより、利用者及び保護者のニーズに応えることができ、法人の安定した運営が可能となりました。						
課題	平成23年度から、事業所を旧東戸山中学校跡地に開設する（仮称）子ども総合センター内に移転し、「子ども発達センター」「子ども家庭支援センター」「学童クラブ」事業とともに「障害児タイムケア」事業を総合的な子育て支援として展開していきます。移転後について、現状の補助金の交付により安定的な運営ができるかどうか課題です。			改革方針	補助金の支出方法について、補助事業の実態にあわせ検討します。				

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業	31	介護保険サービスの基盤整備
				枝事業名	特別養護老人ホーム等の整備

番号	21						
補助事業名	特別養護老人ホーム等建設事業助成			事業開始年度	昭和 56 年度	所管部	福祉 部
						所管課	介護保険 課
補助の目的	区民が特別養護老人ホームに円滑に入所できるよう、入所施設を整備充実させると同時に、入所施設での総合的サービスの展開を図ることを目的とします。			補助の概要	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対し、施設整備に必要な経費の補助を行います。 本事業は、すでに建設が終了している施設への、過去(7～12年度)に行った分割補助の残額分のみとなります。		
				根拠(要綱等)	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 社会福祉法人			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 社会福祉法人もくせい会 外11名 すでに建設が終了した施設に対する分割補助残額分の支払いのみのため妥当です。		
補助対象費用	施設整備・設備整備費 その他：			補助率等(算出根拠)	10/10(ただし他の補助金等の重複分を除く) その他：		
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 過去(7～12年度)に建設が終了した施設に対する分割補助の残額支払い分のみを対象としており、補助事業としては実質的に完結しているため、19～21年度の補助金に対する新たな事業計画書の提出はありません。 【その他の提出書類】			選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 過去(7～12年度)に建設が終了した施設に対する分割補助の残額支払い分のみを対象としており、補助事業としては実質的に完結しているため、19～21年度の補助金に対する新たな審査は行っていません。			
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 過去(7～12年度)に建設が終了した施設に対する分割補助の残額支払い分のみを対象としており、補助事業としては実質的に完結しているため、19～21年度の補助金に対する新たな実績報告書の提出はありません。 【その他の提出書類】			【審査体制】 【審査内容・方法】 過去(7～12年度)に建設が終了した施設に対する分割補助の残額支払い分のみを対象としており、補助事業としては実質的に完結しているため、19～21年度の補助金に対する新たな審査は行っていません。			

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	101,953,000 円	101,953,000 円	101,953,000 円	101,953,000 円	101,953,000 円	101,953,000 円
			執行率 100.00 %		執行率 100.00 %		執行率 100.00 %
	内訳等	12 件	12 件	12 件	12 件	12 件	12 件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10
		101,953,000 円	101,953,000 円	101,953,000 円	101,953,000 円	101,953,000 円	101,953,000 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	この補助金を交付したことにより、区外の特別養護老人ホーム300床分を、入所調整の対象として確保することができました。そのことから、目標どおりの成果があったものと評価します。		この補助金を交付したことにより、区外の特別養護老人ホーム300床分を、入所調整の対象として確保することができました。そのことから、目標どおりの成果があったものと評価します。		この補助金を交付したことにより、区外の特別養護老人ホーム300床分を、入所調整の対象として確保することができました。そのことから、目標どおりの成果があったものと評価します。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	この補助金において、区は補助金を通じた施設整備の支援の役割を担い、補助事業者は、施設整備及び施設の運営の役割を担います。			妥当性の	本事業の目的は、入所施設を整備充実させると同時に、入所施設での総合的サービスの展開を図ることであり、これは介護保険事業計画の趣旨にも沿うもので、区民ニーズを踏まえた適切なものです。		
代替手段 効率性	施設整備の支援としては金銭的な支援が最も有効であり、これに替わる適当な手段はないと思われます。また、この補助制度を活用することにより、社会福祉法人という民間の力を活用することができ、効率的です。			達成状況の	この補助金を交付したことにより、区外の特別養護老人ホーム300床分を、入所調整の対象として確保することができました。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 この補助金を交付したことにより、区外の特別養護老人ホーム300床分を、入所調整の対象として確保することができました。そのことから、入所施設を整備充実させると同時に、入所施設での総合的サービスを展開するという本事業の目的に対し、適切な効果を発揮しているものと評価します。				
課題	今後は区内における特別養護老人ホームについても、整備を着実に進めていく必要があります。			改革方針	分割補助分の残額については、施設建設当時の交付決定に基づき、引き続き支払いを行っていきます。 また、第4期介護保険事業計画に基づき、区内公有地の活用などによる特別養護老人ホームの整備の可能性も検討していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		特別養護老人ホーム運営助成等
				枝事業名	

番号	22				
補助事業名	特別養護老人ホーム運営助成等		事業開始年度	平成 17 年度	所管部 福祉 部 所管課 地域福祉 課
補助の目的	特別養護老人ホームあかね苑及び北新宿特別養護老人ホームは、介護保険導入以前に区立の施設として開設し17年度に自主事業化しました。これらの施設に対し、利用者サービスの維持・向上など、区民等の要望に応えられる施設となるため運営費等に要する経費の一部を補助することを目的とします。		補助の概要	特別養護老人ホームに対し運営費・施設整備費・あん摩マッサージ指圧師加算等を交付します。	
			根拠(要綱等)	新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱	
補助対象(者)	団体 個人 [要件又は対象団体] ・特別養護老人ホームあかね苑 ・北新宿特別養護老人ホーム	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない [特定の団体の場合の妥当性] 介護保険導入以前に区立の施設として開設した特別養護老人ホームに対して、東京都の補助金制度が適用されないため、区が都と同様の補助を行います。		
補助対象費用	利用者サービス維持向上のための支援(包括分) あん摩マッサージ指圧師加算 小規模施設加算 その他:施設振興費・小規模施設特別加算・福祉サービス第三者評価受審支援	補助率等(算出根拠)	10/10 10/10 10/10 その他:10/10		
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) [無しの理由] [その他の提出書類] 新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付申請書・内訳書		選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) [審査方法] 区職員による交付申請書及び内訳書の審査を行っています。		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) [無しの理由] 算定式に基づく運営費の一部の交付のため、精算の必要がない。 [その他の提出書類]		[審査体制] 区職員による審査を行っています。 [審査内容・方法] 事業報告及び収支決算書により全体の中での確認を行っています。		

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額		金額		金額		
	22,790,000 円		23,390,000 円		23,390,000 円		
	執行率 100.00 %		執行率 100.00 %		執行率 100.00 %		
	6,950,000 2件		6,950,000 2件		6,950,000 2件		
	単価 3,475,000	単価 3,475,000	単価 3,475,000	単価 3,475,000	単価 3,475,000	単価 3,475,000	
	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	
	6,950,000 円		6,950,000 円		6,950,000 円		
	3,456,000 1件		3,456,000 1件		3,456,000 1件		
	単価 3,456,000	単価 3,456,000	単価 3,456,000	単価 3,456,000	単価 3,456,000	単価 3,456,000	
	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	
	3,456,000 円		3,456,000 円		3,456,000 円		
	7,008,000 1件		7,008,000 1件		7,008,000 1件		
	単価 7,008,000	単価 7,008,000	単価 7,008,000	単価 7,008,000	単価 7,008,000	単価 7,008,000	
補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%		
7,008,000 円		7,008,000 円		7,008,000 円			
その他		その他		その他			
5,376,000 円		5,376,000 円		5,976,000 円			
5,976,000 円		5,976,000 円		5,976,000 円			
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	補助金を交付したことにより、利用者サービスの維持向上など区民等の要望に応えることができました。		補助金を交付したことにより、利用者サービスの維持向上など区民等の要望に応えることができました。		補助金を交付したことにより、利用者サービスの維持向上など区民等の要望に応えることができました。	
3年間を通じた評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	介護保険制度の導入により、介護サービスの提供は措置から契約となりました。区は直接施設を運営するのではなくサービス事業者に助成を行い、サービス事業者は助成を受けてより良いサービスを提供していくという役割分担が行われています。		妥当性の	特別養護老人ホーム利用者のサービスの維持向上を図る事業として、運営費・施設整備費等を補助することは適切です。			
代替手段	介護保険導入後自主運営化になったことで、特別養護老人ホームの効率的な運営が可能になりました。		達成状況の	補助金を交付することで、特別養護老人ホームの運営及び施設整備等に寄与しています。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 特別養護老人ホームの入所希望者が1,000名を超える状況の中、東京都の助成金制度が適用されない特別養護老人ホームに補助金を交付したことは、区民の高齢者福祉に対する期待に応え、ひいては区民サービスの維持向上に寄与しています。				
課題	21年度まで前金払いで交付され実績報告の提出は求めていますでしたが、補助金の透明性の確保の観点から実績報告を求める必要があります。		改革方針	22年度より要綱を整備し、実績報告の提出と福祉サービスの第三者評価について返還金がある場合は返還を求めるとしました。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		福祉サービス第三者評価受審の促進
				枝事業名	

番号	23				
補助事業名	サービス評価事業 (福祉サービス第三者評価受審費用助成)		事業開始年度	平成 15 年度	所管部 福祉 部 所管課 介護保険 課
補助の目的	福祉サービス第三者評価を受けることにより、提供するサービスの質を事業者自身が自ら向上させるとともに、利用者が事業者を選択する際の資料の一つに資することを目的とします。		補助の概要	東京都福祉サービス評価推進機構に認定された評価機関の中から事業者が自ら評価機関を選定し第三者評価を受審することで要した経費に対して、一定の上限額の範囲で全額補助します。	
			根拠(要綱等)	新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 ・区内に所在地がある、介護保険サービスまたは障害者サービスを提供している事業所であること ・東京都福祉サービス評価推進機構が認証する評価機関の実施する評価を受審すること		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	サービス評価受審費用(認知症対応型共同生活介護以外) 上限 300,000円 サービス評価受審費用(認知症対応型共同生活介護) 上限 600,000円 サービス評価受審費用と改善取組 上限 600,000円 その他:		補助率等(算出根拠)	上限額の範囲内で、実際に受審費用に要した額を補助(10/10) 上限額の範囲内で、実際に受審費用に要した額を補助(10/10) 上限額の範囲内で、実際に受審費用に要した額を補助(10/10) その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 ・福祉サービス第三者評価受審費用助成申請書 ・契約予定額に関する内訳書または評価機関の見積書の写し ・区民の利用者数等の推移がわかる資料		選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 助成申請について「助成要綱」および「受審費用助成の手引き」に基づき、評価結果の公表に同意しているかどうか、契約先が適切であるかどうか(認証機関)等の要件に適合しているか、契約予定金額がサービス評価受審費用であるかどうか、積算根拠を確認すること等の書類審査を実施します。		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 ・福祉サービス第三者評価受審実績報告書 ・契約書の写し・領収証の写し・費用の内訳資料		【審査体制】 書類受理後に、部長までの書類審査を行います。 【審査内容・方法】 審査は区職員により行う。実績報告について、必須の評価項目の調査を行い、その調査結果が評価結果に盛り込まれているかどうか、実際の支払額の精算が適正かどうか、事業評価、評価結果に基づく課題策定と取り組みの報告がなされているかどうか確認します。		

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	7,039,000 円	6,007,120 円	7,537,000 円	3,423,260 円	7,537,000 円	3,808,295 円
		執行率 85.34 %		執行率 45.42 %		執行率 50.53 %	
	内訳等	13 件	12 件	9 件	4 件	9 件	5 件
		単価 300,000	単価	単価 300,000	単価	単価 300,000	単価
		補助率 10/10	補助率	補助率 10/10	補助率	補助率 10/10	補助率
		3,900,000 円	3,417,000 円	2,700,000 円	1,200,000 円	2,700,000 円	1,355,000 円
		6 件	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
		単価 600,000	単価	単価 600,000	単価	単価 600,000	単価
		補助率 10/10	補助率	補助率 10/10	補助率	補助率 10/10	補助率
		3,600,000 円	2,196,000 円	3,600,000 円	2,208,050 円	3,600,000 円	1,915,000 円
		件	件	3 件	0 件	3 件	1 件
		単価	単価	単価 600,000	単価	単価 600,000	単価
		補助率	補助率	補助率 10/10	補助率	補助率 10/10	補助率
円	円	1,800,000 円	0 円	1,800,000 円	535,985 円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
		円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	この補助金の総合評価はBです。理由は19年度は予定していた17事業所が福祉サービス第三者評価を受審したからです。		この補助金の総合評価はBです。理由は、平成20年度の予定件数は17事業所、実績件数は5サービス9事業所で、予定件数のほぼ半数の福祉サービス第三者評価の受審があったからです。		この補助金の総合評価はBです。理由は、平成21年度の予定件数は17事業所、実績件数は11事業所で、予定件数の6割の福祉サービス第三者評価の受審があったからです。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	この補助金において区は福祉サービス第三者評価にかかる事業者の受審費用を担い、補助事業者は、サービスの質の向上を図るとともに当該事業所の透明性の確保や区民への周知等を担います。			目的性の	福祉サービス第三者評価は補助事業者の質の向上、利用者が事業者を選択する際の資料の一つとなることから、受審費用助成は適切なものです。		
代替手段 効率性	福祉サービス第三者評価は提供するサービスの質の向上のため事業者が自主的に受審をするものですが、この補助金があることで、福祉サービス第三者評価の受審が促進されています。このことから、効率的に行われているといえます。			達成状況の	この補助金を交付したことにより第三者評価が促進され、補助事業者は自らの事業所の課題等を把握でき、サービスの質の向上が図られ、利用者が事業者を選択する際の資料の一つとして活用されることができました。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 本事業の総合評価は「効果を発揮している」です。理由は、この補助金を交付したことにより、第三者評価が促進され、事業者は自らの課題を把握でき、サービスの質の向上が図られたからです。				
課題	事業開始より6年が経過し、制度の普及啓発、自発的な受審が少しずつ定着してきていると考えられます。しかし、訪問介護等の在宅系サービス事業者においては、評価にかかる期間など時間的な負担が大きく、受審件数の増加につながりにくいという課題があります。			改革方針	在宅系サービス事業者による評価受審を促進するため、東京福祉サービス評価推進機構は、従来の手法に当該在宅系サービス事業者の事業実態に合った評価手法を追加しました。これに伴い、在宅系サービス事業者に即した評価手法を選択することにより、時間的な面で負担が軽減され、第三者評価の受審に取り組みやすくなると認められることから、引き続き福祉サービス第三者評価制度の普及啓発・受審の勧奨を促進し、制度の定着を図ります。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		介護サービス事業者の質の向上
				枝事業名	

番号	24						
補助事業名	介護福祉士資格取得費用助成			事業開始年度	平成 21 年度	所管部	福祉 部
補助の目的	区内の介護保険サービス事業所に勤務する介護職員が介護福祉士資格を取得することを支援することで、事業所が提供する介護サービスの質を向上させることを目的とします。			補助の概要	介護福祉士の受験料と受験のための講座受講料に対し、上限62,800円の範囲内で実際に要した金額の1/2を補助します。		
				根拠(要綱等)	新宿区介護人材確保・育成事業実施要綱		
補助対象(者)	団体 個人	[要件又は対象団体]		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない [特定の団体の場合の妥当性]		
補助対象費用	介護福祉士国家試験の受験料			補助率等(算出根拠)	62,800円を上限として要した費用の1/2を助成		
	介護福祉士国家試験を受験するための講座受講料				その他:		
支出方法	確定払	概算払	前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 ・介護福祉士国家試験の受験の有無は、受験料振込時の本人控えまたは受験票で確認できる。また講座受講の有無は、支払の領収証の本人氏名、講座名等から確認できるためです。 【その他の提出書類】 ・新宿区介護人材確保育成事業費用助成申請書兼交付請求書 ・受験料振込みの本人控えまたは受験票 ・受講した講座の内容がわかる書類および受講料の領収書			選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 助成申請について「新宿区介護人材確保・育成事業実施要綱」に基づき、区内事業所での1年以上の勤務などの補助要件に適しているかの確認をすること等の書類審査を実施します。			
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 ・新宿区介護人材確保育成事業費用助成申請書兼交付請求書 ・受験料振込みの本人控えまたは受験票 ・受講した講座の内容がわかる書類および受講料の領収書			【審査体制】 書類受理後に部長までの書類審査を行います。 【審査内容・方法】 審査は区職員により行う。実績報告について、受験料、講座受講料の実際の支払額が適正かどうかの確認をします。			

年度	19年度			20年度			21年度			
	予算	決算		予算	決算		予算	決算		
予算・決算	金額	円	円	円	円	円	1,570,000 円	円	681,950 円	
		執行率	%	執行率	%	執行率	43.44 %			
	内訳等	件	件	件	件	件	50 件	36 件		
		単価	単価	単価	単価	単価	単価 62,800	単価		
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率 1/2	補助率		
		円	円	円	円	円	1,570,000 円	円	681,950 円	
		件	件	件	件	件	件	件	件	
		単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
		件	件	件	件	件	件	件	件	
		単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
その他		円	円	円	円	円	円	円	円	
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する			A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する			A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
	評価理由							この補助金の総合評価はBです。理由は平成21年度の予定件数は50人で、実績件数は36人で予定件数の7割の費用助成決定があったからです。		
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）										
役割分担	この補助金においては、区は介護福祉士国家試験の受験費用や受験のための講座にかかる費用の一部を担い、補助を受ける介護従事者は、自らのスキルアップをはかり勤務する事業所が提供するサービスの質を向上させることを担います。				妥当性の	介護人材の確保・育成が社会問題化する中、介護職員のスキルアップ支援することで介護職員としての仕事の継続・向上への動機付け付与を図り、資格を取得することで提供する介護保険サービスの質を向上することができることから適切なものです。				
代替手段 効率性	介護報酬が低いなどの問題から、事業者の収益が悪化し、人件費を抑制する影響から、事業者の努力だけでは人材の確保・育成が困難という状況があります。区が受験費用や講座受講費用を助成することで、人材の確保・支援および事業者への支援を図ることができます。				達成状況の	この補助金を交付したことにより、区内の事業所に勤務する介護従事者の介護福祉士国家資格受験に対する意欲を向上させ、資格取得によるスキルアップを図ることができました。				
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない			【評価理由】 総合評価は「効果を発揮している」となります。理由は、介護保険サービスに従事する人材の確保・育成支援を目的とした本事業は、初年度に予定人数の6割の費用助成決定があり、さらに介護人材に対するスキルアップのための支援は、区内の介護保険サービスの質を向上させることにつながり、実際にサービスを受ける区民にとって有益なものだからです。						
課題	本事業は平成21年度から開始したものです。今後は、さらに申請者数を増加させ、区内事業所に従事している人材のスキルアップを図る必要があります。そのために助成率の改善や事業者の会合などを利用して事業の活用をさらにPRしていく必要があります。				改革方針	平成21年度の補助率は上限額(62,800円)の1/2でしたが、平成22年度は上限額(63,200円)の10/10の補助率とすることで、申請者数の増加を図ります。また、様々な機会を捉え、区内事業所へ周知を行ってきます。このことから本事業が活用され区内事業所に従事している人材のスキルアップを支援し、サービスの質を向上を目指します。				

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		特別養護老人ホーム等運営助成・維持管理
				枝事業名	

番号	25						
補助事業名	医療介護支援事業			事業開始年度	平成 19 年度	所管部	福祉 部
						所管課	高齢者サービス 課
補助の目的	新宿区内に存する特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、医療処置を必要とする区民の受入れに要する費用の一部を補助することにより、医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備に質することを目的とします。			補助の概要	新宿区内の特別養護老人ホームのうち、胃ろう等医療処置を必要とする者を一定数受け入れ、かつ配置基準を超えて人員配置する施設に、人件費等を補助します。		
				根拠(要綱等)	新宿区医療介護支援補助金交付要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 (福)アゼリヤ会 (福)東京都同胞援助会 (福)聖母会 (福)新宿区社会福祉事業団 (福)邦友会			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 新宿区内に存する特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人のうち、新宿区介護老人福祉施設入所指針に基づいて入所判定の決定を行っている社会福祉法人とし、区の施策として医療処置を必要とする者の受け入れ体制を整備するためには、妥当です。		
補助対象費用	従事職員を常勤換算し、人員配置基準を超えて配置した職員の人件費 その他:医療処置加算(入所者の入替え及び入院に伴う事務経費等)			補助率等(算出根拠)	10/10 その他:10/10		
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 ・補助金交付申請書(・事業計画書)・特別養護老人ホーム入所者が必要とする医療処置受入計画書・医療処置を必要とする入所者受入状況表・医療介護支援補助金所要額調書			選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 事業計画書と医療処置を必要とする入所者の受入状況の計画書をもとに補助金の目的に沿って医療処置を必要とする入所者の受入が行われているか区職員により審査します。			
清算・補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 (・補助金事業実績報告書)・事業報告書・特別養護老人ホーム入所者が必要とする医療処置受入報告書・医療介護支援補助金精算書・人件費内訳・医療処置を必要とする入所者受入状況表			【審査体制】 区職員による審査 【審査内容・方法】 医療処置を必要とする入所者の受入状況の報告と受入計画の実施状況から、医療処置を必要とする入所者の受入が適切に行われたかを審査します。 なお、受入状況については、定期的に(四半期に一度)報告をさせています。			

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	56,864,000 円	56,834,000 円	71,664,000 円	71,409,000 円	74,630,000 円	74,630,000 円
		執行率 99.95 %		執行率 99.64 %		執行率 100.00 %	
	内訳等	件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		48,792,000 円	48,788,000 円	61,135,000 円	60,880,000 円	63,604,000 円	63,604,000 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
		その他	その他	その他	その他	その他	その他
8,072,000 円	8,046,000 円	10,529,000 円	10,529,000 円	11,026,000 円	11,026,000 円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	医療処置の受入体制の整備がはかられ、医療処置者の受入が安定的に行われことによる成果です。		医療処置の受入体制の整備がはかられ、医療処置者の受入が安定的に行われことによる成果です。		医療処置の受入体制の整備がはかられ、医療処置者の受入が安定的に行われことによる成果です。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	特別養護老人ホームの医療処置を必要とする入所者の受入体制を整備するため、区が財政的な負担をし、補助対象者は体制整備に向けた職員の確保及び、医療処置を必要とする入所者の受入を行うことにより、現行制度を大きく変更することなく体制整備が行われました。			妥当性の	特別養護老人ホームは生活の場としての位置づけであり、医療処置を必要とする者の受け入れ体制は充分でありません。しかし、特別養護老人ホームの入所を希望する者の要介護状態の重度化や、療養病床転換後の受け皿の不足により、入所者に対する医療処置の必要性が年々高まっています。		
代替手段 効率性	療養病床や介護保険施設への入所ができない医療処置を費用とする者の受け入れは特別養護老人ホームが最も適しており、既存の人材等の活用も含めより効率的に目的を達成することが可能です。			達成状況の	人員配置による体制整備の実施により、医療処置者の受入が安定的に行われた事から、目的の達成については概ね達成されました。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 高齢化が進む現状では地域で安心して暮らしていくための支援の一つとして、特別養護老人ホームにおける医療処置者の受入体制の整備は重要です。今後も社会情勢を踏まえながら継続して支援を実施していく必要はあります。				
課題	特別養護老人ホーム入所者は年々要介護度の高い高齢者が増えています。医療処置を必要とする高齢者も多く、各施設では受け入れ体制を整えるため、基準以上の職員配置をせざるを得ない状況も生まれています。一方では介護職員に準医療行為を認める動きもあり、施設の受入体制や介護保険の制度改正等を見ながら必要な支援を行っていきます。			改革方針	介護保険法の改正等の状況を踏まえながら、検討していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		保護司会への事業助成
				枝事業名	

番号	26						
補助事業名	保護司会への事業助成			事業開始年度	昭和 39 年度	所管部	子ども家庭 部
						所管課	子ども家庭 課
補助の目的	青少年非行防止・地域環境浄化活動の推進を図り、区民と行政による安心してらせるまちづくりを行います。			補助の概要	青少年非行防止・地域環境浄化活動の普及啓発事業を助成しPR効果を高めます。		
				根拠(要綱等)	新宿区保護司会事業補助金交付要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 新宿区保護司会			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 青少年の非行防止・地域環境浄化活動の普及啓発事業を行う法務大臣から委嘱された民間のボランティア団体であり、その活動も熱心であり事業助成は妥当です。		
補助対象費用	消耗品費 謝礼 その他経費 その他:会議費			補助率等(算出根拠)	10/10 10/10 10/10 その他:10/10 会議費		
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し 【無しの理由】 【その他の提出書類】 補助金申請書			選定方法 <input type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 提出のあった事業計画書の内容が、要綱に規程する補助金対象経費の経費項目に合致するか区職員が審査します。			
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し 【無しの理由】 【その他の提出書類】 決算報告書			【審査体制】 所管課職員による審査を行っています。 【審査内容・方法】 実績報告書を所管課職員が審査します。また、必要に応じて区職員が事業に参加して確認しています。			

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	720,000 円		720,000 円		720,000 円	
		執行率 100.00 %		執行率 100.00 %		執行率 100.00 %	
	内訳等	1 件		1 件		1 件	
		単価 210,000	単価 210,000	単価 210,000	単価 210,000	単価 211,000	単価 211,000
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10
		211,000 円		211,000 円		211,000 円	
		1 件		1 件		1 件	
		単価 385,000	単価 385,000	単価 385,000	単価 385,000	単価 356,000	単価 356,000
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10
		385,000 円		385,000 円		356,000 円	
		1 件		1 件		1 件	
		単価 120,000	単価 120,000	単価 120,000	単価 120,000	単価 148,000	単価 148,000
		補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10
120,000 円		120,000 円		148,000 円			
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
5,000 円		5,000 円		5,000 円			
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	犯罪を犯した人の立ち直りを地域で支える活動を行うボランティア団体として、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、地域活動を通して青少年の非行防止と環境浄化に積極的に取り組んでおり、保護司会の事業に助成することは、助成目的に合致し評価できます。		犯罪を犯した人の立ち直りを地域で支える活動を行うボランティア団体として、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、地域活動を通して青少年の非行防止と環境浄化に積極的に取り組んでおり、保護司会の事業に助成することは、助成目的に合致し評価できます。		犯罪を犯した人の立ち直りを地域で支える活動を行うボランティア団体として、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、地域活動を通して青少年の非行防止と環境浄化に積極的に取り組んでおり、保護司会の事業に助成することは、助成目的に合致し評価できます。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区は、「社会を明るくする運動」新宿区実施委員会事務局として、実施委員会の開催や全体の進行管理を行い、保護司会は関係機関・団体と連携しながら新宿通りパレードの準備を進めるとともに、青少年非行防止等に関する啓発活動として「講演会」を実施しています。			妥当性の	犯罪や非行を防止し、地域環境浄化活動に取り組み明るく安心して安全な地域社会を築くことは、区民ニーズを踏まえたもので適切です。		
代替手段	保護司は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアです。青少年非行防止等の様々な広報活動の内、新宿通りのパレードは区と事業者が各々の役割を果たすことにより、効果的・効率的に実施することができており妥当といえます。			達成状況の	この補助金を交付したことにより、青少年健全育成・青少年非行防止に対する取り組みが、自発的、積極的に行われており、目的に対して概ね達成したといえます。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 犯罪を犯した人の立ち直りを地域で支える活動を行うボランティア団体として、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、地域活動を通して青少年の非行防止と環境浄化に積極的に取り組んでおり、保護司会の事業に助成することは、助成目的に合致し評価できます。				
課題	1 補助対象事業について、青少年健全育成のために、より一層多様な展開を促進して行くことが課題です。 2 法務省が主唱している「社会を明るくする運動」は、これまで青少年健全育成が中心でした。今後、方向性が変わる可能性があるため、法務省の動向について情報収集を積極的に行っていく必要があります。			改革方針	1 「社会を明るくする運動」等、青少年の健全育成活動に関する事業や青少年非行防止に関する事業を対象に取り組みが行われています。実施状況を踏まえながら、更なる事業の活性化を図っていきます。 2 法務省の動向を収集しながら、区の実情に合致した事業の推進を図っていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		精神障害者施設整備助成 心身障害者小規模通所施設事業運営助成
				枝事業名	

番号	27						
補助事業名	障害者就労支援施設事業運営助成			事業開始年度	平成 21 年度	所管部	福祉 部
補助の目的	障害福祉サービスに移行した小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対し事業運営補助を行い、安定的な施設運営とともに利用者支援の充実を図ります。また、旧精神障害者共同作業所から新体系に移行した法人の経営の安定化をサポートし、精神障害者の福祉の向上を図ります。			補助の概要	障害福祉サービスに移行した小規模通所施設を運営する社会福祉法人及び旧精神障害者共同作業所から新体系に移行した法人に対して運営費の助成を行うことで、安定運営とともに重度障害者対応を含めた利用者支援の向上を図ります。		
				根拠(要綱等)	・新宿区心身障害者小規模通所施設事業補助金交付要綱 ・新宿区精神障害者就労移行支援施設運営助成補助金交付要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 (社福)新宿あした会(新宿あした作業所・新宿第2あした作業所) (社福)結の会(オフィスクローバー)、NPOラバンス、(社福)東京ムツミ会(ファロ)、NPO工房「風」、(社福)かがやき会(街)		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】			
補助対象費用	事業所家賃補助(心身障害者小規模通所施設) (精神障害者就労移行支援施設) 人件費補助(心身障害者小規模通所施設) (精神障害者就労移行支援施設) 企業内就労補助(心身障害者小規模通所施設) その他:		補助率等(算出根拠)	心身障害者小規模通所施設 500千円/月額 精神障害者就労移行支援施設 施設借上げに要する実額/月額 1施設あたり 2,291,400円/年額 1施設あたり 1,000千円/年額 その他:			
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無し理由】 【その他の提出書類】 ・小規模 所要額調書、事業所別事業計画書(配置職員名簿、利用者名簿含む)、法人収支予算書、賃貸借契約書写し、指定障害福祉サービス事業者指定通知書写し ・精神 補助金交付申請書、申請額内訳書、室別面積表、指定通知書、定款・運営規定、補助事業に係る事業計画書、法人予算書及び貸借対照表			選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 ・支援員の法定配置基準を上回った配置をしているか ・基準以上の配置により取り組み内容を確認			
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無し理由】 【その他の提出書類】 ・小規模 実績報告内訳書、事業所別実績報告書(配置職員名簿、利用者名簿含む)、事業所別収支決算書 ・精神 実績報告書、精算書、事業報告書、決算書・貸借対照表			【審査体制】 職員による書類審査や現場確認による確認 【審査内容・方法】 ・支援員が法定配置基準を上回った配置ができていないか ・利用者が毎月安定的に利用できているか ・利用者の毎月の工賃支給状況確認 ・障害福祉サービス給付費等の請求事務ができていないか ・的確な支出がなされているか			

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	円	円	円	円	50,457,000 円	50,456,931 円
		執行率	%	執行率	%	執行率	100 %
	内訳等	件	件	件	件	5 件	5 件
		単価 実額	単価	単価 実額	単価	単価 実額	単価 実額
		補助率 支援の充実を図	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	22,511,000 円	22,751,531 円
		件	件	件	件	11 件	11 件
		単価	単価	単価	単価	単価 2,291,400	単価 2,291,400
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率 10/10	補助率 10/10
		円	円	円	円	25,206,000 円	25,205,400 円
		件	件	件	件	2 件	2 件
		単価	単価	単価	単価	単価 1,000,000	単価 1,000,000
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率 10/10	補助率 10/10
円	円	円	円	2,000,000 円	2,500,000 円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由					理由は、利用者に支障をきたすことなく運営でき、また、支援員の増配置により重度障害者対応とサービス水準の維持ができたことです。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	この補助金において、区は運営費の一部を助成し、補助事業者は障害福祉サービスを利用者へ提供します。			受目的性の	目標設定は法定基準以上の職員配置することで、利用者支援の充実としてきめ細かなサービス提供を図るという利用者ニーズを踏まえたもので適切です。		
代替手段 効率性	賃貸料の助成については、地域が高額であるため一定程度の助成は必要となります。今後、区の空き施設を活用した運営も検討していく必要があります。 なお、平成20年度までの心身障害者小規模通所施設事業運営助成と精神障害者施設運営助成事業を一元化し、平成21年度から障害者就労支援施設事業運営助成のなかで補助事業を運営します。			達成状況の	この補助金を交付したことにより、事業所の安定的運営が図られ、利用者へのサービス低下を避けることができました。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 理由は、利用者に支障をきたすことなく運営でき、また、支援員の増配置により重度障害者対応とサービス水準の維持ができたことです。				
課題	小規模事業所は、法定人員配置基準だけでは、重度障害者対応や、企業就労支援等のサービスは十分提供できないのが現状です。新体系事業においては、利用実績に応じて報酬が算定されるため利用者の出席状況により収入が不安定となることも想定されます。また新宿という地域特性のため事業所経費（施設借上経費）がかさみ運営を圧迫すると想定されます。			改革方針	平成21年度から福祉施策の一元化により、同じ補助事業のなかで、障害福祉サービスに移行した小規模通所施設を運営する社会福祉法人及び旧精神障害者共同作業所から新体系に移行した法人に対して運営費の助成を行い、安定的な運営とともに重度障害者対応を含めた利用者支援の向上を図っていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		障害者福祉活動事業助成等
				枝事業名	

番号	28						
補助事業名	障害者福祉活動事業助成			事業開始年度	平成 15 年度	所管部	福祉 部
補助の目的	障害者の自立と社会参加を促進する自主活動を援助するため、助成金を交付し、心身障害者の福祉の増進を図ります。			補助の概要	障害者の自立と社会参加を促進する目的で行う、学習・研修事業、調査研究事業、福祉教育事業並びに啓発事業、福祉器具・機材の開発整備事業、他の模範となる事業等に要する経費の一部を助成します。		
				根拠(要綱等)	新宿区障害者福祉活動基金条例 新宿区障害者福祉活動基金条例施行規則		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 新宿区に住所を有する障害者(その家族を含む。)及びその他の区民並びにそれらのものが組織する団体です。			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】		
補助対象費用	講師謝礼 会場費 印刷費 その他:			補助率等(算出根拠)	平成21年度は事業の限度額を100万円とし、予算範囲内で配分します。 その他:		
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 新宿区障害者福祉活動事業助成金交付申請書 経費支出内訳書 設立趣旨、日常の活動状況、名簿等			選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 上記の提出書類により、対象事業の目的・趣旨が補助金の目的に合致しているかどうか、実施プログラムの内容・ボランティア人数等で事業を無理なく効果的に行えるかどうかを、新宿区障害者福祉活動事業助成金配分委員会(内部委員)で審議し、配分額を決定します。			
清算・補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 領収書、参加者名簿、パンフレット等、実施事業が具体的に確認できる資料			【審査体制】 職員により書類審査を行います。 【審査内容・方法】 実績報告書提出時に、審査を行います。 提出された書類により「補助金が適正に支出されたか」「その事業により障害者の自立・社会参加が増進したか」等について、課内にて審査を行います。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		高年齢者クラブ連合会事業助成
			枝事業名		

番号	29	
補助事業名	高年齢者クラブ連合会事業助成	
事業開始年度	昭和 47 年度	所管部 福祉 部 所管課 高年齢者サービス 課
補助の目的	高年齢者の積極的な社会参加の促進することで、共に支えあう地域社会の実現をめざしています。	補助の概要 新宿区高年齢者クラブ連合会が行なう自主事業の実施経費の一部を助成することで、高年齢者の社会参加の機会づくりを支援しています。
		根拠(要綱等) 新宿区高年齢者クラブ自主運営事業助成要綱
補助対象(者)	団体 個人 [要件又は対象団体] 新宿区高年齢者クラブ連合会	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性 特定の団体(者) 特定の団体(者)でない [特定の団体の場合の妥当性] 新宿区在住の多数の高年齢者が加入しているため
補助対象費用	新宿区高年齢者クラブ連合会事業助成 906,910円 新宿区高年齢者クラブ連合会高年齢者福祉大会助成350,000円 新宿区高年齢者クラブ連合会高年齢者スポーツ大会助成350,000円 その他:	補助率等(算出根拠) 新宿区高年齢者クラブ連合会事業助成 194,000 + (@70 × 会員数) + 194,000 新宿区高年齢者クラブ連合会高年齢者福祉大会事業助成 上限1,250,000円 新宿区高年齢者クラブ連合会高年齢者スポーツ大会助成 上限350,000円 その他:
支出方法	確定払 概算払 前金払	
補助金申請手続	提出書類・添付書類	選定・審査の体制・考え方
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) [無しの理由] [その他の提出書類] 新宿区高年齢者クラブ自主運営事業計画書(高年齢者福祉大会) 新宿区高年齢者クラブ自主運営事業計画書(高年齢者スポーツ大会)	選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人) [審査方法] 助成金申請書を受理後、区職員が添付された事業計画書の内容を書面審査し、担当部長が助成を決定しています。
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) [無しの理由] [その他の提出書類] 新宿区高年齢者クラブ自主運営事業報告書(高年齢者福祉大会) 新宿区高年齢者クラブ自主運営事業報告書(高年齢者スポーツ大会)	[審査体制] 区職員による審査 [審査内容・方法] 事業実施日の当日、区職員が開催場所に向き実施内容を確認し、実績報告書を受理後、実施内容が事業計画書どおり実施されたか再度、確認しています。

	年度	19年度		20年度		21年度		
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額	2,653,000 円	2,557,870 円	2,653,000 円	2,532,250 円	2,653,000 円	2,506,910 円	
		執行率 96.41 %		執行率 95.45 %		執行率 94.49 %		
	内訳等	事業助成 件	事業助成 件	事業助成 件	事業助成 件	事業助成 件	事業助成 件	事業助成 件
		単価	単価 957,870	単価	単価 932,250	単価	単価 906,910	
		上限	上限 1pの計算式	上限	上限 1pの計算式	上限	上限 1pの計算式	
		1,053,000 円	957,870 円	1,053,000 円	932,250 円	1,053,000 円	906,910 円	
		福祉大会 件	福祉大会 件	福祉大会 件	福祉大会 件	福祉大会 件	福祉大会 件	
		単価	単価 1,250,000	単価	単価 1,250,000	単価	単価 1,250,000	
		上限	上限 1,250,000	上限	上限 1,250,000	上限	上限 1,250,000	
		1,250,000 円	1,250,000 円	1,250,000 円	1,250,000 円	1,250,000 円	1,250,000 円	
		スポーツ大会 件	スポーツ大会 件	スポーツ大会 件	スポーツ大会 件	スポーツ大会 件	スポーツ大会 件	
		単価	単価 350,000	単価	単価 350,000	単価	単価 350,000	
		上限	上限 350,000	上限	上限 350,000	上限	上限 350,000	
350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円			
その他	その他	その他	その他	その他	その他			
	円	円	円	円	円			
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
	評価理由	高齢者福祉(演芸)大会及びスポーツ大会には、それぞれの会場で200名を超える会員が参加しており、会員相互及び地域高齢者との交流の場となっており、高齢者の社会参加に貢献しています。		高齢者福祉(演芸)大会及びスポーツ大会には、それぞれの会場で200名を超える多くの会員が参加しており、会員相互及び地域高齢者との交流の場となっています。		高齢者福祉(演芸)大会及びスポーツ大会には、それぞれの会場で200名を超える多くの会員が参加しており、会員相互及び地域高齢者との交流の場となっています。		
3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)								
役割分担	この補助金を交付することで、高齢者クラブが自主的にそれぞれの行事を企画し、実施しています。			妥当性の	高齢者福祉(演芸)大会などに参加することを目標に、日々高齢者クラブの会員がクラブ活動に励んでいることから、適正なものと考えます。			
代替手段	高齢者福祉(演芸)大会などの参加者の規模からして、効果的に実施されています。			達成状況	この交付金を交付することで、高齢者が自主的にそれぞれに行事を企画し、実施しています。			
総合評価	【総合評価】(目的に照らして) 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 高齢者福祉大会では、多数の参加があり盛況である。参加者同士及び地域高齢者の交流の場にもなっており、欠かせない存在である。高齢者クラブを続けていく目標にもなっています。高齢者クラブの活動も活発になっています。					
課題	高齢者福祉(演芸)大会やスポーツ大会の開催を実施し、日ごろ鍛錬した唄や踊りを披露したり、スポーツを行なうことで高齢者の健康やいきがいを高め、あわせて高齢者クラブ相互間の連携を高める上で、非常に重要と考えています。一方、会員の高齢化や減少が進む中で、魅力ある高齢者クラブづくりの支援をしていくことが課題です。			改革方針	長年にわたり実施されている、高齢者福祉(演芸)大会やスポーツ大会は、高齢者の健康やいきがいをづくりを行なううえで、高齢者クラブ連合会にとって、今では欠かせない行事になっております。一方、会員の高齢化や減少が進む中で、魅力ある高齢者クラブづくりを支援する必要があります。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		高齢者クラブへの助成等
				枝事業名	

番号	30				
補助事業名	高齢者クラブバス派遣		事業開始年度	昭和 55 年度	所管部 福祉 部
補助の目的	高齢者の積極的な社会参加を促進し、共に支えあう地域社会の実現を目指します。		補助の概要	高齢者クラブ等がバスを利用して行なう自主事業を実施するにあたり、バス借上げ費の一部を助成することで高齢者の社会参加の促進を目指しています。	
			根拠(要綱等)	新宿区高齢者クラブバス用バス借上げ費助成要綱	
補助対象(者)	団体 個人	[要件又は対象団体] 新宿区高齢者クラブ連合会	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 新宿在住の高齢者の多数が加入しているため 高齢者福祉に貢献しているため	
補助対象費用	4,650,000円		補助率等(算出根拠)	50パーセント	
	その他:			その他:	
支出方法	確定払	概算払	前金払		
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 高齢者クラブ用バス借上費助成申請書		選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 新宿区高齢者クラブバス用バス借上費助成要綱に基づき、提出された申請書(添付書類なし)の記載内容が助成対象に該当するか担当職員が書面審査し、担当課長が助成の承認をしています。		
清算/補助金の実績報告	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 実施報告書		【審査体制】 区職員による審査 【審査内容・方法】 実績報告書、参加者名簿及び添付書類を受領後、新宿区高齢者クラブバス用バス借上費助成要綱に基づき、書面審査し、計画どおり実施されたか確認しています。		

	年度	19年度		20年度		21年度		
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額	4,650,000 円	3,303,000 円	4,665,000 円	3,032,000 円	4,650,000 円	3,305,000 円	
			執行率 71.03 %		執行率 64.99 %		執行率 71.08 %	
	内訳等		1件	1件	1件	1件	1件	1件
		単価					単価 上限大型70,000円、中型40,000円	
		補助率					補助率	補助率 1/2
			4,650,000 円	3,303,000 円	4,665,000 円	3,032,000 円	4,650,000 円	3,305,000 円
			件	件	件	件	件	件
		単価						
		補助率						
			円	円	円	円	円	円
		件	件	件	件	件	件	
	単価							
	補助率							
	円	円	円	円	円	円		
	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	
		円	円	円	円	円	円	
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
	評価理由	春と秋に実施している連合会主催の研修旅行や歩行会には、200名を超える参加者があり、一定の成果があります。		高齢者クラブのバス借り上げ費の一部助成を行なうことで、高齢者の社会参加の促進が図られ、引きこもり防止やいきがい作りの場となっています。		当事業は、高齢者のいきがい作りに貢献しています。高齢者クラブ連合会主宰事業には、200名以上の参加があり、評価できます。単位クラブへの助成実績が少ないことが今後の課題です。		
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）								
役割分担	区は、バスの借り上げ費の一部助成するのみで、高齢者クラブは、自主的に行事を企画し、運営しています。			妥当性の	研修旅行などを企画実施することは、高齢者のひきこもり防止及び交流の場作りとして、適切と考えます。			
代替手段	クラブなどの自主的は事業を助成するという目的から代替手段はありません。			達成状況の	この補助金の交付により、研修旅行が企画実施され、クラブ会員同士の親睦が図られています。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		高齢者クラブの研修旅行等に助成することは、高齢者のいきがい作りや引きこもり防止に有効です。 高齢者クラブ連合会が主宰する研修旅行と歩行会には多くの高齢者が参加し、相互の交流を図りつつ、健康の維持にもつながっています。					
課題	高齢者クラブの会員の高齢化及び減少が進む中、高齢者クラブ連合会が主催する行事には、多くの参加者がありますが、各クラブ単独では、助成を受けるために必要な参加者が確保できず、実績が向上しませんでした。こうした状況を踏まえ、21年度より、要綱を改正し複数クラブ合同の事業への助成も可能としました。この改正点を各高齢者クラブへ十分に周知し、実績の向上を図る必要があります。			改革方針	高齢者クラブ会員の高齢化及び減少が進む中、高齢者クラブ連合会が主催する行事には、多くの参加者があります。一方、各クラブ単独では、助成を受けるために必要な参加者が確保できず、制度の見直しを行いました。なかなか利用実績が向上しません。こうした状況を踏まえ、各高齢者の自主的な活動が活発となるような支援策の検討などを行ってまいります。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		住み替え居住継続支援
				枝事業名	

番号	31						
補助事業名	住み替え居住継続支援			事業開始年度	平成 17 年度	所管部	都市計画 部
						所管課	住宅 課
補助の目的	<p>住宅の取り壊し等により賃貸借契約の継続が困難となった高齢者等に、転居にかかる費用を助成し、居住の継続、安定を図る。</p> <p>区立住宅の使用承継を受けられない世帯に転居費用を助成し、居住の安定を図る。</p> <p>離職に伴って住居喪失状態になっている区民(離職退去者)が、賃貸住宅に入居するまでの一時的な居住先を確保するための費用助成を行い、居住の安定を図り、雇用の安定と福祉の向上に資する。</p>			補助の概要	民間賃貸住宅の立ち退きを求められている高齢者等に対して、家賃差額と転居費用を助成する。区立住宅の承継を受けられなかった世帯に転居費用を助成する。離職退去者に一時的な居住先確保のための支援を行う。		
				根拠(要綱等)	新宿区住み替え居住継続支援要綱 新宿区離職退去者一時居住緊急支援要綱		
補助対象(者)	<p>団体 個人</p> <p>【要件又は対象団体】</p> <p>民間賃貸住宅の取り壊し等により賃貸借契約の継続が困難となった高齢者世帯等(高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯)</p> <p>区立住宅の使用承継を受けられなかった世帯</p> <p>離職により社宅等からの退去を余儀なくされた世帯</p>			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	<p>特定の団体(者)</p> <p>特定の団体(者)でない</p> <p>【特定の団体の場合の妥当性】</p>		
補助対象費用	<p>家賃差額(高齢者世帯等)</p> <p>移転費用(高齢者世帯等及び区立住宅の使用承継を受けられなかった世帯)</p> <p>一時的な居住先を確保する費用助成(離職により社宅等からの退去を余儀なくされた世帯)</p> <p>その他:</p>			補助率等(算出根拠)	<p>家賃差額の1/2の24ヶ月分を一括支給</p> <p>引越しに要した費用に対し、15万円を限度に助成</p> <p>1日あたり5,000円を支給(原則7日間を限度)</p> <p>その他:</p>		
支出方法	<p>確定払 概算払 前金払</p>						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	<p>事業計画書提出の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無し理由】</p> <p>提出書類により資格審査を行っているため、事業計画書の提出は求めていません。</p> <p>【その他の提出書類】</p> <p>申請書、賃貸借契約書(転居前後)、住民票、収入を証する書類等 申請書、賃貸借契約書(転居前後)、住民票 申請書、就職安定資金融資対象者証明書の写し等</p>			<p>選定方法 <input type="checkbox"/></p> <p>(公募の場合)</p> <p>外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合)</p> <p>の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人)</p> <p>【審査方法】</p> <p>提出された助成申請書を審査し、助成要綱に定める助成基準に該当するか審査し、助成金を支出します。</p>			
清算/実績報告	<p>実績報告書提出の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無し理由】</p> <p>家賃差額助成及び移転費用助成については、住民票、賃貸借契約書などを提出するため、また、一時的な居住先を確保する費用助成については、定住先を確保するまでの間、助成が必要なが明確であるため。</p> <p>【その他の提出書類】</p>			<p>【審査体制】</p> <p>【審査内容・方法】</p>			

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
金額	11,460,000 円	3,787,900 円	11,460,000 円	4,156,500 円	24,849,000 円	3,515,400 円	
		執行率 33.05 %		執行率 36.27 %		執行率 14.15 %	
予算・決算	内訳等	単身世帯 10 件	単身世帯 11 件	単身世帯 10 件	単身世帯 10 件	単身世帯 10 件	単身世帯 7 件
		単価 15,000	単価 4,333	単価 15,000	単価 7,985	単価 13,500	単価 8,107
		補助率 50%	補助率 50%	補助率 50%	補助率 50%	補助率 50%	補助率 50%
		3,600,000 円	2,748,000 円	3,600,000 円	1,916,400 円	3,240,000 円	1,362,000 円
		複数世帯 9 件	複数世帯 2 件	複数世帯 9 件	複数世帯 3 件	複数世帯 9 件	複数世帯 3 件
		単価 22,500	単価 10,409	単価 22,500	単価 13,666	単価 20,250	単価 14,666
		補助率 50%	補助率 50%	補助率 50%	補助率 50%	補助率 50%	補助率 50%
		4,860,000 円	312,000 円	4,860,000 円	984,000 円	4,374,000 円	1,056,000 円
		引越費用 20 件	引越費用 12 件	引越費用 20 件	引越費用 13 件	引越費用 21 件	引越費用 13 件
		単価 150,000	単価 60,658	単価 150,000	単価 93,930	単価 135,000	単価 82,876
		補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%
		3,000,000 円	727,900 円	3,000,000 円	1,221,100 円	2,835,000 円	1,077,400 円
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	円	円	0 円	離職退去者 35,000 円	14,400,000 円	離職退去者 20,000 円	
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
		評価理由	実施件数の増加により概ね計画どおり事業を推進することができたため。		実施件数は計画より下回っていますが、支援を必要としたすべての世帯に対し助成を行うことができたため。		実施件数は計画より下回っていますが、支援を必要としたすべての世帯に対し助成を行うことができたため。
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	この補助金において、区は高齢者等の円滑な転居及び居住の安定を支援し、補助対象者は区内居住を継続することができます。			妥当性の	取り壊し等を理由に立ち退きを求められている高齢者世帯等に対する円滑な支援が必要であることから、区民ニーズを踏まえたもので適切です。		
代替手段	効率性	この補助金は、転居時の負担軽減策として一時金としての補助であることから、効率性が高いと判断します。			達成状況	この補助金を交付したことにより、取り壊し等を理由に立ち退きを求められている高齢者等に対する円滑な転居及び居住安定の効果がありました。	
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 この補助金を交付による経済的な支援を行ったことにより、円滑な転居及び居住の安定並びに福祉の向上に資することができたため、当補助事業は効果を発揮していると判断します。				
課題	民間賃貸住宅の取り壊し等により賃貸借契約の継続が困難となった高齢者世帯等に対する補助については、区が実施する住み替え相談から当事業の申請につなげていくことが多いことから、同相談に協力する東京都宅地建物取引業協会新宿区支部との連携を引き続き密にしていく必要があります。			改革方針	東京都宅地建物取引業協会新宿区支部が会員向けに主催する研修会において当事業を説明するなど、情報の共有化を図っていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		子育てファミリー世帯居住支援
				校事業名	

番号	32						
補助事業名	子育てファミリー世帯居住支援 (転入・転居助成)			事業開始年度	平成 17 年度	所管部 所管課	都市計画 住宅課
補助の目的	区外から区内の民間賃貸住宅に転入する子育てファミリー世帯へ転入にかかる費用の助成及び子の成長に伴い、区内の民間賃貸住宅に転居する子育てファミリー世帯へ転居前後の家賃差額と移転費用を助成することにより、義務教育修了前の子を扶養する世帯の居住環境の安定を図ります。			補助の概要	義務教育修了前の児童を扶養・同居する世帯が、区内の民間賃貸住宅に住み替える場合、賃貸契約時の費用または転居前後の家賃の差額と引越し費用の一部を助成します。		
				根拠 (要綱等)	新宿区転入転居助成要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 義務教育修了前の子を扶養する、区外から区内の民間賃貸住宅への転入及び区内の民間賃貸住宅へ転居する世帯			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】		
補助対象費用	転入助成：賃貸借契約時の礼金・仲介手数料の合計、引越しに要した実費 転居助成：転居前後の家賃差額、引越しに要した実費 その他：			補助率等 (算出根拠)	転入助成：賃貸借契約時の礼金・仲介手数料の合計(最大36万円)、引越しに要した実費(最大20万円) 転居助成：転居前後の家賃差額を最長2年間(月額最高2万5千円)、引越しに要した実費(最大20万円)。 その他：		
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 提出書類により資格審査を行っているため、事業計画書の提出は求めています。 【その他の提出書類】 予定登録申請書(以下添付書類)居住している住宅の賃貸借契約書、住民票又は外国人登録記載事項証明書、収入を証する書類、その他区長が必要と認める書類、・助成申請(以下添付書類)転居後住宅の賃貸借契約書、住民票又は外国人登録記載事項証明書、契約に要した費用の支払を証する書類、その他区長が必要と認める書類。			選定方法 (公募の場合) <input type="checkbox"/> 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 申請を受け、提出書類により区職員が受給の資格審査を行い、助成の決定をします。			
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 住民票、賃貸借契約書などを提出するため。 【その他の提出書類】			【審査体制】 【審査内容・方法】			

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	31,525,000 円	17,009,400 円	33,421,000 円	22,200,100 円	33,421,000 円	20,389,600 円
		執行率 53.96 %		執行率 66.43 %		執行率 61.01 %	
	内訳等	30 件	27 件	30 件	29 件	30 件	25 件
		単価 限度額 560,000	単価 351,482	単価 限度額 560,000	単価 417,859	単価 限度額 560,000	単価 362,876
		補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%
		16,800,000 円	9,208,100 円	16,800,000 円	12,117,900 円	13,680,000 円	9,071,900 円
		40 件	34 件	47 件	38 件	64 件	47 件
		単価 -	単価 -	単価 -	単価 -	単価 -	単価 -
		補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%
		14,725,000 円	7,801,300 円	16,621,000 円	10,082,200 円	19,741,000 円	11,317,700 円
件		件	件	件	件	件	
単価		単価	単価	単価	単価	単価	
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	実施件数が前年度より増加し、概ね計画通り事業を推進することができたからです。これは、区HPに事業案内をより詳細に掲載し、申請書のダウンロードも可能にしたこと、転居助成について家賃差額に加え引越し費用の助成を開始したのも要因と考えます。		実施件数が前年度より増加し、概ね計画通り事業を推進することができたからです。これは、区HPに事業案内をより詳細に掲載し、申請書のダウンロードも可能にしたこと、区広報紙で、制度の周知を図ったことが要因だと考えます。		概ね計画通り事業を推進することができたからです。これは、区HPに事業案内をより詳細に掲載し、申請書のダウンロードも可能にしたこと、区広報紙で、制度の周知を図ったことが要因だと考えます。	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区は居住環境の改善を支援し、補助対象者は改善された居住環境において子育てをすることができます。			妥当性の	子どもの成長に伴い区内の良好な住宅に転居する子育てファミリー世帯に対し、転居に伴う家賃等の負担軽減を図ることが目的であり、区民のニーズにも合致しています。		
代替手段	作業の投入量に対して、ほぼ効率的に事業が実施されていると判断します。			達成状況の	転入・転居助成とも、目標の90%以上に到達し、概ね計画どおりに事業を推進することができたことから、子育てファミリー世帯の居住環境の安定に対する効果があったと判断します。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない			【評価理由】 各年度とも実施件数が予定数に近いことから、概ね計画どおり事業を推進できたことから、効果を発揮していると考えます。			
課題	転入助成については、区外に居住する世帯への助成であることから、区内の民間賃貸住宅への住み替え先の相談に際して区に協力している不動産店に対し、本制度の内容を説明しているほか、区のホームページ等に掲載して周知に努めていますが、さらに周知方法を検討していく必要があります。			改革方針	転入助成について、助成を必要とする方に対して十分な周知が図られるよう、区内の民間賃貸住宅への住み替え先の相談に際して区に協力している不動産店との連携を深めていくほか、新たな周知方法を検討していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業	39	特別な支援を必要とする人への支援
			枝事業名	高齢者等入居支援	

番号	33	
補助事業名	高齢者等入居支援	
事業開始年度	平成	19 年度
所管部	都市計画部	
所管課	住宅課	
補助の目的	<p>保証人が見つからないことで民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者世帯等の円滑な転居及び居住の安定を図ることを目的とします。</p>	<p>補助の概要 保証人が見つからず、区内の民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者世帯等に対し、区と協定を結んだ保証会社を紹介するとともに、65歳以上を含む世帯、障害者世帯、ひとり親世帯には保証料の助成を行います。</p> <p>根拠 (要綱等) 新宿区高齢者等入居支援事業実施要綱</p>
補助対象(者)	<p>団体 個人</p> <p>【要件又は対象団体】 60歳以上のみで構成される世帯、障害者世帯、ひとり親世帯</p>	<p>対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性</p> <p>特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】</p>
補助対象費用	<p>家賃債務等保証料</p> <p>その他:</p>	<p>補助率等 (算出根拠)</p> <p>(月額家賃 + 共益費等) × 3 / 10 (上限あり)</p> <p>その他:</p>
支出方法	<p>確定払 概算払 前金払</p>	
補助金申請手続	提出書類・添付書類	
	<p>事業計画書提出の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無し理由】 提出書類により資格審査を行っているため、事業計画書の提出は求めていません。</p> <p>【その他の提出書類】 申請書、転居後の建物賃貸借契約書、住民票、資格証明書等</p>	
清算/補助金の実績報告	選定・審査の体制・考え方	
	<p>選定方法 <input type="checkbox"/></p> <p>(公募の場合)</p> <p>外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合)</p> <p>の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人)</p> <p>【審査方法】 提出された助成申請書を審査し、助成要綱に定める助成基準に該当するか審査し、助成金を支出します。</p>	
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無	
	<p><input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無し理由】 転居後の住民票、賃貸借契約書などを提出するため。</p> <p>【その他の提出書類】</p>	
【審査体制】		
【審査内容・方法】		

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	600,000 円	113,000 円	750,000 円	66,000 円	750,000 円	116,000 円
		執行率	18.83 %	執行率	8.80 %	執行率	15.47 %
	内訳等	20 件	6 件	25 件	3 件	25 件	6 件
		単価 30,000	単価 18,833	単価 30,000	単価 22,000	単価 30,000	単価 19,333
		補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%
		600,000 円	113,000 円	750,000 円	66,000 円	750,000 円	116,000 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
件		件	件	件	件	件	
単価	単価	単価	単価	単価	単価		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	申込件数14件に対して実施件数が13件で、18年度に実施したあつ旋件数7件と比較すると着実に成果が伸びているからです。		助成実施件数は、計画より下回っていますが、支援を必要としたすべての世帯に対し、助成を行うことができたからです。		助成実施件数は、計画より下回っていますが、支援を必要としたすべての世帯に対し、助成を行うことができたからです。	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	この補助金において、区は高齢者等の居住の継続と安定を支援し、補助対象者は区内居住を継続することができません。			妥当性の	区内転居の際、保証人を見つけることが困難な高齢者世帯等への居住継続の支援が必要であることから、区民のニーズを踏まえたもので適切です。		
代替手段	この補助金は、家賃債務保証契約締結時の一時金としての補助であることから、効率性が高いと判断します。なお、補助率は、区と保証会社との協定に基づき市場における一般の保証料算出の率に比べて低く設定されています。			達成状況の	この補助金を交付したことにより、保証人を見つけられず、建物の賃貸借契約が困難な高齢者等に対する居住継続の効果がありません。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 本事業は、区が実施する住み替え相談から当事業の申請につなげることが多くありますが、21年度は当該相談で住み替えに至った方のうち、住み替え促進協力店の協力により当事業を利用せずに入居できた方が多かったことなどから、目標に達しませんでした。しかし、特別な支援を必要とする方への円滑な入居や居住の安定を図ることができたことから、事業全体として効果を発揮していると判断します。				
課題	この補助金による債務保証契約によらず、自主的に保証人を探していただくことが必要ですが、現状では、高齢であることなどの理由から、保証人が見つからない高齢者世帯等があり、保証人を見つけることや依頼することが引き続き困難な状況です。			改革方針	この補助金による事業実施の成果は高いと考えられ、また、住宅の確保に特に配慮を要する世帯への補助であり、保証人を見つけることや依頼することが引き続き困難な状況であることから、目標の達成状況を勘案するとともに、区の住み替え相談に協力している東京都宅地建物取引業協会新宿区支部との連携を密にしながら、適正に補助を実施していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業	39	特別な支援を必要とする人への支援
				枝事業名	災害時居住支援

番号	34						
補助事業名	災害時居住支援			事業開始年度	平成 20 年度	所管部	都市計画 部
						所管課	住宅 課
補助の目的	被災世帯の経済的支援と居住の安定を目的とします。			補助の概要	火災等の災害により住宅を失ったり、居住できなくなった世帯が、一時的な居住場所として民間賃貸住宅等に入居した場合、住宅確保に要した費用を助成します。		
				根拠(要綱等)	新宿区災害時居住支援助成要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 火災等の災害により住宅を失ったり、居住できなくなった世帯が、一時的な居住場所として民間賃貸住宅等に入居した世帯			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】		
補助対象費用	一時的な居住場所の確保費用 単身世帯 @5,000- × 60日(上限) 一時的な居住場所の確保費用 複数世帯 @6,000- × 60日(上限) その他:			補助率等(算出根拠)	単身用マンスリーマンション等賃借料の1日当たりの平均額相当を助成 複数世帯用マンスリーマンション等賃借料の1日当たりの平均額相当を助成 その他:		
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 災害時の助成であり、事業計画になじまないため 【その他の提出書類】 災証明書、賃貸借契約書等			選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 提出された助成申請書を審査し、助成要綱に定める助成基準に該当するか審査し、助成金を支出します。			
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 災証明書、賃貸借契約書などを提出するため。 【その他の提出書類】			【審査体制】 【審査内容・方法】			

年度	19年度		20年度		21年度			
	予算	決算	予算	決算	予算	決算		
予算・決算	金額	円	円	4,800,000 円	1,305,000 円	10,560,000 円	2,069,000 円	
		執行率	%		執行率	27.19 %	執行率	19.59 %
	内訳等	件	件	単身世帯 16 件	単身世帯 3 件	単身世帯 16 件	単身世帯 8 件	
		単価	単価	単価 2000円	単価 2000円	単価 5000円	単価 5000円	
		補助率	補助率	補助率 100% (上限)	補助率 100% (上限)	補助率 100% (上限)	補助率 100% (上限)	
		円	円	1,920,000 円	228,000 円	4,800,000 円	1,580,200 円	
		件	件	複数世帯 16 件	複数世帯 6 件	複数世帯 16 件	複数世帯 2 件	
		単価	単価	単価 3000円	単価 3000円	単価 6000円	単価 6000円	
		補助率	補助率	補助率 100% (上限)	補助率 100% (上限)	補助率 100% (上限)	補助率 100% (上限)	
		円	円	2,880,000 円	1,077,000 円	5,760,000 円	488,800 円	
		件	件	件	件	件	件	
		単価	単価	単価	単価	単価	単価	
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
円	円	円	円	円	円			
その他	その他	その他	その他	その他	その他			
円	円	円	円	円	円			
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
	評価理由			災害は発生しないことが理想ですが、不幸にして生じてしまった災害の被災者のうち支援を必要としたすべての世帯に対して必要な助成を行ってきました。事業は計画通りに進んでいると評価します。		被災等により住宅を失ったりした世帯で、一時的な居住先を確保した世帯のすべてに居住支援を行ないました。		
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）								
役割分担	区は、一時的に居住するための住宅確保に要する経済的支援を行い、補助対象者は早期の生活再建を図り区内居住を継続します。			妥当性の	火災等の災害により住宅を失ったり、居住できなくなった世帯で一時的な居住場所として民間賃貸住宅等に入居した世帯に、早期の生活再建を図り区内居住を継続するための経済的支援が必要であることから、区民ニーズを踏まえたものであり、目的は妥当です。			
代替手段	効率性	この補助金は、一時的な居住場所を確保するための経費として60日間に限った補助であることから、効率性は高いと判断します。			達成状況	この補助金を交付したことにより、被災後に一時的に居住するための住宅を確保した世帯の早期の生活再建と区内居住の継続に効果がありました。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 火災等の災害により住宅を失ったりした世帯で、一時的な居住先を確保した世帯のすべてに居住支援を行い、被災世帯の早期の生活再建と区内居住の継続に効果をあげています。					
課題	災害により住宅を失ったりした方は、自ら情報を収集したり連絡を取ったりすることが困難になります。そのため、被災後、スムーズに一時的な居住先を確保できるよう、支援体制を強化する必要があります。			改革方針	区民にとって身近な行政窓口となっている各特別出張所と連携を図りながら、既存の事業内容を継続していきます。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		民間賃貸住宅家賃助成
				枝事業名	

番号	35	
補助事業名	民間賃貸住宅家賃助成	
事業開始年度	平成 10 年度	所管部 都市計画 部 所管課 住宅 課
補助の目的	区内の民間賃貸住宅に居住し、または、居住しようとする世帯の家賃負担を軽減することにより、子育て世帯及び学生・勤労単身者世帯の居住継続及び地域の活性化を図ります。	<p>補助の概要</p> <p>区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の児童を扶養する世帯及び18歳以上28歳以下の学生・勤労単身者世帯に対し、家賃の一部を助成します。</p> <p>根拠(要綱等)</p> <p>新宿区世帯向家賃助成要綱 新宿区学生及び勤労単身者向家賃助成要綱</p>
補助対象(者)	<p>団体 個人</p> <p>【要件又は対象団体】 区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の子を扶養する世帯及び18歳以上28歳以下の学生・勤労単身者世帯</p>	<p>対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性</p> <p>特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】</p>
補助対象費用	<p>世帯向家賃助成</p> <p>学生・勤労単身者向家賃助成</p> <p>その他:</p>	<p>補助率等(算出根拠)</p> <p>世帯向家賃助成(助成金額:定額月額3万円、助成期間:最長5年間) 学生及び勤労単身者向家賃助成(助成金額:定額月額1万円、助成期間:最長3年間)</p> <p>その他:</p>
支出方法	<p>確定払 概算払 前金払</p>	
補助金申請手続	<p>提出書類・添付書類</p> <p>事業計画書提出の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無し理由】 提出書類による受給資格審査を行っているため、事業計画書の提出は求めています。</p> <p>【その他の提出書類】 助成申請書(以下、助成決定者提出書類)、居住している住宅の賃貸借契約書及び家賃支払証明書、住民票又は外国人登録記載事項証明書、収入を証する書類</p>	<p>選定・審査の体制・考え方</p> <p>選定方法 <input type="checkbox"/></p> <p>(公募の場合)</p> <p>外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合)</p> <p>の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人)</p> <p>【審査方法】 提出書類により、区職員が受給資格の審査を行い助成を決定します。</p>
	<p>清算/実績報告</p> <p>実績報告書提出の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無し理由】 住民票、賃貸借契約書などを提出するため。</p> <p>【その他の提出書類】</p>	<p>【審査体制】</p> <p>【審査内容・方法】</p>

	年度	19年度		20年度		21年度		
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額	81,480,000 円	73,850,000 円	84,780,000 円	72,370,000 円	81,420,000 円	71,610,000 円	
		執行率 90.64 %		執行率 85.36 %		執行率 87.95 %		
	内訳等	237 件	219 件	248 件	226 件	236 件	215 件	
		単価 限度額 30,000	単価 限度額 30,000	単価 限度額 30,000	単価 限度額 30,000	単価 限度額 30,000	単価 限度額 30,000	
		補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	
		72,000,000 円	65,160,000 円	74,520,000 円	64,500,000 円	71,640,000 円	64,410,000 円	
		104 件	100 件	112 件	94 件	107 件	92 件	
		単価 限度額 10,000	単価 限度額 10,000	単価 限度額 10,000	単価 限度額 10,000	単価 限度額 10,000	単価 限度額 10,000	
		補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	
		9,480,000 円	8,690,000 円	10,260,000 円	7,870,000 円	9,780,000 円	7,200,000 円	
件		件	件	件	件	件		
単価		単価	単価	単価	単価	単価		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率			
円	円	円	円	円	円			
その他	その他	その他	その他	その他	その他			
円	円	円	円	円	円			
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
	評価理由	計画どおり事業を推進することができたため。 しかし、抽選に漏れた世帯が多く、資格を有する世帯すべての家賃負担の軽減は図られていません。		計画どおり事業を推進することができたため。 しかし、抽選に漏れた世帯が多く、資格を有する世帯すべての家賃負担の軽減は図られていません。		計画どおり事業を推進することができたため。 しかし、抽選に漏れた世帯が多く、資格を有する世帯すべての家賃負担の軽減は図られていません。		
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）								
役割分担	区は区内居住の継続を支援し、補助対象者は居住継続と地域の活性化を図ることができます。			妥当性の	経済的負担が大きい子育てファミリー世帯及び学生・勤労単身者世帯への家賃補助による家賃の負担軽減は、区民のニーズを踏まえたもので、適切です。			
代替手段	効率性	補助期間を設定し、一定額を補助する制度であることから、区が住宅を直接供給する場合と比較して、効率的に事業が実施されていると判断します。			達成状況	予定件数の100%に到達し、計画どおりに事業を推進することができたことから、子育てファミリー世帯及び学生・勤労単身世帯の居住継続及び地域の活性化に対する効果があったと判断します。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない			【評価理由】 各年度とも実施件数が予定数に到達し、計画どおり事業を推進できたからです。				
課題	予定件数を上回る応募があるなか、抽選により助成対象者を決定しているため、助成を希望するすべての世帯に当事業を適用することができていません。			改革方針	区内の民間賃貸住宅に居住する子育て世帯及び学生・勤労単身世帯の家賃軽減は、区内居住の継続と地域の活性化のために必要であることから、今後も適正に補助を実施していきます。しかし、抽選に漏れて補助を受けられない世帯も多いことから、現行の補助事業に加え、子育て世帯の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進策など家賃負担の軽減による方策について検討を進めていきます。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業	40	分譲マンションアドバイザー制度利用助成
				枝事業名	

番号	36				
補助事業名	分譲マンションアドバイザー制度利用助成		事業開始年度	平成 20 年度	所管部 都市計画 部 所管課 住宅 課
補助の目的	分譲マンションに関する各種アドバイザー制度を利用した管理組合に対し、派遣料の一部を助成することにより、分譲マンションの適切な維持管理の促進と円滑な建替え又は改修を支援します。		補助の概要	(財)東京都防災・建築まちづくりセンターの実施する「管理アドバイザー制度」又は「建替え・改修アドバイザー制度」を利用した管理組合に対し、派遣料の一部又は全額を助成します。	
			根拠(要綱等)	新宿区分譲マンションアドバイザー制度利用助成要綱	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 (財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施するアドバイザー制度を利用し、派遣料を支払った管理組合又は区分所有者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	アドバイザー派遣料(管理アドバイザー制度) アドバイザー派遣料(建替え・改修アドバイザー制度) その他:		補助率等(算出根拠)	講座編のうち1コース(13,650円)、相談編のうち1コース(21,000円) 入門編のうち1コース(13,650円)、検討書の作成に関するコースのうち1コース(上限10万円) その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 その他の提出書類により、助成金の支給資格を審査するため。 【その他の提出書類】 制度利用助成申請書(以下、添付書類) アドバイザー派遣書の写し、派遣料の支払いを確認できる書類、分譲マンションアドバイザー制度利用完了報告書、その他区長が必要と認める書類、アドバイザー派遣元が作成した検討書の写し(建替えアドバイザー制度の場合)		選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 区の職員が審査する。		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 申請手続の際に、派遣料の支払いを確認できる書類(領収書、振り込みの利用明細票等)を提出するため 【その他の提出書類】		【審査体制】 【審査内容・方法】		

年度	19年度			20年度			21年度			
	予算	決算		予算	決算		予算	決算		
予算・決算	金額	円	円	463,000 円	円	0 円	463,000 円	円	34,650 円	
			執行率	%		執行率	0.00 %		執行率	7.48 %
	内訳等	件	件	12 件	件	0 件	12 件	件	2 件	
		単価	単価	単価 13,650/21,000	単価 13,650/21,000	単価 13,650/21,000	単価 13,650/21,000	単価 13,650/21,000	単価 13,650/21,000	
		補助率	補助率	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	補助率 100%	
		円	円	207,900 円	円	0 円	207,900 円	円	34,650 円	
		件	件	6 件	件	0 件	6 件	件	0 件	
		単価	単価	単価 13,650/上限10万	単価 13,650/上限10万	単価 13,650/上限10万	単価 13,650/上限10万	単価 13,650/上限10万	単価 13,650/上限10万	
		補助率	補助率	補助率 100%(上限)	補助率 100%(上限)	補助率 100%(上限)	補助率 100%(上限)	補助率 100%(上限)	補助率 100%(上限)	
		円	円	254,600 円	円	0 円	254,600 円	円	0 円	
		件	件	件	件	件	件	件	件	
		単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
その他		その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円			
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する				
	評価理由			助成実施件数が計画より下回ってしまったため。		助成実施件数が計画より下回ってしまったため。				
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）										
役割分担	この補助金において、区は分譲マンションの適切な維持管理の促進と円滑な建替え又は改修を支援し、補助対象者は分譲マンションの適切な維持管理に向けて、マンション管理組合の自主的な活動を行うことができます。			妥当性の	区が、マンション管理組合の自主的な活動を支援することにより、良好な住宅ストックの存続と住環境の保全及び向上を図ることは、区民ニーズを踏まえたもので適切です。					
代替手段	効率性	分譲マンションの管理等に専門的な知識を有するアドバイザーの派遣に対する助成であり、効率性は高いと判断します。			達成状況	助成実施件数は少ないですが、この補助金を交付したことにより、マンション管理組合の自主的な活動を支援することができました。				
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない			【評価理由】 助成実施件数が目標値に達しませんでした。これは、区が実施するマンション管理セミナー等の際にパンフレットを配布するなどにより、当事業が少しずつ周知されてきたものの、まだ十分に浸透していなかったことが考えられます。そのため、分譲マンションの適切な維持管理の促進と円滑な建替え又は改修について、効果が十分でないと判断しました。						
課題	申請件数が少ないが続いていることを踏まえ、区民の方がより利用しやすいように、事業を見直していく必要があります。			改革方針	他自治体を実施している同種の事業等の分析、効果の検証を行い、区民が利用しやすい制度になるよう事業の見直しを検討していきます。					

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		住宅建設資金融資あっ旋利子補給
				枝事業名	

番号	37					
補助事業名	住宅建設資金融資あっ旋利子補給		事業開始年度	平成 10 年度	所管部 所管課	都市計画部 住宅課
補助の目的	区民が居住する住宅の居住性の向上及び居住の継続を図ることを目的とします。		補助の概要	協定金融機関に住宅資金の融資をあっ旋し、融資金の返済を確認した上で利子の一部を補給する。		
			根拠(要綱等)	新宿区住宅建設資金融資あっ旋要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 区内に住宅を建設・購入する者又は、増改築(一般、バリアフリー改築、耐震化改修、ファミリー向け改修)する者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】		
補助対象費用	住宅の建設・購入、増改築(一般・バリアフリー改修・ファミリー向け改修) 利子の1%相当額を10年間又は5年間補給 増改築(耐震化改修) 利子の2%相当額を5年間補給 その他:		補助率等(算出根拠)	利子の1%相当 利子の2%相当(の倍) その他:		
支出方法	確定払 概算払 前金払					
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 資金計画書等で確認します。 【その他の提出書類】 資金計画書、建築確認通知書の写し、納税・課税証明書、など(融資種別により異なる)		選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 提出された助成申請書を審査し、助成要綱に定める助成基準に該当するか審査します。			
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 支払証明書(預金通帳の写し等)を提出するため。 【その他の提出書類】		【審査体制】 【審査内容・方法】			

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	3,564,000 円	94,600 円	1,871,000 円	78,000 円	1,469,000 円	78,000 円
		執行率	2.65 %	執行率	4.17 %	執行率	5.31 %
	内訳等	9 件	3 件	17 件	1 件	17 件	1 件
		単価 1 %	単価 1 %	単価 1 %	単価 1 %	単価 1 %	単価 1 %
		補助率 -	補助率 -	補助率 -	補助率 -	補助率 -	補助率 -
		360,000 円	94,600 円	803,000 円	78,000 円	401,000 円	78,000 円
		45 件	0 件	20 件	0 件	20 件	0 件
		単価 2 %	単価	単価 2 %	単価	単価 2 %	単価
		補助率 -	補助率	補助率 -	補助率	補助率 -	補助率
		3,204,000 円	円	1,068,000 円	円	1,068,000 円	円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	新規の融資あっ旋利用者がなく、執行は過年度における融資利用者への利子補給のみだったため、執行率は低く留まりました。		新規の融資あっ旋利用者がなく、執行は過年度における融資利用者への利子補給のみだったため、執行率は低く留まりました。		新規の融資あっ旋利用者がなく、執行は過年度における融資利用者への利子補給のみだったため、執行率は低く留まりました。	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区は、区内の住宅建設や住宅改修のための経済的支援を行い、補助対象者は良好な住環境の住宅を建設したり、既存住宅を改善します。			妥当性の	この補助金により公的融資対象外の世帯へも住宅整備ができるよう支援し、地域全体の住環境を調えることは重要であり、目的は妥当です。		
代替手段	効率性	この補助金は、個人所有の住宅整備を誘導するため、比較的少ない費用で効果をあげる方法であり、効率性は高いと判断します。			達成状況	住宅金融支援機構が支援するフラット35の適用範囲が拡充されたことから、区の融資あっ旋利子補給に該当する住宅の範囲が狭まり、利用実績が伸びなくなっています。	
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない			【評価理由】 この3年間、新規の融資あっ旋利用者がなく、実績があがっていません。予算の執行率が低く、効果は十分とはいえません。			
課題	民間金融機関による独自の融資関連商品が増えるとともに、貸付利率の低下などが見られ、当事業を利用することによるメリットが小さくなっていることから、事業のあり方について見直しが必要になっています。			改革方針	今後は、社会経済状況の変化に対応し、より政策目的に特化した施策として、事業の見直しを進めていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		消防団活動への振興助成
				枝事業名	

番号	38							
補助事業名	消防団への事業助成 (3消防団)			事業開始年度	昭和 22 年度	所管部	区長室	部
						所管課	危機管理	課
補助の目的	基本施策目標である「災害に強い体制づくり」の実現に向けて、地域の防災リーダーである消防団の活動を支援することにより、地域の防火防災活動力の強化を図ります。			補助の概要	消防団の安全で安心な地域社会づくりへの取り組みや地域住民との協働による防火防災活動等を支援しています。			
				根拠 (要綱等)	消防団事業に対する補助金交付要綱			
補助対象 (者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 区内3消防団 (四谷・牛込・新宿)			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 消防団は、震災や火災などから地域の安全を守るために活動する消防組織法に定められた団体であり、地域に根付いた、地域で最も高い防災行動力を有する団体であるため。			
補助対象費用	訓練事業費 活動事業費 事業運営費 その他: 運営費の内訳に「事務費」がある			補助率等 (算出根拠)	算出根拠は次のとおり (要綱第4条) 基本割額243,000 / 団、 定数割額2,765 / 人 その他:			
支出方法	確定払 概算払 前金払							
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方				
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し 【無しの理由】 【その他の提出書類】 申請書、歳入歳出予算書			選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 補助金交付申請書(事業計画書・歳出歳入予算書)について、危機管理課にて審査を行います。				
清算 / 補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し 【無しの理由】 【その他の提出書類】 歳入歳出決算書			【審査体制】 危機管理課で審査する。 【審査内容・方法】 補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により危機管理課で審査します。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする効果があるかを確認します。				

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
金額	2,250,000 円	2,249,750 円	2,250,000 円	2,249,750 円	2,250,000 円	2,249,750 円	
		執行率 99.99 %		執行率 99.99 %		執行率 99.99 %	
予算・決算 内訳等	3 件	1 件	3 件	1 件	3 件	1 件	
	単価	単価 519,500	単価	単価 519,500	単価	単価 519,500	
	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	補助率 10/10	
	2,250,000 円	519,500 円	2,250,000 円	519,500 円	2,250,000 円	519,500 円	
	件	1 件	件	1 件	件	1 件	
	単価	単価 657,750	単価	単価 657,750	単価	単価 657,750	
	補助率	補助率 10/10	補助率	補助率 10/10	補助率	補助率 10/10	
	円	657,750 円	円	657,750 円	円	657,750 円	
	件	1 件	件	1 件	件	1 件	
	単価	単価 1,072,500	単価	単価 1,072,500	単価	単価 1,072,500	
補助率	補助率 10/10	補助率	補助率 10/10	補助率	補助率 10/10		
円	1,072,500 円	円	1,072,500 円	円	1,072,500 円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	この補助金の総合評価Bの理由は、消防団の火災予防活動、区民への防火防災意識の啓発、防災訓練指導などにより、地域の安全・安心の確保や防火防災活動力の強化が図られているためです。		この補助金の総合評価Bの理由は、消防団の火災予防活動、区民への防火防災意識の啓発、防災訓練指導などにより、地域の安全・安心の確保や防火防災活動力の強化が図られているためです。		この補助金の総合評価Bの理由は、消防団の火災予防活動、区民への防火防災意識の啓発、防災訓練指導などにより、地域の安全・安心の確保や防火防災活動力の強化が図られているためです。	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区は地域の防火防災力向上のための支援を行い、消防団は地域の防災リーダーとして火災予防活動や区民の防火防災意識の啓発など地域の安全・安心の確保並びに防火防災力の強化を担っています。		妥当性の	この事業は、区民の防火防災意識の向上や地域防災力の強化を図るため、地域の防災リーダーである消防団の活動を支援するものであることから目的の設定は妥当です。			
代替手段 効率性	消防団は、消防組織法に基づき設置された区民を構成員とする防火防災活動団体であり、震災時の消防活動をはじめ、地域防災力の強化や防災意識の向上などに効果的かつ効果的に取り組む組織としてこれに替わるものはありません。		達成状況	防火防災意識の啓発や防災訓練指導、また、消防団ポンプ操法大会を通じた災害時応急活動能力の向上により地域の防火防災活動力の強化が図られ、目的は達成されています。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 消防団は、区民に最も身近な防火防災活動団体として、火災予防活動及び催事の警戒活動など火災や事故発生防止に努めるなど地域住民からも信頼を得ています。また、災害に備えた区民の防火防災意識啓発や訓練指導、消防団ポンプ操法大会等を通じた消防団の活動能力の向上も図られており、地域の防火防災活動力の強化が図られています。				
課題	消防団は消防活動の装備や能力を備えた組織である一方、団員は仕事を持ちながら安全・安心まちづくりに貢献しています。このため、消防団員の充足が課題となっており、地域の防災リーダーとして重責を担う消防団に対する区民の認識や理解をより深め、持続的な地域防災力の向上に努めていく必要があります。		改革方針	消防団が地域の中心的な防災活動組織として多くの区民の理解を得ることにより、消防団への参加が促進され、地域との連携・協働による防火防災活動が推進されるように、訓練時のPRやイベントへの参加、消防団及びその活動に対する広報活動の充実強化を図っていきます。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		防火防災協会及び防犯協会への事業助成
				枝事業名	

番号	39				
補助事業名	各種団体への事業助成（防火防災協会 3協会）		事業開始年度	平成 3 年度	所管部 区長室 部 所管課 危機管理 課
補助の目的	基本施策目標である「災害に強い体制づくり」の実現に向けて、防火防災協会の活動を支援することにより、地域の防火防災活動力の強化を図ります。		補助の概要	災害に強い体制づくりに向けて防火防災協会が実施する地域の安全・安心まちづくりのための活動や地域住民との協働による防火防災活動を支援します。	
			根拠(要綱等)	防火防災事業に対する補助金交付要綱	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 区内3防火防災協会 (四谷・牛込・新宿)		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 防火防災協会は、震災や火災などの災害から地域の安全・安心を守るために活動する地域に根付いた、最も効果的に防火防災活動が実施できる団体である。	
補助対象費用	資器材等購入経費 広報活動用経費 防災力向上イベント等経費 その他:		補助率等(算出根拠)	算出根拠は次のとおり(要綱第4条) 補助金額は事業経費の1/2以内とし、区長が定める予算の範囲内 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 歳入歳出予算書(平成20年から)		選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 補助金交付申請書(事業計画書・歳入歳出予算書)について、危機管理課にて審査を行います。		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 歳入歳出決算書		【審査体制】 危機管理課で審査する。 【審査内容・方法】 補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により危機管理課で審査します。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする効果があるか確認します。		

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	540,000 円		540,000 円		540,000 円	
		執行率 100.00 %		執行率 100.00 %		執行率 100.00 %	
	内訳等	3 件		3 件		3 件	
		単価 180,000	単価 180,000	単価 180,000	単価 180,000	単価 180,000	単価 180,000
		補助率 1/2以内	補助率 1/2	補助率 1/2以内	補助率 1/2	補助率 1/2以内	補助率 1/2
		540,000 円		540,000 円		540,000 円	
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
件		件	件	件	件	件	
単価	単価	単価	単価	単価	単価		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	この補助金の総合評価Bの理由は、区民に対する防火防災意識の啓発や地域防災力向上のための防火防災イベントの開催などにより地域の安全・安心の確保や防火防災活動力の強化が図られているためです。		この補助金の総合評価Bの理由は、区民に対する防火防災意識の啓発や地域防災力向上のための防火防災イベントの開催などにより地域の安全・安心の確保や防火防災活動力の強化が図られているためです。		この補助金の総合評価Bの理由は、区民に対する防火防災意識の啓発や地域防災力向上のための防火防災イベントの開催などにより地域の安全・安心の確保や防火防災活動力の強化が図られているためです。	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区は、区民の防火防災意識や行動力の向上を高める事業を支援する役割を担い、防火防災協会は、区とともに地域住民と協働した防火防災事業を実施する役割を担います。			妥当性の	この事業は、区民の防火防災意識の向上や地域防災力の強化を図るため、地元を主体とする活動を支援することから目的の設定は妥当です。		
代替手段	防火防災協会は、地域住民や事業者で構成される地元を主体とする活動団体として区民の防火防災意識の普及・啓発並びに地域防災力の向上に寄与する取組みを行っており、これを代替できる団体はありません。			達成状況の	この補助事業により、地域住民との協働による地域防災防火活動が実施され、住民の防火防災意識及び地域防災行動力の向上が図られており、目標は達成されています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 防火防災協会の取組みの結果、四谷消防署管内では平成22年2月10日に「火災による死者ゼロ：4,000日」を達成し、防火防災意識の普及や防火防災行動力の向上が図られるなど大きな成果を上げています。				
課題	防火防災協会の取組みは区民の防火防災意識の啓発・普及や地域防災力の向上に寄与しています。今後は四谷消防署管内での成果を拡げていく必要があります。			改革方針	区全体の防火防災力の向上に向けて防火防災協会と区との連携を強化するとともに、意見交換の場を設けるなど協会相互の連携を強化し、区のコーディネートによる防火防災協会のネットワーク化を図っていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		防火防災協会及び防犯協会への事業助成
				枝事業名	

番号	40				
補助事業名	各種団体への助成事業 (防犯協会 4協会)		事業開始年度	昭和 39 年度	所管部 区長室 部 所管課 危機管理 課
補助の目的	区の政策目標である、安全・安心のまちづくりを実現するため。		補助の概要	防犯協会が行う、地域住民との協働による地域安全活動を支援するため。	
			根拠 (要綱等)	地域の防犯活動に対する補助金交付要綱	
補助対象 (者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 区内4防犯協会 (四谷・新宿・牛込・戸塚)		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 新宿区内4警察署の外郭団体である防犯協会のため。	
補助対象費用	印刷製本費・講師謝礼・消耗品・通信費など		補助率等 (算出根拠)	経費の1/2	
	その他:			その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し (無しの理由) 【その他の提出書類】 防犯協会総会資料 防犯協会会則 防犯協会役員名簿		選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 区職員による審査であり、4協会からは具体的な取組み内容を記載した事業計画書を提出してもらい、支出内容が助成の対象として適当かどうかを当課で審査します。		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し (無しの理由) 【その他の提出書類】		【審査体制】 危機管理課で審査する。 【審査内容・方法】 事業終了後に補助金の使途を記入した実績報告書の提出を受け、助成金が助成対象となる活動に充てられているか、当課で計画書との照合等の審査を行っています。		

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額	900,000 円	900,000 円	900,000 円	900,000 円	900,000 円	
		執行率	100.00 %	執行率	100.00 %	執行率	100.00 %
	内訳等	4 件	4 件	4 件	4 件	4 件	4 件
		単価 225,000	単価 225,000	単価 225,000	単価 225,000	単価 225,000	単価 225,000
		補助率 1/2	補助率 1/2	補助率 1/2	補助率 1/2	補助率 1/2	補助率 1/2
		900,000 円	900,000 円	900,000 円	900,000 円	900,000 円	900,000 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
件		件	件	件	件	件	
単価	単価	単価	単価	単価	単価		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	区民の防犯意識・知識などの高揚のため、区内4防犯協会合同によるイベントや各防犯協会ごとに各種催し物並びに啓発物品を配布することは、犯罪抑止上必要不可欠であり、地域防犯力の向上に努めています。		防犯の意識・知識などの高揚のため、区内4防犯協会合同によるイベントや各防犯協会ごとに各種催し物や啓発物品を配布するなどし、犯罪抑止には必要不可欠である地域防犯力の向上に努めています。		区民の防犯意識・知識向上などのため、関係機関・団体等と連携し啓発活動を行うことは、平素行っている各種防犯対策会議、防犯講話、防犯座談会等に加えて、区民の犯罪を許さない社会気運の醸成並びに地域の防犯力向上に繋がっています。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	この補助金において、区は4防犯協会の事業費を担い、4防犯協会は地域の巡回パトロール等の安全・安心まちづくりのための地域防犯活動を支援するとともに、地域住民の防犯に対する意識の啓発・高揚を担います。			受目的性の	新宿区に住む人にとっても、学び働き活動する人にとっても、安全で安心して過ごせるまちづくりを目指します。		
代替手段	4防犯協会が地域住民と行っている地域防犯力の向上のためのパトロール等であり、その役割は大きく代替手段はありません。			達成状況	各団体による自主防犯パトロール等が活発化し、地域内の犯罪件数は、ほぼ横ばいに推移しています。 区内全刑法犯の発生件数(警視庁HPより) 平成18年度 11,487件 平成19年度 11,153件 平成20年度 10,834件 平成21年度 10,968件		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 新宿4警察署の防犯協会による啓発活動を実施したことにより、防犯知識・意識の高揚に繋がり、「自分達のまちは自分達で守る」といった自主防犯活動に対する普及活動に一定の成果を見せており、ボランティア団体も年々増加しています。また、犯罪発生件数については、ほぼ横ばいに推移しており、更に区内の安全・安心まちづくりを効率的・効果的に推進していくため、補助を継続とします。				
課題	区民の方々に「犯罪を抑止する地域防犯力の向上が必要不可欠であることを、いかに効率よく効果的に啓発していくこと」また「自分達のまちは自分達が守る」という意識の継続と自主防犯活動をいかに活性化させていくかが課題です。			改革方針	地域の防犯力維持向上のための警察と連携した防犯協会による防犯啓発活動は、「自分達のまちは自分達で守る」といった普及活動に一定の成果を見せ、犯罪発生件数については、ほぼ横ばい状態を維持しています。この活動を継続推進し、更に防犯力を高めるため、区で支援している防犯ボランティア(重点地区指定団体)の行なう各種活動をサポートしていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		地域防災コミュニティの育成
				枝事業名	

番号	41				
補助事業名	地域防災コミュニティの育成 (防災区民組織の育成204組織)	事業開始年度	平成 11 年度	所管部	区長室
				所管課	危機管理 課
補助の目的	防災区民組織への活動助成による平常時の減災活動の促進、災害時の初期消火活動や救護活動をはじめとする緊急対策活動への備えなど自主防災体制の確立と地域防災コミュニティの育成を目的としています。	補助の概要	防災区民組織の防災用資器材購入、防災訓練や啓発活動などに対し、組織の世帯数に応じた助成を行っています。		
		根拠 (要綱等)	新宿区防災区民組織活動助成金交付要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 新宿区防災区民組織の育成に関する要綱(7新環防第228号)により新宿区に認定された防災区民組織を対象としています。	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 災害対策基本法第5条第2項により、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図る必要があるため。		
補助対象費用	防災訓練経費 防災講演会・座談会等の開催経費 防災資機材の購入又は更新経費 広報活動経費 小型消防ポンプの点検等に要する経費 その他:	補助率等 (算出根拠)	10/10 10/10 10/10 10/10 10/10	その他:助成額基準 ・500世帯未満(50,000円) ・500～999世帯未満(60,000円) ・1,000世帯以上(70,000円)	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 防災区民組織活動助成金交付申請書 防災区民組織活動助成金請求書		選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 「防災に関する活動年間事業計画書」の提出によって、各組織の年間の活動内容を把握し、活動支出が助成対象として適正であるかどうか当課で審査している。		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 防災区民組織活動調査(アンケート)		【審査体制】 危機管理課で審査する。 【審査内容・方法】 年度末に「防災に関する活動年間実績報告書」の提出を受け、助成金が適正に支出されているか当課で計画書との照合等の審査を行っている。同時に、「防災区民組織活動調査(アンケート)」によって活動の充実度や課題などを調査して		

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
金額	12,030,000 円	9,784,688 円	11,500,000 円	10,239,370 円	11,670,000 円	10,654,876 円	
		執行率 81.34 %		執行率 89.04 %		執行率 91.30 %	
予算・決算	内訳等	150 件	137 件	151 件	137 件	142 件	134 件
		単価 50,000円	単価 50,000円以下	単価 50,000円	単価 50,000円以下	単価 50,000円	単価 50,000円以下
		補助率(500世帯未満)	補助率(500世帯未満)	補助率(500世帯未満)	補助率(500世帯未満)	補助率(500世帯未満)	補助率(500世帯未満)
		7,500,000 円	6,494,688 円	7,550,000 円	6,789,370 円	7,100,000 円	6,614,876 円
		37 件	36 件	37 件	40 件	45 件	45 件
		単価 60,000円	単価 60,000円	単価 60,000円	単価 60,000円	単価 60,000円	単価 60,000円
		補助率(500～999世帯)	補助率(500～999世帯)	補助率(500～999世帯)	補助率(500～999世帯)	補助率(500～999世帯)	補助率(500～999世帯)
		2,220,000 円	2,160,000 円	2,220,000 円	2,400,000 円	2,700,000 円	2,700,000 円
		18 件	14 件	14 件	15 件	16 件	17 件
		単価 70,000円	単価 70,000円	単価 70,000円	単価 70,000円	単価 70,000円	単価 70,000円
補助率(1000世帯以上)	補助率(1000世帯以上)	補助率(1000世帯以上)	補助率(1000世帯以上)	補助率(1000世帯以上)	補助率(1000世帯以上)		
1,260,000 円	980,000 円	980,000 円	1,050,000 円	1,120,000 円	1,190,000 円		
その他 新規結成7件	その他 新規結成1件	その他 新規結成3件	その他	その他 新規結成3件	その他 新規結成1件		
1,050,000 円	150,000 円	750,000 円	円	750,000 円	150,000 円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	この補助金の総合評価Bの理由は、防災 区民組織の実態に合わせた助成金の交付 により、多くの組織が活動能力を高め、地 域の自主防災体制を確立することができた ためです。		この補助金の総合評価Bの理由は、防災 区民組織の実態に合わせた助成金の交付 により、多くの組織が活動能力を高め、地 域の自主防災体制を確立することができた ためです。		この補助金の総合評価Bの理由は、防災 区民組織の実態に合わせた助成金の交付 により、多くの組織が活動能力を高め、地 域の自主防災体制を確立することができた ためです。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区は地域防災力向上のために、自主防災体制の確立・強 化を担い、各防災区民組織は組織力及び活動能力の向上 等に取組んでいます。			受目的 性の	震災時には地域の自主的な応急対策活動が必要であり、こ れに備えた日頃からの防災活動や地域のつながりが不可欠 です。このため、防災区民組織への活動助成を通じて自主防 災体制の確立と防災コミュニティの育成を図る本事業の目的 の設定は適切です。		
代替手段 効率性	地域の自主防災体制の確立と防災コミュニティの育成に 向けて、防災区民組織が行う幅広い防災活動に対して柔軟 かつ効果的に支援を行う事業として重要な役割を果たして います。			達成状 況の	防災区民組織が実施する防災活動に要する経費を助成す ることにより、多くの組織がその活動能力を高め、地域の自 主防災体制の確立及び防災意識の高揚が図られています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 防災区民組織の実態に合わせた活動助成を行うことで、各組織が幅広く防災活動に取り組 み、地域の自主防災体制の確立・強化が図られています。また、防災活動を通じた地域のコ ミュニティ活動が促進されています。				
課題	防災区民組織は活動助成を通じて地域の実態に合わせた 防災活動を行うことができ、これにより自主防災体制の 確立が図られています。一方、地域の高齢化や活動参加 者の偏在等による組織の活性化が課題となっています。			改革方 針	防災区民組織への継続的な活動助成を行うとともに、組織 の活性化や持続的な活動並びに防災コミュニティの維持に向 けて、幅広い年代層や大規模マンション住民、事業所、外国 人など地域の様々な人材が参加できるしくみを地域との協働 により構築していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		がけ等整備資金融資あっ旋利子補給
				枝事業名	

番号	42				
補助事業名	がけ等整備資金融資あっ旋利子補給	事業開始年度	昭和 56 年度	所管部	都市計画 部
				所管課	建築指導 課
補助の目的	災害が発生するおそれのあるがけ及び擁壁の補修、改善を行おうとするものに対し、必要な資金の融資あっせん及び利子補給を行い、災害の発生を予防し、生命、財産の安全を図ることを目的とします。	補助の概要	区内のがけ等の補修、改善のための経費を、区のあっせんする金融機関から融資を受けた所有者等にその利子の一部を補給します。		
		根拠(要綱等)	新宿区がけ等整備資金融資あっせん及び利子補給要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 区内のがけ等の補修、改善を行う者	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】		
補助対象費用	融資の対象は、崩壊等のおそれのあるがけ等の補修、改善に要する経費 その他：	補助率等(算出根拠)	貸付利率の1/2 (上限は1.6%) その他：		
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 がけの工事に対して補助を行うので、事業計画を審査するものではないため 【その他の提出書類】 申込書、がけ工事の仕様書、設計図、見積書、付近の見取図、土地登記簿謄本、住民票、住民税納税証明書等		選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 区は、申込みがあったものに対し、書類を審査し、適当と認めるときは、指定の金融機関に送付します。その後、金融機関の審査によって融資が決定します。		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 金融機関の融資が決定したことにより利子補給を行うものであるため、実績報告書の提出の必要はありません。 【その他の提出書類】 金融機関が発行するがけ等整備資金利子補給金請求書		【審査体制】 【審査内容・方法】 金融機関が発行するがけ等整備資金利子補給金請求書により返済について確認します。		

年度	19年度		20年度		21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
金額	1,521,000 円	135,621 円	1,376,000 円	40,286 円	1,351,000 円	23,888 円
		執行率 8.92 %		執行率 2.93 %		執行率 1.77 %
予算・決算	6 件	0 件	6 件	0 件	6 件	0 件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率 貸付利率の1/2	補助率	補助率 貸付利率の1/2	補助率	補助率 貸付利率の1/2	補助率
	1,309,000 円	0 円	1,309,000 円	0 円	1,309,000 円	0 円
	4 件	3 件	3 件	3 件	1 件	1 件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率 貸付利率の1/2	補助率 貸付利率の1/2	補助率 貸付利率の1/2	補助率 貸付利率の1/2	補助率 貸付利率の1/2	補助率 貸付利率の1/2
	186,000 円	108,621 円	41,000 円	40,286 円	16,000 円	15,173 円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
その他	その他	その他	その他	その他	その他	
	円	円	円	円	円	
年度評価	評価区分		評価区分		評価区分	
	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
年度評価	評価理由		評価理由		評価理由	
	新規申込みがなかったためです。		新規申込みがなかったためです。		新規申込みがなかったためです。	
3年間を通じたの評価 (平成19年度から平成21年度まで)						
役割分担	災害発生を防止する主体はがけ等の所有者であり、所有者等が補修、改善を行うべきですが、区民の生命、財産を守るために区も経費の一部を補助します。		受目的性の	災害が発生するおそれのあるがけ等の補修、改善を促進して、区民の生命、財産を守ることを目的とするは妥当です。		
代替手段	新規申込みがない現状では、効率的とはいえません。現時点での代替手段はありません。		達成状況の	3年間を通して新規申込みが0件でした。目的達成に向けた制度があっても、利用者がいない現状では目的達成には寄与していないし、達成もできていません。		
総合評価	【総合評価】 (目的に照らして) 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 新規申込者が0件の状態が続いています。災害発生を予防する目的で構築された事業ですが、利用者がいなくては効果は不十分です。			
課題	事業を開始したころに比べて、市中金利が下がっています。そのため、利子補給制度の魅力がなくなっていると考えられます。区民にとって、より魅力ある制度の構築が必要です。		改革方針	利子補給という長期間にわたる補助ではなく、補修、改善工事に対しての助成金制度を検討します。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	4	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		民有灯及び商店街灯への助成
			枝事業名		

番号	43	
補助事業名	民有灯の維持助成	
事業開始年度	昭和 38 年度	所管部 所管課
		みどり土木 部 道路 課
補助の目的	私道上の照明灯(民有灯)の維持管理を行う町会等に対して、助成金を交付し負担を軽減することにより適切な管理を促し、区民の生活環境の向上と犯罪の防止を図ります。	補助の概要
		町会等が維持管理している民有灯に対して、電気料等を助成します。 一律3,000円 / 基・年
		根拠(要綱等)
	新宿区民有灯の設置等に関する規則	
補助対象(者)	団体 個人	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性
	【要件又は対象団体】 町会等175団体 3,954 基	
		特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 民有灯を維持管理している者が特定の団体(町会等)であるため
補助対象費用	3,000円 / 基	補助率等(算出根拠)
	その他:	
		一基あたりの電気料金及び電球取替え費用
		その他:
支出方法	確定払 概算払 前金払	
補助金申請手続	提出書類・添付書類	
	事業計画書提出の有無	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し (無しの理由) <input type="checkbox"/> その他の提出書類	
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し (無しの理由) 区職員が現地を直接確認し、民有灯の位置や改修状況等を把握しているため <input type="checkbox"/> その他の提出書類 民有灯助成金請求書	
	選定・審査の体制・考え方	
	選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無し (有の場合) の有無 (外部委員 <input type="checkbox"/> 人 / 全体数 <input type="checkbox"/> 人)	
	【審査方法】 区職員が書類及び現地調査による審査を実施し、民有灯助成金決定通知書で通知します。	
	【審査体制】 区担当職員	
	【審査内容・方法】 書類及び現地調査による審査を実施します。	

年度	19年度		20年度		21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
金額	12,750,000 円	12,399,000 円	12,750,000 円	11,784,000 円	12,900,000 円	11,862,000 円
		執行率 97.25 %		執行率 92.42 %		執行率 91.95 %
予算・決算 内訳等	4250 件	4,133 件	4250	3,928 件	4300 件	3,954 件
	単価 3,000	単価 3000	単価 3000	単価 3000	単価 3000	単価 3000
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	12,750,000 円	12,399,000 円	12,750,000 円	11,784,000 円	12,900,000 円	11,862,000 円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
その他	その他	その他	その他	その他	その他	
	円	円	円	円	円	
年度評価	評価区分		評価区分		評価区分	
	評価理由		評価理由		評価理由	
A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
予定件数を執行するとともに、助成金の交付により民有灯が適切に管理されていることから、目標どおりの成果と評価します。		補助対象数を精査したうえで予定件数を執行するとともに、助成金の交付により民有灯が適切に管理されていることから、目標どおりの成果と評価します。		補助対象数を精査したうえで予定件数を執行するとともに、助成金の交付により民有灯が適切に管理されていることから、目標どおりの成果と評価します。		
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）						
役割分担	補助対象者(町会等)は、所有する民有灯の維持管理を担い、区は、その電気料金等を助成します。		妥当性の	維持管理経費の負担を軽減することで、私道上の民有灯が適切に維持管理され、区民の生活環境の向上と犯罪の防止が図られるものであり、区民ニーズを踏まえた適切なものと評価します。		
代替手段 効率性	現段階で、民有灯を町会等が維持していくためには、助成金が不可欠であり、代替手段はありません。また、区が民有灯の状態を一元的に把握したうえで助成を行っており効率的です。		達成状況の	この助成金を交付することにより、町会等の負担は軽減され、安全・安心のまちづくりに向け、一定の成果を上げています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 助成金の交付によって町会等の負担が軽減され、民有灯が適切に管理されることにより、安心・安全のまちづくりに効果を発揮していると評価します。			
課題	近年の改修により電球の照度が上がり、電球価格の増に伴う助成金の値上げ要望が出ています。また、高齢化により球替え等の日常の維持管理が難しくなっており、区で行って欲しいとの要望が出されています。		改革方針	引き続き、現制度を継続しながら、今後の助成や管理のあり方について検討していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	4	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		民有灯及び商店街灯への助成
				枝事業名	

番号	44	
補助事業名	商店街灯の維持助成	
事業開始年度	昭和 38 年度	所管部 所管課
		みどり土木部 道路課
補助の目的	商店街灯の維持管理を行う商店会等に対して助成金を交付し、商店街等の負担軽減を図ることにより、適切な管理を促し、区民の生活環境の向上と犯罪の防止を図ります。	<p>補助の概要</p> <p>商店街が維持管理している商店街灯に対して、電気料の一部を助成する。</p> <p>根拠 (要綱等)</p> <p>新宿区商店街灯助成要綱</p>
補助対象 (者)	<p>団体 個人</p> <p>【要件又は対象団体】</p> <p>商店会87団体 2,507基</p>	<p>対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性</p> <p>特定の団体(者) 特定の団体(者)でない</p> <p>【特定の団体の場合の妥当性】</p> <p>商店街灯を維持管理している者が特定の団体(商店街等)であるため</p>
補助対象費用	<p>実基数と要綱により算出する計算上の基数を比較し、少ない方の基数に助成単価を乗じて算出する額と、電灯料の8割とを比較し、安価な方を助成額としている。</p> <p>その他:</p>	<p>補助率等 (算出根拠)</p> <p>助成基数は路線延長15mに1基とし、起点部分として1基分を加える。</p> <p>上記で算出した基数が実基数を上回る場合は、実基数を採用する。</p> <p>助成額は、電灯料の80%を上限とする。</p> <p>その他:</p>
支出方法	<p>確定払 概算払 前金払</p>	
補助金申請手続	<p>提出書類・添付書類</p> <p>事業計画書提出の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの理由】</p> <p>【その他の提出書類】</p>	<p>選定・審査の体制・考え方</p> <p>選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募</p> <p>(公募の場合)</p> <p>外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合)</p> <p>の有無 (外部委員 人 / 全体数 人)</p> <p>【審査方法】</p> <p>区職員が書類及び現地調査による審査を実施し、商店街灯助成金交付決定書を交付します。</p>
	<p>清算/補助金の実績報告</p> <p>実績報告書提出の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの理由】</p> <p>区では、全ての商店街灯の位置の把握に努めており、その存在を一定期間で職員が現地確認している。</p> <p>【その他の提出書類】</p> <p>商店街灯助成金請求書</p>	<p>【審査体制】</p> <p>区担当職員</p> <p>【審査内容・方法】</p> <p>書類及び現地調査による審査を実施します。</p>

年度	19年度		20年度		21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
金額	24,277,000 円	21,707,900 円	24,277,000 円	22,921,300 円	24,028,000 円	23,918,000 円
		執行率 89.42 %		執行率 94.42 %		執行率 99.54 %
予算・決算 内訳等	2299 件	2,347 件	2076 件	2,483 件	2550 件	2,507 件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率 80%	補助率	補助率 80%	補助率	補助率 80%
	24,277,000 円	21,707,900 円	24,277,000 円	22,921,300 円	24,028,000 円	23,918,000 円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
円	円	円	円	円	円	
その他	その他	その他	その他	その他	その他	
	円	円	円	円	円	
年度評価	評価区分		評価理由		評価理由	
	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
評価理由		予定件数を執行するとともに、助成金の交付により商店街灯が適切に管理されていることから、目標どおりの成果と評価します。		概ね予定件数を執行するとともに、助成金の交付により、商店街灯が適切に管理されていることから、目標どおりの成果と評価します。		
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）						
役割分担	補助対象者は、所有する商店街灯の維持管理を担い、区は、電気料金を助成します。		妥当性の	商店街灯の維持管理経費の負担を軽減することで、適正な管理を促し、安全・安心のまちづくりを促進していくものであり、区民ニーズを踏まえた適切なものです。		
代替手段	この補助金は各商店街灯の状態を区が把握し、審査したうえで助成しているため、費用対効果から見て効果的・効率的に行われています。		達成状況	助成金を交付することにより、商店会の負担は軽減され、商店街灯は適切に維持管理されています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 助成金の交付により、商店街灯が適切に管理され、商店街の活性化とまちの安全確保に寄与していることから、効果を発揮しているものと評価します。			
課題	高齢化や景気の低迷等に伴い、商店街灯を維持できなくなってきている商店街等がみられます。今後、道路管理の観点から、こうした地域に対する対応について、検討する必要があります。		改革方針	維持できなくなった商店街灯に対する相談や助言などを行いながら、引き続き既存の事業内容を継続していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	4	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		消費者活動事業助成等
				枝事業名	

番号	45	
補助事業名	消費者活動事業助成	事業開始年度 平成 19 年度
		所管部 地域文化 部
		所管課 消費者支援等担当 課
補助の目的	消費者基本法第26条に基づき、消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進することを目的として、その活動成果を広く区民に普及啓発し、消費生活についての理解を深め、団体活動に参加する区民の拡大を目指します。	補助の概要 消費者団体が行う公益性のある事業に対して、活動経費の一部を助成します。
		根拠 (要綱等) 新宿区消費者活動促進等事業助成要綱
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 区内で公益性のある健全かつ自主的な消費者活動を行っている団体	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性 特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】
補助対象費用	消費者問題に関する学習・講演会、調査・研究、普及啓発活動、消費者の利益に資する活動等に要する経費。(会議費、宣伝費、リース費、消耗品費、謝礼、材料費、交通費、その他諸経費) その他:	補助率等 (算出根拠) 対象事業に要する経費の合計額の3分の2の額の範囲内で1事業上限20万円 その他:
支出方法	確定払 概算払 前金払	
補助金申請手続	提出書類・添付書類	選定・審査の体制・考え方
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 事業実施後に申請する場合は無し。(実績報告書のみ) 【その他の提出書類】 助成金交付申請書、団体の会則・規約等、事業計画書、収支予算書、所要経費明細書、助成金請求書(交付決定後)	選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合) の有無 (外部委員 1人/全体数 4人) 【審査方法】 公募により提出された事業計画書等の書類を内部審査し、補助要件の適否を確認します。次に審査会で事業内容の評価を行うとともに、必要に応じて団体代表者からの事情聴取などにより、補助すべき公益性のある消費者活動を審査し決定します。
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 助成金交付実績報告書、所要経費明細書(領収書添付)、収支決算書、助成金精算書(概算払いのみ)	【審査体制】 事業実施後の申請は審査会による審査。概算払いの精算は担当課による審査。 【審査内容・方法】 対象活動実施後、事業実績報告書等について、実施内容が助成目的に適合した内容かを評価するとともに助成金の費目ごとに用途内容を審査し、不明な点については団体役員に事情聴取し確認します。

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		たばこ商業協同組合への事業助成
				枝事業名	

番号	46						
補助事業名	たばこ商業協同組合への事業助成			事業開始年度	平成 3 年度	所管部	総務 部
						所管課	総務 課
補助の目的	環境美化の課題である路上喫煙やポイ捨て禁止などの啓発を、たばこ商業協同組合が主体となって区内のたばこ小売店が実施することで、効果的に喫煙者のマナーの向上を図ります。			補助の概要	街の環境美化と喫煙者のマナーの向上を図るために、たばこ商業協同組合が実施する啓発事業や美化活動事業に対して経費の一部を助成します。		
				根拠(要綱等)	新宿文京たばこ商業協同組合環境美化活動事業費助成要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 新宿文京たばこ商業協同組合			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 新宿文京たばこ商業協同組合は、区内のたばこ小売店を管理する唯一の団体であるためです。		
補助対象費用	清掃活動事業及び喫煙者のマナーアップキャンペーン活動事業に要する諸経費 その他：			補助率等(算出根拠)	助成対象経費の3/4で上限1,000,000円(要綱第3条) その他：		
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 ・助成金交付申請書 ・組合会則 ・役員名簿			選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 事業計画書により、助成金の目的とする取り組み内容が適切かどうか区の職員が審査する。			
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 ・事業報告書			【審査体制】 区の職員による審査 【審査内容・方法】 事業計画書通りに環境美化活動や喫煙者のマナー向上啓発事業が実施できたかどうかを、事業報告書により確認する。			

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円
			執行率 100.00 %		執行率 100.00 %		執行率 100.00 %
	内訳等	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
		単価 上限1,000,000円	単価 上限1,000,000円	単価 上限1,000,000円	単価 上限1,000,000円	単価 上限1,000,000円	単価 上限1,000,000円
		補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4	補助率 3/4
		1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
件		件	件	件	件	件	
単価	単価	単価	単価	単価	単価		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	事業計画通りに、環境美化活動を実施したことや、喫煙者のマナー向上を販売時や環境美化活動の際に啓発することができたため。		事業計画通りに、環境美化活動を実施したことや、喫煙者のマナー向上を販売時や環境美化活動の際に啓発することができたため。		事業計画通りに、環境美化活動を実施したことや、喫煙者のマナー向上を販売時や環境美化活動の際に啓発することができたため。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	補助対象団体が清掃活動や喫煙者のマナーアップ事業を展開し、区がその一部経費を助成します。			妥当性の	この事業助成の目的は、区が進める路上喫煙やポイ捨ての禁止を、喫煙者にとって最も身近なたばこ小売店が啓発することで、効果的に喫煙者のマナーの向上を図ることができ、さらには環境美化にもつながるため、たばこ商業協同組合に助成をする。		
代替手段	区が一部経費を補助し、喫煙者に最も身近な販売業者の小売店が事業展開することで、効果的な周知ができます。			達成状況の	この助成金を交付したことにより、区が進める環境美化と路上喫煙やポイ捨ての禁止など、喫煙者のマナーの向上に寄与しました。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 喫煙者にとって最も身近なたばこ小売店が、様々な機会を通じて路上喫煙やポイ捨ての禁止などを啓発することによって、効果的に喫煙者のマナーの向上が図られ、環境美化に繋がったため。				
課題	限定した喫煙場所の周知方法や、区が進める路上喫煙やポイ捨ての禁止などを、より効果的に周知できる手法をたばこ商業協同組合と協議し進めていくことが必要です。			改革方針	要綱について、平成17年度から制定し、平成16年度までの用品配布から、環境美化と喫煙者のマナー向上を図る事業助成に変更しました。更に、平成19年度にはその助成方法を前金払いから概算払いに変更しました。また、助成対象経費を明確化するために平成22年1月6日付けで要綱の一部を改正しました。今後は、実績や効果を見ながら、より一層の効果を得られるための事業手法を、たばこ商業協同組合とともに検討していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業	51	新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付事業 枝事業名 事業者の省エネルギーへの取り組みの促進・支援

番号	47				
補助事業名	新宿区ISO14001等認証取得費補助金		事業開始年度	平成 19 年度	所管部 環境清掃部 部 所管課 環境対策課 課
補助の目的	京都議定書の目標をわが国が達成するために、区としても区内における二酸化炭素排出量の削減を進める必要があります。特に区内の消費エネルギーのうち3分の2は産業部門と民生(業務)部門が占めており、その中でも多くを占める中小事業者の環境行動を進展させることが必須となっています。このため、区内の中小事業者における環境マネジメントシステムの認証取得を支援することにより、継続的な環境負荷の低減を図ります。		補助の概要	新宿区内の事業所を対象に、新たにISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムを取得する事業者や、新宿区内の事業所に適用範囲を拡大する事業者に対し、対象経費の半額を助成します。	
			根拠(要綱等)	新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付要綱	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 新宿区内の事業所を対象にISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムを新たに取得若しくは適用範囲を拡大する事業者。		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	区内の事業所を対象に環境マネジメントシステムを取得、及び適用範囲を拡大する際の審査費と認証登録費 その他:		補助率等(算出根拠)	審査費及び認証取得費の1/2(上限20万円) その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 (1)新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付申請書(2)ISO14001等認証取得事業計画書(3)会社概要・組織概要・又はこれに類するもの(4)定款・寄付行為・又はこれに類するもの(5)登記簿謄本の写し(6)審査及び認証取得に係る経費の見積書の写し。(7)その他区長が必要と認める書類		選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 区職員による審査 申請する事業者が区内に事業所を有し、年度内に認証の取得が可能かどうかなどについての審査を行います。なお、当該事業者が区外にも事業所を有している場合の補助金の額については、従業員数の按分などにより、区内の事業所にあたる部分のみを対象とします。		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 金額確定処理 (1)新宿区ISO14001等認証取得費補助金実績報告書(2)ISO14001等の報告書の写し(3)審査登録機関と締結した契約書の写し(4)領収書の写し等の当該補助事業に伴う支払額を証する書類 補助金支払い (1)新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付請求書(2)実績報告 (1)新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付事業に係る取組状況報告書(2)認証を継続していることを照明する文書の写し		【審査体制】 区職員による審査 【審査内容・方法】 ・認証の取得が完了すれば対象事業を達成したもものとして補助金を交付します。 ・補助事業終了後3年間は更新審査の認証を得たことが確認できる文書の写しを毎年送付するものとし、認証の継続ができなかった場合(他の規格や自己宣言に移行した場合は除く)は補助金の返還を求めます。		

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額		金額		金額		
	2,000,000 円		2,000,000 円		2,000,000 円		
	執行率 7.20 %		執行率 40.15 %		執行率 17.90 %		
	10 件		10 件		10 件		
	1 件		5 件		2 件		
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率 50%	補助率 50%	補助率 50%	補助率 50%	補助率 50%	補助率 50%	
	2000000 円		803000 円		358000 円		
	件		件		件		
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	円	円	円	円	円	円	
	件	件	件	件	件	件	
単価	単価	単価	単価	単価	単価		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	年度後半に事業を開始したため、当該年度内に環境マネジメントシステムを取得する事業者も少なく、十分なPRを行うことができませんでした。		前年度の補助実績と比較し、補助件数は増加したが、目標としていた件数を達成することはできませんでした。		事業者向け講座や各団体の会合に赴いて積極的なPRを行ったが、目標としていた件数を達成できませんでした。	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区の地球温暖化対策の推進において、中小事業者の積極的な取組みは非常に重要ですが、経済的な理由で十分な取組みを行えない事業者が多く見受けられます。そこで、区が金銭的な支援を行うことで環境に配慮した事業活動の推進を図っています。		受目的性の	中小事業者の取組みへの支援は、区の地球温暖化対策の中でも重点的に行う必要があります。環境マネジメントシステム規格の認証取得は、事業活動を行う上で継続的に環境負荷を低減させるため、当補助事業の目的は妥当だと考えます。			
代替手段 効率性	中小事業者の取組みに対する支援として、省エネ研修講座や、具体的な指摘・提案を行う省エネルギー診断など、取組みの段階に応じた対策と組み合わせることで効果的な普及推進を図ります。		達成状況の	各年度の実績が数件程度のため、計画目標値を達成するのは困難です。期間が次年度にまたがる場合が多く、申請事業者との調整により、効果的な補助制度の活用を図っていきます。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 ISO14001等の環境マネジメントシステムの認証取得には審査が半年程度かかることから、年度内の取得が完了しない事業者については、次年度に申請するよう調整を行っています。補助金を交付した事業者からの取組み状況報告書では、取得前後での電気・水道・軽油使用量が大幅に削減されており、当補助制度が区内の消費エネルギーの削減に寄与したと考えられます。しかし、目標件数を大きく下回ったため効果が十分ではありませんでした。				
課題	区内の相当数の事業者が環境マネジメントシステム規格を取得したことが予想されますが、補助件数は8事業者に留まっており、制度の周知が不足しています。		改革方針	今後は補助制度のPRだけでなく、環境マネジメントシステムの認証取得によるメリットを幅広くPRし、補助件数の増加を図ります。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	[事業名]	
			経常事業	51	地球温暖化対策の推進(区民省エネルギー意識の啓発)	
				枝事業名	区民の省エネルギーへの取り組みの促進・支援	

番号	48				
補助事業名	新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金	事業開始年度	平成 21 年度	所管部	環境清掃 部
				所管課	環境対策 課
補助の目的	地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に配慮した新エネルギー及び省エネルギー機器等の普及啓発を積極的に図り、もって地球環境の保全及び自然と人間が共生できるまちづくりを推進することを目的とします。	補助の概要	区内において新エネルギー及び省エネルギー機器等を導入する者に対し、区が予算の範囲内において補助金を交付します。		
		根拠(要綱等)	平成22年度新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付要綱		
補助対象(者)	<p>団体 個人</p> <p>[要件又は対象団体]</p> <p>個人は区内に住所を有する者。 団体は区内に事業所を有する中小企業者又は区内に住所を有する共同住宅の管理組合等。 団体は平成22年度から対象。</p>	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	<p>特定の団体(者)</p> <p>特定の団体(者)でない</p> <p>[特定の団体の場合の妥当性]</p>		
補助対象費用	<p>太陽光発電システム</p> <p>太陽熱給湯システム</p> <p>太陽熱温水器</p> <p>CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)</p> <p>潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)</p> <p>ガス発電給湯器(エコウィル)</p> <p>平成21年度で廃止 家庭用燃料電池(エネファーム)</p> <p>平成22年度新規項目 高反射率塗装</p> <p>雨水利用設備</p> <p>平成22年度新規項目 事業者用太陽光発電システム</p> <p>平成22年度新規項目</p>	補助率等(算出根拠)	<p>1kW当たり18万円 上限80万円</p> <p>H22.1から1kW当たり14万円 上限50万円</p> <p>機器本体価格の20% 上限30万円</p> <p>機器本体価格の20% 上限10万円</p> <p>定額10万円</p> <p>定額3万5千円</p> <p>定額10万円</p> <p>定額10万円万円</p> <p>塗装材料費全額 上限50万円</p> <p>機器本体価格の20% 上限2万円</p> <p>1kW当たり14万円 上限90万円</p>		
支出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 確定払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 申請書内容で確認できるため 【その他の提出書類】 補助金交付申請書(添付書類:設置に係る見積書等、パンフレット等、図面・写真等、その他同意書等) 変更届出書(変更のある場合)		選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 区職員での審査 ・補助対象者であるか ・補助対象機器であるか ・補助対象額及び補助金額が正しいか 等を要綱の規定にあっているか総合的に審査します。		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 完了報告書内容で確認できるため 【その他の提出書類】 設置完了報告書(添付書類:領収書等、設置後の写真等、住民票等、住民税の納税証明等) 補助金交付請求書		【審査体制】 区職員での審査 【審査内容・方法】 ・補助金確定処理 設置完了報告書の内容を要綱で規定している項目と照らし合わせ審査し、補助金額を確定します。 (場合によっては現地調査をします。) ・補助金支払処理 補助金交付請求書により支払います。 ・目標達成度等 対象機器を設置することで目標達成とします。		

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額	円	円	円	円	75,000,000 円	61,724,000 円
		執行率	%	執行率	%		82.30 %
	内訳等	件	件	件	件	80 件	85 件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	43,000,000 円	40,530,000 円
		件	件	件	件	12 件	1 件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	3,500,000 円	118,000 円
		件	件	件	件	15 件	2 件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
円	円	円	円	1,500,000 円	65,000 円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	円	円	円	円	27,000,000 円	21,011,000 円	
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由					太陽光発電システム及びエコキュートについては予算枠を大幅に超える申請があり、補正予算で対応しました。	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区民の環境への取組みに関する意識が高くなっている中、地球温暖化対策を推進するためには、区民生活における温暖化対策の推進が重要となります。新エネルギー及び省エネルギー機器等は安価ではないため、区民が取り組みやすくなるよう、区が助成をすることにより、普及促進を図ります。			妥当性の	区民への省エネルギーへの取組み支援は、反響も高く、区の地球温暖化対策を推進するうえでも、当補助事業の目的は妥当です。		
代替手段 効率性	21年度から23年度の補助事業のため、今後の展開を見据えて判断する必要があります。現時点での代替手段はないが、社会の状況を捉えて、補助対象機器等については柔軟な対応をします。			達成状況の	21年度からの事業のため、単年度の判断となるが当初の目的は達成されました。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 当初、予定していた280件を上回る申請があり、さらに問合せが多かったため、急遽、補正予算を組んで対応することとなりました。 効果は十分発揮できました。				
課題	補助対象機器等が区民のニーズに対応しているか、検討する必要があり、ニーズにそえるよう柔軟な対応が課題となります。さらに、積極的な周知を実施します。			改革方針	区民への補助事業だけでなく、事業者への補助事業を検討します。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業	59	樹木、樹林等の保護
				枝事業名	

番号	49	
補助事業名	保護樹木・樹林・生垣への助成	事業開始年度
		昭和 47 年度
		所管部
		みどり土木 部
		所管課
		みどり公園 課
補助の目的	保護樹木等の剪定、落葉の処理、病虫害防除など樹木の維持に必要な管理費の一部や移植の費用を支援することにより保護し、貴重なみどりを守っていきます。	補助の概要
		当該交付を行う年度の10月1日に存する保護樹木等の本数、面積及び長さに基づき、維持管理費の一部を助成します。 保護樹木の移植の必要性が生じた場合に、その費用の一部を助成します。
		根拠 (要綱等)
		新宿区みどりの条例、同施行規則 新宿区みどりの文化財(保護樹木等)助成金交付要綱 新宿区保護樹木移植助成金交付要綱
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 保護樹木等所有者である区民、事業者	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性
		特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】
補助対象費用	保護樹木等の維持管理費の一部 保護樹木等の移植費用の一部 その他:	補助率等 (算出根拠)
		保護樹木 = 1本につき9,000円、2本目からは4,500円 保護樹林 = 1,000㎡までは9,000円、1,000㎡からは1,000㎡毎に4,500円 保護生垣 = 1mにつき20mまでは900円、20mからは450円 助成対象経費の1/2、樹木1本当たりの上限300,000円 その他: の助成金の交付の額は、一所有者につき年90,000円を限度とします。 の助成金の交付の額は、1敷地につき900,000円を限度とします。
支出方法	確定払 概算払 前金払	
	提出書類・添付書類	選定・審査の体制・考え方
補助金申請手続	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 有 【無しの理由】 消耗品の購入や剪定といった維持管理費の一部を支援することを目的として、当該交付を行う年度の10月1日に存する保護樹木等の本数等に基づき計算・支出するため。 【その他の提出書類】 については、助成金交付申請書 については、現地案内図、現況写真、敷地現況図、樹木診断書等樹木の状況が把握できる書類、移植計画書、移植計画図、見積書の写し	選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 とも、記載された内容について区職員が書面及び必要に応じた現地調査を行うことにより審査します。
	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無 【無しの理由】 【その他の提出書類】 については、保護樹木移植工事の完了図面、工事写真、所要経費の支出を証明する書類の写し	【審査体制】 とも、区職員が審査します。 【審査内容・方法】 とも、記載された内容について区職員が書面及び必要に応じた現地調査を行うことにより審査します。
清算 / 補助金の実績報告		

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額	7,538,000 円	6,324,300 円	6,821,000 円	6,564,600 円	8,214,000 円	6,601,500 円
		執行率	83.90 %	執行率	96.24 %	執行率	80.37 %
		件	281 件	件	289 件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		7,538,000 円	6,324,300 円	6,821,000 円	6,564,600 円	6,714,000 円	6,601,500 円
		件	件	件	件	5 本	0 本
		単価	単価	単価	単価	単価 300,000	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率 補助上限額	補助率
		円	円	円	円	1,500,000 円	0 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円	
	その他	その他	その他	その他	その他	その他	
	円	円	円	円	円	円	
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	保護樹木所有者の経済的負担等を軽減するとともに、保護樹木等に指定中の伐採を規制することにより、樹木の保全に果たす役割は大きいからです。		平成20年度は、大きな樹木の所有者を対象に、積極的に保護指定を働きかけた結果、目標数値以上の本数を保護指定することができました。		平成21年度は、20年度に引き続き保護樹木の指定本数を増やすことができました。保護樹木等移植費助成制度は、利用がありませんでした。	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	この補助金において、区は樹木所有者の負担の軽減と緊急時の支援の役割を担い、補助対象者は、所有する貴重なみどりを適正に維持管理する役割を担います。			妥当性の	この事業の目的は、保護樹木等の剪定、落葉の処理、病虫害防除など樹木の維持に必要な管理費の一部を支援することにより保護し、貴重なみどりを守っていくことであり、区民のニーズであるみどり豊かな環境づくりに資するため適切です。		
代替手段	保護樹木所有者の維持管理に要する経済的負担の一部を軽減できる有効な方法です。			達成状況の	区民や事業者への働きかけを強化した結果、保護樹木の指定本数が増加しました。この補助金を交付することにより、所有者にみどりの文化財としての意識が生まれ、建築等に際して伐採を免れる等の効果があがっています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 保護樹木の指定本数は増えており、貴重なみどりを守っていくという目的に対する効果を発揮できています。				
課題	平成21年度に創設した「保護樹木等移植費助成制度」の周知を図るとともに、利用を働きかける必要があります。保護樹木の指定本数は増加傾向にあります。制度のPRを更に行い、貴重な樹木を残していくことが課題です。			改革方針	平成21年度に同じく創設した「特別保護樹木制度」の周知を併せて行うことにより、樹木の保護に対する意識の向上を図ります。「保護樹木等移植費助成制度」の周知を図り、移植を支援することにより、樹木の保護に努めます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業	枝事業名	安心のみどり整備

番号	50		
補助事業名	生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成		事業開始年度 昭和 63 年度
			所管部 みどり土木 部 所管課 みどり公園 課
補助の目的	<p>接道部の危険なブロック塀を撤去して、生垣や植樹帯にしようと考えている区民等に対し、その経費を一部支援することで、経済的負担を軽減します。</p>	補助の概要	<p>一定の条件を満たす生垣・植樹帯を新規に造成する場合及び、その生垣・植樹帯を造成する位置にあるブロック塀等を撤去する場合、その費用の一部を助成します。</p>
		根拠 (要綱等)	<p>新宿区みどりの条例 新宿区みどりの条例施行規則 新宿区接道部緑化助成金交付要綱</p>
補助対象(者)	<p>団体 個人</p> <p>[要件又は対象団体] 接道部の危険なブロック塀を撤去して、生垣や植樹帯にしようと考えている区民等に対し、その経費を一部支援することで、経済的負担を軽減します。</p>	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	<p>特定の団体(者) 特定の団体(者)でない [特定の団体の場合の妥当性]</p>
補助対象費用	<p>生垣造成</p> <p>植樹帯造成</p> <p>ブロック塀等撤去</p> <p>その他:</p>	補助率等 (算出根拠)	<p>1m当たり12,000円又は15,000円、上限額300,000円</p> <p>1m当たり5,000円又は10,000円、上限額300,000円</p> <p>1m当たり5,000円又は10,000円、上限額200,000円</p> <p>その他:</p>
支出方法	<p>確定払 概算払 前金払</p>		
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方
	<p>事業計画書提出の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの理由】</p> <p>【その他の提出書類】 設置場所案内図、工事計画平面図・断面図、施工前の現場写真</p>		<p>選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募</p> <p>(公募の場合)</p> <p>外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合)</p> <p>の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>(外部委員 人 / 全体数 人)</p> <p>【審査方法】 記載された内容について区職員が書面及び現地調査を行うことにより審査します。</p>
清算/実績報告	<p>実績報告書提出の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの理由】</p> <p>【その他の提出書類】 設置場所案内図、工事竣工平面図・断面図、施工後の現場写真、工事領収書の写し</p>		<p>【審査体制】 区職員が審査します。</p> <p>【審査内容・方法】 記載された内容について区職員が書面及び現地調査を行うことにより審査します。</p>

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	2,160,000 円	411,000 円	2,160,000 円	552,000 円	2,200,000 円	120,000 円
		執行率	19.03 %	執行率	25.56 %	執行率	5.45 %
	内訳等	12 件	3 件	12 件	3 件	11 件	1 件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		2,160,000 円	411,000 円	2,160,000 円	552,000 円	2,200,000 円	120,000 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	制度のPRには努めました。助成件数は3件(延長33m)でした。		生垣の幅の要件を弾力化する助成基準の改定を行ったほか、制度のPRに努めました。助成件数は3件(延長40m)でした。		制度のPRに努めました。助成件数は1件(延長8m)でした。	
3年間を通じたの評価 (平成19年度から平成21年度まで)							
役割分担	この補助金において、区は所有者の生垣づくり等の経済的負担の一部を軽減する役割を担い、補助対象者は、生垣等を設置し、適正に維持管理していく役割を担います。			妥当性の	この事業の目的は、生垣等の延長の増大であり、まちにうるおいと安全を与える、区民のニーズを踏まえたもので適切です。		
代替手段	この補助金は、小規模の個人住宅を対象に行っているため、区民等の経済的負担を軽減し、有効なみどりを効果的に生み出しています。			達成状況の	基準の見直しやPRに努めていますが、申請が少ない状況です。		
総合評価	【総合評価】 (目的に照らして) 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 生垣の幅の要件の弾力化や、みどりの推進モデル地区における助成金額及び上限額の引き上げを行ったほか、啓発パネルなどによるPRを行いました。助成件数は増加していません。				
課題	防犯上の管理のし易さから外構を塀やフェンスにする方が多く、申請が増えません。生垣の防災面・景観面での効果を粘り強くPRしていく必要があります。また、みどりの推進モデル地区では、助成金額及び上限額を引き上げたので、そのPRも必要です。			改革方針	制度のより効果的なPRを検討・実施します。また、みどりの推進モデル地区における制度の利用を積極的に働きかけます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		

番号	51	
補助事業名	屋上緑化、壁面緑化の新設助成	
補助の目的	自宅や事業所の屋上や壁面を緑化しようと考えている区民等に対し、その経費の負担を一部軽減することにより、地上部に緑化余地の少ない新宿で、新たな緑化空間として建築物の屋上、壁面の緑化を図り、みどり豊かで快適な美しいまちづくりを進めます。	事業開始年度 平成 20 年度 所管部 みどり土木 部 所管課 みどり公園 課
		補助の概要 一定の条件を満たす屋上緑化、壁面緑化を新規に造成する場合、その費用の一部を助成します。
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 新宿区内に屋上等緑化を行うことができる建築物を所有又は管理している区民、事業者	根拠(要綱等) 新宿区みどりの条例 新宿区みどりの条例施行規則 新宿区屋上等緑化助成金交付要綱
		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性 特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】
補助対象費用	屋上緑化(土厚30cm以上) 屋上緑化(土厚30cm未満) 壁面緑化 その他:	補助率等(算出根拠) 工事費の1/2又は30,000円/㎡×施工面積のうち低い額 工事費の1/2又は15,000円/㎡×施工面積のうち低い額 工事費の1/2又は5,000円/㎡×施工面積のうち低い額 その他:
		支出方法 確定払 概算払 前金払
補助金申請手続	提出書類・添付書類	
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 現地案内図、現況写真、屋上等緑化の計画図書、工事経費見積書写し、耐荷重等を証明する書類、屋上等緑化を行う権限を有することを証明する書類	選定・審査の体制・考え方 選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 記載された内容について区職員が書面及び現地調査を行うことにより審査します。
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 竣工図書、工事写真、所要経費の支出を証明する書類の写し	

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	円	円	4,000,000 円	2,059,000 円	6,000,000 円	1,200,000 円
		執行率	%	執行率	51.48 %	執行率	20.00 %
	内訳等	件	件	20 件	10 件	30 件	4 件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	4,000,000 円	2,059,000 円	6,000,000 円	1,200,000 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由			壁面緑化助成が2件、屋上緑化助成が8件の助成実績があったため。		屋上緑化等推進モデル地区を新たに指定して普及促進に努めましたが、目標に達することができませんでした。	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	この補助金において、区は所有者の屋上等緑化の経済的負担の一部を軽減する役割を担い、補助事業者は屋上等緑化を設置し、適正に維持管理していく役割を担います。			妥当性の	この事業の目的は屋上等緑化件数増大であり、まちにうるおいとやすらぎを与える、区民のニーズを踏まえたもので適切です。		
代替手段 効率性	この補助金は、小規模の個人住宅を主な対象に行っているため、区民等の経済的負担を軽減し、有効なみどりを効率的に生み出しています。			達成状況の	制度のPRには努めましたが、助成利用件数が増加していないため、目的を達成できていません。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 屋上緑化等助成制度は、建築物緑化の普及促進を図るための方策として有効ですが、助成に対する申請件数が少ない状態です。屋上緑化等が環境の改善に果たす役割が大きいことを啓発し、建築物緑化の普及を働きかけていきます。				
課題	平成21年度に屋上緑化等推進モデル地区として指定した新宿駅周辺地域では、助成単価及び上限額を引き上げました。今後も制度の周知を図るとともに、利用を働きかけることが必要です。			改革方針	新宿駅周辺地域を屋上緑化等推進モデル地区として指定したことを積極的にPRし、屋上等緑化助成制度の利用を図ります。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		みんなで進める交通安全
				枝事業名	

番号	52	
補助事業名	違法駐車防止対策協議会への事業助成 4協議会	事業開始年度
		平成 5 年度
		所管部
		みどり土木 部
		所管課
		交通対策 課
補助の目的	<p>新宿区違法駐車等の防止に関する条例に基づき区が指定した重点地区において、所轄4警察署ごとに設置された違法駐車防止対策協議会と協働で違法駐車を防止するための広報・啓発活動を行うことにより、違法駐車の防止に努めます。</p>	<p>補助の概要</p> <p>違法駐車防止対策協議会の違法駐車に対する啓発活動経費を補助することで、協議会の活動を支援しています。</p>
		<p>根拠 (要綱等)</p> <p>新宿区違法駐車等の防止に関する条例 新宿区違法駐車等の防止に関する条例施行規則 新宿区違法駐車防止対策協議会補助金交付要綱</p>
補助対象(者)	<p>団体 個人</p> <p>【要件又は対象団体】 区内所轄警察各違法駐車防止対策協議会</p>	<p>対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性</p>
		<p>特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 区内4警察署内に設置された公益性の高い団体です。</p>
補助対象費用	<p>活動員の費用弁償</p> <p>保険料</p> <p>活動費</p> <p>その他:</p>	<p>補助率等 (算出根拠)</p>
		<p>100%(人数×1,000円/回)</p> <p>100%</p> <p>100%</p> <p>その他:</p>
支出方法	<p>確定払 概算払 前金払</p>	
	提出書類・添付書類	選定・審査の体制・考え方
補助金申請手続	<p>事業計画書提出の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの理由】</p> <p>【その他の提出書類】 違法駐車防止対策協議会補助金申請書 違法駐車防止対策協議会会則</p>	<p>選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定</p> <p>(公募の場合)</p> <p>外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合)</p> <p>の有無</p> <p>(外部委員 人 / 全体数 人)</p> <p>【審査方法】 年間の事業予算内訳及び内容等について、区職員による書類審査を行っています。</p>
	<p>清算/補助金の実績報告</p>	<p>実績報告書提出の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの理由】</p> <p>【その他の提出書類】</p>

年度	19年度		20年度		21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
金額	6,211,000 円	6,211,000 円	6,811,000 円	6,618,868 円	6,060,000 円	5,857,269 円
	執行率 100.00 %		執行率 97.18 %		執行率 96.65 %	
予算・決算	活動員 件		活動員 件		活動員 件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	4,996,000 円	4,754,000 円	4,978,000 円	4,462,000 円	4,048,000 円	3,544,000 円
	保険料 件		保険料 件		保険料 件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	307,300 円	267,143 円	258,784 円	334,634 円	231,384 円	175,280 円
	活動費 件		活動費 件		活動費 件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	907,700 円	1,189,857 円	1,574,216 円	1,822,234 円	1,780,616 円	2,137,989 円
その他 円		その他 円		その他 円		
年度評価	評価区分		評価区分		評価区分	
	評価理由		評価理由		評価理由	
<p>A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する</p> <p>地域との協働による違法駐車防止に対する啓発活動の実績が根付いているからです。</p>						
<p>A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する</p> <p>地域との協働による違法駐車防止に対する啓発活動の実績が根付いているからです。</p>						
<p>A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する</p> <p>地域との協働による違法駐車防止に対する啓発活動の実績が根付いているからです。</p>						
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）						
役割分担	この補助金において、区は違法駐車防止に対する総合的な施策の一つとして、区民の自主的な啓発活動を促進するための役割を担い、違法駐車防止対策協議会は、この補助金を活用して啓発活動を実施します。		受目的性	違法駐車を防止することは、交通渋滞を解消するだけでなく交通事故を防止することにも繋がります。区民が安心して歩けるまちづくりにも貢献するものです。		
代替手段	事業の効果・効率をより高めるため、交通安全協会との連携・統合について検討協議を進めていく必要があります。		達成状況	この補助金を交付したことにより、違法駐車を防止するための広報・啓発活動については、地域に根付いた活動として継続的に実施されており、違法駐車の防止に一定の効果あげています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 地域との協働による違法駐車防止に対する啓発活動の実績が根付いているからです。ただし、補助団体である違法駐車防止対策協議会の活動が、近年問題になっている自動二輪車の違法駐車対策など、より現在のニーズに見合った効果を発揮できるよう内容など検討の余地があります。			
課題	交通安全協会が実施している事業との類似性があることから、役割を見直していく必要があります。		改革方針	事業がより効果的・効率的に行われるよう警察や各団体と話し合いを続け、交通安全協会との組織統合も視野に入れ、協議を進めていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		みんなで進める交通安全
				枝事業名	

番号	53						
補助事業名	交通安全協会への事業助成 4協会			事業開始年度	昭和 48 年度	所管部	みどり土木 部
					所管課	交通対策 課	
補助の目的	区と警察及び所轄4警察署ごとに設置された交通安全協会が協働して、区民等に対する交通安全意識の普及啓発を目指します。			補助の概要	交通安全協会が実施している交通安全意識の普及啓発活動の一環として例年実施している交通安全パレードや交通安全運動等の活動費の一部を補助しています。		
				根拠(要綱等)	新宿区交通安全協会補助金交付要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 区内4交通安全協会			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 区内4警察署内に設置された公益性の高い団体です。		
補助対象費用	新宿区・安全協会合同行事 交通安全運動(春・秋) 自転車安全利用チラシ等 その他:			補助率等(算出根拠)	定額 定額 定額 その他:		
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し 【無しの理由】 【その他の提出書類】 交通安全協会補助金申請書 交通安全協会会則			選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> 無し (外部委員 <input type="checkbox"/> 無し / 全体数 人) 【審査方法】 年間の行事予定、予算内容、内訳等について、区職員による書類審査を行っています。			
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し 【無しの理由】 【その他の提出書類】			【審査体制】 支出の実績について、区職員による書類審査を行っています。 【審査内容・方法】 交通安全パレードや交通安全運動等の協会が実施する事業については、区も人的サポートを行い協働で活動し成果を確認しています。また、活動結果及び成果等については、年1回の総会において報告し承認を受けています。 なお、平成22年3月8日付で補助金交付要綱を「新宿区交通安全活動に対する補助金交付要綱」に改正し、平成22年度からは概算払いに変更しています。			

年度	19年度		20年度		21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
金額	2,160,000 円		2,160,000 円		2,160,000 円	
	執行率 100.00 %		執行率 100.00 %		執行率 100.00 %	
予算・決算	合同行事 件		合同行事 件		合同行事 件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	1,200,000 円		1,200,000 円		1,200,000 円	
	交通安全運動 件		交通安全運動 件		交通安全運動 件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	840,000 円		801,666 円		746,000 円	
	額縁等 件		反射材等 件		チラシ等 件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	120,000 円		158,334 円		214,000 円	
その他 円		その他 円		その他 円		
年度評価	評価区分		評価区分		評価区分	
	評価理由		評価理由		評価理由	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）						
役割分担	この補助金において、区は区民の交通安全意識の普及啓発を促進する役割を担い、交通安全協会は一部区の補助を受けながら区民の交通安全意識の普及啓発のための活動を行います。		受目的性	交通事故から区民を守り、安全で安心な区民生活を築いていくことは区に課せられた責務です。警察や交通安全協会等と協働で区民の交通安全意識の普及啓発を図り、交通事故のない社会の実現を目指して取り組みを進めることは意義深いことです。		
代替手段	違法駐車防止対策協議会の活動と一部重複する部分があることから、同協議会との連携・統合について検討・協議を進めていく必要があります。		達成状況	この補助金を交付したことにより、交通安全パレードや交通安全運動等の活動については継続的に実施されており、区民の交通安全意識の普及啓発に一定の効果あげています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 区内の交通事故件数が毎年減少していることから、交通安全協会の活動が区民の交通安全意識の普及啓発に一定の効果あげていると考えられるからです。			
課題	違法駐車防止対策協議会が実施している事業との類似性があることから、役割を見直していく必要があります。		改革方針	事業がより効果的・効率的に行われるよう警察や各団体との話し合いを続け、違法駐車防止対策協議会との組織統合も視野に入れ、協議を進めていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		私道整備助成
				枝事業名	

番号	54						
補助事業名	私道舗装助成			事業開始年度	昭和 32 年度	所管部	みどり土木 部
						所管課	道路 課
補助の目的	私道の舗装整備を行う区民等に対して助成金を交付することにより、区民等の負担を軽減し、区民等の通行の安全・生活環境の向上を図ります。			補助の概要	私道舗装整備に対して、標準工事費の8割を助成します。		
				根拠(要綱等)	新宿区私道整備に対する助成に関する規則		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 私道敷地の所有者及び沿道地権者等			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】		
補助対象費用	区が算出した標準工事費の8割 その他：			補助率等(算出根拠)	区の積算基準に基づき算出した標準工事費の8割 その他：		
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し【無しの理由】 【その他の提出書類】			選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無し (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> 有 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 区職員が書類及び現地調査による審査を実施し、私道整備工事助成金交付決定書を交付します。			
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) <input type="checkbox"/> 無し【無しの理由】 【その他の提出書類】 工事完成図 実績工事調書 工事写真			【審査体制】 区担当職員及び部内検査員 【審査内容・方法】 書類及び現地のしゅん工検査をし、私道整備工事助成金確定通知書を交付します。			

年度	19年度		20年度		21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
金額	67,500,000 円	19,198,200 円	58,274,000 円	43,163,600 円	58,954,000 円	33,912,200 円
		執行率 28.44 %		執行率 74.07 %		執行率 57.52 %
予算・決算 内訳等	30 件	17 件	28 件	20 件	28 件	20 件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率 80%	補助率 80%	補助率 80%	補助率 80%	補助率 80%	補助率 80%
	67,500,000 円	19,198,200 円	58,274,000 円	43,163,600 円	58,954,000 円	33,912,200 円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
その他	その他	その他	その他	その他	その他	
	円	円	円	円	円	
年度評価	評価区分		評価理由		評価理由	
	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
予算額に対して3割弱の執行率であり、件数も6割程度で、目標を下回りました。						
予算額及び予定件数に対して7割以上の執行実績であり、概ね目標どおりの成果と評価します。						
予算額に対しては6割弱の執行率ですが、件数は7割を超えており、概ね目標どおりの成果と評価します。						
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）						
役割分担	工事は、私道敷地の所有者等が実施し、区は工事費の一部を助成（区が算定する標準工事費の8割）します。		妥当性の	助成により私道舗装整備が促進されることは、区民の生活環境の向上を図るために重要であり、区民のニーズを踏まえたもので適切です。		
代替手段 効率性	区が助成することによって、私道舗装整備が効率的かつ効果的に実施されています。		達成状況の	私道舗装助成事業は、住民生活の利便性等の向上に寄与する効果があり、私道を利用する区民の安全な通行という目的が達成されています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 助成金を交付することにより私道舗装整備が促進され、私道を利用する区民の安全な通行や沿道環境の向上が図られています。			
課題	私道管理者に私道の管理義務や責任を促すとともに、私道舗装及び排水設備助成事業を利用していただくよう、事業内容の周知を図っていくことが必要です。		改革方針	事業内容の周知を図りながら、引き続き既存の事業内容を継続していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		私道整備助成
				枝事業名	

番号	55							
補助事業名	私道排水設備改良助成			事業開始年度	昭和 32 年度	所管部	みどり土木部	部
						所管課	道路課	課
補助の目的	私道の排水設備整備を行う区民等に対して助成金を交付することにより、区民等の負担を軽減し、区民の生活環境の向上を図ります。			補助の概要	私道排水設備整備に対して、標準工事費の8割を助成します。			
				根拠(要綱等)	新宿区私道整備に対する助成に関する規則			
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 私道敷地の所有者及沿道地権者等			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】			
補助対象費用	区が算出した標準工事費の8割 その他：			補助率等(算出根拠)	区の積算基準に基づき算出した標準工事費の8割(規則第4条) その他：			
支出方法	確定払 概算払 前金払							
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方				
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】			選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 区職員が書類及び現地調査による審査を実施し、私道整備工事助成金交付決定書を交付します。				
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 工事完成図 実績工事調書 工事写真			【審査体制】 区担当職員及び部内検査員 【審査内容・方法】 書類及び現地の竣工検査をし、私道整備工事助成金確定通知書を交付します。				

年度	19年度		20年度		21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
金額	75,479,000 円	28,507,100 円	68,957,000 円	54,976,500 円	69,825,000 円	53,981,000 円
		執行率 37.77 %		執行率 79.73 %		執行率 77.31 %
予算・決算 内訳等	21 件	17 件	19 件	17 件	19 件	21 件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率 80%	補助率 80%	補助率 80%	補助率 80%	補助率 80%	補助率 80%
	75,479,000 円	28,507,100 円	68,957,000 円	54,976,500 円	69,825,000 円	53,981,000 円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
その他	その他	その他	その他	その他	その他	
	円	円	円	円	円	
年度評価	評価区分		評価理由		評価理由	
	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
予算額に対する執行率は低い、予定件数に対して8割程度を執行しており、概ね目標どおりの成果と評価します。						
予算及び件数とも概ね目標どおりの成果と評価します。						
予算及び件数とも概ね目標どおりの成果と評価します。						
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）						
役割分担	工事は、私道敷地の所有者等が実施し、区は工事経費の一部を助成（区が算定する工事の8割）します。		妥当性の	助成により私道排水設備整備が促進されることは、区民の生活環境の向上を図るために重要であり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。		
代替手段 効率性	区が助成することによって、私道排水設備整備が効率的かつ効果的に実施されています。		達成状況の	私道排水設備助成事業は、沿道の衛生的で安全な生活環境の確保という目的が達成されています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 助成金を交付することにより私道排水設備整備が促進され、沿道の区民等の衛生かつ安全な生活が確保されています。			
課題	私道管理者に私道の管理義務や責任を促すとともに、私道舗装及び排水設備助成事業を活用していただくよう、事業内容の周知を図っていく必要があります。		改革方針	事業内容の周知を図りながら、引き続き既存の事業内容を継続していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成
				枝事業名	

番号	56				
補助事業名	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成		事業開始年度	昭和 55 年度	所管部 都市計画 部 所管課 都市計画 課
補助の目的	第一次実行計画(新宿駅周辺地区の整備推進)の実現		補助の概要	新宿駅東西自由通路の開設及び新宿駅前広場の整備その他新宿駅周辺地域の発展に資する事業を行う東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟の活動に係る事業補助	
			根拠(要綱等)	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟に係る事業経費補助要綱(平成22年1月策定)	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 同様の活動を行っている団体は他にないため	
補助対象費用	国、東京都その他関係機関に対して行う陳情、要望活動 新宿駅周辺地域の施設整備等に関する調査研究、世論の喚起及び啓発に関する事業 その他区長が新宿駅周地域の発展に資すると認めた事業 その他:		補助率等(算出根拠)	補助率 1 / 2 その他: 予算の範囲内	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 歳入歳出予算書 同盟役員名簿 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟規約		選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 事業計画書などに基づき区つき区職員が審査		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 歳入歳出決算書 同盟役員名簿 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟規約 活動に伴う成果品		【審査体制】 区職員が審査 【審査内容・方法】 歳入歳出決算書を通帳、領収書、帳簿などに基づき審査		

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額		金額		金額		
	400,000 円		400,000 円		400,000 円		
	執行率 100.00 %		執行率 100.00 %		執行率 0.00 %		
	1 件		1 件		1 件		
	単価 400,000	単価 400,000	単価 400,000	単価 400,000	単価 400,000	単価 0	
	補助率 50%(上限)	補助率 19%	補助率 50%(上限)	補助率 21%	補助率 50%(上限)	補助率	
	400,000 円		400,000 円		400,000 円		
	件		件		件		
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
円		円		円			
件		件		件			
単価	単価	単価	単価	単価	単価		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
円		円		円			
円		円		円			
円		円		円			
円		円		円			
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	新宿駅東西自由通路の事業化が決定したため		東西自由通路の事業化が決定し、進捗したため		今年度は補助申請がありませんでしたが、東西自由通路の事業は基本設計を行い、順調に進んでいるため	
3年間を通じたの評価 (平成19年度から平成21年度まで)							
役割分担	区が会員(会長:区長)として地元会員とともに活動を行っています。また、役員として副区長、都市計画部長(事務局長)、都市計画課長(事務局次長)、区議(7名)が参加しています。			妥当性の	新宿区の第一次実行計画においても「新宿駅周辺地区の整備推進」に位置づけられており、区の考え方も合致しています。		
代替手段 効率性	区長が会長として、地元とともに活動を行っており、目的達成のための地元総意を結集する手段として適切かつ効率的です。また、地元と区の代表者及び関係者が一同に介する場として、昭和55年の結成以降、長い活動の中で地元にも浸透し、信頼関係が構築されていることから、今後、標記目的のみならず、区政全般にわたって重要な役割を担うことが期待されます。			達成状況の	目的である、新宿駅東西自由通路が事業化されました。		
総合評価	【総合評価】 (目的に照らして) 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 東西自由通路が事業化されたため				
課題	目的達成には、東西自由通路の開設と併せ、新宿駅東口、西口、南口の連携と回遊性の強化が必要です。そのためには、事業化された東西自由通路の着実な進捗とともに、新宿駅前広場の整備など、駅周辺の整備について関係者に働きかけていく必要があります。			改革方針	東西自由通路の整備が新宿駅周辺における回遊性を高め、まちの賑わいと利便性の向上に寄与するためには、通路とともに、駅前広場の整備をはじめとした駅周辺の整備を検討していく必要があります。 区は今後も、通路の開設と併せ、必要となるこうした課題に対し、補助対象団体の会員として取り組むとともに、補助も継続していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	【事業名】 細街路の整備
			経常事業	70	

番号	57	
補助事業名	細街路拡幅整備助成	
事業開始年度	平成 14 年度	所管部 都市計画 部 所管課 建築調整 課
補助の目的	幅員4メートル未満の細街路を拡幅整備することで、安全で快適な災害に強いまちづくりを推進します。 寄附・無償使用承諾による拡幅整備対象地の区道化を推進します。 補助事業実施により区民の負担を軽減し、拡幅整備の促進に寄与することを目的としています。	補助の概要 区道への寄附に伴う測量費や拡幅整備に負担が大きい整地工事、擁壁の撤去等に対し補助を行うことで区民の経済的負担を軽減します。 根拠 (要綱等) 新宿区細街路拡幅整備条例 新宿区細街路拡幅整備条例施行規則
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 細街路に接して建築をする建築主、土地所有者等	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性 特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】
補助対象費用	拡幅部分を区へ寄附する場合の測量費 拡幅部分に高低差がある場合の整地工事費 拡幅部分に擁壁がある場合の撤去工事費 その他：樹木移植費	補助率等 (算出根拠) 測量に要した費用(限度額:100,000円) 接道長さ(限度15m)×高さに応じた単価@30,000円～100,000円 接道長さ(限度15m)×高さに応じた単価@7,000円～30,000円 その他：樹木移植費(限度額:200,000円)
支出方法	確定払 概算払 前金払	
補助金申請手続	提出書類・添付書類	選定・審査の体制・考え方
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無し理由】 個別の建築計画における測量費、工事費に対し補助を行うもので、当該建築の事業計画を審査する性質のものではないため。 【その他の提出書類】 助成金交付申請書、関係図面、見積書等	選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 区職員による審査を行います。 条例に基づく細街路拡幅整備事前協議を行い拡幅整備部分を確定させ、建築主等から提出された助成金交付申請書、補助部分の図面、見積書等に基づき、区職員が現場調査及び書類審査により補助の適用条件に合致するか審査し、条件に適合すると認める場合は交付決定し申請者に通知します。
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無し理由】 【その他の提出書類】 助成金請求書、(測量・工事請負)契約書、領収書等の写し、完了写真、建築検査済証の写し	【審査体制】 職員による審査(技術職員及び事務職員) 【審査内容・方法】 交付申請どおりに補助対象物が完了したことを確認するため、現場検査を含めた技術的な審査と事務手続きの両面で審査を行います。

	年度	19年度		20年度		21年度		
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	
予算・決算	金額	6,472,000 円	200,000 円	6,472,000 円	0 円	6,472,000 円	532,400 円	
			執行率 3.09 %		執行率 0.00 %		執行率 8.23 %	
	内訳等		10 件	2 件	10 件	0 件	10 件	4 件
		単価	100000	100000	100000		100000	100000
		補助率						
			1,000,000 円	200,000 円	1,000,000 円	0 円	1,000,000 円	400,000 円
			8 件	0 件	8 件	0 件	8 件	2 件
		単価	@38,000 × 15m		@38,000 × 15m		@38,000 × 15m	
		補助率						
			4,560,000 円	0 円	4,560,000 円	0 円	4,560,000 円	132,400 円
		5 件	0 件	5 件	0 件	5 件	0 件	
単価		@9,493 × 15m		@9,493 × 15m		@9,493 × 15m		
補助率								
	711,945 円	0 円	711,945 円	0 円	711,945 円	0 円		
	その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	200,000 円	0 円	200,000 円	0 円	200,000 円	0 円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
	評価理由	補助申請は目標を下回ったが、当該補助が細街路拡幅整備事業の一環であり、当該事業が概ね計画どおりに進展し、総合評価を「B」としていることから、同一の評価を行ったものです。		補助申請は目標を下回ったが、当該補助が細街路拡幅整備事業の一環であり、当該事業が概ね計画どおりに進展し、総合評価を「B」としていることから、同一の評価を行ったものです。		補助申請は目標を下回ったが、当該補助が細街路拡幅整備事業の一環であり、当該事業の目標値を達成することができ拡幅整備の推進に寄与することができました。		
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）								
役割分担	区と建築主等との間で条例に基づく事前協議が完了した後、補助対象者が区に当該補助申請を行い、補助対象の測量・工事を対象者が主体で実施し、区は完了実績に基づき補助金を交付します。			妥当性の	寄附を受けることに対する補助及び多くの費用負担が発生する土地状況に対して補助を行うことで建築主等への負担軽減を図り細街路拡幅整備を促進するもので、妥当です。			
代替手段	効率性 建築主等の費用負担を軽減し細街路拡幅整備事業を促進するために、土地の状況に応じた多様な支援メニューが必要で、補助を活用することで寄附が促進されるため、効率性が高いと言えます。			達成状況	細街路拡幅整備事業は各年度とも概ね計画目標を達成しています。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 20年度の補助申請は0件でしたが、21年度は計6件と増加しており、うち4件が寄附にかかる補助であり区道化の推進に寄与しているため補助の効果を発揮していると言えます。					
課題	細街路拡幅整備事業は、主として個別の建替えを契機としているため、建築動向や経済情勢により事前協議並びに補助申請数変動するので、事業の安定的運用と細街路拡幅整備の促進のため事業の周知に努め、補助申請へ誘導することが必要です。また、事業をさらに効果的に推進するために、補助内容を充実させることが必要です。			改革方針	建築主等の意向や多様な土地の状況に即した支援メニューとして、今後も引き続き補助を実施します。特に災害危険度の高い地域においては、区が実施する他の補助事業と連携し補助金の拡充を図る等、細街路拡幅整備事業の目的達成を支援します。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		ミニ博物館運営事業助成
				枝事業名	

番号	58	
補助事業名	ミニ博物館運営事業助成	
事業開始年度	平成 3 年度	所管部 地域文化 部 所管課 文化観光国際 課
補助の目的	区内に所在する文化財を有する社寺等及び産業設備(工場産業・伝統工芸等)に対し、施設の一部を改修等を行い、ミニ博物館として一般に公開することにより、区民文化の発展に寄与します。	<p>補助の概要</p> <p>区内の社寺等が所有する文化財や産業の実態を展示公開する目的で、各事業者が自らミニ博物館を新設、運営、展示替え・展示設備改修等の管理運営を行うために要する経費を補助します。</p> <p>根拠(要綱等)</p> <p>ミニ博物館事業及び補助金交付要綱 新宿区補助金交付規則</p>
補助対象(者)	<p>団体 個人</p> <p>【要件又は対象団体】 区内各ミニ博物館(計7館)</p>	<p>対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性</p> <p>特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】</p>
補助対象費用	<p>新設 上限500万円</p> <p>運営補助 月1万円</p> <p>展示替え等 上限250万円</p> <p>その他:</p>	<p>補助率等(算出根拠)</p> <p>補助対象経費 × 10/10</p> <p>1万円/月 × 月数</p> <p>補助対象経費 × 1/2</p> <p>その他:</p>
支出方法	<p>確定払 概算払 前金払</p>	
補助金申請手続	<p>提出書類・添付書類</p> <p>事業計画書提出の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの場合】</p> <p>【その他の提出書類】 の場合、「収支予算書」を提出</p>	<p>選定・審査の体制・考え方</p> <p>選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募</p> <p>(公募の場合)</p> <p>外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合)</p> <p>の有無</p> <p>(外部委員 人 / 全体数 人)</p> <p>【審査方法】</p> <p>区職員が、展示内容、展示場規模、展示品、開館日を確認し、ミニ博物館として、適切に運営できるか否か、書類審査をします。</p>
	<p>清算/実績報告</p> <p>補助金の</p>	<p>実績報告書提出の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの場合】</p> <p>【その他の提出書類】 「事業成果を現す書類」 の場合、「収支計算書」を提出</p>

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	3,460,000 円	3,220,000 円	3,340,000 円	3,320,000 円	840,000 円	840,000 円
		執行率 93.06 %		執行率 99.40 %		執行率 100.00 %	
	内訳等	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
		8 件	6 件	7 件	7 件	7 件	7 件
		単価 月1万円	単価 月1万円	単価 月1万円	単価 月1万円	単価 月1万円	単価 月1万円
		補助率 月額×月数	補助率 月額×月数	補助率 月額×月数	補助率 月額×月数	補助率 月額×月数	補助率 月額×月数
		960,000 円	720,000 円	840,000 円	820,000 円	840,000 円	840,000 円
		1 件	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件
		単価 対象経費	単価 対象経費	単価 対象経費	単価 対象経費	単価	単価
		補助率 1/2	補助率 1/2	補助率 1/2	補助率 1/2	補助率	補助率
		2,500,000 円	2,500,000 円	2,500,000 円	2,500,000 円	0 円	0 円
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	展示替え・展示設備等の経費の一部を補助することにより、1館が施設のリニューアルに取り組むことができました。他の既存館6館も継続して、運営補助を行うことにより、補助の目的を実現することができたと評価します。		H19年度に展示替え等を補助した1館がH20年6月にリニューアルオープンできました。また、もう1館、補助し、H21年1月に施設をリニューアルすることができました。他の既存館5館も継続して、運営補助を行うことにより、補助の目的を実現することができたと評価します。		既存館7館が継続して、運営補助を行うことにより、補助の目的を実現することができたと評価します。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区の役割は、ミニ博物館の新設・運営等に係る経費の助成を通して、ミニ博物館の運営を支援することです。補助事業者は、区民が気軽に入れるミニ博物館を広く一般に公開することにより、区民文化の発展に寄与する役割を担います。これらの役割は要綱の目的に照らして適切であると評価しています。			妥当性の	区内に所在する文化資源及び産業設備を整備し、公開しているミニ博物館の活動は、区民の身近な文化資源として、区民の地域への愛着を深め、区の文化環境づくりに寄与してきているものであり、目的は適切であると考えます。		
代替手段 効率性	この事業は、民間事業者が自ら運営しており、維持管理の支援を目的に、運営補助や展示設備改修等に係る経費の一部を補助しています。事業の仕組みから代替手段はなく、費用対効果から見て効果的・効率的に行われています。			達成状況	展示替え・展示設備等の経費の一部を補助した1館がH20年6月にリニューアルオープンできました。また、H20年度にもう1館補助し、H21年1月に施設をリニューアルすることができました。他の既存館5館も継続して、ミニ博物館事業を運営し、運営補助を実現しました。これらの取り組みから、この補助金の目的とする区内の文化資源を積極的に公開するという目的はほぼ達成できたと評価します。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 展示替え等の経費の一部を補助することにより、ミニ博物館の新たな魅力を引き出すことができました。 また、運営補助することにより、既存館のミニ博物館事業を継続することができました。 よって、総合評価は、目的どおり実施し、予定していた成果をあげたものと評価し、「効果を発揮している」としました。				
課題	ミニ博物館は、区民に郷土の文化とその魅力を伝える施設であり、地域の中で、体感・体験できる文化資源です。設置者の事業内容や公開の対象となる仕事場等の状況にも十分に配慮しつつ、地域にある様々な文化資源とネットワーク化を図り、新宿のまちのトータルな魅力の一つとして発信していくことが課題です。			改革方針	既存7館の運営補助を継続することを基本に置き、平成21年10月の「新宿区文化芸術の振興に関する懇談会報告書」で提言されている「新宿のまち全体を博物館に見立てたフィールドミュージアムづくり」のための文化資源の一つとして位置づけ、新宿の豊富な文化資源として発信していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	1	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		文化財保護保存調査等
				枝事業名	

番号	59				
補助事業名	新宿区文化財保護事業に関する補助金		事業開始年度	昭和 59 年度	所管部 地域文化 部 所管課 文化観光国際 課
補助の目的	区指定文化財を保護・保存し未来に継承すると共に、広く発信していくことで、地域文化の発展に寄与します。		補助の概要	区指定文化財を保護・保存するため、その所有者等に対し、文化財の保護・保存に要する経費の一部を補助します。	
			根拠(要綱等)	新宿区文化財保護条例 新宿区文化財保護事業に関する奨励金及び補助金交付要綱	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 区指定有形文化財、区指定有形民俗文化財、区指定史跡、名勝及び天然記念物の所有者 区指定無形文化財、区指定無形民俗文化財の保持者及び保持団体その他区長が認める者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 本補助金は、上記の条例及び交付要綱に基づき、区の文化財のうち特に重要な指定文化財の保護・保存、継承を目的としている補助金であり、当該文化財所有者に対象を特定していることは妥当と考えます。	
補助対象費用	区指定有形文化財等の保存、修理等の経費 区指定有形文化財等の防災設備整備の経費 区指定有形文化財等の保存施設の整備の経費 区指定無形文化財等の保存の経費 区指定無形文化財等の保存に必要な道具等の補修整備の経費 その他：		補助率等(算出根拠)	補助対象経費 × 1/2 補助対象経費 × 1/2 補助対象経費 × 1/2 補助対象経費 × 1/2 補助対象経費 × 1/2 その他：当該年度の前算額を上限とする。	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 経費予算書、申請者前年度の収支決算書(個人は除く)及び当該年度の収支予算書、団体に関する調書		選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 区事案決定規程に基づき、事業計画書ほかの提出書類の審査を行い交付決定を行います。		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】		【審査体制】 区職員による 【審査内容・方法】 区職員が提出書類の審査を行い、必要に応じて、現地確認を行います。		

年度	19年度			20年度			21年度			
	予算	決算		予算	決算		予算	決算		
金額	400,000 円	0 円		400,000 円	220,525 円		400,000 円	0 円		
		執行率	0.00 %		執行率	55.13 %		執行率	0.00 %	
予算・決算	内訳等	件	0 件		件	1 件		件	0 件	
		単価	単価		単価	単価 当該事業経費	単価	単価	単価	
		補助率	補助率		補助率	補助率 1/2(予算の範囲内)	補助率	補助率	補助率	
		400,000 円	円		400,000 円	220,525 円		400,000 円	円	
		件	件		件	件		件	件	
		単価	単価		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
		円	円		円	円		円	円	
		件	件		件	件		件	件	
		単価	単価		単価	単価	単価	単価	単価	単価
補助率	補助率		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率			
円	円		円	円		円	円			
その他	その他		その他	その他		その他	その他			
円	円		円	円		円	円			
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する			A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する			A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
		評価理由			評価理由			評価理由		
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）										
役割分担	区の役割は、指定文化財の保護保存に係る経費の助成を通して、区内に存する指定文化財等を保護・保存・継承し、発信していくことです。補助事業者は区文化財保護条例等に基づき当該文化財を適切に管理し、保護・保存することです。これらの役割は条例・要綱の目的に照らして適切であると評価しています。				妥当性の	区指定文化財を保護・保存し未来に継承すると共に、広く発信していくことは、区民の身近な文化歴史資源として、区民の地域への愛着を育み、区の文化環境づくりに寄与してきているものであり、目的は適切であると考えます。				
代替手段	この事業は、指定文化財の所有者等にその保護・保存の支援を目的にその経費の一部を補助しています。条例の目的である文化財の保護保存の実効性を担保する制度でありその仕組みから代替手段はないと評価しています。				達成状況の	本補助制度が指定文化財所有者の指定同意に際し、有効な動機付けのひとつとして機能する面もあり、3年間で4件の指定がなされています。また、指定有形民族文化財用具修繕の実績等を踏まえ、本補助の目的である指定文化財の保護・保存に直接・間接に寄与したと評価します。				
総合評価	(目的に照らして)		【評価理由】							
	効果を十分発揮している		本補助事業は、現在、文化財の補修・修復について対象としている補助であり、毎年、制度を周知する中で、平成21年度は実績はありませんでした。文化財の補修・修復について、特に絵画、仏像等、美術・工芸品の修復にあつては要する期間も長く、費用も高額なことから、所有者が容易に実施を判断できるものではありません。そのため、個人所有物であっても、2分の1の補助率を設定し、補修・修復による文化財保護に資するものとしています。		また、この補助制度が、文化財指定に必要な所有者同意を得る際の有力な動機づけ要因になっていることから、「補修・修復に対する補助金」は効果を発揮していると今回、評価したものです。					
	効果を発揮している		しかしながら、本事業の目的に照らして考えた場合、下記課題欄に記載のとおり、制度上の課題があると認識しており、改革に取組みます。							
	効果が十分でない									
課題	区内で、特に重要な文化財を指定文化財、保存の必要がある文化財を登録文化財としています。現在、登録文化財については補助の対象外であり、無形民俗文化財の公開事業等、用具の運搬や遠征費などに多額の経費を要する事業について、補助の対象としていないという課題があります。				改革方針	文化財保護条例及び交付要綱を見直し、補助制度改正に取組み、より効果的な文化財の保護・保存に取組みます。				

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		地場産業の活性化、地域におけるさまざまな新しいビジネスの誕生
				枝事業名	

番号	60						
補助事業名	地場産業団体の展示会等支援			事業開始年度	平成 17 年度	所管部 所管課	地域文化 部 産業振興 課
補助の目的	区の地場産業である印刷・製本関連業及び染色関連業の団体が自主的に行う事業に対して、補助金を交付することにより、地場産業の振興と活性化を図ります。			補助の概要	区の地場産業の団体、「新宿区印刷・製本関連業団体協議会」及び「新宿区染色協議会」が自主的に行う展示会等の事業に対して補助を行います。		
				根拠(要綱等)	新宿区地場産業団体の事業助成補助金交付要綱		
補助対象(者)	団体 個人 [要件又は対象団体] 「新宿区印刷・製本関連業団体協議会」及び「新宿区染色協議会」が自主的に行う新製品・高付加価値化製品開発事業、展示会等販路拡大事業等に対する助成			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない [特定の団体の場合の妥当性] 区内に多くの事業所が集積し、区が地場産業と指定する業種の団体であるため妥当です。		
補助対象費用	原材料費、器具・工具の購入または賃借料、外注加工・調査委託費、専門家の指導料、資料印刷費、事業実施用の交通費及び宿泊費等 展示会会場借上げ経費・搬入搬出費、リース代、出展パンフレット・サンプル等制作費、調査・専門家への委託費等 その他：			補助率等(算出根拠)	補助対象経費の3分の2 その他：		
支出方法	確定払 概算払 前金払						
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方			
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 所要経費明細書、見積書、事業資料、前年度決算書・該当年度予算書、団体規約、役員名簿			選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 申請書の事業内容(計画)が補助金交付の目的に沿っているか担当部・課で審査します。			
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 所要経費明細書、領収書、事業資料、事業内容説明資料、精算書等			【審査体制】 実績報告の内容が申請内容に沿って実施され、経費の執行が補助対象経費として適当かどうかを担当部・課で審査します。 【審査内容・方法】 実績報告の内容が申請内容に沿って実施され、経費の執行が補助対象経費として適当かどうかを担当部・課で審査します。			

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	5,000,000 円	2,977,000 円	5,000,000 円	2,992,000 円	5,000,000 円	3,215,000 円
			執行率 59.54 %		執行率 59.84 %		執行率 64.30 %
	内訳等	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
		単価 2500000	単価	単価 2500000	単価	単価 2500000	単価
		補助率 3分の2	補助率 3分の2	補助率 3分の2	補助率 3分の2	補助率 3分の2	補助率 3分の2
		5,000,000 円	2,977,000 円	5,000,000 円	2,992,000 円	5,000,000 円	3,215,000 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果		A 目標以上の成果		A 目標以上の成果	
		B 目標どおりの成果		B 目標どおりの成果		B 目標どおりの成果	
	評価理由	D 目標を下回った		C 目標を下回った		C 目標を下回った	
C 制度改正等により見直しを要する 産業団体の自主的事業の効果的実施を促し、地場産業の振興につなげることができたため、目標どおりの成果と評価します。		改正 制度改正等により見直しを要する 産業団体の自主的事業の効果的実施を促し、地場産業の振興につなげることができたため、目標どおりの成果と評価します。		改正 制度改正等により見直しを要する 産業団体の自主的事業の効果的実施を促し、地場産業の振興につなげることができたため、目標どおりの成果と評価します。			
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	地場産業団体は、自主事業を実施することで活性化を図り、区は、補助金交付により地場産業の振興及び地域産業の活性化を図ります。			妥当性の	区内に多く集積する地場産業団体が行う事業への支援は、地域経済の活性化に繋がるものとして妥当です。		
代替手段 効率性	区内地場産業者は、地域に密着した事業者であり、文化の担い手としても重要です。この補助金交付は、地場産業の振興及び活性化のために実施する団体事業の支援となり効果的・効率的です。			達成状況の	地場産業団体が、補助金交付により展示会等の自主事業を実施することで、地場産業の振興などの目的はほぼ達成されています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 地場産業団体が、これからの経営発展を目指すため事業を工夫し実施していますが、より効果的な施策を追加する必要があります。				
課題	地場産業団体が、新宿の地域ブランドとして活性化するためには、その魅力を発信する機会を積極的に設けていくことが重要です。厳しい経済状況の中、地場産業のこうしたPR活動への支援がより求められています。また、地場産業団体が困難を乗り越えて、自立して事業を継続できるよう支援していく必要があります。			改革方針	今後も、地場産業団体の活性化を図っていく必要があるため、継続して補助を実施していきます。また、より効果を挙げるため販売・営業等、他制度との連携も含めた側面的な支援を検討していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】	
			経常事業	81	文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援	枝事業名

番号	61				
補助事業名	ものづくり産業事業助成	事業開始年度	平成 17 年度	所管部	地域文化 部
				所管課	産業振興 課
補助の目的	区の中小企業等が、経営環境を向上させることを目的として取り組む事業に対して補助金を交付することにより、対象企業の成長を支援し、地域産業の活性化を図ります。	補助の概要	区の中小企業等が、経営環境を向上させることを目的として取り組む事業(新製品開発・技術開発事業、販路拡大事業)に対して補助金を交付します。		
		根拠(要綱等)	新宿区ものづくり産業支援事業助成補助金交付要綱		
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 区内で、ものづくり産業を営む中小企業者等	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】		
補助対象費用	事業実施にかかる原材料費、器具等の購入または借用費、外注・委託費、専門家からの指導の謝礼、実施のために必要な出張費、知的財産権取得のための経費等 展示会等の会場借用費及び設営経費、搬入・搬出費、リース代、出展用パンフレット等の制作費、展示 その他：	補助率等(算出根拠)	補助対象経費の2/3 上限：100万円 その他：		
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 会社概要・社歴(個人は経歴書)、登記簿謄本(個人は住民票)、事業税申告書(控)の写し、事業税納税証明書、直近2期決算書の写し、事業実施の説明資料、見積書等		選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合) の有無 (外部委員 6人 / 全体数 8人) 【審査方法】 事業実施者からのヒヤリングと事業計画書及び資料、事業実施者の資料等の書類の審査		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 事業概要、経費明細書、領収書、実施状況写真または成果物等		【審査体制】 ものづくり産業支援委員会において補助事業の成果検証を実施 【審査内容・方法】 実績報告を計画通りに実施されたかどうか検証し交付額を確定します。 ものづくり産業支援委員会において補助事業の成果について確認します。		

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	5,000,000 円	3,903,000 円	5,000,000 円	4,891,000 円	5,000,000 円	4,887,000 円
			執行率 78.06 %		執行率 97.82 %		執行率 97.74 %
	内訳等	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件	6 件
		単価 100万円(上限)	単価	単価 100万円(上限)	単価	単価 100万円(上限)	単価 100万円
		補助率 3分の2	補助率 3分の2	補助率 3分の2	補助率 3分の2	補助率 3分の2	補助率 3分の2
		5000000 円	3,903,000 円	5,000,000 円	4,891,000 円	5,000,000 円	4,887,000 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	補助金の交付により、区内のものづくり産業の新製品の開発力や販売力を高めることで、地域産業の活性化につなげていくことができました。(目標値5件の助成を達成)		補助金の交付により、区内のものづくり産業の新製品の開発力や販売力を高めることで、地域産業の活性化につなげていくことができました。(目標値5件の助成を達成)		補助金の交付により、区内のものづくり産業の新製品の開発力や販売力を高めることで、地域産業の活性化につなげていくことができました。(予算上5件の助成を目標としたが、1件あたり100万円未満の事業が複数あり、6件を助成)	
3年間を通したの評価 (平成19年度から平成21年度まで)							
役割分担	補助交付対象となる中小企業は、新製品開発事業、環境や生活に役立つ商品の販路拡大など経営改善を図り、区は、補助金の交付により、ものづくり産業の振興及び活性化を図ります。			妥当性の	中小企業が新製品開発事業、環境や生活に役立つ商品の販路拡大を支援することで、地域産業の振興及び区民の生活向上を促すこと繋がるため、妥当です。		
代替手段 効率性	区内のものづくり産業事業者の新たな成長を促し、地域産業や地域経済の活性化に繋がり、効果的・効率的です。			達成状況の	技術革新や経営改善などものづくり産業の振興につなげ、またビジネス交流会においてその成果として企業PRの機会を設けるなど、より活性化を図るなど達成度を高めています。		
総合評価	【総合評価】(目的に照らして) 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 区内のものづくり産業のうち、優れた事業の成長を促し、販売力を高めることで、地域産業の活性化につなげていくことができました。なお、目標とする応募件数に達していないためPRについては、さらに工夫が必要です。				
課題	区内ものづくり産業事業者の全体にわたる向上を図るため、事業への応募件数を増加させる必要があり、様々な手法を取り入れた広報活動を行う必要があります。			改革方針	事業応募の増加のため、東京都中小企業振興公社などの職員との連携を図りながら、いろいろな窓口でのPRを進めていきます。また、区内ものづくり産業事業者の開発力や販売力を高め、より良い企業を発掘し、PRすることで地域経済の活性化を促していくため、補助事業を継続します。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	62				
補助事業名	融資資金等の貸付等(環境保全資金利子補給)		事業開始年度	平成 13 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担が軽減し、環境の保全・改善を図ることを目的とします。		補助の概要	貸付利率の2/3を利子補給します。	
			根拠(要綱等)	新宿区環境保全資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 [要件又は対象団体] 環境保全資金融資を受けた中小企業者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない [特定の団体の場合の妥当性]	
補助対象費用	環境保全資金融資に係る借入金利子 その他:		補助率等(算出根拠)	貸付利率の2/3に相当する利率で計算した額 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごとに金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> 無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 四半期ごとに金融機関から利子補給計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区環境保全資金融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*1 例 4~6月分の利子補給...7月に申請手続き

年度	19年度		20年度		21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額		金額		金額	
	451,000 円		316,000 円		345,000 円	
	執行率 0.35 %		執行率 17.42 %		執行率 32.84 %	
	1 件		3 件		8 件	
	単価 451,000	単価 1,587	単価 105,333	単価 27,529	単価 43,125	単価 22,656
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	451,000 円		316,000 円		345,000 円	
	件		件		件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
その他	その他	その他	その他	その他	その他	
円	円	円	円	円	円	
年度評価	評価区分		評価区分		評価区分	
	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
評価理由		評価理由		評価理由		
融資を受けた中小企業者が利用できたため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため		
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）						
役割分担	金融機関は、中小企業者に対して、環境の保全・改善に必要な資金の融資をします。 区は、中小企業者に対し、その融資の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。 中小企業者は、経費負担が軽減されたことにより、低公害車を購入するなど、環境の保全・改善を図ります。		妥当性の	中小企業者が借入金利子の一部の補助を受け、経費負担が軽減されたことにより、営業用の低公害車を購入するなど環境の保全・改善につながるため、目的は妥当です。		
代替手段 効率性	この事業は、中小企業者が環境の保全・改善に必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部を補助するものです。 事業の仕組み(内容)から代替手段はなく、効率的に行われています。		達成状況の	中小企業者が補助を受けたことにより、低公害車を購入し、営業活動を行うなど、環境の保全・改善につながっており、事業の目的を達成しています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 中小企業者が当該制度を利用したことにより、営業用の低公害車を購入するなど、環境の保全・改善につながっており、事業の目的を達成しているため			
課題	環境保全・改善の取組みを広げるため、本制度をより多くの中小企業者に利用してもらうことが課題です。		改革方針	本制度は、中小企業者の環境保全・改善を促す上で効果を発揮しており、今後も支援を継続していきます。 より多くの中小企業者が利用するよう、区内の各業界へ働きかける等積極的に制度の案内を行っていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	〔事業名〕
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	63				
補助事業名	融資資金等の貸付等(地場産業振興資金利子補給)		事業開始年度	昭和 60 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区が、地場産業を営む中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、地場産業を営む中小企業者の経費負担を軽減し、経営の安定化や発展を図ることを目的とします。		補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。	
			根拠(要綱等)	新宿区地場産業振興資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 地場産業振興資金融資を受けた中小企業者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	地場産業振興資金融資に係る借入金利子 その他:		補助率等(算出根拠)	貸付利率の1/2に相当する利率で計算した額 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごと ^{*1} 金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 四半期ごと ^{*1} に金融機関から利子補給計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区地場産業振興資金融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*1 例 4~6月分の利子補給...7月に申請手続き

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	16,062,000 円	7,363,390 円	12,065,000 円	6,368,131 円	12,319,000 円	5,195,254 円
		執行率 46 %		執行率 53 %		執行率 42 %	
	内訳等	257 件	174 件	253 件	158 件	243 件	127 件
		単価 62,498	単価 42,318	単価 47,687	単価 40,304	単価 50,695	単価 40,907
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		16,062,000 円	7,363,390 円	12,065,000 円	6,368,131 円	12,319,000 円	5,195,254 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	融資を受けた地場産業を営む中小企業者が全て利用できたため		融資を受けた地場産業を営む中小企業者が全て利用できたため		融資を受けた地場産業を営む中小企業者が全て利用できたため	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	金融機関は、地場産業を営む中小企業者に対して、経営に必要な資金の融資をします。 区は、地場産業を営む中小企業者に対して、その融資の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。 地場産業を営む中小企業者は、経費負担が削減されたことにより、資金繰りを改善し、経営の安定化、発展を図ります。			妥当性の	地場産業を営む中小企業者が、借入金利子の一部の補助を受け、経費負担が削減されたことにより、資金繰りが改善されるため、目的は妥当です。		
代替手段 効率性	この事業は、地場産業を営む中小企業者に経営に必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部を補助するものである。 事業の仕組み（内容）から代替手段はなく、効率的に行われています。			達成状況の	地場産業を営む中小企業者が補助を受けたことにより、資金繰りの安定化、収益性の向上など地場産業の支援につながっており、事業の目的を達成しています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 地場産業を営む中小企業者が当該制度を利用したことにより、資金繰りの安定、収益性の向上など地場産業の支援につながっており、事業の目的を達成しているため				
課題	厳しい経済情勢の中、地場産業の経営安定への支援が引き続き必要です。			改革方針	現行どおり制度融資による支援を継続していきます。 また、より多くの地場産業を営む中小企業者が利用できるよう、区内の関連業界へ働きかける等積極的に制度の案内を行っていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	64				
補助事業名	融資資金等の貸付等(商工業緊急資金利子補給)		事業開始年度	平成 2 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区が、災害や経済環境の変動により、著しく事業活動が低下し、経営に支障をきたした中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部または全部を補助することにより、経費負担を削減し、経営の安定化や発展を図ることを目的とします。		補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します 貸付利率の全額を利子補給します(特例)	
			根拠(要綱等)	新宿区商工業緊急資金融資要綱 新宿区商工業緊急資金融資の特例要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 商工業緊急資金融資を受けた中小企業者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	商工業緊急資金融資に係る借入金利子 商工業緊急資金融資(特例)に係る借入金利子 その他:		補助率等(算出根拠)	貸付利率の1/2に相当する利率で計算した額 貸付利率の全額 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごとに金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 四半期ごと ^{*1} に金融機関から利子補給計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区商工業緊急資金融資要綱、新宿区商工業緊急資金融資の特例要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*1 例 4~6月分の利子補給...7月に申請手続き

	年度	19年度		20年度		21年度							
		予算	決算	予算	決算	予算	決算						
予算・決算	金額	820,000 円		45,516 円		7,273,000 円		6,797,795 円		450,719,000 円		324,453,575 円	
		執行率		6 %		執行率		93 %		執行率		72 %	
	内訳等	6 件		6 件		246 件		358 件		3,888 件		3,481 件	
		単価	136,666	単価	7,586	単価	29,565	単価	18,988	単価	115,925	単価	93,207
		補助率		補助率		補助率		補助率		補助率		補助率	
		820,000 円		45,516 円		7,273,000 円		6,797,795 円		450,719,000 円		324,453,575 円	
		件		件		に含む 件		に含む 件		に含む 件		に含む 件	
		単価		単価		単価	に含む	単価	に含む	単価	に含む	単価	に含む
		補助率		補助率		補助率		補助率		補助率		補助率	
		円		円		に含む 円		に含む 円		に含む 円		に含む 円	
		件		件		件		件		件		件	
		単価		単価		単価		単価		単価		単価	
		補助率		補助率		補助率		補助率		補助率		補助率	
円		円		円		円		円		円			
その他		その他		その他		その他		その他		その他			
円		円		円		円		円		円			
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する				A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する				A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する			
	評価理由	融資を受けた中小企業者が全て利用できなかったため				融資を受けた中小企業者が全て利用できたため				融資を受けた中小企業者が全て利用できたため			
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）													
役割分担	金融機関は、中小企業者に対して、経営の安定化に必要な資金の融資をします。 区は、中小企業者に対し、その融資の借入金利子の一部または全部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。 中小企業者は、経費負担が削減されたことにより、資金繰りを改善し、経営の安定化を図ります。					妥当性の	中小企業者が、借入金利子の一部または全部の補助を受け、経費負担が軽減されることにより、資金繰りが改善されるため、目的は妥当です。						
代替手段	この事業は、中小企業者に経営の安定化に必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部または全部を補助するものです。 事業の仕組み(内容)から代替手段はなく、効率的に行われています。					達成状況の	中小企業者が補助を補助を受けたことにより、災害や経済状況の悪化の中、資金繰りの安定、収益性の向上などにつながっており、事業の目的を達成しています。						
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない					【評価理由】 中小企業者が当該制度を利用したことにより、資金繰りの安定、収益性の向上などにつながっており、事業の目的を達成しているため							
課題	厳しい経済情勢が続く中、中小企業者の経営の安定化への支援と地域経済の発展が大きな課題となっています。					改革方針	今後も本制度による支援を実施し、中小企業者の経営安定化を図ります。商工業緊急資金融資(特例)については、経済情勢を勘案し当面継続していきます。						

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	〔事業名〕
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	65				
補助事業名	融資資金等の貸付等(商工業年末特別資金利子補給)		事業開始年度	平成 5 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、資金需要の高い年末時の経営の安定化を図ることを目的とします。		補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。	
			根拠(要綱等)	新宿区商工業年末特別資金金融融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 商工業年末特別資金融資を受けた中小企業者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	商工業年末特別資金融資に係る借入金利子 その他:		補助率等(算出根拠)	貸付利率の1/2に相当する利率で計算した額 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごと ^{*1} 金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 四半期ごと ^{*1} に金融機関から利子補給計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区商工業年末特別資金融資要綱融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*1 例 4~6月分の利子補給...7月に申請手続き

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
金額	563,000 円	211,532 円	509,000 円	277,951 円	573,000 円	114,797 円	
		執行率 38 %		執行率 55 %		執行率 20 %	
予算・決算	内訳等		内訳等		内訳等		
	34 件	29 件	44 件	22 件	50 件	15 件	
	単価 16,558	単価 7,294	単価 11,568	単価 12,634	単価 11,460	単価 7,653	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	563,000 円	211,532 円	509,000 円	277,951 円	573,000 円	114,797 円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	円	円	円	円	円	円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	融資を受けた中小企業者がすべて利用できたため		融資を受けた中小企業者がすべて利用できたため		融資を受けた中小企業者がすべて利用できたため	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	金融機関は、中小企業者に対して、経営の安定化に必要な資金の融資をします。 区は、中小企業者に対し、その融資の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。 中小企業者は、経費負担が軽減されたことにより、年末時の資金繰りを改善し、経営の安定化を図ります。			妥当性の	中小企業者が、借入金利子の一部の補助を受け、経費負担が軽減されることにより、資金需要の高い年末時の資金繰りが改善されるため、目的は妥当です。		
代替手段	この事業は、中小企業者が、年末時に必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部を補助するものです。 事業の仕組み（内容）から代替手段はなく、効率的に行われています。			達成状況の	中小企業者が補助を受けたことにより、年末時の資金繰りが改善され、従業員への年末賞与資金を確保するなど、事業の目的を達成しています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 中小企業者が当該制度を利用したことにより、従業員への年末賞与資金を確保するなど事業の目的を達成しているため				
課題	厳しい経済情勢が続く中、中小企業者の経営安定化を図る上で、年末時に必要な仕入れや従業員への賞与等資金確保への支援が引き続き必要です。			改革方針	現行どおり制度融資による支援を継続します。 また、多くの中小企業者が利用するよう、 Bizタウンニュースに掲載する等積極的に制度の案内を行っていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	66				
補助事業名	融資資金等の貸付等(小規模企業資金利子補給)		事業開始年度	昭和 49 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区内の小規模企業者 ^{*1} に対して、経営に必要な資金を融資し、経営の安定化、発展に資することを目的とします。 *1 小規模企業者とは、常時使用する従業員が20名以下(小売業、卸売業、サービス業は5名以下)の中小企業者		補助の概要	貸付利率の2/3を利子補給します。	
			根拠(要綱等)	新宿区小規模企業資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 小規模企業資金融資を受けた小規模企業者	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】		
補助対象費用	小規模企業資金融資に係る借入金利子 その他:		補助率等(算出根拠)	貸付利率の2/3に相当する利率で計算した額 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごと ^{*2} 金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 <input type="checkbox"/> 人 / 全体数 <input type="checkbox"/> 人) 【審査方法】		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 四半期ごと ^{*2} に金融機関から利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*2} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*2} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区小規模企業資金融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*2 例 4~6月分の利子補給・・・7月に申請手続き

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
金額	86,961,000 円	58,268,100 円	77,857,000 円	57,885,186 円	87,458,000 円	45,417,287 円	
		執行率 67 %		執行率 74 %		執行率 52 %	
予算・決算	内訳等		内訳等		内訳等		
	2,619 件	1,860 件	2,540 件	1,847 件	2,980 件	1,640 件	
	単価 33,203	単価 31,326	単価 30,652	単価 31,340	単価 29,348	単価 27,693	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	86,961,000 円	58,268,100 円	77,857,000 円	57,885,186 円	87,458,000 円	45,417,287 円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	円	円	円	円	円	円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	円	円	円	円	円	円	
	その他	その他	その他	その他	その他	その他	
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	融資を受けた小規模企業者が、すべて利用できたため		融資を受けた小規模企業者が、すべて利用できたため		融資を受けた小規模企業者が、すべて利用できたため	
3年間を通じた評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	金融機関は、小規模企業者に対して、経営に必要な資金の融資をします。 区は、小規模企業者に対して、その融資の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。 小規模企業者は、経費負担が軽減されたことにより、経営の安定化、発展を図ります。		妥当性の	一般的に中小企業の中でも経営基盤の脆弱な小規模企業者が、借入金利子の一部の補助を受け、経費負担が軽減されることにより、経営の安定化、発展につながるため、目的は妥当です。			
代替手段 効率性	この事業は、小規模企業者に経営に必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部を補助するものです。 事業の仕組み（内容）から代替手段はなく、効率的に行われています。		達成状況の	一般的に経営基盤が脆弱な小規模企業者が補助を受けたことにより、経営の安定化、資金繰りの安定につながっており、目的を達成しています。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 小規模企業者が当該制度を利用したことにより、経営の安定化、資金繰りの安定化につながっており、事業の目的を達成しているため				
課題	経営基盤の脆弱な小規模企業者の経営安定化を図るため、資金確保のための支援が必要不可欠です。		改革方針	「小規模企業特例資金融資制度」と併せて、多様な融資制度を実施し、効率的・効果的な小規模企業者への支援を行います。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			經常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	67				
補助事業名	融資資金等の貸付等(小規模企業特例資金利子補給)		事業開始年度	平成 19 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	<p>区が、小規模企業者^{*1}に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担を軽減し、経営の安定化、発展を図ることを目的とします。</p> <p>*1 小規模企業者とは、常時使用する従業員が20名以下(小売業、卸売業、サービス業は5名以下)の中小企業者</p> <p>小規模企業特例資金は信用保証協会が全部保証(100%)するものです。</p>		補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。	
			根拠(要綱等)	新宿区小規模企業特例資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	<p>団体 個人</p> <p>[要件又は対象団体] 小規模企業特例資金融資を受けた小規模企業者</p>		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	<p>特定の団体(者)</p> <p>特定の団体(者)でない</p> <p>[特定の団体の場合の妥当性]</p>	
補助対象費用	<p>小規模企業特例資金融資に係る借入金利子</p> <p>その他:</p>		補助率等(算出根拠)	<p>貸付利率の1/2に相当する利率で計算した額</p> <p>その他:</p>	
支出方法	<p>確定払 概算払 前金払</p>				
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方	
	<p>事業計画書提出の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごと^{*2}金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認)</p> <p>【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)</p>			<p>選定方法 <input type="checkbox"/> 公募</p> <p>(公募の場合)</p> <p>外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合)</p> <p>の有無 (外部委員 人 / 全体数 人)</p> <p>【審査方法】</p>	
清算/補助金の実績報告	<p>実績報告書提出の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出)</p> <p>【無しの理由】 四半期ごと^{*2}に金融機関から利子補給計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため</p> <p>【その他の提出書類】 なし</p>			<p>【審査体制】 金融機関から四半期ごと^{*2}に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。</p> <p>【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと^{*2}に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区小規模企業特例資金融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。</p>	

*2 例 4~6月分の利子補給...7月に申請手続き

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	2,286,000 円	1,642,319 円	25,580,000 円	16,774,288 円	39,229,000 円	25,464,671 円
		執行率 72 %		執行率 66 %		執行率 65 %	
	内訳等	119 件	138 件	495 件	491 件	935 件	597 件
		単価 19,210	単価 11,900	単価 51,676	単価 34,163	単価 41,956	単価 42,654
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		2,286,000 円	1,642,319 円	25,580,000 円	16,774,288 円	39,229,000 円	25,464,671 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	融資を受けた小規模企業者が、すべて利用できたため		融資を受けた小規模企業者が、すべて利用できたため		融資を受けた小規模企業者が、すべて利用できたため	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	金融機関は、小規模企業者に対して、経営に必要な資金の融資をします。 区は、小規模企業者に対して、その融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。 小規模企業者は、経費負担が軽減されたことにより、経営の安定化、発展を図ります。			妥当性の	一般的に経営基盤の脆弱な小規模企業者が、借入金利子の一部の補助を受け、経費負担が軽減されることにより、経営の安定化、発展につながるため、目的は妥当です。		
代替手段 効率性	この事業は、小規模企業者に経営に必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部を補助するものである。 事業の仕組み（内容）から代替手段はなく、効率的に行われています。			達成状況の	一般的に経営基盤が脆弱な小規模企業者が補助を補助を受けたことにより、材料等の一括仕入れを行い、収益性の向上につながっており、目的を達成しています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 小規模企業者が当該制度を利用したことにより、材料等の一括仕入れを行い、収益性の向上につながっており、事業の目的を達成しているため				
課題	経営基盤の脆弱な小規模企業者の経営安定化を図るため、資金確保への支援が必要不可欠です。			改革方針	「小規模企業資金融資制度」と併せて、多様な融資制度を実施し、効率的・効果的な小規模企業者への支援を行っていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	68				
補助事業名	融資資金等の貸付等(創業資金利子補給)		事業開始年度	平成 9 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の創業時の経費負担を軽減し、経営の安定化や発展を図ることを目的とします。		補助の概要	貸付利率の2/3を利子補給します。商店会に加入または加入の申込みをした場合はさらに0.2%利子を加算します。 については、平成21年度から開始	
			根拠(要綱等)	新宿区創業資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 創業資金融資を受けた中小企業者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	創業資金融資に係る借入金利子 創業資金融資に係る借入金利子(商店会に加入または加入の申込みをした場合) その他:		補助率等(算出根拠)	貸付利率の2/3に相当する利率で計算した額 の利子補給率に0.2%を加算した利率で計算した額 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごとに金融機関より利子補給金計算書の提出を受けた、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 四半期ごと ^{*1} に金融機関から利子補給計算書の提出を受けた、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区創業資金融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*1 例 4~6月分の利子補給...7月に申請手続き

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
金額	14,492,000 円	13,800,692 円	22,739,000 円	17,353,608 円	29,596,000 円	21,306,848 円	
		執行率 95 %		執行率 76 %		執行率 72 %	
予算・決算	251 件		288 件		331 件		
	単価 57,737	単価 70,772	単価 78,954	単価 76,785	単価 89,413	単価 76,643	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	14,492,000 円	13,800,692 円	22,739,000 円	17,353,608 円	29,596,000 円	21,306,848 円	
	件	件	件	件	に含む 件	に含む 件	
	単価	単価	単価	単価	単価 に含む	単価 に含む	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	円	円	円	円	に含む 円	に含む 円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	円	円	円	円	円	円	
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	融資を受けた中小企業者が全て利用できなかったため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため	
3年間を通じたの評価 (平成19年度から平成21年度まで)							
役割分担	金融機関は、中小企業者に対して、創業のために必要な資金の融資をします。 区は、中小企業者に対し、その融資の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。 中小企業者は、経費負担が軽減されたことにより、創業時の資金繰りを円滑化し、経営の安定化を図ります。			妥当性の	中小企業者が、借入金利子の一部の補助を受け、経費負担が軽減されることにより、創業時の資金繰りを円滑にしているため、目的は妥当です。		
代替手段	この事業は、中小企業者が創業時に必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部を補助するものです。 事業の仕組み(内容)から代替手段はなく、効率的に行われています。			達成状況の	中小企業者が補助を受けたことにより、創業時の資金繰りが円滑化され、経営の安定につながっており、事業の目的を達成しています。		
総合評価	【総合評価】 (目的に照らして) 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 中小企業者が当該制度を利用したことにより、創業時の資金繰りを円滑化し、経営の安定につながるなど、事業の目的を達成しているため				
課題	本制度は、制度の利用実績も高く、地域商業の活性化及び中小企業者の経営安定化に効果を発揮しています。 今後も引き続き、中小企業者の区内での創業を支援していくことが必要です。			改革方針	今後も、本制度融資による支援を継続していきます。 また、区が指定する文化創造産業を創業する中小企業者に対し、利子を加算した有利な創業融資制度を試行的に実施します。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	〔事業名〕
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	69				
補助事業名	融資資金等の貸付等(技術・事業革新資金利子補給)		事業開始年度	平成 11 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、新しい技術や商品の開発、事業の転換や多角化などを図ることを目的とします。		補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。 中小企業新事業活動促進法に基づく認定を受けた事業に対する融資の場合は2/3を利子補給します。	
			根拠(要綱等)	新宿区技術・事業革新資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 技術・事業革新資金融資を受けた中小企業者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	技術・事業革新資金融資に係る借入金利子 技術・事業革新資金融資に係る借入金利子(中小企業新事業活動促進法等に基づく認定を受けた事業) その他:		補助率等(算出根拠)	貸付利率の1/2に相当する利率で計算した額 貸付利率の2/3に相当する利率で計算した額 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無し理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごと ^{*1} 金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無し理由】 四半期ごと ^{*1} に金融機関から利子補給計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*2} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区技術・事業革新資金融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*1 例 4~6月分の利子補給……7月に申請手続き

年度	19年度		20年度		21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
金額	2,886,000 円	189,055 円	1,546,000 円	169,450 円	1,571,000 円	291,737 円
		執行率 7 %		執行率 11 %		執行率 19 %
予算・決算	7 件		17 件		20 件	
	単価 412,285	単価 37,811	単価 90,941	単価 33,890	単価 78,550	単価 58,347
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	2,886,000 円	189,055 円	1,546,000 円	169,450 円	1,571,000 円	291,737 円
	に含む 件	に含む 件	に含む 件	に含む 件	に含む 件	に含む 件
	単価 に含む	単価 に含む	単価 に含む	単価 に含む	単価 に含む	単価 に含む
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	に含む 円	に含む 円	に含む 円	に含む 円	に含む 円	に含む 円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
	その他	その他	その他	その他	その他	その他
	円	円	円	円	円	円
年度評価	評価区分		評価区分		評価区分	
	評価理由		評価理由		評価理由	
<p>3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）</p>						
役割分担	<p>金融機関は、中小企業者に対して、技術や商品の開発、事業の転換や多角化などに必要な資金の融資をします。区は、中小企業者に対し、その融資の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。中小企業者は、経費負担が軽減されたことにより、資金繰りを改善し、経営の安定化や発展を図ります。</p>		妥当性の	<p>中小企業者が、借入金利子の一部の補助を受け、経費負担が軽減されることにより、資金繰りが改善し、事業を多角化するなど、目的は妥当です。</p>		
代替手段	<p>この事業は、中小企業者が、技術や商品の開発、事業の転換や多角化などに必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部を補助するものです。事業の仕組み（内容）から代替手段はなく、効率的に行われています。</p>		達成状況の	<p>中小企業者が補助を受けたことにより、資金繰りが改善され、事業の多角化につながっており、事業の目的を達成しています。</p>		
総合評価	<p>【総合評価】（目的に照らして）</p> <p>効果を十分発揮している</p> <p>効果を発揮している</p> <p>効果が十分でない</p>		<p>【評価理由】</p> <p>中小企業者が当該制度を利用したことにより、事業の多角化につながっており、事業の目的を達成しているため</p>			
課題	<p>地域産業の活性化のために、中小企業者の新商品、新技術、新サービスの開発や販路開拓等の資金確保への支援がより一層求められています。</p>		改革方針	<p>今後も本制度を継続し、中小企業者への支援と地域経済の活性化を推進していきます。</p>		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	70				
補助事業名	融資資金等の貸付等(経営応援資金利子補給)		事業開始年度	平成 15 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、経営の安定化や発展を図ることを目的とします。		補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。	
			根拠(要綱等)	新宿区経営応援資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 経営応援資金融資を受けた中小企業者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	経営応援資金融資に係る借入金利子 その他:		補助率等(算出根拠)	貸付利率の1/2に相当する利率で計算した額 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごとに金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 四半期ごと ^{*1} に金融機関から利子補給計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区経営応援資金融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*1 例 4~6月分の利子補給……7月に申請手続き

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
金額	7,166,000 円	4,887,279 円	6,214,000 円	4,165,302 円	6,256,000 円	3,848,636 円	
		執行率 68 %		執行率 67 %		執行率 62 %	
予算・決算	内訳等		内訳等		内訳等		
	358 件	261 件	347 件	221 件	241 件	157 件	
	単価 20,016	単価 18,725	単価 17,907	単価 18,847	単価 25,958	単価 24,513	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	7,166,000 円	4,887,279 円	6,214,000 円	4,165,302 円	6,256,000 円	3,848,636 円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	円	円	円	円	円	円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	融資を受けた中小企業者が全て利用できたため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	金融機関は、中小企業者に対して、経営の安定化に必要な資金の融資をします。 区は、中小企業者に対し、その融資の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。 中小企業者は、経費負担が軽減されたことにより、資金繰りを改善し、経営の安定化を図ります。			妥当性の	中小企業者が、借入金利子の一部の補助を受け、経費負担が軽減されることにより、資金繰りが改善されるため、目的は妥当です。		
代替手段	この事業は、中小企業者に経営の安定化に必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部を補助するものです。 事業の仕組み（内容）から代替手段はなく、効率的に行われています。			達成状況の	中小企業者が補助を受けたことにより、資金繰りが改善され、収益性の向上などにつながっており、事業の目的を達成しています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 中小企業者が当該制度を利用したことにより、収益性を向上するなど、事業の目的を達成しているため				
課題	厳しい経済情勢が続く中、本制度により、中小企業者の事業資金確保への支援を行っていく必要があります。			改革方針	今後も引き続き、本制度による支援を継続し、中小企業者の経営安定化と地域経済の活性化を進めていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	71				
補助事業名	融資資金等の貸付等 (区設小売市場使用者移転支援資金利子補給)		事業開始年度	平成 17 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区が、区設小売市場を使用している中小企業者に対して、金融機関から区設小売市場からの移転、事業継続に必要な資金を融資を受けた際の借入金利子の一部または全部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、経営の安定化や発展を図ることを目的とします。		補助の概要	貸付利率の全額(貸付額 1,250万円まで) 貸付利率から0.5%を減じた額(貸付額1,250万円超)	
			根拠 (要綱等)	新宿区設小売市場使用者移転支援資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 区設小売市場使用者移転支援資金融資を受けた中小企業者	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】		
補助対象費用	区設小売市場使用者移転支援資金融資に係る借入金利子(貸付額 1,250万円まで) 区設小売市場使用者移転支援資金融資に係る借入金利子(貸付額1,250万円超) その他:	補助率等 (算出根拠)	新宿区設小売市場使用者移転支援資金融資要綱に定められた利率 新宿区設小売市場使用者移転支援資金融資要綱に定められた利率 その他:		
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごとに金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 四半期ごと ^{*1} に金融機関から利子補給計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区設小売市場使用者移転支援資金融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*1 例 4~6月分の利子補給……7月に申請手続き

年度	19年度		20年度		21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額		金額		金額	
	6,762,000 円		3,639,000 円		3,744,000 円	
	執行率 19 %		執行率 48 %		執行率 40 %	
	3 件		6 件		8 件	
	単価 2,254,000	単価 325,035	単価 606,500	単価 580,095	単価 468,000	単価 246,564
	補助率 全額(100%)		補助率 全額(100%)		補助率 全額(100%)	
	6,762,000 円		3,639,000 円		3,744,000 円	
	に含む 件		に含む 件		に含む 件	
	単価 に含む	単価 に含む	単価 に含む	単価 に含む	単価 に含む	単価 に含む
	補助率 貸付利率から0.5%減じた額	補助率 貸付利率から0.5%減じた額	補助率 貸付利率から0.5%減じた額	補助率 貸付利率から0.5%減じた額	補助率 貸付利率から0.5%減じた額	補助率 貸付利率から0.5%減じた額
	に含む 円		に含む 円		に含む 円	
	件		件		件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
その他	その他	その他	その他	その他	その他	
円	円	円	円	円	円	
年度評価	評価区分		評価区分		評価区分	
	A 目標以上の成果 B 目標どりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
年度評価	評価理由		評価理由		評価理由	
	融資を受けた中小企業者が全て利用できたため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）						
役割分担	金融機関は、区設小売市場を使用している中小企業者に対して、区設小売市場からの移転、事業継続に必要な資金の融資をします。 区は、中小企業者に対し、その融資を受けた際の借入金利子の一部または全部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。 中小企業者は、経費負担が軽減されたことにより、区設小売市場から移転し、事業の継続を図ります。		受目的性の	中小企業者が借入金利子の一部または全部の補助を受け、経費負担が軽減されることにより、区設小売市場からの移転、移転先での経営の安定化を図るため、目的は妥当です。		
	代替手段	この事業は、中小企業者に区設小売市場からの移転に必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部または全部を補助するものです。 事業の仕組み(内容)から代替手段はなく、効率的に行われています。		達成状況の	中小企業者が補助を受けたことにより、店舗の新設工事を行うなど、事業継続につながっており、事業の目的を達成しています。	
【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 中小企業者が当該制度を利用したことにより、区設小売市場からの移転、その後の事業継続につながっており、事業の目的を達成しているため				
課題	当該融資の新規受付は終了しているため、今後も適正に利子補給を行っていきます。		改革方針	当該融資の目的は達成していますが、今後も、商工相談などによる経営支援を継続していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	72				
補助事業名	融資資金等の貸付等 (情報技術活用促進資金利子補給)		事業開始年度	平成 18 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、新しい情報技術の導入することなどを目的とします。		補助の概要	貸付利率の2/3を利子補給します。	
			根拠 (要綱等)	新宿区情報技術活用促進資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 情報技術活用促進資金融資を受けた中小企業者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	情報技術活用促進資金融資に係る借入金利子 その他:		補助率等 (算出根拠)	貸付利率の2/3に相当する利率で計算した額 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごと ^{*1} 金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 四半期ごと ^{*1} に金融機関から利子補給計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*2} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区情報技術活用促進資金融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*1 例 4~6月分の利子補給……7月に申請手続き

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
金額	2,388,000 円	1,244,415 円	2,572,000 円	1,498,906 円	2,739,000 円	1,153,559 円	
		執行率 52 %		執行率 58 %		執行率 42 %	
予算・決算	内訳等		内訳等		内訳等		
	32 件	32 件	53 件	36 件	83 件	37 件	
	単価 74,625	単価 38,887	単価 48,528	単価 41,636	単価 33,000	単価 31,177	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	2,388,000 円	1,244,415 円	2,572,000 円	1,498,906 円	2,739,000 円	1,153,559 円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	円	円	円	円	円	円	
	件	件	件	件	件	件	
単価	単価	単価	単価	単価	単価		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	融資を受けた中小企業者が全て利用できなかったため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため	
3年間を通じた評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	金融機関は、中小企業者に対して、情報技術の導入等に必要資金の融資をします。 区は、中小企業者に対し、その融資の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。 中小企業者は、経費負担が軽減されたことにより、資金繰りを改善し、新しい情報技術の導入などを行います。		妥当性の	中小企業者が、借入金利子の一部の補助を受け、経費負担が軽減されることにより、新しい情報技術の導入等につながるため、目的は妥当です。			
代替手段 効率性	この事業は、中小企業者が、情報技術の導入等に必要資金の融資を受けた際の借入金利子の一部を補助するものです。 事業の仕組み(内容)から代替手段はなく、効率的に行われています。		達成状況の	中小企業者が補助を受けたことにより、資金繰りが改善され、顧客管理システムや在庫管理システムの導入につながっており、事業の目的を達成しています。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 中小企業者が当該制度を利用したことにより、顧客管理システムや在庫管理システムの導入につながっており、事業の目的を達成しているため				
課題	社会のIT化が急激に進む中、中小企業者におけるIT化への対応は大きな課題です。		改革方針	本制度を継続して実施し、中小企業者の情報技術の活用、情報関連機器整備等IT化への対応を支援していきます。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	〔事業名〕
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	73				
補助事業名	融資資金等の貸付等 (ワーク・ライフ・バランス企業応援資金利子補給)		事業開始年度	平成 19 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区が、ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、経営の安定化及び発展を図ることを目的とします。		補助の概要	貸付利率の2/3を利子補給します。	
			根拠 (要綱等)	新宿区ワーク・ライフ・バランス企業応援資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 ワーク・ライフ・バランス企業応援資金融資を受けた中小企業者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	ワーク・ライフ・バランス企業応援資金融資に係る借入金利子 その他:		補助率等 (算出根拠)	貸付利率の2/3に相当する利率で計算した額 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無し理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごとに金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無し理由】 四半期ごとに金融機関から利子補給計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区ワーク・ライフ・バランス企業応援資金融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*1 例 4~6月分の利子補給・・・7月に申請手続き

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	1,456,000 円	1,443,734 円	5,448,000 円	3,708,042 円	5,570,000 円	3,344,584 円
			執行率 99 %		執行率 68 %		執行率 60 %
	内訳等	45 件	47 件	105 件	77 件	132 件	77 件
		単価 32,355	単価 30,717	単価 51,885	単価 48,156	単価 42,196	単価 43,436
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		1,456,000 円	1,443,734 円	5,448,000 円	3,708,042 円	5,570,000 円	3,344,584 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	融資を受けた中小企業者が全て利用できなかったため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	金融機関は、中小企業者に対して、経営の安定化に必要な資金の融資をします。 区は、中小企業者に対し、その融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。 中小企業者は、経費負担が軽減されたことにより資金繰りを改善し、経営の安定化、発展を図ります。			妥当性の	中小企業者が、借入金利子の一部の補助を受け、経費負担が軽減されることにより、資金繰りの安定化などにつながるため、目的は妥当です。		
代替手段	この事業は、中小企業者に経営に必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部を補助するものです。 事業の仕組み（内容）から代替手段はなく、効率的に行われています。			達成状況の	中小企業者が補助を受けることにより、資金繰りが安定化し、従業員の福利厚生が充実につながっており、事業の目的を達成しています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 中小企業者が当該制度を利用したことにより、資金繰りが安定化し、従業員の福利厚生が充実につながっており、事業の目的を達成しているため				
課題	社会において、仕事と私生活の両方を充実させる「ワーク・ライフ・バランス」への取り組みが求められています。経営状況が厳しいこともあり、中小企業者では取り組みに消極的な傾向が見られます。中小企業者の「ワーク・ライフ・バランス」への積極的な取り組みを支援していく必要があります。			改革方針	今後も引き続き、本制度による支援を継続し、中小企業者のワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援していきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	74				
補助事業名	融資資金等の貸付等(貸付信用保証料補助)		事業開始年度	昭和 28 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	信用保証協会の保証付きで制度融資を利用した中小企業者に対し、融資を受ける際に信用保証協会に支払う貸付信用保証料を一括で補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、資金繰りの改善や経営の安定化を図ります。		根拠(要綱等)	信用保証協会の保証付きで制度融資を受けた中小企業者に対し、貸付信用保証料の1/2または全額を補助します。 新宿区商工業資金融資要綱ほか 新宿区制度融資信用保証協会保証料補助要領	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 信用保証協会の保証付きで制度融資を受けた中小企業者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	別紙のとおり 別紙のとおり その他:		補助率等(算出根拠)	各資金の融資に係る貸付信用保証料(支払った貸付信用保証料の全額を補助) 各資金の融資に係る貸付信用保証料(貸付信用保証料の1/2を補助。補助限度額は債務一本化資金については40万円、それ以外は26万円)	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 金融機関の発行する信用保証料支払証明書に基づいて補助しているため 【その他の提出書類】 保証料補助金交付申請書 信用保証料支払証明書 請求書		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 金融機関が発行する信用保証料支払証明書が提出されるため 【その他の提出書類】		【審査体制】 保証料補助金交付申請書及び信用保証料支払証明書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が保証料補助金交付申請書及び信用保証料支払証明書の内容について、新宿区商工業資金融資要綱等及び新宿区制度融資信用保証協会保証料補助要領に基づいて算出されているかを確認します。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	75				
補助事業名	融資資金等の貸付等(商店会共同事業資金利子補給)		事業開始年度	昭和 50 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区が、商店会及び商店街振興組合に対して、金融機関から共同事業に必要な融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担を軽減し、区内商業の振興に資することを目的とします。		補助の概要	区の制度融資のうち償還期間が1年以内の資金の貸付利率の1/2に相当する利率を補助します。	
			根拠(要綱等)	新宿区商店会共同事業資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 商店会共同事業資金融資を受けた商店会及び商店街振興組合		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	商店会共同事業資金融資に係る借入金利子 その他:		補助率等(算出根拠)	制度融資のうち償還期間が1年以内の資金の貸付利率の1/2に相当する利率で計算した額 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごと ^{*1} 金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 四半期ごと ^{*1} に金融機関から利子補給計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区商店会共同事業資金融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*1 例 4~6月分の利子補給...7月に申請手続き

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	76				
補助事業名	融資資金等の貸付等(魅力ある商店街づくり資金利子補給)		事業開始年度	昭和 58 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区が、商店会及び商店街振興組合に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担を削減し、商店街の整備等を図ることを目的とします。		補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。	
			根拠(要綱等)	新宿区魅力ある商店街づくり資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 [要件又は対象団体] 魅力ある商店街づくり資金融資を受けた商店会及び商店街振興組合	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない [特定の団体の場合の妥当性]		
補助対象費用	魅力ある商店街づくり資金融資に係る借入金利子 その他:	補助率等(算出根拠)	貸付利率の1/2に相当する利率で計算した額 その他:		
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごとに金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 四半期ごと ^{*1} に金融機関から利子補給計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区魅力ある商店街づくり資金融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*1 例 4~6月分の利子補給・・・7月に申請手続き

年度	19年度			20年度			21年度				
	予算	決算		予算	決算		予算	決算			
予算・決算	金額	808,000 円	0 円		610,000 円	75,351 円		639,000 円	0 円		
			執行率	0.00 %		執行率	12.35 %		執行率	0.00 %	
		3 件	0 件		6 件	1 件		10 件	0 件		
	単価	269,333	単価 0		単価 101,666	単価 75,351		単価 63,900	単価 0		
	補助率		補助率		補助率	補助率		補助率	補助率		
		808,000 円	0 円		610,000 円	75,351 円		639,000 円	0 円		
		件	件		件	件		件	件		
	単価		単価		単価	単価		単価	単価		
	補助率		補助率		補助率	補助率		補助率	補助率		
		円	円		円	円		円	円		
		件	件		件	件		件	件		
	単価		単価		単価	単価		単価	単価		
	補助率		補助率		補助率	補助率		補助率	補助率		
	円	円		円	円		円	円			
その他		その他		その他	その他		その他	その他			
	円	円		円	円		円	円			
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する			A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する			A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する			
	評価理由	融資実績がなかったため			融資を受けた商店会及び商店街振興組合が利用できたため			融資実績がなかったため			
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）											
役割分担	金融機関は、商店会及び商店街振興組合に対して、商店街の整備等に必要な資金を融資します。区は、商店会及び商店街振興組合に対し、その融資の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。商店会及び商店街振興組合は、経費負担が軽減されたことにより、街路灯の建替等、商店街の整備等を行います。				妥当性の	商店会及び商店街振興組合が、借入金利子の一部の補助を受け、経費負担が削減されることにより、商店街を整備することなどにつながるため、目的は妥当です。					
代替手段 効率性	この事業は、商店会及び商店街振興組合に商店街の整備などに必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部を補助するものです。事業の仕組み（内容）から代替手段はなく、効率的に行われています。				達成状況の	商店会が補助を受けたことにより、街路灯の建替を行い、商店街を整備することにつながっており、事業の目的を達成しています。					
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない				【評価理由】 本制度は、資金繰りが困難な商店会に対する融資による支援を通じて、商店会の自主的な取り組みを促進し、商店会のやる気を実現する上で重要な役割を果たしています。20年度の実績では、当該制度を利用した商店会が街路灯の建替を行い、商店街の環境整備につなげており、商店会からも「本制度の適用を受けたことで整備をすることが出来た」との評価を受けました。こうしたことから、本制度は効果を発揮していると考えます。						
課題	「魅力ある商店街づくり」には環境面の整備が不可欠であり、引き続き環境整備への支援が必要です。				改革方針	今後も本制度融資による支援を継続して行い、「魅力ある商店街づくり支援事業」と連携し、商店街の活性化を推進していきます。また、「商店会サポート事業」と連携し、より本制度が活用されるよう各商店会に対し助言活動を行っていきます。					

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	2	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		中小企業向け制度融資
				枝事業名	

番号	77				
補助事業名	融資資金等の貸付等(店舗改装資金利子補給)		事業開始年度	平成 13 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から店舗改装のための融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、経営の安定化や発展を図ることを目的とします。		補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。	
			根拠(要綱等)	新宿区店舗改装資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 店舗改装資金融資を受けた中小企業者		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】	
補助対象費用	店舗改装資金融資に係る借入金利子 その他:		補助率等(算出根拠)	貸付利率の1/2に相当する利率で計算した額 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 融資の返済実績(状況)に応じて、利子の補助を行っているため(四半期ごとに金融機関より利子補給金計算書の提出を受け、返済状況を確認) 【その他の提出書類】 金融機関が下記の書類を提出 商工業融資資金利子補給金交付申請書 商工業融資資金利子補給金請求書(金融機関別利子補給金請求書)		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 四半期ごとに金融機関から利子補給計算書の提出を受け、返済状況を確認しているため 【その他の提出書類】 なし		【審査体制】 金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容を内部審査しています。 【審査内容・方法】 区職員が、金融機関から四半期ごと ^{*1} に提出される利子補給金計算書の内容について新宿区店舗改装資金融資要綱、新宿区制度融資利子補給要領に基づいて算出されているかを確認します。		

*1 例 4~6月分の利子補給...7月に申請手続

年度	19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
金額	9,850,000 円	5,690,550 円	7,114,000 円	5,857,741 円	7,268,000 円	5,471,878 円	
		執行率 58 %		執行率 82 %		執行率 75 %	
予算・決算	内訳等		内訳等		内訳等		
	126 件	116 件	157 件	115 件	179 件	111 件	
	単価 78,174	単価 49,056	単価 45,312	単価 50,936	単価 40,603	単価 49,296	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	9,850,000 円	5,690,000 円	7,114,000 円	5,857,741 円	7,268,000 円	5,471,878 円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
	円	円	円	円	円	円	
	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	融資を受けた中小企業者が全て利用できたため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため		融資を受けた中小企業者が全て利用できたため	
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	金融機関は、中小企業者に対して、店舗の改装に必要な資金の融資をします。 区は、中小企業者に対し、その融資の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図ります。 中小企業者は、経費負担が軽減されたことにより、店舗を改装し、経営の安定化を図ります。		妥当性の	中小企業者が、借入金利子の一部の補助を受け、経費負担が軽減されることにより、店舗の改装を行うことができるため、目的は妥当です。			
代替手段	この事業は、中小企業者が店舗の改装に必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部を補助するものです。事業の仕組み(内容)から代替手段はなく、効果的に行われています。		達成状況の	中小企業者が補助を受けたことにより、計画通りの店舗のリニューアルオープンにつながっており、事業の目的を達成しています。			
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 中小企業者が当該制度を利用したことにより、計画通りの店舗のリニューアルオープンにつながっており、事業の目的を達成しているため				
課題	本制度は毎年一定の利用実績があり、効果を発揮しています。今後はさらなる制度周知と利用促進を図ることが課題です。		今後も本制度融資による支援を継続していきます。より効果的な制度周知方法を検討するとともに、中小企業者が利用しやすい制度となるよう融資条件等の検証を行っていきます。				

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業	83	歌舞伎町地区のまちづくり推進
				枝事業名	1 歌舞伎町ルネッサンスの推進

番号	78				
補助事業名	歌舞伎町タウン・マネージメントの運営		事業開始年度	平成 20 年度	所管部 区長室 部 所管課 特命プロジェクト推進 課
補助の目的	歌舞伎町の課題解決に向けて地元、事業者、ボランティア団体など活動主体の参画の場づくりとネットワークを図り、歌舞伎町全体としてルネッサンス推進事業に取り組むために設立した歌舞伎町タウン・マネージメント事業の助成を行うことにより、クリーン作戦、地域活性化、まちづくりのルネッサンスプロジェクトが展開され、誰もが安心して楽しめるまちへの再生を推進します。		補助の概要	情報発信事業、地域活性化事業、安全・安心事業、まちづくり事業等に関する費用に補助しています。	
			根拠(要綱等)	歌舞伎町タウン・マネージメント補助金交付要綱	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 歌舞伎町タウン・マネージメント		対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 歌舞伎町タウン・マネージメントは、歌舞伎町ルネッサンス推進のために設立した団体であることから、妥当であると判断します。	
補助対象費用	事業費 13,722,244円 運営費 10,323,347円 その他:		補助率等(算出根拠)	10/10 10/10 その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 ・補助金申請書 ・事業会計収支予算書・予算執行計画書 ・支出予算収入区分書・補助金収入予定表		選定方法 <input type="checkbox"/> (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 <input type="checkbox"/> (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 事業計画書の各事業等が、補助金交付要綱に定める対象項目に該当するか否かを、特命プロジェクト推進課が審査します。		
清算/補助金の実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 ・補助金実績報告書・補助金精算書 ・補助金執行報告書・決算報告書		【審査体制】 区職員による審査 【審査内容・方法】 毎月、前月分の事業実施・支出文書等を調査し、補助金の執行が適切に行われているかを確認しています。 また、事業実施報告書及び決算書により、事業運営や予算執行が適切に行われたかを審査しています。 なお、21年度分より、事業実施報告書及び決算書は、歌舞伎町タウン・マネージメントのホームページで公表します。		

年度	19年度		20年度		21年度						
	予算	決算	予算	決算	予算	決算					
予算・決算	金額	円	円	30,537,000 円	円	26,367,605 円	円	26,404,000 円	円	24,045,591 円	
			執行率	%		執行率	86.35 %		執行率	91.07 %	
	内訳等		件	件	事業費 件	事業費 件	事業費 件	事業費 件	事業費 件	事業費 件	
		単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
		補助率	補助率	補助率	10/10	補助率	10/10	補助率	10/10	補助率	10/10
		円	円	円	11,792,000 円	円	11,243,400 円	円	14,624,000 円	円	13,722,244 円
			件	件	運営費 件	運営費 件	運営費 件	運営費 件	運営費 件	運営費 件	
		単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
		補助率	補助率	補助率	10/10	補助率	10/10	補助率	10/10	補助率	10/10
		円	円	円	18,745,000 円	円	15,124,205 円	円	11,780,000 円	円	10,323,347 円
		件	件	件	件	件	件	件	件		
単価		単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する					
	評価理由	計画どおりに実施し、歌舞伎町ルネッサンスを推進することができたため		計画どおりに実施し、歌舞伎町ルネッサンスを推進することができたため		計画どおりに実施し、歌舞伎町ルネッサンスを推進することができたため					
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）											
役割分担	歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへ再生するため、区は、ルネッサンスプロジェクトの計画・調整・支援を行い、歌舞伎町タウン・マネジメントは、プロジェクトの計画に基づく事業の展開を担っています。			妥当性の	この補助事業は、歌舞伎町の課題解決に向けた事業に助成しているため、歌舞伎町ルネッサンスの実現には必要であり、妥当性があると判断します。						
代替手段	この補助事業は、歌舞伎町の地元・事業者が一体となり歌舞伎町ルネッサンス事業を推進しているタウン・マネジメントを支援するものです。このような団体は他になく、代替手段はありません。また、タウン・マネジメントは民間企業等のノウハウを活用しながら機動的に事業を推進できることから効率的であると考えます。			達成状況の	大久保公園やシネシティ広場などの公共空間を活用したイベントの開催や環境浄化・美化活動により、歌舞伎町が安心して楽しめるまちへと変わりつつあります。						
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない			【評価理由】 歌舞伎町タウン・マネジメントを中心に、まちが一体となって、歌舞伎町の再生に向けた取り組みが行われるようになり、事業全体が計画どおりに進んでいると評価します。							
課題	歌舞伎町タウン・マネジメントを自主運営組織として確立するためには、財政面での体質強化が必要です。ルネッサンス事業を円滑に推進するためには、歌舞伎町タウン・マネジメントの全部会による複合的な事業展開が求められており、安心・安全、まちづくりの各部会については、執行体制の活性化や自主的な事業展開が必要です。			改革方針	効率的な事業運営を進めるとともに、公共空間を活用したイベントを開催することで財政面での体質強化を図ります。情報発信、地域活性化の各部会は、引き続き情報発信による歌舞伎町のイメージの改善、公共空間を活用した賑わいの場の創出事業を進めてまいります。また、安全・安心、まちづくりの各部会は、課題を整理し、執行体制を活性化させ、事業の推進を図ります。						

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業		新宿区商店会連合会への事業助成
			枝事業名		

番号	79				
補助事業名	新宿区商店会連合会への事業助成		事業開始年度	平成 17 年度	所管部 地域文化 部 所管課 産業振興 課
補助の目的	新宿区内で産業振興等の目的で組織された団体が自主的に行なう事業に助成を行うことで、地域経済の活性化を図ります。		補助の概要	新宿区商店会連合会が主催する、創意と努力が地域のお客様に高く評価されている商店を表彰する、「『金賞』新宿区商店会連合会推奨」事業に対して経費の一部を助成し、地域商業の活性化を図ります。	
			根拠(要綱等)	産業振興に係わる団体に対する事業補助金交付要綱	
補助対象(者)	団体 個人 [要件又は対象団体] 新宿区商店会連合会	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない [特定の団体の場合の妥当性] 新宿区内にある93の商店会、商店街振興組合が加盟している、新宿区商店会連合会へ事業助成を行い、区内全体の商店会の活性化を図ることは、妥当です。		
補助対象費用	「『金賞』新宿区商店会連合会推奨」事業実施に係る経費 その他:		補助率等(算出根拠)	補助対象経費の2/3(限度額126万円) その他:	
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 交付申請書 経費明細書(申請用) 前年度の事業報告書及び収支決算書 当該年度の事業計画書及び収支予算書 会則・規約 役員名簿		選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 提出された書類を元に、事業内容が補助金交付の目的に適合しているかを審査。		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 【その他の提出書類】 実績報告書 経費明細書(報告用) 経費請求書 経費領収書 記録写真 作成物(ポスター等)		【審査体制】 担当職員3名 【審査内容・方法】 実績報告書の提出書類の内容を確認し、事業が適正に執行されているかを審査。		

年度	19年度		20年度		21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
金額	1,260,000 円	690,000 円	1,260,000 円	667,000 円	1,260,000 円	723,000 円
		執行率 54.76 %		執行率 52.94 %		執行率 57.38 %
予算・決算 内訳等	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	単価 126万円(上限)	単価	単価 126万円(上限)	単価	単価 126万円(上限)	単価
	補助率 2 / 3	補助率 2 / 3	補助率 2 / 3	補助率 2 / 3	補助率 2 / 3	補助率 2 / 3
	1,260,000 円	690,000 円	1,260,000 円	667,000 円	1,260,000 円	723,000 円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
	件	件	件	件	件	件
	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
	円	円	円	円	円	円
その他	その他	その他	その他	その他	その他	
円	円	円	円	円	円	
年度評価	評価区分		評価区分		評価区分	
	評価理由		評価理由		評価理由	
A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		
表彰店舗数が年々減少傾向にあります が、商店会の中の特色ある個店を 発掘し表彰することで、集客力向上 などの効果を図ることができ、また 他の商店会にもその表彰効果が浸透 するなど、少しずつですが事業助成 することでにぎわいある商店街づく りへとつながっているため、目標ど おりの成果があったと評価します。		はがきアンケートによりお客様(消費 者)の声を聴いて選考する方法に改 め、受賞店舗数も9店舗(19年度) から18店舗(20年度)に増えたた め、目標どおりの成果があったと評 価します。		お客様のはがきアンケート及び各商 店会長の推薦による2種類の『金賞』 推奨候補店選考方法を実施した結 果、区内全域にバランスよく受賞 店が選定され、また今年度は、20 年度(18店舗)に比べ、受賞店が 4店舗(22店舗)増え、区内の商 店会の発展、振興に寄与でき、目 標どおりの成果があったと評価し ます。		
3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)						
役割分担	区は、新宿区商店会連合会が実施する、「金賞」新宿区商店会連合会推奨事業に対して経費の一部を助成し、地域商業の活性化を図り、新宿区商店会連合会は地域商業及び地域コミュニティに寄与した実績があるこだわり商店を表彰し、その実績を効果的にPRすることで、新宿区内の商店街への集客力の向上を図ります。		受目的性の	新宿区商店会連合会が補助事業を効果的に活用することで、商店街のにぎわいや集客力の向上、地域商業の活性化につなげていくことを目的としていることは、適切です。		
代替手段 効率性	商店街の持つにぎわいや魅力を来街者へPRすること、また地域商業の発展を図るために効果的、効率的に事業が実施されています。		達成状況	この補助事業は、地域商業の発展に向けた新宿区商店会連合会の主体的な取組みに区が支援していくことで、商店街におけるにぎわいや魅力を高める効果があることから、着実に目的を達成しています。		
総合評価	【総合評価】(目的に照らして) 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 毎年度、表彰店舗数が増え、選考方法についても改善を行うなど、事業実施の工夫がされています。また、「商店会サポート事業」とも連携して事業を行い、区と商店会連合会が一体となって、当事業に取り組んでいます。 商店街の中の創意と努力が地域のお客様に高く評価されているお店を『金賞』として表彰することは、お店及び商店街のPRとなり、地域商業の活性化に効果を発揮していると評価します。			
課題	「金賞」事業は、知られていない地域の名店のPRとして大きな成果をあげていますが、まだ地域商店会の中でも認知度が高くないのが現状です。 今後も広く事業の周知・PRを行い、より地域商店街の活性化を図ることが必要です。		改革方針	地域経済の活性化のために効果を発揮している本事業を継続していきます。今後は、「金賞」受賞店の効果的なPRが商店街の活性化につながるよう、さらに積極的な広報活動を促すとともに、「商店会サポート事業」などと連携し、新宿区商店会連合会に対し、より事業が充実するよう助言活動を行っていきます。		

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	[事業名]
			経常事業	84	商店街活性化支援
			枝事業名	空き店舗活用支援	

番号	80	
補助事業名	商店街空き店舗活用支援事業	
補助の目的	事業開始年度	平成 20 年度
	所管部	地域文化 部
	所管課	産業振興 課
補助の概要	新宿区内の商店街の空き店舗を活用し、自立して継続的に行う事業を行い、商店街活性化及び地域貢献が期待できる事業者に対して、事業開始に必要な経費の一部を助成します。	
	根拠(要綱等)	新宿区商店街空き店舗活用支援事業実施要綱
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 (1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に定める者 (2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に定める者 (3) 交付申請から6か月以内に創業する具体的な計画を有する者 (4) その他区長が特に認める者	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】
補助対象費用	補助対象者が事業を開始するために必要な初期経費 その他:	補助対象費用の合計の2/3(限度額400万円) その他:
支出方法	確定払 概算払 前金払	
補助金申請手続	提出書類・添付書類	選定・審査の体制・考え方
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 新宿区商店街空き店舗活用支援事業補助金交付申請書 収支計画書 出店計画書 住民税の納税証明書もしくは領収書・事業税の納税証明書もしくは領収書のいずれか 会社要覧・事業要覧など	選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合) の有無 (外部委員 3人 / 全体数 5人) 【審査方法】 (1) 申請者から提出された書類をもとに、補助金交付の目的に適合しているかを審査。 (2) 一次審査の通過者の店舗物件について、周辺店舗や来客状況など審査員の中小企業診断士2名と担当職員2名、商店会サポーター1名が、二次審査実施までに現地を調査。 (3) 現地調査の結果と、申請者への面接(プレゼンテーションと質疑応答)を行い、事業が補助金交付の目的に適合しているかを審査。
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無しの場合】 【その他の提出書類】 事業開始報告書 事業開始に係る収支報告書 店舗の賃貸借契約書の写し 補助金の対象となる経費に係る領収書の写し 商店会への加入を証明する書類	【審査体制】 担当職員3名 【審査内容・方法】 実績報告書の提出書類の内容を確認し、事業が適正に執行されているかを審査します。

年度	19年度			20年度			21年度			
	予算	決算		予算	決算		予算	決算		
予算・決算	金額	円	円	4,092,000 円	円	82,000 円	10,482,000 円	円	7,395,500 円	
			執行率	%		執行率	2.00 %		執行率	70.55 %
		件	件	1 件	件	1 件	3 件	件	2 件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	2 / 3	補助率	2 / 3	補助率	2 / 3	補助率	2 / 3
		円	円	4,092,000 円	円	82,000 円	10,482,000 円	円	7,395,500 円	
		件	件	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
		件	件	件	件	件	件	件	件	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
その他	円	円	円	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する				
	評価理由			事業の開始年度につき、試行実施ということで目標件数は1件でしたが、申請の取下げがあったため、実績が0件となり、目標を下回ったと判断します。		交付決定した3件のうち、申請取下げが1件あり、目標件数を達成できませんでした。しかし、交付実績とした2件は、新聞・テレビ等にも多く取り上げられ、事業や商店街PRにもつながったことから、目標どおりの成果と判断します。				
3年間を通じたの評価（平成19年度から平成21年度まで）										
役割分担	区は、自立して継続的に行う、商店街活性化及び地域貢献に結びつくと思われる事業を行う者に対し、事業開始に必要な経費を助成することで、商店街の空き店舗に活力ある事業者を呼び込みます。補助を受けた事業者は、地域貢献や商店街と地域の活性化につながる事業を展開していきます。			妥当性の	商店街の衰退が問題となる近年、空き店舗対策は非常に重要な問題であり、商店街に活力がある事業者を呼び込むことによって、商店街及び地域の活性化につながるため適切です。					
代替手段	事業開始にあたっては、経費負担が大きな問題となり、補助金以外の代替手段は無く、初期費用に対して助成を行うことは効率的です。			達成状況の	交付の実績があったことで、商店街内の空き店舗も活用され、また、事業が新聞・テレビに取り上げられることで、商店街のPR等へもつながり、事業の実施を通して、商店街の活性化が図られており、目的は達成されつつあります。					
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない			【評価理由】 補助金交付者からの事業に対する満足度の高さ、また新聞・テレビなどにも多く取り上げられたことによる事業や商店街のPRとなったことなどから、効果を発揮していると評価します。						
課題	事業の目的に適した申請者が少なく、目標件数に達成していないことが課題となっています。また、本事業がより効果を発揮するために、各商店街へ事業の認知度を高め、区、事業者及び商店会が一体となって空き店舗対策に取り組んでいく必要があります。			改革方針			今後も、商店街空き店舗の活用を支援するため、補助を継続していきます。広範囲かつ効果的に事業の周知を行うことで、より多くの申請者の中から、地域貢献度が高く、商店街及び地域の発展へにつながる事業者の誘致ができるよう努めます。また、「商店会サポート事業」と連携し、事業の周知等を行っていきます。			

補助事業評価シート

基本目標	個別目標	3	計画事業	番号	【事業名】
			経常事業		外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金
				校事業名	

番号	81				
補助事業名	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金		事業開始年度	昭和 58 年度	所管部 地域文化 部 所管課 文化観光国際 課
補助の目的	外国人学校の児童・生徒の就学の安定性を保つとともに、区の重要施策である子育て家庭の支援を充実させるためです。		補助の概要	経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し補助を行うことにより、負担を軽減します	
			根拠(要綱等)	外国人学校児童・生徒保護者補助金交付要綱	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者	対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】		
補助対象費用	外国人学校へ納入した授業料相当(児童・生徒1人あたり月額6000円) その他:	補助率等(算出根拠)	月額6000円×授業料納入月数 年額72,000円を上限 その他:		
支出方法	確定払 概算払 前金払				
補助金申請手続	提出書類・添付書類		選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し補助を行うことにより、負担を軽減することから、保護者の所得証明を必要とする。 【その他の提出書類】 外国人学校児童・生徒保護者補助金交付申請書 保護者の前年の所得を証明する書類		選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 外部審査委員 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) の有無 (外部委員 人 / 全体数 人) 【審査方法】 区職員が、書類の内容や当該保護者の年間総所得が要綱に規定する基準に該当するかをを審査し、補助金交付の適否を決定します。		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合写しを提出) 【無しの理由】 経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し、年間総所得を確認し補助を行っていることから実績報告書の提出はありません。 【その他の提出書類】		【審査体制】 【審査内容・方法】		

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	7,128,000 円	5,730,000 円	6,258,000 円	6,258,000 円	7,704,000 円	7,704,000 円
		執行率 80.39 %		執行率 100.00 %		執行率 100.00 %	
	内訳等	99 件	84 件	92 件	92 件	114 件	114 件
		単価 6,000	単価 6,000	単価 6,000	単価 6,000	単価 6,000	単価 6,000
		補助率 月額×月数	補助率 月額×月数	補助率 月額×月数	補助率 月額×月数	補助率 月額×月数	補助率 月額×月数
		7,128,000 円	5,730,000 円	6,258,000 円	6,258,000 円	7,704,000 円	7,704,000 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
件		件	件	件	件	件	
単価	単価	単価	単価	単価	単価		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	経済的理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者84人に対して、この補助金を交付することにより保護者の負担を軽減することができました。この補助金を交付したことにより、児童・生徒の就学の安定性が図られたものと考えます。そのため、目標どおりの成果があったと考えます。		経済的理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者92人に対して、この補助金を交付することにより保護者の負担を軽減することができました。この補助金を交付したことにより、児童・生徒の就学の安定性が図られたものと考えます。そのため、目標どおりの成果があったと考えます。		経済的理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者114人に対して、この補助金を交付することにより保護者の負担を軽減することができました。この補助金を交付したことにより、児童・生徒の就学の安定性が図られたものと考えます。そのため、目標どおりの成果があったと考えます。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区は、補助金交付により経済的に困窮する保護者の負担を軽減する役割を担い、保護者は児童・生徒の就学の安定性を図る役割を担います。それぞれが役割を適切に分担し、目的を達成しています。			妥当性の	経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減する目的は、妥当と考えます。		
代替手段 効率性	この補助金は、経済的に恵まれない外国人学校の児童・生徒の保護者に対して、直接補助しているものであり、代替手段はなく妥当であると考えます。また、費用対効果からも、効果的・効率的に行なわれているものと考えます。			達成状況の	この補助金を交付したことにより、児童・生徒の就学の安定性が図られたものと考えます。そのため、目的に対しても、予定とおり達成されたものと評価しています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 補助金の交付により保護者の経済的負担を軽減し、児童・生徒の就学の安定性を図っています。このため、効果的な補助金の支給を行っているとして評価できます。				
課題	この補助金については、区のホームページでの周知のほか、対象学校についても周知徹底を図っていますが、制度を知らなかったという苦情も若干寄せられています。今後、周知方法について、更に工夫を重ねていくことが必要と考えます。			改革方針	左記の「課題」にあるように今後の周知方法について、更に工夫していくことが必要であることから、対象学校については、全員に配布してもらうよう学校に要請するなど工夫する必要があると考えます。		

補助事業評価シート

基本目標	*	個別目標	1	計画事業	番号	【事業名】
				経常事業		納税貯蓄組合連合会への事業助成
					枝事業名	

番号	82	* 区政運営編				
補助事業名	納税貯蓄組合連合会への事業助成			事業開始年度	昭和 26 年度	所管部 総務 部 所管課 税務 課
補助の目的	納税貯蓄組合法第10条の2に規定する納税貯蓄組合連合会が、新宿区の税務行政の協力団体として行う事業活動を奨励するため、補助金を交付する。 これにより、納期内納付の推進、口座振替納税の普及拡大等、自主納付の高揚と正しい税知識の普及を推進し、納税意識の高揚を図り、安定的な歳入を確保します。			補助の概要	納税貯蓄組合連合会に対し、補助対象事業に要する経費を、補助金として交付する。 補助対象事業は、区税の納期内納付および納税推進に関する事業や税知識の普及その他納税知識の普及、啓発に関する事業等です。	
				根拠(要綱等)	納税貯蓄組合法 新宿区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱	
補助対象(者)	団体 個人 【要件又は対象団体】 四谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 新宿納税貯蓄組合連合会			対象が特定の団体(者)か特定の団体(者)の場合の妥当性	特定の団体(者) 特定の団体(者)でない 【特定の団体の場合の妥当性】 両連合会ともに納税貯蓄組合法第10条の2に規定されたものであり、妥当です。	
補助対象費用	補助対象事業に要する経費 印刷製本費、物品・消耗品費等 その他：			補助率等(算出根拠)	補助事業に要する経費の1/2を限度として、予算の範囲内(要綱第4条) 平成21年度予算は800,000円 その他：	
支出方法	確定払 概算払 前金払					
補助金申請手続	提出書類・添付書類			選定・審査の体制・考え方		
	事業計画書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無し理由】 【その他の提出書類】 ・補助金交付申請書 ・連合会予算収支予算書 ・補助事業対象計画経費内訳書			選定方法 (公募の場合) <input type="checkbox"/> 外部審査委員 <input type="checkbox"/> (有の場合) の有無 (外部委員 <input type="checkbox"/> 人 / 全体数 <input type="checkbox"/> 人) 【審査方法】 区職員による審査(事業計画書の中で目的に当てはまる項目と該当経費を確認し、補助対象事業計画経費内訳書を精査を実施。)		
清算/実績報告	実績報告書提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合写しを提出) 【無し理由】 【その他の提出書類】 ・事業報告書 ・収支決算報告書 ・補助事業対象経費内訳書			【審査体制】 区職員による審査 【審査内容・方法】 収支決算報告書と申請書及び補助事業対象経費内訳書を審査し、補助目的に該当しているかを確認。		

	年度	19年度		20年度		21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
予算・決算	金額	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	780,264 円	800,000 円	800,000 円
			執行率 100.00 %		執行率 78.03 %		執行率 100.00 %
	内訳等	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
		単価 上限 1,000,000円	単価 上限 1,000,000円	単価 上限 1,000,000円	単価 上限 1,000,000円	単価 上限 800,000円	単価 上限 800,000円
		補助率 1/2	補助率 1/2	補助率 1/2	補助率 1/2	補助率 1/2	補助率 1/2
		1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	780,264 円	800,000 円	800,000 円
		件	件	件	件	件	件
		単価	単価	単価	単価	単価	単価
		補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
		円	円	円	円	円	円
件		件	件	件	件	件	
単価	単価	単価	単価	単価	単価		
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率		
円	円	円	円	円	円		
その他	その他	その他	その他	その他	その他		
円	円	円	円	円	円		
年度評価	評価区分	A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 D 目標を下回った C 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する		A 目標以上の成果 B 目標どおりの成果 C 目標を下回った 改正 制度改正等により見直しを要する	
	評価理由	会報による税源移譲に関する広報や都区合同納税キャンペーンへの参加及び独自キャンペーン活動での納税推進への大きな寄与があげられます。		税制改正に関する広報、都区合同納税キャンペーンへの参加及び独自キャンペーン活動での納税推進への大きな寄与があげられます。		税制改正に関する広報、都区合同納税キャンペーンへの参加及び税に対する中学生の作文の募集・表彰などの独自キャンペーン活動での納税推進や税知識の普及・啓発への大きな寄与があげられます。	
3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）							
役割分担	区は、税務署・都税事務所とともに、税制改正や申告等について広報紙等を通じて広報しています。納税貯蓄組合連合会は、主に地域において、納税思想の普及啓発にあたります。特に街頭におけるキャンペーンや自主的な納税に関する広報活動を展開しています。			妥当性の	納期内納付の推進と税知識や納税思想の普及・啓発を地域において積極的に推進していくことを目的としており、その目的は妥当です。		
代替手段	個人・事業者を問わず結成される組合であり、組合員の納税資金の貯蓄の斡旋等により納期内納付の推進を図るとともに、地域における納税思想の普及啓発を積極的に行っており、現在のところ、これに変わる手段等はありません。			達成状況の	税制改正に関する広報周知及び納期内納付や振替納税の推進キャンペーン等に積極的に取り組んでおり、概ね補助金に見合った事業が行われています。		
総合評価	【総合評価】（目的に照らして） 効果を十分発揮している 効果を発揮している 効果が十分でない		【評価理由】 税制改正に関する広報、都区合同納税キャンペーンへの参加及び独自キャンペーン活動等、納税推進への寄与と、税に対する中学生の作文の募集・表彰等、税知識の普及・啓発への寄与が大きかったことによるものです。				
課題	納税貯蓄組合の構成員の高齢化が進むとともに組合数及び組合員数が減少している状況にあります。納税貯蓄組合は納税貯蓄組合法に規定される団体であり、その第10条では国又は地方自治体は納税貯蓄組合に補助ができる規定がされています。本補助金は事業に対する補助としておりますので、実施事業が区にとってより多くの効果を生むようにすることが課題です。			改革方針	概ね補助金に見合った事業活動が実施されていますが、納税貯蓄組合の構成員の高齢化が進むとともに、組合数・組合員数が減少傾向にあり、連合会の活動もやや低下傾向にあります。このため、平成21年度に補助金額を減額しています。納税貯蓄組合連合会は地域において活動を行っている団体であり、他に同様の活動を行っている団体はありませんので、今後も補助を継続していきますが、区にとってより効果的な事業が実施されるよう、納税貯蓄組合連合会との協議を重ねていきます。		

平成22年度
内部評価実施結果報告書

印刷物作成番号

2010 - 3 - 2102

平成22年7月発行

編集・発行

新宿区総合政策部行政管理課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話 03 - 5273 - 4245(直通)

古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています

新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。